

正 誤 表

頁	行	誤	正
二六五	終 4	近部・藤泉	近部・藤原
二七一	終 1	永仁七十四	永仁七十四 <small>(マ)</small>
四四六	終 6	○平林文書	○大友文書
四七三	3	和名類聚抄	倭名類聚抄
五二九	1	大分市鶴鶴崎	大分市鶴崎

渡辺澄夫編

豊後国莊園公領史料集成五(下)

# 豊後国

植田莊・津守莊(勾保)・判田郷・戸次莊・丹生津  
留島地・高田莊・毛井村・大佐井郷・小佐井郷

# 史料

別府大学史料叢書第一期

刊行 別府大学付属図書館

## は し が き

本巻には前巻(五(下))に収載しきれなかった、大分郡莊郷の残り植田莊・津守莊(勾保)・判田郷・戸次莊・丹生津留畠地・高田莊の六所に、海部郡の毛井村・大佐井郷・小佐井郷の三所を加へ、計九所(勾保を一所とすれば十所)を収めることにした。

大分郡六所のうち、植田莊・津守莊は、和名抄郷の植田・津守各郷の莊園化したもの、戸次莊・判田郷・丹生津留畠地は、判田郷から分化したものらしい。高田莊の所属は未詳であるが、和名抄郷の記載順序からすれば跡部郷ないし笠祖郷の地にあたるかと推定するが、これを確証する資料が全くない。

海部郡三所は、大野川下流左岸の毛井村と、同川河口右岸の大佐井郷・小佐井郷の両郷である。毛井村は丹生郷のうち、後二郷は佐尉郷の分化したものである。

以上諸莊郷の立地は、大分川下流右岸から大野川下流左岸から右岸にわたり、国府所在地の荏隈郷や笠和郷を南から東に取り囲む状態に分布し、大分川・大野川下流の重要な渡河点をなしている。

こうした立地関係から、右の莊郷中には、撰関家領と国衙領の多いことが特徴的である。まず撰関家領としては、植田莊・津守莊・戸次莊・高田莊の四莊がある。各莊の面積は右の順からいへば、三百三十五町・百七十町・九十町・二百町歩で、当地としては大莊が多く、合計は七百九十五町歩余で他に比して圧倒的部分を占める。植田莊は藤原頼長領で、保元乱に没官されて後院領となった(同莊六号)。津守莊は皇嘉門院(藤原)領で、治承四年(一一八〇)

九条良通に譲与された(同莊四号)。聖子は藤原忠通の第一女で崇徳天皇の中宮。当莊は父忠通から譲与された九条領の一所で、右の通り異母弟九条兼実の長子良通に譲ったが、良通早世のため兼実が管領した(詳細は解説参照)。戸次莊も皇嘉門院領中の最勝金剛院領の一所で、これも良通に譲られ、兼実の管領したことは、前者と同じである。高田莊は藤原道長の二子教通の子九条相国信長の館に建てた九条堂に源を發し、のち殿舎を改めて城興寺と号したものである。高田莊の寄進も、城興寺成立の十二世紀前半頃であろう。城興寺の管領は以仁王から天台座主明雲等を経て、後院領・青蓮院領と転々するらしいが(解説)、發生的には撰関家領として成立したものである。

国衙領には、判田郷・毛井村・大佐井郷・小佐井郷の四所があるが、海部郡三所はすべて国衙領となっている。面積的には計百六十町余で、撰関家領の五分一程度ながら、国府中心の分布形態を示し、しかも河川の重要渡河点や、海岸の要所を占めることが注目される。

最後に残るのは、丹生津留畠地と津守莊の加納勾保(勾別符)の二所である。いずれも宇佐宮領常見名田のうちで、五卷(上)所収の勝津留畠と併せて大分郡内常見名田三所を形成する(丹生津留畠地二号)。勾保は当初は廿六町七反、丹生津留畠地は二十町(二十五町)とあり、小所であるのが常見名田の特徴で、撰関家領などと比較すべくもない。このうち丹生津留畠地は、これまで臼杵莊深田地区に比定され、また「丹生津留」とある所から、大分郡荏隈郷の豊饒(たにょう)に擬せられた問題の莊園である。しかし「大友親世所領所職等注進状案」(植田莊八二号)に「丹生津留村」とあるのがこれに当るとすれば、「丹生」は「丹生」の誤写で、富饒説は根拠を失うし、臼杵莊深田説は丹生津留畠地が大分郡内にある前提条件に抵触し、成立の可能性がない。本巻では『大分市史』が調査した、日向街道上の丹生駅比定地に接する大分郡側の俗称丹生津留の地(大分市大字松岡)に比定したが(解説参照)、四至の特定等は今後の課題である。

本巻所収の「豊後国大分郡津守村内曲村御検地帳」は東京大学史料編纂所の許可を得、口絵写真「豊後国留守所下文案」は宮内庁書陵部、「宇佐宮假殿地判指図」は宇佐神宮庁の許可をえて掲載させて頂いた。「地判指図」については、藤田精一氏から写真フィルムを貸与された。ともに衷心から謝意を表する。

なお金石文については、引き続き望月友善著『大分の石造美術』・日名子太郎編『大分県金石年表』を参照し、白井昭一氏の示教を得た。「竹中家文書」や大分市大字・小字コード表については、市教育委員会社会教育課秦政博氏の協力をえた。また「曲村御検地帳」は県史編纂室の写真を利用させて頂き、佐藤満洋氏の読本『大分市の文化財』(二三)を参照した。ともに御礼を申し上げたい。

平成二年九月七日

編者

## 凡 例

一 本巻は『豊後国荘園公領史料集成』の第五巻(下)として、大分郡「植田荘史料」一三三点(うち付録二・補遺一)、「津守荘史料」九九点(うち付録二)、「判田郷史料」四四点(うち付録一・補遺一)、「戸次荘史料」八五五点(うち付録四)、「丹生津留畠地史料」七点、「高田荘史料」一三二点(付録二・補遺二)、「海部郡」「毛井村史料」一〇三点(付録二)、「大佐井郷史料」三一点(付録二)、「小佐井郷史料」三三三点(付録二)、「総計六六六点を収めた。

一 史料蒐集に当たっては、文書のみならず、記録・編著・系図・金石文等、参考しうるものは可能な限り網羅することにとめた。『大分県史料』所載の文書は、可能な限り原本校合を期したが、果たしえなかったものがある。

一 史料蒐集は、当該荘公の地名中心を原則としたが、該地域を本領とした地頭・御家人・国人衆等については、人名中心の編集法をも併用し、一層の完全を期した。

一 同一史料で二荘郷以上に関連あるものの内、必要と認めたもの以外は、初出(又は最も関係の深い)荘郷に本文を掲げ、他は史料標題と参照注を付し、本文全体は省略した。ただし重要史料は、直接関係部分のみを摘記した所もある。

一 一国全体に関する長文史料は、初出(又は最も関係の深い)荘郷に当該郡全体を摘出し、以下の荘郷には標題のみを掲げ、参照注を付した。全文はできうれば全巻末に「豊後総国史料」(仮称)を立て、これを収載するように

したい。

一 一国平均役等で、特定荘郷に関するものは当該荘郷に掲げ、なお荘郷特定なき史料とともに、「豊後総国史料」に再録する予定。

一 頁数節減のため、長文史料は二段組とし、とくに検地帳類は活字を落とし小字とした。

一 文書名は、原則として正文・案文・写等を区別したが、記録・編著によるものは、その区別を示さなかった。

一 文書名の下に、史料名・出典等を注記し、原本・現物の場合は所在地・所蔵者等を記入した。

一 頭注として文書内容の梗概、および重要な地名・人名等を摘記した。ただし二段組とした長文史料及び検地帳類については、これを省略せざるをえなかった。

一 各荘郷ごとに、付録として大字・小字表を加え、地名にはすべて読み仮名（及び現地読み）を付した。ただし荘園時代の厳密な境域画定は今後の課題であり、あくまで一応の参考として掲げたにすぎない。なお「丹生津留畠地」については、凡その地点を示しただけで、小字の特定は不可能であった。

一 原文には、句点（・）・並列点（、）を付し、異字・俗字・変体仮名等は、原則として正字・現行仮名に改めた。

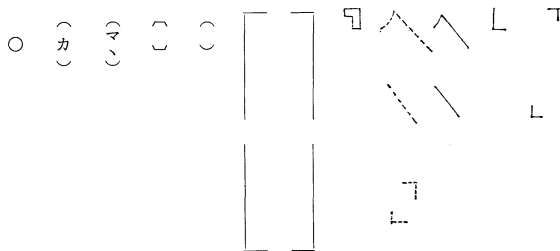
一 巻末に、当該荘園の所在地及び関係地名等を示す地形図を付した。

一 編者の用いた記号は、左の通りである。

□      □      □      □  
欠字。

ㄣ      ㄣ      ㄣ      ㄣ  
墨抹で、原字判読可能なものの左側に付した。

▨      ▨      ▨      ▨  
墨抹で、原字不明のもの。



異筆・追筆・金石文の所在部位等を示す。

薄冊の丁折目、丁替り目。

墨合点。

朱合点。朱書。

糊放れ・札紙等の別紙。

首欠。

尾欠。行間にあるものは中間欠。

欠部・誤記・誤脱等に対する編者の案、年月・地名・人名の傍注等。

異本・他本との校異。

文字の誤記・誤脱等。

原本の判読に疑問のあるもの。

編者の説明。



異筆・追筆・金石文の所在部位等を示す。

薄冊の丁折目、丁替り目。

墨合点。

朱合点。朱書。

糊放れ・札紙等の別紙。

首欠。

尾欠。行間にあるものは中間欠。

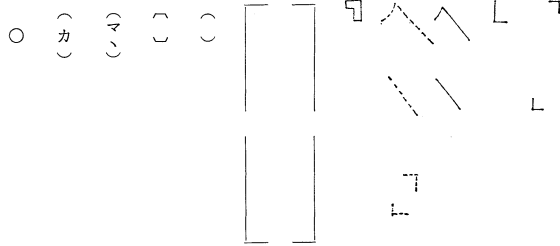
欠部・誤記・誤脱等に対する編者の案、年月・地名・人名の傍注等。

異本・他本との校異。

文字の誤記・誤脱等。

原本の判読に疑問のあるもの。

編者の説明。



# 目次

## 植田莊史料

一	貞 觀	十一年三月廿二日	豐後國風土記	.....	一
二	延喜式	.....	日本三代實錄	.....	一
三	豐後國志	.....	.....	.....	二
四	倭名類聚抄	.....	.....	.....	三
五	太政官符案	.....	.....	.....	四
六	保 元	二年三月廿五日	由原宮宮師僧院清讓狀	.....	六
七	長 寛	二年九月三日	大神系圖	.....	七
八	宇佐宮假殿地判指圖	.....	.....	.....	九
九	(文治年中)	.....	豐後國圖田帳案斷簡	.....	三
一〇	(建久八年カ)	.....	大神田利綱讓狀案	.....	三
二	ふんゑい七ねん	二月五日	後嵯峨院御處分帳案	.....	四
三	文 永	九年正月十五日	大神系圖	.....	六
三	弘 安	八年九月晦日	豐後國圖田帳案	.....	六
五	正 應	二年 <small>歲次己丑</small> 三月三日	由原宮宮師僧圓清讓狀	.....	三
六	永 仁	五年十月廿一日	植田三郎朝綱代子息大神成綱請文	.....	三

七	正和	三年十一月廿五日	大神頼成讓狀	……………	(早稻田大学所蔵後藤文書)	三
六	正和	參年十一月廿五日	大神頼成讓狀	……………	(同上)	三
元	正和	四年十二月廿八日	大神のよりなり讓狀	……………	(同上)	三
二	元亨	(元九) 二年八月五日	鎮西 <small>北條</small> 御教書	……………	(柞原八幡宮文書)	三
三	嘉曆	三年六月九日	鎮西 <small>北條</small> 御教書	……………	(碩田叢史田原家文章)	三
三	元徳	二年十二月五日	鎮西 <small>北條</small> 御教書	……………	(早稻田大学所蔵後藤文書)	三
三	元徳	三年二月廿七日	鎮西 <small>北條</small> 御教書	……………	(同上)	三
四	元徳	三年二月	大神惟政重申狀	……………	(同上)	三
五	正慶	二年後二月廿日	鎮西 <small>北條</small> 御教書	……………	(伊東東菟集文書)	三
六	建武	元年十月十日	雜訴決斷所牒	……………	(早稻田大学所蔵後藤文書)	三
七	建武	三年四月十三日	足利直義軍勢催促狀	……………	(同上)	三
六	建武	三年六月八日	植田 <small>神</small> 大寂圓軍忠狀	……………	(伊東東菟集文書)	三
元	建武	三年六月	植田 <small>神</small> 大寂圓軍忠狀	……………	(同上)	三
三	建武	三年七月廿八日	植田 <small>神</small> 大寂圓軍忠狀	……………	(早稻田大学所蔵後藤文書)	三
三	建武	四年二月七日	一色道猷 <small>範</small> 氏恩賞宛行狀	……………	(入江文書)	三
三	建武	四年二月廿八日	一色道猷 <small>範</small> 氏書下	……………	(肥前深堀文書)	三
三	建武	四年三月廿日	一色道猷 <small>範</small> 氏恩賞宛行狀案	……………	(野津氏(吉岡家)文書)	三
三	建武	四年五月廿六日	小俣道刺書下案	……………	(肥前深堀文書)	三
三	建武	四年七月廿七日	豊後守護代植田 <small>神</small> 大寂圓請文	……………	(柞原八幡宮文書)	三
三	建武	四年八月三日	豊後守護代植田 <small>神</small> 大寂圓請文	……………	(肥前深堀文書)	三
三	建武	四年九月廿三日	足利直義下文	……………	(浅井文書)	三

元	建	武	四年十月九日	沙彌某遵行狀	.....	(靈山寺文書)	.....	四
元	建	武	四年十一月四日	散位某奉書	.....	(早稻田大学所蔵後藤文書)	.....	三
四	建	武	四年十二月廿四日	一色道猷 <sup>範</sup> 氏書下	.....	(肥前深堀文書)	.....	三
四	建	武	五年三月廿八日	植田有快請文案	.....	(同)	.....	三
四	建	武	五年三月廿八日	賀來成阿請文案	.....	(同)	.....	三
三	建	武	五年九月十二日	一色道猷 <sup>範</sup> 氏施行狀	.....	(志賀文書)	.....	三
四	建	武	元年十一月五日	豊後守護代沙彌寂本請文	.....	(同)	.....	三
四	建	武	元年十一月六日	植田有快請文	.....	(同)	.....	三
四	建	武	元年十二月廿九日	一色道猷 <sup>範</sup> 氏書下	.....	(同)	.....	三
四	建	武	元年十二月廿九日	一色道猷 <sup>範</sup> 氏書下	.....	(同)	.....	三
四	建	武	二年二月廿五日	植田有快請文	.....	(同)	.....	三
四	建	武	二年七月廿三日	一色道猷 <sup>範</sup> 氏書下	.....	(同)	.....	三
四	建	武	二年十月廿六日	一色道猷 <sup>範</sup> 氏書下	.....	(同)	.....	三
五	建	武	二年十月廿六日	一色道猷 <sup>範</sup> 氏書下寫	.....	(同)	.....	三
三	建	武	三年正月十六日	賀來生阿請文	.....	(同)	.....	三
三	建	武	三年正月十八日	植田有快請文	.....	(同)	.....	三
三	建	武	四年六月十二日	一色道猷 <sup>範</sup> 氏書下	.....	(同)	.....	三
三	建	武	四年六月十二日	一色道猷 <sup>範</sup> 氏書下	.....	(同)	.....	三
三	建	武	四年十月十九日	一色道猷 <sup>範</sup> 氏施行狀	.....	(植田叢史田原家文章)	.....	三
三	建	武	二年二月四日	室町將軍 <sup>尊</sup> 氏家御教書	.....	(植田文書)	.....	三
三	建	武	三季十二月十六日	光吉五輪塔銘	.....	(大分の石造美術)	.....	三
三	建	武	六年四月五日	木ノ上少林寺板碑銘	.....	(同上)	.....	三

目次

㊦	貞和	六祀 <small>廣</small> 卯月五日	木ノ上少林寺板碑銘	……………	(大分の石造美術)	……………	㊦
㊥	貞和	六年卯月□□	木ノ上少林寺板碑銘	……………	(同 上)	……………	㊥
㊤	貞和	六月五日□□ <small>(廿六)</small> 日	木ノ上少林寺板碑銘	……………	(同 上)	……………	㊤
㊤	貞和	六季	木ノ上少林寺板碑銘	……………	(同 上)	……………	㊤
㊤	ちやうわ	六年 <small>かのへ</small> 四月十九日	植田莊分地村坪付注文	……………	(早稲田大学所蔵後藤文書)	……………	㊤
㊤	觀應	二年六月廿七日	足利直冬御教書	……………	(同 上)	……………	㊤
㊤	文和	二年四月五日	豊後守護大友氏時施行狀	……………	(草野文書)	……………	㊤
㊤	文和	三年六月十八日	萬壽寺首座智徹等連署書狀	……………	(大友文書)	……………	㊤
㊤	延文	元年十一月日	大友氏宗軍勢催促狀	……………	(早稲田大学所蔵後藤文書)	……………	㊤
㊤	延文	四年七月廿五日	足利義詮御判御教書	……………	(同 上)	……………	㊤
㊤	延文	四年十二月廿九日	豊後守護大友氏時施行狀	……………	(草野文書)	……………	㊤
㊤	正平	二年九月廿日	惠良惟澄官軍等恩賞所望闕所地注文	……………	(阿蘇家文書)	……………	㊤
㊤	康安	二年十一月十一日	惠良惟澄注進闕所中指合所領注文寫案	……………	(同 上)	……………	㊤
㊤	康安	二年十一月十一日	豊後守護大友氏時書下案	……………	(永弘文書)	……………	㊤
㊤	貞治	三年二月日	豊後守護大友氏時書下案	……………	(同 上)	……………	㊤
㊤	貞治	三年二月日	大友氏時當知行所領所職等注進狀案	……………	(大友文書)	……………	㊤
㊤	正平	廿四年十二月十一日	征西將軍宮 <small>懷良</small> 親王令旨	……………	(尾張鈴木文書)	……………	㊤
㊤	正平	廿四年十二月十一日	征西將軍宮 <small>親王</small> 令旨	……………	(同 上)	……………	㊤
㊤	安永	五年正月十三日	室町將軍 <small>義満</small> 家御教書	……………	(早稲田大学所蔵後藤文書)	……………	㊤
㊤	安永	五年二月廿二日	大友親世知行預ケ狀	……………	(同 上)	……………	㊤
㊤	安永	六年三月廿九日	大友氏繼知行預ケ狀	……………	(同 上)	……………	㊤

八	永 和	二年三月廿一日	室町將軍 <small>滿義</small> 家御教書	……………	(同 上)	六
七	永 德	三年七月十八日	大友親世當知行所領所職等注進狀案	……………	(大友文書)	六
六	永 <small>(應)</small>	二十三年丙申四月十五日	敷戶清泰寺墓地寶篋印塔銘	……………	(大分県金石年表)	六
五	永	十月十六日	大友親隆知行預ヶ狀	……………	(大友家文書錄)	六
四	文	元年 <small>酉辛</small> 十二月十三日	賀來社遷宮等次第記	……………	(柞原八幡宮文書)	六
三	永	(永正十三年) 十二月廿三日	大友親安 <small>鑑義</small> 知行預ヶ狀	……………	(大友家文書錄)	六
二	永	正 十三年十二月廿三日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(同 上)	六
一	永	(永正十四年丁丑正月)	植田莊政所 <small>(九)</small> 打渡狀	……………	(同 上)	六
〇	永	正 十七庚辰七月十日	外園大泉寺跡寶篋印塔銘	……………	(大分県金石年表)	六
			大久保氏本地坪付注文	……………	(大久保文書)	七
			入田親廉書狀	……………	(大友家文書錄)	七
		十一月十八日	大友氏加判衆連署書狀	……………	(植田文書)	七
		十一月廿日	大友義鑿感狀	……………	(大友家文書錄)	七
		十一月廿二日	大友義鑿一跡安堵狀	……………	(同 上)	七
		十二月三日	大友義鑿感狀	……………	(植田文書)	七
		正月吉日	賀來 <small>(九)</small> 鑑重知行預ヶ狀	……………	(宮師文書)	七
		九月廿六日	大友義鑑感狀	……………	(大友家文書錄)	七
		五月十一日	大友義鑑感狀	……………	(同 上)	七
		九月十四日	大友義鑑知行預ヶ狀	……………	(植田文書)	七
		三月廿九日	大友義鑑一跡安堵狀	……………	(大友家文書錄)	七
		八月十三日	大友義鑑書狀	……………	(大友松野文書)	七
		卯月六日	大友義鎮書狀	……………	(大友家文書錄)	七

一〇三	(天文十九年)	壬五月廿日	大友義鎮書狀	……………	(大友家文書録)	……………	六
一〇四	(天文十九年)	七月廿日	大友義鎮感狀	……………	(同上)	……………	六
一〇五	天 文	廿年 六月廿八日	源大友義鎮靈山寺学頭職安堵狀	……………	(同上)	……………	六
一〇六	(天文廿一年)	三月廿日	大友義鎮知行預ヶ狀	……………	(永富文書)	……………	六
一〇七	天 文	廿一年三月廿日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(同上)	……………	六
一〇八			豊後國志	……………	……………	……………	六
一〇九	天 文	廿三年霜月三日	植田莊段錢請取狀	……………	(大友家文書録)	……………	六
一一〇		二月廿三日	大友宗麟 <sup>義</sup> 鎮跡目安堵狀	……………	(植田文書)	……………	六
一一一		八月五日	大友宗麟 <sup>義</sup> 一跡安堵狀	……………	(大友家文書録)	……………	六
一一二	(元龜元年)	三月二日	大友宗麟 <sup>義</sup> 鎮知行預ヶ狀	……………	(同上)	……………	六
一一三		九月廿三日	大友宗麟 <sup>義</sup> 鎮書狀	……………	(同上)	……………	六
一一四	天 正	六年 三月五日	源大友義統安堵狀	……………	(同上)	……………	六
一一五	天 正	六年 九月廿七日	大友義統安堵狀	……………	(円寿寺文書)	……………	六
一一六	(天正八年)	二月十六日	戸次道雪 <sup>鑑</sup> 書狀案	……………	(立花家文書)	……………	六
一一七	(天正八年カ)	三月廿三日	大友義統感狀	……………	(植田潤六文書)	……………	六
一一八	(天正八年カ)	六月廿四日	大友義統跡目安堵狀	……………	(永富文書)	……………	六
一一九	(天正九年カ)	正月廿八日	大友義統跡目安堵狀	……………	(植田文書)	……………	六
一二〇	天 正	十年 卯月十日	大友義統安堵狀	……………	(円寿寺文書)	……………	六
一二一	天 正	十五年 八月十三日	植田莊内賀來刑部丞跡坪付	……………	(柞原八幡宮文書)	……………	六
一二二	(天正十五年)	八月廿四日	大友義統感狀	……………	(植田文書)	……………	六
一二三	(年未詳)	十一月廿八日	田原紹忠・同親盛連署書狀	……………	(植田潤六文書)	……………	六
一二四	天 正	十七年 三月廿八日	天正十六年參宮帳寫	……………	(後藤作四郎文書)	……………	六

一三	天 正 十九年 <sup>辛卯</sup> 三月六日	大友吉統書狀……………	(永富文書)	三九
一四	天 正 十九年 <sup>辛卯</sup> 八月吉日	豊後國御檢地目録……………	(大友家文書録)	四〇
一五	文 祿 元年三月吉日	植田莊名々貫高給人注文寫……………	(利光則之文書)	四一
一六	文 祿 貳年八月廿九日	豊後國大分郡植田莊之内 <sup>高城村</sup> 御檢地帳……………	(安東清一文書)	四二
一七	文 祿 三年正月九日	由原山宮主坊拘分供田注文……………	(柞原八幡宮文書)	四三
一八	文 祿 三年正月九日	植田莊木上邑千歲山少林寺梵鐘銘寫……………	(少林寺扁額)	四四

付 録

一	大神系圖……………	(筑後太田吉藏本)	四七	
二	大分市植田地區・大分郡野津原町大字・小字一覽表……………		四八	
三	補 遺……………		四九	
四	天 文 十八・正・十六	大友氏條々書札禮……………	(大友義一文書)	五〇

津守莊(勾保)史料

一	豊後國風土記……………		五三	
二	倭名類聚抄……………		五四	
三	八幡宇佐宮御神領大鏡……………	(到津文書)	五五	
四	ちそう 四年五月十一日	皇嘉門院 <sup>藤原</sup> 聖子 <sup>子</sup> 惣處分狀……………	(九条家文書)	五六
五	(文治年中)	宇佐宮假殿地判指圖……………	(宇佐八幡宮藏)	五七
六	造字佐宮課役注文案……………		(到津文書)	五八
七	元 久 元年四月廿三日	九條兼實讓狀案……………	(九条家文書)	五九
八	宇佐宮御神領次第案……………		(到津文書)	六〇
九	弘 安 八年九月晦日	豊後國圖田帳案……………	(内閣文庫本)	六一
一〇	建 武 元年五月一日	後醍醐天皇繪旨……………	(利根文書)	六二

目 次



二	建	武	元年七月八日	僧神賀契約狀案……………	(永弘文書)	一四〇
三	建	武	元年	僧神賀新三昧堂料所文書請取狀案……………	(同 上)	一四一
三	建	武	四年二月廿八日	一色道猷 <small>範</small> 氏書下……………	(肥前深堀文書)	一四二
四	建	武	四年五月廿六日	小俣道刺書下案……………	(同 上)	一四三
五	建	武	四年八月三日	植田寂圓請文案……………	(同 上)	一四四
六	建	武	四年十二月廿四日	一色道猷 <small>範</small> 氏書下……………	(同 上)	一四五
七	建	武	五年三月廿八日	植田有快請文案……………	(同 上)	一四六
八	建	武	五年三月廿八日	賀來成阿請文案……………	(同 上)	一四七
九	曆	應	四年八月廿五日	沙彌某奉書案……………	(利根文書)	一四八
一〇	康	永	二年西八月 日	大分社賣塔銘……………	(白井昭一調査記錄)	一四九
一一				豐後國志……………		一五〇
一二	正	平	十三年五月廿一日	宇佐大宮司宇佐 <small>成宮</small> 公居舉狀案……………	(永弘文書)	一五〇
一三	永	和	二年卯月一日	氏貞書下……………	(大分社文書)	一五一
一四	永	德	二年 <small>いぬのへ</small> 十二月五日	某契約狀……………	(永弘文書)	一五二
一五	應	永	二年 <small>うしひのと</small> 五月三日	によ一文書預ヶ狀……………	(利根文書)	一五三
一六	「應永十二酉」		七月廿九日	生石定勝・古庄秀次連署書狀……………	(同 上)	一五四
一七	「應永十三戌」		三月三日	古庄正藤・本庄侑則連署奉書……………	(同 上)	一五五
一八	應	永	十三年五月廿五日	生石定勝等連署打渡狀……………	(同 上)	一五六
一九	元	(應永十八年)	十二月六日	大友祖高 <small>世親</small> 書狀……………	(同 上)	一五七
二〇	應	永	廿年八月卅日	永弘重輔寄進狀案……………	(永弘文書)	一五八
二一	應	永	廿六年八月廿七日	熊野山長床衆衆議狀……………	(大友家文書錄)	一五九
二二	正	長	元年八月十一日	永弘光世番長職等讓狀……………	(永弘文書)	一六〇



癸	〔文龜三年九〕	〔 〕日	聖護院道興書狀……………	(大友家文書錄)	……………	一四
壬	文 龜 參年	十月吉日	松崎光惟書狀……………	(大分社文書)	……………	一三
癸	〔文龜三九〕	年十二月卅日	室町幕府奉行人奉書……………	(大友家文書錄)	……………	一五
壬		十一月八日	永弘重行書狀……………	(永弘文書)	……………	一五
癸		九月二日	左衛門三郎書狀案……………	(大分社文書)	……………	一六
癸		九月五日	齋藤隆實・堀榮連署書狀……………	(同 上)	……………	一七
空	永 正 六年巳	九月十五日	堀榮・齋藤隆實・松崎惟貞連署奉書……………	(同 上)	……………	一七
空	永 正 拾年十一月		智蓮光院宣世申狀……………	(古今熊野記錄)	……………	一六
空	永 正 十四年三月十一日		室町幕府奉行人連署奉書案……………	(同 上)	……………	一六
空		六月廿九日	白杵長景書狀……………	(大友家文書錄)	……………	一六
空	永 正 十四年九月廿二日		奈津助幸・右田長宜連署分錢請取狀……………	(大分社文書)	……………	一六
空		三月廿三日	大友親敦 <sup>義</sup> 鑑書狀……………	(大友家文書錄)	……………	一七
空		七月九日	大友義鑑書狀……………	(同 上)	……………	一七
空		十二月十八日	松崎鑑貞書狀……………	(永弘文書)	……………	一七
空	(天文廿二年)	十二月廿七日	松崎鑑貞書狀……………	(同 上)	……………	一七
空		八月十八日	白杵鑑增・吉弘鑑加・志賀一樂連署書狀案……………	(同 上)	……………	一七
空		十月六日	志賀鑑榮遷宮還宮料足等渡狀……………	(大分社文書)	……………	一七
空		十月廿三日	林鑑實社米錢送狀案……………	(永弘文書)	……………	一七
空		十月廿三日	林鑑實書狀案……………	(同 上)	……………	一七
空		〔 〕月十三日	白杵鑿增書狀案……………	(同 上)	……………	一五
空			某書狀……………	(同 上)	……………	一五
空		十二月十三日	白杵鑑增書狀案……………	(同 上)	……………	一七
空		十二月六日	白杵鑑增書狀案……………	(同 上)	……………	一七



判田郷史料

一	豐後國風土記	三九
二	倭名類聚抄	三九
三	宇佐宮假殿地判指圖	三九
四	長 六年六月五日 法眼幸秀・頼秀連署契約狀	三九
五	弘 安 八年九月晦日 豐後國圖田帳案	三九
六	文 和 三年六月十八日 萬壽寺首座智徹等連署書狀	三〇
七	貞 治 三年二月 日 大友氏時當知行所領所職等注進狀案	三〇
八	永 德 三年七月十八日 大友親世當知行所領所職等注進狀案	三〇
九	(年未詳) 六月廿九日 寒田親景書狀	三三
一〇	(明應八年) 八月十三日 大友親治感狀	三三
二	十一月六日 大友親治感狀	三三
三	文 龜 元年 <small>西辛</small> 十一月廿一日 賀來社遷宮等次第記	三四
三	九月廿五日 大友親治知行預々狀寫	三四
四	(大永七年) 十一月廿七日 大友義鑿感狀寫	三五
五	(享祿三年) 四月三日 大友義鑿受領狀	三五
六	九月廿一日 大友義鑿受領狀寫	三六
七	十月廿八日 大友義鑿一字狀寫	三六
八	九月九日 大友義鑑知行預々狀寫	三六
九	三月十八日 大友氏家臣等連署願文	三七
一〇	(天文七年カ) 八月廿九日 清田鑑綱書狀	三七
二	(年未詳) 卯月十三日 清田鑑綱安堵狀	三九

三	天	文	二十年六月十九日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(五条文書)	……………	三〇
三	天	(天文二十一年)	五月六日	大友義鎮書狀寫	……………	(清田文書)	……………	三一
三	天	文	廿一年六月七日	大友氏肥後國檢使中連署打渡狀寫	……………	(同)	……………	三二
三	天	(天文廿一年)	八月十一日	大友義鎮書狀寫	……………	(同)	……………	三三
三	天	(天文廿一年)	十一月六日	大友義鎮代官職宛行狀寫	……………	(同)	……………	三四
三	天	(天文廿一年)	十一月廿日	大友義鎮書狀寫	……………	(同)	……………	三五
三	天	(天文廿一年)	十二月十三日	大友義鎮知行預ケ狀寫	……………	(同)	……………	三六
三	天	(天文廿一年)	十二月廿日	大友義鎮書狀寫	……………	(同)	……………	三七
三	天	(天文廿一年)	六月十五日	大友義鎮安堵狀寫	……………	(同)	……………	三八
三	天	正	十一月十五日	大友氏加判衆連署書狀寫	……………	(同上)	……………	三九
三	天	正	六月卯月十日	大友義統土持要書合戰頸弁手負・討死注文一見狀	……………	(佐土原文書)	……………	四〇
三	天	(天正六年)	卯月十五日	大友宗麟 <small>(義力)</small> 感狀寫	……………	(清田文書)	……………	四一
三	天	一五八二(天正十)年	……………	一五八二 <small>(天正)</small> 年日本年表	……………	(イエズス会の通信)	……………	四二
三	天	(天正十四年)	十月廿八日	大友義統感狀寫	……………	(清田文書)	……………	四三
三	天	(天正十四年)	十一月六日	大友義統書狀	……………	(波津久文書)	……………	四四
三	天	正	二月十四日	大友吉統安堵狀	……………	(大友家文書錄)	……………	四五
三	天	正	十月十三日	下郡村段米徴符并請取狀	……………	(宮節文書)	……………	四六
三	天	正	八月吉日	豊後國檢地目錄案	……………	(大友家文書錄)	……………	四七
三	天	正	十月七日	大友吉統一字狀寫	……………	(清田文書)	……………	四八
三	天	祿	三年正月九日	由原山宮主坊拘分供田注文	……………	(柞原八幡宮文書)	……………	四九
三	天	祿	三年正月九日	清田系圖	……………	(太宰管内志)	……………	五〇

目次

補遺

一 (天正八年頃) 八月廿二日 大友義統書狀……………(金子某文書)……………二五

戸次莊史料

一 豊後國風土記……………(杵原八幡宮文書)……………二五

二 倭名類聚抄……………(九条家文書)……………二五

三 ちそう 四年五月十一日 皇嘉門院藤原惣處分狀……………(宇佐八幡宮藏)……………二五

四 (文治年中) 宇佐宮假殿地判指圖……………(九条家文書)……………二五

五 元 久 元年 四月廿三日 九條兼實置文……………(東大史料編纂所影写本)……………二六

六 (寛喜二年) 大友家文書錄……………(九条家文書)……………二六

七 建 長 二年十一月 日 九條道家初度惣處分狀……………(平林本)……………二六

八 弘 安 八年九月晦日 豊後國大田文案……………(内閣文庫本)……………二六

九 弘 安 八年九月晦日 豊後國圖田帳案……………(九条家文書)……………二六

一〇 正 應 六年三月十七日 九條家文庫文書目錄……………(大友系図)……………二六

一一 永 仁 七年正月廿七日 關東御教書案……………(薩藩旧記雜錄)……………二七

一二 永 仁 七年十月四日 鎮西引付記……………(旧典類聚)……………二七

一三 自 永 仁 七年四月十日 鎮西引付記……………(岡山県金石史統編)……………二七

一四 文 保 二年十二月十八日 戸次莊松岡長興寺鐘銘……………(杵原八幡宮文書)……………二七

一五 豊後國志……………(鎮西古文書編年録)……………二七

一六 「嘉曆三」 三月廿七日 戸次頼時書狀……………(所収戸次古文書)……………二七

一七 建 武 三年三月 日 戸次頼尊軍忠狀寫……………(杵原八幡宮文書)……………二七

一八 建 武 三年七月廿七日 源次朝直書下……………(早稻田大学所藏後藤文書)……………二七

一九 建 武 三年七月廿八日 植田大寂圓軍忠狀……………(早稻田大学所藏後藤文書)……………二七

二〇	八月四日	戸次朝直卷數請取狀……………	(柞原八幡宮文書)	二二
二一	三年八月廿四日	九條道教官領目録案……………	(九条家文書)	二二
二二	三年八月廿四日	九條道教官領目録案……………	(同上)	二三
二三	四年十一月十二日	源次頼時軍勢催促狀……………	(柞原八幡宮文書)	二五
二四	四年十一月廿六日	戸次頼時施行狀……………	(同上)	二五
二五	四年十二月五日	工藤致郷軍忠狀……………	(長野康雄文書)	二六
二六	四年十月十日	戸次頼時和興狀……………	(柞原八幡宮文書)	二六
二七	三年二月 日	宇佐宮神官大神 <small>田小山</small> 宇貞申狀……………	(小山田文書)	二七
二八	二年六月一日	戸次頼時起請文……………	(阿蘇家文書)	二八
二九	二年六月一日	戸次朝直起請文……………	(同上)	二八
三〇	元庚子八十□	利光成大寺寶篋印塔銘……………	(大分の石造美術)	二九
三一	七年正月二日	都甲 <small>大</small> 惟元軍忠狀……………	(都甲文書)	二九
三二	三月五日	玄收 <small>親</small> 宣書狀……………	(入江文書)	二九
三三	元年十一月廿二日	足利義詮袖判下文……………	(大友家文書録)	二九
三四	二年四月五日	豊後守護大友氏時遵行狀……………	(草野文書)	二九
三五	二年四月五日	豊後守護大友氏時遵行狀……………	(同上)	二九
三六	二年十一月六日	田原正曇 <small>直</small> 護狀……………	(入江文書)	二九
三七	三年三月廿三日	豊後守護大友氏時舉狀……………	(草野文書)	二九
三八	三年十月十六日	戸次淨心 <small>重</small> 申狀案……………	(大友文書)	二九
三九	五年 <small>庚子</small> 三月十五日	楠木生石造五重塔銘……………	(大分県の文化財)	二五
四〇	二年七月十二日	足利義詮袖判下文……………	(大友家文書録)	二六
四一	四年二月十七日	吉弘氏輔・宇野宗經 <small>カ</small> 連署遵行狀……………	(竹中家文書)	二六

目次



四	貞治	五年九月廿二日	足利義詮袖判下文	……………	(大友文書)	三〇七
四	(正平廿一年五月)		改姓築山河野家譜	……………	(大日本史料)	三〇七
四	永和	元年七月五日	後圓融天皇綸旨	……………	(山城玉鳳院文書)	三〇六
四	康曆	元年潤四月廿八日	足利義滿御判御教書案	……………	(立花文書)	三〇六
四	康曆	元年十二月廿四日	足利義滿袖判下文	……………	(入江文書)	三〇六
四	永德	二年十一月七日	室町將軍義家御教書	……………	(大友文書)	三〇〇
四	永德	三年七月十八日	大友親世當知行所領所職等注進狀案	……………	(同 上)	三〇〇
四	永德	第三曆癸亥十月廿二日	竹中勝光寺六角石幢銘	……………	(大分の石造美術)	三〇二
五	「應永二年」	八月十九日	戸次直世書狀	……………	(荒卷文書)	三〇三
五	應永	八月十一日	京都不審條々事書	……………	(禰寝文書)	三〇三
五	應永	八月廿二日	家次奉書	……………	(奥嶽文書)	三〇三
五	應永	八月廿二日	川原寶塔銘	……………	(大分県金石年表)	三〇四
五	應永	八月廿二日	源次直世寄進狀	……………	(柞原八幡宮文書)	三〇四
五	天文	十六年丁未十月□日	大久保氏本地坪付注文	……………	(大久保文書)	三〇五
五	天文	廿年辛亥十一月廿日	上戸次大塔念佛坂磨崖碑銘	……………	(大分県金石年表)	三〇六
五	天永	祿十一年正月十八日	且野原日ヶ出寶篋印塔銘	……………	(同 上)	三〇七
五	天永	祿十一年正月十八日	大友宗麟義鎮名字狀	……………	(大友家文書録)	三〇七
五	天永	祿十一年正月十八日	大友宗麟義鎮加冠狀	……………	(同 上)	三〇七
五	天永	卯月九日	大友義統感狀	……………	(帆足市太文書)	三〇八
五	(天正九〜十年頃)	二月十六日	大友義統安堵狀	……………	(同 上)	三〇八
五	(天正十一〜十二年頃)	二月十五日	大友義統安堵狀寫	……………	(同 上)	三〇九
五	(天正十一〜二年頃)	三月二日	大友義統知行宛行狀寫	……………	(同 上)	三〇九
五	(天正十二年九)	九月十一日	大友義統感狀	……………	(戸次隆義文書)	三〇〇

空	(天正十四年)	九月十九日	大友義統跡目安堵狀	(渡辺澄夫蒐集文書)	三〇	
突	(天正十四年)	九月十九日	大友義統跡目安堵狀	(徳丸文書)	三一	
宅	(天正十四年)	十月卅日	大友義統感狀寫	(岡部忠右衛門文書)	三二	
六			豊後國志		三三	
六			豊後國大分郡戸次莊合戰次第	(大友家文書録)	三三	
七			豊薩合戰記	(同上)	三六	
七			利光羈ヶ城合戰承傳覺	(同上)	三〇	
三	(天正十五年)	二月廿六日	大友義統書狀	(加藤敦士文書)	三二	
三	(天正十五年)	三月廿三日	吉川元長書狀	(吉川家文書別集)	三二	
三		十月十九日	大友義統勝光寺代官職預ヶ狀	(勝光寺文書)	三三	
三	(天正十六、七年)	十一月十四日	大友吉統一字狀	(帆足市太文書)	三三	
天	正	十八年七月廿日	天正十六年參宮帳寫	(後藤作四郎文書)	三四	
天	正	十九年 <sup>辛卯</sup> 八月吉日	豊後國檢地目錄案	(大友家文書録)	三四	
天	(年未詳)	八月廿四日	帆足清續書狀	(朝見八幡宮文書)	三四	
六			豊後國諸侍着到帳寫	(武内本・中島本)	三六	
六	(文祿二年)	六月七日	檢地奉行山口宗永條書	(高橋文書)	三九	
六	文	六月十一日	檢地奉行山口宗永書狀	(同上)	三〇	
付 録						
一	戸次系圖			(立花家藏本)	三三	
二	立花系圖			(統群書類從)	三九	
三	帆足氏系圖抄			(帆足市太文書)	三四	
四	大分市鶴崎地區(松岡)		・大南地區(除上・中・下判田)	・植田地區(且野原)	大字・小字一覽表	三〇

丹生津留畠地史料

一	延喜式	.....	三五
二	八幡宇佐宮御神領大鏡	..... (到津文書)	三五
三	宇佐宮神領次第案	..... (同 上)	三五
四	造宇佐宮課役注文案	..... (同 上)	三五
五	大友親世當知行所領所職等注進狀案	..... (大友文書)	三五
六	松岡村与毛井村塚相論二付毛井村庄屋書上覺	..... (竹中家文書)	三五
七	松岡村与毛井村塚相論二付毛井村庄屋書上覺	..... (同 上)	三五

高田莊史料

一	豐後國風土記	.....	三六
二	倭名類聚抄	.....	三六
三	(文治年中)		
四	宇佐宮假殿地判指圖	..... (宇佐八幡宮藏)	三六
五	豐後國留守所下文案	..... (書陵部八幡宮關係文書)	三六
六	官宣旨案	..... (同 上)	三六
七	將軍 <small>源實</small> 家政所下文案	..... (同 上)	三六
八	豐後國留守所下文案	..... (同 上)	三六
九	造宇佐宮豐後國行事所下文案	..... (同 上)	三六
一〇	造宇佐宮豐後國行事所下文案	..... (同 上)	三六
一一	官宣旨案	..... (同 上)	三六
一二	關東御教書案	..... (同 上)	三六
一三	關東御教書案	..... (同 上)	三六

三	文	永	九年十一月廿五日	某書狀案	同	上	三〇
四	文	永	豐後守護大友賴泰書下案	同	同	上	三〇
五	文	永	豐後守護大友賴泰書下案	同	同	上	三〇
六	文	永	豐後守護大友賴泰書下案	同	同	上	三〇
七	文	永	豐後守護大友賴泰書下案	同	同	上	三〇
八	文	永	大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案	同	同	上	三〇
九	文	永	大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案	同	同	上	三〇
一〇	文	永	豐後守護大友賴泰書下案	同	同	上	三〇
一一	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
一二	文	永	豐後守護大友賴泰書下案	同	同	上	三〇
一三	文	永	高田莊相論狼藉檢見使起請文案	同	同	上	三〇
一四	文	永	豐後守護大友賴泰書下案	同	同	上	三〇
一五	文	永	高田莊地頭代藤原盛實申狀案	同	同	上	三〇
一六	文	永	大隅國正八幡宮大神寶官使等陳狀案	同	同	上	三〇
一七	文	永	豐後守護大友賴泰書下案	同	同	上	三〇
一八	文	永	豐後守護大友賴泰書下案	同	同	上	三〇
一九	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
二〇	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
二一	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
二二	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
二三	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
二四	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
二五	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
二六	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
二七	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
二八	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
二九	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
三〇	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
三一	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
三二	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
三三	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
三四	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
三五	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
三六	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
三七	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
三八	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
三九	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇
四〇	文	永	高田莊地頭代藤原盛實請文案	同	同	上	三〇

三	文	永	十年八月廿日	豐後守護大友賴泰注進狀案	(書陵部八幡宮關係文書)	三九
三	文	永	十年九月廿日	大隅國正八幡宮大神寶官使等請文案	(同上)	三〇
三	文	永	十年十月日	高田莊狼藉沙汰文書目錄案	(同上)	三〇
三	弘	安	八年九月晦日	豐後國大田文案	(平林本)	三三
三	弘	安	八年九月晦日	豐後國圖田帳案	(内閣文庫本)	三三
三				保曆閒記	(群書類從)	三三
三				參考太平記	(金勝院本)	三三
三				三浦系圖傳	(三浦家藏)	三四
三	建	武	二年九月廿七日	足利尊氏袖判下文	(宇都宮文書)	三四
三	建	武	三年七月日	高田莊先田所覺念解狀案	(日北日出夫文書)	三五
三	興國	辛巳		鶴崎安達武五郎舊藏鐵鈴銘	(大化帖)	三五
三	正	平	六年十二月十九日	足利義詮袖判下文	(大友文書)	三六
三	文	和	正月廿九日	大友氏時知行預ヶ狀	(大友家文書錄)	三七
三	正	平	三年二月十二日	室町幕府執事仁木賴章施行狀	(大友文書)	三七
三	貞	治	十三年十月十五日	千歲後藤碩田墓地五輪塔銘	(大分の石造美術)	三九
三	文	中	三年二月日	大友氏時當知行所領所職等注進狀案	(大友文書)	三九
三	文	中	三年十月十四日	征西大將軍宮親王令旨	(阿蘇家文書)	三九
三	永	德	三年七月十八日	大友親世當知行所領所職等注進狀案	(大友文書)	三九
三	明	德	二〇辛未二月十五日	種具藥師堂五輪塔銘	(大分の石造美術)	四〇
三	永	享	十二月十三日	大友親職親名字狀	(種具文書)	四〇
三	永	享	四月三日	大友親職親名字狀	(同上)	四〇
三	永	享	四月廿六日	大友親繁知行預ヶ狀	(中村文書)	四〇
三	永	享	四月廿七日	大友氏加判衆連署奉書	(同上)	四〇

六	五月廿四日	高田莊政所利忠打渡狀……………	(大友家文書錄)	四〇二
六	正月八日	親郷知行預ヶ狀……………	(徳丸文書)	四〇一
六	正月八日	朝統打渡狀……………	(同 上)	四〇〇
六	三月辛卯八月 日	親勝祝師職補任狀寫……………	(碩田叢史古文章)	四〇〇
六	二月廿八日	大友政親知行預ヶ狀……………	(平林文書)	四〇〇
六	四月一日	市河繁朝打渡狀……………	(同 上)	四〇〇
六	四月十六日	高田莊成松名内平林四郎知行分坪付 注文……………	(同 上)	四〇〇
六	卯月十三日	高田莊徳丸名内土居分坪付注文……………	(徳丸文書)	四〇〇
六	卯月廿五日	大友親治安堵狀……………	(同 上)	四〇〇
六	二年乙丑四月廿八日	專想寺方便法身尊像裏書……………	(專想寺藏)	四〇〇
六		豊後國志……………		四〇〇
六	(永正十四年カ)	大友親安鑑知行預ヶ狀……………	(大友家文書錄)	四〇〇
六	十四年十月廿三日	大友氏加判衆連署奉書……………	(同 上)	四〇〇
六	(永正十四年)	大友親安鑑知行預ヶ狀……………	(同 上)	四〇〇
六	(十カ)	大友親安鑑知行預ヶ狀……………	(同 上)	四〇〇
六	二月廿日	大友親安鑑知行預ヶ狀……………	(同 上)	四〇〇
六	(天文二年)	大友義鑒知行預ヶ狀……………	(平林文書)	四〇〇
六	卯月十日	大友義鑒知行預ヶ狀……………	(同 上)	四〇〇
六	六月廿八日	高田莊指野目内三貫分坪付注文……………	(同 上)	四〇〇
六	五月廿四日	大友義鑑安堵狀……………	(徳丸文書)	四〇〇
六	八月一日	大友義鑑書狀……………	(種具文書)	四〇〇
六	九月廿九日	大友義鑑知行預ヶ狀……………	(大友家文書錄)	四〇〇
六	九月廿九日	大友義鑑知行預ヶ狀……………	(渡辺澄夫蒐集文書)	四〇〇

八	天	文十五年 <small>ひのへ</small> 五月十九日	高田莊徳丸名扇之内徳丸丹後守等拘分地檢帳	(徳丸文書)	四四
三	天	文十九年庚戌首夏吉賀	長勝寺寶篋印塔銘	(大分県金石年表)	四六
三		十月十九日	大友宗麟 <small>義</small> 書狀	(法華津文書)	四六
六		(永祿十二年)	八月十六日	大友宗麟 <small>義</small> 感狀	四六
五			大友宗麟 <small>義</small> 領合戰頸手負注文一見狀	(同 上)	四七
六			吉田物語	(大日本史料)	四八
六	天	正二年壬十一月廿九日	大友義統一字狀	(大友家文書録)	四九
六	天	正五年 <small>丁</small> 十二月十五日	高田莊閉別調帳	(柞原八幡宮文書)	四〇
六			某請地坪數注文	(平林文書)	四一
六		十一月廿九日	大友義統安堵狀	(狭間田文書)	四三
六		(天正三)五年頃	十一月十五日	大友義統書狀	四三
三	天	正六年九月廿七日	源大友義統安堵狀	(同 上)	四三
三			大友圓齋 <small>義</small> 書狀	(狭間田文書)	四四
三		(天正六)七年頃	十一月四日	大友義統跡目安堵狀	四四
三		(天正六年)	十二月十三日	大友義統安堵狀	四四
三	天	正十年卯月十日	大友義統判物	(大友家文書録)	四六
三		(天正十三年カ)	九月廿六日	大友義統安堵狀	四六
六			十二月廿一日	大友府蘭 <small>義</small> 書狀	四七
九			フロイス日本史	(フロイス日本史豊後篇)	四七
一〇		(天正十四年カ)	二月十四日	大友義統書狀	四九
一〇		(天正十四)五年頃	五月十七日	大友義統安堵狀	四九
一〇			豊薩合戦記	(大友家文書録)	四〇
一〇	天	正十五年八月十三日	平林兵部丞給地坪付	(平林文書)	四三

一〇四	天	正	十五年	八月十三日	若林鎮興給所坪付	(若林文書)	四三
一〇五	天	正	十五年	八月十三日	若林鎮興給所坪付	(同上)	四三
一〇六					若林氏所領覺寫	(同上)	四四
一〇七					田原親家感狀	(橋本文書)	四五
一〇八	自天	正	(天正十六年頃)	十二月五日	田原親家感狀	(後藤作四郎文書)	四六
一〇九	至天	正	十七年	三月廿二日	天正十六年參宮帳寫		四六
一一〇	天	正	十九年	七月五日	大友吉統知行宛行狀	(大友家文書錄)	四一
一一一	天	正	十八年	十一月廿日	大友吉統知行宛行狀	(平林文書)	四一
一一二	天	正	十八年	十一月廿五日	高田莊段米等徵符并請取狀		四二
一一三	天	正	十〇年	十二月十四日	高田莊段米等徵符并請取狀	(訖摩文書)	四三
一一四	天	正	十九年	卯辛八月吉日	豐後國檢地目錄	(大友家文書錄)	四三
一一五	天	正	十九年	九月十六日	大友吉統室家番衆交名	(同上)	四四
一一六	天	正	(天正十九年)	九月十六日	齋藤道璣起請文	(同上)	四五
一一七	天	正	(天正十九年)	九月十六日	富來鎮泰書狀	(同上)	四五
一一八	天	正	(天正二十年)	二月三日	大友吉統安堵狀寫	(田北一六文書)	四六
一一九	天	正	廿年	二月十一日	大友吉統條々事書	(大友文書)	四六
一二〇	天	正	(天正二十年)	二月廿八日	大友義述書狀	(大友家文書錄)	四八
一二一					大友吉統書狀寫	(岡部忠右衛門文書)	四九
一二二					豐後國諸侍着到帳寫	(武內本・中島本)	四五〇
一二三					田原親家打渡狀	(田北隆信文書)	四五〇
一二四					大友吉統書狀	(平林文書)	四五二
一二五					豐後國大分郡高田莊家嶋村御檢地帳寫	(渡辺澄夫藏)	四五三
一二六					豐臣秀吉朱印狀	(中川家文書)	四五五
一二七	文	祿	三年	八月廿五日	當家年中作法日記	(大友義一文書)	四五五



一五九六年起つたいくつかの奇蹟概説 (イエズス会の通信)…………… 四七  
 豊後國大分郡今津留村御檢地帳…………… (大分県立図書館蔵)…………… 四八

付録

一 三浦系圖…………… (統群書類従)…………… 四九

二 大分市鶴崎地區・大分地區(原・新貝・高松・千歳・三ツ)大字・小字一覽表…………… 五〇

補遺

一 應永 廿五年九月十四日 源治世書下寫…………… (碩田叢史古文章)…………… 四三  
 二 天文 十八・正・十六 大友家條々書札禮…………… (大友義一文書)…………… 四三

毛井村史料

一 豊後國風土記…………… 四三  
 二 倭名類聚抄…………… 四三  
 三 宇佐宮假殿地判指圖…………… (宇佐八幡宮蔵)…………… 四三  
 四 (文治年中) 豊後國圖田帳案斷簡…………… (到津文書)…………… 四三  
 五 嘉禎 二年七月廿八日 將軍藤原賴經家政所下文…………… (碩田叢史平林家古文章)…………… 四四  
 六 嘉禎 二年八月十二日 六波羅施行狀…………… (同)上…………… 四四  
 七 豊後國志…………… 四五  
 八 寛元 元年七月十九日 平林頼念頼宗讓狀案…………… (碩田叢史平林家古文章)…………… 四五  
 九 寛元 二年七月十二日 平林頼念頼宗讓狀案…………… (同)上…………… 四六  
 一〇 建長 二年卯月廿二日 沙彌西佛讓狀案…………… (同)上…………… 四七  
 一一 文永 五年歲次戊辰十一月九日 平林正願頼敏讓狀案…………… (同)上…………… 四七  
 一二 文永 五年才次辰戌十一月九日 平林正願頼敏讓狀案…………… (同)上…………… 四八  
 一三 文永 八年十二月廿二日 將軍源惟康家政所下文…………… (同)上…………… 四九



三	明應	八年三月九日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(竹中家文書)	……………	三〇
三	明應	八年三月十一日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(同上)	……………	三一
三	文龜	元年十月十一日	大友親治知行預ヶ狀	……………	(同上)	……………	三二
三	文龜	元年十二月十三日	賀來社遷宮等次第記	……………	(柞原八幡宮文書)	……………	三三
三	文龜	元年十二月十五日	平林常頼名字狀	……………	(平林某文書)	……………	三四
三	文龜	二年二月九日	大友親致鑑義書狀寫	……………	(平林某文書)	……………	三五
三	文龜	二年二月廿二日	大友親致鑑義官途狀	……………	(平林某文書)	……………	三六
三	文龜	三年三月	田北親忠・平林尊頼(カ)連署書狀案	……………	(永弘文書)	……………	三七
三	文龜	三年三月九日	神無月・平林尊頼連署書狀案	……………	(同上)	……………	三八
三	文龜	三年三月十三日	神無月・平林尊頼連署書狀	……………	(同上)	……………	三九
三	文龜	元年八月二日	大友義鑿書狀	……………	(平林家文書)	……………	四〇
三	文龜	元年十一月十八日	大友義鑿感狀	……………	(平林家文書)	……………	四一
三	文龜	二年二月二日	大友義鑿感狀	……………	(同上)	……………	四二
三	文龜	二年三月十日	大友義鑿知行預ヶ狀	……………	(同上)	……………	四三
三	文龜	二年三月廿日	大友義鑑感狀	……………	(同上)	……………	四四
三	文龜	三年十月十一日	大友義鑑一跡安堵狀	……………	(竹中家文書)	……………	四五
三	文龜	四年十二月十五日	津守頼直名字書出	……………	(平林某文書)	……………	四六
三	文龜	四年十二月十三日	大友義鑿知行預ヶ狀	……………	(竹中家文書)	……………	四七
三	文龜	四年十二月十三日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(同上)	……………	四八
三	文龜	四年正月廿八日	宗唯書狀	……………	(同上)	……………	四九
三	文龜	四年八月廿日	大友義鑿知行預ヶ狀	……………	(同上)	……………	五〇
三	文龜	四年五月廿六日	大友義鑿受預書出	……………	(平林某文書)	……………	五一
三	文龜	四年十一月一日	大友義鑿一字狀	……………	(同上)	……………	五二

亮	(弘治二年九)	十一月十九日	大友義鎮知行預ヶ狀……………	(竹中家文書)	五三
亮	弘治	二年十一月十九日	大友氏加判衆連署奉書……………	(同 上)	五四
亮		十二月三日	竹中鑑直給地坪付……………	(同 上)	五四
亮		五月廿日	大友宗麟 <small>鎮義</small> 名字狀……………	(同 上)	五五
亮	(天正六年)	卯月廿四日	大友義統書狀……………	(平林文書)	五六
亮	(天正六年)	五月七日	大友義統感狀寫……………	(同 上)	五六
亮	(天正六年)	五月廿三日	大友義統感狀寫……………	(同 上)	五七
亮		八月十九日	大友義統感狀寫……………	(同 上)	五七
亮	(天正八年九)	五月廿四日	大友義統書狀寫……………	(同 上)	五八
亮		卯月三日	浦上宗鐵書狀……………	(竹中家文書)	五八
亮		十月六日	大友氏加判衆連署奉書……………	(平林某文書)	五九
亮		十月八日	齋藤道璣書狀……………	(同 上)	五〇
亮		十月十六日	緒方莊内字佐免以下坪付注文……………	(同 上)	五〇
亮	(天正十五年九)	正月廿八日	大友義統書狀……………	(竹中家文書)	五一
亮	(天正十五年九)	正月廿八日	大友義統感狀……………	(平林某文書)	五二
亮		八月六日	浦上道冊書狀……………	(同 上)	五三
亮			浦上道冊書狀寫……………	(同 上)	五三
亮		八月十三日	竹中宮内少輔給地坪付……………	(竹中家文書)	五四
亮		八月十三日	平林兵部丞給地坪付……………	(平林某文書)	五四
亮	天正	十五年九月廿五日	原鎮元・臼杵鎮榮・野上統實連署打渡狀……………	(竹中家文書)	五五
亮	(天正十八年九)	二月廿日	大友吉統判物寫……………	(平林文書)	五六
亮	(天正十八年)	五月五日	大友吉統一字狀……………	(竹中家文書)	五六
亮	(天正十八年九)	六月一日	大友氏加判衆連署奉書……………	(平林某文書)	五七

目次

三	(天正十八年)	八月十九日	大友吉統書狀……………	(竹中家文書)	五七
三	天 正 十八年	九月廿一日	高田莊段米徴符并請取狀……………	(平林某文書)	五八
四	天 正 十八年	九月廿一日	佐賀郷道作奉行任符……………	(同 上)	五八
五	(天正十八年)	十月十七日	大友吉統書狀……………	(同 上)	五九
六	(天正十八年)	十月十七日	大友吉統書狀……………	(竹中家文書)	五九
七	(天正十九年カ)	六月十六日	大友吉統書狀……………	(平林某文書)	五〇
八	天 正 十九年	十月一日	田原親家段米切符……………	(同 上)	五〇
九	(天正廿年カ)	五月廿二日	大友吉統書狀……………	(同 上)	五一
〇	(天正廿年頃)	十月十八日	大友吉統書狀寫……………	(平林文書)	五三
一	「天正廿年たつのとし」		大友吉統書狀案……………	(竹中家文書)	五三
二	(文祿元年カ)	六月四日	齋藤道環書狀……………	(平林某文書)	五三
三	(文祿二年カ)	二月廿二日	大友吉統書狀……………	(同 上)	五三
四	文 祿 二年	三月十二日	平林統直書狀……………	(同 上)	五四
五	(文祿二年)	卯月九日	大友吉統感狀……………	(同 上)	五四
六	(文祿二年頃)	十月卅日	大友宗嚴統法名書出……………	(竹中家文書)	五五
七	(文祿三年カ)	五月廿三日	大友中菴統書狀……………	(同 上)	五五
八		十二月十四日	大友義延書狀……………	(同 上)	五六
九		十月十日	大友中庵統書狀……………	(同 上)	五六
〇		十月十八日	大友能乘書狀……………	(同 上)	五七
一〇		十月廿日	大友中庵統書狀寫……………	(平林文書)	五七
付 録					
一	平林氏毛井社地頭職相傳系圖……………			(碩田叢史平林家古文書)	五八
二	大分市鶴崎地區(井毛)大字・小字一覽表……………				五九

大佐井郷史料

一	豐後國風土記	.....	三二
二	續日本紀	.....	三二
三	倭名類聚抄	.....	三三
四	宇佐宮假殿地判指圖	.....	三三
五	豐後國圖田帳案斷簡	.....	三三
六	豐後國大田文案	.....	三三
七	豐後國圖田帳案	.....	三三
八	賀來社年中行事次第	.....	三三
九	後醍醐天皇綸旨	.....	三三
一〇	北條行時安堵狀寫	.....	三三
一一	惠良惟雄書狀	.....	三三
一二	征西將軍宮 <small>親王</small> 令旨寫	.....	三三
一三	五條賴元申狀寫	.....	三三
一四	宇佐惟時讓狀寫	.....	三三
一五	惠良惟澄申狀土代	.....	三三
一六	大友氏時書狀	.....	三三
一七	大友氏時當知行所領所職等注進狀案	.....	三三
一八	惠良惟澄讓狀寫	.....	三三
一九	惠良惟澄讓狀寫	.....	三三
二〇	足利義滿袖判下文	.....	三三
二一	大友親世當知行所領所職等注進狀案	.....	三三

目次



一〇	永和元年	九月二日	足利義滿袖判下文	……………	(同上)	……………	三〇
二	(永享八年)	卯月十九日	大内持世書狀	……………	(大友家文書錄)	……………	三三
三	「長享元」	九月十日	大友氏加判衆連署書狀	……………	(柞原八幡宮文書)	……………	三四
三	明應	五年十二月十三日	大友氏加判衆連署奉書案	……………	(碩田叢史平林家古文章)	……………	三五
四		十月四日	大友親治寄進狀案	……………	(碩田叢史大智寺文書)	……………	三六
五		十二月五日	大友親治書狀寫	……………	(田北一六文書)	……………	三七
六		十二月六日	大友親治知行預ヶ狀	……………	(大友家文書錄)	……………	三九
七	(天文五年)	九月七日	大友義鑑知行預ヶ狀	……………	(同上)	……………	四〇
八	天文	七年三月十八日	大友氏家臣等連署願文	……………	(同上)	……………	四一
九		卯月五日	大友義鑑一跡安堵狀	……………	(同上)	……………	四二
一〇	天文	十九年庚戌年	大友二階崩亂記	……………	(大友家文書錄)	……………	四三
一一			大友記	……………	(群書類從)	……………	四四
一二			兩豐記	……………	(大分県郷土史料集成)	……………	四五
一三			豐筑亂記	……………	(同上)	……………	四六
一四	天文	十九・二・十二	大友義鑑條々事書	……………	(大友文書)	……………	四七
一五		十一月一日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(向文書)	……………	四八
一六	(元龜元年)	三月二日	大友宗麟義鑑知行預ヶ狀	……………	(大友家文書錄)	……………	四九
一七	(天正十二年)	十一月廿日	大友義統感狀	……………	(同上)	……………	五〇
一八	(天正十三年)	六月廿三日	大友義統書狀	……………	(同上)	……………	五一
一九	(天正十五年)	正月十六日	大友義統書狀	……………	(同上)	……………	五二
二〇	(天正十八年)	十月十七日	大友吉統書狀	……………	(同上)	……………	五三
二一	文錄貳年		豐後國海部郡小佐井御檢地帳寫	……………	(渡辺澄夫藏)	……………	五五
二二	文錄貳年		豐後國海部郡小佐井御檢地帳寫	……………	(同上)	……………	五六



付録

一 大分市坂ノ市地區(市尾・屋山・里)大字・小字一覽表…………… 六四

▽解説……………

六七

▽あとがき……………

六八

▽図版目次

口 繪 豊後国留守所下文案・宇佐宮仮殿地判指図・高瀬石仏・西寒多神社・楠木生石造五重

塔・長曾我部信親墓・專想寺方便法身尊像並同裏書…………… 卷頭

五万分一折込地形図…………… 卷末

種  
田  
莊  
史  
料

一 豐後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

大分郡郷九、里二十五、  
烽一、寺二、  
碩田國

大分河

大分郡 郷玖所里二 驛壹所、烽壹所、寺貳寺、  
僧寺

昔者纏向日代宮御宇天皇、豐前國京都行宮幸於此郡、遊覽地形、嘆曰、廣大哉、此郷也、宜名碩田

國、碩田謂大分、今謂大分、斯其緣也、

大分河在郡南、

此河源、出直入郡朽網之峯、指東下流、經過此郡、遂入東海、因曰大分河、年魚多在、

酒水在郡西、

此水之源、出郡西柏野之磐中、指南下流、其色如酒、水味小酸焉、用療痲癬、  
謂胖太氣、

二 日本三代實錄

(貞觀十一年三月)  
○廿二日庚辰、進筑後國正二位高良玉垂命神階、加從一位、授從四位上豐比咩神正四位下、  
後國无位西寒多神從五位下、  
○中豐

無位西寒多神ニ  
從五位下ヲ授ク

三 延喜式

(卷一〇神祇、神名下)  
「豐後國六座大一座  
小五座

直入郡一座小

建男霜凝日子神社

大分郡一座大

西寒多神社大

速見郡三座並

宇奈岐日女神社

海部郡一座小

早吸日女神社

四 豐後國志

火男火賣神社二座

モト大野郡鎮座  
説  
大友親世移遷説

(大分郡神祠項)  
西寒多神祠在、植田鄉寒田村、其榜額曰、鎮國一宮西寒多神社、恐非、則是植田大分祠、所祭豐門別命者也、  
延喜神祇式曰、西寒多神社一座、在大野郡、今廢祠儼在于三重鄉寒田村、具原氏曰、大野當作大分、  
誤也、蓋是未知儼在于大野郡故也、一説曰、大友能直十世孫、曰式部大輔親世、應永七年、上洛拜謁將軍源義  
滿、甚有寵、叙從四位下、補九州節度使、威振九州、諸侯皆服從之、大友氏之盛、蓋始于此、親世最尊敬西寒多

神、願使其祠在近、十五年、三月、遂遷西寒多祠于城南、呼其地、名寒多、於是本祠將廢、凡建祠創寺、及轉遷其處、必請命而後行之、蓋古之制也。保平以降、綱紀弛解、夫人任意專事、習以爲俗、庶人尙不忌、其弊竟至宗祠古廟、湮滅其跡、職之由之、

○右ニ「延喜式」ニハ「西寒多神社一座、在大野郡」トスルモ、前号ニヨレバ、明カニ大分郡ニ在リ。ナホ当社ヲ「鎮国一宮」トスルモ、古文書・古記録上ニ証徴スベキモノナシ。当国一宮ハ由原(杵原)八幡宮ナルコト、同宮文書ニ見ユ。西寒多神社ハ式内大社ナル故、当然一宮トナリタルベシトスル推定ヨリ、当国ニハ一宮ガ二社アリトスル説アリ。又『古事類苑』(神祇部四)ハ『大日本国一宮記』等ニ、当社ヲ「名杵原八幡」トアルヲ引用シ、西寒多神社ト杵原八幡宮トヲ混同スル誤ヲ犯セリ。尚『国志』ニ大友親世ガ当社ヲ尊敬シコレヲ城南ニ遷ストスルモ、信拠スベキモノナシ。

### 五 倭名類聚抄

〔第五卷〕  
〔第九卷〕  
〔大分郡〕  
国府ハ大分郡ニ在リ

郷名

〔第九卷〕  
〔大分郡〕  
豊後國 國府在、

阿南 (植) 植田 津守 荏隈 判太 跡部 武藏 (マ) 笠祖 笠和 神前

○唐橋世濟『箋釋豊後風土記』、井上通泰『豊後風土記新考』ハ、笠祖ハ誤字ニヨル重出ナル故、コレヲ除クベシトシ、佐藤四信『豊後国風土記の研究』ハ慶長元年(一五九六)ニ海没セシ瓜生島ノ中ニ存在セル郷トシテ、ソノ存在ヲ肯定セリ。但シ弘安八年(一二八五)ノ「豊後国岡田帳案」等ノ中ニ、同郷ノ所見ナキ以上、佐藤説ヲ容認スルコトヲエズ。「風土記」ニ九郷トアル以上、存在ノ可能性ハアルモ、比定地未詳。尚跡部郷モ同ジク未詳。

植田 莊

六 太政官符案

○兵範記  
史料大成一六

太政官符、後院司、

應爲院領、故左大臣并故前左馬助平忠貞、散位同正

弘等所領事、

一、故左大臣領、

山城國參簡處、

田原庄、

大和國壹處、

藤井庄、

攝津國伍箇處、

櫻井庄、

伊勢國壹處、

山田野庄、

尾張國壹處、

櫛江庄、

甲斐國壹處、

石開牧、

相模國壹處、

成田庄、

美濃國壹處、

深萱庄、

下野國壹處、

佐野庄、

陸奥國貳箇處、

本良庄、

出羽國參箇處、

大曾禰庄、

能登國壹處、

一青庄、

越中國壹處、

吉岡庄、

丹波國貳箇處、

川島庄、

大道寺、

位陪庄、

大島雀部庄、

野間庄

遊佐庄、

屋代庄、

高鞍庄、

曾我部庄、

土師庄、

周防國壹處、

山代庄、

紀伊國壹處、

三栖庄、

阿波國壹處、

竹原庄、

筑前國壹處、

植木庄、

豐後國壹處、

植田庄、

一、故前左馬助平忠貞領、

散在畠地肆箇處、

壹處禪林寺、

壹處山科栗栖、

貳處久世郡、

伊勢國、

鈴鹿川曲兩郡散在田畠、

除二所太神宮領伍拾壹町外、

一、散位平正弘領、

植田莊

伊勢國肆箇處、

大井田御厨、

笠間御厨、

石川御厨、

富津御厨、

信濃國肆箇處、

麻績御厨、

公卿領參箇處、

高田郷、

市村郷、

野原郷、

越後國壹處、

魚野郡殖田村

右太政官今日下彼國々符傳、正二位行權大納言兼左近衛大將中宮大夫藤原朝臣公教宣、奉勅、件庄牧等、沒官先畢、宜爲當院領、於官物者、辨濟國庫、至地利者、徵納院家、但元來不輸田畠非此限者、國宜承知、依宣行之者、院宜承知、符到奉行、權右中辨藤原朝臣、左大史小槻宿禰、

保元二年三月廿五日、

植田 莊

七 由原宮宮師僧院清讓狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔編裏書〕  
〔讓狀〕

讓與

宮師職及ビ所領  
ヲ嫡子僧定清ニ  
讓ル

宮師職事

笠和

所分田坪々事

季供田一丁  
在笠和

植田

祭文田一丁  
○在在  
隈脱カ

法花講田一丁

賀來

燈油田一丁  
在植田

同一丁  
在笠和

在隈早田

讀師田  
五段  
在笠和

安居田三段  
生石迫

賀來

潤月田二段  
生石迫

大般若修理田一丁  
在賀來

在隈早田

新立仁王講田一丁  
在賀來

在隈早田 三段

又藪々拂除料畠貳町

石本 參□加藪 安主藪 眞藏房藪 仁王講  
五段  
在生石迫

東 深谷 水尾

居藪 清二郎藪 平野 今山 垣弘藪

又二番三味田同讓了、



神官等加署ス

右、僧定清、依嫡子、所讓與實、更以後日之相論、可停止之、仍所分如件、

長寛二年九月三日

(異筆)

「所分定明白也、仍神官等加判、

(院清之) 僧 (花押)

御馬所伴

權大宮司

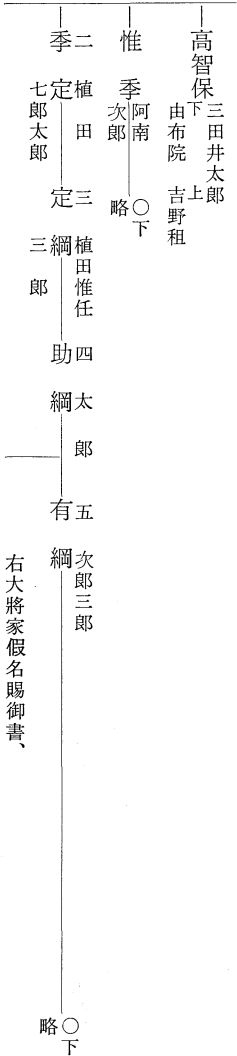
辨官 (花押)

○「由原宮印」黒印ニ・朱印セアリ。上半濕損部ハ史料編纂所影写本ニヨリ補フ。「」内ハ『平安遺文』。

### ハ 大神系圖

○筑後太田吉藏本 (東大史料編纂所影写本)  
大分県史中世一

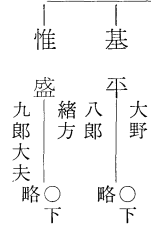
惟一  
基



植田莊

植田莊

植田有綱大宰府ノ平家ヲ追落シ津原郷ヲ賜ハル



○「大神系植田氏系図」ハ、本史料付録一ノ二ニ収録ス。

平家下向于鎮西之時、入可參哉否之叟、大神之一族令評議處、有綱存源氏之御方旨、遮而加異見、然而平氏下 宣旨而白杵・緒方之與一族等共、任宣旨、須令於官兵參陣由、頻雖被催促、敢不請宣旨、平家既令下落於大宰府給之聞、一族各擬押寄三笠之遷都、從豐前路令進發、追落平家之一門畢、故當國吉藤名野津原郷被宛於忠戰之賞、子細御下文明白也、

成綱 麥生七郎

九 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏  
宇佐神宮史史料編四

○本図ハ、宇佐宮假殿造管ニツキ、ソノ所役ヲ豊後国一平均役トシテ莊公ニ宛テ、図中ニソノ莊公名及ビ分担範圍(文間尺寸)等ヲ記入セルモノ。コ、ニハ大分郡關係ノミヲ抄出ス。

(西參道南側)  
「置路竪六十八丈五尺内」○中

「西大門外一丈直入郷、次二丈笠和郷」○中、次二丈戸

次庄○下、若宮鳥居内五丈日田庄、次二丈安岐郷、

次三丈阿南郷、○中、次二丈植田庄、○中、次二丈牛丸(平丸)

保、○下、  
略、

(籬垣)  
「北生江垣九十間内」○中、次三間津守庄、次三間笠和

郷○下

(若宮籬垣、南側)

「若宮釘貫自大宮、釘貫之堺迄テ、未申角、釘貫十三間内東始六間八坂庄、次二間香地庄、次二間津守庄、」

(鳥居南側)

「鳥居笠和郷」

植田莊

弘一丈三尺五寸五厘」

(西側大宮玉垣北方ノ東ノ部分籬垣ニ沿ヒ)

「自鳥居北脇、迄テ戌亥角、釘貫十五間脇二間次三間 佐賀郷 次十間

丹生庄」  
戸次庄」

(大宮朱籬垣北側)

「自北、大門西脇、迄テ戌亥角、釘貫卅五間、脇八間大

野庄、次廿間玖珠郡、次七間戸次庄、」

(北門北側)

「自北、大門東脇、迄テ丑寅角、釘貫十八間、脇十間笠

和郷、次八間植田庄、」

(大宮東部朱籬垣中央東門ノ東側)

「東大門北脇、迄テ丑寅、釘貫十五間、脇十間由布(自脱力)

庄、次二間植田庄、次二間直入郷、次一間佐賀郷」

(置道南側假殿)

幣殿  
四方八尺」

(正殿南側南樓)

「高田庄  
南樓」宇八尺

妻各五尺」

(右ノ北部)

「三間渡種二支高田庄」

(南樓ノ北側司屋)

「國司屋」宇五間  
各八尺

妻二間各  
五尺

植田莊

内西一閒半 日田庄

次一閒大神 兩新庄

次一閒 朝見郷

次一閒 笠和郷

惣土居入

(国司屬北)

「三閒渡樋笠和郷」

(南樓廻廊東ノ部分)

「東廻廊八閒南与南樓末東」

大門南中閒九 四丈五尺内

六丈五尺 朝見郷

三丈 佐賀郷

二丈 笠和郷

壹丈 佐伯庄

壹丈 柴山村

六丈 國東郷

略

(東大門)  
一東大門一字

戸次庄

略

(北大門)  
一北大門一字

平丸保

妻二閒各五尺四寸(五分九)

(北大門西側廻廊)  
「自北大門西脇、迄戌亥角、垣屋「廿八閒」、脇「六」

閒笠和郷、次十閒大野庄、次八閒玖珠郡、次二閒

朝見郷、(加筆)「次二閒佐伯庄」

(同廻廊南側)  
「北大門与北中門西内□閒中門□□御」

輿宿竈十八丈八尺内

六丈 大野庄 三丈 玖珠郡

四丈三尺 武藏郷 三丈六尺 伊美庄

六尺 山香郷 一丈三尺 平丸保

(西廻廊、西大門東北内側)  
「自西大門脇、迄テ戌亥角、南垣屋、十四閒内」

脇十閒八坂庄、次二閒判太庄、次二閒玖珠

郡、

略

」

〔西大門南・西廻廊南樓〕

「自南樓西脇、迄テ未申角、垣屋廿八間、脇四間在限

郷、次三間判田郷、次十間曰杵庄、次十間佐賀郷、

次一開由布庄」

〔南中樓〕

「南中樓一字八尺

妻各四尺五寸」

〔東廻廊〕

「東廻廊八間南樓脇一開植田庄、次四間佐賀郷、次一開笠和郷、次一開佐伯庄、次一開柴山村」

〔西御湯殿〕

「板戸 津守庄

西御湯殿一字八尺

妻各七尺」

〔西御殿北〕

「御湯殿与脇殿 中間竪一丈一尺内

五尺六寸 日田庄

五尺五寸 津守庄」

〔西廻廊〕

七尺五寸九間南樓脇一開日田庄  
次一開八坂庄、次一開大神庄

西廻廊拾間

七尺 一開次四間阿南郷、次三開井田郷」

植田庄

〔申殿南側〕

「三間渡樋植田庄」

〔殿向拜前〕

「二殿御前竪五丈六尺内

一丈一尺 津守庄

一丈一尺 緒方庄

三丈 三重郷

四尺 白杵庄」

「件地判指圖者、

太木工

貞遠文治・國貞貞應・爲貞建長・貞行弘安等所持之

古本也、而虫喰令破損之閒、貞世新寫之、」

○別ニ字佐神宮所藏「宇佐宮仮殿地判差図写」アリ。奥書ニ、右貞世ノ写図ハ「畫様文字共磨消不分明、且非神宮所藏」、仍テ一社僉議シ、画工ニ命ジ模写三枚ヲ作り、宝庫ニ納ム、「于時明治八乙亥季十月卅一日」トアリ。

10 豐後國圖田帳案斷簡

○到津文書  
大分県史料一

(國東郡)  
姫嶋浦三丁 預所同地頭 件浦者海之嶋也、本自非寺領、爲海人等之栖細庭許也云々、

(同上)  
榎來浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使 地頭宮沙汰、

(同上)  
田伊太原浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使地頭宇佐宮前祝太六大夫宮兼

一 遠見郷田代九百七十五丁餘

八坂郷二百餘丁 彌勒寺領 預所 地頭

竈門郷百餘丁 彌勒寺領 預所慶禪 地頭 漆嶋定房

朝見郷八十餘丁 宇佐宮領 辨濟使宇佐邦輔 地頭宮沙汰、

石垣郷百五十餘丁宇佐宮領 辨濟使神官榮定 地頭宮沙汰、

山香郷二百餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭三人云々、

由布郷六十餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭

一直入郡田代百六十餘丁 一大分郡田代千三百八十餘丁

一海部郡田代七百七十餘丁 一大野郡田代九百十餘丁

此内緒方郷三百餘丁

宇佐宮領二百四十餘丁

大分郡田代千三百八十餘丁

一日田郡田代五百六十餘丁 一玖珠郡田代三百十餘丁

○建久八年ノモノナルベシ。

## 二 大神植田利綱讓狀案

○早稲田大学所蔵後藤文書  
荻野研究室収集文書下

光泰ニ田畠在家  
ヲ讓ル

子弥四郎死ス

植田入道ニ分与  
スル所モ一期ノ  
後ハ光泰知行

として、<sup>(抱)</sup>いたきそ<sup>(育)</sup>たて候ぬ、志たかひて、<sup>(当)</sup>たうしまて、<sup>(光泰)</sup>みつやすに、かゝ利てすくるあひた、<sup>(田)</sup>くのたは<sup>(畠)</sup>たけ・さいけ<sup>(在家)</sup>ら<sup>(等)</sup>をハ、みつやすに、ゆつりあたへ候ぬ、これよりさきにても、のちにてもゆつりしやうありと申さん人ハ、<sup>(謀)</sup>みなほうそとあるへし、もちゆへからず、又これよりのち、もし<sup>(老)</sup>らうもうのあひたをうたかいて、<sup>(御判)</sup>こはんのゆつりしやうあるよし申人ありとん、<sup>(マ、)</sup>かれハすなわち、<sup>(謀)</sup>ほうそ<sup>(た)</sup>に<sup>(く)</sup>るへし、かつハ、としつな<sup>(途四)</sup>かこいや二<sup>(マ)</sup>郎しにてのちハ、一人のこなし、<sup>(男)</sup>なんし<sup>(女)</sup>・ねうし<sup>(子)</sup>ありといえとも、あいそわさるに<sup>(マ)</sup>よて、<sup>(和与)</sup>きうしのけうなきあひた、ゆつらず、しかれハ、たのさまたけあるへからず、せんするところ、<sup>(和与)</sup>わよのしやうにまかせて、かのたはたけ、さいけにをきてハ、<sup>(状)</sup>さうゐなく、みつやすちきやうすへし、この上をもて、<sup>(正)</sup>まさしきもんそとすへきなり、又<sup>(植)</sup>わさたの<sup>(入)</sup>にうたうに、<sup>(道)</sup>わけあ<sup>(入)</sup>たうるところも、かのにうたう一このちハ、みつやすちきやうすへし、よてゆつりわたすところ、くたんのことし、

ふんゑい七ねん二月五日

植田 荘

<sup>(大)</sup>をうかのとしつな <sup>(神)</sup>利綱 <sup>(網)</sup>在判

植田莊

○以下コノ「後藤文書」ハ「今村孝次文書」トシテ『増補訂正編年大友史料』ニ収録サレタルモノ。ソノ大部分ハ植田莊地頭植田（大神）氏ノ文書ナリ。宛名部分ヲ擦消又ハ切除シ「後藤」ト記入セシハ後代（恐ラク後藤氏所藏時代）ノ改竄ナリ。

三 後嵯峨院御處分帳案

○伏見宮御記録  
鎌倉遺文一〇九五三号

後嵯峨院所領ヲ  
処分ス

後嵯峨院御處分帳案

宸筆々々

六勝寺並鳥羽殿以下事者、依治天下、可有其沙汰、

被申公家事、  
（龜山天皇）

冷泉殿 在文庫等、 讚岐國

美濃國 那智造營可爲他國役、

被申新院事、  
（後深草上皇）

播磨國

神崎庄  
（肥前）

大宮院分  
（後嵯峨中宮皇子）

龜山殿

淨金剛院庄園目錄在別、



宗形庄

(典侍平棟子)  
准后分

播磨國西河庄 (賀茂郡力)  
故院法華堂領也、可有庄號、

同國小室庄 (賀茂郡力)  
同國厚利別府

讚岐國圓座保 (香川郡)  
一郡可有知行、

(丹助法親王)  
二品分

越前國大屋庄 (今立郡)  
播磨國印達南原

讚岐國井部郷 (三木郡)

各爲新法華堂領、永代可令知行、

近江國二村庄 (愛智郡)  
一期之後可返付門跡、

豐後國植田庄 (植)

(淨助法親王)  
圓滿院宮

如來壽量院 藥草院

讚岐國河津郷 (鷓足郡)

宸筆 文永九年正月十五日

宸筆

各守此旨不可有相違、在御判

植田庄

三 大神系圖

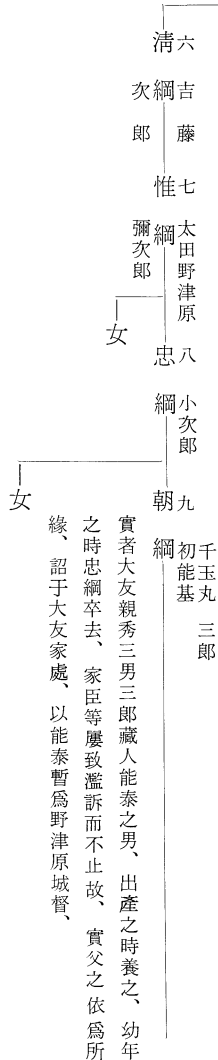
○筑後太田吉藏本（東大史料編纂所影写本）  
大分県史中世一

○上下略、付  
録一号参照。

五 綱 次郎三郎

○事蹟付  
録参照。

大友親秀三男能  
泰男朝綱嗣グ  
父能泰野津原城  
督トナル



四 豐後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

豐後國圖田帳

大友頼泰 図田帳  
ヲ注進ス

弘安八年十月十六日自國府被立脚力早、豐後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領、

公田領家・領所・地頭・辨濟使等交名之事、

宇佐宮御神領 千六百餘丁

由原宮御神領 二百四拾六丁

鶴見社御神領 十五丁餘

宇佐彌勒寺領 千丁餘九拾三丁

安樂寺領 五百餘丁他本云六十餘丁、

蓮華王院領 三百餘丁

金剛院領 五百餘丁

城興寺領 二百七拾餘丁

權門莊領 千三百八拾餘丁

國半不輸領 六百八拾餘丁

公田 八百五拾餘丁

府警固田 十八丁

府濟物并國官物定田二百五拾六丁

豐後國莊公并領主等之事、可委細注進言上由、今年二月廿日雖被成御書候、德政之御使依下向、去

正月以來、直人相共罷向博多候間、未尋究處、御使參洛候、其後依兩社造營延引候、此程令歸國、

雖致其沙汰、不能巨細候歟、雖然、若急速御用候者、可違期候之間、直人等粗令注進狀一卷、内々

植田莊

植田莊

爲御存知、令進上候、但此狀者、無四度計候、追進之節、可被替取候、謹言上、

弘安八年九月晦日

(二階筆行忠)

謹上 信濃判官入道殿

(大友頼泰)  
沙彌道忍 裏判

豊後國直人等記申、

當國八箇郡分 國崎 速見 直入 大野 海部 大分 日田 珍珠田數領主等之事、

○國崎郡・速見郡・直入郡略。

大分郡千百八拾九丁他本云千三百八十餘丁、

植田莊

(種) 上田莊三百三拾五丁二段 領家大納言二位御局

上義名

上義名五拾六町六段 大輔房有秀

乙犬名

乙犬名六拾丁八段 同人

吉藤名

吉藤名四拾丁 豊前大炊三郎藏人能泰法名道喜

永富名

永富名十六町一段三百廿步 同人

行弘名

行弘名三拾七丁十一段

松武名

松武十六丁二段半 松尾彌次郎惟泰跡、當知行不分明、

千歳名

千歳名拾八丁七段 相摸國御家人川村新五郎清秀法名戒惠、今戒本云、

重國名

重國名拾五町三段 (種) 植田八郎有綱跡、而四條侍從殿知行、而當國住人長谷王入道信覺

光吉名

光吉名五拾二丁 大友兵庫入道殿

福重名

福重名十八町二段大 利根二郎賴親

戸次莊

戸次莊九拾丁 本家宜秋門院御跡、地頭職戸次太郎時賴・同次郎重賴・利根次郎賴親、各知行

(藤原任子)

高田莊

高田莊二百町内百八拾丁 領家城興寺、地頭職三浦介殿 (時繼力)

牧村二拾丁 領家三浦介殿、地頭職家人牧三郎惟行法名念昭、大炊六郎能重論之、

賀來莊

賀來莊貳百三拾町

本莊貳百町 領家一條前左大將家室家、地頭職賀來五郎惟永法名願連 (願連)

平丸名三拾町

領家山法師備後僧都幸秀、地頭同前、

阿南莊

阿南莊八拾町

領家室大納言、地頭職守護所、并挾間尼公生蓮孫忠國鬼丸傳領、今又四郎直親 (葉脱力) (用)

云々、

松富名三拾五丁

地頭職挾間尼公生蓮之跡同前、

光一松名拾五丁

肥後國御家人菊地三郎武弘 (イ、)

松武名三拾六丁二段内他本云三十三丁、 (本作)

本名八町五段

松尾彌三郎跡、當知行不明、 (惟基)

吉藤名七段

畠山十郎重末 (田之)

植田莊

植田莊

松永名一町八段 大友左近藏人殿(親時)

六郎丸六町六段 小原六郎頼(隆脱)

則末名一町 大津留次郎能氏法名成佛

安藤名六町六段

武宮村四町九段 肥前國住人長與右馬次郎家繼

森村壹町六段 原田三郎左衛門良惠跡(行脱)、當知不分明、

宗門名三町三段小 橋爪兵衛允守景法名法佛(師)

石丸名一町六段大 大友兵庫入道殿

津守莊百七拾町 領家勘ヶ由小路中納言殿(兼仲力)家)

五名九拾六丁内

光永名拾六丁八段九拾步

別作二十一町七段九拾步

片嶋二拾六町九段大

岩屋二拾丁九步 地頭臈御所女房輔御局

勾保四拾六丁一段三百步 地頭勾兵衛次郎惟益法名智行・同藤左衛門尙泰法名行日

福成名二拾七町八段三拾步 敷戸小次郎眞直法名寂蓮

國領荏隈郷百六拾丁 地頭臈大友兵庫入道殿(賴泰)

國領判太郷

笠和郷

永興國分寺

國分寺

内梨畑

大友頼泰

嫡子僧源清ニ宮  
師職所職料田等  
ヲ譏ル

國領判太郷三拾丁

笠和郷百七拾町 領家徳大寺中納言(公孝)、地頭職兵庫入道殿(殿)

永興國分寺二十三町八段内

十三町八段 永興寺

拾丁 國分寺、地頭甲斐國住人市川左衛門宗清(公時)連(法名)性五郎

内梨畑 大略依爲畠地、代(田脱力)不分明也、地頭相摸四郎(公時)

○以下海部郡・大野郡・  
日田郡・球珠郡略。

都合田代六千八百七拾三町

沙彌道忍(大友頼泰)在判

○『大分県史料』三六所収内閣文庫本ト校合ス。〔 〕内ハ同書ニ拠ル。

一五 由原宮宮師僧圓清讓狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

讓與

豊後國一宮 八幡賀來社宮師職并所職、料田等事、

合

植田莊

植田荘

三二

季供祭文田貳町在隈 最勝講田一丁賀來 三番仁王講田一丁賀來 一般若修理田一丁賀來 一番三

(同九)

昧田一丁二段上 燈油田二丁植田 閏月燈油田二段生石 四番仁王講田五段生石 安居田六段生

追平 大神寶宮行事給田二段半一段生平丸浮免 立山田二段半 平野新開二段給田一丁

丸 黑尾祝織 山神祝織

屋敷等分

居屋敷 岡屋敷 一井屋敷 權二郎屋敷 中山屋敷 今山 平野藪 榎藪 おハねの藪 石本屋

敷 平野鍋倉追々黒尾之祭田六段大 東藪

次男慶増丸分  
女子糸惜・弥増  
分ハ一期分

右、件所織田皇等者、圓清重代相傳之地也、而僧源清依爲嫡子、相副次第證文并代々手次等、所讓與實也、但此内岡屋敷者、次男慶増丸仁讓與畢、平野新開二段并東藪者、女子糸惜仁讓與畢、四番仁王講田五段内坂本二段者、女子彌増仁讓與畢、小藪同讓與畢、是者彼等一期間也、一期之後者、嫡子可進退者也、仍讓狀如件、

正應二年歲次己丑三月三日

宮師圓清(花押)

一六 植田三郎朝綱代子息大神成綱請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

大野庄下村内泊

(大野郡) 大野庄下村内泊寺事、任 關東御教書御事書之旨、可沙汰付之由、預御書下候之間、令相向彼所候、



寺ヲ本主ニ沙汰  
シ付ケタルコト  
ヲ上申ス

植田庄分地村地  
頭職ヲ嫡子弥法  
師丸ニ讓ル

田地一丁屋敷一  
所ハ二男鶴法師  
丸ニ讓ル

相觸論人田中後家候之處、無別子細、被去退候之間、任去十五日御書下、令沙汰付本主候了、以此  
旨可有御披露候、恐惶謹言、

永仁五年十月廿一日

植田三郎朝綱代子息大神成綱(花押)  
請文

一七 大神頼成讓狀

○早稻田大学所藏後藤文書  
荻野研究室収集文書下

ゆつりわたす、ふんこのくに、わさたのしやうの、わけちのむらのちとうしきの事、  
右、(當)たうむらのちとうしきの事、(代)したいせうもんをあひそへて、ちやくしいやほうし丸に、(永)ゑいた  
いをかきて、ゆつりわたすところ也、(種)關東御公事ハ、(田)せんれいにまかせて、(庄)きんしすへき也、但此  
内、田地壹町坪、やしき壹所(きらくそ)の五たんをハ、二男つるほうし丸に、(鶴法師丸)わけゆつるあひた、これをのそ  
き(候カ)□、たゝし、つるほうし丸もしけんくわいてきて、(喧嘩)けそにならん時ハ、ちやくしかの田地を申給  
へき也、つるほうしもしかくへちゆつりとかうし、(各別)ちやくしに御てきたいをなさん時ハ、(敷)同そ  
りやうしんたいすへし、(領)若又彌ほうし子息なからん時ハ、つるほうしをやうしとして、(養子)ゆつりあた  
うへき也、(進退)いやほうしもしけんくわいてきて、(嗣所)當村けそにならん時ハ、つるほうし申給へし、つる  
ほうしともしせんの時ハ、(自然)三男こほうし丸申給へき也、(小法師丸)さらに他人このところを知行すへから  
す、仍爲後證ゆつり狀、如件、

正和三年十一月廿五日

大神頼成(草深四郎)  
(花押)

植田 莊

一八 大神頼成讓狀

○早稲田大学所蔵後藤文書  
荻野研究室収集文書下

植田庄分地村田  
地屋敷ヲ二男鶴  
法師丸ニ讓ル

ゆつりわたす、ふんこのくに、わさたのしやう、わけちのむらの内、田地壹町坪、屋敷壹所(分 隠)きろく  
た事、二男つるほうし丸に、永代をかきて、ゆつりわたすところ也、關東御公事、ふけんにしたか  
いて、きんしすへし、但ちやくしいやほうしけんくわいてきて、當村けそにならん時ハ、二男つる  
ほうし丸申給へき也、さらに、ちやくしにてきたいせず、あひたかひに思あいて、知行せしむへき  
狀、如件、

正和參年十一月廿五日

(葦深四郎)  
大神頼成(花押)

一九 大神のよりなり讓狀

○早稲田大学所蔵後藤文書  
荻野研究室収集文書下

植田庄分地村田  
地屋敷ヲ女房ニ  
讓ル  
他人ニ沽却セバ  
死骸敵對

ゆつりわたす、ふこのくにわさたの(豊後) じやうのカうち、わけちのむらの(分 地 村) せんちカやしきニおいてハ、より  
なりかちゆうたいさうてんのしり(重 代 相 伝) 私領(ようたる)カニよて、ほんせうもんをあいそへて、ねうハうへ、ゆつ  
るところなり、たゝし、いつれのこにても候へ、御ためにちうあらんこともに、ゆつり(女 房) わたし給へカ  
く候、もしゆつり候てのち、このてんち(私 領) たにんニこきやくせんときハ、しかいてきたいとかうし  
て、このしやうを、こたちのいましめ(死 骸 敵 對) おき 文ふみとして申給り、さまざまなくちきやうあるへく候、  
(知 行)

よてのちのために、ゆつりしやうくたんのことし、

正和四年十二月廿八日

(葦深四郎)  
大神のよりなり (花押)

### 二〇 鎮西北條英時御教書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

植田莊雜掌宗清  
ノ訴ヲ棄捐ス  
神人狼藉ノ実証  
ナシ

豊後國(大分郡)植田庄雜掌宗清申狼藉事、稱令打擲同國賀來社神人、文保元年八月九日・九月四日兩度振神寶、致追捕之由、雖申之、依無實證、(赤カ)被寄捐宗清訴訟□焉者、可被存其旨、仍執達如件、

元亨二年八月五日

(北条英時)  
修理亮 (花押)

賀來社大宮司殿

### 二一 鎮西北條英時御教書

○碩田叢史田原家文章  
増補訂正編年大友史料四

後家尼良全及ビ  
親父田口正月以  
下ノ來浦地頭職  
ム 押妨ヲ停止セシ

伊勢孫太郎親景母尼妙圓代圓暈、(口中カ)親景遺領豊後國々東郷内來浦地頭職事、(頭脱カ)帶己息親景今年二月十五日讓狀、當知行之處、後家尼良全令押妨之由、妙圓就訴申之、尋下良全訖、而沙汰最中、良全親父田口藏人治郎入道正月、引卒子息類以下數多人勢、亂入當浦、(擬カ)疑令迫出妙圓再夫七郎貞景(親景父)等、刺打破庫藏押取盜財物、苟取作麥、致放火狼藉云々之、(マ、)事實者甚不隱便、(隠カ)所詮於理非者、追可有左右、至狼藉之筋者、先相鎮之、且可詮次第沙汰之由、相觸良全・正月等、且不拘止者、(マ)載記請之

植田莊

詞、可被注進子細、仍執達如件、

嘉曆三年六月九日

(北条英時)  
修理亮 (花押)

植田大夫房

(有範カ)  
植田大夫房

三 鎮西北條御教書

○早稲田大学所藏後藤文書  
荻野研究室収集文書下

件、  
尼宗清代子息惟政申、<sup>(天帥)</sup>豐後國分村地頭職事、<sup>(副具)</sup>訴狀 如此、子細見狀、早可令參決也、仍執達如

元德二年十二月五日

(北条英時)  
修理亮 (花押)

(順教)  
由原法橋殿

三 鎮西北條御教書

○早稲田大学所藏後藤文書  
荻野研究室収集文書下

順教法橋ヲシテ  
先ノ催促ニ隨ヒ  
不日參陳セシム

件、  
尼宗清代子息惟政申、<sup>(天帥)</sup>豐後國分村地頭職事、重訴狀如此、催促先了、不日可令明申也、仍執達如

元德三年二月廿七日

(北条英時)  
修理亮 (花押)

(順教)  
由原法橋御房

植田庄雜掌尼宗  
清代子息惟政ノ  
訴ニヨリ由原法  
橋ヲシテ參決セ  
シム

由原法橋御教書  
ニ背キ參陳セザ  
ルニヨリ重ネテ  
成敗ヲ蒙ランコ  
トヲ請フ

重訴狀ニヨリ由  
原法橋ヲシテ左  
右ヲ申サシム

二四 大神惟政重申狀

○早稲田大学所藏後藤文書  
荻野研究室收集文書下

尼宗清代子息<sup>(天徳)</sup>惟政、重言上、

欲蒙早順教法橋令背御教書送數ヶ月上者、任法例、御成敗分地村地頭職事、  
副進、

御教書案元徳二年十二月五日、

右、順教法橋背御教書、不及參陳、送數ヶ月上者、任定法、爲蒙御成敗、恐々重言上、如件、

元徳三年二月 日

二五 鎮西北條英時御教書

○伊東東菟集文書  
大分県史料一三

尼宗清代子息<sup>(天徳)</sup>惟政申、豊後國分地村地頭職事、重訴狀如此、<sup>(備順教)</sup>由原法橋背催促候間、可尋注進旨、被  
仰了、早速可令申左右候也、仍執達如件、

正慶二年後二月廿日

敷戸彌二郎入道殿<sup>(秀延)</sup>

<sup>(北条英時)</sup>修理亮(花押)

三 雜訴決斷所牒

○早稲田大学所藏後藤文書  
荻野研究室収集文書下

(雜訴決斷所牒)  
 (豊後國衙)

豊後國衙ニ命ジ  
由原法橋ヲシテ  
來月中參洛セシム

(天神)  
惟政申、同國植田庄内分地村地頭職事、

解狀具書、

牒、彼地頭職事、爲(札カ)決來月中、可參洛之旨、相觸由原順教法橋、可申散狀、仍牒送如件、以牒、

建武元年十月十日

右近將監平朝臣(花押)

左少辨藤原朝臣

前筑後守藤原朝臣(花押)

左衛門少尉中原朝臣

三七 足利直義軍勢催促狀

○早稲田大学所藏後藤文書  
荻野研究室収集文書下

(玖珠郡)  
球珠城凶徒等誅伐事、相催一族、屬今川四郎入道手、可致軍忠之狀、如件、

建武三年四月十三日

(足利直義)  
左馬頭(花押)

「後藤孫十郎殿」

○原宛名ハ恐ラク植田氏(有快カ)ナラン。

球珠城凶徒誅伐  
ノタメ今川四郎  
入道ノ手ニ屬シ  
軍忠ヲ励マシム

植田庄一分御家人寂圃子息能綱球珠城ニ於ケル軍忠ヲ上申シ証判ヲ請フ

府中警固ノ間宮瀨ニ於テ合戦ノ忠ヲ遂グ  
高國府 宮瀨 船岡

### 六 植田大寂圃軍忠狀

○伊東東蒐集文書  
大分県史料一三

豊後國植田庄一分御家人寂圃子息孫兵衛尉能綱(天神)、自去三月廿四(日)罷向于球珠城候、同廿七日合戦之時、於搦手方致軍忠之刻、若黨右馬五郎被射貫額候、中間小藤次被射貫頭候畢、又今月五日合戦仁波、於大手能綱自小髭頭被射貫、被射止左玉縣骨下候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年六月八日

(植田)  
沙彌寂圃(裏花押)

進上 御奉行所

(証判)  
一承了、(花押)

### 三九 植田大寂圃軍忠狀

○伊東東蒐集文書  
大分県史料一三

自正月九日府中警固仕候之處、去六月十四日球珠城凶徒等、分手亂入高國府(大分縣)之由風聞候之間、馳向路次宮瀨(船岡庄)候之刻、凶徒等隔河付渚下候之間、追上船岡、自未尅計終日合戦、敵三人射臥候畢、一人掃部助入道、一人伊香又次郎、一人不知名字、然間子息九郎四郎被射折弓候、又若黨侍從房金安、被射貫腰候、如此依抽軍忠候、追落候畢、夜陰事候之間、引方不存知候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

植田 莊

植田 莊

建武三年六月

日

沙彌寂圓(植田)

三〇

進上 御奉行所

〔(証判)一承了、大神重能(花押)一〕

○宮瀬ハ大分市大字下宗方字宮ヶ瀬(後掲大字・小字一覽表参照)ナルベシ。

三〇 植田大寂圓軍忠狀

○早稲田大学所蔵後藤文書  
荻野研究室収集文書下

大分郡靈山寺ニ  
楯籠レル球珠城  
南軍ヲ賁落セシ  
軍忠ヲ上申ス  
植田大輔房有快  
ノ館ニ押寄セ在  
家ヲ焼ク  
高國府ニ乱入セ  
ントス  
敵ヲ追落シ城墾  
ヲ焼ク

豐後國球珠郡高治寺凶徒等内、敷戸孫次郎入道普練・賀來辨阿闍梨・同舍弟孫五郎以下輩、忍出當

城楯籠(植田莊)同國靈山寺、相語當山衆徒等、今月廿五日、押寄植田大輔房有快之館、燒拂數十字在家等、

令打取同庄秋弘大進房父子等、擬令亂入府中高國府之間、翌日廿六辰時、田吹圖書左衛門入道子息

九郎宗綱、屬搦手大將古庄宮内入道圖阿之手、自當山妙見之尾、至同水上山之下、爲惡所之間爲步

行、致先懸、片時之間、令賁落彼凶賊等、令燒拂城墾候之條、大手大將軍筑前次郎殿(戶次朝直)・當國守護代

以下地頭御家人等、各所被見知也、然則預巨細御注進、爲浴恩賞、言上如件、

建武三年七月廿八日

沙彌寂圓(植田)

進上 御奉行所

〔(証判)一承了、(花押)一〕



植田荘内領家職  
十町ヲ勲功賞ト  
シテ田原盛直ニ  
宛行フ

敷戸寿延跡地頭  
職ヲ深堀明意ニ  
宛行フ

菟北教貞跡地頭

三一 一色道猷範氏恩賞宛行狀

○入江文書  
大分県史料一〇

豊後國植田庄内領家職田地拾町、爲勳功之賞、所宛行也、早任先例、可被致沙汰、仍執達如件、

建武四年二月七日

(一色道猷・範氏)  
沙 彌 (花押)

大友田原豊前藏人次郎殿  
(盛直) 入道殿

三一 一色道猷範氏書下

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編八五八号

豊後國敷戸(壽延)郎入道彌次□□跡地頭職事、爲勳功之賞、所充行深堀太郎入道也、(時直・明意)早莅彼所、可被沙汰付下

地之狀、如件、

建武四年二月廿八日

(一色道猷・範氏)  
沙 彌 (花押)

(植田寂円九)  
守護代

三一 一色道猷範氏恩賞宛行狀案

○野津氏(吉岡家)文書  
野津本北条系図・大友系図

豊後國菟北彦次郎教貞跡地頭職、并植田庄領家職内田地伍町事、爲勳功之賞、所充行也、早任先

植田荘

職并植田莊領家  
職内田地五町ヲ  
勲功賞トシテ宛  
行フ  
野津親久

例、可致沙汰、仍執達如件、

建武四年三月廿日

(二色道歎・範氏)  
沙彌(花押影)

大友野津大炊助太郎殿  
(親久)

三四 小俣道剩書下案

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編九五五号

敷戸寿延跡地頭  
職ノ下地遵行ノ  
行ハレザルニヨ  
リ左右ヲ申サシ  
ム

□後國敷戸彌次郎入道跡(地頭)職事、爲勲功之賞、所充行(深)堀孫太郎入道明意也、守護(使)□相共、可沙

汰付明意之由、先度被仰之處、不事行云々、太無謂、急速可被申左右也、仍達如件、

建武四年五月廿六日

(小俣道剩)  
沙彌 御判

賀來孫五郎入道殿  
(成阿)

三五 豐後守護代植田大神寂圓請文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「こくしのうけふみ、三重郷役の事」  
(大野郡)

依三重郷役五月會新物事、當郷地頭代請文如此候、此上者、生石濱御放生會以下御神事、無爲可令

執行給候哉、於郷役者、嚴蜜守先例、可致催促候、仍請文如件、  
(マ、)

建武四年七月廿七日

(植田)  
沙彌寂圓(花押)

三重郷地頭代ノ  
請文ヲ執進シ郷  
役催促ヲ告ゲ申  
事ヲ執行セシム

敷戸寿延味方ニ  
於テ軍忠ヲ致シ  
御教書一見狀ヲ  
賜ルト称シ去退  
カズ

參上シ上訴スト  
云ヒ打渡ニ及バ  
ズ

植田有快ニ植田  
莊靈山寺執行職  
名田ヲ宛行フ

三六 豐後守護代植田大寂圓請文

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編一〇二二号

豐後國敷戸彌次郎入道跡地頭職事、

今年五月廿六日御教書、同七月廿八日到來、謹拜見仕候畢、抑任被仰下之旨、苐彼所、欲沙汰付深

堀孫太郎入道明意候處、如敷戸彌次郎入道壽延申者、於壽延御方患息又次郎致京都合戰、下給將軍

家御教書、抽鎮西球珠城責軍忠之條、大將軍御一見狀帶之、依何事罪科可被召放當村哉、明意不可

掠申之間、全不可去退之、所詮企參上、可明申云々、仍不及打渡候、此條僞申候者、日本國中佛神

三寶御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年八月三日

沙彌(植田)寂圓

進上 御奉行所

三七 足利直義下文

○淺井文書  
南北朝遺文九州編一〇四八号

下 植田大輔房有快

可令領知豐後國植田莊靈山寺執行職、上義・乙(犬)□・上乙犬・下永富(吉藤ノ誤)・吉上義・福重渡地等内知行

分半分地頭職事、

植田 莊

領家ニ分付セラ  
ル

植田 莊

三四

右、元弘三年以來、依被分付領家、如元所充行也、任相傳文書、可領掌<sup>(之)</sup>□狀如件、

建武四年九月廿三日

<sup>(足利直義)</sup>  
源朝臣判 (花押)

○大分市靈山寺文書 (『大分県史料』二五) ニ写アリ。本文書ハコレヲ「足利尊氏御判下文写」トセリ。

### 三六 沙彌某遵行狀

○靈山寺文書  
大分県史料二五

(花押)

植田有快ノ訴ニ  
ヨリ植田莊靈山  
寺執行職名田等  
ヲ訴人ニ打渡サ  
シム

植田大輔房有快申、豊後國植田庄靈山寺執行職、上義・乙犬・上乙犬・下永富・吉義・福重渡地等  
地頭職知行分半分事、去月廿三日御下文・同廿六日御施行如此、早任被仰下之旨、守護代相共守御  
下文已下、糺明知行際目、可被沙汰付<sup>(下地方)</sup>□有快也、仍執達如件、

建武四年十月九日

沙彌 (花押)

植木  
植田彌五郎入道殿

<sup>(賀来)</sup>

○宛名ヲ擦消シ「植木」ト改メシハ、後ノ作為ナリ。賀来弥五郎入道(成阿)宛ナルベシ。

草深頼成後家尼  
宗清代惟政ノ訴  
フル植田莊分地  
村田島ニ対シ代  
官ヲ進ジ明シ申  
サシム

重ネテ敷戸寿延  
跡地頭職ヲ深堀  
明意ニ沙汰シ付  
ケシム

植田大輔房  
賀來孫五郎入道

三 散位某奉書

○早稲田大学所藏後藤文書  
荻野研究室収集文書下

草深四郎頼成後家尼宗清代惟政申、豊後國植田庄内分地村田島已下事、申狀具書如此、子細見狀、  
早進代官、可明申之狀、依仰執達如件、

建武四年十一月四日

散位(花押)

由原順教法橋御房

四 一色道猷範書下

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編一一〇五号

深堀孫太郎入道明意申、<sup>(時通)</sup> <sup>(豊後)</sup>前國敷戸彌次郎入道壽<sup>(延跡)</sup> <sup>(華、可之)</sup>地頭職事、注進狀披見<sup>(可之)</sup> <sup>(沙汰)</sup>沙汰付明意之由、  
先度被<sup>(仰之カ)</sup> <sup>(謂、早之)</sup>處、壽延不去退云々、太無<sup>(謂、早之)</sup> <sup>(達)</sup>莅彼所、不日可沙汰居、仍執<sup>(達)</sup> <sup>(花押)</sup>如件、

建武四年十二月廿四日

<sup>(有快)</sup> <sup>(或阿)</sup> 沙彌(花押)

植田大輔房

賀來孫五郎入道殿

植田莊

四一 植田有快請文案

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編一一五七号

敷戸壽延跡地頭  
職ヲ深堀明意ニ  
沙汰シ付ケ難キ  
ヲ上申ス  
壽延軍忠ヲ致シ  
御教書一見狀ヲ  
帶スト云フ

同ジク沙汰シ付  
ケ難キヲ上申ス

〔深堀孫太〕郎入道明意申、豊後國敷戸〔弥次郎〕郎入道壽延跡地頭職事、去年〔建武〕十二月廿四日御教書、今年三月廿二日到来、〔羅拜〕見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、賀來孫五郎入道相共莅彼所、欲沙汰居明意候之處、如壽延子息又次郎申者、爲〔御方〕、云京都合戰、云鎮西玖珠城責、抽〔軍忠〔足利尊氏〕〕將軍家御教書并大將軍御一見狀〔帶〕之、明意不可依掠申之閒、全不可去退云々、仍不及打渡候、若此條爲申候者、八幡大菩薩御罰お可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年三月廿八日

僧有快〔植田〕請文案判

四二 賀來成阿請文案

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州篇一一五八号

〔深堀孫太〕太郎入道明意申、豊後國敷戸〔彌次郎〕郎入道壽延跡地頭職事、去年十二月廿四日御教書、今年三月廿二日到来、謹拜見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、植田大輔房〔有快〕莅彼所、欲沙汰居明意候之處、如壽延子息又次郎申者、爲御方、云京都合戰、〔三云〕鎮西玖珠城責、抽軍忠、將軍家御教書并大將御一見狀帶之、明意不可依申之子細、先度御使入部之時、令申候訖、全不可去退云々、仍不及打渡候、此條爲申候者、八幡大菩薩御罰お可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年三月廿八日

沙彌成阿(賀老)裏判  
請文

四三 一色道猷範氏施行狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

志賀頼房ニ勲功  
地ヲ沙汰シ付ケ  
シム  
使植田有快

大友志賀藏人太郎頼房申、豊後國球珠郡内小田次郎入道、覺女子跡内田地拾町地頭職事、爲勲功之  
賞宛行早、早植田大輔房相共莅彼所、可沙汰付下地於頼房、至餘殘者、載起請之詞、可注申、仍執達  
如件、

建武五年九月十二日

(一色道猷・範氏)  
沙彌(花押)

豊後守護代

守護代

四四 豊後守護代沙彌寂本請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書)  
「豊後國守護代請文」

志賀頼房恩給地  
豊後國小田道寬  
女子跡ヲ沙汰シ  
付ケ  
魚返又次郎進士  
兵衛入道玖珠一  
族等支へ申ス

大友志賀藏人太郎頼房所給、豊後國球珠郡小田次郎入道、覺女子跡十町事、今年九月十二日御教  
書、十月六日到來、謹拜見仕候訖、抑任被仰下之旨、(備有快)植田大輔房相共、以同十月十七日莅彼所、沙  
汰付頼房候之處、彼女子分領内(山)底(小野屋敷)、(田)同脇家者、魚返又次郎爲先祖本領之間、稱可申給之由、  
不可去渡之旨、令申候、同女子小田彦三郎入道玄喜妻女分者、玄喜跡當給人進士兵衛入道、稱可被

植田莊

混于夫之分領之由、同支申候、於殘所者、打渡賴房候畢、但球珠之一族等、以後日、如支申候者、女子分不候之由、稱申候、若此條偽申候者、佛神三寶御罰お可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應元年十一月五日

(守護代)  
沙彌寂本 請文

望 植田有快請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書)  
「植田大輔房請文」

志賀賴房ニ恩給  
地ヲ沙汰シ付ク

引地玄喜妻跡ハ  
進士兵衛入道、  
底小野屋敷等ハ  
魚返又次郎玖珠  
一族等支ヘ申ス  
球珠一族女子分  
ナシト支ヘ申ス

大友志賀藏人太郎賴房拜領、豐後國球珠郡小田次郎入道、覺女子跡拾町事、今(年)□(建武)九月十二日御教書、十月七日到來、謹拜見仕(候)□(詔)、任被仰下之旨、守護代相共、以同月十七日莅彼所、沙汰付賴房候之處、彼女子分領内、引地彦三郎入道玄喜妻女跡者、玄喜跡當給人進士兵衛入道、稱可被混夫之分領之由、支申候、將又底(玖珠郡山田郷)小野屋敷、同協家、號一牟禮者、魚返又次郎爲先祖本領□(之)間、稱可申給、不可去退令申之候、於殘所者、□(打)渡賴房候畢、但球珠之一族等、以後日、如令申候者、女子分不候之由、支申候、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應元年十一月六日

(植田)  
僧有快 請文  
(裏花押)



魚返又二郎進士  
入道玖珠一族ノ  
支ヘ申スヲ斥ケ  
志賀頼房ニ恩賞  
地ヲ沙汰シ付ケ  
シム

植田大輔房有快

魚返又二郎進士  
兵衛入道玖珠一  
族ノ支ヘ申スヲ  
斥ケ重ネテ志賀  
頼房ニ恩賞地ヲ  
沙汰シ付ケシム

四六 一色道猷範書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

大友志賀藏人太郎頼房代盛泰申、恩賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡内、田地拾町地頭職事、如請文者、魚返又二郎・進士兵衛入道・玖珠一族等支申云々、無其謂、守護代相共重莅彼所、沙汰付下地於頼房、載起請之詞可注申、仍執達如件、

曆應元年十二月廿九日

一色道猷・範氏  
沙彌(花押)

僧有快  
植田大輔房

四七 一色道猷範書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

大友志賀藏人太郎頼房代盛泰申、恩賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡内、田地拾町地頭職事、如請文者、魚返又二郎・進士兵衛入道・玖珠一族等支申云々、無其謂、植田大輔房相共、重莅彼所、沙汰付下地於頼房、載起請詞、可注申之狀如件、

曆應元年十二月廿九日

一色道猷・範氏  
沙彌(花押)

守護代

植田莊

三九

四六 植田有快請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

小田道覚女子跡  
ヲ志賀頼房ニ沙  
汰シ付ケシ事ヲ  
上申ス

大友志賀藏人太郎頼房代盛泰<sup>(中)</sup>、恩賞地豊後國球珠郡内小田次郎<sup>(入)</sup>道々覺女子跡内田地拾町、可沙汰付頼房事、去年十二月廿九日重御教書、今年二月三日到來、謹拜見仕候畢、任被仰下之旨、莅彼所、遂其節之候畢、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應二年二月廿五日

<sup>(植田)</sup> 僧有快 請文  
(裏花押)

四九 一色道猷<sup>範</sup>氏書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

重ネテ植田有快  
ヲシテ志賀頼房  
ニ恩賞地ヲ沙汰  
シ付ケシム

大友志賀藏人大郎頼房代親尙申、豊後國球珠郡小田次郎入道々覺女子跡内田地拾町地頭職事、爲勳功之賞、宛行之間、可遵行之由、度々被仰守護代之處、無音之上者、早加來彌五郎入道相共、莅彼所、可沙汰付下地於親尙、至餘殘者、載起請之詞、可注申也、仍執達如件、

曆應二年七月廿三日

<sup>(一色道猷・範氏)</sup> 沙 彌 (花押)

植田大輔房有快

<sup>(僧有快)</sup> 植田大輔房

三度植田有快ヲ  
シテ志賀頼房恩  
賞地ヲ沙汰シ付  
ケシム

植田大輔房有快

重ネテ賀來弥五  
郎ヲシテ志賀頼  
房恩賞地ヲ沙汰  
シ付ケシム

五〇 一色道猷範氏書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

志賀藏人大郎頼房申、恩賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、賀來彌五郎入道相共、莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、先度被仰之處、于今無音、何様事哉、不日遂其節、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

曆應二年十月廿六日

(一色道猷・範氏)  
沙彌(花押)

(備有快)  
植田大輔房

五一 一色道猷範氏書下寫

○志賀文書  
熊本県史料中世二

「此本書、加來之後裔加來兵右衛門、依所望、天明二年九月十四日、遣之矣、」  
志賀藏人大郎頼房申、恩賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、植田大輔房相共、莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、先度被仰之處、于今無音、何様事哉、不日遂其節、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

曆應二年十月廿六日

(一色道猷・範氏)  
沙彌在判

(生阿)  
賀來彌五郎入道殿

植田莊

三 賀來生阿請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書)

「(賀)來彌五郎入道請文」

大友志賀藏人

賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道

(覺女子)

跡田地拾町地頭職

志賀頼房恩賞地  
ヲ頼房代官親尚  
ニ沙汰シ付ク

事、任去年七月廿三日、

月廿六日御教書、

(備有快)

植田大輔房相共、

(親)

尙隨引申、致沙汰候之

處、古後六郎・魚返又次郎

各代官

出向、女子跡無之由、雖支申、

任被仰下之旨、沙汰付下地於親尙候

早、若此條僞申候者、八幡大井御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應三年正月十六日

(賀來)

沙彌生阿 請文

三 植田有快請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書)

「(備有快)植田大輔房請文」

志賀藏人太郎頼房恩賞地豊後國球珠郡小田次郎入道、覺女子跡田地拾町地

(頭職事、曆應ノ)

二年十月廿六

古後六郎魚返又  
次郎ノ支エ申ス  
ヲ斥ケ志賀頼房  
ニ沙汰シ付ク

日任御教書、

(來(生阿))賀彌五郎入道相共、

苳彼所、沙汰付下地於頼房候之處、古後六郎・魚返又次郎、女子跡無之候之、不可去退之由雖申候、任被仰下之旨、遂其節候畢、若此條僞申候者、佛神御罰可

蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應三年正月十八日

(植田) 僧有快 請文

五 一色道猷範書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

重ネテ古後六郎  
魚返又次郎ノ志  
賀頼房恩賞地ヲ  
押妨スルヲ斥ケ  
シム

大友志賀藏人太郎頼房申、豊後國球珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、爲勳功之賞、被沙汰付頼房之處、古後六郎・魚返又次郎致押妨狼籍云々、太無謂、早賀來彌五郎入道相共、莅彼所、退狼籍人等、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

曆應四年六月十二日

(一色道猷・範氏) 沙 彌 (花押)

植田大輔房有快

(僧有快) 植田大輔房

五 一色道猷範書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

古後六郎魚返又  
次郎ノ志賀頼房  
恩賞地ヲ押妨ス  
ルヲ斥ケシム

大友志賀藏人太郎頼房申、豊後國球珠郡内小田次郎入道道覺女子跡田地拾町地頭職事、爲勳功之賞、被沙汰付頼房之處、古後六郎・魚返又次郎致押妨狼籍云々、太無謂、早植田大輔房相共、莅彼所、退狼籍人等、以誓文、可被注申也、仍執達如件、

曆應四年六月十二日

(一色道猷・範氏) 沙 彌 (花押)

(生阿) 賀來彌五郎入道殿

植田 莊

来繩郷福成・吉久名ニ対スル戸次余三等ノ押領ヲ停メ田原貞広ニ渡付セシム

植田大輔房有快

田原貞広ノ訴ニヨリ肥前国山田莊ニ対スル当知行実否支ヘ申ス仁ノ有無ヲ注進セシム

五 一色道猷範施行狀

○碩田叢史田原家文章  
南北朝遺文九州編一七二三号

豐前六郎藏人貞廣代貞則申、豐後國東來繩郷内福成・吉久名等事、如去月廿三日引付奉書者、退戸(田原)次餘三・(頼忠)利根孫三郎・同七郎入道・河野拾四郎・野津孫太郎押領、任御下知之旨、沙汰付貞廣、可執進請取狀云々、然早、日田肥前次郎相共、莅彼所、任被仰下之旨、致嚴密沙汰、載起請之詞、可被注申、仍執達如件、

曆應四年十月十九日

(一色道猷、範氏)  
沙彌(花押)

植田大輔殿(僧有快)

五 室町將軍尊家御教書

○植田文書  
南北朝遺文九州編二一七四号

豐前六郎藏人貞廣申、肥前國山田庄(高来郡)・周防國岩田保地頭職安堵事、申狀副具書如此、子細見狀、早云當知行之實否、云可支申之仁有無、載起請之詞、可被注申之狀、依仰執達如件、(上杉朝定)  
貞和二年二月四日  
散位(花押)

田民部大夫殿(種)

五 光吉五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分市大字光吉

五輪塔一基ヲ建  
ツ

(地輪) (五)  
「貞和三季十二月十六日

沙彌智本」

○「大分県金石年表」四八、貞和五年ニ作ル。

五 木ノ上少林寺板碑銘

○大分の石造美術  
大分市大字木上

滅後追善ノタノ  
板碑ヲ建ツ

(中央折損)

「<sup>(爲)</sup>右擬滅後追善門」

(梵字キリーク) (弥陀)  
貞和六年四月五日

沙彌元心〔敬白〕


○「〔 〕」内校異ハ「大分県金石年表」ニヨル。下同。但シ「〔爲〕」ハ多田隈豊秋「九州の石塔下」ニヨル。

五 木ノ上少林寺板碑銘

○大分の石造美術  
大分市大字木上

逆修ノタメ板碑  
ヲ建ツ

(下前折損)

逆修善根如  (件)

植田荘

種田 莊

貞和六祀<sup>庚寅</sup>卯月五日

(梵字<sup>地蔵</sup>力)

眞觀敬白

六 木ノ上少林寺板碑銘

○大分の石造美術  
大分市大字木上

(下部折損)

右爲光圓<sup>(三十)</sup>門<sup>(三)</sup>

三年<sup>(忌)</sup>

造立也、

(梵字<sup>弥陀</sup>キリーク)

貞和六年卯月<sup>(十六日)</sup>

<sup>(孝)</sup>子敬白

三 木ノ上少林寺板碑銘

○大分の石造美術  
大分市大字木ノ上

右爲先妣心阿<sup>(造立也)</sup>

回追善所奉

貞和六年五月<sup>(廿六)</sup>

(種子<sup>文珠</sup>マン)

日

敬白

先妣心阿追善ノ  
タメ板碑ヲ建ツ

光円三十三年忌  
ノタメ板碑ヲ建



三 木ノ上少林寺板碑銘

○大分の石造美術  
大分市大字木ノ上

〔下部欠失〕

〔(天日)〕

七分全得

〔善根如件〕

〔(梵字バン)〕

貞和六季

〔五月五日敬白〕

四 植田莊分地村坪付注文

○早稲田大学所藏後藤文書  
荻野研究室収集文書下

植田莊分地村ノ  
坪付ヲ注ス

〔豊後〕  
ふこの國わさたのしやうの内、わきちのむらのつほつけの事、

一田地のふん

一所 一丁つちほ

一所 一丁おなを  
そい

一所 一丁かうたい

一所 一丁まつくり

一所 一丁やしきの

一はく地のふん

一所 五反きろくそのく

一所 二反げんのきはたけ

一所 八反 おほやなき

一所 三反すきその

一所 三反はつらはつら

一所 三反かうないかかうないか

植田莊

植田 莊

四八

右、つほつけちうもん、くたんのことし、

ちやうわ六年(貞和)とのら(和)四月十九日

これまさ(大神惟政)(花押)

○『増補訂正編年大友史料』七ノ八号トノ校異ヲ「」内ニ注ス。

六五 足利直冬御教書

○早稲田大学所蔵後藤文書  
荻野研究室収集文書下

馳參之條、尤神妙也、彌可抽戰功之狀、如件、

觀應二年六月廿七日

足利直冬  
(花押)

○宛所截斷、植田氏宛ナラン。

六六 豊後守護大友氏時遵行狀

○草野文書  
大分県史料一三

阿南莊光一松名  
以下ヲ田原正曇  
ニ沙汰シ付ケシ  
ム  
植田有快

豊前藏人三郎入道正曇申、豊後國光一松名(大分郡阿南庄)・同國田原別府内波多方名(戸次丹後守)・同國大神庄(速見郡)・藤原庄跡(朝直)・事、任去年(文和)十一月廿二日御下文并同月廿四日御施行、植田大輔房相共、可沙汰付正曇代之狀、如件、

文和二年四月五日

大友氏時  
刑部大輔(花押)

守護代

七 萬壽寺首座智徹等連署書狀

○大友文書  
大分県史料二六

万壽寺領末代転  
変スベカラザル  
誓文  
植田莊光吉新聞

万壽寺北辺屋敷  
島地下古國府闕  
所薄地ヲ相博シ  
保壽寺ヲ建ツ  
大友貞宗自筆手  
印誓文  
保壽寺荒敗ス  
同寺敷地ヲ寺家  
ニ返付サルベシ

萬壽寺領事、嘉曆二年七月七日御誓文稱、處々寺領末代不可轉變事、

(天分郡) 右判多郷・寶滿寺・坂田寺・松本名・光吉新聞・寺邊屋敷島地等、或號相博、或稱借用、不可有轉

變之儀、(遠見郡) 後末世之間若令依違者、可爲不孝之子孫、且三寶諸天日本國中神祇冥道、殊當寺護(守脱カ)伽藍神

等、必可有照罰、家門興衰可依之、(カ) 情凝思案所追加此誓願也云云、

爰以萬壽寺北邊屋敷島地等、被相博古國府闕所之薄地、建立保壽寺訖、彼古國府相博之所、有名無

實之間、寺用闕乏勿論也、寺領相博借用之段者、至于後々末代固禁遏之、(大友貞宗) 顯孝寺殿御自筆手印誓文

如右、抑爲其子孫違父祖遺誡者、爭無其咎乎、當日縑素老少雖心思、而口不言、亦當可諫之仁、諂

而不納者不忠之至極也、然而件保壽寺不經幾年、依不測之憂、忽令荒敗、貪禾黍之地利者、爲牛馬

之穢所畢、見者爲之斷魂矣、所詮保壽寺既荒敗之上者、彼敷地者、如元被返付寺家、全定案寺用致

御祈禱精誠、且守先人之御遺誡、可被專中興之前途者也、就中依寺家興行、可有檀門繁昌之旨、御

存生誓文嚴重之上者、(諸脱カ) 沒後冥鑒豈可忽哉、以此旨可令披露給候、恐々頓首謹言、

文和三年六月十八日

維那 智 快 (花押)

長 喜 (花押)

智 顯 (花押)

植田莊

蒙堂 智儀(花押)

正相(花押)

智碩(花押)

耆舊 元全(花押)

顯孝住持 元晦(花押)

都寺 智照(花押)

都管 亨本(花押)

首座 智徹(花押)

○早稲田大学所蔵後藤文書  
荻野研究室収集文書下

六 大友氏宗軍勢催促狀

參御方、可致軍忠也、仍執達如件、

味方ニ參リ軍忠  
ヲ励マシム

延文元年十一月二日

○宛書部分切除ス。植田氏宛ナラン。

(大友氏宗・氏行・行宗)  
兵部大輔(花押)

懷良親王菊池武  
光ノ豊後來攻ノ  
際ノ軍忠ヲ賞ス

日出莊地頭職ヲ  
田原氏能ニ沙汰  
シ付ケシム

植田大輔房有快

### 六 足利義詮御判御教書

○早稲田大学所蔵後藤文書  
荻野研究室収集文書下

(懷良親王) (菊池)  
筑後宮并武光以下凶徒等、寄來豊後國之時、令同心大友刑部大輔氏時、致軍忠之由、氏時所注申也、尤以神妙、就注進可抽賞、向後彌可抽戰功之狀、如件、

延文四年七月廿五日

(足利義詮)  
(花押)

(追筆)  
「後藤五郎入道殿」

### 七 豊後守護大友氏時施行狀

○草野文書  
大分県史料一三

(田原) (速見郡)  
豊前三郎氏能申、日出庄地頭職事、去月十八日御教書如此、早任被仰下之旨、退大神筑前彌次郎、志賀藏人大郎・守護代宗秀(相)共、可沙汰渡氏能、仍執達如件、

延文四年十二月廿九日

(大友氏時)  
刑部大輔 (花押)

(有快)  
植田大輔御房

七二 惠良惟澄官軍等恩賞所望闕所地注文

○阿蘇家文書一  
大日本古文書

官軍等恩賞所望  
欠所地ヲ注進ス

註進

官軍等恩賞。所望闕所地事、

一族分

一族分

一、阿蘇大宮司小次郎惟澄申、惟時跡本領并新恩地事、

一、惠良彌三郎惟賢申、肥豐後國朽網郷地頭職、實入郡肥後國葦北庄地頭職事、

一、惠良彌次郎惟永申、豐後國伊田郷地頭職、朽網郷地頭職事、肥後國天草郡大屋野地頭職事、

一、上嶋彦八郎惟賴申、本領肥後國六ヶ庄内石津村地頭職、託麻郡上嶋郷地頭職并一族等跡事、

一、草野少輔注記澄等也筭申、鹽見富高郷師匠愛洲跡事、筑後國草野次郎太郎永久跡事、

一、菊地九郎武久申、養父小山越前權守武宗跡本領新恩地事、肥後國六ヶ庄内小山郷地頭職、同庄内下安永地頭職事、

一、伊津野右衛門次郎入道唯阿申、海部郡佐伯莊也豐後國柏原村地頭職、日向國高知尾庄内上村地頭職事、

一、白石左衛門次郎道秋申、大分郡養父豐後國堅田次郎入道跡事、

一、田尻孫六道綱申、本領豐後國早田庄内滿吉名地頭職事、光

一、木山太郎左衛門入道幸蓮申、本領肥後國六ヶ庄内木山郷地頭職事、託麻郡

豐後國朽網郷地  
頭職

豐後國柏原村地  
頭職

豐後國植田莊光  
吉名地頭職

他門分

一、子守八郎惟一申、肥後國六ヶ庄内青木綱地頭職、同庄内桑原郷地頭職事、

一、竹崎孫九郎惟貞申、肥後國六ヶ庄内布加良郷地頭職事、

一、坂梨子兵庫助惟孝申、薩摩國泉庄地頭職半分事、當庄但於此所者、於八幡宛給四人畢、而二人令成

御敵之上者、開、可宛賜半分於惟孝之由申之、半分可宛給惟孝之由申之、

他門分

一、佐伊津小次郎貞弘申、肥後國天草郡本砥嶋地頭職天草大夫三郎入道跡事、

一、河内次郎三郎政頼申、(那珂郡力)先日拜領日向國新名庄地頭職之跡事拜領令旨之由申云々跡事、

一、長崎三郎次郎義政申、(臼杵郡)本領日向國高知尾庄内長崎村地頭職事、

右注進如件、長崎村内親父政道跡事、

一、岩戸小太郎政澄申、日向國高知尾庄立宿村舍兄政幸跡事、

興國七年四月八日

宇治惟澄(裏花押)

進上 御奉行所

一、立宿孫六政高申、御感令旨事、

正平二年九月廿日

三 惠良惟澄注進闕所中指合所領注文寫(紙切)

○阿蘇家文書一  
大日本古文書

欠所地内指合ノ  
所々ヲ注進ス

注進闕所内指合所々事、

一 肥後國分

葦北庄(葦北郡)

元弘恩賞充賜賜人、其内于今相續軍忠輩等在、其外故武重令支配所、仍當時闕所分、不可

及一兩村歟云々、

六ヶ庄本領長講堂御領(託麻郡)

於地頭職闕所分者、先度爲所、充賜宇土壹岐守高俊了、

赤見村限庄内歟、何庄内村哉、  
非闕所歟、

天草本碓嶋(天草郡)

兼日申子細之仁、於御方致軍忠、不被尋究者、無左右難致闕所、

一 豐後國早田庄内(種)滿吉名地頭職事、

件庄地頭職、自關東時、菊池故宮兵部卿殿御相傳之地也、御恩御相續、非闕所歟、

一 薩摩國和泉庄地頭職事、(和泉郡)

當庄輩自寂初於國致軍忠、無左右不可及沙汰之由、自宮御所被仰者也、(懷良親王)

豊後國種田庄内  
光吉名地頭職



豊後國朽網郷地頭職  
同國玖珠地頭職

堅田次郎跡

田染宜基ノ田染莊重安名等ニ対スル違乱ヲ止メ下地ヲ香志田内重ニ交付セシム

植田大輔房有快

一日向國新名庄國中無此名字歟、若爲新納院者非闕所、

此外注進闕所地事、闕否雖不分明、先爲祈所可被充行也、

一豊後國朽網郷地頭職土貢千五百云々、(重入郡)

一同國球玖地頭職(玖珠郡)於御方、致軍忠之輩等在者也、

一日向高知尾庄内闕所、(白杵郡)

高知尾一類籠小野城、可被尋究、

一堅田次郎入道跡、可注申所領名字也、(海部郡佐伯庄方)

### 七三 豊後守護大友氏時書下案

○永弘文書  
大分県史料三

宇佐宮權惣檢校内重代宣村申、田染孫三郎入道其阿、打入豊後國田染庄重安・永正・小手則・末(宣基改秀基)

次・恆任名等、致濫妨狼藉由事、重訴狀具書如此、子細見于狀、早河野鸞龜丸相共、莅彼所、停止

其阿違亂、沙汰付内重、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

康安二年十一月十一日(正平十七)  
刑部大輔(大友氏時)御判

植田大輔御房(有快)

植田莊

同ジク河野鶴龜丸ニ打渡ヲ命ズ

四 豊後守護大友氏時書下案

○永弘文書  
大分県史料三

宇佐宮權惣檢校内重代宣村申、田染孫三郎入道其阿、打入豊後國田染庄重安・永正・小手則・末次・恆任名等、致濫妨狼藉由事、重而訴狀(具書)如此、子細見于狀、先々被仰畢、早植(母)大輔房相共、莅彼所、停止其阿違亂、沙汰付内重、載起請文詞、可被注申(也)、仍執達如件、

〔康安二年十一月七日〕

〔河野鶴龜丸殿〕

刑部大輔〔御判〕  
大友氏時

五 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

注進

〔大友〕氏時當知行散在所領所職等事、

相模國大友郷(足下郡)付、延清名

上野國利根庄(利根郡)號土井出庄

伊勢國塔世御厨(安濃郡)北方

豊後國守護職

同國三浦長坂郷(三浦郡)

美濃國中村庄(可兒郡)

越後國紙屋庄(蒲原郡)

同在國司職

當知行ノ所領所職ヲ注進ス

往隈郷 笠和郷

下郡 (判田郷)

植田荘光吉村

阿南荘狭間半村

同甲斐田村

同六郎丸名

高国府村

高田荘

同檢非違所惣追捕使職

同國直入郷(直入郷)付、田野・阿蘇野(大分郡)

同國往隈郷(速見郡)

同國山香郷司職(速見郡)同名田一王丸名

同國丹生庄(同上)

同國草地庄(国東郡)

同國朝見郷寶満寺(同上)

同國田原別府半分付、岡次松(国東郡)半分

同國都甲庄半分(国東郡)

同國六郎丸名(同上)

同國安岐郷内成久村(同上)

同國日田庄竹田別府半分(日田郡)

同國高國府村(大分郡)

同國大野庄上村半分(大野郡)

同國由布院並柳酒久里塚原以下所々(速見郡)

同國三重郷(大野郡)

同國大佐井郷(同上)

植田荘

同稅所職

同國緒方庄(大野郡)

同國笠和郷(同上)

同國佐賀關内關宮(海部郡)付白杵・佐伯兩庄

同國下郡號判田(大分郡)

同國羆見村(速見郡)

同國光吉村(大分郡植田荘)

同國狹間半村(大分郡阿南荘)

同國阿南庄甲斐田村(大分郡)

同國武藏郷重藤・久吉兩名(国東郡)

同國吉松名(同上)

同國長野村(玖珠郡)

同國八坂下庄若富名(速見郡)

同國玖球郡横尾新庄(大分郡)

同國高田庄(海部郡)

同國佐賀郷(同上)

同國小佐井郷(同上)

植田 莊

筑前國香椎社(粕屋郡)付、諸郷

同國怡土庄(怡土・志摩郡)

筑後國守護職

同國生葉庄(生葉郡)

肥後國隈牟田庄預所職付、千原(益城郡)

同國下須嶋(天草郡)

同國千田庄付、重富・永富(山鹿郡)

同國健軍社領(飽託郡)

鎌倉龜谷地壹所先祖墓所  
宿所地等

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地貳所先祖墓所  
宿所地等

右、注進如件、

貞治三年二月 日

同國大墓村

同庄志摩方(山門郡)

同國鷹尾別府(三瀨郡)

同國三瀨庄半分

同國光永吉納新開(合志郡)

同國合志庄(合志郡)

同國山本庄(山本郡)

豊前國山鹿西郷(仲津郡)

七 征西將軍宮親王令旨

(ウハ書)  
「いよのすけとのへ」

○尾張鈴木文書  
南北朝遺文九州編四八〇五号

大神氏綱ヲ靈山  
寺執行職ニ補任  
シ地下ノ違乱ヲ  
停メシム

大神氏綱ヲ植田  
莊惣公文職ニ補  
任ス

高崎城ニオケル  
忠節ヲ賞ス

秋岡孫二郎申、(繪田莊)靈山寺の執行しきの事、無子細氏綱(天神)にふにんの上は、いさゝか地下のいらんあるま  
しきよし、(天分郡)わさたの代官等の方に、申つかはすべく候、あなかしく、

十二月十一日

いかのいよのすけ殿

(懷良親王)  
(花押)

七 征西將軍宮懷良親王令旨

○尾張鈴木文書  
南北朝遺文九州編四八〇六号

豊後國植田御庄惣公文職事、所補任大神氏綱也、(天分郡)然者致御年貢以下御公事等者、任先例、可被惣仕  
狀、如件、(マ、)

正平廿四年十二月十一日

伊豫介 (花押)

秋岡孫二郎殿

八 室町將軍義滿家御教書

○早稲田大学所藏後藤文書  
荻野研究室収集文書下

於豊後國高崎城、(天分郡)致忠節之由、大友左馬助親世所注申也、尤神妙、向後彌可抽戰功之狀、依仰執達  
如件、

植田莊

植田 莊

應安五年正月十三日

(異筆)  
「後藤八郎三郎殿」

(細川頼之)  
相模守 (花押)

六〇

植田庄内父跡半  
分ヲ預ク

(大分部)  
豊後國植田庄内、親父孫兵衛入道跡半分事、所預置也、任先例、可領掌之狀、如件、

應安五年二月廿一日

(異筆)  
「後藤三郎殿」

(大友親世)  
左馬助 (花押)

〇 大友氏繼知行預ケ狀

○早稲田大学所藏後藤文書  
荻野研究室収集文書下

植田莊行弘名以  
下ヲ預ク  
図書寂本跡

(大分部)  
豊後國植田庄行弘名・光松吉松名内田畠・屋敷・山野等、圖書左衛門入道寂本跡事、所預置也、任

先例、可被致沙汰之狀、如件、

應安六年三月廿九日

(大友氏繼)  
源 (花押)

○宛所ヲ切除セルモノ、如シ。『大日本史料』六ノ二九ニモ収ム。

豊前高家城合戦ノ忠節ヲ賞ス

## 八一 室町將軍義満家御教書

○早稲田大学所蔵後藤文書  
荻野研究室収集文書下

去月十六日、豊前國高家城合戦之時、致忠節云々、尤神妙也、彌可抽戰功之狀、依仰執達如件、

永和二年三月廿一日

〔後藤五郎入道殿〕  
(異筆)

(細山嶺之)  
武藏守(花押)

## 三八 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

当知行所領所職ヲ注進ス

(大友)  
親世當知行國々散在所領所職等事、

相模國大友庄  
(足下郡)

上野國利根庄  
(利根郡)

美濃國仲村庄  
(可兒郡)

豊後國守護職

同檢非違使惣追捕使職  
(直入郡)

同國直入郷  
(直入郡)

同國在限郷  
(大分郡)

植田庄

同國三浦長坂郷  
(三浦郡)

越後國紙屋庄  
(浦原郡)

伊勢國塔世御厨 北方  
(安濃郡)

同國在國司職

同稅所職  
(大野郡)

同國緒方庄  
(大野郡)

同國笠和郷  
(同上)

在限郷 笠和郷

植田莊

内梨子畑

同國朽網郷半分  
(直入郡)

同國山香郷  
(遠見郡)

同國臼杵庄  
(海部郡)

同國內梨子畑  
(大分郡)

同郷立石村名  
(同上朝見郷) 付、鬼丸

同國丹生庄  
(同上)

下郡(半田郷)

同國佐賀郷 付、佐賀關  
(同上) 并一尺屋

同國寶満寺  
(遠見郡朝見郷)

同國羈見村  
(同上)

阿南莊狭間半村

同國田原別府半分  
(同上)

同六郎丸

同國六郎丸  
(同上)

同甲斐田村

同國阿南庄 甲斐田村  
(大分郡)

隆国府村

同國永野村  
(同上)

高田莊

同國高田庄  
(同上)

同國安岐郷成久村  
(同上)

同國八坂本庄若富名  
(遠見郡)

同國玖珠郡綾垣村

同國日田郡竹田別府半分

「判」

同國下郡號判田  
(大分郡)

同國野田村  
(遠見郡)

同國草地庄  
(國東郡)

同國狹間村半分北方  
(大分郡阿南莊)

同國都甲庄半分  
(國東郡)

同國泉名

同國隆國府村  
(大分郡)

同國武藏郷重藤名 付、久吉名  
(國東郡)

同國吉松名  
(同上安岐郷)

同國由布院、並柳、酒久里、塚原、  
荒金、天間、荒木、山崎、石松、貞恆  
(玖珠郡)

同國横尾新庄  
(玖珠郡)

同國大野庄上村半分  
(大野郡)



大佐井郷

同庄堀池名(天野庄志賀村)

同國大佐井郷(海部郡)

植田莊光吉村

同國光吉村(天分部種田莊)

同國戸次庄切畑名(天分部)

丹生津留村

同國小仲名(遠見郡)

同國丹生津留村(天分部)  
【継目裏】  
【判】

駄原村

同國八坂下庄蔵田村(海部郡)

同國駄原村(給墨郡)

同國柴山村

筑前國香椎社領付、諸郷(怡土・志摩郡)

同國須々原(三瀨郡)  
異國警固要書所

同國怡土庄(山門郡)

筑後國三瀨庄半分

同國鷹尾別府(益城郡)

同國岩方村

肥後國隈牟田庄(飽託郡)

同國千田庄(山鹿郡)

同國光永吉納新開(飽託郡)

同國山本庄(山本郡)

同國健軍庄(天草郡)

同國合志庄(合志郡)

同國下須嶋(天草郡)

菊池武光兄弟并庶子跡各半分(至名郡)

同國關入道跡(生葉庄)  
替地

同國伊倉庄(佐賀郡)  
同前

肥前國佐留志村(杵島郡)  
同前

同國高木東西(高木郡)  
同前

同國伊佐早郡内宇木小次郎(高木郡)  
宗像八郎、長野跡同前

日向國守護職(宮崎郡)

同國宮崎庄(宮崎郡)

豊前國山鹿西郷(伴津郡)

同國光成名八町

植田 莊

植田莊

六四

肥前國財部村

鎌倉龜谷藤谷敷地一所

(継目妻)  
「判」○「敷」字  
ノアタリ

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地二ヶ所曩祖宿所地

以上

(裏書)  
「爲後證所封裏也、

右、注文如件、

丹後守判」

永徳三年七月十八日

三 敷戸清泰寺墓地寶篋印塔銘

○大分県金石年表六  
大分市大字駕野敷戸清泰寺

(塔身)

「□永二十三年丙申四月十五日」

○塔身以外ハ後補トイフ。

四 大友親隆知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

(御手洗)

「□□九郎跡之内、貳拾貫分事、預置候、可被知行候、謹言、

十月十六日

(大友)  
親隆 在判

植田孫六殿

御手洗九郎跡貳  
拾貫文ヲ植田孫  
六ニ預ク

全 賀來社遷宮等次第記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

此ノ舊記ヲ以御還宮 申之、

八幡大菩薩豐後州賀來庄由原村御影向之事、天長七  
年庚戌七月初七日也、

一本社承和二年(マ、)戌始構社、

一假殿大治二年丁未始遷宮、自天長七年二百九十六年也、

一本社建久元年庚戌遷宮、自大治二年六十三年也、

一假殿嘉祿元年乙酉遷宮、自建久元年三十六年也、

一本社文永元年甲子同四年丁卯、自嘉祿元年四十三年也、

一假殿貞和元年乙酉、自文永七年七十九年也、

一本社嘉慶元年丁卯遷宮、自貞和元年四拾三年也、

一假殿永亨二年庚戌造宮、同十二年庚申遷宮、自嘉慶元年

五十四年也、

一本社(建)瑤德三年辛未三月三日斤立、自永亨二年到瑤德三

植田莊

年、二十二歲也、

一寬正四年癸未八月廿二日遷宮、自(宝)瑤德三年到寬正四

年、十二年也、

一豐州太守(天友)親繁之御代、

一假殿文龜元年辛酉十一月廿八日子刻遷宮、自寬正四年

到文龜元年、三拾九年也、自天長七年庚戌七月七日到

今茲文龜元年辛酉、六百七拾貳歲矣、

一備劬太守(天友)親治之御代、

一賀來庄由原宮造、守護殿之御役也、

一明應九年庚申立柱、

一文龜元年辛酉十一月廿一日上棟、同廿八日子刻御遷宮、

一御瑤殿上棟、御祝儀御馬一疋、(マ、)大刀一腰、

一御琴殿祝儀同前、

一御弊頂裁御名代一人社參、

一御服屋三間并造作之事、

一戸板二枚、疊子八重、植田郷役也、

一御服屋家具色 在之、宮師請取之、

一御衣服縫手御祝儀、

一御稜料(總)捲都合四貫四百伍拾五文、宮師ニ渡之、

一御服之面綾長之事、紋ハ唐菱 幅一尺二寸、

一御身之長拾貳具分、三丈六尺、

一御袖 拾貳具分、二丈四尺ニツ破、

一神衣裡拾貳具分、五尺五寸二長ヲ十二ニ破、

一帯 拾貳具分、三尺六寸二長ヲ廿四ニ破、

一以上六丈五尺五寸、綾三端也、

一御服裏絹貳疋絹一疋之内長鷹尺二寸  
四丈二尺完有、

一御服縫絲三兩唐絲(天)□、

一菟井絹貳疋、

一宮師衣裳絹一疋、

一幔幕一帖、絹五疋幕之乳卅六者、御服裏絹ノ餘ヲ  
以仕候也、本主返之也、

一以上絹拾疋、平内大夫被下之、

一幕差繩 拾五尋

一鷹尺 一有、

以上

文龜元年辛酉十一月廿一日記旃、

縫手稱名寺中察坊主、大一房伴調一房

奉行金剛(金)戒寺 西室興誓

吉祥院覺尊(花押)

一御寶御詔編、寺家之事、

一萬壽寺七尺間二枚、附鑑四ヶ、

一金剛(金)戒寺六尺五寸間一枚、附鑑二ヶ、

一眞光寺一間、附鑑二ヶ、

一勝壽寺并社寄合二間、附鑑四ヶ、

御寶緣并懸緒御詔寺家

一萬壽寺二間、一金剛(金)戒寺一間、

一瑞光寺一間、一大智寺 一間、

一同慈寺(カ)一間、

同鈞緒附金物之事

一心源寺三ヶ、一大智寺三ヶ、

一同慈寺三ヶ、一瑞光寺三ヶ、

同緣錦之事六間分

一 錦大紋六端、小錦四端、以上拾端也、

一 內緣六開分、絹一疋青黃也、

一 御遷宮前宮師絹一疋給之奉懷御神之時  
上衣也

一 獅子高麗狗、

同御寶篋(袋)筋錦緣六開分事、

一 風帶六之内、青地之錦大紋七尺開二ヶ、六尺五寸開

四ヶ、廣七寸也、

一 豎緣廣二寸八分、長五尺三寸、六開分三十筋也、

一 上下緣赤地錦、大紋十二筋、廣二寸二分、以上四十

二筋也、

一 三社御輿御疊之緣、小錦一端、白布一端、

大宮司御詔也、

一 御服之御用物白綾三端、

一 絹十一疋、

一 大紋錦 九端、

一 小錦(紋晚) 五端、

一 御服縫糸三兩唐糸、

一 御遷宮御還宮之時、御輿新造調候、雖然寬正四年

癸未八月廿二日御還宮之時者、古御輿ヲ御請、用途三

百疋大工給之、

一 荒薦百五拾枚 荏隈鄉役、

一 地布三拾四端、此内一端御輿疊緣用、

一 荒薦百五拾枚 笠和鄉役、

一 御棧敷三開荏隈鄉 同疊子、

一 御侍國司屋六開 佐賀鄉同疊子、

一 御厩三開 下郡役、

一 警固流鏑馬之次第、

一番 三重鄉、二番佐賀鄉、

三番 阿南鄉、四番大佐井、

五番 直入郡、六番國東郡、

一 埦之事

一 佐賀鄉、 一大佐井、

一 井田鄉、 一野津院、

一 遣井村、(毛)

一 永亨拾貳年庚申十一月八日、

一 御遷宮之時國方御供米註文、

合壹石貳斗五舛者半分

一 參斗 在國司方、

一 參斗 在廳次郎四郎、

一 參斗 稅所方、

一 參斗 目代方、

宮師宥修 在判

宮師坊納置御炊殿檢校所ニ下行、出納・陣道・鑑

取、若有米之餘者、宮師出納給之也、

文龜元年辛酉十二月十三日 愿記旃

社奉行

實相寺 珪室等玉（花押）

宮師房 增榮（花押）

植田庄吉藤名居屋敷三貫分ヲ預ク

吉藤名内居屋敷ヲ打渡サシム

六 大友親安義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

植田庄吉藤名内居屋敷參貫分之事、

(預置候、可カ)

有知行候、恐く謹言、

(永正三年)  
十二月廿三日

(大友義鑑)  
親安 在判

原尻藤十郎殿

七 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書錄  
大分県史料三二

(次号文書本文ノ誤入)  
「植田庄之内吉藤名之内、居屋敷三貫」

「奉書旨、打渡前申、如件、」  
(所)

永正十三年十二月廿三日

彈(豊饒親富)

右衛門(二万田祐榮)

左衛門(小原右並)

大(木上長秀)

左衛門(大神親照)

伊(本庄右述)

植田庄

六九

植田莊

〔政所殿〕

○大友氏ノ知行預ケ状ニハ、加判衆連署奉書ノ遵行状ガ当該莊郷政所宛ニ出サレ、政所ガ打渡状ヲ被給者ニ発給スルヲ例トス。本文書前半(本文)ハ、永正十四年丁丑正月政所ノ打渡状(次号)ト同文ニシテ、加判衆奉書(遵行状)ニ非ズ。日付以後ノ連署差出書ハ本文トハ別文書ニシテ、加判衆連署奉書(遵行状)ナルコト明カナリ。恐ラク写本ノ写シ誤リカ、綴目ノ誤リナラン。田北学ハ「政所殿」ノ宛所ヲ付ス。

六 植田莊政所(カ) 打渡状

○大友家文書録  
大分県史料三二

植田庄之内吉藤名之内、居屋敷三貫

(分之事、任御判、御)

奉書旨、打渡前申、所件、

植田莊吉藤名内  
居屋敷三貫分ヲ  
打渡ス

○前号文書ノ本文ト同文ナリ。『文書録』ノ網文ハ左ノ通りニシテ、

「(永正)十四年丁丑正月、因原尻氏領地事、雄城安」

「永正十四年丁丑正月」ノモノナラン。右網文ニヨレバ、植田莊ノ政所ハ「雄城安」ナルコト明カナリ。

六 外園大泉寺跡寶篋印塔銘

○大分県金石年表五  
大分市大字横瀬字外園

欽奉造立石塔一基、前田吹左馬助長宗生年六十一、

(十六年)

永正己卯十二月十六日打死、捐館立翁本公禪定門神位、

皆永正十七庚辰七月十日孝子謹立、

戦死セシ田吹長  
宗ノタメ石塔一  
基ヲ造立ス



六 大久保氏本地坪付注文

○大久保文書  
大分県史料三五

本地つほ付之事

一所阿南庄之内六郎丸十七貫  
(大分郡)

一所はたけ田名廿五貫

一所わさた庄之内卅五貫  
(種田)

一所戸次之庄之内冬田山口廿貫  
(大分郡)

一所山香郷之内小岳五十貫  
(速見郡)

一所高田之庄之内三川名百貫  
(大分郡)

一所同庄猪野字  
(脱アルカ)

一所同庄之内寺字六字  
(司)

一所同庄之内へつほう名  
(別保)

同役敷

一所筑後ミつまの郡之内百町  
(三藩)

一所筑前志广郡内

金丸之内五町

種田荘

種田荘

戸次荘内冬田山口

高田荘内三川名

猪野

寺司

別保名

植田 莊

七二

元岡名之内五町

本地少々、

九 入田親廉書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

豊前国妙見岳合  
戦ノ忠節ヲ賞ス

御音問委細令披閱候、仍於妙見岳攻口、(字佐郡)親父宮(内)□丞方被立御用候、忠節寔無比類候、此等之謂□

御方可被成御感候、旨趣猶態可令申候、□略候、恐々謹言、

□(十)月十八日

親 廉 在判

□(種)田新五郎殿

三 大友氏加判衆連署書狀

○植田文書  
大分県史料二五

□(包紙ウハ書)

田口伊賀守

山下和泉守

植田新五郎殿

親 忠

御報

妙見岳攻口ニ於

御狀委細令披閱候、然者去十四、於豊前國妙見岳攻口、(字佐郡)御親父宮内丞方討死之由候、無是非候、則

ケル父宮内丞ノ  
戦死ヲ披露セシ  
ヲ告ゲ賀書ヲ成  
サル、ヲ報ズ

遂披露候、御忠儀御感之旨、必可被成 御賀書之由候、其取合不可有無沙汰候、御本意与ハ乍申、

御力落之段察存候、万賀、尙重々可申承候、恐々謹言、

十一月十八日

親 忠 (花押)  
長 就 (花押)

植田新五郎殿

御報

○『大友家文書録』ニモ収録ス。

### 三 大友義鑿感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

豊前国妙見岳合  
戦ノ忠節ヲ賞ス

前十四、豊前國於妙見岳攻口、親父宮内丞討死、儀無比類候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

十一月廿日

植田新五郎殿

義 鑑 在判

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』一六ニヨリ注ス。「義鑑」ハ「義鑿」ノ誤写ナラン。

父惟滿一跡ヲ安堵ス

六 大友義鑿一跡安堵狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

親父宮内丞惟滿一跡之事、任相續之〔旨、領掌不可有〕相違候、恐々謹言、

〔天文元年〕  
十一月廿二日

〔大友〕  
義鑿 在判

植田〔惟妻〕新五郎殿

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』一六ニヨリ注ス。他家文書ニ徴スルニ、当時ハスベテ「義鑿」ノ字ヲ用フ。「義鑑」ニ改ムルハ天文二年（一五三三）四月中旬以後ノゴトシ。

七 大友義鑿感狀

○植田文書  
大分県史料二五

〔端裏切封〕  
「墨引」

豊前畠田村ノ戦ニオケル被官ノ負傷ヲ賞ス

前廿五日、於豊前國畠田之村手仕之刻、被官被疵之由、忠儀寔感悅候、彌可令勵忠貞事、〔肝〕要候、必迫而可賀申候、恐々謹言、

〔天文元年カ〕  
十二月三日

〔大友〕  
義鑿 〔花押〕

○宛所ヲ欠ク。植田氏宛ナラン。

親父跡相続ニ付  
植田給地内田口  
土貢等ヲ預ク

扶持ノ時ハ還渡  
スベシ

植田惟実ノ軍勞  
ヲ賞ス

六 賀來(カ)鑑重知行預ケ狀

○宮師文書  
大分県史料九

就親候相續之儀、至面々分地之事、

一所植田給地之内、田口土貢

一所來蒔三斗蒔

已上

右、雖預置候、被對我等、於不儀者、可相違候、面々事、雖爲少分、從上至被蒙御扶持者、存斟酌

候へ共、不便候條、合力仕候、重々御扶持候時者、早々堅固可被還渡候、仍爲後日之狀、如件、

天文貳年正月吉日

(賀來)  
神九郎殿 進之候

(賀來カ)  
鑑重 (花押)

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』一六ニヨリ注ス。

七 大友義鑑感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

□表在陣、誠軍勞感悅候、彌可被。心事、肝

(添)  
九月廿六日

(天友)  
義鑑 在判

植田 莊

植田 莊

植田新五郎殿 (惟実)

七六

六 大友義鑑感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

肥後隈部表ノ在  
陣辛勞ヲ賞ス

於今度肥後國隈部表、(菊池郡)長々在陣、軍勞誠

(感悅候、必追)

而一段可賀申候、恐々謹言、

(天文三年)  
五月十一日

(大友)  
義 鑑 在判

植田左馬助殿

九 大友義鑑知行預ケ狀

○植田文書  
大分県史料二五

(包紙ウハ書)  
一 植田左馬助殿

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

義 鑑

父戰死ノ賞トシ  
テ筑後國四町ヲ  
預ク

親父戰死忠儀、寔無比類候、爲其賞、筑後國之内四町分坪付在別紙事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

九月十四日

(大友)  
義 鑑 (花押)

植田左馬助殿

常樂寺四段分ヲ  
安堵ス

100 大友義鑑一跡安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

親父但馬守泰重一跡、并祖父上總守以來、新十郎廣明爲分地、(種田庄)常樂寺四段分事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

三月廿九日

(大友)義鑑 御在判

後藤與一殿

101 大友義鑑書狀(紙切)

○大友松野文書  
大分県史料二五

雄城台近辺山野  
雉法度ヲ犯ス者  
シノ交名ヲ注進セ

(種田庄)雄城臺近邊、其方領内山野雉法度事、度々申候、倍稠可被申付候、萬一法式之上狼族候者、能々相究、以交名可承候、以其上、一途可申出候、恐々謹言、

八月十三日

(大友)義鑑 (花押)

賀來社  
大宮司殿

1011 大友義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

入田氏ハ悉ク成敗ス

阿蘇ニ派遣セシ少將公ノ死ヲ悼ミ恩賞ヲ約ス

猶々少將就慮外、入田名字中、悉成敗候、旁以忠儀無比類候、

少將公至阿蘇、雇遣候之處、慮外之儀、不及是非候、御愁傷察存候、誠戰死之次第、忠儀更無比類候之條、染筆候、何様忠賞、不可有餘儀之趣、猶本莊新左衛門尉可申候、恐々謹言、

(天文十九年)

卯月六日

(植田莊) 靈山寺

(大友) 義鎮 在判

實相坊 御同宿中

1012 大友義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

入田被官捍妨ノ石原四貫分ハ存分ニ任セ夫丸以下ヲ申付ケ出陣セシム

其方領内石原四貫分事、近年入田被官捍妨之儀共候歟、此節之事被任存分、早々夫丸以下被申付、出陣專一候、恐々謹言、

(天文十九年)

壬五月廿日

(惟美) 植田宮内丞殿

(大友) 義鎮 在判



肥後合志表ノ防  
戰ニ疵ヲ被ル粉  
骨ヲ賞ス

一四 大友義鎮感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

天文十九年七月十一日、戸次左衛門大夫以同陣、於肥後國合志表、遂防戰被疵之由候、誠粉骨感悅候、彌可被勵忠貞事專要候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(合志郡)  
(鑑連)  
天文十九年  
七月廿日

(大友)  
義 鎮 在判

植田宮内丞殿  
(惟夷)

一五 源大義鎮靈山寺學頭躰安堵狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

学頭職ヲ実相坊  
ニ安堵ス

當寺學頭職之事、任前々旨、不可有相違也、仍狀、如件、

天文廿年六月廿八日

(大友)  
源義鎮 在判

靈山寺  
實相坊

一六 大友義鎮知行預ケ狀

○永富文書  
大分県史料九

肥後國河尻庄御

肥後國飽田郡河尻庄之内、御岳參詣田今村分拾貳町分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

植田 莊

植田莊

(天文廿一年)

三月廿日

永富彈正忠殿

○永富氏ハ植田莊ヲ本領トスル在地領主。

(大友) 義鎮 (花押)

八〇

岳參詣田今村分  
十二町ヲ預ク

河尻庄内ノ地ヲ  
永富彈正忠ニ打  
渡サシム

107 大友氏加判衆連署奉書

○永富文書  
大分県史料九

肥後國飽田郡河尻庄之内、御岳參詣田今村分拾壹町之事、被宛行永富彈正忠訖、任 御判之旨、不  
殘段歩、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

天文廿一年三月廿日

(志賀親守) 前安房守 (花押)

(田北鑑生)

大和守 (花押)

(小原鑑元)

遠江入道 (花押)

(吉岡長増)

越前守 (花押)

(臼杵鑑統)

安房守 (花押)

(雄城治景)

若狭守 (花押)

(長清) 大津留常陸介殿

(鑑秀)

夏足民部少輔殿

(宗連)

清田遠江入道殿

志賀(守直)左馬助殿

清田(鑑祐)越後守殿

吉岡(鑑香丸)三河守殿

田吹(鑑寛)上總介殿

○大津留長清ハ清長、清田宗連ハ宗連トモアリ。何レヲ正シトスルカ、検討ヲ要ス。

### 102 豊後國志

(大分郡古蹟項)

雄城塙在植田郷雄城村、鎮西爲朝創築之、  
景拠永正中、雄城若狹守據此、

○雄城若狹守治景ハ天文五年(一五三六)頃ヨリ、弘治四年(一五五八)頃マデ大友加判衆タリシ人ナリ。

雄城塙ニ雄城治  
景拠ル

### 103 植田莊段錢請取狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

植田莊等ノ反錢  
直納分ヲ請取ル

植田莊之内三貫分之錢之事、

百文 有目足、

六郎丸之内、田地七段分

七十文

植田莊

植田 莊

右、爲直納、請取申所、如件、

天文廿三年霜月三日

朽網左衛門尉殿

野上中務少輔  
鑑如 在判  
田北左近將監  
鑑興 在判  
白杵美濃守  
鑑增 在判

一一〇 大友宗麟義鎮跡目安堵狀

○植田文書  
大分県史料二五

父惟實跡目ヲ安堵ス

〔包紙ウハ書〕  
一 植田宮内少輔殿

〔端裏切封〕  
一 (墨引) 一

(大友) 宗麟

父安藝守惟實跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

二月廿三日

(大友義鎮) 宗麟 (花押)

植田宮内少輔殿

一一一 大友宗麟義鎮一跡安堵狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

衛藤鑑盛一跡並

刑部少輔鑑盛一跡、并秋岡名役職之事、彼後家任存分、領掌不可有相違候、然者名字以連續、可勵

ニ秋岡名役職ヲ  
後家ニ安堵ス

奉公之事肝要候、恐々謹言、

八月五日

衛藤虎熊殿

(大友義鎮)  
宗麟 在判

二三 大友宗麟義鎮知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

豊筑間ニ拾町分  
ヲ預ク

於豊筑間、拾町分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(元龜元年)  
三月二日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

植田宮内丞殿

二三 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

植田莊点役免許  
ノ地ニ土井廻屏  
役ヲ命ズ

土井廻屏之儀、至諸郷申付候、仍植田庄之内、(其方カ)領地諸點役免許之段、雖令存知候、此度之事者、爲所望、直馳走、可爲悅喜候、猶奉行中可申候、恐々謹言、

九月廿三日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

朽網左京亮殿

植田莊

二四 源大義統安堵狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

當坊々領并學頭職、植田莊秋岡名之内三町、直入郷之内圓福寺八百分、宇目村之内眞光寺三貫分、  
肥後國飽田郡之内、天福寺貳町五段分之事、老師豪意法師任讓之旨、領掌不可有相違之狀、如件、

天正六年三月五日

(大野郡)  
源義統 在判

(靈山寺)  
實相坊豪照

二五 大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

東井坊之跡并植田庄之内石川寺、石垣庄之内禪歸庵・同圓通□、高田庄之内松坂神領之事者、□寬  
全法印任讓之旨、領掌□可有相違之狀、如件、

天正六年九月廿七日

(大友)  
源義統 (花押)

東井坊 寬清

寬全法印ノ讓ニ  
任セ東井坊跡並  
ニ植田莊内石川  
寺以下ヲ寬清ニ  
安堵ス

靈山寺実相房領  
學頭職・秋岡名  
内ノ地以下ヲ老  
師豪意ノ讓ニ任  
セ豪照ニ安堵ス

二二六 戸次道雪鑑連書狀案

○立花家文書  
增補訂正編年大友史料二四

○首略。本書狀ハ田原親貫ノ反逆ニ際シ、戸次道雪ガ筑前立花城ヨリ大友氏加判衆等ニ対シ、政道補佐ノタメ  
諷諫ヲ加ヘシモノト云フ。

一 御屋形様年内靈(種田莊)山麓至穉岡、被移御座由候、西目御出張之御首途、御吉報故ニ而御座候哉、殊御(方)

御屋形様年内靈  
山麓秋岡ニ至リ  
御座ヲ移サル、  
ハ西目出張ノ首  
途吉方故カ  
御旗奉行・御鑑  
奉行

秋岡ハ吉方タル  
モ宿所等ナキハ  
各ノ油斷

立石・竈門辺マ  
テ自身出御ノ上  
下知スベシ

其役々筋目相定、前々之御摸在之儀候條、定被任御先例、被成御調候覽、不及申候、秋岡者御吉  
方迄ニ而社候へ、御宿所等然々難有御座候哉、如何、是も各御油斷與存候、御竈等物輕御座候へ  
ハ、人々心持喚止ニ候、如何にも重々數被練立、從御座所堅固之御様躰ならてハと存候、勝候、  
至浦部表被向御人數候ハ、立石・竈門邊及者、御自身被出御馬、緊々與被成御下知候てハと存  
候、近來乍楚忽、吉凶之ニ相究申候事を、御手元ニ而、大形ニ被成御下知候てハ、彌可爲敵案  
候段、御分別之前ニ候、

略。○中

一 道路不輒砌候之處、長札之躰無氣遣之様、各可被思召候哉、彼飛脚無異儀可罷通様躰、卒與存旨  
候之間、銘々致書載候、御返事天山奉待斗候、嘉事、恐々謹言、

種田莊

植田莊

(天正八年)  
二月十六日

志賀道輝 (親守)

一萬田宗擗 (鎮実)

戸次紹珊 (統貞)

志賀道雲 (鑑隆)

朽網宗策 (鎮則)

戸次鎮連 (清田)

鎮順

志賀鎮隆 (鎮秀)

戸次宗傑 (鑑富)

田北紹鐵 (親孝)

志賀道易 (鑑康)

朽網宗歴 (鑑実)

一萬田宗慶

參人々申給へ

(戸次鑑連)  
道雪



妙見城籠城ノ軍  
勞ヲ賞ス

二七 大友義統感狀

○植田潤六文書  
大分県史料一〇

今度其表亂忿之刻、田原近江入道至妙見岳在城之處、從叡前蹤令籠城、勵軍勞之由候、感入候、倍可抽馳走事、肝要候、恐々謹言、

(天正八年乙)  
三月廿三日

植田因幡守殿

(大友)  
義統(花押)

二八 大友義統跡目安堵狀

○永富文書  
大分県史料九

父刑部少輔鑑次跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(天正八年)  
六月廿四日

永富源十郎殿

(大友)  
義統(花押)

永富鑑次跡目ヲ  
子源十郎ニ安堵  
ス

二九 大友義統跡目安堵狀

○植田文書  
大分県史料二五

〔包紙ウハ書〕  
「植田左馬助殿

義 統」

〔端裏切封〕  
一〔墨引〕

父鎮貞跡目ヲ安堵ス

父宮内少輔鎮貞跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、  
〔天正九年乙〕  
正月廿八日  
義 統〔花押〕

植田左馬助殿

三〇 大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

〔天友義統〕  
〔花押〕

円寿寺八坊拘分並ニ役免ヲ安堵ス

〔大分部〕  
圓寿寺八坊拘分并役免之事、  
〔大分部〕  
〔同上〕  
一笠和郷・荏隈郷之内、役免同光吉  
國宗・岩丸・八郎丸  
一高田庄菘原村之内、舞童給

植田莊内石川寺  
新大般若経田

一植田庄之内、石川寺・同新大般若経田  
〔大分部〕  
一津守村朝日寺・妙積寺・清淨寺

(遠見郡)  
一石垣庄之内、禪歸庵・圓通寺

以上

右前、永々不可有相違之條、彌祈禱無怠慢、可被抽精誠者也、仍如件、

天正十年卯月十日

三三 植田莊内賀來刑部丞跡坪付(折紙)

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(大友義統)  
(花押)

坪付

植田庄之内  
一所七貫分

植田莊内七貫分  
ヲ賀來社大宮司  
ニ与フ

大宮司  
賀來刑部丞跡

已上

天正十五年八月十三日

三三 大友義統感狀

○植田文書  
大分県史料二五

(包紙ウハ書)  
一由布城籠城時義統公

植田莊

植田 莊

九〇

植田宮内少輔殿

〔(編纂ツハ書) 植田宮内少輔殿 〕

薩摩軍侵入ノ際ノ由布城籠城ノ軍勞ヲ賞ス

今度、薩<sup>(速見郡)</sup>之惡黨現形之刻、至由布城、睨<sup>(速見郡)</sup>遂籠城、軍勞之段感入候、必追而、一段可賀之候、恐々

謹言、

(天正十五年)

八月廿四日

(天友) 義 統 (花押)

植田宮内少輔殿 (統員カ)

三三 田原紹忍・同親盛連署書狀

○植田潤六文書  
大分県史料一〇

親類丸小野彦壽ニ対スル家督讓与ヲ認ム

腫物氣喉止之由、依注進令仰天候、併養性不可有油斷候、就其家督之事、親類付而、至丸小野彦壽與奪之段、連々雖承候、他家來之仁候之條、思案半之通ニ候喜、雖然及此時、不能兔角候之間、領掌不可有別<sup>(儀カ)</sup>條、早々可被申談事、肝要候、猶有永河内入道可申候、恐々謹言、

(年未詳)

十一月廿八日

(田原) 紹 忍 (花押)  
(田原) 親 盛 (花押)

植田因幡守殿

二四 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書  
大分県史料二五

略。上

天正十七年三月廿八日

豊後符内西わさた 主膳殿一人

(種田カ)

略。下

○本卷所収大分郡莊郷關係全文ヲ、「高田莊史料」一〇六号ニ抄出ス。

三五 大友吉統書狀(紙)

○永富文書  
大分県史料九

袴木綿一端ヲ送  
ラレシヲ謝ス

爲在洛音信、先度袴木棉壹端給候、遠路之懇志祝着候、猶一藜可申候、恐々謹言、

(天正十九年カ)

三月六日

永富與右衛門尉殿

(大友)  
吉 統 (花押)

三六 豊後國御檢地目録

○大友家文書録  
大分県史料三三

吉統豊後國檢地  
目録ヲ注進ス

豊後國御檢地目録

植 田 莊

種田 莊

國東郡 一分米高 三萬九千八百五十六石壹斗壹舛 國東郡

速見郡 一分米高 貳萬九千二百七十八石八斗壹舛 速見郡

海部郡 一分米高 貳萬七千三百三十六石七斗 海部郡

大野郡 一分米高 三萬三千八百五石貳舛 大野郡

直入郡 一分米高 二萬四千十四石八斗九舛 直入郡

玖珠郡 一分米高 壹萬九千九百廿八石八斗五舛 玖珠郡

日田郡 一分米高 二萬二千四百廿五石五斗四舛 日田郡

大分郡 一分米高 三萬八千三百四十石八斗九舛 大分郡

以上、

右、合廿三萬四千七百九十貳石壹斗

此外、鹽高千三百廿八石壹斗貳舛

右、米・鹽之都合廿三萬六千廿石貳斗貳舛

右内、三千九百四石六斗九舛荒地<sub>(百脱力)</sub>在之、

天正十九年<sub>(卯)</sub>八月吉日

增田右衛門尉殿<sub>(良盛)</sub>

羽柴豊後侍從

<sub>(天友)</sub>吉 統

○各郡高集計ト合高トハ係數合致セズ。

二七 植田莊名々貫高給人注文寫

○利光則之文書  
大分県史料二六

本名七名枝名三名ノ貫高ヲ注ス

乙犬名

上義名

光吉名

植田庄本名七名、(枝)ゑた名加而十名にて候、

六十五貫分雄城無多

一乙犬名之事、是ハ田數ひミつにて候、

一上儀(義)名之事、七十五町にて候、

一光吉名之事、

一〓三十〓貫分、雄城殿

一〓三十五貫分、田尻殿

一〓貳十貫分、怒留湯殿

一〓貳十貫分、雄城平作殿

一〓十七貫分、高山殿

一〓五貫分、吉水領

一〓十貫分、宗方殿

一吉藤名之事、

一〓十七貫分、すいくわう寺領

一〓四十貫分、ふわう殿おくしうちかけて、

一〓十貫分、木本

一〓七貫分、永富あと

一〓七貫分、報恩寺

一〓三貫分、つかの

一〓三貫分、願成寺

一〓三貫分、屋敷分賀來將監

一〓壹町、上原分(舞章カ)ふとう給

吉藤名

植田莊

種田莊

一 卅貫分、攝津殿

一 卅五貫分、齊藤殿

一 三貫分、小井手分

一 百貫分、大田

一 貳十貫分、臼杵殿

一行廣名之事、

一 七十五貫分、田所殿

一 七貫分、藪之内

一 卅五貫分、けんにうるん

一 三貫分、久土知あと

一 松竹名之事、

一 三〇〇五貫分、寒田

一 千歲名之事、

一 十六貫分、木上殿

一 七貫分、永富縫殿助あと

一 五貫分、長野

一 永富名五十五貫分之事、

一 十七貫分、吉水殿

一 三貫分、原尻跡

一 十貫分、紀伊六左衛門尉

一 十六貫分、田北殿

一 九貫三百分、浦上殿

一 十七貫分、國分あと

一 十貫分、狹間式部丞

一 十五貫分、清田殿

一 七貫分、永富與右衛門殿

一 壹町、かハラ田

一 七貫分、大津留金左

一 三貫分、賀來將監

一 五貫分、雨河

行広名

松竹名

千歳名

永富名



福重名

一 福重名之事、

一 三貫分、ゆふしやう寺

一 六貫分、道二

一 三貫分、稱名寺

重国名

一 重国名之事、

一 廿七貫分、寒田殿

惣名ノ外分

一 惣名之外之分

一 壹町、官司分

一 壹町、由原領

一 五段、公文給

一 四段、田北之内

一 四反、賀來之内上藏給

一 壹町、林民部少輔給

古帳ヲ写ス

古帳寫候、已上、

文祿元年三月吉日

一 七貫分、攝津殿

一 六貫分、吉水殿

一 五貫分、つく山

一 五百分、石河

一 壹町、賀來之内

一 壹町、實相坊

一 壹町、火王田

一 貳町、實相寺領

一 三段、大津留殿

利光下總入道

聖

□(花押)

植田 莊

三六 豊後國大分郡植田庄之内

高城村御檢地帳  
中村

○安東清一文書  
大分県地方史六二

(表紙)

豊後國

文祿貳年

大分郡植田庄之内  
高城村御檢地帳  
中村

八月廿九日

荒木一右衛門

下所

壹石四斗 上々

壹石貳斗 上

田方 壹石 中

八斗 下

七斗 下々

下村

屋敷壹石代

畠方

八斗  
六斗  
中  
四斗  
下

おか  
上畠壹反八畝十步

同  
上畠屋敷四畝六步

同  
屋敷壹畝貳步

かわら  
下畠壹反五畝十步

あわす  
下畠壹反六畝廿四步

中尾  
下田壹反廿步

不定  
下田八畝

(々脱丸)

同  
下畠三畝廿二步

おか  
中畠貳反十六步

同  
上畠貳畝

同  
中畠三畝六步

同  
中畠八步

同  
屋敷十六步

毛付大豆  
壹石四斗六升七合

そは  
四斗貳升

木綿  
壹斗七合

永荒  
六斗一升三合

當荒  
六斗七升二合

當荒  
八斗五升三合

當荒  
五斗六升

「左馬」  
(異筆)

荒  
壹斗四升九合

荒  
一石貳斗三升二合

秋荒  
壹斗六升

荒  
一斗九升二合

荒  
壹升六合

五升三合

與介

同 人

同 人

與十郎

助八郎

新之丞

左馬

新之丞

刑口

與介

同 人

同 人

同 人

形部

同	屋敷九畝十歩	同(上畧カ)	上々畠三畝六歩	おか(上畧カ)	上々畠壹畝	同	中田壹反八畝	同	下畠貳畝廿四歩	同	中畠貳畝廿歩	同	中畠四畝廿四歩	同	中畠八畝	同	屋敷七畝	同	下畠七畝十歩	ひら畑	かきの木(上畧カ)	上々畠三畝十八歩	とろき	中畠一畝六歩	同	中畠貳畝十二歩	かきの木ひら	下田壹畝十四歩	ゆの木さこ(廿九)	上畠四畝廿四歩	めらか迫	中田壹反八畝十八歩	同	中畠二畝廿歩	同	下畠貳畝十歩	
荒	九斗三升三合	荒	貳斗五升六合	そは	八升	荒	壹石八斗	荒	壹斗一升二合	荒	壹斗六升	あさ	貳斗八升八合	荒	四斗八升	七斗	荒	貳斗九升三合	そは	貳斗八升八合	あさ	七升貳合	荒	壹斗四升四合	荒	壹斗四升四合	木綿	一斗四升四合	荒	三斗八升四合	大ツ	壹石八斗六升	荒	壹斗六升	荒	九升三合	
	きやうふ		同 人		新五郎		與右衛門		與 介		形 〇		與十郎		形 〇		さつま		形 〇		與十郎		さつま		同 人		同 人		大ちやう		大ちやう		勘右衛門		同 人		同 人

植田莊

同	下畠壹畝	大の	中畠一畝十歩	かきの木ひら	下畠三畝六歩	同	中畠四畝廿四歩	同	中畠壹反八歩	同	中畠壹反八歩	とろき	下畠一畝廿六歩	同	中畠五畝十歩	同	下田貳反壹畝	同	屋敷壹反四畝十二歩	とろき	下畠六畝	同	中畠壹畝	同	中畠五畝三歩	同	中畠九畝十八歩	同	下畠壹畝十歩	しらはげ	中畠五畝十八歩	同	中畠四畝八歩	同	下畠壹畝二歩	同	中畠五畝十二歩
大ツ	四升	木綿	八升	荒	壹斗貳升八合	荒	貳斗四升八合	荒	六斗一升六合	木綿	七升五合	新荒	三斗貳升	荒	壹石六斗八升	荒	壹石四斗四升	永荒	壹石四斗四升	木綿	六升	荒	三斗六合	木綿	五斗七升六合	永荒	五升三合	荒	三斗三升六合	荒	三斗三升六合	永荒	貳斗五升六合	永荒	四升三合	荒	三斗貳升四合
	同 人		同 人		與 介		同 人		同 人		助 作		大ちやう		同 人		同 人		大ちやう		同 人		同 人		同 人		同 人		同 人		失人	失人	同 人		同 人		同 人

植田莊

同	上畠七畝十四步	大ッ	五斗九升七合	與十郎
同	中畠貳畝四步	荒	壹斗貳升八合	新五郎
同	中畠廿四步	木綿	四升八合	同 人
同	中畠貳畝十二步	木綿	一斗四升四合	助さく
同	中畠一畝十八步	木綿	九升六合	與十郎
同	中畠二畝四步	きひ	一斗貳升八合	助 作
同	中田三反五畝六步	荒	三石五斗二升	失人 かもん
同	下田五畝十八步	荒	四斗四升八合	同 人
中尾	下田三畝二步	毛付	貳斗四升五合	助 作
同	中田三畝十步	毛付	三斗三升三合	同 人
同	中田三畝十八步	荒	三斗六合	同 人
同	上田二反	毛付荒	貳石四斗	同 人
同	上々田四畝六步	ひへ	五斗八升八合	同 人
同	上田二畝十步	荒	貳斗八升	同 人
ふきつる	上々田八畝十六步	毛付	壹石一斗九升五合	七 郎
同(マ)	上々畠貳畝十二步	木綿	三斗三升六合	同 人
同	中畠十步	そは	貳升	同 人
同	上々田五畝十八步	毛付七斗八升四合	七斗四升四合	同 人

同	中田壹畝十二步	毛付	壹斗四升	助 作
同	上畠九畝十步	大ッ	七斗四升七合	七 郎
同	上々畠貳畝十五步	粟	貳斗	七 郎
同	屋敷貳畝五步	同	貳斗一升七合	七 郎
同	上々畠三畝廿二步	大ッ	二斗九升九合	同 人
同	上々田二畝六步	毛付	四斗四升八合	七 郎
同	中田一畝	毛付	壹斗	同 人
同	中畠廿八步	木綿	五升六合	同 人
同	中田四畝	荒	四斗	二右衛門
同	中畠廿六步	大ッ	五升二合	七 郎
同	下畠貳畝	荒	八升	六 郎
同	中田三畝八步	同	三斗貳升七合	二右衛門
同	中畠廿步	そは	四升	同 人
同	下畠十六步	永荒	貳升壹合	六 郎
さこ	下畠壹畝十二步	永荒	五升六合	六 郎
同	上田壹反八畝廿步	荒	二石二斗四升	同 人
同	下々畠六畝十二步	永荒	貳斗五升六合	いこふ
同(下畠カ)	下々畠五畝廿步	永荒	二斗二升七合	同 人



植田莊

同	上田壹反六畝	荒	壹石九斗二升	同	人
同	上々田六畝十二步	毛付	八斗九升六合	彌三郎	
川ち	中島壹畝二步	あれ	六升四合	彌三郎	
同	上田壹反一畝六步	荒	壹石三斗四升四合	しま	
同	上田壹反二畝	荒	壹石四斗四升	半右衛門	
下ノ前	上田壹反三畝廿六步	荒	壹石六斗六升四合	二右衛門	
同	中島四畝	木綿	貳斗四升	善進	
同	上田五畝廿步	毛付	六斗八升	二右衛門	
同	中田七畝廿一步	毛付	七斗七升	善丞	
同	下島貳畝十二步	荒	九升六合	同人	
同	中田廿步	荒	六升七合	二右衛門	
同	屋敷一畝十八步	一斗六升		源丞	
中尾	上島壹畝六步	そは	九升六合	同人	
同	上島九畝廿九步	大ツ	七斗九升七合	同人	
下ノ前	中田壹畝	荒	壹斗	二右衛門	
同	中島四畝八步	大ツ	貳斗五升六合	同人	
同	下島廿八步	大ツ	三升七合	善丞	
大ノ丸	中田壹反六畝	荒	壹石六斗	善進	

同	中田一畝十步	荒	一斗三升三合	二右衛門	
同	下田廿步	荒	五升四合	同人	
下ノ前	中島二畝廿八步	そは(マ)	壹斗七升八合	二右衛門	
同	下田一畝	荒	八升	善進	
同	中田三畝廿步	荒	三斗六升七合	二右衛門	
同	下島十七步	木綿	貳升三合	藤二郎	
同	中田三畝	荒	三斗	彌五郎	
同	中田三畝十步	荒	三斗三升三合	主水	
ひらお	下田壹畝十步	荒	壹斗七合	主水	
同	中島二畝十七步	荒	壹斗五升四合	彌五郎	
同	下島一畝二步	小豆	四升三合	主水	
ひら尾	下島一畝十步	ひへ	五升三合	彌介	
同	中田二畝十二步	毛付	貳斗四升	そうほう	
同	下田廿八步	毛付	七升五合	主水	
同	下島廿四步	荒	三升二合	同人	
同(下島)	下々島十步	荒	壹升三合	同人	
同	中田三反四畝十六步	荒	三石四斗五升二合	彌五郎	
同	中田二反廿四步	毛付	貳石八升	喜三郎	



植田莊

同	下畠六畝十二步	荒	貳斗五升六合	失人	入	甚右衛門	き
同	中畠二畝廿四步	荒	壹斗六升八合	入	甚右衛門	作	
河田	中田三畝廿二步	荒	三斗七升三合	助	作	人	
不定	下畠三畝六步	木綿	一斗二升八合	同	人	人	
川田	中田五畝六步	毛付	五斗貳升	同	人	人	
不定	中畠壹畝十八步	木綿	九升六合	七	郎	人	
同(下畠)	下々畠一畝廿六步	荒	七升五合	い	つも	も	
同	中畠五畝十二步	荒	三斗二升四合	失人	金右衛門	作	
河田	中田廿四步	荒	八升	助	作	人	
同	中田壹反三畝廿六步	荒	壹石三斗八升七合	七	郎	人	
同	中田壹反六畝	荒	壹石六斗	同	人	人	
不定	中畠五畝廿步	木綿	三斗四升	助	作	人	
河田	中田壹反七畝	荒	壹石七斗	同	人	人	
東	中畠二畝廿步	木綿	壹斗六升	同	人	人	
不定	中畠三畝廿步	大ッ	貳斗二升	七	郎	人	
東(下畠カ)	下々畠壹畝十八步	荒	六升四合	助	作	人	
同	下畠十八步	荒	貳升四合	同	人	人	
かきのはな	上畠貳畝廿步	荒	貳斗一升四合	善	進	人	

不定	下畠十六步	木綿	貳升一合	助	作	人	
おもて	上畠七畝	小豆	五斗六升	同	人	人	
同	上畠二畝十步	大ッ	壹斗八升七合	助	作	人	
同(上畠カ)	上々畠二反二畝廿四步	大ッ	壹石八斗二升四合	同	人	人	
同	屋敷壹畝二步	壹斗七合	壹斗七合	失人	六	郎	
同	屋敷廿四步	八升	八升	せん	こ	こ	
同	屋敷五畝廿一步	五斗七升	五斗七升	とう	せん	せん	
上ノはた	上畠六畝	そは	四斗八升	助	作	人	
同	屋敷三畝十四步	三斗四升七合	三斗四升七合	同	人	人	
上ノはた	上畠四畝廿四步	大ッ	三斗八升四合	同	人	人	
同	中畠十步	永荒	貳升	同	人	人	
天神	上畠四畝六步	あき	三斗三升六合	同	人	人	
同	上畠三畝廿二步	荒	貳斗九升八合	同	人	人	
同	上畠三畝廿二步	貳斗	貳斗	同	人	人	
同	中畠二畝	小豆	壹斗二升	同	人	人	
とくの	上	(A、)	壹斗七升一合	善	丞	人	
中尾はた	下畠四畝八步	毛付	四升七合	二	右衛門	人	
中田拾四步							



(以下異筆墨色鮮)  
田數六町壹反五畝拾貳步

分米六拾貳石七斗五升二合

畠數五町五反貳畝廿九步

分米三拾五石四斗八升壹合

屋敷七反貳畝貳拾貳步

分米七石貳斗七升四合

田畠屋敷

合拾貳町四反壹畝三步

分米

百五石五斗七合

此内六拾石六斗六升五合 荒

かミ數拾六まい、上かミともに、

○『大分県地方史』ニハ丁ノ折目・続日記号ヲ記  
サズ。

二九 由原山宮主坊拘分供田注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔端裏書〕  
一文祿三年正月九日

豊後國一宮八幡由原山

宮主坊拘分

久武名

此内御供田・神樂田・安居田・社役給  
一田畠三町、久武名居屋敷、由原ニあり、  
右之内米九石壹斗、銀子五匁八分五リ、社役ニ出申候、榊ハ六入、

〔ほつろ〕

生石名

〔そ給田也〕  
一田大（生石）いくし名之内由原ニ有、

笠和郷

此内とう明田九月九日、同廿日神事田、承仕田有、  
一田貳町五反かさわ之郷ニあり、  
右之内米四石壹斗、銀十文め社役ニ出申候、榊ハ六入、

賀来荘内荏隈郷

是ハ經番田、御こうやしゆり田  
一田壹町五反かく之庄内、荏隈郷ニあり、  
右之内米四石五斗社役ニ出申候、榊六入、

植田荘内燈明田

是燈明田なり、〔種田〕  
一田壹町わさたの庄ニあり、  
〔壹石〕 銀十匁、社役ニ出申候、榊六入、

下郡

一田五反下こほりニあり、  
〔衣かへ田也〕  
此内ほそ布六たん、社役ニ出申候、

賀来莊白紙

是ハ經番田也、  
一田壹町かくの庄(白紙)しらかミニあり、  
右之内銀子八分五リ、毎月五日、御經はん勤仕申候、

餅田

もち田  
一畠貳反かくの庄内ニあり、  
右之内米壹石、餅三百六十枚(枚)ノ分、榊六入、

高崎和尚田

霜月初とり一七日御供田  
一田貳反高崎之内、和尚田なり、  
右米貳斗三升(カ)十一月二一七日御供そなへ申候、榊六入、

野津院

是者正月廿八日武射大神事田  
一田畠六町野つ(カ)のいんニ有、號貳十貫分也、  
右米八石九斗三升、大ツ八斗五升、銀五匁八分出申候、榊六入、

井田郷

是ハ定燈明田也、  
一田畠壹町五反井田之郷ニ有、號五貫分也、  
右米六斗、銀子廿四匁、社役ニ出申候、榊六入、

荏隈郷

此内正御供田、八まん御たん生會神事田也、  
一田畠七町かくの庄内ニあり、

右之内壹町貳反、荏隈郷ニ有、加くの庄内、

文祿三年正月九日

○首中尾ノ下段及ビ各行ノ上部ニ  
一由原宮印」各一アリ。計十五。

積田莊

一三〇 植田莊木上邑千歲山少林寺梵鐘銘寫

○少林寺扁額  
大分市大字木上

河村新五郎清秀  
玉巖和尚ヲ請ジ  
テ草創ス  
大炊助長秀復興  
ス

万治初年再興ス

大分郡植田莊木上邑千歲山少林禪寺者、大友家之臣河村新五郎藤原清秀、法諱慧戒、有夙志、倂創而請玉巖和尚、爲第一祖也、奉無量壽佛暨不動尊毘沙門天王之像僉慈覺之傑作也、附莊田若干畝當衆供、星霜久之、叟跡已陳古記不詳、丁法運孫公幹轟之日、大炊助長秀接乃祖武金湯當山粗還附前代之寺產、偶寺主乃檀越感靈夢、修飾無量壽佛像、實永正三丙寅夏也、爾來廢云、興云、長秀所復之莊田、亦歸民手也、萬治之始南宗祖翁中興當山、石梁梅山相續補席堂宇鱗次輪奐云々、以上鐘銘之寫、

少林寺者元天臺宗、其證本尊慈覺大師作、三尊并板碑等是也、

十三世大信誌、

○河村新五郎清秀ニツキテハ、一三号豊後国岡田帳案ヲ参照。

# 付 録

## 一 大神系圖

○筑後山門郡太田吉藏本（東大史料編纂所影写本）  
大分県史中世一

豊後國大神氏始

惟住(臣)・太田・野津原

陽成院御宇

一條院御宇

父 亦號高智保大權現、

祖母嶽大明神

大織冠鎌足十三代儀同三司伊周女、

母

准大臣之由宣下官也、

因惡妻被流刑配所、

住緒方庄萩培(塔)、

一條院長德二年四月廿四日父大臣左遷仁依天豊後國鹽田大夫登云者預留、其後姬乃許仁夜々通男在天既仁懷胎登

成、大夫夫婦恠美問天曰、通此來留者是何人楚乎、姬乃曰、來還見天歸還知寸、夫婦教天曰左久、朝別天歸幸雨時驗

還付天慕比見玉邊、姬教仁任天朝別仁至利男乃着太留水色乃狩衣乃裾仁、賤乃緒手卷還針仁付天跡還慕比行仁、豊後日

付 録

植田莊

向乃境姥嶽登云嵩乃下大成窟乃內仁入奴、女窟乃口仁イテ曰、御姿遠見參良世牟爲是迄慕奉登云時仁、窟乃內與利答天曰、我波是人乃形仁非寸、汝吾遠見波胆魂毛身仁添間敷楚、早久可歸登云、姬重天曰、縱令如何成御姿成共、日比乃情爭天平忘礼可待、互仁今一度見、江奉覽登口説、其時窟乃內與利臥長五六尺、跡枕仁十四五丈計乃大蛇動搖之天出、暫久在天大蛇波窟乃內仁匍入天曰、吾波是比神也、君仁通之天子孫一姓遺遺寸、今胎所乃者波男子也、必九國遠可知、弓矢打物取天九州二寫仁双者有間敷、姓於波大神、名於波大太登可禰、子孫九國三可列居云云、姬歸天幾程奈入男子遠產利、大夫夫婦狼育寸、大蛇波即是嫗嶽大明神乃化身也、

一 惟基

尋同三輪明神之因緣、依父明神之告而、稱姓於波大神、名於波大太、亦銅大太登云、弓馬打物乃達人也、時人神人登唱、自從九國致狼藉聞被召上、於四條河原欲被切頭之時、大太惟基詠曰、

惟基乃都參乃唐衣頭與利哉末津

裁始氣牟 以此歌經奏聞之處、有叡感、則被勒免云云、

菊池大納言隆家乃婿仁成、婿仁被取樣波九州寄合大狩仁隆家仁雖有名馬、以人爲食乃間、更仁依無乘者天、無念乃更仁被思計留仁惟基推參乃處、被與此馬之時指寄天暫睡礼天、彼馬汁遠流寸、其後散仁乘、養父爲射處、悅喜乃餘取智登云、被讓豐後國於子孫分領寸、後號大藤大夫、今乃菊池波落胤乃末也、

高智保 三田井 太郎

由布院 上 吉野祖

惟季 阿南 ○下

次郎 略

二 植田 三郎太郎

三 植田 綱 惟任

四 太郎 助 綱

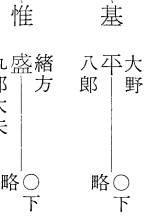
五 次郎 三郎 綱

七郎太郎

三郎

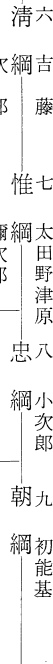
右大將家假名賜御書、

平家下向于鎮西之時、入可參哉否之衷、大神之一族令評議處、有綱存源氏之御方旨、遮而加異見、然而平氏下 宣旨而、曰杵・緒方之與一族等共任宣旨、須令於官兵參陣由、頻雖被催促、敢不請宣旨、平家既令下落於大宰府給之間、一族各擬押寄三笠之遷都、從豐前路令進發、追落平家之一門畢、故當國吉藤名野津原郷被宛於忠戰之賞、子細御下文明白也、



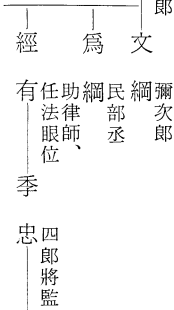
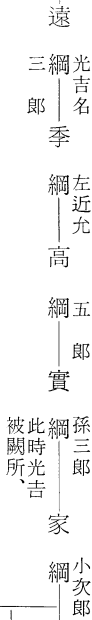
成 綱 麥生七郎

吉藤(名)



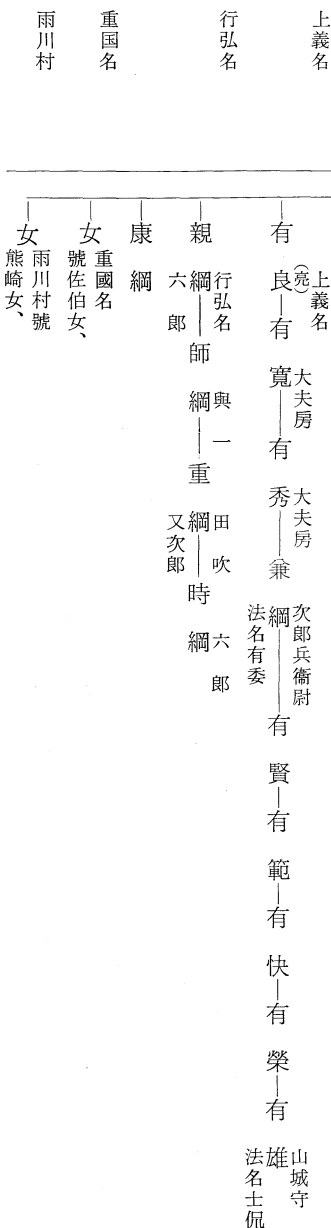
實者大友親秀三男三郎藏人能泰之男、出產之時養之、幼年之時忠綱卒去、家臣等屢致濫訴而不止故、實父之依爲所緣、詔于大友家處、以能泰暫爲野津原城督、

光吉名



付 録

種田莊





季 彌四郎 十一 孫九郎 十二 八郎 加賀守 十三 三郎 民部少輔 十四 次郎 三郎

實者良綱弟也、應永二十一年十月十八日卒、法名道有

十五 綱 十六 彌次郎 民部少輔 早世、  
親 泰 十郎 美作守 十七 榮壽丸 八郎 民部少輔

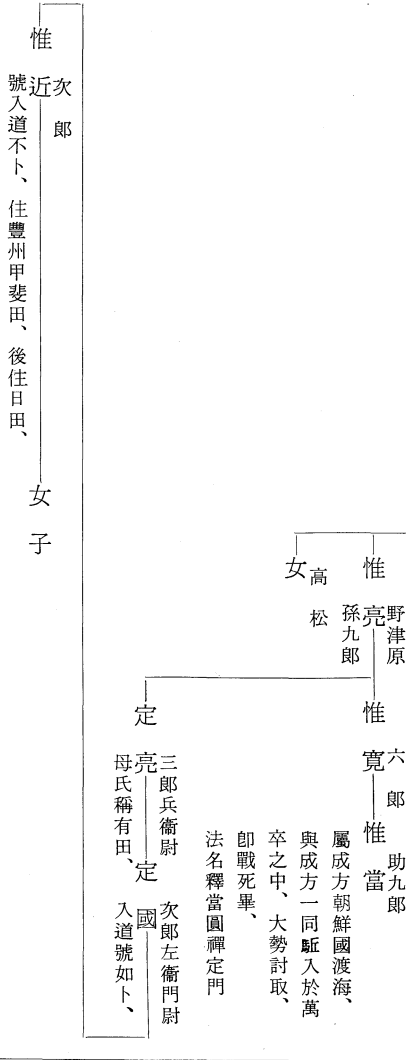
植田 親 左馬允 清 左衛門次郎 源大夫 右馬允 式部大輔 和泉守 初惟治 惟邦

女 惟 親 女 惟 親 女 春宮進雅經妻 僧 智 宗 惟 定 實者美作守親泰之男也、爲久綱猶子讓一跡、

十八 七郎 大夫 美作守 幸 法名寂善 行 九郎 治部太輔 號二宮、二宮若狹守養子 長 十九 三郎 藏人大夫 初惟晴 於所々顯武功、殊依津守城戰功、大友義長賜感書・長字、敷戶大炊助妻

惟 忠 二十八郎 內藏助 改民部允鎮忠、從大友宗麟賜書、於所々有武功之譽、然而令在陣於筑前國太宰府表、與高橋家合力、共可鎮筑肥之逆徒旨、受大友探題之下知、爲在陳於筑州、永祿七年爲入道、號龍泉、同九年正月廿五日卒、母者植田兵部少輔女也、

付 録



惟次郎 八郎三郎 藏人 民部允  
 廿二 久  
 廿二 童名長之助 久作  
 方 初惟政

父鎮忠卒後離領知所以者、高橋鑑種反カ友於大友家、是鎮忠入道既卒後之行、敢以雖無可預於其事、謂、於于太宰府暫依爲同陣乎、得大友探題之疑心、亦鎮忠與田原紹忍常甚不快、一年筑州在陣中屋形之老中飛檄、以返簡之序、述紹忍之非、紹忍竊傳聞而爲憤故乎、惟久被沒收累代之領地畢、然元龜元年被招高橋主膳兵衛鎮種而應之、至岩屋對於大友家、於于所々爲勳功、宗麟感其忠意而賜

高橋紹運公仁從幼年近侍、其後事于御嫡男統虎公、然而統虎公于戶次道雪公爲御養子、天正九年十月十八日從岩屋城立花山御入城、于時爲屬士至于立花家共戰伐守禦與君、所謂與秋月・筑紫等挑戰、天正十四年立花御籠城、同年八月廿五日於高鳥居城分取高名、被批預於御感書、同十五年薩州入之時、於御旗本動物見、同年筑後國御入城之上、恩地賜十二町、委細八月十五日之御書出明白

書、于賞以來地云町分且前領重而可返旨、懇書明白也、天正癸酉歲爲入道號月峯惟白、同五年霜降中八卒、母者一萬田鑑廣妹也、

也、將又同年於肥後國有勳氏御合戰從軍、爲勳功被疵、文祿・慶長朝鮮國兩度之役渡海、爲戰伐蔚山合戰之時、魁軍之勇士請於大敵之圍、宗虎公自被進御馬、早可救擊旨頻因於御下知、御旗本之豪士各進、于時成方令飛馬一番、駈入於數萬之敵中、擊取餘多之銃卒、猶進而奮勇猛、于爰於御眼前遂戰死畢、此時再從弟野津原助九郎惟當屬於成方、俱戰擊、高名戰死并僕從忠次兵衛討死、是皆慶長三戊戌歲正月四日爲報恩、義勇於異域返魂畢、  
法名 芳政院殿風音曉夢居士

廿三 童名長之助 又助 喜左衛門尉  
惟利

父成方戰死之時二歲、爲養育於外叔父家、寬永五年于宗茂公出勤、此時父舊功并戰死之次第、委細有命旨趣證狀在之、  
母者黑田長政臣浦上三郎兵衛尉妹

寬文四年甲辰六月十八日於長田村死去、  
法名 即眞院釋敬念禪定門

廿四 童名又助 勘兵衛 久作  
惟榮

初政利

母者有馬玄蕃頭利臣小河彦左衛門忠矩女、  
隱居之後號善左衛門、  
享保三年戊戌十二月晦日死去、八十二歲

法名 惟了院釋榮休禪定門

女子 早世  
同母

(破語)  
「右大神系圖」

筑後國山門郡原町村太田吉藏藏本、明治二十年九月內閣修史局編修久米邦探訪、明年十二月影寫了、

○「大神系圖」中、阿南・大野・緒方氏ヲ略シ、植田氏ノミヲ掲グ。

付 録

二 大分市植田地区・大分郡野津原町大字・小字一覽表

大字	小	字
大分市 植田地区	木の上	鉢手、石田、高木、大迫、世利門、松ヶ迫、台、幕手、小柳、大柳下、天神島、大柳、代島 歳ノ神、行平、桐木原、西ノ裏、猪ノ迫、弁財天、高城原、境松、袖ノ木、風堀、町通、岡田、 園田、法本寺、平、古道、高輪原、原、浅草、南、川田、真所、門、森ノ島、門ノ外、豊城庵 城ノ平、替園、東光寺、寺畑、八反島、中島、池田、法花、過津留、善山寺、谷尻、下川原、石水、 山志野、御所、報恩寺、柿木迫、於待屋、宇津木、菅ノ迫、九巖山、
口戸	野財田、田嶋下、伽藍地、田嶋、田嶋前、嫁田、仲ノ坪、佃、一丁田、柿木田、古ミゾ、口戸、 高札場、茨川原、田中地、六反田、蟻尻、土井ノ元、崩戸、浅草、岩崎台、岩サキ、平ノ川原、 苅野川原、大津川原、露、甲頭石、平ノ、辺甫羅、鬢ヶ迫、乙尾、七曲り、越度、笠松、大久保、 鶴屋敷、平、露山、台、大平、夫婦石、平ノ山、	沼口、油ヶ迫、井ノ上、迫、下ヶ迫、
市	大坪、石橋、堺ノ坪、川久保、赤池、印鑰、園田、川田、垣ノ内、池田、洲高田、穴田、ヅシ田、 沼口、油ヶ迫、井ノ上、迫、下ヶ迫、	池、四反田、小野田、四月田、忍田、宮ノ本、下川原、下桑本、田仲、上桑本、下不定、山吹、ヤシキ、 池、トウノセ、赤迫、七力、小柳、垣添、楠木、野添、長通、横木、平石、深町、イビノ口、奥、
玉	沢	

丸山、表畑、竹ノ上、宮ノ後口、宮畑、石平、

下宗方  
五反田、崩ヶ淵、ヒカキ、吹緑、下深町、櫛引、大内田、スキ嶋、上深町、胡麻田、上麻生、中麻生、下麻生、野入、下沖、三反田、渡田、敷田、二反田、橋ノ本、田中屋敷、中嶋、和田、向七反田、向赤川、上古川、君瀬、門口、川田、東川原、川田上、八幡田屋敷、内屋敷、外屋敷、土井ノ外、吉川、池尻、七反田、熊ノ田、一本木、赤川、田代屋敷、里ノ内、九ノ内、西、宮ヶ瀬、下川原、

上宗方  
堀ノ外、明川原、川下、庄屋鶴、六反田、下山伏田、上山伏田、宮田、上宮田、四反田、敷田、火王田、壺町田、北寺田、大坪、野添、虚言追、世利越、小次郎ヶ谷、穴井追、長ノ地、宮ヶ追、深追、山ノ神ノ下、小追、水毛、上ノ山、魂田、年ノ神、鬼塚、園田、新部、島、亀ノ甲、平、堀切園、新屋敷、乙院屋敷、柗山、寺屋敷、道園、谷尻、馬姓、京塚、長追、山ノ下、妹塚、北ノ後、丸岩、土出場、

田原  
高木、後、雄方、井ノ上、八反田、上津留、中津留、竹ノ下、下津留、祭田、上川原、下川原、外川原、内川原、中川原、川原、大曾、小柳、大坪、野崎、一本木、宮ノ前、五反田、長畑、深田、水ヶ、上屋敷、平、追、竹ノ内、山水、

横瀬  
谷大迫、辻田、芝尾、入道追、安部、殿屋敷、石垣、春田、前田、寺浦、太郎丸、外園、寺下、田代、カシヤ、中津留、嶋、四反田、瀬戸田、下ツル、高木、仲ノ城、金剛寺、林、園田、平畑

付録

<p>鬼崎</p>	<p>川原、川鶴、切通し      大ノ田、深田、天神面、井出淵、田向、尾崎、仲ノ原、松ノ元、仲尾鶴、栗林、小仲尾、稻干場、高尾久保、大迫、飛塚山、坂平、定地坊、八郎下、浦井ケ尾、猿渡、灰瀬戸、大谷、八木尾、茅場、真竹本</p>
<p>廻野</p>	<p>本村、園田、谷筋、亀ノ甲、中山田、小原、船ケ本、向鶴、宮ノ本、井ノ平、中ノ原、田平、堀田、仏殿、神ノ田、奥山田、大平、立平、塚野山、米山、新界、池田、田向、(其他ハ野津原町ニ入ル)</p>
<p>田尻</p>	<p>川成、野入、海田、市木、津留、八反田、向表、麦生田、表、高見、中山、ノキ田、下橋、上橋、上小柳、下小柳、向下柳、藤田、東山田、尾崎、森津、森津前、仏明、雷、平ノ前、アカノ、松ノ本、西山田、松ノ木、高尾、長久保、七ツエ、相津原、アカノ久保、八田田、下丸尾、塔ノ尾、三ノゴ、南ノ迫、明神山北、三ノゴ、溜池下、三枚田、中ノ尾、原、大迫溜池上、広甲、谷向、相ケ迫、甲ノ原、法事川、三田田、セトコ、谷口、矢倉、井ノ本、後ガ迫、中園、平、畑ケ田、エゲ平、矢田ケ迫、田丸上、ウズギ、平尾</p>
<p>高瀬</p>	<p>川原、中罵、垣ノ鼻、古川、天神畑、七力、川原、敷崩、屋敷ノ内、上ノ壇、奥、川田、岩ノ下、小部田、寺ノ出口、ツル、下ノ門、前川原、向、神ノ迫、下モ、大迫、万灯笼場、平田、黍尻、平尾、原ノ辻、ソヲツ、東山、東迫、西ノ迫、地藏原、天神面、西平、寺ノ上、狐井、大迫</p>

<p>寒田</p>	<p>岡川</p>
<p>小迫、久保、長畑ツル、神ノ木、上り口、大畑、妙神原、元家、檢校、味臈出、竜護院、前畑、前田川通、三台畑、八丸ツル、八丸、矢羽田、道通、六ノ平、和田川端、和田平、郷ノ城、轟、川淵、轟口、下原、轟奥、築畑、塚ノ原、吹出場、大林、平園、大下、平、田ノ上、不定、菰田平、菰田、後口野、八ノ久保、台ノ田、越ケ口、尻ノ田、門田、市木ツル、迫ノ田、茶ノ木原、愛宕平、ハフリ園、歳ノ神、大畑、稱宜田平、稱宜田、平田、見取、宮田、蓮町、池添、台ノ下、台、小迫、猿喰、大迫谷、軒田、向田、坂詰、歳田、竹ノ内、竹ノ内迫ノ奥、迫ノ奥、財間、上水園、下水園、赤迫、大久保、大久保ツル、大久保西平、川筋通、日ケ出口、日ケ出平、</p>	<p>種ノウ、サジキ、大原、流田、下ノ尾バコ、神ノ山、長通、古園、後、東、文珠堂、徳ノ尾、殿浦、久保津留、上久保、内川、薬師堂、天神堂、芝原、柏ノ木平、楠平、徳ノ尾向、一本松西平、中ノ駄床、ゴザ、雲平寺西平、炭床谷東平、大三尾下、延命、靈山寺境外、靈山寺、鐘堂道、ヒイケ迫、高場ヨリ下、ゴ王宮東平、荒平、天神ケ尾、東ツル、横道、大久保、大久保山、小野、釈迦ケ辻、平田、中尾、牛ケ平、竜ケハナ、谷口、合ノ原、宮ツノ、鍛冶屋ツノ、合ノ原東平、西ノ平、森ノ前、宮畑、芝尾ノ原、大其田、丸山、前畑、尾首、ヲムロ、池ノ戸、宮地平、宮地前、大村、竹ノ下、仁田ノ尾、平原、大田、仁田堂、大ノ谷、船ケ迫、戸仲間、猿渡り、一木ケ平、徳ノ尾ツル、</p>

光吉	宮崎	駕野	
<p>出口 梶畑、井手ノ元、釜原、ヲサテ、ヒイノ元、木ノ元、古段免、西津留、向川原、園、上ノ園、ヲカタ、張尾、田口、池田、シテ、当代、前田、上ノ田、イノ迫、茶ノ木畑、迫ノ上、迫、迫ノ辻、淵ノ上、瀬口、外ノジ、ミノフチ、仏ノ迫、四反田、片峯、白ハゲ、尾平、ヲクボ、大迫、打ち越、折越、六十歩、中尾、清城岩、岩ノ尾、白イ迫、長尾、荒田ケ迫、スゲノ迫、黒見迫、藤田、落水、</p>	<p>口ノ坪、軒田、小別当、大迫責、原、子ギタ、向スカワ、スカワ、五反田、天神目、シテノ下、シモ、岡、スウザン、大迫谷、古園、延命、</p>	<p>大園、法明辻、尾崎、落田、二反田、法明平、大園津留、立道、地蔵平、尾ノ内、中ノ迫、寺田、平田、深田、大迫、野畑、三ノ迫、ドケシ、上野地、二ノ迫、一ノ迫、木キノ平、下ヲシノ上、下ヲシノ、登立、向、山ノ畑、中繩手、垣添、軒田、祐ノ木、行衛、山ノ下、ヒロイ、サシキ畑、中尾ノ前、中尾、レイコウノ下、モミノ迫、恵良、宮前ノ下、坂津免、宮ノ前、レイコウ、城津留、殿屋敷、巨ノ平、表、四反畑、川久保、門前、小園、松石、</p>	<p>宮ノ前、宮浦、神ノ木向、下向ツル、上向ツル、日ケ出口、御座、下貴船、天神面、上原、穴ノ口、上原、向平、井手明神、</p>



大分郡  
野津原  
地区  
廻野

小原 原出口、向原、白原、高尾

松原、下鶴、宮ノ本、塚野山、三津、塩水、米山、灰瀬戸、西平、廻淵、安友谷、岡鶴、山際谷  
 新界、田向、北平、戸ノ口、田吹原

入り蔵

瀬戸ノ上、才方、灰土、龜ノ上、山の口、前、下谷、瀬口、太ノ田、宇賀記河原、穴田、池田  
 一木、神原、浦畑、中ノ原、原久保、過原、箕ノ谷、田ノ平、福宗、黒山、宇蔵、櫛戸  
 宇津尾、足熊、新界田、赤松、新界田、猶原、ホリキリ、白木原、宇曾の山、宇曾平、鍋山  
 平蔵畑、浅内、枇杷ノ木、尾頭、向山ノ口、日東、平原、久保田、馬場崎、迫、西原、寺屋敷  
 大園、大平、山ノ川、釜割、山通、浦、立花、城の越、弓ノ木、羽原、中ノ谷、向羽原、葛原  
 田代、住吉、西ノ平、日方、桶ヶ谷、日方山、秀山

野津原

向篝戸、二ノ瀬鶴、久保田、南鶴、川向、界米、本恵良、恵良表、北ノ前、天神ノ上、儀丁場  
 二ノ瀬原、町裏、牟田、小深町、中牟田、奥牟田、日東、古園、権現鶴、上鶴、合原、棚鶴  
 熊ノ上、久保、天神免、新町裏、一ノ瀬河原、河原田、寺町、上馬場、天神ノ下、柳井迫  
 下平野、荒田ヶ迫、大迫、上平野、下小屋鶴、小屋鶴河原、上小屋鶴、打越、水方、牛内、塩田  
 徳仏、鍋ヶ谷、船ヶ平、山ノ神、水志、坂中、三歩市、立小野、馬乗石、権兵谷、下年出  
 上年出、赤坂鶴、壹枚折敷、伊塚、柿野

福宗

丸尾、上ノ原、岩ノ下、竹ノ下、野々台、舟ヶ平、北平、久保鶴、飛渡、山ノ台、辻、松ヶ尾

<p>真竹 井ノ尻 桃方 西鶴 下ノ尾 岩ノ本 前田 平田 掛橋 川久保 石原 竹ノ戸 古畑        萩ノ尾 福宗 塩見 辻田 竹ノ迫 土灰瀬 北講 赤川 杖引 北ノ迫 鳴石 皮籠台</p>	<p>辻原        坂ノ下 中ノ前 上久保 松畑 上村 寺分 道目 下村 桑ノ迫 越門 原久保 吐合 大原        戸ノ下 古野 小宇津尾 井ノ平 源太ヶ迫 浦ノ谷 長野 中山 西ノ平 落 川嶋 宮田        神脇 龜ノ甲 堂ノ前 表鶴 西迫 西原 灰迫 矢ノ平 弓ノ木 川内 内ヶ畑 大谷        川久保 落合</p>	<p>竹矢        伊塚 梶原 仲山 山之神 仏之塔 丸山 坂之下 橋之本 前田 竹之後 尾迫 栗小 矢貫        松之木 法泉寺 尾崎 泉川 高原 宮田 水喰 宮久保 下野尾 下羽 大迫 田尾 引地        長竹 斗台 木之下 宮之脇 竹之内谷 台 後迫 南之迫 山之迫 長ウ子 金原 川瀬        中鶴 下鶴 塩之元 妙見前 大久保 前久保 馬場 中原 岩下 小岩戸 徳尾野 上原        長迫 津井手 白木林 御堂尾野 桑之迫 中城 平田岩 原 慶正院 神迫 松ヶ尾 中園        岡平 浦迫 神崎 岡迫 鶴 古園 宮田</p>	<p>下原        黒都甲 石畳 飛渡 龜ノ甲 河野尾 宮ノ下 井手ノ元 雨川 千田 日向 北向 井ノ元        大迫 園田 法林庵 原口 土穴 井ノ尻 榎山 滑戸 松ノ本 小岩戸 河原 タブノ木        長ノ谷 河内 小岩下 尾平 大辻 柚ノ木 寺ノ上 道通 岩ノ下 広戸 宮ノ下 辻 大台        鋤崎 奥畑 中山 真萱 平ノ辻 原浦 川津原 原 川津 下詰 谷 川地 論田 川久保</p>
--	--	---	---

屋櫃、後川原、葛戸、

上詰

葛戸、井ノ尻、谷園、沢津、山ノ口、松ケ尾、大明神平、神ケ畑、赤岩、小野、平原、縄手、池ノ尻、河原田、石原、京田、後田、横井、前ケ平、尾頭、京田平、平、溝水、台、道上、井手、井手上、小屋、浦、三分一、高畑、下、則暮、

太田

間瀬戸、瀬口、前田、迫ノ谷、岡迫、諏訪前、沖代、堤下、白木林、津井手、長迫、土取、周ケ瀬、堤ケ迫、上園、鶴迫、坊ケ辻、浦久保、君河原、芝原、当長迫、中嶋、鑄物師釜、神田、岩ノ下、川久保、向田、梅ノ木、間瀬戸、徳野尾、境ノ尾、宮地、寺畑、下迫原、水毛、田尾、尾崎、居附、辻、嶽、恩地、白土、芝口、大須、西ノ谷、立石、麦ケ迫、立石、ユウジヤク、西谷、神田、無田尻、隠畑、北谷、広戸、北久保、塚山、小迫、南、長迫、

○野津原町大字沢田・今市・高原・荷尾杵ハ、大野郡ヨリ合併。同町大字・小字ハ『郷土史野津原』ニヨル。

# 補遺

## 一 大友家條々書札禮

○大友義一文書  
增補訂正編年大友史料三〇

條々天文十八  
正十六

一 賀來社造營之事、

一 京都御一札之事、

一 國中道作之事、

以上

此條敷、從御前以申次被仰出候、諸老以列座奉書被認候、方角之事、最(初)

賀來社總地頭殿 植田庄惣追捕使(マ)殿 笠和郷政所殿 高田庄政所殿 野津院政所殿

此五ヶ所也、御文體者、道作ニ付而卜ノ、老中ノ口筆也、

津  
守  
莊  
(勾保)  
史  
料



一 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

○「植田莊史料」一号ニ収ム。本文省略。

二 倭名類聚抄

○「植田莊史料」二号ニ収ム。本文省略。

三 八幡宇佐宮御神領大鏡

○到津文書  
大分県史料二四

○前略

一 園々散在常見名田

○中略

豊後國

○中略

勾別符

田數廿六丁七、百八十步

奉寄帳定 但宮召物  
津守庄加納半不輸

加地子米廿石  
假名内藏富近

津守莊

津守莊勾別符

寛治五年三昧堂  
ニ対スル施入帳

大宰府下文

郷司貞平使ヲ陵  
礫ス

件別符者、字勾六郎藤原貞平假名内藏 藤原伊房所領也、而朱雀帥御時、藏司納物之代進府之、爰彼帥當宮之砌小椋山南麓 宮曹司東也建立三昧堂、彼佛聖燈油祈以寛治五年所被施入也、施入帳云、敬白、奉施入水田參拾陸町柒段佰捌拾步・島參町事、在豐後國津守郷勾別符内、右、遂宿慮至都督任、大菩薩宮廟縁丸修邊草創一堂、勤修三昧矣、且爲鎮護國家、且爲子孫昌繁也、爰素意不達丹誠、宜致以此會田之秋收、支彼桑門之日供、始自今朝、期未來際、抑件田准後代、府國誰閒然乎者、以其地子、所割置燈油佛供祈也、仍施入如件、敬白、寛治五年六月十七日、正二位行權中納言兼帥藤原朝臣伊房、府下文云、府政所下豐後國、應令免除富近名子等マ、訴申名田分公事雜役事、右權中納言都督藤原卿宣、件富近、前司任官物負累逃去已畢、仍件名田等藏司納物代進濟、隨即奉寄字佐官又了、仍件名田分公事雜物可免除之由、下知之處、彼郷司貞平稱國廳宣、付面々使、令陵礫之由、所申上也者、可免除之由、重下知者、所仰如件、國宜承知、依件行之 在府官次第所副狀、

寛治五年壬七月廿五日



四 皇嘉門院藤原惣處分狀

○九条家文書  
平安遣文三九一三号

(端裏)  
「御惣處分狀」

養和元年九月廿日自女院被經

院奏之勅報也、

卽端に續加之了、後代龜鏡何事過斯哉、可神秘々、

(附箋)

「後白川院御本」

(附箋)  
「月輪殿判」(花押)

これらみ候ひぬ、このケンにはたれかはとかく申候へき、なにこともいかてかゝやうにさふらはむには、おろかに候へき、まいられたるおりは、かまへても申候はんとこそおもひ候へ、たゞいまものさはかしきやうなることのあるとて、なにかと大將の申候さたし候ほとに、よろつとゞめ候ひぬ、おほせられむことは、こゝろのおよひ候らんことは、いかてかおろかに候へき、

(符箋)

「皇嘉門院御本」

さいそうこんかう院

山し路(坂)

そつか

(近江)  
あうみ

よせ人

いか(伊賀)

おほうちのにし

ひんかし

あさうた

をとほ

いっ(伊豆)

みつのミくりや

井た

すわう(周防)

やし路

(肥後)  
ひこ

つほう

津守莊

津守荘

(豊後) 布(臼杵・戸次)  
うすきへつき

(肥前) ひせん  
おほた(太田)

地下

九條のたういへ地くら

(城) 山し路 くせ  
(和泉) いつみ おほいつみ

(撰津園) つのくに ゆかしま たかひら くらかき

(尾張) おはり もり  
(三河) みかは き良

(武蔵) むさし ふなきた本 新

いなげ本 新

(下総) しもつき みさき

(常陸) ひたち こつるきた みなみ

(美濃) み の うたのちよくし よひ いはた

(若狭) わかさ たていし本 新

(能登) のと わか山

(越後) ゑちこ しらかハ たは をはたのよてん

(越前) たは かやの山うち さと

(恒馬) たちま こしてむ たち

(出雲) いつも はやしき  
(石見) いはみ おほへ

津守莊

(和伊國) 阿波 かわゝた  
きのくに しもつの あは  
(豊後) 津守) ふこ つもり (肥前) ひせん よか

ひんかし九條

いはくら

(和鬼) (熊津國) (近江) (倉人)  
いつミ つののに あふみのとねり

(近江) あふみの□ちき

(九条良通)

良通ニ譲ル

これらはいつこもよしみちのおさなかりしに、みなたてまつりてき、それをさいそうこんかう院ハ、一の人のしられむこそよかるめれ、といふ人ともありしかは、いへにとりて、一の人しらるへしとて、まつ殿にと申たりしか度、ゆくすえまで、たれも大事に思はれむことかたし、大將は心さしもあ覽、又申おきた覽事などは、すえまでもたかへられしとおもへは、□ゆつりにまかせて、すえまでもし覽は、よかりなむとてもと、したゝめたりし定に、いつこも、みなよし見ちたてまつりつるなり、まつとのたとへ□たうをハ、われし覽なといふ事ありとも、もちゐらるまし、この定に、ゆめくたかふまし、おほい殿のお八さんほとは、なに事もさたし候へし、のちハかならずく、よしみちみなしらるへし、

(治承) ちそう四年五月十一日

○下略

津守莊

五 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏  
宇佐神宮史史料編四

津守莊ニ一國平  
均役ヲ課ス

○文治年中。大分郡關係部分ヲ「種田莊史料」八号ニ抄出。本文省略。

六 造宇佐宮課役注文案

○到津文書  
大分県史料三

一 造宇佐宮正殿者 九州所課

一 假宮者 豊後國役

一 御炊殿者 常見庄々役 上毛庄、下毛々、築城□、京都、田河、規矩、宇佐庄等

一 内廳者 豊後國緒方庄役

一 直相殿號客院、日向國十八ヶ所役

後白河院可有御參詣之由、以安元年中被仰下之間、大宮司公通宿禰以彼直相殿、所構于内裏也、

一 馬場頓宮者 豊後國石垣庄・豊前國新開庄役

一 馬場大塔 大鳥居東也、

堀川院御願三代 白河・後白河・鳥羽 帝王

假殿豊後國役

常見庄々役

緒方庄役

石垣庄役

仏聖燈油料津守  
註勾別符

御筆法華經被奉納眞柱云々、

一 内大貳堂 寛治都督伊房卿(カ)建立之、

佛聖燈油祈 豊後國勾別符(津守庄)

一 池内大貳堂法花三昧堂也、

康和年中 大宰大貳、(正二位權中納言(立之カ))  
大江匡房卿建□□、

佛聖。油祈 豊前國虫生別符并肥前國高來別符

一 蓮臺寺

後冷泉院御願、都督正三位源卿(カ)資通草創之、

一 惠良藥師堂

(カ)道長 御堂。關白。御願 祈庄伊賀利庄又

伊□

一 祈皇寺

鳥羽院后 高陽院御願天養年中建立也、

一 第一寶藏

印鑑祭器 舊記(カ)神託(カ) 公驗(カ)宣旨(カ)關東(カ) 奉納之、  
御下知已下文書等

一 第二寶藏

樂器 舞裝束 競馬具足納之、

一 經藏一字

大宰權帥藤原朝臣 應徳年□書寫一切經所被建立也、  
一 官米屋九間 御封田上分米已下神□□之、

津守 莊

津守莊

御服所安岐・武藏  
郷役

一 御服所 安岐・武藏兩郷役

一 厨家 社家役

略○下

七 九條兼實讓狀案

○九條家文書一  
函書寮叢刊

(九條道房筆旧表紙外題)

「月輪入道殿御讓狀案并峯殿」

略○上

御堂御前

御堂御前二所領  
ヲ讓ル

京地 本領也、

堂舍 在山地少々、

在嵯峨、故内大臣墓所同在此中、  
(九條良通)

家領

加賀國小坂庄

同國勅旨田

但馬國赤崎庄

已上本領也、

近江國田川庄

伯耆國長田庄

法勝寺領嚴親(花山院兼雅)左府之讓也、

常陸國小鶴北庄

備後國御調庄(丸)

阿波國河輪田庄

豐後國津守庄

右堂舍庄園、爲御堂御前領、他事略之、

元久元年四月廿三日

沙 彌 在 判

万歳ノ後ハ順孫  
道家ニ譲ルベシ  
家ノ習

抑女院已下御萬歳之後、可讓賜順孫道家之由、所申置也、家習、如此之家領、雖委附女子、代々  
繼家之人、所相傳來也、所謂上東門院(藤原彰子)・四條宮(藤原寛子)・高陽院等例是也、他事略之、  
略 ○下

### 八 宇佐宮御神領次第案

○到津文書  
大分県史料三〇

□ 佐宮御神領次第大略、一萬六千餘町云々、

津 守 莊

津守莊

内封四郷

十郷御封

以東新莊  
丹生津留  
勝津留  
勾別符  
以西新莊

仁治二年散田帳云、  
封戸郷百十七名  
已向野郷草郷八付向野、高家郷七十四名、辛嶋郷百三十五名、葛原郷、付辛嶋、

已上内封四郷是也、

上毛封八十五名

同、七十四名 同、八十四名

豊後國 同國  
一安岐郷四十六名、武藏郷六十四名、  
上毛郡、大家郷、野仲郷深水庄、  
付野、

豊後 百三名

來繩郷 已上十郷御封加四郷定、

豊後 廿三名

一田染庄

同國 十四名

豊前 廿名

同、十五名

豊後

豊前國 百六十丁

同國 百二十三丁

一貫庄

同國 十名

同、

同、

同、

同、

同、

同、

大揚庄

同、

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同國

同、八十五名

同、七十四名

同、八十四名

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、

同、



右、以西庄々者            月十三日 宇多院第七宮内親王御奉寄也、  
姫宮敷也、

一 大以西新庄 二千六十三丁七反卅 十六ヶ所

肥前國 同、

高來別符 高來郡村田別符

一日向國千八十八丁九段廿、起請田定加、收納使分名々定、十八ヶ所

注進 三ヶ社内卅一丁二反内

除諸免事 廣幡社十三丁七反 赤幡社七丁四反  
橘社十一丁一反

一女彌宜免十六町内 以東八丁 安岐郷  
武藏郷 以西八丁

○以下略

### 九 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。大分郡關係ヲ「植田莊史料」一三号ニ抄出ス。津守莊部分ヲ掲グ。

津守莊百七拾町 領家勘ヶ由小路中納言殿  
(兼仲力)

五名九拾六丁内

光永名拾六丁八段九拾步

津守莊

津守莊  
光永名

津守荘

別作二十一町七段九拾歩

片嶋二拾六町九段大

岩屋二拾丁九歩 地頭職御所女房輔御局

勾保四拾六丁一段三百歩 地頭勾兵衛次郎惟益法名智行・同藤左衛門尙泰法名行日

福成名二拾七町八段三拾歩 敷戸小次郎眞直法名寂連(運力)

戸真直

地頭敷

一〇 後醍醐天皇綸旨(宿紙)

○利根文書  
大分県史料二五

首藤俊秀ニ津守  
荘内ノ本領ヲ安  
堵ス

豊後國津守庄勾保内、一法師半分號瀧下末安 田地等地頭敷、首藤新左衛門尉俊秀當知行不可有相違者、  
天氣如此、悉之、以狀、

建武元年五月一日

式部大丞(花押)

一一 僧神賀契約狀案

○永弘文書  
大分県史料三

津守荘勾別符文  
書ヲ受取ル

けいやく 宇佐三昧堂料所豊後國(津守荘)勾別符事、

半分ハ田染のか

右別符ハ、當堂料所として、衆徒雜掌神賀致沙汰ニよて、しよけんのためニ、文書をいたされ候上  
者、かやふ計(カ)られ候ハ、當□(ハ)をのそいて、半分ニおゐて□、田染のかうとのニ、知行せられ

うとの知行アル  
ベシ

候て<sup>(あ)</sup>  るへく候、此上者、たかいニへんかい申ましく候、仍契狀如件、  
建武元年七月八日  
僧神賀 在判

二 僧神賀新三昧堂料所文書請取狀案

○永弘文書  
大分県史料三

勾別符ノ文書ヲ  
請取ル

請取 宇佐宮新三昧堂料所豊後國<sup>(津守莊)</sup>勾別符<sup>(文)</sup>書等事 合

『一文治五年社家施行公通宿禰任

一取帳十七通

一平治元年外題壹通

一府宣三通・訴狀壹通<sup>尊教寺若宮代  
田事</sup>

右文書等、元自田染神眞殿手、<sup>(マ)</sup>所請取也、沙汰之後者、任目錄、可返進之、仍請取之狀、如件、

建武元年

僧神賀 在判

三 一色道猷<sup>範</sup>書下

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編八五八号

敷戸寿延跡地頭  
職ヲ深堀時通ニ  
交付セシム

豊後國敷戸彌次郎入道跡地頭職事、爲勳功之賞、所被宛行深堀孫太郎入道也、<sup>(時通)</sup>早莅彼所、可被沙汰  
付下地之狀、如件、

津守莊

津守莊

一三六

建武四年二月廿八日

(一色道猷・範氏)

沙彌(花押)

守護代植田寂円

(植田寂円)  
守護代

○八号「豊後國圖田帳案」ニヨレバ、敷戸寿延跡トハ津守莊福成名地頭職ナラン。

一四 小俣道剩書下案

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編九五五号

一 建武四年五月廿六日(小俣)輔道剩下知狀寫一通、

豊後國敷戸彌次郎入道跡地頭職事、爲勳功之賞、所宛行深堀孫太郎入道明意也、(時通)守護代相共、可沙

敷戸寿延跡地頭  
職打渡シノ事行  
カザルニヨリ左  
右ヲ申サシム

汰付明意之由、先度被仰之處、不事行云々、太無謂、急度可被申左右也、仍執達如件、

建武四年五月廿六日

(小俣道剩)  
沙彌

賀來孫五郎入道殿

一五 植田寂圓請文案

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編一〇一二号

豊後國敷戸彌次郎入道跡地頭職事、

今季五月廿六日御教書、同七月廿八日到來、謹拜見仕候畢、抑任被仰下之旨、莅彼所、欲沙汰付

深堀孫太郎入道明意候處、(時通)如敷戸彌次郎入道壽延申者、於壽延御方息又次郎致京都合戰、下給將

寿延軍忠ノ由ヲ  
申シ去退カズ

打渡シニ及バザ  
ルヲ上申ス

重ネテ深堀明意  
ニ打渡サシム

敷戸寿延跡地頭  
職ヲ深堀明意ニ

尊氏

(以球部)

軍家御教書、抽鎮西球珠城責軍忠之條、大將軍御一見狀帶□、依何事罪科、可被召放當村哉、明意不可掠申之聞、全不可去退之、所詮、企參上、可明申云々、仍不及打渡候、此條偽申候者、日本國中佛神三寶御罰於可蒙罷候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四季八月三日

沙彌寂圓 裏判  
(種田)

進上 御奉行所

一六 一色道猷範氏書下

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編一一〇五号

深堀孫太郎入道明意申、<sup>(時通)</sup>□<sup>(愚後)</sup>前園敷戸彌次郎入道壽<sup>(延跡)</sup>□<sup>(畢、可カ)</sup>地頭職事、注進狀披見<sup>(達)</sup>□沙汰付明意之由、先度被<sup>(仰之カ)</sup>□處、壽延不去退云々、太無<sup>(謂、早カ)</sup>□莅彼所、不日可沙汰居、仍執<sup>(達)</sup>□如件、

建武四年十二月廿四日

(一色道猷：範氏)  
沙彌(花押)

植田大輔房<sup>(有快)</sup>  
賀來孫五郎入道殿<sup>(成阿)</sup>

一七 植田有快請文案

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編一一五七号

□<sup>(深堀孫太)</sup>□<sup>(時通)</sup>郎入道明意申、豐後國敷戸□<sup>(弥次)</sup>□郎入道壽延跡地頭職事、去年<sup>(建武)</sup>十二月廿四日御教書、今

津守 莊

沙汰シ付ケ難キ  
ヲ上申ス  
寿延軍忠ヲ致シ  
御教書一見状ヲ  
帶スト云フ

年三月廿二日到來、<sup>(謹拜)</sup>□□見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、賀來孫五郎入道相共莅彼所、欲沙汰居明意候之處、如壽延子息又次郎申者、爲<sup>(御志)</sup>□□、云京都合戰、云鎮西玖珠城貢、抽<sup>(軍忠)</sup>□□將軍家御教書并大將軍御一見状<sup>(帶)</sup>□□之、明意不可依掠申之間、全不可去退云々、仍不及打渡候、若此條僞申候者、八幡大菩薩御罰可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年三月廿八日

<sup>(種田)</sup> 僧有快 請文  
裏判

一八 賀來成阿請文案

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編一一五八号

同ジク沙汰シ付  
ケ難キヲ上申ス

<sup>(深堀孫)</sup> □□太郎入道明意申、豐後國敷戶<sup>(弥次郎)</sup> □□入道壽延跡地頭職事、去年十二月廿四日御教書、今年三月廿二日到來、謹拜見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、<sup>(有快)</sup> 種田大輔房<sup>(相志)</sup> □□莅彼所、欲沙汰居明意候之處、如壽延子息又次郎申者、爲御方、云京都合戰、<sup>(云)</sup> □鎮西玖珠城貢、抽軍忠、將軍家御教書并大將御一見状帶之、明意不可依申之子細、先度御使入部之時、令申候訖、全不可去退云々、仍不及打渡候、此條僞申候者、八幡大菩薩御罰可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年三月廿八日

<sup>(賀來)</sup> 沙彌成阿 請文  
裏判

一九 沙彌某奉書案

○利根文書  
大分県史料二五

津守莊勾保一法  
師名内滝下田地頭職ニ関スル  
山内首藤俊秀安堵申状ニヨリ當知行ノ実否支ヘ申ス仁ノ有無ヲ注進セシム

山内首藤新左衛門尉俊秀申、豊後國津守庄勾保一法師名内、瀧下田地柒段大<sup>號末</sup>地頭職安堵事、申狀具書如此、所申無相違否、<sup>(云カ)</sup>當知行之段、云可支申仁之有無、載起請之詞、可被注申之狀、依仰執達如件、

曆應四年八月廿五日

沙彌 在判

山内首藤彦次郎殿

〔裏書〕  
於正文者、爲後證預置者也、

曆應四年九月八日

左衛門尉俊秀<sup>(山内首藤)</sup>  
〔花押〕

二〇 大分社寶塔銘

○白井昭一調査記録  
大分市大字羽田大分社

〔塔身部〕

大分社

奉納 如法經

康永二季乙酉八月日

沙彌妙圓

津守莊

大分社ニ如法經ヲ奉納ス

二 豊後國志

大分君稚臣ヲ祭ル

(大分郡神領) 大分神明祠在津守郷羽田村、豊日志曰、大分神明祠有二處、一在植田、祭豊門別命、一在津守、祭稚臣、蓋稚臣豊國造大分君稚臣是也、豊門別命 景行天皇皇子、舊事記所云筑紫大分君祖、是也、不詳祠所在、

三 宇佐大宮司宇佐宮公居學狀案

○永弘文書  
大分県史料三

番長永弘重輔ノ申状ヲ奉申ス

當宮下宮號御炊殿 御供米料所、(國東郷) 豊後國田原別符・同國田染糸永名・同勾別符等事、(津守莊) 番長神主重輔捧申狀候、以此旨、可有御披露候哉、恐惶謹言、

正平十三年五月廿一日  
(延文三)

大宮司宇佐公(居)

進上 御奉行所

三 氏貞書下

○大分社文書  
大分県史料九

大分宮祭ヲ先倒ニ任セ勤仕セシム

津守庄地頭方大分田宮まつり閒事、一まつりニおいて用と并米免、同さい(鏡カ)せんなく、この閒ハ、以下せんれいありといふとも、めん神事おいてハ、任先例、そのさたをいたすへき也、仍爲後日書下如件、



永和二年卯月一日

氏貞(花押)

二四 某契約狀

○永弘文書  
大分県史料三

勾保加地子宇佐  
定米半分領家方  
弁ヲ八月中ニ沙  
汰スルヲ契約ス

ふんこのくにまかりのほう(勾)おさの定米内、はんふんりやうけ方辨、まいねん四貫文(地子用途)ちしやうく  
う、八月中ニつかいを下、うけとり申へく候、もしやくそくの日すき候ハ、あいたかいのけいや  
く状ニよるましく候、仍こうせうのためニ、けい狀如件、

永徳二年ミつのへいぬ十二月五日

二五 によ一文書預ケ狀

○利根文書  
大分県史料二五

一あつけ狀

によ一

ふんこのくに(津)つもり(守)のしやうまかり(庄)のほう(勾)一ほうし(保)みやうはん(法)みやうち(師)とうし(名)き、しきと(半)のもんし(名)

津守莊勾保一法  
師半名地頭職敷  
戸ノ文書ヲ預ク

よの事、

とねのすとう五郎さへもんとの方より、しやうくわんの御房一このちハ、しんたい(腕カ)すきよしう

利根首藤五郎左  
衛門ヨリ受取ル

け給(利根首藤)はり候程に、ことくくしこのち、もんしよ地下ともニうけとり申候了、われらうたいと  
申、そのうえ(病)ひやう(氣)きしこくニ候(病)によて、けんちうの御房ニさきたち候てけいやく申て候ほとに、

津守莊

利根ヨリ尋ネアラバ返スベシ  
敷戸ノ田屋敷府中ノ居屋敷

このもんしよ、五郎さへもんとのとねより、くたされ候と□のふみにて候、あつけ申候、もしもとねよりたつね申され候はん時ハ、御わたし候へく候、それまでハしきとの田やしき(敷戸)・ふちうのいやしきともニ、とねよりのさうを申され候はんまでハ、御はからい候て、われくかあとお、御とふらい候て給ハリ候へく候、仍爲後日あつけ状、如件、

應永二年ひのこの五月三日

によ一 (花押)

二 生石定勝・古庄秀次等連署書狀

○利根文書  
大分県史料二五

定林寺訴申ス一  
法師半名下地  
津守將監・勾左  
京亮ハ存知セズ  
ト答フ  
坪付ニ任セ点定  
スベキヤ

定林寺被申候津守庄勾保内壹法師名半分事、先日度々沙汰人方へ相尋候之處、不存知之由申候、重而糺明候之處、沙汰人等如申候者、此地事津守將監・勾左京亮知行分ニ相籠由申候、仍彼兩人ニ相尋候之處、更々不存知之由申候、或者爲由緒相傳安堵仕候、無證據候、或者(以下札紙)「何御代ニ、爲給恩拜領候分も候ハす候、一向ニ不存。知候、知行分にも不相籠之由申候上者、彼田畠之坪付ニまかせて、可致點定候哉、依御さ右可沙汰候、以此之旨、可有御披露候、恐惶謹言、

七月廿九日

(異筆)  
一應永十二乙

(異筆)  
「江波」  
匡 兼 (花押)

(異筆)  
「古庄丹州」  
秀次 (花押)

首藤五郎左衛門  
入道本領津守莊  
一法師半名ノ坪  
付ラ下シ下地ヲ  
点定シ当給人等  
ニ子細ヲ明シ申  
サシム

在府衆中

本庄入道殿

(奥切封)  
「(墨引)」

(異筆)  
「生石殿」  
定勝 (花押)

二七 古庄正藤・本庄侑則連署奉書

○利根文書  
大分県史料二五

定林寺首藤五郎左衛門入道本領、津守庄内一法師半名事、先立度々被相尋之處、不存知在所之由、直人等申候云々、仍彼半名坪付以下、定林寺出帶之閒、被遣之候、所詮先任此注文、點定下地候、不日可明申之由、可被候當給人等之由候、早々御沙汰候、可有御申子細候、恐々謹言、

(異筆)  
「應永十三丙」三月三日

(異筆)  
「本庄殿」  
侑則 (花押)  
(異筆)  
「古庄殿」  
正藤 (花押)

豊後(府)  
在符衆中御中

津守莊

三六 生石定勝等連署打渡狀

○利根文書  
大分県史料二五

津守莊内ノ地ヲ  
打渡ス

豊後國津守庄一法師半名地頭職内、瀧下田地柒段大・寺迫壹段三十步・戸原壹段、并屋敷壹段半號  
屋敷事、任御書下之旨、打渡所也、可有領掌之由候、仍執達如件、

應永十三年五月廿五日

(江波)  
匡兼 (花押)

賢阿 (花押)

(古庄)  
光秀 (花押)

正勝

(生手)  
善直 (花押)

定勝

顯忠禪師

○顯忠禪師ハ、付録「大友利根氏略系」参照。

元 大友祖高親書狀

○利根文書  
大分県史料二五

上意ニヨリ下向  
スル能ハズ  
明春早々下向ス

不思懸候、是までの御長卷 □ 候、これもやかて可罷下候之處、

□、明春ハ早々可下向候之間、以面拜可申承候、兼又不思懸候百足、不思寄御志候、將又承候間

上意候之間、不慮ニ□

ベシ

事、とても先日申定たる事に候、不可有相違事候、下向仕候者、可申談候、聊不可有<sup>(カ)</sup>儀候、恐く敬白、

(異筆)

〔應永十九 辰正十一日〕

到來

〔應永十八年 十二月六日〕

(大友親世)

祖 高 (花押)

定林寺方丈

### 三〇 永弘重輔寄進狀案

○永弘文書  
大分県史料四

豊後國勾別符

貳貫六百文□□の間之事、

〔永弘擬大〕

宮司名普勇、一期

永弘普勇・性玄  
子息玄用ノ位牌  
田ノタメ料足ヲ  
五カ年間寄進ス

後七年に□□としより、五かねんのほと寄進□□所也、此料足をもて、用地なされ、末代ニ

い□□<sup>(たるカ)</sup>まで、たいてんなきやうに、御はからいあるへく候、これハ心さしの靈位、いはいてんのた

めにて候なり、我ら永弘擬大宮司法名普勇禪定門、同性玄禪尼、子そく賀々法名玄用禪門、此覺靈

伊はいてんのために、寄進申候所也、御寺はうにまかせて、たいてんなく、此三人あとを御と□□<sup>(もらカ)</sup>

いあるへく候、五かねんすき候ハ、此狀少□□返給へく候、よて狀如件、

應永廿年八月卅日

宇佐擬大宮司重輔

(裏書)

「此前行候畢、然者、田島一町一段卅代、買得候、坪付在是、

納所

應永三十二年二月十七日

慶 知 在判

田地一町一反卅  
代ヲ買得ス

五カ年過ギバ返  
スベシ

津守 莊

三 熊野山長床衆衆議狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

津守莊預所職公  
用錢ヲ無沙汰セ  
シ守護方ヲ取放  
チ宣深法印ヲシ  
テ沙汰セシム

長床領豊後國津守莊預<sup>(所職)</sup>□□、大友方令契約之處仁、近年公<sup>(用力)</sup>□□之内、貳拾貫文無沙汰、不可<sup>(然)</sup>□□、所詮<sup>(進)</sup>  
守護方知行被取放、□<sup>(於)</sup>向後預所職者、宣深法師<sup>(金)</sup>□知行、每年公用百貫文<sup>(可)</sup>□被執沙汰、仍請料無未<sup>(進)</sup>□  
懈怠者、於所務職者、不可有改替之儀旨、所令衆議如件、

應永廿六年八月廿七日

裏判也、胤親 隆教 宣守 朝久 有玄 良宣等、

○『大友家文書錄』一(『大分県史料』三一)ニモ本文ヲ収ム。但シ裏判ナシ。

三 永弘光世番長職等讓狀

○永弘文書  
大分県史料四

(裏打紙端裏書)

「當社下宮社司番長」

(同裏書)

「明和九マテ三百九十五年也、」

(宮成公佐方)

(花押)

讓與

宇佐神主榮佐所、

(御業方)

當宮番者職并所々御供米<sup>(御業方)</sup>□米免、豊前・豊後兩國神領當知行地一所不殘所々事、

所職所領ヲ宇佐  
神主榮佐ニ讓ル

小野・岩崎莊  
下毛郡宮時莊

田染莊  
田原別府御供米  
來繩郷内小野名

下毛郡本自見名

勾保神用内二貫  
文

一所小野、(全佐部)岩崎正御供米并中村御蘭田□内畠地壹町、但五反者當知行也、五反(若喜多坊力)押妨、藁垣

御蘭八段護國寺知行、下毛郡内宮時小油用途者、上田別當ニ、代貳十貫文本物返ニ置之、其外所々御菜米免散在田畠以下者、不及誌、

一所田染庄重安・末次兩名之事、不殘一所、(同上)田原別府御供米并田染庄所々御供米同前、(國東郡)

一所來繩郷内小野名半分、但此所ニおるてハ、數輩之女子在之、各寄合、かたのことく庵室のかたちをなし、おのく思合、二親之後世をとふらふへき者□、若又各所存ニて、ちりくになる

事あらハ、榮佐之可爲計者也、雖然、庵室をもつはらにして、□行躰無子細候者、田染兩名年貢米之内(武石役之力)時、一石庵室ニ合力すへく候、

一所御炊殿燈油免下毛郡本自見名田畠等、

□(字)佐郡向野・封戸・高家・辛嶋之郷々内、散在□田畠在之云々、普勇代々多分本物返ニ被置

之了、□中ニ重安分田七八反在之、是等者除而十九房ニ□、同ひかけ二反卅・同堺おき田地

二反卅□□同喜多坊本物返ニ被置了、料足有時請返可知行也、彌勒寺領山下田地壹反廿・

封戸郷内小畠の免二反、□用作坪四反、豊後勾保神用之内二貫文、毎年分高村□分□十九房(長)

ニ讓所也、

略○中

一所秋吉口之今の居屋敷以下、散在之田畠ゆつりわたし、一所を不殘、惣領神主榮佐永代知行、不可有相違者也、但秋吉口のいまの光世か居屋敷事ハ、しゝうは十九房ニ可讓也、但彌三郎榮佐

津守莊

めいニそむき、人たらさらんニハ、不及是非候、仍爲後日讓狀、如件、

正長元年八月十一日

權擬大宮司光世(永弘) (花押)

「この狀とも自訴(異筆)ニてこそ、かき候へく候へとも、(書カ) □(き)うひやうニよて、(病) □(田築殿ニ)かゝせ候也、」

○紙継目裏ニ花押アリ。

三三 源幸弘質券

○利根文書  
大分県史料二五

(端裏書)

「千代ますかしちけんの狀(カ)なり、とねの七郎 □(カ)」

ようくあるよて、しちに置申候めらハの事、

合一人定

あさな千代ます(カ)生年十□(カ)  
在代用途壹貫(カ)五百文かしちなり、

右之めらにおき申候めらハの事(マ)も、あさな千代ますと申候、生年十歳(カ)ニなり候、つちのとの(カ)の五月

りミつとのうしのまて五年を、とねの七郎方より、こくらくしさうしゆんあんの御方へ、代用途

壹貫(カ)五百文かしちニ置申候所實也、いかなるけんもん・かうけ・寺社・佛神の御領内ニ入候共、此

しちけんの狀をさきとして、御さたあるへく候、その時ふさたあるへからず候、(追筆)「ねんきすき候て

ハ、ありあいニうけ申候へく候、」仍爲後日ニ、しちけんの狀如件、

正長二年(カ)つちのと 五月十八日

源幸弘 (花押)

もしたれくにても候へかし、ねんきあき候て、ほんせん(本錢)壹貫三百文をいたし候て、かり事など申

十歳ノ千代ます  
ヲ一貫三百文ニ  
テ五カ年質入ス

権門高家寺社仏  
神領内ニ入ルモ  
コノ質券ヲ先ト  
スベシ



うけ申候はん方へ、身にてしるし者、御うけさせられ候へく候、仍爲後日奥書如件、

三 永弘光世讓狀

○永弘文書  
大分県史料四

十九丸ニ所領ヲ  
讀ル

□のほかしたいくニなをとりあわ□ゆつるへきなり、

正長元年八月ニ京都より□ひやうきニよて、田染殿手をもて彌三郎、同十九丸ニゆつり

狀をしたゝめおき畢、今又かさねて十九丸ニゆつるへき在□、

これへぬしのいらしものにてうくる、

一所三段かたひらの平田、代四くわん 一所、二反卅代 なしものと

これへ三くわん五百□うくる

一所屋敷あきよし、同なりひさのせい二郎方より代□、  
五貫、同もミ四石の代ニほんもつかやし□、

やしき四ヶ所、たゝしもミ八門田をけんニ□又六方のしゆこなり、いかやうニもこうし

うして、しゆ□(こカ)なしてわつらいなくちきやうすへし、

一下宮の元のはんのおさしき、それニついて御さいまいの内、ふんの國(脱カ)ま(勾)かりのへ(別)つ(符)ふの(神用カ)□錢

八貫文内二貫文、ふせん國(時)下毛郡宮□小油用途内三貫文、

一所一反卅代ゆいな田山ゆいな田のしたとかうす 一所二反ふへのめん、ふした□

一所一反廿代すいかき 一所五反門田、からしまの郷

(紙縫目)

津守莊

勾別符神用钱八  
貫文内二貫文

畠地ふん

〔一〕所 一反廿代 いちいきしけやすふん、五反、畠のさかいニつか□

〔二〕所 一反廿代 そのつかをミナミニトをして、  
〔三〕所 一反廿代 いちゐき内たけのしたかたひら□

一所 一反廿代 同いちいききた□よりて、同所、

一所 一反廿代 いちゐきつかさねはたけとかうす、

一所 一反廿代 なかむら、これハ十九か母の畠地、

まつたいかいの心へのためにするし□、もし十九ふ□<sup>(ひよ)</sup>の事あらハ、この田畠らハ母一このほ

とハちきやうすへし、いちこの後、□彌三郎ニかへすへし、そうして萬□ついて光世きたお

くところを、とかく□申□ハ、ふきやうの子たるへきあいた、光世□あとをちきやう

すへからす、心へのため□まつしるしおく也、ゆつり状をハ、吉日□もてしたゝめ□すへ

きなり、

永享二年五月三日

光世 (花押)

此所くのもんしよハ、一□しておく也、やうの□<sup>(時カ)</sup>、よりあいゑらひとるへし、

三 大友持直代官職補任状

○利根文書  
大分県史料二五

(大友持直)  
(花押)

利根幸秀ニ敷戸  
村内定林寺先知  
行分笠和郷松末  
名内五貫分代官  
職ヲ宛行フ

豊後國敷戸村内定林寺先知行分、同國笠和郷松末名内五貫分跡太郎三郎入道良通御代官職事、所被仰付

利根七郎幸秀也、任先例可致沙汰之狀、如件、

永享貳年八月三日

藤原親幸 奉

沙汰人中

三 藤原某・左衛門尉某連署奉書

○利根文書  
大分県史料二五

豊後國敷戸村内定林寺先知行分田畠屋敷、并笠和郷松末名内土貢伍貫分太郎三郎入道良通跡御代官職事、所被仰付利根七郎幸秀也、任御下文之旨、打渡幸秀代官、可被執進請取之狀由、仍執達如件、

永享貳年八月三日

左衛門尉(花押)

津守山城入道殿

藤原(花押)

敷戸村定林寺先  
知行分笠和郷松  
末名内土貢五貫  
分代官職ヲ利根  
幸秀ニ打渡サン

三三 親信打渡狀

○利根文書  
大分県史料二五

利根七郎幸秀ニ  
打渡ス

しき戸内勾先給内之定林寺分事、任御判・御施行之旨、とね七郎方へ打渡申候也、恐々謹言、

八月十六日

親信(花押)

津守山代殿

津守莊

〔奥切封〕  
〔墨引〕

三 大友親綱書狀〔紙〕

○田北一六文書  
大分県史料二五

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

田北親増ヲ味方  
ニ誘ヒ田北親頭  
跡並ニ日差ノ事  
ニツキ申出ニ答  
フ

御身上事、<sup>〔申〕</sup>候處、懇示給候、本望候哉、仍齋藤美濃守所まで承候間、田北佐渡守跡并敷戸<sup>〔事〕</sup>、不可有子細<sup>〔候、日差事ハ、(編冊)〕</sup>巨細可申談候、尙々落居、不可有幾程候歟、同候者、早速現形候者喜入候、委細美濃守<sup>〔可申候間、省略〕</sup>候、恐々謹言<sup>〔言〕</sup>、

十二月七日

〔大友〕  
親綱〔花押〕

田北治部少輔殿<sup>〔親増〕</sup>

○『増補訂正編年大友史料』所載ト校合ス。傍註〔 〕内ハ同書。

三 大友親綱知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

津守内敷戸及ビ  
山香郷日差村ヲ  
預ク

豊後國津守内敷戸拾貳町、并山香郷之内日差村三十町事、領置候、任先例、可有知行候、恐々謹言、  
永享八年  
三月廿四日

田北治部少輔殿<sup>〔親増〕</sup>

〔大友〕  
親綱 在判

四〇 室町幕府上使景臨首座書狀

○田北要太郎文書  
大分県史料二五

日差代所ハ毛井  
村  
幕府軍ノ集結

日差及ビ數戸残  
分ヲ知行セシム

御奉書并京兆様御書進之候、(大友親綱)日差代所(山香郷)ハけいの村にて候、石州御勢一昨日十七、甲百餘着

府候、今日三隅并周布・(方)福屋兩人、甲百可有府候、彼是當寺甲四百餘候、於于今、敵

方甲千にて責候共、無怖畏候、此趣慈光寺・(明透)朽網殿可有傳達候、

抑軒書記方預物、嚴密送給、千萬悦喜至極候、次日差之事、重而京兆様へ申定候條、早く御知行可

然候、(津守莊)敷戸相殘四町分、可有御知行候、又芳茗甘袋・筭度く送給候事、難申盡候、委細令申御使

者、毎事期面謁候、恐く謹言、

(永享八年) 壬五月十九日

景 臨 (花押)

田北治部少輔殿

(親増)  
(奥ウハ書)

自萬壽寺

田北治部少輔殿

景 臨

○『大友家文書録』ニモ収録ス。

四 永弘光世讓狀案

○永弘文書  
大分県史料四

所領ヲ十九房ニ讓ル

勾保神用ノ内

〔河類カ〕

下毛郡本自見名田畠草

〔宇佐〕

郡向野・封戸・高家・辛嶋郷内散在田畠

〔ニ普勇代ニ、

多分本物返ニ被置之、其中ニ重安へ田七八反在之、是等者讓而十九房ニゆつる、同ひかき二反卅、

〔文、毎〕

請返可知行也、彌勒堂領已下田地壹

同堺かき田地二反卅、是も同喜多坊本物返ニ被置之、

〔飛守庄也〕

反廿、封戸郷内〔二反、上畠用作坪四反、豊後勾保神用之内貳貫〕年分高村長分等、十九

房ニ讓所也、

略○中

永享十年六月十三日書寫了、

〔奥筆〕

一永享十年七月十二日甲午日

童うみ

〔をきのり〕

○三四号永享二年五月三日永弘光世讓狀ト関連アリ。

四三 宇佐宮番長當知行御炊殿御菜免坪付

○永弘文書  
大分県史料四

宇佐宮御炊殿御菜免番長當知行

宇佐郡散在

岩崎莊

高村長分

宮時名小油錢

本自見名

來繩郷小野莊

田原別符

田染莊重安名

津守莊勾保

□<sup>(C)</sup>所宇佐郡散在分三町

一所正御供米十二石

一所高村長分三町加地子貳貫文  
(宇佐郡)

一所下毛郡宮時名小油錢十貫文

一所同郡燈油免本自見名六町六段冊代

一所豐後國小野莊正御供米九石五斗  
(來繩郷)

一所同國田原別符三十石內當納貳石□  
(國東郡)

一所同國田染莊重安名三町  
(同右)

一所同國津守莊勾保神用錢四貫文

右、坪付、如件、

享德□年八月廿二日

番長榮佐(永弘)  
(花押)

三 宇佐宮年中御供米御菜免注文

○到津文書  
大分県史料一

宇佐宮年中御供米御菜免事、

合

豊前當郡(宇佐郡)  
一正御供田岩崎庄六名大管會ヨリ至于  
在籠也、

津守莊

(宇佐郡)  
岩崎庄

津守莊

豐後國(國東郡米糠郷) 二月大祭ヨリ七月

一正御供田小野庄十二名 虫振マデ、

同國(同郡) 一田原別符昔ハ三十石、近年無沙汰、

御菜免所々

御菜免所々事、

豐後(同邑) 一田染庄内重安名 末次名

同 一津守別符號勾保、

津守別符勾保

豐前 一御園屋敷 辛嶋郷在之、同高岩岐壹町

同 一御園規矩郡貴庄内在之、  
□戸貳段

同 一小油料拾貫文 下毛郡宮時辨  
御菜五節料

同 一河原阜貳段 番長本屋敷  
宮中在之

同 一宮作古中谷 屋敷三ヶ所荒野在之、  
番長本知行

同 一高家郷内イカリ田地四反サウシ料田  
同下毛郡

同 一本自見御炊殿御燈油免

同 一廣山庄内寺家長分役田トシテ  
(字佐郡) 持之、

同 一山之下田地壹段廿代寺家湯免

同 一榮佐庶子重安跡散在之、

同 一佐知屋敷所々事

長祿貳年五月廿二日

大宮司公弘(花押)



〔裏書〕  
「下宮司番長太夫御供所當之、」

四 宇佐宮惣檢校益永通輔注進狀案

○永弘文書  
大分県史料四

〔端裏書〕  
「番長」惣檢校通輔注進案

宇佐宮年中御供

米分

合

〔宇佐郡〕  
一正御供田岩崎庄御供米 自八月大嘗會  
至十二月有籠會

〔國東郡兼糟郡〕  
一正御供田小野庄御供米 自二月大祭  
至七月蟲祓

〔國東郡〕  
一田原別符御供米往古三十石社納、近代諸給人知行之間無沙仕、

御菜免分

御菜免分

津守別府勾保

〔豊後〕  
〔豊前〕津守別府勾保辨 捌貫文

一 小油免下毛郡宮時辨 拾貫文

同 一 御園屋敷辛嶋在之、 御菓子料

〔豊後〕  
〔豊前〕御園一ヶ所貫庄在之、 同料所

〔國東郡〕  
〔豊後〕田染庄重安・末次兩名番長職免

津守莊

津守莊

一五八

(豊)  
前

(郷丸) 下毛郡  
本自見八町

下宮燈油免

番長進止分、大概如斯、

長祿貳年五月廿二日

(益永)  
惣檢校通輔

四 幸野有松奉書案

○大分社文書  
大分県史料九

式貫四百文ヲ奉  
納シ社殿上葺ヲ  
為サシム

津守大分之宮しゆうり錢之事、毎年貳貫四百文おさめ候、此足にて御社(符)くちくさり候間、うわふきあるへきよし候、子細定而、田吹民部方よりも、可被申候、

文明五年 ミつのとの 十一月十五日

(有松)  
幸野入道

在判

(奥書)  
「案文」

五 田吹繁綱・幸野有松連署書狀

○大分社文書  
大分県史料九

上葺修理錢トシ  
テ二貫四百文ヲ  
進納シ年中祭礼

津守大分宮かり殿斗にて候を、(大友)親繁様 改爲御中興御建立候、雖然於以後、上葺修理懈怠候てハ無曲存候、所詮、毎年爲酒肴錢貳貫四百文、進納候、是を永代爲上葺修理錢御寄進之由、被仰出候、

ヲ退転ナカラシム

忝 上意候、年中如形之御祭禮等、取合御祈念肝要候、可被得其心候、恐々謹言、

文明五年癸巳十一月十五日

大分宮のと主のへ

幸野鹽阿彌

有松(花押)

田吹氏部少輔 繁綱(花押)

四 宇佐大宮司家專使吉用明助書狀

○永弘文書 大分県史料四

田原供米津守神  
用錢ハ当方ヨリ  
催促セズ

(國東郷)  
田原御供米事、當時此方より不及催促候、給人菟角被申候歟、此方より渡申などの儀、不及覺悟候、津守等事、同前に候、恐々謹言、

(文明十五年頃)  
八月四日

永弘式部殿 御報

(吉用)  
明助(花押)

四 大友親治書狀

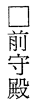
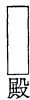
○大友家文書録 大分県史料三一

熊野御神領津守  
莊ヲ智蓮光院經  
宣代官ニ交付セ  
ラレシコトヲ請

〔 〕御奉書令拜見候。抑當國。津守莊熊野〔 〕  
〔 〕雖然、御兩所任御一行之旨、智蓮光院經宣代官〔 〕  
候、  
他之妨之段、御分別肝要候、此由可預御披露〔 〕言、

津守 莊

津守莊



(大友) 備前守親治 在判

一六〇

四 室町幕府奉行人連署奉書

○大友家文書錄 大分県史料三一

津守莊ニ対スル  
妨ヲ停メ智蓮光  
院經宣ヲシテ領  
知セシム

(智蓮光院)

經宣申、熊野社領豊後國津守莊事、當知行無相違之處、

(由) [ ] (ナシ)

王之族云云、太不可然、

所詮止其妨、彌令領知、可專

(八月廿一日)

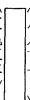
[ ] (札) 宜被存知之由、所被

(被)

仰下也、仍執

[ ] (謹如件)

(文龜三年)



(大友備前)

(親治)

守殿

前肥前守 在判

(飯尾) 大和守 在判

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』トノ校異。

五 大友親治請文

○大友家文書錄 大分県史料三四

ウラニふんこより上候御請所あん、

一文龜三年八月廿一御奉書令拜見了、

(日脱カ)

抑當國內津守庄熊野

御神領事、代々無相違申付候處、競望

津守莊ヲ智蓮光

院經宣代官ニ渡  
付セシヲ上申シ  
他ノ妨ヲ停止セ  
ンコトヲ請ク

飯尾元行奉書ニ  
任セ智蓮光院經  
宣代官ニ打渡サ  
シメタルヲ告グ

之方候歟、御下知巷々候、以不審心中押置様候、雖然御兩所任御一行之旨、智蓮光院經宣代官付  
渡候、後渡不分明(カ)、停止他之妨之段、御分別肝要候、此由可預御披露候、恐惶謹言、

九月廿八日

備前守親治 在判

飯尾大和守殿

謹上

飯尾肥前守殿

○『大分県史料』三一、六一七号(欠字多シ)ト同一文書ナラン。

### 五 大友親治書狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

一當國津守御神領事、代々無相違申付候處、御相論之儀候哉、御催促不一方候、落着難計條押置  
候、雖然九州儀、同寺社儀依被承次、飯尾和州任奉書旨、至御代官、可打渡之由申付候、其謂猶

老共可申候、將又鑓送給候、祝着之至候、萬端期來音候、恐々謹言、

九月廿八日

親治 御判

智蓮光院經宣御坊

○『大分県史料』三一、六一八号(欠字多シ)ト同一文書ナリ。

三 室町幕府奉行人連署奉書

○大友家文書錄  
大分県史料三一

津守莊ヲ檢校ノ  
進退タラシム

〔熊野三山領豊後國〕

津守莊事、爲驗校御進退之上者、

〔所被仰力〕

下也、仍執達如件、

〔文龜三年カ〕

十月卅日

〔飯尾清房〕

加賀前司 在判

〔松田頼亮〕

豊前守 在判

〔聖護院御〕  
門跡雜掌

○〔 〕ハ『増補訂正年大友史料』一三トノ校異。以下同。

三 室町幕府奉行人連署奉書

○大友家文書錄  
大分県史料三一

津守莊公用等ヲ  
聖護院門跡雜掌  
ニ交付セシム

〔聖護院雜掌カ〕

申、熊野三山領豊後國津守莊事、爲

〔驗校御進退之上者、不可有相違旨カ〕

被成奉書訖、被

存知其段、年々

〔抱置之公用、可渡付聖護院御カ〕

門跡雜掌之趣、堅可被加下知之由、所被一仰

〔マ〕〔出候、仍執〕

達  
如件、

〔文龜三年カ〕

二年十月卅日

〔飯尾清房〕

加賀前司 在判

〔松田頼亮〕

豊前守 在判



西 室町幕府奉行人連署奉書

○大友家文書錄  
大分県史料三一

津守莊公用等ヲ  
聖護院門跡雜掌  
ニ渡付セシム

(聖護院御門跡雜)

掌申、熊野三山領豊後國津守莊事、

(マ、) (有御進退上考之)  
爲驗校

、管領不可有相違之旨、被

成奉書訖、令存知。年々抱置

納共以、可渡付門跡雜掌之趣、可被注進之由被

(仰出候)

仍執達如カ)

件、

(マ、)  
(文龜三年カ)

[ ]

(飯尾)

清 房 在判

(松田)

頼 亮 在判

[ ]

五 室町幕府奉行人連署奉書

○大友家文書錄  
大分県史料三一

津守莊ヲ聖護院  
雜掌ニ渡付セシ  
ム

(聖護院御カ)

門跡雜掌申、熊野三山領豊後國津守莊事、

(マ、)

爲驗校

、管領不可有相違之旨、被成

奉書訖、令存知

[ ] [ ] 以可渡付門跡雜掌之由、被

(マ、)  
仰出

[ ]

[ ]

(飯尾)

清 房 在判

(松田)

頼 亮 在判

[ ]

○前号ト同文。一ハ聖護院門跡、一ハ豊後守護大友親治宛ナラン。

津守莊

五 聖護院道興書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

津守莊ニツキ御  
下知ヲ下サル

[ ]

[ナシ]

抑熊野神領津守莊事、先度被

[ ]

[ ]

御下知共申出進之候、

先以目出候、無相

[ ]

人

可被渡由候、書狀別而調被遣候者、可爲本望候、[ ]榎

坊可候申也、

(文龜三年九)

日

[ ]

[ ]在判

花押也

(聖護院)

五 松崎光惟書狀

○大分社文書  
大分県史料九

(包紙ウハ書)  
「拾九ノ内」

第五號

文龜三年十月

吉日

「

おいたは [ ] よ [ ]、從前く御めんきよ [ ]、其旨于今不可有相意之由、無餘儀候、恐く

謹言、

文龜參年十月吉日

松崎左京進

光惟 (花押)

(津守莊内)  
おいたの宮はうり殿進之候、

大分社ノ支配ヲ  
安堵ス



聖護院雜掌ノ訴  
ニヨリ智蓮光院  
經宣ノ競望ヲ停  
メシム

勾保御供米錢催  
促ノタメ定使ヲ  
派ス

五六 室町幕府奉行人奉書

○大友家文書錄  
大分県史料三一

(聖護院)

門跡雜掌申、熊野三山領豐後國津守莊事、智蓮光院經

(念)

儀之子細、爲驗校可有御進

(マ)

退之段、先度被成御

(下知カ)

語道斷之次第也、所詮年々抱置、云公用、

(言)

猶以經宣及異儀者、任度々御

(不カ)

可許容之由、所被仰下也、仍執達如件、

(マ)

(飯尾清房)

加賀前司 在判

年十二月卅日

文龜三九

大友備  
前守殿  
(親治)

五九 永弘重行書狀

○永弘文書  
大分県史料五

(津守庄)

字佐宮御供米錢爲催促、進定使候、任先例、御社納可目出度候、巨細彼神人可申候、恐々謹

言、

十一月八日

(永弘)

重行(花押)

津守領家

御政所殿御宿所

津守莊

左衛門三郎書狀案

○大分社文書  
大分県史料九

(包紙ウハ書)  
「拾九ノ内」

第六號

九月二日

(朱印)

大分社ハ大友親  
繁建立シ三千疋  
ヲ下サル

畏申上候、津守大分大明神いにしへハ、只ほん殿一はかりにて見くる敷候處、親(大友)繁様御覽候て、餘(聊 懸)ニれうしなる由上意候て、改たうしやを御こんりうめされ候、料足三千疋下候由承候、然者末代上ふき大かうのよし上意候て、年中之しゆ(酒 肴)かかう錢合て貳貫四百文、末代之上ふきしゆり錢として仰付候間、于今けたいなく候、其時田吹民部少輔、幸野民部入道、御兩人に被仰付下給候、于今御一筆候、

親父中殿造立

石鳥居ヲ立ツ

一上ふきしゆりの間に、中殿無御座候間、親にて候者、今の中殿作立候、是者當年まで上ふき度々におよび奔走申候、一大とりい度々立申候へ共、木にて候間、久もたへ候ハす候程ニ、親にて候者、大儀をおこし、石之とりいを立申候處、大(地 震)ちしんにあひ申候て、無曲候、又我等大願をおこし、如以前、石のとりいを立申候、年中之御さいれいも、かたのことく仕候、御神樂のつと、けたいなく御きねんを申上候、以此趣御取合、御披露奉頼候、恐惶謹言、

九月二日

のとぬし  
左衛門三郎

松崎左京亮殿

六一 齋藤隆實・堀榮連署書狀

○大分社文書  
大分県史料九

(包紙ウハ書)

一拾九ノ内

第七號

九月五日

〔朱印〕

追而申候、修善寺就御申儀、のとぬし御佗事申候之間、披露候、爲心得候、

修理等無沙汰ナ  
クバのとぬしヲ  
安堵スルヲ告グ

大分田宮のとぬし被申候題目、只今兩人にて致披露候、修理等於無沙汰者、已前被仰出候儘、不可有相違候之由、上意にて候、爲御心得申候、如何様御歸府之時、懸御目可申承候、恐々謹言、

九月五日

〔廻〕  
榮 (花押)  
(齋藤)  
隆 實 (花押)

松崎左京亮殿へ

御宿所

六二 堀榮・齋藤隆實・松崎惟貞連署奉書

○大分社文書  
大分県史料九

のとぬし左衛門  
大夫ニ大分大明  
神御領ヲ知行セ  
シム

大分田大明神御領之事、修善寺就愁訴、被申上候、重而致披露候之處、修理等無沙汰なきにおゐてハ、彼のとぬし左衛門大夫、可申付之由、被仰出候、仍狀如件、

永正六年 巳九月十五日

松崎左京亮  
惟 貞 (花押)

津守 莊

津守莊

一六八

大分田宮のとぬし左衛門大夫殿

齋藤十左衛門尉  
隆實(花押)  
堀新左衛門尉  
榮(花押)

六三 智蓮光院宣世申狀

○古今熊野記録  
大日本史料九ノ四

(新熊野社)  
智蓮光院宣世謹言上、

聖護院雜掌ノ熊野山本宮灯油料所津守莊ヲ違乱スルヲ停メラレシコトヲ請フ

右子細者、熊野山本宮領豊後國津守莊之事、爲燈油料所、當知行之條、當檢校圓滿院宮御門跡被成令旨之處、聖護院御門跡雜掌掠給御奉書之段、承及候間、以外次第也、至先御代も、取掠申候條、(上悟法親王)申披者也、既云聖護院先門主御書、云圓滿院御門跡令旨、如元可被令知行趣、被成下御下知者、忝長存爲致御祈禱精誠、粗謹言上如件、

永正拾年十一月

六四 室町幕府奉行人連署奉書案

○古今熊野記録  
大日本史料九ノ六

熊野山本宮燈油料所豊後國津守莊事、

聖護院御門跡雜掌就申子細、(大友親安)被尋下守護之處、有大友備前守義長祈念之子細之條、止武家綺、一圓

幕府子細ヲ豊後

守護大友親安ニ  
尋ヌ  
雜掌競望ヲ止メ  
宣世ヲシテ知行  
セシム

津守莊神物運送  
ヲ堀・齋藤兩人  
ニ申付ク

可有御直務之旨申候間、以茲新寄進之段被申候、非別儀之赴、御返事到來、然御糺明之處、於宣世者、知行之儀炳焉之上者、至年貢者、嚴密可渡付之旨、被成奉書大友父子畢、早退雜掌競望、可被全所務之由、所被仰下也、仍執達如件、

永正十四年三月十一日

(松田英致)  
對馬守 在判  
(松田長秀)  
前丹後守 在判

室 白杵長景書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

就當國津守庄御神物□儀、委細承仰候、存其□、運送之立柄、堀伊豆入道・齋藤伊賀守可申入候、  
□五明三本・鷲羽一尻、被懸御意候、畏存候、猶重疊□申述候、恐惶謹言、

六月廿九日

(白杵)  
民部少輔長景奉

謹上 智蓮光院 尊答

六 奈津助幸・右田長宣連署分錢請取狀

○大分社文書  
大分県史料九

(包紙ワハ書)  
一拾九ノ内

第九號

永正十四年九月廿二日

(朱印)  
□

津守莊

分錢八十文ヲ請取ル

分錢八十文請取申所、如件、

永正十四年九月廿二日

大分田宮はうり所

右田和泉守  
長宣(花押)  
奈津大藏少輔  
助幸(花押)

六七 大友親敦義鑑書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

卷數ヲ謝シ神領  
相違ナキヲ報ズ

三春御慶詞、漸雖事舊<sup>(カ)</sup>□、猶更多幸之、抑御卷數并牛玉拜領、崇敬之至候、仍就□濟々御芳志難謝候、兼又就津守庄 御神領之事、被成□書候、無相違之旨捧請文候、不過御取合候、恐惶頓首、

三月廿三日

<sup>(大友義鑑)</sup>  
親敦(花押)

智蓮光院

六八 大友義鑑書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

就當國津守莊神物之儀、申子細候、委曲勝光寺光秀西堂、可有演說候、恐々謹言、

七月九日

<sup>(大友)</sup>  
義鑑 在判

智蓮光院

津守莊神物ノ事  
ニツキ返答セン  
ム

六九 松崎鑑貞書狀

○永弘文書  
大分県史料六

(包紙折封ウハ書)

〔異果卷〕

「宇佐宮  
天文廿二」

番長大夫殿  
御報

松崎左京亮

鑑 貞〔

社米錢催役ノ事  
ヲ告ゲ卷數ヲ謝  
ス

就御社米錢之儀、神人被差遣候、如例年專道等申付、遂催役候、白布五端・鳥目三十疋相調候由申候、爲御存知候、殊卷數壹合送給候、令畏悅候、自是も、白布壹端進覽仕候、彌於 御神前、御祈

念奉頼候、猶彼至定使、申述候之條、不逞禿筆候、恐々謹言、  
(天文廿二年) 十二月十八日

(松崎) 鑑 貞 (花押)

番大夫殿まいる 御報

七〇 松崎鑑貞書狀

○永弘文書  
大分県史料六

(包紙折封ウハ書)

宇佐宮番長大夫殿參御報

松崎左京亮

鑑 貞〔

神錢ニツキ書狀

就御神錢之儀、預御一通、具令拜見候、催役之儀無緩候、且納鳥目貳十疋調候、殊卷數一合拜領

津守 莊

ニ答ヘ且納分ニ  
十疋ヲ調納ス

候、忝存候、子細尙彼仁人、可被達候、恐々謹言、

十二月廿七日

(松總)  
鑑 貞 (花押)

(宇)

番長大夫殿

御報

七 白杵鑑増・吉弘鑑加・志賀一樂連署書狀案

○永弘文書  
大分県史料六

津守莊社納錢不  
納ニ就キ書札ニ  
答フ

宇佐宮 [ ] 錢、從豊後 [ ] 守庄、不納之儀付而、領御札候、令披閱候、彼在所土貢數年雖請取  
候、御供錢前後不存候、又無承方候、殊役所送狀、銘々御座候上者、至當役ニ、能々可被仰閑目事

肝要候、爲御存知候、恐々謹言、

天文廿四年

八月十八日

志賀伊賀入道

一 樂

吉弘肥前守

鑑 加

白杵美濃守

鑑 増

宇佐宮番長大夫殿  
御報

○以下七三・七四・七五・七七・七八号マデ、津守莊宇佐宮社米錢ニ關スル一紙案文ノ内ナリ。



三 志賀鑑榮遷宮還宮料足等渡狀

○大分社文書  
大分県史料九

(包紙ウハ書)

一拾九ノ内

第拾號

天文廿四年十月六日

(朱印)

⑩

大分大明神遷宮  
還宮ニ就キ鳥目  
等ヲ進ズ

就 (津守) 庄 (大分大明神) 遷宮・遷宮、之前々之旨、以付御申候段、則遂披露候、殊鳥目千疋之由承候  
條、是又具申上候、

一鳥目千疋之内、先以二百疋

一御太刀 二腰并具足

一絹 三疋

一中紙 四束

右此前、神主左衛門大夫方渡遣候、爲御存知候、

天文廿四年十月六日

志賀大藏少輔

鑑榮 (花押)

松崎左京亮殿

津守莊

三 林鑑實社米錢送狀案

○永弘文書  
大分県史料六

津守莊社米錢參  
貫余ヲ進納ス

證文明白候之條、先以參貫<sup>(貳力)</sup>百文渡進納候、向後之儀者、必致上聞、追而可申理候、嘉事

期後音之時候、恐々謹言、

天文廿四年

十月廿三日

林新左衛門尉

鑑實

宇佐宮番長大夫殿 御報

四 林鑑實書狀案

○永弘文書  
大分県史料六

追而彼社米錢、天文<sup>(廿三)</sup>年分ニ候、爲御存知候、

從津守御神領之社米錢之儀付、彼<sup>(還留)</sup>候、早速途披露、菟角雖可申談<sup>(候力)</sup>御繁多、我等事茂無

餘儀障<sup>(カ)</sup>引候、雖然、從先役之證文明白候之<sup>(參貫)</sup>貳百文渡進納候、向後之儀者、必遂

理申候、嘉事、期後音之時候、恐々謹言、

天文廿四年

十月廿三日

林新左衛門尉

鑑實

宇佐宮番長大夫殿 御報

○「永弘文書」二三〇七ノ二号ニヨリ、前半欠部ヲ傍注ス。前号ト同一案文カ。

社米錢參貫貳百  
文ヲ進納ス

壹 白杵鹽增書狀案

○永弘文書  
大分県史料六

尙く彼社(聊)之儀、聊御量仕有間敷候、相閑目最中候之閒、馳走不有可無沙汰候、猶彼御使可申候、

津守御米錢延引  
催促ニツキ閉目  
ズシ心疎ナキヲ報

兩度預御札候、委細令拜見候、仍從。津守庄至宇佐宮、就御米錢之儀、以御口能承候、得其意、去年(候脱カ)之事者、從御藏方被申事依有之、于今延引候、然者當役之儀付而、津守百性中江、(マ)閑目之事候之條、聊遲滯候様ニ候、(不可カ)勿論之儀候、彼社納之儀、旁以(カ)有心疎候、猶重く可申述之條、(カ)省略候、必自是申(カ)

□月十三日

(白杵)  
鹽 增

貳 某書狀

○永弘文書  
大分県史料六

津守莊社納錢ノ

尙く爲拙者も、□□申談候、從納殿頼□□、迫而請 上意、可任御下知□□、(候)御存知候、從津守御神領分、至宇佐宮納□□之事、番長大夫預御催促候條、下役□□仁江、以其調可打渡之

津 守 莊

事

社納使

由、申付候處、從前□御土貢錢之内ヲ、被社納之由申候間、御土貢被請取遣候、至納殿申理候處、さ候て□<sup>(カ)</sup>なと、難澁之様被申候間、其うへを頻彼□三人□申候者、若く我等新儀之様に、可被□<sup>(カ)</sup>間、兩方之憲法可相請候間、從前代社□<sup>(納カ)</sup>使被仕來候する仁、以出府、我等にも彌預□<sup>(御カ)</sup>示、又末代之津守任人にも、被申理候者、□速可落著候哉、仍正直之旨、申事候間、貴□<sup>(カ)</sup>以御内々御入魂可爲肝要候、爲□、兼又此之趣、從納殿も、けニく□との無御難得□

七 白杵鑑增書狀案

○永弘文書  
大分県史料六

天文廿五年  
二月十三日

白杵美濃守  
鑑增

宇佐宮番長大夫殿 御報

津守役所ニアリ

四通書狀、津守役所之有之、<sup>(マ)</sup>

鑑增

六 白杵鑑增書狀案

○永弘文書  
大分県史料六

津守百姓ノ土貢

追而津守御百姓中にも、<sup>(マ)</sup>宇佐錢不審之儀、以公文・專道相問目候へ共、無別儀之由申候、既御

皆納

藏方ヨリ分別肝  
要

津守莊社納錢ヲ  
無沙汰ナカラシ  
ム

土貢皆納いたし候上者、聊御百姓中、無沙汰無之候由申候、此上者其方御在府之條、公文・專  
道にも被成御尋、從御藏方御分別肝要候、

永く御在府、御辛勞奉察候、仍津守 御神領御土貢稠申付候、定而可致進納候、然者宇佐江社納  
錢、拙者役以來御不納候、就夫、每く田染方被申事、無餘儀候、此度貴所へ巨細申入、得御意候之  
由、被申候、從前く續候間、御分別可然存候、委彼方可仰達候、如御存知我等役以來、御土貢秋夏  
共、無沙汰無之候間、非口能候、恐く謹言、

十二月六日

白美

鑑 増

毛利(鎮真)兵部少輔殿 御宿所

七九 白杵鑑増書狀

○永弘文書  
大分県史料六

追而年内中紙壹束、此度茶十裂、柑子籠給候、祝著之至候、

津守領家方、從前く至宇佐社内鳥目之事、涯分雖御閉目候、于今無沙汰之儀候、爲役与無沙汰無之  
由、彼御使可被達之條、非口能候、恐く謹言、

二月朔日

(白杵)  
鑑 増 (花押)

宇佐宮

番長

參御報

津守 莊

宇佐社納錢閉目  
スルモ無沙汰

八〇 某書狀案

○永弘文書  
大分県史料六

津守莊社納錢不  
納ヲ訴へ分別ヲ  
依頼ス

五年分廿六貫文

庄納分□□御不納候、年々致催促候處、御倉□□<sup>(カ)</sup>穩無御承引候、彼所役、林鑑  
 實□□催促申候處、諸濟物至御倉皆納□□可有遣方之由、蒙仰候間、申理候之□□錢自  
 役所遣方狀ニ候之聞、不及了簡之通、預御返事候、就夫鑑實<sup>(林)</sup>以御取次、參貫□□百文宛堅固ニ御社納  
 候ツ、其趣鑑増<sup>(白牒)</sup>へ申入候、往反之數通懸御目候、社奉行□□知幸候、鎮眞・鑑増<sup>(毛利)</sup>へ被仰分、去天文  
<sup>(弘治二年)</sup>從丙辰至今秋、五年分廿六文、急度社納候様、御分別奉頼候、鑑實・鑑増<sup>(貫)</sup>へ□候趣、吉弘掃部  
 助方淵底御存□□條、自然之時者、貴殿へ被仰分可給之由□□候<sup>(甲乙)</sup>、可得貴意候、恐々謹言、

○永祿三・四年頃ノモノナラン。

八一 白杵鑑増書狀

○永弘文書  
大分県史料六

追而卷數得御□□目出候、然者此度も毛利方へ重々御狀之續、何も雖被申候、昨日三日、佐  
 伯へ被罷越候間、無其儀候、役所之儀者、早晚も如此迄候、

從津守兩家方、至 宇佐宮、社内<sup>(納カ)</sup>錢之儀、弘治二年以來不納之由、度々示給候之條、毛利兵部少輔<sup>(鎮真)</sup>

弘治二年以來不納

分ヲ毛利鎮真ニ  
催促スルモ無沙  
汰

方へ、數度雖申候、于今無沙汰、無是非候、彼村御土貢者、秋夏皆納仕候之聞、爲役所、聊非如在  
候、爲御存知候、恐く謹言、

拾月四日

〔白紙〕  
鑑 增 (花押)

番長大夫殿まいる 御報

### 三 毛利鎮眞書狀

○永弘文書  
大分県史料六

〔白紙折封ウハ書〕

毛利兵部少輔

〔鑑増〕  
曰杵美濃守殿 御報

鎮 眞

社納錢未進ニ就  
キ公物ヲ以テ社  
錢ヲ調納センコ  
トヲ請フ

就御社納錢之儀、預御一通候、具令拜見候、然者御役以來、彼題目之事、六ヶ敷罷成候、就夫、田  
染方銘く證文等、被差出候、殊從兩御三人御返書、明白候之聞、從倉方調之儀者、如何可有之候  
哉、併被遂 御上聞、以御公物、今より以後、御社錢可相調之由、被 仰出候者、聊不可存無沙汰  
候、猶以參可申達候、恐く謹言、

十二月十一日

〔毛利〕  
鎮 眞 (花押)

〔鑑増〕  
曰杵美濃守殿 御報

津守 莊

八三 白杵鎮增書狀(紙切)

○永弘文書  
大分県史料六

(糺裏切封)  
「(墨引)」

津守莊社納錢ニ  
ツキ答フ  
毛利鎮真首尾ナ  
ク此方私曲ニ非  
ズ

如貴札、其以後者無音罷過候、本意之外候、仍就津守莊社納錢之儀、蒙仰候趣、具令承知候、彼役  
内調之事者、從前、御公錢ニ相調、其内以御分別、社錢被付遣候條、親候者以來、至毛利兵部少輔  
方、雖申理候、無其首尾候間、爲此方聊非私曲候、以前先役之時茂、直ニ無調納之由、承及候、自  
然於御披露者、定而可被 仰遣候條、不及申候、猶重疊可申述候間、可得貴意候、恐惶謹言、

十二月廿日

(白杵)  
鎮 增 (花押)

奈多殿 參 貴報

八四 清永書狀(紙切)

○永弘文書  
大分県史料六

返々□ □毛利□ □前之旨趣、委□拜□候て、今月末ニ御持せ可有候、□之時必可相調候、  
巨細御使令申候、又一色畏入候、

寔今年之御祝儀重々、仍從津守社納錢、近年□之由被仰候、就彼儀、鑑増種々雖被申理候、毛利  
殿未無其御分別候、無是非次第候、巨細對御使、鑑増入魂被申候條、定而重而も可被仰越候、相應

津守社納錢毛利  
鎮真分別ナシ



之儀、聊不可有緩候、恐、謹言、

二月一日

清永（花押）

永弘刑部少輔殿 參貴報

八五 奈多鑑基書狀案

○永弘文書  
大分県史料六

津守莊社納錢未納ヲ催促ス  
林鑑実御役ノ時ノ証文  
上聞ヲ遂ゲ社納アルベシ

其後者不申承候、無音相過候、仍津守庄〔 〕御社納錢之儀、度、雖申入候、于今無其首尾候、然者林鑑實御役之時、社納明白候、定從番長方證文、披見可被申候、其上以急度被遂 御上聞、御社納干要候、御祈禱與申、彼是油斷有聞敷候、爲御存知候、猶期後音候、恐、

二月廿日

（奈多）  
鑑基

（鎮増）  
臼杵雅樂助殿

八六 田染建榮書狀案

○永弘文書  
大分県史料六

津守莊社米錢懈怠ニ就キ催促ス

〔 〕宮

〔 〕使永、堪忍

〔 〕從御藏方依有被仰事、于今遲滯候敷、彼社錢事、從往古有限社納、聊無懈怠事候、凡可爲御存知候、然者彼料足之儀、爲先御役所、可有進宮事茂、從御藏方可有社納事茂、爲少宮司不存事候、

津守莊

白杵鑑増莊役職  
御藏方ヲ兼ヌ

津守庄ニ從前々相懸社米錢候、適々鑑増(白杵)之御事、彼庄役職、又御藏方兩方共、當時御載判候之條、不可過御取合候、從宇佐何ケ度茂至當御役所、可申入事候、覺悟候、其故者、(鑑美カ)林方御役之時、堅固御社納候、有如何子細ハ、去十年毛利又三郎方社納顯然候、去年之儀者、御藏方之依御口能、相滯事候歟、御社草創已來之社錢与申、又御取次之御役所御佳例与申、旁以被仰合、早々於御社納者、彌御武運長久・家門繁昌之可抽精□之段、彼神人申合候、可得御意候、

二月十三日

(田染)  
建 榮

六七 大友義鎮書狀案

○永弘文書  
大分県史料六

(端裏書)  
「至弘治四年」  
六

宇佐宮神領注進  
ヲ承知シ懇祈ヲ  
励マシム

當社御神領之儀、注進之趣、具令承知候、國家安全之奇瑞、大慶不可過之候、彌無油斷可被勵懇祈事、可爲喜悅候、猶吉岡(長増)越前守可申候、恐々謹言、

五月廿六日

(大友)  
義 鎮

宇佐宮  
社家中

津守社神物万疋  
ヲ送り音物ヲ謝  
ス

津守社納錢ノ未  
納ヲ催促ス

六 大友義鎮書狀寫

○大友家文書錄  
大分県史料三四

御神領津守庄神物之事、如例年萬疋調進之候、仍扇子二本・鶯羽五尻送給候、祝着候、猶曰杵(鑑増)美濃  
守可申候、恐々謹言、

五月廿八日

(大友)  
義鎮(花押影)

智蓮光院

六九 奈多鑑基書狀案

○永弘文書  
大分県史料六

(鑑基書)  
一曰美入へ遣鑑基狀案永七卯七

從津守社納錢之儀、二三年令申候へ共、無其儀候、御神慮之儀候之聞、早々御社納專要候、第一  
御屋形様・御兩殿御祈念之御事候、御油斷候而者、不可有曲候、於巨細者、田染少宮司方可被申  
候之條、不及重筆候、恐々謹言、

永錄(鑑増)七年子

(奈多)  
鑑基

卯月七日

曰杵美濃入道殿(鑑増)  
御宿所

津守 莊

九〇 永弘通種不知行地差出案

○永弘文書  
大分県史料六

〔端裏書〕  
「當御代以來不知行差出案文事、  
通種」

不知行地ヲ差出ス

當御代以來番長大夫拘御料所不知行分差出之事、

一所、下毛郡内宮時庄下宮御神事御料所正稅貳貫文之事、親賢御家來衆依御存知、近年無社納〔事九〕

一所、宇佐宮内。〔下宮御榮免〕  
田壹反廿五代下宮□之事、豐田藤兵衛方存知事、

一所、豐後符内津守兩家方御德錢參貫貳百文宛之事、白杵美濃守〔從永九〕  
〔鑑増〕  
祿元年、至于今押領存知之  
不納□

津守莊領家方徳  
錢ヲ白杵鑑増押  
領ス

以上

番長大夫

永祿十年六月二日

〔永弘〕  
通種〔花押〕

九一 山下玄周・古庄鎮量連署料足等渡狀

○大分社文書  
大分県史料九

〔包紙ウハ書〕  
一拾九ノ内

第拾壹號之一

天正二年十二月廿一日

〔印〕

遷宮・遷宮ニ就  
キ鳥目等ヲ渡ス

就津守庄大分大明神遷宮・遷宮、前々之旨、以付御申之段、令披露候、殊鳥目千疋之由承候條、  
是又具申上候、

一鳥目千疋之内先以二百疋

一御太刀 二腰 并具足

一絹 二疋

一中帟 四束

右者、前神主大膳亮方へ渡遣候、爲御存知候、

天正二年十二月廿一日

奈多殿

山下主殿入道  
玄周 (花押)  
古庄右京亮  
鎮量 (花押)

九二 大分大明神由緒書上

○大分社文書  
大分県史料九

(包紙ウハ書)

「拾九ノ内」

第拾五號



豊後國大分郡津守庄大分大明神之御本地者、  
むりやうしゆふつ、  
(無量寿仏)

八郡とはしまるゝ大分大明神となつく、然所 大友一法師様御下向之刻、御こんりうなしおわぬ、  
(能直)

大分社ハ大友能

津守莊

直下向ノ時建立

くハしく者、神主所ニ、御代々の御書御判形御座候間、書付指上ケ申上候、

三 大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

(大友義統)  
(花押)

円寿寺八坊拘分  
等ヲ安堵ス

圓壽寺八坊拘分并役免之事、

一笠和郷・荏隈郷之内、役免同光吉

國宗・岩丸・八郎丸

一高田庄萩原村之内、舞童給

一植田庄之内、石川寺・同新大般若經田

一津守村朝日寺・妙積寺・清淨寺

一石垣庄之内、禪歸庵・圓通寺

以上

右前、永々不可有相違之條、彌祈禱無怠慢、可被抽精誠者也、仍如件、

天正十年外月十日

津守村朝日寺・  
妙積寺・清淨寺

六四 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書  
大分県史料二五

○上略

津守衆六人參宮  
ス

天正十九年六月十一日  
、豊後符中つもり衆六人

梅林庵 須藤宮内殿 小野勘解由殿

孫衛門殿 孫九郎殿 えいしゆん

○下略

○本卷所収大分郡莊郷關係全文ヲ、「高田莊史料」一〇六号ニ抄出ス。

六五 大友吉統安堵狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

父安部祐清拘分  
ヲ安堵ス

父右馬助入道祐清抱分、長利内記跡入田郷之内六貫分、(園東郡)草地之内五貫分、津守之内浮免十貫分、其

外浮免所之坪付、別紙在之事、任相續之旨、領掌相違有へからず候、謹言、

(天正十九年)  
六月十六日

安倍久三とのへ

(大友)  
吉 統 在判

津守莊

豊後國大分郡津守之内

片嶋村御檢地帳寫

○渡辺澄夫藏  
大分市大石町四―三

○本帳ハ戦時中、編者ガ大分市内ノサル古書肆ヨリ入手セシ古帳。紙質粗悪、文字ハ矮小・稚拙。一面ノ行数十七行ハ十一行・九行等全ク統一ヲ欠キ、誤写・誤脱モ無シトセズ。末尾ニ「但本紙分也、番數五十壹丁」トアル如ク、原本ノ五十壹丁本ヲ、十九丁ニ圧縮筆写セルモノ。恐ラク庄屋等村方ノ写本ナリ。下端ニ川成・荒・ヘリ・出等ノ記入アリ。総田數「三十拾貳町三反九畝」ガ「山口殿時」ノモノ、「廿八町六反一畝廿七ト」ガ「竹中殿御時略<sup>○中</sup>御竿分」トアレバ、下端ノ記入ハ、慶長（十三年カ）ノ竹中重利ノ檢地ノ時ノ異同ナラン。此ニハ文祿檢地帳ノ原形ニ復シ（但シ、大豆・そは・木綿・きひ・あわ・荒等ノ記述ハ、原本・追記ノ區別未詳）、竹中檢地ノ加筆ハ印刷上ノ煩雜ヲ考慮シ、スベテ省略ス。尚段別ノ「歩」ハ略体ヲ改メ、スベテ正字ヲ用フ。

(表紙)

豊後國	文祿 貳年
大分郡津守之内片嶋村御檢地帳	中村
八月廿五日	
南部武右衛門尉 長崎彌左衛門尉	

(表紙裏)

中村田方斗代付

上、 壹石五斗

上、 壹石三斗

中、 壹石壹斗

下、 九斗

下、 八斗

同畠方

上、 壹石

中、 八斗

下、 六斗

屋敷 壹石



同所	上屋敷五畝十四步	大ッ	四斗貳升七合	彌十郎
同所	上屋敷五畝十步	大ッ	五斗六升	八郎
同所	中畝四畝	大ッ	五斗三升三合	久
上河原	中畝貳反四畝	荒	三斗貳升	彌次
同所(マ)	下畝六畝	そは	壹石九斗二升	清右エ門
同所	下田三反貳畝	荒	五斗四升	勘右エ門
同所	下畝貳反四畝	荒	貳石八斗八升	賢あみ
同所	下畝壹反七畝十八步	荒	壹石四斗四升	彌十郎
同所	下田壹反五畝六步	荒	壹石五升六合	宗作
同所	下田壹反十二步	荒	壹石三斗六升八合	幸千世
同所	下畝六畝廿步	そは四斗	九斗三升六合	隣正
同所	下田七畝六步	荒	四斗 <small>ミミ</small> 合	勘右エ門
同所	下畝四反五畝十八步	荒	六斗四升八合	源四郎
同畝	下畝貳畝	さき	貳石七斗三升六合	久加
波あかり	下畝六畝二步	さき	壹斗貳升	藤三郎
同所	下畝四畝八步	木綿	三斗六升四合	同人
同所	下畝五畝	き	貳斗五升六合	甚三郎
			三斗	新五

津守莊

同	下畝壹反六畝	木綿	九斗六升	惣エ門
同所	下畝五畝十步	大ッ	三斗貳升	入作 彦三郎
同	中畝壹反八畝廿步	荒	壹石壹斗貳升	入右エ門
同	中畝二反七畝廿二步	あわ	貳石貳斗壹升八合	入作 宗升
同	中畝二反二畝廿二步	大ッ	壹石八斗一升八合	宗作
同	中畝二反	大ッ	壹石六斗	肝入下名 右左エ門
同	中畝四反五畝十四步	大ッ	三石六斗三升八合	刑部 休加
同	中畝二反二畝	荒	壹石七斗六升	失人 右近
同	中畝九畝十步	き	七斗六升八合	かけゆ
同	中畝壹段	あわ	八斗	彌二郎
同	中畝壹反四畝	あわ	壹石壹斗二升	甚五郎
同	中畝壹反壹畝十步	き	九斗七合	甚四郎
同	中畝二反壹畝	あわ	壹石六斗八升	衛門
同	中畝五畝廿步	同	四斗五升三合	入作 藤三郎
同	中畝八畝	大ッ	六斗四升	忠二郎
かみ河原	中畝九畝十步	あい	七斗四升七合	宗作
同	中畝二畝廿步	大ッ	貳斗一升三合	入作 三郎
同	中畝四畝廿四步	あわ	三斗八升四合	與三エ門

津守莊

同	中 <small>(壹反脱カ)</small> 八畝廿步	きひ	壹石四斗九升三合	肝入	宗元
同	中畝壹反廿步	あい	八斗五升三合		善三郎
同	中畝六畝四步	付荒	四斗九升一合		甚五
同	中畝二反壹畝十步	あい <small>(八脱カ)</small>	壹石七斗二升八合	入さく	太郎二郎
同	中畝壹反二畝	大ッ	九斗六升	二郎左エ門	
同	下畝壹反七畝	あい	壹石二升 <small>(先ノ石かけ壹石三斗六升)</small>	九右エ門	
同	中畝ノ誤カ	きひ	三斗二升	宗升	
同	下畝四畝	あい	三石六合	肝入	刑部
同	中畝壹畝廿六步	あい	壹斗四升九合		甚五郎
同	中畝八畝	きひ	六斗四升	六郎左エ門	
同	中畝壹反四畝十二步	あい	壹石壹斗五升二合	入さく	藤二郎
同	中畝三反一畝六步	大ッ	貳石三斗九升六合 <small>(四ノ誤カ)</small>	入さく	源三郎
同	中畝六畝十二步	付荒	五斗壹升二合	入さく	甚五
同	中畝四畝廿四步	木綿	三斗 <small>(八升四)</small> 合	孫左エ門	
同	中畝四畝廿四步	木綿	三斗八升四合	入さく	神五
同	中畝四畝廿四步	木綿	三斗八升四合	入さく	與三左エ門
同	中畝壹反二畝廿步	そは	壹石壹升三合	入作	作右エ門
同	中畝八畝廿六步	荒	七斗九合	入さく	三郎大郎

同	中畝五畝十步	大ッ	四斗七升七合 <small>(貳ノ誤カ)</small>	入さく	二郎左エ門
同	中 <small>(下畝ノ誤カ)</small> 壹反二畝廿步	大ッ	壹石壹升三合	左京	
同	中 <small>(下畝ノ誤カ)</small> 壹反三畝廿四步	木綿	八斗二升八合	入さく	與二郎
同	中畝九畝二步	木綿	五斗四升四合	入さく	彦兵衛
同	下畝六畝	付荒	三斗六升	入さく	四郎
同	下畝九畝十八步	荒	五斗七升六合	失入	作
同	下畝八畝五步	あい	四斗九升	入さく	惣四郎
同	下畝壹反壹畝十步	荒	六斗八升	失入	けんあみ
同	下畝六畝十八步	そは	三斗九升六合	入さく	藤五郎
同	下畝七畝十四步	あい	四斗四升八合		孫九郎
同	下畝壹反八畝廿步	きひ	壹石壹斗二升	内藏丞	
同	下田 <small>(しも河原)</small> 二畝十二步	荒	貳斗一升六合	孫九郎	
同	下畝二畝十二步	同	壹斗四升四合	入さく	庵
同	下畝六畝廿步	荒	四斗	失入	彦
同	下畝 <small>(六ノ誤カ)</small> 三畝六步	同	三斗七升二合	源允	
同	下畝三反壹畝十六步	きひ	壹石八斗九升二合	宗本	
同	下田壹反壹畝廿七步	荒	壹石七升壹合	入彦	作
同	下田壹反二畝	同	壹石八升	入彦	庵



津守莊

同	中畠六畝十二步	荒	五斗壹升二合	惣三郎
同	中畠四畝	荒	三斗貳升	野入 刑部
同	上畠四畝廿步	大ツ	四斗六升七合	道ノ日
同	上屋敷六畝十六步	同所	六斗五升三合	同 人
同	中畠七畝十四步	同所	五斗九升八合	同 人
同	上屋敷廿四步	付荒	八升	孫右エ門
同	上畠貳畝十二步	付荒	二斗四升	同 人
同	上畠六畝拾貳步	荒	六斗四升	彌市郎
同	上屋敷壹畝六步	付荒	壹斗貳升	彌二郎
正信	上屋敷 <sup>五</sup> 畝十八步	付荒	五斗六升	九郎右エ門
かうてん	上屋敷二畝四步	アサ	貳斗壹升三合	喜エ門
同	上畠二畝四步	付荒	二斗壹升三合	彌七郎
同所	上畠四畝廿四步	付荒	四斗八升	彌二郎
同	上屋敷壹畝廿步	大ツ	壹斗六升七合	甚五郎
河原窟	中畠壹段六畝廿四步	木綿	壹石三斗四升四合	彌七郎
同	中畠八畝	荒	六斗四升	勘右衛門
同	下畠壹反壹畝廿二步	荒	七斗四合	又左衛門
同	下畠壹段六畝	同	六斗壹升二合	與一郎

同	中畠三畝十步	同	二斗六升七合	新三郎
同	中畠五畝	アサ	四斗	勘右衛門
同	中畠六畝	大ツ	四斗八升	九郎右衛門
同	中畠五畝十步	大ツ	四斗貳升壹合	彦兵衛
同	中畠六畝十二步	荒	五斗壹升二合	與一郎
同	中畠五畝四步	あい	四斗壹升壹合	宗 升
同	中畠二畝廿八步	そは	貳斗三升四合	宗 かん
同	中畠六畝廿步	あつき	五斗三升三合	九郎右エ門
同	中畠九畝十步	同	七斗四升七合	式部
前田	中田壹反三畝	荒	壹石四斗三升	彌三郎
つしたう	中田壹反二畝四步	荒	壹石三斗三升五合	與一郎
同	上屋敷五畝十步	付荒	五斗三升三合	宗 閑
同	上屋敷七畝十四步	付荒	七斗四升六合	與一郎
同	上畠壹畝廿步	そは	壹斗六升七合	三九郎
同	上畠壹畝二步	そは	壹斗七合	右京
ほり川	下田四畝	荒	三斗六升	式部
同	下田壹反八畝	荒	一石六斗貳升	同 人
同	中畠壹反八畝十貳步	きひ	壹石四斗七升二合	宗 元

同	中畠壹反三畝十步	大ッ	壹石六升七合	孫三郎
同	上畠八畝	あい	八斗	彌左エ門
同	上畠壹反二畝六步	大豆	壹石壹斗二升	入作 七右エ門
同	上畠八畝十步	大ッ	八斗三升三合	九郎右エ門
同	上畠八畝十步	きひ	八斗三升三合	入さく 六郎
同	上畠貳反	大ッ	貳石	後名刑 作右エ門 部
同	上畠八畝		八斗	かけゆ
同	中畠壹畝		八升	うせ入 けんあみ
同	上畠壹反二畝廿四步		壹石貳斗八升	ぬい
同	上畠壹反壹畝六步		壹石壹斗二升	入さく 二郎三郎
同	中畠九畝十八步	(マ)	七斗七升壹合	入さく 源七郎
同	中畠壹反壹畝廿二步		九斗三升八合	入さく 二郎三郎
同	中畠四畝廿四步		三斗八升六合	入さく 甚右エ門
同	中畠四畝廿四步		三斗八升六合	入さく 與三左エ門
同	中畠五畝廿二步		四斗五升八合	入さく 二郎左エ門
同	中畠壹反六畝十八步	荒	壹石三斗二升八合	うせ入 けん阿ミ
同	中畠四畝	荒	三斗二升	入さく 主計

津守莊

同	中畠七畝二步	(マ)	付荒	五斗六升八合	同	人
同	中畠五畝廿六步	大ッ	四斗六升九合	入さく 元右エ門	同	人
同	中畠八畝	木綿	六斗四升	入さく 新十郎	同	人
同	中畠九畝十八步	あい	七斗六升壹合	入さく 主計	同	人
同	中畠壹反二畝十步	大ッ	九斗八升七合	入さく 宗升	同	人
同	中畠壹反壹畝三步	木綿	八斗八升八合	入さく 惣五郎	同	人
同	中畠四畝廿四步	あい	三斗八升四合	入さく 源四郎	同	人
同	中畠四畝廿八步	木綿	三斗九升四合	入さく 又四郎	同	人
同	中畠壹反二畝十步		九斗八升七合	入さく 善三郎	同	人
同	中畠壹反廿步	(マ)	九斗八升七合	入さく おと	同	人
同	下畠壹反七畝廿二步		壹石六升四合	入さく 甚介	同	人
同	下畠四畝廿四步		貳斗八升八合	入さく 與二郎	同	人
同	下畠三畝六步		壹斗九升貳合	入さく 三郎せ	同	人
同	下畠四畝廿步		二斗八升	入さく 助九郎	同	人
同	下畠四畝廿四步		貳斗八升八合	入さく 彌三郎	同	人
同	下畠六畝廿步		四斗	入さく 彌四郎	同	人
同	下畠三畝十步		貳斗	入さく 又太郎	同	人
同	下畠九畝十八步		五斗七升六合	入さく 幸柰	同	人



同	中畠壹反六步	大ッ	八斗壹升六合	入作 次郎三郎
同	中畠壹反三畝六步	あわ	壹石五升六合	同 人
同	中畠壹反壹畝六步	大ッ半 分 荒	四斗四升八合 八斗九升六合	宗 作
同	中畠壹畝廿步	大ッ	八斗五升三合	彌次郎
同	中畠壹反四畝廿二步	付荒	壹石壹斗七升八合	うせ人 半右エ門
同	中畠四畝廿四步	あい	三斗八升四合	彌次郎
同	中畠四畝廿四步	きひ	三斗八升四合	内藏允
川原田	下田貳反八畝 (マ)	荒	貳石五斗四升 (マ)	うせ人 道 順
ふすこ	中畠六畝十五步	木綿	五斗貳升	藤次郎
同	中畠七畝六步	大ッ	五斗七升六合	神五郎
同	中畠貳反八畝	大ッ	貳石貳斗四升	清右エ門
同	中畠四畝	大ッ	三斗貳升	六 郎
同	中畠三畝十五步	木綿	貳斗八升	甚四郎
同	中畠貳反壹畝廿步 (二ノ畝カ)	あわ	壹石七斗三升三合	久 加
同	中畠六畝六步	あい	貳斗五升六合	同 人
同	中畠八畝	付荒	六斗四升	同 人
同	中畠四畝廿四步	木綿	三斗八升四合	彌七郎
同	中畠六畝四步	付荒	四斗九升壹合	藤左エ門

津守 莊

三ノ畝	中畠四畝十八步	そは	三斗六升八合	きむいり 刑部
同	中畠六畝四步	付荒	四斗九升壹合	同 人 後名九郎兵へ
松の木その	中畠三畝十八步	付荒	貳斗八升八合	彌七郎
同所	三屋敷四畝十二步	木綿	四斗四升	刑 部
同所	中畠六畝二步	荒	四斗八升五合	同 人
同	中畠四畝	大ッ	三斗二升	同 人
川原はた	下畠八畝十六步	大ッ	五斗 <sup>一</sup> 升貳合	九郎右エ門
同	中畠九畝十八步	木綿	七斗六升八合	善左エ門
やふ畠	中畠七畝六步	大ッ	五斗七升六合	宗 升
同	中畠壹反四畝十二步	そは	壹石壹斗五升貳合	宗 かん
同	中畠八畝十六步	木綿	六斗八升三合	九郎右エ門
やふ田	中畠壹畝	あい	八升	新二郎
同	中畠九畝十步	あい	七斗四升七合	彌十郎
同	中畠壹反壹畝六步	大ッ	八斗九升六合	孫右エ門 (カ)
同	中畠六畝二步	荒	四斗八升五合	久 加
同	中畠壹畝廿六步	あい	壹斗四升九合	同 人
同	中畠壹反七畝十步	木綿	壹石三斗八升七合	同 人
同	上畠三反	木綿	三石	同 人

津守莊

かわらした 上畠七畝十歩	小豆	七斗三升三合	肝煎 刑部 後名かん右五門
同 上畠壹反五畝十二歩	大ッ	壹石五斗四升	又左五門
同 中畠壹畝十二歩	大ッ	壹斗壹升貳合	同 人
同 上畠四畝廿四歩	荒	四斗八升	久 加
同 上畠四畝廿四歩	荒	四斗八升	同 人
かわらした 上屋敷三畝廿二歩	大ッ	三斗七升四合	同 人
同 上畠三畝十八歩	大ッ	三斗六升	彌十郎
同 上屋敷壹畝十歩	大ッ	壹斗三升三合	宗 升
同 上畠壹反壹畝十五歩	大ッ	壹石壹斗五升	同 人
にたはたけ 上畠八畝十二歩	荒	八斗四升	九郎右五門
同 上畠六畝	荒	六斗	同 人
かうてん 上屋敷四畝	四斗	〇	彌十郎
同 上畠六畝十二歩	大ッ	六斗四升	同 人
あしはら 下田壹反六畝	荒	壹石四斗四升	隣 西
同 下田六反六畝四歩	荒	五石九斗五升貳合	うせ人 與右五門
同 下田八畝	荒	七斗貳升	同 人
同 下田壹反三畝	荒	壹石壹斗七升	二郎右五門
同 下田八畝十歩	荒	七斗五升	彌十郎
同 下田九畝十歩	荒	八斗五升	又右五門

きつねお 下畠五畝廿歩	大ッ	三斗四升	彌二郎
同 下畠三畝十四歩	大ッ	貳斗八合	同 人
同 下畠貳畝	荒	壹斗貳升	同 人
あしはら 下田四畝	荒	三斗六升	三郎左五門
同 下田貳反八畝十二歩	荒	貳石五斗五升三合	三右五門
(眞似居) 下畠壹畝十八歩	大ッ	九升六合	九郎右五門
同 下畠五畝	木綿	三斗	甚五郎
同 下畠壹畝	荒	六升	又七
同(田ノ畝カ) 下畠十八歩	荒	五升四合	同 人
はたか追 下田壹反五畝	荒	壹石三斗五升	肝煎 刑部
同 下田壹反二畝十五歩	荒	壹石壹斗貳升五合	同 人
同 下畠八畝	荒	四斗八升	三右五門
同 下田六畝四歩	荒	五斗五升貳合	新五門
同 下田壹反五畝十歩	荒	壹石三斗八升	九郎右五門
〇 下田八畝十歩	荒	七斗五升	喜 介
同 下田九畝五歩	付荒	七斗三升五合	同 人
同 下畠十五歩	付荒	三升	肝煎 刑部



同	下畠壹反八畝廿步	荒	壹石壹斗貳升	失人	介
同	下畠十二步	荒	貳升四合	失人	右馬允
同	下畠壹畝十八步	大ツ	九升六合	道	白
同	下田壹畝十八步	荒	壹斗四升四合	彌二郎	失人
同	下田壹畝	付荒	九升	右馬允	失人
同	下畠六畝廿步	木綿	四斗	孫右工門	同
同	下畠四畝	荒	貳斗四升	同	人
同	下畠六畝	木綿	三斗六升	道	白
同	下畠六畝二步	木綿	三斗六升四合	孫右工門	同
同	下畠廿步	荒	四升	道	白
同	下田五畝	荒	四斗五升	失人	九郎
同	下田三反六畝八步	荒	貳石貳斗六升四合	與一郎	大藏
同	下田壹反壹畝廿步	荒	壹石五升	大	藏
同	下田壹反壹畝六步	荒	壹石八合	入作	新左工門
同	下田壹反壹畝六步	荒	壹石八合	新三郎	同
同	下田壹反四畝	荒	壹石貳斗六升	三九郎	同
同	下田八畝十二步	荒	七斗五升六合	次郎左工門	同
同	下田壹反二畝	荒	壹石八升	與右工門	同

津守莊

同	下田壹反五畝	荒	壹石三斗五升	肝煎	主
同	中田壹反廿步	井ノ上	壹石壹斗七升三合	九郎右工門	宗
同	中田壹畝十步	同	壹斗四升七合	肝煎	宗元
同	中田壹反七畝十五步	同	壹石九斗貳升五合	喜右工門	宗元
同	中田四反壹畝十步	辻たう	四石五斗四升七合	肝煎	宗元
同	中田六反八畝	荒	七石四斗八升	藤左工門	甚五郎
同	中田壹反三畝十八步	荒	壹石四斗九升六合	失人	式部
同	中田四反四畝六步	荒	四石八斗六升貳合	失人	宗
同	中田八畝十二步	付荒	九斗貳升七合	宗	閑
同	中田壹反廿四步	付荒	壹石壹斗八升八合	休	加
同	中田貳反壹畝八步	付荒	貳石三斗三升九合	かけゆ	宗
同	中田壹反一畝十八步	付荒	壹石貳斗七升六合	失人	宗
同	中田三反	(マ、)	三石三斗	與一郎	大藏
同	中田壹反一畝十八步	荒	壹石貳斗七升六合	彌二郎	同
同	中田貳反廿四步	荒	貳石貳斗八升八合	彌右工門	同
同	中田八畝廿四步	付荒	九斗六升八合	久	加
同	中田貳反二畝	付荒	貳石四斗貳升	彌十郎	同
同	中田壹反四畝廿步	同	壹石六斗壹升四合	平右工門	同

津守莊

同	中田一反	壹石八斗三升三合	六郎二郎
同	中田六畝廿步	荒	失人
同	中田一反三畝十步	壹石四斗六升七合	次郎右工門
川原 <small>はた</small>	中田貳反四畝八步	貳石六斗六升九合	惣左工門
同	中田壹反二畝四步	壹石三斗三升五合	三郎左工門
同	中田壹反四畝	壹石五斗四升	三郎左工門
同	中田三畝十步	三斗六升七合	肝 <small>いり</small> 主
同	中田六畝十二步	七斗四合	三郎左工門
同	下田十六步	四升八合	久
同	下田壹反二畝四步	壹石九升貳合	彌二郎
同	下田貳反八畝	貳石五斗貳升	清右工門
同	中田壹反四畝八步	壹石六斗四升二合	六郎左工門
同	中田壹反七畝十步	壹石九斗七合	失人
同	中田四反五畝十四步	五石貳合	同
同	中田四反九畝十八步	五石四斗五升六合	藤左工門
同	中田三反八畝十二步	四石貳斗貳升四合	同
同	下田廿四步	七升貳合	清右工門
同	下田貳畝廿步	貳斗四升	失人
同	中田六畝廿步	七斗三升三合	次郎右工門
	荒	荒	新一郎

同	中田七反	七石七斗	藤内
かわらた	下田貳反三畝十四步	貳石壹斗一升貳合	彈介
同	中田壹反六畝四步	壹石七斗七升五合	雅樂
同	中田三反四畝	三石七斗四升	彌二郎
同	中田七畝四步	八斗貳升貳合	宗升
同	中田壹反四畝廿八步	一石六斗四升貳合	失人
同	下田六畝廿八步	六斗貳升四合	九郎右工門
同	中田貳反廿四步	貳石貳斗八升八合	彈正
同	中田壹反九畝六步	貳石壹斗壹升貳合	みき
同	下田壹反四步	九斗壹升貳合	喜右工門
同	中田貳反四畝八步	貳石六斗六升九合	内藏允
同	中田三反八畝廿八步	四石貳斗五升三合	助兵へ
同	中田壹反六畝	壹石七斗六升	甚左工門
同	中田四畝八步	四斗六升九合	内藏允
同	中田四反八畝	五石貳斗八升	失人
同	下田五反八步	四石五斗貳升四合	失人
同	下田五畝	四斗五升	與三郎
同	下田貳畝四步	壹斗九升貳合	同人

同	下田九畝二步	八斗壹升六合	同	人
同	下田五畝十八步	五斗四升 <small>(マ)</small>	同	彌三郎
同	下田壹反九畝廿八步	壹石七斗九升四合	宗元	宗元
同	中田九畝十八步	壹石五升六合	失人	甚介
同	中田九反六畝廿步	十石六斗三升三合	失人	式部
同	下田壹反四畝	壹石貳斗六升	三	三郎
同	下田九畝十八步	八斗六升四合	失人	三右エ門
同	下田九畝十八步	八斗六升四合	主計	主計
同	下田七畝十步	六斗六升	同	人
同	下田貳反二畝廿步	先 <small>久</small> 貳石四斗 貳石四升	同	清右エ門
同	下田壹反	九斗	同	彌三郎
同	下田壹反	九斗	同	甚五郎
同	下田四畝十六步	四斗八升 <small>(マ)</small>	同	人
同	下田貳反四畝廿步	貳石貳斗二升	同	宗かみ
同	下田三反一畝廿步	貳石八斗五升	同	宗元
同	下田九畝十步	八斗四升	同	人
同	下田三反八畝廿步	三石四斗八升	同	清右エ門
同	下田貳畝廿步	貳斗四升	同	六郎

津守莊

同	下田壹反七畝拾步	壹石五斗六升	同	宗元
同	下田壹反壹畝	九斗九升	同	彈正
同	下田壹反六畝	壹石四斗四升	同	式部
同	下田壹反廿五步	九斗七升五合	同	主税
同	下田壹反廿五步	九斗七升五合	同	式部
同	下田八畝廿四步	七斗九升貳合	同	刑部
同	下田四畝	三斗六升	同	市兵へ
同	下田壹畝	六升	同	同
同	下畠八畝十二步	五斗四合	同	同
同	上畠三畝八步	三斗貳升七合	同	同
同	下田壹反二畝廿四步	壹石壹斗五升貳合	同	同
同	下田七畝十步	六斗六升	同	同
同	上田壹反九畝廿四步	貳石五斗七升三合	同	同
同	中田壹畝十八步	壹斗七升六合	同	同
同	下畠七畝十四步	四斗四升八合	同	同
同	下畠二畝	壹斗貳升	同	同
同	下田七畝	七斗七升	同	同
同	中畠六畝廿步	四斗	同	同

津守莊

同	下畠壹反三畝十八步	そは	八斗 (マ)	同
同	下畠二畝十二步	大ツ	壹斗四升四合	同
□	下畠五畝十步	木綿	三斗貳升	同
中井かさこ	下田六畝廿步	荒	六斗	同
すいか谷	下田三反九畝廿步	荒	三石五斗七升	同
□(お力)り付	下田壹畝十步	荒	壹斗壹升 (マ)	同
すいか谷	下田九畝十八步	荒	八斗六升四合 八斗六升	同
同	下田五畝十步	荒	四斗八升	同
おりつき	下田一反一畝廿二步	荒	一石五升六合	同
まつか尾の田	下田四畝	荒	三斗六升	同
同	下田貳畝廿步	同	貳斗四升	同
□(お力)り付	下田貳畝廿步	同	貳斗四升	同
同	下田一反四畝	同	一石貳斗六升	同
(マ)	下田一反四畝	荒	一石貳斗六升	同
(マ)	下田四畝	荒	三斗六升	同
同	下田二反一畝十步	荒	壹石九斗貳升	同
ひら	下畠七畝十四步	木綿	四斗四升八合	同

荷つき	下田一畝十步	荒	一斗二升	入作 彌四郎
同	下田二畝	荒	一斗八升	同 人
同	下田四畝廿步	荒	四斗貳升	同 人
めら	下畠四反二畝廿步	木わた	貳石五斗六升	二(お力)兵へ
同	下畠一反四畝十步	木わた	八斗六升	入作 喜四郎
同	下畠一反廿二步	木わた	六斗四升四合	入作 與市良
同	下畠八畝十八步	木わた	五斗壹升六合	同 人
同	下畠一反六畝廿步	木綿	壹石	源右衛門
同	下畠三反二畝八步	同	一石九斗三升六合	市兵へ
同	下畠一反五畝	同	九斗	入作 與七
同	下畠六畝十五步	同	三斗九升	市兵へ
同	下畠二反八畝十五步	荒	一石七斗一升	入さく 與へ
同	下畠一畝十八步	付荒	九升六合	同 人
同	下畠三畝八步	同	壹斗九升六合	同 人
同	下畠四畝廿步	荒	貳斗八升	新十郎
同	下畠二畝十二步	荒	壹斗四升四合	市兵へ
同	上屋敷八畝廿步	同	八斗六升七合	同
同	中畠四畝十步	そは	三斗四升七合	同

同	上屋敷六畝廿四步	六斗八升	同
同	中畠四畝廿三步	三斗八升壹合	同
同	中畠四畝	三斗貳升	同
(ム)	下畠八畝	六斗四升	同
めら	下田二畝廿步	貳斗四升	同
同	下田廿四步	七升貳合	同
ちやう三郎	下畠八步	壹升六合	宗 閑
同	下田一反三畝十步	壹石貳斗	大 藏
〇	下田一畝二步	九升六合	宗 元
以上			

田敷三拾貳町三反九畝 但山口殿時ノ惣上  
 廿八町六反一畝廿七步 竹中殿御中 志手彌兵へ殿 御竿分  
 野村與兵へ殿  
 分米貳百六拾九石壹斗貳升五合  
 畠數廿三町三段七畝十壹步  
 分米貳百壹石三斗六升  
 居屋敷六段壹畝十六步  
 分米六石壹斗五升六合  
 田畠屋敷合五拾六町三段七畝廿七步  
 分米合四百七拾六石六斗四升壹合

津 守 莊

右之内二百六十六石九斗八升八合<sup>(ヨメズ)</sup>

文祿貳年壬九月廿八日

山口内 喜 濟

但本帳分也、  
 番數五十壹丁  
 おいかみ合

七 豊後國大分郡津守村内曲村御檢地帳

○東京大学史料編纂所藏  
 大分市の文化財二三

(表紙)

豊後國  
 大分郡津守村内曲村御檢地帳  
 山口玄<sup>(番)</sup>代  
 八月廿六日  
 川勝九兵衛

中之處<sup>(カ)</sup>  
 文祿 貳年

(表紙内側)

居屋敷壹石代	畠方	田方
	八斗中	壹石三斗上
	壹石上	壹石五斗上
	八斗下	九斗中
	六斗下	八斗下
		中
		下
		下

(綴目割印)  
(以下同)  
(黒印)

かきさき 上畠六畝貳拾歩	木八た	六斗六升七合	與三郎
いわり 上畠八畝	木わた	八斗 此物成木八た拾一きん	左馬
同所 上畠三畝八歩	木八た	三斗貳升七石 此物成木わた六きん	同人
同所 上畠八畝拾貳歩	木八た	八斗四升 此物成木わた六きん	右馬助
同所 上畠七畝拾四歩	大豆	七斗四升七合	市介

同所 上畠六畝	木八た	六斗 此物成木わた四きん	次郎九郎
同所 中畠九畝拾歩	木八た	七斗四升六合 此物成木わた五きん	内藏介
同所 中畠四畝六歩	毛付荒	三斗三升六合	八郎
同所 上畠三畝拾八歩	木わた	三斗六升 此物成木わた六きん	次郎九郎
同所 上畠七畝六歩	木八た	七斗貳升 此物成木わた六きん	右馬助
同所 上畠四畝貳拾四歩	粟	四斗八升	與三兵衛
同所 上畠壹畝六歩	荒	壹斗貳升	同人
同所 上畠六畝	荒	六斗 此物成粟六升	右馬助
同所 中田壹町貳反	荒	拾三石貳斗	主無
同所 中田拾貳歩	荒	四升八合 (マ、)	主計
なかずか 中畠四畝貳拾四歩	木わた	三斗八升四合	おりへ
むかいの下 中田拾貳歩	荒	四升四合	右馬介
同所 中畠壹反七畝拾歩	大豆	壹石三斗八升六合	市亮
同所 中畠壹畝六歩	荒	九升六合	藤二郎
同所 下畠壹反廿四歩	木八た	六斗四升八合	甚右衛門
同所 中田壹畝拾八歩	荒	壹斗七升六合	津守 公文

同所	中田四畝貳拾四步	荒	五斗貳升八合	六右衛門
同所	中田三畝拾八步	荒	貳斗八升八合	彌十郎
同所	中田壹反七畝貳拾八步	荒	壹石九斗七升三合	二郎太郎
同所	中田壹反貳畝	荒	壹石三斗貳升	九郎
同所	下畠貳拾四步	荒	四升八合	源四郎
同所	中田壹反七畝貳步	荒	壹石八斗七升七合	主無
同所	中田六畝拾貳步	荒	六斗四合	主無
同所	中田三反六畝貳拾四步	毛付	四石四升八合	次郎九郎
	かきさき (貳脱カ) 荒		三石七斗四合	内藏介
	かきさき 荒		七石八斗三合	主無
	大かいの下	木わた	貳石九升三合	次郎九郎
	中畠貳反六畝四步	大ツ	此物成木わた十九きん	平兵衛
	中畠七畝拾步		五斗八升七合	内藏介
	下畠壹反九畝貳步	荒	壹石壹斗四升四合	同人
	下畠五畝六步	木わた	此物成木わた十九きん	次郎九郎
	下畠六畝拾六步	荒	三斗九升貳合	主無
	下畠壹反壹畝八步	荒	六斗七升六合	

津守莊

同所	下畠八畝拾貳步	荒	五斗四合	六右衛門
同所	下畠八畝拾貳步	木わた	五斗四合 <small>（五分）</small>	左馬
同所	中畠壹反六畝	大豆	壹石四斗八升	次郎九郎
	中畠拾八步	粟	四升八合	與一郎
	上畠六畝貳拾步	粟	六斗六升七合	左馬
	上畠九畝拾步	木わた	六斗六升七合	六郎
	上畠六畝貳拾步	大豆	九斗三升三合	彌左衛門
	上畠四畝	木わた	六斗六升七合	與一郎
	中畠貳拾四步	粟	四斗	千介
	中畠拾六步	粟	六升四合	源内
	中畠八畝	荒	四升貳合	主水
	上畠八畝	木わた	此物成粟三升	
	下畠四畝八步	そは	六斗四升	
	下畠七畝六步	荒	八斗	
	中畠貳畝	木わた	貳斗五升六合	
			此物成そは四升	
			四斗三升貳合	
			壹斗六升	

津守莊

同所	上畠五畝四步	小豆	五斗壹升三合 此物成小豆貳升	右馬助
同所	上畠五畝拾八步	荒	五斗六升	六介
同所	中畠四畝貳拾四步	大豆	三斗八升四合	次郎太郎
同所	中畠四畝	荒	三斗貳升	右馬助
同所	上畠壹反	そは	壹石	次郎太郎
同所	中畠七畝拾五步	木わた	六斗	孫九郎
同所	下畠貳畝貳拾步	荒	壹斗六升	主無
同所	中畠壹反貳拾步	木わた	八斗五升四合	次郎太郎
さこ	上畠壹反貳畝	木ハた	壹石貳斗	與市
同所	上畠六反六畝貳拾步 (貳脱カ)	大豆	六石六斗七升三合	同人
ひら	中畠六畝貳拾步	木わた	五斗三升三合 此物成木わた四きん	左馬
同所	中畠九畝拾步	木わた	七斗四升七合 此物成木わた八きん	左馬
けんさうその	上畠八畝	大豆	八斗	市介
ひら	中畠貳反五畝	大豆	貳石 此物成大ツ三斗一升 (カ)	かけゆ
同所	上畠貳反九畝五步	大ツ	貳石九斗壹升七合	甚右衛門
同所	上畠壹反	大ツ	壹石	與市

同所	上畠壹反六畝貳拾步	大豆	壹石六斗六升七合	治部
井のかしら	上畠貳畝拾步	そは	貳斗六升七合	市介
同所	上畠八畝拾貳步	粟	八斗四升 此物成粟六升	かけゆ
同所	上畠四畝貳拾步	そは	四斗六升七合	治部
同所	上畠壹反七畝拾五步	粟	壹石七斗五升	與一
さこ	上畠貳畝拾步	大ツ	貳斗六升七合	治部
井ノしり	上畠貳畝拾步	荒	貳斗六升七合	主無
同所	上畠貳畝拾步	大ツ	貳斗六升七合	主無
ひこた池	上畠貳畝廿步	荒	貳斗六升七合	左馬
同所	中畠七畝拾五步	荒	七斗三升	主無
同所	上畠壹畝貳拾步	そは	壹斗六升七合	彌右衛門
ひこた池	中畠貳拾五步	荒	六升六合	彌右衛門
同所	下畠貳畝拾步	そは	壹斗六升	與三兵衛
同所	上畠貳畝拾步	大豆	貳斗六升七合	同人
同所	中畠四畝貳拾四步	荒	三斗八升四合	彌七郎
同所	上畠貳畝	きひ	貳斗	與三兵衛



同所	中島貳拾四歩	荒	六升四合	同	人
いしわら	上島八畝拾貳歩	木わた	八斗四升	次郎太郎	
かささき	上田貳反三畝拾歩	荒	三石三升三合 此物成粳四斗	源	内
同所	上田貳反	荒	貳石六斗	與	一
同所	中田三畝六歩	荒	三斗五升貳合	同	人
おさき	中田八畝拾六歩	荒	九斗三升九合	同	人
同所	下田八畝	荒	七斗貳升	六	介
おさき	下田壹反七畝貳歩	荒	壹石五斗三升六合	右馬助	
同所	下田八畝貳拾六歩	荒	七斗九升八合	與	次郎
同所	中田貳反八歩	荒	貳石貳斗貳升九合	同	人
同所	下田九畝拾八歩	荒	八斗六升七合 此物成粳壹石四斗	内藏介	
同所	中田五畝	荒	五斗五升	與	一
かささき	下田壹反五畝	荒	壹石三斗五升	八	郎
(黒印)					
同所	上田七反四畝貳拾歩	荒	九石七斗七合	主	無
同所	下田壹反貳拾歩	荒	九斗六升	内藏介	
同所	上田壹反貳畝	荒	壹石五斗六升	彌七郎	

津守莊

同所	上田九畝	毛付	壹石壹斗七升 此物成粳壹斗五升	源	四郎
同所	上田八畝	荒	壹石四升	與	一
同所	中田九畝拾歩	荒	壹石貳升七合	二郎太郎	
同所	上田三畝拾歩	荒	三斗七升三合 此物成粳六升	二郎九郎	
同所	上田五畝	毛付荒	六斗五升	彌七郎	
おへて	下田六畝貳拾歩	荒	六斗	内藏介	
のき口	下田壹反貳畝	荒	壹石八升	八郎	
みねさき	中田四畝	荒	四斗四升 此物成粳一斗二升	内藏介	
同所	中田壹反拾貳歩	荒	壹石一斗四升四合 此物成粳八升	左馬	
鬼つか	中田八畝	荒	八斗八升 此物成粳八升	源	内
同所	下田八畝	荒	七斗貳升	同	人
同所	下田壹反三畝拾歩	荒	壹石貳斗	勘解由	
をしの苗	上島壹町壹反六畝貳拾歩 (田カ)	木わた	拾五石壹斗六升六合	作右衛門	
同所	中田貳反八畝	荒	三石八升	同	人
鬼つか	中田五反四畝	荒	五石九斗四升	主	無
おしの	中田壹畝拾八歩	荒	壹斗七升六合	作右衛門	

津守莊

すきまき

中田九畝貳拾四步

壹石七升八合  
此物成穀四斗貳升

左馬

鬼つか  
中田壹反

壹石壹斗

内藏介

同所  
下田壹反五畝

壹石三斗五升

主無

同所  
下田壹反貳畝

壹石八升

主無

同所  
下田四畝

三斗六升

與介

(黒印)

同所  
下田五畝拾步

四斗八升

同人

同所  
中畠七畝拾步

五斗八升六合

左京

同所  
中畠四畝貳拾四步

三斗八升四合

與介

同所  
上田壹畝拾步

壹斗七升三合

同人

同所  
上田壹畝貳畝

貳石八斗六升

市介

河成  
上田六反三畝拾步

八石貳斗三升三合

作右衛門

同所  
中田壹反七畝拾步

壹石九斗七合  
此物成穀六斗

右馬助

同所  
上田貳反九畝拾四步

三石八斗三升一合

與市

同所  
上田八畝拾步

壹石八升七合

與介

同所  
上田八畝拾步

壹石八升七合

與介

同所

中田六畝拾貳步

同所  
中畠壹反六畝貳拾六步  
(田カ)

同所  
中畠九畝拾九步  
ひくさぢり (田カ)

同所  
中畠四畝  
(田カ)

同所  
中畠壹反七畝拾步

同所  
中畠壹反貳畝

同所  
下畠四畝

同所  
下畠四畝貳拾步  
ひくさぢり (カ)

同所  
下畠六畝

同所  
下畠貳畝貳拾步

同所  
下畠六畝

同所  
下畠壹反五畝拾步

同所  
下畠四畝拾貳步

同所  
下畠貳畝貳拾四步

同所  
下畠六畝

同所  
下畠壹反五畝拾步

同所  
下畠四畝拾貳步

同所  
下畠貳畝貳拾四步

同所  
下畠六畝

同所  
下畠壹反五畝拾步

同所  
下畠四畝拾貳步

同所  
下畠貳畝貳拾四步

同所  
下畠六畝

同所  
下畠壹反五畝拾步

同所  
下畠四畝拾貳步

同所  
下畠貳畝貳拾四步

同所  
下畠六畝

同所  
下畠壹反五畝拾步

同所  
下畠四畝拾貳步

同所  
下畠貳畝貳拾四步

同所  
下畠六畝

同所  
下畠壹反五畝拾步

同所  
下畠四畝拾貳步

同所  
下畠貳畝貳拾四步

ひへ

七斗四合

壹石八斗五升二合  
此物成水なかれニ成り申候

壹石六升

四斗四升  
此物成木わた二きん

壹石三斗八升七合

九斗六升

貳斗四升

貳斗八升

三斗六升

壹斗六升

壹斗六升

三斗六升

壹斗六升

貳斗六升

三斗六升

壹斗六升

貳斗六升

三斗六升

壹斗六升

貳斗六升

三斗六升

壹斗六升

貳斗六升

三斗六升

壹斗六升

貳斗六升

三斗六升

壹斗六升

貳斗六升

三斗六升

壹斗六升

貳斗六升

三斗六升

壹斗六升

宗元

内藏介

平兵衛

彌三郎

同人

大覺

後家

二郎太郎

主計

源内

彌三郎

後家

源内

後家

源内

後家

源内

後家

源内

後家

源内

後家

源内

後家

源内

後家

源内

後家

源内

後家

源内

後家

源内

後家

(黒印)

同所	下畠四畝	大ツ	貳斗四升	同人
	<small>此物成大ツ四斗五升</small>			
同所	下畠壹反八畝	木わた	壹石八升	おりへ
同所	下畠壹畝拾歩	木わた	八升	帶刀
	<small>此物成木わた二きん</small>			
同所	下畠壹畝拾八歩	毛付荒	九升六合	新二郎
同所	下畠壹反七畝貳拾六歩	木わた	壹石四升貳合	左馬
	<small>此物成木わた八きん</small>			
ミ赤き記	上田貳反九畝拾八歩	荒	三石八斗四升八合	□右衛門
おへてのうへ	上田壹反拾貳歩	當荒	壹石三斗五升二合	與一
同所	上田壹反七畝貳拾貳歩	當荒	貳石三斗五合	主無
同所	上田六畝貳拾歩		八斗六升七合	おりへ
同所	上田壹反三畝六歩		壹石七斗一升六合	次郎太郎
同所	上田九畝	荒	壹石壹斗七升	源亮
小柳	下田壹反四畝廿歩		壹石三斗貳升	次郎九郎
	<small>此物成稻五升</small>			
同所	中田八畝		八斗八升	彌左衛門
(丸)	中田七畝廿歩		八斗四升七合	次郎九郎
	<small>此物成稻二石一升</small>			
おへてのうへ	上田六畝貳拾歩		八斗六升七合	勘解由
同所	下田壹反拾貳歩		九斗三升六合	源内
	<small>此物成稻四斗</small>			

津守莊

同所	上田壹反六畝	荒	貳石八升	主無
	<small>宮のまへ</small>			
同所	上田貳反貳拾四歩		貳石七斗四合	次郎九郎
	<small>此物成稻六斗</small>			
てら田	上田八畝貳拾六歩		壹石壹斗五升二合	治部
こやな木	上田壹反五畝		壹石九斗五升	三右衛門
同所	上田壹反四畝		壹石八斗貳升	主無
同所	上田壹反壹畝六歩		壹石四斗五升六合	左馬
	<small>此物成二斗二升</small>			
同所	上田五畝拾貳歩		七斗貳合	甚右衛門
	<small>(黒印)</small>			
同所	上田四畝拾五歩		五斗六升七合	與右衛門
	<small>ミヤのまへ</small>			
同所	上田貳反六畝貳拾貳歩		三石四斗七升五合	八郎
	<small>此物成稻八升</small>			
同所	上田七畝六歩	荒	九斗三升六合	同人
	<small>此物成稻七升</small>			
同所	上田壹反貳拾四歩		壹石四斗四合	同人
	<small>此物成稻九升</small>			
同所	上田八畝拾九歩		壹石壹斗貳升二合	與三兵衛
同所	上田五畝拾六歩		七斗六升三合	主無
	<small>こやなき</small>			
同所	上田壹反八畝拾貳歩	當荒	壹石三斗九升二合	主無
	<small>(貳カ)</small>			
同所	上田五畝拾歩		六斗九升三合	源三郎



同所	上畠壹反四畝	大豆	壹石四斗	右	京
河成	上畠壹反四畝貳拾八步	大豆	壹石四斗九升三合	彌右衛門	
とうしり	下畠三畝六步	大豆	壹斗九升貳合	ちから	
同所	下畠八畝拾貳步	荒	五斗四升 <small>(合カ)</small>	同人	
同所	下畠八畝貳步	永荒	四斗八升四合	右	京
同所	下畠四反	荒	貳石四斗	主	無
かめかさこ	下畠壹反	荒	六斗	主	無
ハカまた	上田壹反貳畝		壹石五斗六升	作右衛門	
河成	下田壹反六畝四步		壹石四斗五升貳合 <small>此物成糶六斗</small>	左	馬
同所	下畠壹畝拾步	きひ	八升	與三兵衛	
同所	中畠壹畝拾八步	大豆	壹斗貳升八合	作右衛門	
同所	中畠壹畝拾步	大豆	壹斗七合 <small>此物成大斗三升</small>	左	馬
同所	中畠貳畝拾步	大豆	壹斗八升七合	加	賀
同所	上田壹反七畝拾步		貳石貳斗五升三合	宗	元
同所	上田壹畝貳步		壹斗三升八合	新	亮
同所	上田貳畝		貳斗六升	加	賀

津守莊

同所	中田八畝		八斗八升	おりへ	
同所	下田貳畝貳拾步		貳斗四升	源五郎	
同所	中田壹反五畝		壹石六斗五升	同人	
同所	下田壹反三畝拾步		壹石貳斗 <small>此物成糶四斗</small>	帶	刀
同所	中田九畝貳拾四步		壹石七斗八合 <small>(升カ)</small>	新	亮
同所	中田四畝	荒	四斗四升	與	介
同所	下田壹反貳畝拾步		壹石一斗壹升	次郎九郎	
同所	下田壹畝拾步		壹斗貳升	同人	
同所	中田八畝		八斗八升	藤左衛門	
同所	中田壹反貳拾步		壹石壹斗七升四合	宗	本
同所	上田壹反貳拾步		壹石三斗八升六合 <small>此物成糶二斗四升</small>	左	馬
同所	下田壹畝貳步		九升六合 <small>此物成水なかれ二成申候、</small>	帶	刀
同所	中田六畝貳拾步		七斗三升四合	彌三郎	
いけ田	上田六畝	荒	七斗八升	六郎左衛門	
同所	中田貳畝貳拾步	荒	貳斗九升四合	彌三郎	
同所	下田四畝	荒	三斗六升	六郎左衛門	
すきさき	下田四畝	荒	三斗六升	專	介

津守莊

同所	上田貳畝四步	貳斗七升七合	宗	元
同所	中島六畝貳拾步	五斗三升三合	彌	門
同所	下田壹畝拾步	壹斗貳升	甚右衛門	
同所	中島三反三畝拾步	貳石六斗六升七合	彌	九郎
同所	中島八畝	六斗四升	與	十郎
同所	下田壹畝貳拾步	壹斗	助	九郎
同所	下田貳畝貳拾步	貳斗四升	與	一郎
同所	下田壹畝拾步	八升	主	無
同所	下田壹畝拾八步	九升六合	市	介
同所	下田拾五步	三升	甚右衛門	
同所	中島五反	四石	源	内
同所	下田壹畝	六升	同	人
同所	下田貳拾五步	五升	九	郎
同所	上田壹反壹畝貳拾步	壹石壹斗六升	帶	刀
同所	上田九畝拾步	九斗三升三合	源	内
同所	下田壹畝	六升	八	郎

同所	中島壹畝	八升	源	内
同所	下田八畝	四斗八升三合	左	馬
同所	中屋敷貳畝貳拾步	貳斗六升七合	彌	右衛門
同所	下田壹反拾貳步	九斗三升六合	彌	三郎
同所	中田八畝拾六步	九斗三升九合	孫	九郎
同所	中田壹反八畝拾貳步	貳石貳升四合	主	無
同所	中島壹反八畝貳拾步	貳石六升四合	彌	一郎
同所	中島三畝拾五步	貳斗八升	彌	三郎
同所	下田三反三畝拾步	三石	主	無
同所	中島四畝	三斗貳升	助	九郎
同所	中田九反三畝拾步	拾石貳斗六升七合	主	無
同所	中田貳畝	貳斗貳升六合	左	馬
同所	下田壹畝貳步	九升六合	同	人
同所	中田貳反四畝	貳石六斗四升	主	無
同所	下田八畝拾步	七斗五升	左	馬

二ノ迫	荒	下田貳反六畝貳拾歩	貳石四斗	主	無
ふちした	荒	下田壹畝拾歩	壹斗貳升	内藏	介
けいせいつか	毛付荒	下田壹畝拾歩	壹斗貳升	與三兵衛	
こふかり	荒	下田壹町三反九畝五歩	拾貳石五斗貳升五合	主	無
同所	荒	下田八畝拾歩	七斗五升	主	無
左右のさき	荒	下田貳反	九斗	主	無
同所(八ノ旗カ)	木わた	下畠七畝拾五歩	五斗壹升	彌三郎	
かしほけ	荒	下田貳畝	壹斗八升	主	無
ないふし	荒	下田四反	貳石九斗 <small>(マ)</small>	主	無
同所	毛付荒	下田四反六畝貳拾歩	四石貳斗	主	無
新二郎かき		下田四反	三石六斗	主	無
大池ぞい		下田貳反三畝拾歩	貳石壹斗	主	無
つか畠	木わた	中畠四畝	三斗貳升	市	介
同所	粟	中畠八畝拾歩	六斗六升七合	源	介
同所	大豆	下畠貳畝拾歩 <small>(中カ)</small>	貳斗壹升四合	内藏	介
			此物成木わた二升八升		
同所	木わた	中畠貳畝拾歩	貳斗壹升四合	道	官
同所	木わた	中畠三畝廿貳歩	貳斗九升八合	彌三郎	
			此物成木わた二きん		

津守莊

同所	木わた	中畠貳拾歩	五升三合	孫九郎	
			此物成木わた一きん		
同所	粟	中畠貳反	壹石六斗	源	内
			此物成粟三斗二升		
同所	木わた	中畠五畝拾歩	四斗貳升七合	彌一郎	
同所	大豆	中畠貳反六畝貳拾歩	三石壹斗三升四合	新二郎	
同所	大豆	中畠六畝 <small>(マ)</small>	四斗八升三合	おりへ	
同所	木わた	中畠貳畝貳拾歩	貳斗壹升四合	彌一郎	
同所	大豆	中畠五反	四石	源	内
			〔成水ながれ二成申候、		
同所	木わた	中畠六畝貳拾歩 <small>(破損)</small>	五斗三升四合	源	介
同所	木わた	下畠貳拾歩	四升	孫三郎	
			此物成木わた一きん		
同所	木わた	中畠六歩	壹升六合	源	四郎
同所	木わた	中畠六畝	四斗八升	新二郎	
同所	木わた	中畠五歩	壹升三合	源	介
まかり		中屋敷壹畝貳拾四歩	壹斗八升	六右衛門	
同所		中屋敷貳畝拾貳歩	貳斗四升	專	介
同所		中屋敷四畝六歩	四斗貳升四合 <small>(マ)</small>	彌一郎	

津守莊

同所	中屋敷貳畝貳拾步	四斗六升七合	次郎九郎
同所	中屋敷貳畝四步	貳斗壹升貳合 <small>(〆)</small>	源介
同所	中屋敷貳步	三升貳合	源介
同所	中屋敷三畝六步	三斗貳升	勘解由
同所	中屋敷拾五步	五升	内藏介
同所	中屋敷四步	六升四合	同人
同所	中屋敷貳步	八升五合 此物成粟三升	同人
同所	中屋敷貳畝六步	貳斗貳升	同人
同所	中屋敷貳畝廿步	貳斗六升七合	左馬
同所	中屋敷壹畝拾八步	壹斗貳升八合 此物成粟二升	同人
同所	中屋敷八步	四升八合 此物成粟二升	同人
同所	中屋敷壹畝拾八步	壹斗六升	與十郎
同所	中屋敷貳畝拾步	貳斗三升三合	市介
同所	中屋敷壹畝拾八步	壹斗六升	源介
同所	中屋敷壹畝拾步	壹斗三升三合	六介
同所	中屋敷貳拾步	五升四合	與十郎

同所	下田壹畝拾步	壹斗貳升	主無
同所	中屋敷貳畝八步	貳斗貳升七合	右馬助
同所	中屋敷貳畝八步	壹斗八升一合 此物成粟六升	同人
同所	中屋敷貳畝拾貳步	貳斗四升	與三兵衛
同所	中屋敷壹畝拾八步	壹斗六升	甚右衛門
同所	中屋敷貳畝	貳斗	治部
同所	中屋敷三畝	貳斗四升	與三兵衛
同所	中屋敷三畝拾八步	貳斗八升八合	彌一郎
同所	中屋敷三畝拾八步	貳斗八升八合	甚右衛門
同所	中屋敷四畝六步	三斗六升	與市
同所	中屋敷四畝	四斗貳升	次郎太郎
同所	中屋敷四畝	四斗	帶刀
同所	中屋敷四畝八步	四斗貳升七合	源内
同所	中屋敷三畝六步	三斗貳升	八郎
同所	中屋敷壹畝貳步	貳斗六合	おりへ
同所	中屋敷三畝六步	三斗貳升	彌三郎
同所	中屋敷貳畝拾貳步	貳斗六升七合	新二郎
同所	下田七畝六步	六斗四升八合	二郎右衛門



(黒印)

同所 下田壹畝拾歩

壹斗貳升

帶刀

同所 中田九畝拾八歩

壹石五升六合  
此物成糶一斗五升

左馬

同所 中田貳畝

貳斗貳升  
此物成糶五升

彌三郎

同所 下田壹畝五歩

壹斗五合

同人

同所 中田貳反六畝廿歩  
竹(九)

貳石九斗三升四合  
此物成糶一斗二升

源内

同所 中田(四畝九)

四斗四升

同人

同所 中田四畝

四斗四升貳合  
(八ノ器カ)

同人

同所 中田七畝貳拾歩

五斗四升四合  
此物成糶一斗

左馬

同所 中田四畝貳拾四歩

五斗貳升八合

同人

同所 中田壹畝六歩

壹斗三升二合

源介

同所 中田三反八畝拾貳歩  
竹かへる

四石貳斗貳升四合  
七升二合

主無

同所 下田貳拾四歩

(黒印)

源介

同所 中田四畝貳拾歩

五斗一升四合  
此物成糶一斗六升

彌三郎

志ときてん  
中田六畝

六斗六升  
此物成糶六斗

左馬

同所 下田貳拾四歩

七升二合

源内

同所 下田九畝貳歩

八斗壹升六合  
荒

同人

同所 下田貳(畝)  
つかは

壹斗八升  
荒

主無

同所 中田(四歩)

壹石一斗五升九合  
此物成七斗四升

内藏介

同所 下田(拾カ)  
毛付荒

貳石壹斗六升

主無

同所 下田貳畝四歩

七升貳合

主無

同所 下田八畝拾貳歩

七斗五升六合

彌三郎

同所 下田壹畝貳拾歩

壹斗五升

源介

同所 下田壹畝  
こふかた

壹斗八升

おりへ

同所 下田五反六畝

五石四升

主無

同所 下田壹反  
たか木

九斗  
此物成糶一斗二升

彌三郎

同所 下田壹町四反

拾貳石六斗

主無

同所 下田壹反  
さるは

九斗

主無

同所 下田三反六畝

三石貳斗四升

治部

同所 下田貳反六畝貳拾歩  
のすへ

貳石四斗

主無

津守莊

同所	こふかた	下田六畝貳拾八步	六斗貳升四合	治郎
同所	同所	下田貳畝拾八步	貳斗三升四合	左馬
同所	同所	中田六畝拾步	六斗九升七合 <small>(九)</small>	市介
同所	同所	中田五畝四步	五斗六升五合	左馬
同所	同所	中田貳畝貳拾八步	此物成粟一斗六升 三斗貳升二合	同人
同所	同所	中田貳畝貳拾四步	三斗八合 (黒印)	孫九郎
同所	同所	中田四畝貳四步 <small>(拾脱カ)</small>	五斗貳升八合 此物成粟一斗四升	左馬
同所	同所	中田八畝拾步	九斗壹升七合	同人
同所	同所	中田四畝貳拾四步	五斗貳升八合	與一郎
同所	同所	中田貳畝貳拾步	貳斗九升四合	勘解由
同所	同所	中田七畝拾步	八斗七合 物成粉一斗	同人
同所	同所	畠三畝拾八步 <small>(カ)</small> きばる	貳斗壹升三合	新二郎
同所	同所	畠七畝 <small>(下カ)</small>	四斗貳升 物成大ツ一斗三升	内藏介
同所	同所	中畠九畝拾八步	七斗六升八合	治郎
同所	同所	中畠三反三畝拾八步	貳石六斗八升八合 此物成大ツ四升	内藏介

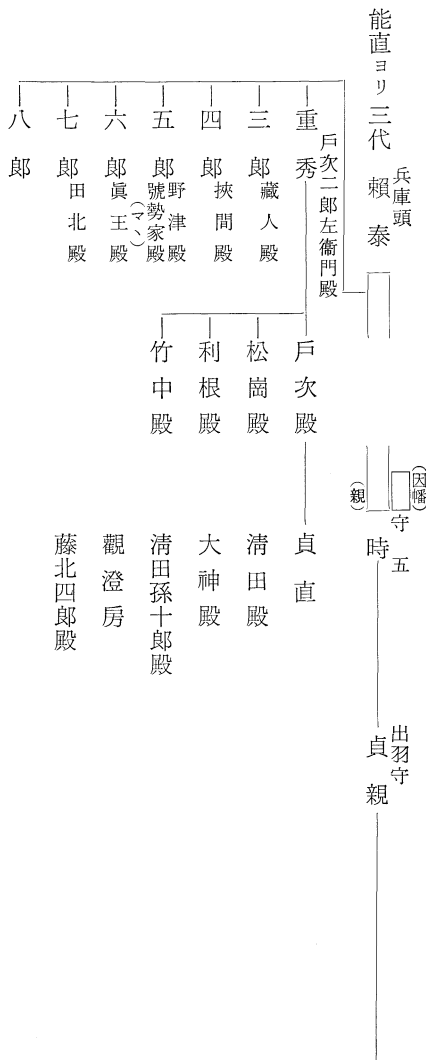
同所	天神ひら	下畠六畝廿步	四斗	孫九郎
同所	同所	下畠六畝廿八步	四斗一升六合	八郎
同所	粟	下畠四畝	貳斗四升 此物成粟八升	彌三郎
同所	大豆	下畠壹反九畝貳步	壹石壹斗四升四合 此物成大ツ一斗	内藏介
同所	大豆	下畠九畝拾八步	五斗七升三合 此物成大ツ一斗	帶刀
同所	木わた	畠八畝	四斗八升	源介
同所	木わた	畠拾步	貳升	新二郎
同所		貳拾七町九反九畝五步		
同所		分米貳百九拾五石三升九合		
同所		拾五町六反六畝十八步		
同所		分米百三拾三石五斗六合		
同所		數六反七畝貳拾三步		
同所		分米六石七斗七升七合		
同所		畠屋敷合四拾四町三反三畝拾六步		
同所		分米四百三拾五石三斗七升六合		
同所		此内貳	斗五合	
同所		文祿貳年		
同所		○以下		
同所		破損		

# 付録

## 一 大友利根氏略系

○利根文書  
大分県史料二五

略○首



付録

津守莊

二二六

六代 貞宗  
近江守

賴時  
豐前彦太郎殿

源式部大夫殿

氏泰 七代

氏時

利根孫太郎殿

氏繼 九代

親世 十代

五郎號西殿

親有

利根七郎殿

立花越後守殿

親貞

三郎殿

親匡

顯忠禪師

啓泉禪師

源刑部大夫殿  
氏時

行宗

兵部少輔殿

氏(ア)

貞載養子

宗匡

源三河守殿

利根吉祥寺長老

貞載

右近將監與結城判官(脱アリ)

貞順

豐後守殿

氏泰 七代

源式部大夫殿

賴時

○大友七代氏泰ハ貞宗ノ子、賴時ノ系ニカクルハ不審。尚二五号文書ニハ、「とねのすとう五郎さへもん」トアリ、利根氏ノ出自ニ就キテハ、検討ノ要アリ。

二 大分市大分地区大字(曲・津守・羽田)・小字一覽表

大字	曲	津守
<p>友広、犬飼、沖、五反田、垣サキ、前田、尾崎、一丁畑、向井、引草原、小路ケ久保、天神平、沼口、竹原、笠久保、塚畑、高木、コフ方、六十部、サルバミ、大池ノ井、苗干、尾ノ内、長田、カシ上、三ノ迫、小流、二ノ迫、其田、一ノ瀬、一ノ迫、吹上、三久保田、川成、境目、平田、亀ケ迫、森岡、ヒナ平、銅尻、九日、鉢ノ木、小柳、宮ノサキ、宮、宮ノ前、岡田、井ノ頭、松エン、平、井ノ元、中村、引地、庵、小森岡、迫、クエ戸、平野、</p>	<p>浜ノ瀬、吹上、菜園畑、伏子、豎、大門、井ノ上、下田、修善寺、宮ノ後、北裏、常元、馬場、庄ノ元、宮ノ西、揚ケ、川原ノ上、富岡、岸ノ下、石波戸下、川原、基所、上敷下、小太畑、積ノ下、中道、古道下、古川、新畑、小見取、下ノ洲、平田、塔ノ平、守岡、後ケ迫、正蓮寺、山ノ下、峯元、高畑、外地、立小路、新浜衛土井、宮ノ前、御屋敷、横小路、木ノ下、海七、田代、鳥越、公門園、堀ノ内、中村、柳ケ内、宝寿坊、夏目、田端、瓦焼園、花園、船橋、雄城田、舟綱、小島、島、岩崎、石田、口梨、菰吸、立石尾、棕ノ木、大飼、中ノ久保、大久保、堤ケ迫、蓑ケ迫、丸頭甲、六十郎、中尾、長平、礫場、平原、長山、半左衛門谷、峰根尾、弥六谷、大尾、日向頭甲、大平、弥平谷、高取、風月谷、風月平、年ノ神、中ノ谷、横大道、柿ケ迫、龜ノ甲、壹町田、栗ケ迫、法師ケ丸、石代、町ノ坪、踏形、藤増田、宮田、宇内ケ迫、宇曾ケ迫、長田、中洲、樋ノ口、橋瓜、山崎、</p>	<p>(補力)</p>

付録



判  
田  
郷  
史  
料





一 豐後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

○大分郡全文ヲ「植田莊史料」一号ニ収ム。本文省略。

二 倭名類聚抄

○「植田莊史料」二号ニ大分郡關係部分ヲ抄出。本文省略。

三 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏  
宇佐神宮史史料編四

○文治年中。大分郡關係部分ヲ「植田莊史料」九号ニ抄出。本文省略。

四 法眼幸秀・賴秀連署契約狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

判田郷宇佐宮假  
殿造營一國平均  
役ヲ勤仕ス  
高國府ハ笠和・  
荏隈・半田郷ノ  
最中

宇佐宮神領(大分郡)高國符勝津(留之方)間事、守護所自丹後前司殿、以首藤左衛門大夫、被仰候之様ハ、高國符  
者、笠和(大分郡)・荏隈(同上)・半田郷最中也、彼所一職可賜之由、被觸仰候之聞、領狀申候了、雖然、自尼御(深)

妙前、如此被仰候之上ハ、本讓狀更以不可相違候、幸秀沒後毛、其旨爲御存知、契狀如件、

建長六年六月五日

(幸秀)  
法眼 (花押)

賴秀 (花押)

謹上 豐後八郎入道殿  
(志賀能郷)

五 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

國領判田郷

○弘安八年九月晦日。大分郡全文ハ「種田莊史料」一四号ニ收ム。本文省略。当郷ハ「國領判田郷三拾丁」トアルノミニテ地頭ヲ記サズ。恐ラク前行「國領在隈郷百六拾丁地頭職大友兵庫入道殿」ヨリ見テ、「同人」ノ脱落カト推定セラル。

六 萬壽寺首座智徹等連署書狀

○大友文書  
大分県史料二六

判田郷

万壽寺北辺屋敷

萬壽寺領事、嘉曆二年七月七日御誓文稱、處々寺領末代不可轉變事、  
右判多郷・寶滿寺・坂田寺・松本名・光吉新開・寺邊屋敷畠地等、或號相博、或稱借用、不可有轉變之儀、後末世之間若令依違者、可爲不孝之子孫、且三寶諸天日本國中神祇冥道、殊當寺護伽藍神等、必可有照罰、家門興衰可依之、(カ)情凝思索所追加此誓願也云云、  
爰以萬壽寺北邊屋敷畠地等、被相博古國府闕所之薄地、建立保壽寺訖、彼古國府相博之所有名無實

畠地下古国府欠  
所薄地ヲ相博ス  
顯孝寺殿ノ手印  
誓文  
保寿寺荒敗シ穢  
所トナル

之闕、寺用闕乏勿論也、寺領相博借用之段者、至于後々末代固禁遏之、(大友貞宗)顯孝寺殿御自筆手印誓文如右、抑爲其子孫違父祖遺誠者、爭無其咎乎、當日縉素老少雖心思、而口不言、亦當可諫之仁諂而不納者、不忠之至極也、然而件保壽寺不經幾年、依不測之憂、忽令荒敗、貪禾黍之地利者、爲牛馬之穢所畢、見者爲之斷魂矣、所詮保壽寺既荒敗之上者、彼敷地者如元被返付寺家、全定案寺用致御祈禱精誠、且守先人之御遺誠、可被專中興之前途者也、就中依寺家興行、可有檀門繁昌之旨、御存生誓文嚴重之上者、(諸腕カ)沒後冥鑒豈可忽哉、以此旨可令披露給候、恐々頓首謹言、

文和三年六月十八日

維那 智快(花押)

長喜(花押)

智顯(花押)

蒙堂 智儀(花押)

正相(花押)

智碩(花押)

耆舊 元全(花押)

顯孝住持 元晦(花押)

都寺 智照(花押)

都管 亨本(花押)

首座 智徹(花押)

七 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

下郡ハ判田郷ト  
号ス

○貞治三年二月 日。「種田莊史料」七五号ニ収ム。本文省略。所領中ニ「(豊後国)同國下郡號判田」トアリ。

八 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

下郡ハ判田郷ト  
号ス

○永徳三年七月十八日。「種田莊史料」八二号ニ収ム。本文省略。大友氏所領中ニ「(豊後国)同國下郡號判田」トアリ。

九 寒田親景書狀

○波津久文書  
大分県史料一三

一(端裏捺封ウハ書)

寒田兵部少輔

(墨引) 得永殿

親 景

御宿所

波津久忠兵衛方  
申ス居屋敷ニツ  
キ取成ヲ請フ  
清田方一所ニテ  
負傷

波津久忠兵衛方、以前被申上候居屋敷事、佗事を被申候、可有御披露候、彼方佐田(マ)陳番清田方一所被居候て、被疵致忠節候之閒、別而可有御扶持候、居屋敷事、僅四五貫分際之由、被申候、可預御取成候、恐々謹言、

(年未詳)  
六月廿九日

(塞田)  
親景 (花押)

○清田氏ノ本貫ハ、「清田系圖」(四二号)ニヨレバ判田郷トスルモ、以下ノ文書ニヨレバ、必ズシモ然ラズ。大野郡野津院カト思ハル、節アリ。但シ大友時代末期ノ「清田」ハ判田郷内ニシテ、大友宗麟ノ娘婿清田鎮忠ハ当地ノ領主ナリ。以上ノ理由ニヨリ、コ、ニハ清田氏史料ヲ合致シ、同氏ト清田(判田郷)トノ關係解明ノ参考ニ供ス。

10 大友親治感狀

○波津久文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
「波津久新九郎殿

(端裏切封)  
「(墨引)」

親治」

清田右馬頭一味ノ辻ヲ以テ粉骨セシヲ賞ス

去七日、門松城合戦、雖爲無足、以清田右馬頭一味之辻、碎手被疵候、高名無比類候、彌被勵粉骨候者、肝要候、辛勞之通、以面可賀申候、恐々謹言、

(明應八年)  
八月十三日

(大友)  
親治 (花押)

波津久新九郎殿

11 大友親治感狀

○波津久文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
「波津久新九郎殿

親治」

判田郷

(端裏切封)  
「(墨引)」

清田右馬頭一所  
粉骨セルヲ賞ス

清田右馬頭一所粉骨之由、承候、殊被被疵候、高名無比類候、以面可賀申候、恐々謹言、

十一月六日

(大友)親 治 (花押)

波津久新九郎殿

二三 賀來社遷宮等次第記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

下郡役

○文亀元年辛酉十一月廿一日。全文ヲ「植田莊史料」八五号ニ收ム。本文省略。中ニ「御厩三間下郡役」アリ。

二三 大友親治知行預ケ狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

國中ニテ二十貫  
分ヲ預ク

於國中貳拾貫分、預置候、坪付之事者、以闕所可申沙汰候、可被得其意候、恐々謹言、

九月廿五日

(大友)親 治 (花押影)

清田神三郎殿

佐伯惟治退治ニ  
就キ被官ノ負傷  
ヲ賞ス

就今度佐伯惟治退治、彼被官虜置候者共、成敗之事申候處、於野津院被官二人被疵之由、忠儀感悅  
(大野郡)  
候、必以面可賀申、恐々謹言、  
(候脱)

(天永七年)  
十一月廿七日

(大友)  
義 鑿 (花押影)

清田九郎右衛門尉殿  
(鑑秀)

一五 大友義鑿感狀

○植田広文書  
増補訂正編年大友史料一五

館守備ノ軍勞ヲ  
賞ス

加來右衛門太輔、清田越後守□□□□節、早々館堅固ニ相守段、神妙尤之事ニ候、追而可加重有  
(マ)  
候、猶々軍勇肝要可有候、吉弘左近介可申候、恐々謹言、  
(マ)

(享保二年)  
四月三日

(大友)  
義 鑿 (花押)

清田越後守

清田越後守殿

○文言ニ違例ノ所アリ。検討ヲ要ス。

一四 大友義鑿感狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

一六 大友義鑾受領狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

美作守ノ受領名  
ヲ与フ

美作守所望之由、可存知候、恐々謹言、

九月廿一日

清田九郎右衛門尉殿  
(鑑秀)

(大友)  
義鑾(花押影)

一七 大友義鑑一字狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

一字ヲ与ヘ鑑秀  
ト名乗ラシム

一字之事、鑑秀遣之候、恐々謹言、

十月廿八日

清田九郎右衛門尉殿  
(鑑秀)

(大友)  
義鑑(花押影)

一八 大友義鑑知行預ケ狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

肥後國中二十五  
町分ヲ預ケ

於肥後國中拾五町分坪付在別紙事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

九月九日

(大友)  
義鑑(花押影)



清田美作入道殿(鑑秀)

一九 大友氏家臣等連署願文

○大友家文書錄  
大分県史料三二

大友・大内ノ和  
議平安ヲ祈リ願  
文ヲ捧グ

敬白、至御分國中、諸鎮守奉願立願、千疋之御犬追物張行事、  
右意趣者、大内家御當方倍以御無二之儀、筑前國御分領之事、如前々爲可被屬御案中、陶安房守・  
杉伯耆守・杉美作入道、至秋月表下着之條、從爰元も田北親員・山下長就・臼杵鑑續、至彼境御發  
足、寔千秋萬歲候、然者御對談時宜、聊無相違、早速御成就之儀奉仰、各丹精願書如件、

天文七年三月十八日

清田鑑緒

清田兵庫頭

鑑緒判在

臼杵四郎左衛門尉

鑑景同

津久見左馬助

鑑清同

本庄八郎

鑑兼同

山下新次郎

鑑就同

入田彌十郎

意(マ)同

齊藤新五郎

鑑(次)同

臼杵神五郎

鑑林同

判田郷

田口中務少輔 鑑加同

齊藤三郎左衛門尉 鑑盛同

津久見左衛門尉 鑑種同

上野掃部助 鑑忠同

林新左衛門尉 鑑實同

野上九郎 鑑忠同

田北兵部少輔 鑑員同

橋爪次郎左衛門尉 鑑景同

石合土佐守 長楚同

入田右衛門大夫 鑑慶同

吉弘太郎 鑑直同

宗像民部少輔 鑑久同

雄城宮内少輔 鑑延同

大津留左衛門尉 長清同

雄城右衛門尉 惟辰同

吉弘六郎 鑑久同

田北勘解由左衛門尉 鑑生同

雄城鑑延

雄城惟辰

小佐井鑑永

野津院神野宮還宮諸点役ニツキ  
伝フ

沓懸某方給地三貫分ヲ二男乙鬼ニ相統スルヲ安

二〇 清田鑑綱書狀

○広田文書  
大分県史料一三

入田	神部	頭	親	誠	同
戸次	左衛門	大夫	鑑	連	同
一萬	田	彈正	忠	鑑	相
賀	來	左	京	亮	鑑
北	佐	井	左	京	亮
小	鑑	永	同		

(大野郡)野津院神野宮御還宮之儀付而、諸點役等御宥免之由、被仰出候、得其意候、雖然從悴役存知之事者、可爲前之儘候、可被得其意候、恐々謹言、

(天文七年九)八月廿九日

(清田)鑑綱(花押)

神野宮  
大宮司殿

二一 清田鑑綱安堵狀

○児玉鑑採集文書  
増補訂正編年大友史料一七

(野津院)沓懸駿河守方院内給地三貫分之事、其方御次男至乙鬼殿、相續之通承候、得其意候、巨細以面申候間、不能一二候、恐々謹言、

判田郷

堵ス

判田郷

(年未詳)

卯月十三日

沓懸左京亮殿 御宿所

(清田)

鑑綱(花押)

二二〇

肥後詫摩山本兩  
郡内ノ地ヲ五條  
鑑量ニ打渡サシ  
ム

三 大友氏加判衆連署奉書

○五條文書  
史料纂集

肥後國詫摩郡之内木部三十町、山本郡之内入田跡續命拾壹町分、同郡之内田島伊勢入道跡西山六町分、同關將監跡船島三町分事、被宛行五條鑑量訖、任御判之旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

天文二十年六月十九日

(田北鑑生)

大和守(花押)

(白杵鑑續)

安房守(花押)

(小原鑑元)

遠江守(花押)

(吉岡長増)

越前守(花押)

(雄城治景)

若狹守(花押)

(志賀親守)

前安房守(花押)

肥後國檢使中

志賀左馬助殿  
(守直)

吉岡三河守殿  
(鑑香)

清田遠江入道殿  
(宗連)

清田宗連

清田鑑祐

夏足民部少輔殿  
(鑑 秀)

清田越後守殿  
(鑑 祐)

田吹上總介殿  
(鑑 富)

大津留常陸介殿  
(長 清)

岐部能登守殿  
キベ (元 泰)

〔肥後國檢使中  
(包紙ウハ書)〕

〔田牝  
大和守鑑生〕

○ナホ清田氏ノ肥後檢使タルコト、天文廿年六月廿三日〔藤崎宮文書〕・天文廿一年〔カ〕正月十八日〔大友家文書録〕・同二月十三日〔田尻文書〕・同三月一日〔江藤文書〕・同三月三日〔平野健四郎文書〕・同三月廿日〔永富文書・賀來文書〕(以上『増補訂正編年大友史料』十九)ニ見ユ。本文省略。

### 三 大友義鎮書狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

清田宗甫ニ預ケ  
シ玉名・山鹿兩  
郡内ノ地ニツキ  
申談ゼシム

肥後國玉名郡之内上小田、同郡之内白丸、同郡之内徳力千世丸名、山鹿郡之内小原分之事、至清田  
(宗甫)  
遠江入道令扶助候、嚴重可被申談事肝要候、恐々謹言、

五月六日  
(天文二十一年)

義鎮(花押影)  
(大友)

田吹上總介殿  
(鑑 富)

夏足民部少輔殿  
(鑑 秀)

判 田 郷

判田郷

志賀左馬助殿 (守 貞)

清田越後守殿 (鑑 祐)

吉岡三河守殿

大津留常陸介殿 (長 清)

二 大友氏肥後國檢使中連署打渡狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

肥後國玉名山鹿  
兩郡内ノ地ヲ打  
渡ス

肥後國玉名郡之内、津々良跡上小田九町分、同郡白丸名五町、同郡同所徳力千代丸名貳町五段、山鹿郡之内南八郎跡小原五町分之夏、任 御判遵行之旨、不殘段歩、嚴重打渡申所如件、

天文廿一年六月七日

大津留常陸介 長 清 (花押影)

清田越後守 鑑 祐 (花押影)

志賀左馬助 守 直 (花押影)

吉岡中務少輔 鑑 香 (花押影)

夏足民部少輔 鑑 秀 (花押影)

田吹上總介 鑑 富 (花押影)

清田遠江入道殿 (宗甫)

肥州役内調ヲ嚴  
重ニ申付ケシム

肥州役内調之儀、稠可被申付事、肝要候、聊不可有緩候、猶石垣大藏少輔可申候、恐々謹言、  
(天文廿一年)  
八月十一日

清田遠江入道殿  
(宗甫)

○以下二八号マデ 花押類型ニヨリ年代ヲ推定ス。

三五 大友義鎮書狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

三六 大友義鎮代官職宛行狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

玉名郡内高神山  
下分二十一町ヲ  
上表シ代所トシ  
テ山北二十一町  
代官職ヲ申付ク

肥後國玉名郡之内、高通山下分貳拾壹町役職、上表候、爲代所同國同郡之内、料所山北貳拾壹町分

代官職之事、申付候、如前々、堅固取沙汰肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天文廿一年カ)  
十一月六日

(大友)  
義鎮 (花押影)

清田遠江入道殿  
(宗甫)

「(礼紙切封ウハ書)  
(墨引)

清田遠江入道殿

義鎮」

判田郷

二七 大友義鎮書狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

清田宗甫ノ肥後  
国少役職ニ対シ  
辺春某ノ芋生十  
八町分ヲ違乱ス  
ルヲ停メシム

至清田遠江入道、於肥後國少役職之儀申付候處、彼地之内芋生十八町分之儀、邊春薩摩守違亂之由

候、如何ニ候哉、早々可止緒之段被申聞、猶以於押妨者、急途可申出候、恐々謹言、

十一月廿日  
(天文廿一年カ)  
義鎮 (花押影)

志賀安房守殿  
(親守)

一 (礼紙切封ウハ書)  
(墨引)

志賀安房守殿

義鎮

二八 大友義鎮知行預ケ狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

肥後國之内拾町分 坪付在 別紙 事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十二月十三日  
(天文廿一年カ)  
義鎮 (花押影)

清田遠江入道殿  
(宗甫)

一 (礼紙切封ウハ書)  
(墨引)

清田遠江入道殿

義鎮

肥後国内二十町  
分ヲ預ク



大友義鑑仰付ニ  
任セ肥後國役職  
ヲ安堵ス

二九 大友義鎮書狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

肥後國之内、其方拘之役職之儀、〔大友義鑑〕到明寺殿任被 仰付候旨、堅固之裁判肝要候、恐々謹言、

〔天文廿一年カ〕  
十二月廿日

〔大友〕  
義 鎮〔花押影〕

清田遠〔宗甫〕江入道殿

三〇 大友義鎮安堵狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

父宗甫領地役職  
ノ相統ヲ安堵ス

親父遠江入道宗甫領地、肥後國內廿五町分、同役職四十六町分之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

六月十五日

〔大友〕  
義 鎮〔花押影〕

清田九郎右衛門尉殿

○花押ニヨリ天文廿四年ノ永祿五年頃ト推定ス。

三 大友氏加判衆連署書狀寫(紙切)

○清田文書  
大分県史料三五

其塚立柄注進ヲ  
謝シ限莊御舟ヲ  
申拵ヘシメ豊福  
相良衆ノ動向ヲ  
注進セシム

其塚立柄御注進之趣、則令披露候、早々敷言上 御祝着之由、被成御書候、珍重候、然(益城郡)限庄御舟閑之儀、無油斷被申拵之由、尤肝要候、併至豊福相良衆、可相勤催顯然候敷、彼儀於不任御下知者、様寐無心元候之條、能く被聞合、聊茂替儀候者、急度可有言上事專一候、恐惶謹言、

十一月十五日

(吉忠) 鑑 理 御書判

(白杵) 鑑 速 同 斷

(吉忠) 宗 歡 同 斷

(戸次) 鑑 連 同 斷

眞光寺壽元法印

御同宿中

三 大友義統土持要害合戰頸并手負・討死注文一見狀

○佐土原文書  
大分県料一三

大友義統一見ス

(大友義統)  
(花押)

天正六年土持要

天正六年卯月十日土持要害委尾落去之刻、清田新五右衛門尉鎮忠手之衆、或ハ分捕、或ハ被疵并戰

害松尾落去ノ刻  
ノ清田鎮忠手衆  
頸并戰死手負ヲ  
披見ス

死著到、銘々加披見畢ス、

甲斐八郎三郎

頸一

清田内右衛門尉

大姫掃部助

佐戸原兵部丞

同

討之

同

戸上監物丞

同

討之

同

津久見進允

同

討之

同

御久里監物丞

同

討之

同

龜山宮内丞

同

討之

同

生野藤七郎

同

討之

同

加嶋彌次郎

同

討之

同

滿永喜右衛門

同

討之

同

首藤左馬助

三輪左京亮

同

討之

同

山村九郎兵衛

同

討之

同

進民部丞

野嶋下總守

同

討之

同

首藤源内丞

同

討之

同

清藤滿介

戰死

討之

森田勘解由允

手負

今村二郎三郎

判田郷

判田郷

二三八

同 長野仁助 背  
 同 首藤左京助 背  
 同 首藤主殿助 背

以上

三 大友宗麟義感狀寫紙切

○清田文書  
 大分県史料三五

日向土持氏松尾  
 城落去ノ際ノ分  
 捕高名ヲ賞ス

前日向國臼杵郡土持要害松尾落去之刻、其方手之衆分捕之由、着到具加披見、軍忠狀以袖判申候、鎮忠連々心懸マ之故、如此勵粉骨之次第、感悅候、彌被申進忠儀、可祝着候、何様追而可賀申候、恐々謹言、

天正六年  
 卯月十五日

大友宗麟カ  
 (花押影)

三一 一五八二(天正)年日本年報

○イエズス会の通信  
大分県史料一四

府内の學林および由布 (Yū) の傳導所

○首

(天分部)

府内の町から六マイル離れた所に、キオタ (Chioia)

(清田) (判田郷)

と呼ばれる土地があります。この地の領主は良きキリスト教徒であつて、豊後の王のむこに當られます。つ

(天友宗麟)

まりこの方は王の娘を妻としておられるのです。この

女性は、聖なる信仰に對する熱情によつてというよりも、その祖父を満足させるためにキリスト教徒となら

(マ)

れたのでした。したがつてその名はとにかくとして、

キリスト教の信仰はもつておられませんでした。とい

(宗麟正妻)

うのも、この方の母であるジエザベツラ殿の配下の者と共に政治に參與し、どちらかといえばキリスト教徒

達に對して對立されていたのです。さらにまた、この方

判田郷

の夫君は、この女性なしでは何事もなさらなかつたので、この地方においてはいかなる成果もあげ得ませんでしたし、臣下の者達やこの方の家中はすべて異教徒だったので。そしてこの方の幼ない娘は地位を繼ぐ身分でしたが、そしてすでに三歳になつておられましたが、その母は娘が洗禮を受けることを決して承知なさらなかつたのです。このような譯でフランチェスコ王は、この王の娘をかたわらにおいておくことになかば絶望しておられました。その夫君の姉妹の義兄にあたる方に、我らが主は悪魔をいらしめられたのです。

この方は、あるキリスト教徒が聖遺物匣の小さい包みを投げ與えたことによつて、たちまちにして改宗しました。しかしながらこの方はその後間もなく亡くなりました。この出來事によつて、神はこの地方に大きな実りをもたらされたのです。というのは、先ず初めにこの亡くなった方の母親とこの女性の義母に當る方とが、説教を聞こうと決意されたのです。そしてこの方

(女性)

はフランチェスコ王にはげまされ、かつはパードレ・  
ヴィジタトーレにすゝめられて、その娘に洗禮を受け

させることを決意されました。こうしてさらに、キリ

スト教徒となることを望んでいる人達に教理問題によ

って説教をしてもらうため、パードレの下へ説教者を

送りました。かくてパードレ・ヴィジタトーレはそこ

へ出向き、盛大な祝祭を行ないかつは壯嚴な儀式を催

おして、(清田殿)キンタドノの幼ない娘と、その母と、さらに

その他多くの高貴な方々や、權力を有する人達に洗禮

を行ったのです。このようにして激しい熱意が生まれ

ることとなり、僅かの時日の内に千二百の人が洗禮を

受けることになりました。高貴な身分の方で異教徒に

とどまる方はほとんどなくなつたのです。キリスト教

に對する大敵であつた何人もの人達が改宗したことは

大變評判となりました。かくして(日本の)キリスト教徒達は非

常に熱狂するに至り、直ちに神や佛に反抗するようにな

り、この地に在つた(寺社を?)すべて打ちこわ

し、火をつけたのです。それらの内の小さいものは、  
ほとんど二つの荷車一ぱいに積んで、パードレ・ヴィ  
ジタトーレの居た學林にもたらされ、すべての人達は  
大きな喜びの様子をあらわして、これを猛火で焼いた  
のでした。實際、キリスト教徒達がこの時示した大き  
な満足の様子は、驚くべきものがありました。新らし  
く改宗した人達が、自分達の抱いていた迷信や空想  
や、そして坊主がこの人達に來世のために與えていた  
護符を投げうつたのです。さらにまた、この地の領主  
の夫人の家中の重だつた婦人達もまた、洗禮を受ける  
ことになりました。この夫人に對しては、パードレ  
達の説話や、キリスト教徒達の熱情や、こゝで行なわ  
れたミサや祈りを通じて、我らが主がこの方の心を動  
かし、かくしてこの方は眞のキリスト教徒となり、極  
めてはつきりとその態度を變えられて良きふるまいを  
示され、その改宗が眞のものであることを示されたの  
でした。この方、およびその夫君は豊後の國において

非常に重い地位にあり、その支配下には數多くの身分の高い方々がおられるので、このような事實によって豊後においては神の攝理は大きな評判を得、廣く知られるようになりました。この方達はその地にすぐさま一つの教會を設けられ、その教會のために神父が来てくれるよう何度も懇請されたのです。しかしながら、そのように數多くの傳道所を保持することはできなかつたので、かの學林にいたパードレ達自身がその役を引き受けて、一週間にミサを行ない説教をするためにそこへ出向くことになりました。

(大友宗麟)

フランチェスコ王は、その娘の改宗によって大きな慰めを得られました。この地の他の人達も同様でした。そしてこれに對して、ジェザベツラははなはだしく反對の動きをされました。どうか神の力により、この方をもっと大きな視野をもたれますように、祈ってやみません。實際の所、この方のもう一人の娘の家中においても、すでに何人かの人達が改宗しようとは

じめいる情勢なのです。これらの人達の内には、非常に尊敬を受けかつ信頼されている身分の高い婦人があります。この方は家中を取り締っておられるのです。そしてフランチェスコ王およびその姉妹にあたる方の勧めによって、ほとんど説き伏せられようとしておられます。とはいふものの、その母とその兄弟である若い王とは、かの婦人が改宗を實行しないようにと懸命に策動しておられるのです。しかしながら、どうか神の御力により、この婦人のみならず他の兄弟方すべてが、短期日の内に改宗されるであろう事を祈ってやみません。

○下略

三三 大友義統感狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

薩摩軍侵入ノ際  
ノ父右京亮ノ在  
陣ヲ賞シ益々粉  
骨ヲ励マシム

就今度薩州之惡黨行、父右京亮蹤可在陣之通、令承知候、爲無足如此之心懸、感入候、此節於勵粉骨者、至其方一稜可顯志候、爲存知候、恐々謹言、

(天正十四年)  
十月廿八日

(大友)  
義統 (花押影)

清田小僧殿

(札紙切封ウハ書)  
「(墨引)」

清田小僧殿

義統

三三 大友義統書狀(紙切)

○波津久文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)

「(朱書)  
波津久右近允殿」

波津久右近允殿

義統

(端裏切封)  
「(墨引)」

今度其方心懸之趣、對清田宗列一通、加披見案中候、千石秀久・長宗我部信親申談、急度敵陣可切崩覺悟候之條、其刻一忠儀肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

敵陣切崩ノ覺悟  
ヲ賞ス



(天正十四年カ)  
十一月六日

波津久右近允殿

(大友)  
義統 (花押)

三 大友吉統安堵狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

清田二百貫分ヲ  
裁許ス

(判田郷) 清田貳百貫分之事、到各令裁許候、彌不可有相違候條、  
(脱アルカ) 被得其意肝要候、恐々謹言、

二月十四日

(大友義統)  
吉統 在判

田村作進殿

木村右京允殿

野上志摩守殿

小原主水助殿

首藤式部少輔殿

吉弘勘介殿

豊饒新介殿

中村左京亮殿

判田郷

三六 下郡村段米徴符并請取狀

○宮師文書  
大分県史料九

下郡村領地ニ反別二升ノ反錢ヲ課ス

(郡) 下部村御領地分田數之事、

(判田郡) 一田地 六段小廿步付壹反別米貳升宛之事、

右之前、急度被相調、如府内、可有運送之由、依 御下知、調符如件、

天正十八年十月十三日

宮師御坊

右ノ反錢一斗二升八合ヲ請取ル

(右裏書) 「右田數之前、

合米壹斗貳升八合、請取申候訖、

天正十八年十一月十五日

寒田右近大夫 鎮郷  
六 寮 覺心 (花押)  
稱名寺

其阿 (黒印)

○「」内ハ『増補訂正編年大友史料』二八ニヨル。

三 豐後國檢地目錄案

○大友家文書錄  
大分県史料三三

○天正十九年八月吉日。「植田莊史料」一二六号ニ収ム。本文省略。

四 大友吉統一字狀寫

○清田文書  
大分県史料三五

一字之事、統安遣之候、恐々謹言、

十月七日

(大友)  
吉統 (花押影)

清田久太殿

(礼紙切封ウハ書)

(墨引)

清田久太殿

吉統

四 由原山宮主坊拘分供田注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

「文祿三年正月九日」

豐後國一宮八幡由原山

由原山宮主坊拘  
分ノ地ヲ注ス

判田郷

判 田 郷

宮主坊均分

久武名

此内御供田・神樂田・安居田・社役給  
一田畠三町、久武名居屋敷、由原ニあり、  
右之内米九石壹舛、銀子五匁八分五リ、社役ニ出申候、榊ハ六入、  
(ほつ(カ)

生石名

一田大いくし名之内由原ニ有、  
〔そ給田也、

笠和郷

此内とう明田九月九日、同廿日神事田、承仕田有、  
一田貳町五反かさわ之郷ニあり、  
右之内米四石壹斗、銀十文め社役ニ出申候、榊ハ六入、

賀来荘内  
荏隈郷

是ハ經番田、御こやしゆり田  
一田壹町五反かく之庄内、荏隈郷ニあり、  
右之内米四石五斗社役ニ出申候、榊六入、

植田荘

是燈明田なり、  
一田壹町わさたの庄ニあり、  
〔壹石、銀十匁、社役ニ出申候、榊六入、

下 郡

一田五反下こほりニあり、  
此内ほそ布六たん、社役ニ出申候、

賀来荘白紙

是ハ經番田也、  
一田壹町かくの庄しらかミニあり、  
右之内銀子八分五リ、毎月五日、御經はん勲仕申候、

賀来荘

もち田  
一畠貳反かくの庄内ニあり、  
右之内米壹石、餅三百六十枚ノ分、榊六入、  
(枚)

高崎ノ内

霜月初とり一七日御供田  
一田貳反高崎之内、和尙田なり、  
右米貳斗三舛、十一月二一七日御供そなへ申候、榊六入、

野津院

井田郷

賀来莊

荏隈郷内

是者正月廿八日武射<sup>(カ)</sup>大神事田  
一田島六町野ついのいんニ有、號貳十貫分也、  
右米八石九斗三升、大ツ八斗五升、銀五匁八分出申候、榊六入、

是ハ定燈明田也、

一田島壹町五反井田之郷ニ有、號五貫分也、  
右米六斗、銀子廿四匁、社役ニ出申候、榊六入、

此内正御供田、八まん御たん生會神事田也、

一田島七町かくの庄内ニあり、

右之内壹町貳反、荏隈郷ニ有、かくの庄内、

文祿三年正月九日

○首中尾ノ下段及ビ各行ノ上部ニ  
「由原宮印」各一アリ。計十五。

判田郷

## 四 清田系圖

○大宰管内志下  
豊後大分郡下判多郷

大友左近將監能直嫡子親秀有子息十三人、嫡子頼泰繼大友本家、二男重秀爲戶次氏、重秀有二子、長子時親繼戶次氏、時親有三子、嫡子直時爲清田氏、爲當國(判田郷)小嶽山清田城主、清田家有五種重寶、其一重代太刀一腰也、其二自親秀傳來甲冑也、其三自親秀傳來旗大小二也、其四囊容紋也、其五代々繪旨數連也、就中弘安八年依鎌倉忠戰被賜繪旨、被任從五位下、被加賜本領、被賜御劔、已上三通也、又足利合戰之時、於鎌倉有功名、依之又被賜繪旨、被賜御劔、被賜所領與鹿毛名馬、已上二通也、建武元年從尊氏卿、於筑前多々良濱有戰功、又被賜繪旨、所領安堵勅命、梧桐紋免許已上二通也、依之清田氏旌顯二紋、囊容・梧桐是也、以此旌永附屬清田氏宗領、此外將軍家代々御感書傳家、自能直五代清田太郎直時、依有忠戰又被賜繪旨、以筑前國粕

屋那被加賜領地、六代清田丹後守直有在世時、肥後國士相良・阿蘇・赤星・小代・合志アリコヨリ有動等背大友家者三年、於是大友・戶次兩家先鋒失利引退、清田直有下知一手、相戰忽追崩敵、取合志・赤星等首、依之自將軍家被賜御劔及御感書、其後又與筑前國秋月・宗像・原田・寶滿等合戰無取不覺、七代清田肥前守直辰、八代清田伊豫守頼久、廿五歲時被賜繪旨、又自尊氏卿度々被賜感書、九代清田刑部大輔氏眞、觀應二年尊氏卿與御舍弟惠源合戰之時、自尊氏卿又被賜御感書、於歸國之後又被賜御教書、十代清田右馬大夫氏可依爲長病、以代人勤御番、十一代清田左馬允長守受大友家命、退治九州逆徒、十二代清田丹後守長實於筑前國秋月度々合戰、皆得勝利、五十七歲於肥後國菊池郡戰死、十三代清田右馬大夫治忠、十三年之間與九州逆徒等合戰、就中與筑前國秋月氏・薩摩國伊集院氏・肥後國菊池氏・肥前國□氏等合戰及十七度、又於豐前國與毛利元就合戰及三度、遂不取不覺、大友義右・同親治・

同義長此三代之間、被與感書二十一通也、十四代清田紀伊守治□依有戰功、自大友義長被與感書數通、十五代清田治部大輔鑑繩、退治九州逆徒、其時感書有數通、十六代清田左近將監鑑信與大友義鑑退治九州逆徒、其比當國有名號角者、背大友家、鑑信其弟次郎鑑孝馳向退治之時、鑑孝以弓射之、一發殺角弟兩人、十七代清田治部大輔鎮忠以武勇無隱之故、爲大友義統婿、其比肥前・肥後・筑前・筑後等之國土背大友家、鎮忠討之、有戰功、依之、被與感狀數通、天正十四年大友家臣雖半屬島津氏、鎮忠決不同意、十五年三月秀吉公豐前小倉御着陣之時、大友家臣等皆參候于秀吉公御陳、鎮忠依爲病氣遣近臣申其旨、於是彼與同島津之輩、讒鎮忠、以嫡子左京亮鎮隅欲爲秀吉公御家人、以清田氏重代寶與鎮隅、先賴黑田如水軒、自籠居于肥前國之處、無幾程病死、如水軒見清田氏重寶、感其家之名譽、於秀吉公御前可令披露之由被約諾、然處豐前長野一揆蜂起之間、爲退治如水軒被發向、清田鎮隅附如

水軒手馳向遂戰死、其郎從戰死者若干也、依之鎮忠弟清田又兵衛正成繼家系、鎮隅戰死之時、清田家之重寶雖多紛失、近殘綸旨三將軍家代々之御感書、並大友家之感狀等正成受納之、先是天正十四年之夏又秋、島津勢雖攻擊豐後之諸城、清田氏所守朝日岳城(宇目郷)遂不落居、是全依正成武功也、鎮忠籠居之後又去大友家、爲其家族立花宗茂臣、

○返リ点・送リ仮名ヲ略ス。

付録

一 大分市大分地区(下郡)・大南地区(上判田・中判田・下判田)

種田地区(下判田) 大字・小字一覽表

大字	大分地区	下郡	大南地区
小	境目、羽追、江崎、九反坪、五反田、山崎、鉢の坪、野入、神下田、深田、奥田ノ上、犬追、長追、堤ノ下、シノブ追、小追、風月追、クツ抜追、辨天山、長谷、マヘビゲ追、金ケ追、外園、神ケ追、原口、家ケ追、追、長野々久、橋ノ本、勇ジャク、六田、長無田、女屋敷、榎木、甚右工門追、はねうち、いながき、なごのひま、はしのもと、ゆうじやく、ろくでん、おんなやしき、おぢき、じんえ、さもんぎ、はねうち、いながき、なごのひま、はしのもと、ゆうじやく、ろくでん、おんなやしき、おぢき、じんえ、さもんぎ	羽根山、滝尾、ボラケ追、穴井前、松女ケ追、内ケ追、大堀、妙見田、落ル水、加納、六十部、年の神、尾西、小柳、七歩、高ノ畑、高田、北ノ門、中島、若宮田、野間呂、三角、谷水、北無田、小中ツル、茶エン、下、桑田、柳ノ内、上サ、屋敷、下屋敷、下モ、高城、一ノ坪、堀向、長屋、寺小路、有岡、天神前、戌防、畑中、角屋敷、城ノ内、池ノ上、庵ノ浦、辻、柳屋敷、出口、川原瀬、丁畑、竹ノ下、久保、千鳥、国境、寺向、中新地、卯サ畑、川久保、下津留、尻込、向新地	赤仁田、西ノ田、中尾、川ツル、落ル水、佐土ケ内、田尾、浦山、日浦、屋敷、台、前田、影浦、五郎ヶ谷、吉原、神ノ田、兀ノ平、大敷、柿方敷、尼田、丸塚、野々後、網河内向、カクレ田、ゴゼ原、空、小野、除、峠、フスベノ、中畑、前谷、向谷、辻、ツル、引越、扇ヶ塚、鶺鴒船、長田、

字



上判田

付

録

北ノ台、実原、兔屋敷、大久保、竹ノ尾、本ノ追、大シカ追、奈良尾、手切追、一本松、玉来、  
 下夕平、浦山、カサ、井ノ平、佐土ヶ平、平畑、大ツブシ、前畑、岩ノ脇、井ノ尻、亀ノ甲、  
 塔ノ前、空ノ久保、城ノ平、城山、前鶴、居所、井ノ内、轟谷、庵ノ木田、大田、井ノ追、松原、  
 小松、葛根追、本宮山、備後、桐ノ木、駄場、柳ヶ追、田ノ平、玉来、申牛、尾ノ上、瀬戸、尾崎、  
 前畑、竹ノ元、松原、柏、下ノ久保、尾刎、後口奥、岡倉、樋が追、障子坊、平原、向比、カクレ山、  
 七曲、五反田、作り道、用山、同尻、長追、向平原、柿ノ木、山ノ口、綴ヶ追、ケシ、ツタギ、  
 トフノウ、新貝、下原、中原、米良、才風、門ノ下、平屋敷、枌原、大原、庵ノ平、十文字、恩地、  
 和田、中道、中村、野中、上ノツル、ジオンジ、崩郷平、首里、明リヶ谷、尾久保、立平、尾久保上、  
 登リ尾、谷谷、横道、浦山、浦ノ追、小追、池ノ追、関正ヶ谷、中ノ追、熊ノ追、甲頭、長追、  
 山中浦、小切畑、帯田、大久保、菰ヶ追、向い、下向い、藏ノ前、餅田、長追、餅田、戸上、ダイ、  
 ヤ子追、下横尾、横尾、平田、トウメギ、ヤツコン田、前谷、下夕、上山、井ノ追、井ノ平、  
 稗ヶ追、西上、松ヶ追、下ツル、カギタ、水ヶ谷、堂ノ本、中ノ屋敷、岡田、ツル、長ツル、  
 サキツル、神ノ田、井ノ上、上サ、上ノ山、小追、ウシロ、ヤツウシ、正次坊、耳取、大休、  
 フチノモト、横畑、ハカノ平、辻、勘キ藏、竹ノ戸、丸山、山ノ口、立平、若キ、丸尾、フウシ畑、  
 小田原、宮ヶ浦、カシ山、瀬戸、野稻堂、下井手ノ追、鳥越、境ヶ谷、狩又、津留下、平田、叶畑、  
 大石ノ奥、金畑、田頭、田尾奥、山ノ下、駄平、前平、明神山、藤ヶ元、峠ノ追、唐ブシ田、入堂道、  
 高尾平、猫平、中切、覆田、郷ノ戸、鳥帽子、貝那原、恩地山、子ジ、谷、タイラ、駄廻、地吉、

中判田

西ノ園、小中田、穴井ヶ追、下ノ追、野畑、柳林、申喰、笹越、片峰、横尾、アタカ追、小坪、殿村、六反田、寒根追、大ノ平、大ノ向、六反田向、成蒔田、ハゲ、岡ツル、妙田、井ノ原、小切畑、ヘラヶ追、山中、尾平、長山、庵納、落ル水、室浦、深町、三角田、栗矢田、権現山、一丁田、川筋、恋名田、溝越、谷、古屋敷、浦屋敷、下川筋、下タ、酒屋前、中、浦、屋敷下、門前、木戸、上サ、古屋敷、ソウケ田、川原田、村下、庵ノ原、村下深ヶ、久保、半十田、下川原、丸田、下庵ノ原、川田、深ヶ、小柳、釜木前、釜木下、釜木、沼ヶ追、尾坪、鳥越、竹ノ下、ビハノ門、向ノ平、亀ノ平、折立平、新貝、三内、畑中、小路、堤下、前田、屋敷畑、川、宮地、屋敷浦、上サ、柳原、松ヶ口、カブ追、追、穴、イボリ追、辻、今野、トウナガ追、仏田、野稲追、久保平、寺ヶ追、岡平、松葉田、橋本、打越、表平、千寿院、轟、宮ノ先、下長尾、山田、長追、北井、川平、松ヶ平、内川、早稲田、尾崎、ヲヤシキ、浦山、中門、下門、下ツル、影平、川原田、コモヶ追、的場、中ノ田、折戸、平田、川内、天神林、追ノ田、太郎寺、下津留、浦津留、上津留、板山、向、向居山、下トウダイ、中山、五郎蔵、クロウチ、木落シ、大ツブレ、下タシ郷、穴井ヶ追口、小穴井、二本木、横縄手、松ヶ平、稲田、稲田小追、尾崎、大道、後鳥越、後、幸久保、上ノ奥、垣那、ミガカチチ、尾追、コシキ、岩ノ下、ヤリト、大末道、小末道、大牧、ヲバイ山、堤ヶ追、辻、穴井ヶ追、鳥越、小追、東平、片野、外浦、片野追、カン子追、大久保、梅ノ久保、上ノ山、谷ノ上、村下、平田、平田新畑、片野河原、中新地、古新地、片野河原、ウツ、表津留、コシキ、宮ノ下、平原、明ヶ追、東ノ辻、大興寺、下ノ平、寺ヶ追、小追、奥、神田、大平、落シ、ウド、三助田、穴井ノ前、塩木場、打越、穴井追、西平、平、小椎木、土井ノ内	西ノ園、小中田、穴井ヶ追、下ノ追、野畑、柳林、申喰、笹越、片峰、横尾、アタカ追、小坪、殿村、六反田、寒根追、大ノ平、大ノ向、六反田向、成蒔田、ハゲ、岡ツル、妙田、井ノ原、小切畑、ヘラヶ追、山中、尾平、長山、庵納、落ル水、室浦、深町、三角田、栗矢田、権現山、一丁田、川筋、恋名田、溝越、谷、古屋敷、浦屋敷、下川筋、下タ、酒屋前、中、浦、屋敷下、門前、木戸、上サ、古屋敷、ソウケ田、川原田、村下、庵ノ原、村下深ヶ、久保、半十田、下川原、丸田、下庵ノ原、川田、深ヶ、小柳、釜木前、釜木下、釜木、沼ヶ追、尾坪、鳥越、竹ノ下、ビハノ門、向ノ平、亀ノ平、折立平、新貝、三内、畑中、小路、堤下、前田、屋敷畑、川、宮地、屋敷浦、上サ、柳原、松ヶ口、カブ追、追、穴、イボリ追、辻、今野、トウナガ追、仏田、野稲追、久保平、寺ヶ追、岡平、松葉田、橋本、打越、表平、千寿院、轟、宮ノ先、下長尾、山田、長追、北井、川平、松ヶ平、内川、早稲田、尾崎、ヲヤシキ、浦山、中門、下門、下ツル、影平、川原田、コモヶ追、的場、中ノ田、折戸、平田、川内、天神林、追ノ田、太郎寺、下津留、浦津留、上津留、板山、向、向居山、下トウダイ、中山、五郎蔵、クロウチ、木落シ、大ツブレ、下タシ郷、穴井ヶ追口、小穴井、二本木、横縄手、松ヶ平、稲田、稲田小追、尾崎、大道、後鳥越、後、幸久保、上ノ奥、垣那、ミガカチチ、尾追、コシキ、岩ノ下、ヤリト、大末道、小末道、大牧、ヲバイ山、堤ヶ追、辻、穴井ヶ追、鳥越、小追、東平、片野、外浦、片野追、カン子追、大久保、梅ノ久保、上ノ山、谷ノ上、村下、平田、平田新畑、片野河原、中新地、古新地、片野河原、ウツ、表津留、コシキ、宮ノ下、平原、明ヶ追、東ノ辻、大興寺、下ノ平、寺ヶ追、小追、奥、神田、大平、落シ、ウド、三助田、穴井ノ前、塩木場、打越、穴井追、西平、平、小椎木、土井ノ内
---	---

下判田

三升蒔、小路、迫、西津留、辻、辻ノ原、向ノヨケ、村中、不定、タコ平、荒瀬河原、大川原、向不足、辰口、船本、北船本、トウ迫、乙四郎、クツケ迫、市、向ノ市、用作、上田中、ツキヨセ、樋ノ元、ドケ田、ウバケ迫、歳ノ迫、椎田屋敷、ウド田、竹ノ鼻、下尾迫、木戸ノ下、尾迫、若林、姉ケ迫、猪山一場ケ迫、宮ノ元、猪ノ山、猪ノ山二場ケ迫、野隨、平ノ谷、ウドノ口、仏田、ギチヨウ場、向、堂ノ山、平原、東平、上津留、西ノ平、丸津留、下津留、一ノ尻、内屋敷、小原、浦津留、下屋敷、下、中、十仏、横道下、上原、ハゼ川内、由ケ谷尾尻、横田、臼杵山、シバチ山、尾坪、岩ノ下、水ノ元、芋ノ迫、飛渡、萱場、千寿院、申喰、フロヤ、龜ノ甲、大ノ平、向津留、クビリ、島ノ下、臼杵谷、堂川、前ノ山、下タノ山、中ノ原、庵ノ前、西ノ浦、池田、宮ノ下、竹ノ下、久保津留、近道、下ノ山、下ノツル、丸田、長山、下津留北平、下津留、下タ、宮ノ原、馬場ノ原、馬場ノ迫、五反田、宮ノ本、トウナケ迫、今野、屋敷ケ迫、古宮、上豊田、豊田迫、堂ノ平、迫ノ奥、豊田、下ノ迫、吹ケ原、京手、豊田前、門田、中ノ坪、田中、久保田、折戸、小柳、今在家、屋敷田、

(植田地区) 上判田

カシ山、瀬戸、野稻堂、峠ノ本、野稻畑、

○上記大分地区大字下郡ハ、大南地区大字上判田・中判田・下判田トハ稍々離レタル飛地ナリ。『倭名抄』大分郡九郷ノ判田郷ハ現下郡地域ヨリ上・中・下判田ハ勿論、鶴崎地区大字松岡ヨリ戸次荘一帯ニ及ブ広範 圃ノ地域ニ亘リシモノナラン。

# 補遺

## 一 大友義統書狀(紙切)

○金子某文書  
大分市大字中判田字米良

(端裏切封)  
「(墨引)」

陣付ニ対スル口  
能ニ答フ

就陣付之儀、以口能承候之趣、尤無餘儀存候、於様躰者、委細浦上長門入道可申候、恐々謹言、  
(天正八年頃)  
八月廿二日  
(大友)  
義統(花押)

清田治部太輔殿

○年代比定ハ花押ニヨル。或ハ鞍懸城攻メニ係ルモノナラン。

戶  
次  
莊  
史  
料



一 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

○大分郡条ヲ『植田莊史料』一号ニ収ム。本文省略。

二 倭名類聚抄

○關係部分ヲ「植田莊史料」第二号ニ収ム。本文省略。

三 皇嘉門院藤原聖子忽處分狀

○九条家文書  
平安遺文三九一三号

(端裏)  
「御物處分狀」  
養和元年九月廿日自女院被經 院奏之勅報也、即端(附箋)に續加之了、後代龜鏡何事過斯哉、可神秘々々、

「月輪殿判」(花押)

(附箋)  
「後白川院御本」

これらみ候ひぬ、このケンにはたれかはとかく申候へき、なにこともいかてかゝやうにさふらはむには、おろかに候へき、まいられたるおりは、かまへても申候はんとこそおもひ候へ、たゞいまものさはかしきやうなることのあるとて、なにかと大將の申候きたし候ほとに、よろつとゞめ

戸次莊

戸次荘

候ひぬ、おほせられむことは、こゝろのおよひ候らんことは、いかてかおろかに候へき、

(附箋)

最勝金剛院

「皇嘉門院御本」  
さいそうこんかう院

(山城) 山し路  
(曾東) そつか

(近江) あうみ  
(寄) よせ人

(伊賀) いか  
(天 内 西) おほうちのにし

ひんかし

あさうた

をとほ

(伊豆) いつ  
みつのみくりや

井た

(周防) すわう  
やし路

(肥後) ひこ  
つほう

豊後臼杵・戸次

(豊後) 布こ  
(臼杵 戸次) うすきへつき

(肥前) ひせん  
(大 巴) おほた

地下

九條のたういへ地くら

(山城) 山し路  
(久世) くせ

(和 泉) いつみ  
(大 泉) おほいつみ

略 ○ 中

(紀伊国) きのくに  
しもつの

(阿波) あは  
かわゝた

(豊後) ふこ  
(津守) つもり

(肥前) ひせん  
よか

ひんかし九條

津守荘



良通ニ譲ル

(石倉)  
いはくら

(和泉) (摂津国) (近江舎人)  
いつミ つのくに あふみのとねり

あふみの□ちき

(良通)

これらはいつこもよしみちのおさなかりしに、みなたてまつりてき、それをさいそうこんかう院ハ、一の人のしられむこそよかるめれ、といふ人ともありしかは、いへにとりて、一の人しらるへしとて、まつ殿にと申たりしか度、ゆくすえまで、たれも大事に思はれむことかたし、大將は心ざしもあ覽、又申おきた覽事などは、すえまでもたかへられしとおもへは、□ゆつりにまかせて、すえまでもし覽は、よかりなむとてもと、したゝめたりし定に、いつこも、みなよし見ちにたてまつりつるなり、まつとのたとへ□たうをハ、われし覽なといふ事ありとも、もちるらるまし、この定に、ゆめくたかふまし、おほい殿のお八さんとは、なに事もさたし候へし、のちハ、かならずく、よしみちみなしらるへし、

ちそう四年五月十一日

○下  
略

#### 四 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏  
宇佐神宮史料編四

戸次莊宇佐宮假  
殿造宮一國平均  
役ヲ勤仕ス

○文治年中。大分郡關係部分ヲ「植田莊史料」八号ニ抄出。本文省略。  
戸次莊

五 九條兼實置文

○九條家文書  
鎌倉遺文一四四八号

九條兼實所領ヲ  
処分ス  
宜秋門院分

〔端裏書〕〔兼実〕  
「月輪殿自筆御處分狀」

〔九條庄子〕  
宜穰門院

〔二九〕  
取勝金剛院

○中  
略

寺領庄園等

山城國久世庄  
〔久世郡〕

〔畿嘉郡〕  
曾束庄

伊賀國大内西庄  
〔伊賀郡〕

〔阿拜郡〕  
淺宇田庄

〔阿拜郡〕  
音波庄

伊豆國井田庄  
〔那賀郡〕

備後國坪生庄  
〔深津郡〕

豊後國臼杵・戸次庄  
〔海部郡〕〔大分郡〕

近<sup>(江)</sup>□國寄人

法性寺侍夾名在別、

已上本寺取勝金剛院領

下總國三崎庄

□波國賀舍庄<sup>(丹丸)</sup>山内里方

已上末寺報恩院領

攝津國輪田庄<sup>(八郡部)</sup>

末寺光明院領也、

○中略

右、堂舍家地庄園等、永所奉附屬宜穰門院也、更不可有窄籠、多是相傳之領、官省侍之地也、或亦

雖有新立寄進之所等、皆以有由緒、故皇嘉門院御領等事、先年之比、入道關白松殿雖被御訴訟、後白

川院御時、聞食披子細、全不及御沙汰、向後縱雖有濫妨之人、事切理定畢、更非追論之限者也、抑女

院御萬歲之後、可讓賜順孫道家之由、所申置也、家督如此之家領、雖委附女子、代々繼家之人所相

傳來也、所謂上東門院<sup>(藤原彰子)</sup>四條宮<sup>(藤原孝子)</sup>高陽院等例是也、□道家若殊非其器量、又短命早世者、被仰合攝

政、可被相傳可繼家之仁也、又攝政若奉後女院者、攝政領知之後、可傳道家、女院□亡後攝政給

者、直可被相傳道家也、<sup>(藤原基房)</sup>當時雖爲女院御沙汰、庄園訴訟預所不當如此等之成敗、更不存<sup>(藤原基房)</sup>各別之

女院跡ハ九条道  
家ニ賜フベシ

戸次莊

二五九

女院ヲ疎略セバ  
教令違犯ノ科

戸次莊

二六〇

儀、攝政偏可申沙汰也、□奉於女院御事、若雖繼介致疎略者、可招教令違犯之科、雖亡命之後、必可報酬也、深存此旨、敢勿違越、努□、女院又萬事仰合攝政、可有御進退也、云法性寺、云九條、所定置之佛事、限永代不可退轉、兩寺之雜事、條々有起請、守□狀、不可失墜、堂舍之破壞、不待大破、且可加修造、佛事之陵遲、不嫌少事、必可□□誠、(有炳九)如此之事、貴女御沙汰、偏□奉行入人等之處、若有私曲不忠之輩者、必可加冥罰也、寺家雜事、院中公事、專可抽□忠也。○不濟年貢對捍雜役之輩者、從罪之輕重、早可停止所帶也、但於寄進之領事者、先可殊仰子細、猶不肯受□□時、可被改定也、兼又仰付山井尼事、□不可違亂、向後之傳領、隨彼申請、可被□□也、遺誠之旨、大概如斯、庄園知行之輩、院中管領之人、若致如在、若有~~不法~~不法忠者、女院仰合攝政、任法可有科罰也、又於奉公忠節之類者、隨□可被施優恤、堅守此狀、爲無違越、所申置如件、

元久元年四月廿三日

攝政

念佛沙彌(九條兼実)  
(花押)

攝政

六 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本  
大分県史料三一

戸次重秀生ル

(寛喜二年)(大友)  
是年、親秀次子重秀生于豐後次郎後年爲戸次。惟澄養子、

號戸次次郎左衛門。尉、

戸次惟澄ノ養子  
トナリ戸次莊市  
村ニ住ス

○「大友松野系圖」(大分市秋岡常樂寺藏)ニモ、次ノ如ク見ユ。

初代 戸次次郎左衛門尉  
重秀 母同頼泰

戸次次郎惟澄(澄カ)大神而惟基苗 養以爲子、故居住豊後國大分郡戸次莊市村、依之、代々以戸次爲稱號、

### 七 九條道家初度惣處分狀

○九條家文書  
鎌倉遺文七二五〇号

(元表紙外題) (度カ)  
「光明峯寺殿初殿之御惣處分」

(袖書)

「光明峯寺殿初度之御」

(惣處分)

(建長二)

□□年十一月日

執筆仁基法印 建長二年十一月日

々々々々々々々々々々

」

九條道家所領ヲ  
処分ス

惣處分

條々事、

一寺院

○中略

一 家地文書庄園事、

○中略

戸次莊

戸次 莊

九條禪尼

家地

法性寺田中殿

件所、故東御方宜秋門院御匣殿得故卿藤原兼子二品之讓、相傳之、入滅之時所讓與予也、而九條亭

替、今又讓與禪尼者也、且又東御方有養母之義、有便宜歟、但件所依入東福寺南大門内、

可改造他所也、

家領

山城國曾束庄最勝金剛院領（綴喜郡）

和泉國大泉庄（和泉郡）

件所年貢、被充宜秋門院高野護摩供料、於領家職者、依故女院仰讓之、

伊勢國五真加利御厨（飯高郡）

美濃國衣斐庄（大野郡） 和田庄（鈴鹿郡）  
石田庄（大野郡）

加賀國態坂庄（能登郡）

讚岐國子松庄（那珂郡）

豊後國臼杵・戸次庄（海部郡）（大分郡）

肥前國大田庄（杵島郡）

已上和田庄以下六箇所、宜秋門院御領讓于予其内也、件所予萬歲以後、可讓與之由、有

御遺誠、當時又充彼家要難事、仍所讓與也、一期之後、可被讓進宣仁門院、依有猶子之義也、更不可分給他人、其後又可被讓右府子息、次第相承莫令違越、

○中略

先度ノ処分ヲ改直ス

以前條々、所注置如右、但先年受重病時、楚忽令書處分、未加再治、自然送數年、爰前關白有不慮事、大略如違背、向後之進退、推而可量、家門之孤害、子孫之障難、不可疑殆、仍所改直先度之處分也、偏守此狀不可違犯、於彼狀者、破却投火中既畢、情思先規、清慎公家領文書、三條關白不傳之、順孫實資傳之、(藤原兼家)法鹽院殿領、中關白・栗田關白不傳之、(藤原道隆)御堂多傳領之、(藤原基房)法性寺殿領、六條攝政一向傳領之、(藤原基房)菩提院入道不傳之、(九條兼美)故禪閣以皇嘉門院御讓、次第相傳、今以之思之、(付卷)「花殿」(九條兼美)洞院攝政者家嫡也、(付卷)「九條忠家」(付卷)「一條殿」(一條兼經)右府既爲嫡孫、前攝政亦爲寵愛、器量充足傳領之仁、仍所分與也、何況前關白於有不義哉、兼又宣仁門院・田中禪尼・尚侍殿所讓與庄々、一期之後可爲次第附屬、子細委載于右、於攝政并右府子孫遂前途、爲家長者相傳領掌勿論、若不登大位混俗塵者、專不足其仁歟、早返付家長者、可令惣領、但於別相傳之地者、非其限、日記 文書子細又同前、小僧萬歲後、若成妨導者、專不可爲子孫、永可謂不孝、若我生九品之淨刹者、以天眼照見、可加冥罰、若雖廻三有之故鄉、以肉眼照見、可與治罰者也、抑此家領內、自關東有傳領地、附屬子孫、尤可請彼處分歟、仍所請證判也、先規不可求於外、鎌倉故右大將賴朝卿、以沒官領甘箇所、傳與姊妹二位入道(二條)能保卿妻室、其後申下 宣旨、附屬諸子、(二條)高能卿并嫡女小僧母儀華山院右府室故西園寺入道室傳(公孫)

賴朝没官領二十箇所ヲ一條能保妻室ニ与フ

戸次莊

戸次莊

二六四

領于今知行、入道大納言以彼因緣、下向關東繼其跡、件庄々或尼二品(平政子) 義時朝臣(北条) 泰時朝臣等相

計、所志與也、何可有牢籠哉、近則故太政入道同有關東傳領庄々、悉以處分諸子、尤足准據歟、

爲後鑑、粗勒子細而已、

手震フニヨリ他筆ヲ依ル

予依手振、假他筆、守此狀、努力々々、不可違犯、

建長二年十一月 日

(九条道家) 愚老(花押)

○別二同年月付ノ九条禪尼宛「九條道家讓狀案」アルモ、本文省略。

八 豊後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇号

御注進狀案 豊後國田文案、  
弘安八年十月十六日 豊後於府中

豊後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事、  
〔預〕 脚力 菊正 在判  
〔頭脫〕

注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

○中略

弘安八年九月晦日

沙彌道忍(大友頼泰) 裏一

謹上 信濃判官入道殿  
(二階堂行忠)

豊後國太田文案  
注進ス



一 豊後國直人等注申、

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一 田數并領主等事、

一 國崎郡 千六百三拾八町内

略○上

守江浦  
戸次時親

守江浦三丁

戸次太郎時親法師法名道念

略○下

一 速見郡千五町内

略○上

大神莊

大神庄百七十町

地頭

日出津嶋柒拾町 相摸守殿(北条貞時)

戸次時親

近部・藤泉・井手村七拾町 戸次太郎時親法師、法名道惠

利根頼親

眞祭井(參)・野木乃井村參拾町 利根又太郎頼親

略○下

一 海部郡八百參拾壹町内

戸次莊

戸次莊

柴山村

柴山村拾町  
略  
○上  
國領

戸次重親

地頭 戸次三郎重親

○以下海部郡条略。次項大分郡条ハ海部郡末尾ニ入り、首部植田莊条ヲ欠ク。中間一紙ノ逸失ナラン。  
。大分

戸次莊

戸次庄五拾町。以下四庄ハ大分郡ノ内此所ニ混スト  
見、然トモ本マ、記置、追可改、

本家 宜秋門院御跡  
(藤原住子)

地頭 戸次太郎時親法師法名・同次郎重賴・利根二郎賴親、各々分領兼不分明候、

利根賴親  
高田莊

。高田庄貳百町

本莊百八十町

本庄百八十町

領家城興寺  
地頭三浦入道

領家城興寺、地頭三浦入道殿

牧村領家城興寺

。牧村貳拾町 領家同前

地頭 御家人牧三郎惟行法名法師念照、豐前大炊助入道孫子大炊太郎(マ)能重論申之、

賀來莊

。賀來庄貳百町 領家一條(家經)前左大將家室家

地頭 御家人賀來五郎惟家法名願蓮

一 大野郡八百七拾町内

大野莊中村

大野庄參百町

戸次太郎重頼

領家 三聖寺

中村七拾六町 地頭戸次太郎重頼(マ)

略○下

都合庄郷五十八箇所

田數六千八百七十參町

右、田代分限、領主相傳本御下文有無、未尋究、粗如此子細之旨、重令注進言上之狀如件、

稅所

弘安捌年玖月 日

小野朝臣幸直 在判

○以上大分郡及ビ戸次氏關係部分ヲ抄出ス。

### 九 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。前文及ビ大分郡条ヲ「植田莊史料」一二号ニ收ム。以下戸次氏關係部分ヲ抄出ス。

國東郡 千六百三拾八町

略○上

守江浦三町 戸次太郎時頼(憲)法名道憲、同次郎公繼(誤)字禪在、

略○下

守江浦戸次時頼  
同公繼

戸次莊

戸次莊

二六八

速見郡千町餘五町

略○上

大神莊

大神莊百七拾丁

日出・津島七拾丁 地頭職(北条直時)相摸守殿

近部・藤原(步手)并平村七拾丁 戸次太郎時頼法名道惠

真奈井・野木乃井利根頼親

真奈井・野木乃井之村三拾丁 同人并利根次郎頼親

略○中

由布院 戸次時頼・重親

由布院六拾町 戸次太郎時頼法名道惠・三郎重親相續、

○下及<sup>ビ</sup>直入郡略

一大分郡千百八拾九丁他本云千百八十餘丁、

略○上

戸次時頼・重親 利根頼親

戸次莊九拾丁 本家(藤原任子)宜秋門院御跡、地頭職戸次太郎時頼・同次郎重頼・利根次郎頼親、各知行難

存知、

略○下

海部郡八百三拾一町他本云、柴山村十餘丁、左近大夫殿

柴山村 戸次重親

○下略。内閣文庫藏ノ他本、無窮會、東京大学史料編纂所本・大分県立図書館本等、「國領柴山村十町 地頭 戸次三郎重親」ノ項アリ。

大野莊

中村 戸次重頼

大野郡八百七拾丁他本云九百拾餘丁、太郎親繼

大野莊三百丁他本云三百三拾餘丁、領家三聖寺

中村七拾六丁 地頭職戸次三郎重頼

○下略

都合田代六千八百七拾三町

沙彌道忍(大友頼泰)判

### 10 九條家文庫文書目錄

○九條家文書  
鎌倉遺文一八一二五号

#### 御文(庫)文書目錄

○以下典籍類略

一合 東福寺上棟

一合 備中小田郡(常陸城郡)驛里并小鶴庄已下

一合 新田并片山庄已下  
(土佐長岡郡力)

一合 豊後海部郡(豐後海部郡)白杵庄元亨

一合 讃岐那珂郡(讃岐那珂郡)于松庄

一合 和泉大鳥郡(和泉大鳥郡)和田庄

一合 播磨神崎郡(丹波多紀郡)蔭山庄并多紀庄已下

一合 播磨多可郡(上野新田郡)安田并新田庄

一合 新田庄元應沙汰(マ)

一合 播磨八郡郡(播磨八郡郡)輪田庄

一合 尾張中島郡(尾張中島郡)子松并赤目庄

一合 尾張丹羽郡(越後沼垂郡)大縣宮・白河庄

戸次莊

戸次 荘

一合 肥前彼杵郡(和泉日根郡) 彼杵并日根庄

一合 能登珠洲郡(紀伊那賀郡) 若山并井上庄已下

一合 備前兒島郡(備津川邊郡) 子豆嶋 生嶋  
(小丸)

一合 生嶋中郷 大學寺殿仰  
新三位局

略 ○中

一合 甲斐巨摩郡 志摩

三合 志摩 本末  
下

一合 志摩雜

一合 吉貞名

一合 (大和添下郡) 清澄 鷺見

二合 (豐後直入郡九) 直入々田上下

一合 生田

一合 (紀伊那賀郡九) 山崎

略 ○中

一合 下桂 湊 此兩庄二條前關白知行  
○山鹿 ○安芸 一合 浄土寺

一合 村田保 神戶 郡戶 高越寺

一合 伊庭 一合 南門跡

一結 村田 小豆嶋 一結 伊庭

一結 白杵 一結 九條御領指圖

二帖 御庄々注文

以上一兩

正應六季三月十七日  
家領等文書内、當時不管領所々、以朱懸勾者也、

白杵

玉葉一合(九條兼實)  
月輪殿御記

同日錄一合  
愚老抄

正本宿納一音院經藏  
洞御記 一合 寫本

後九記一合  
故殿御記

曆記愚老記  
不□散々記也、

依當要、細々爲披見、各座左右、

愚老(九條忠教)  
(花押)

○本文書ノ「白杵庄」ハ、從來ノ慣例ヨリスレバ、「白杵・戸次庄」ヲ指スモノト推定ス。

## 二 關東御教書案

○大友系図  
統群書類從六ノ上

戸次貞直鎮西評  
定衆トナル

越後九郎・豐前々司(少貳盛氏・淨憲)・澁谷河内權守重郷・伊勢民部大夫・戸次太郎左衛門尉(貞直)、可爲鎮西評定衆者、依仰執達如件、

永仁七年正月廿七日

相模守貞時(北條)判

○宛書  
ヲ欠ク

## 三 鎮西引付記

○薩藩旧記權錄  
前集七

探題北条実政時  
代ノ鎮西引付衆

一鎮西引付 永仁七十四金澤上總前司代(北条実政)

戸次莊

戸次莊

一番

越後九郎

下野守忠宗島津

伊勢民部大夫

山城治部丞

古沼三郎兵衛尉

野依越前房

安岐小四郎

平岡右衛門尉

伊勢左衛門入道

式部藏人

二番

二番

筑後前司武藤

豐前前司

薩摩六郎左衛門尉

安富左近將監

久野左近將監

佐渡左助

禊田四郎次郎

外記四郎兵衛

長門掃部左衛門尉

和泉右衛門次郎

三番

三番

左近藏人<sup>(大友貞親)</sup>大友

澁谷河内守

戸次太郎左衛門尉<sup>(貞直)</sup>

豐前左衛門太郎

豐田太郎左衛門

日奈古孫四郎

濟藤孫四郎<sup>(マ)</sup>

伊賀左衛門尉

佐野十郎

伊地知八郎

頭人大友貞親  
戸次貞直



三 鎮西引付記

○旧典類聚  
東京大学史料編纂所蔵（町田久成本）

鎮西引付 永仁七年四月十日

金澤

（北条実政）  
上總前司代

北条実政時代鎮  
西引付衆

一番

越後九郎

嶋津道義忠宗下野守

伊勢民部大夫

山城治部丞

古海三郎兵衛尉

野依越前房

安岐小四郎

平岡右衛門尉

伊勢左衛門入道

式部藏人次郎

二番

二番

武藤筑後前司

豊前々司

薩摩六郎左衛門尉

安（實）田左近將監

久能左近將監

佐渡全助

禊田四郎次郎

外記四郎兵衛尉

長門掃部左衛門尉

和泉右衛門二郎

平岡次郎兵衛尉

三番

頭人大友貞親  
戸次貞直

大友左近藏人

澁谷河内權頭入道

戸次孫太郎左衛門尉

戸次 莊

戸次莊

豐前左衛門太郎

藤民部左衛門尉

平子三郎入道

豐田太郎左衛門尉

日奈古孫四郎

齋藤孫四郎

伊賀左衛門尉

佐野十郎

衾口七郎兵衛尉

一番 鎮西引付

阿蘇(北條)  
遠江守 隨時代

北條隨時代ノ  
鎮西引付衆  
一番  
戸次貞直

嶋津下野入道法名道義

戸次(貞直)  
豐前々司

上野前司

佐渡奎助入道

伊地知八郎

澁谷下總權頭

安々(富)  
田三郎

野尻五郎太郎

攝津式部房

二番

伊勢民部大輔入道

對馬入道

堀田和泉房

齋藤二郎左衛門尉

田中備前房

太宰少貳

山城彦太郎

田口九郎

安藝奎助入道

大保六郎入道  
(庭九)  
饗進(庭九)  
太郎左衛門入道

三番

大和前司

三番  
頭人大友貞宗

大友左近將監  
(貞宗)

平野大和房

澁谷河内權頭

彈正左衛門尉

神田五郎

青木兵庫助

山城三郎

豐前四郎

北条英時時代ノ  
鎮西引付衆  
一番

一番 鎮西引付

武藏修理亮 (北条)  
英時代

上野前司

鳴津下野入道

對馬入道

澁野下總權頭

飯河播磨房

衾江左衛門尉 (口)

攝津式部房

伊藤左衛門四郎入道

周防彌五郎

安々田孫四郎入道 (富之)

二番

二番

太宰少貳

伊勢民部太夫入道

安藝全助入道

齋藤左衛門尉

田中備前房

安々田三郎 (善)

山城三郎入道

竹井十郎入道

太田孫七

三番

三番

頭人大友貞宗

大友左近將監 (貞宗)

大和前司

澁谷河内權頭

彈正左衛門尉

青木兵庫助

大河彈正忠入道

伊藤藤内左衛門入道

飯河□波允 (ヨメ之)

北村五郎左衛門入道

下廣田新左衛門尉

一番 鎮西引付

同代

同代  
一番 戸次重頼(力)

參河前司

武藤四郎

戸次左近藏入道 (重頼力)

飯川播磨房

青木兵庫助

大川彈正忠入道

戸次莊

戸次 莊

二七六

武成六郎

同坊 彦六

門眞左衛門入道

二番

二番

太宰筑後入道

澁谷下總權頭

齋藤左衛門太夫

衾江七郎左衛門尉

安々田左近將監

齋藤左衛門三郎

堀江渡佐房

下廣田新左衛門尉

飯尾九郎左衛門尉

三番

三番

頭人大友貞宗

大友近江入道

澁谷河内權守入道

彈正左衛門太夫入道

大保六郎入道

伊藤左衛門四郎入道

飯河□波允

彈正二郎兵衛尉

佐治右衛門太郎

太田孫七

嘉曆二年  
鎮西評定衆

鎮西評定

泉藤次 嘉曆二年

參河前司

武藤四郎

太宰筑後入道

大友貞宗  
戸次貞直

大友近江入道

澁谷河内權守入道

戸次豊前々司入道

下總權守入道

島津上總入道

安藝全助入道

戸次重頼(カ)

戸次左近藏入道

參津時條々

別ニ寫置ニ付略ス、

右者、秩父十郎右衛門家藏舊記之内ニ有之ト云々、

○佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』ニ「舊記雜錄」前集所収ト「舊典類集」ノ一部ヲ掲ゲ、「古事類苑」官位部二ニハ後者ヲ抄出シ、田北学『増補訂正編年大友史料』三ニ両者ノ全文ヲ収載スルモ、若干異同アリ。

#### 一四 戸次莊松岡長興寺鐘銘

○岡山県金石史統編  
日本古鐘銘集成

戸次莊長興寺ノ  
梵鐘ヲ鑄造ス

(第一区)

一南閩浮提耳根得悟之妙處故、

各以音聲爲佛事、筑紫豐州佛

法繁昌之寶場、鎮架洪鐘垂慈

濟圍範圍成心裏空濶脫自一

換遠顯大功入天故向龍象和

光蒲牢一吼星斗晦藏郡峰參

響心境俱亡、扣之大者其聲徹

乾坤、而覺有情之昏睡、扣之小

者其應答衆峰兮清韻難量、東

迎素月、西送夕陽、昏寐未醒攪、

之則寤宴安猶恣警之苙破塵」

(第二区)

一勞之大夢戈牟息物類之顛狂

戸次莊

戸次 莊

二七八

妙樂妙覺覺空根塵消殞返聞

聞盡本性全彰共證圓通三昧

永臻檀施吉祥回此功勳上祝

今上皇帝聖壽無疆、次冀勢威

將軍垂拱、而四海清平無爲、萬

邦入貢、王民豐康、歲次能檢天

長地久矣、

文保二年十二月十八日

豐後國戸次庄長興禪寺住持比丘宏玄敬白、

長興寺宏玄  
大檀那藤原賴貞

大檀那 藤原賴貞 大工大島助盛

○朝鮮役ノ際、豊臣秀吉鐘声ニ感ジテ微発シ、備前岡山酒折神社ニ納ムト云フ。但シ今ハ亡佚。次号参照。

### 一五 豊後國志

(大分郡仏寺項)

長興寺

在戸次郷松岡村、紀聞曰、要翁玄綱禪師日州華姓伊東氏族、嘗雲遊元國、參叩諸宿、即東歸、寓筑之聖福、延慶元年、來于大分戸次庄、見靈窟廢址、將興焉、請材于伊東氏、戸次重賴資其費、輸奩一望刹、

大友貞宗施水田十町、善鳴錄曰、秀山元中禪師尋振玄風、文祿征朝鮮之師到于豊、豊臣關白適聞鐘聲曰、奇哉鐘乎、其聲清越、響協宮商、是何處鐘也、檢之則長興寺鐘也、遂取之、使宇喜多秀家用軍器、凱旋之日、迺賞賜軍功、

要翁玄綱延慶元年復興  
戸次重賴大友貞宗援助  
豊臣秀吉宇喜多

秀家ニ命ジ岡山  
酒折社ニ移ス

藤原貞頼ハ重頼  
ノ子カ

阿南莊光一松名  
年貢ハ四月中ニ  
代官ヲシテ沙汰  
セシムルヲ伝フ

戸次頼尊軍忠ヲ  
上申シ一見狀ヲ  
給ハラシコトヲ  
請フ

因齋諸備之岡山、以奉賽酒折神祠云、此寺寬文以來鑄鐘再三、罅隙不響、皆廢、寶曆壬午、復改鑄、住持大頂曰、願得古鐘銘文以鑄之、遂請得之、其文末曰、文保二年十二月、豐後國戸次莊長興寺住持比丘宏玄敬白、大檀那藤原貞頼、按其譜曰、戸次貞頼重頼子、是也、

### 一六 戸次頼時書狀

○杵原八幡宮文書  
大分県史料九

豐後國阿南庄内光一松名領家年貢事、來四月中可致沙汰之由、代官方へ令下知了、定可致其沙汰候

歟、其程可令相待給候、恐々謹言、

(異筆)  
「嘉曆三」三月廿七日

(戸次)  
頼時(花押)

### 一七 戸次頼尊軍忠狀寫

○鎮西古文書編年録所收戸次古文書  
南北朝遺文九州編五四三号

目安

大友戸次左近大夫頼尊軍忠事、預御一見狀、欲浴恩賞施弓箭面目子細事、

一、去年十二月十二日、於佐野山最前參御方致軍忠事、  
(伊豆國君次郡)

一、同十三日、於伊豆國府致散々合戰、令太刀打抽軍忠畢、分取頭三、若黨手負十四人、  
(君次郡)

一、正月二日、近江國馳向伊岐須城濱手、懸先致忠畢、分取頭三、若黨手負八人、  
(栗太郡)

戸次莊

戸次莊

二八〇

一、同八日、追落八幡凶徒、同九日、十日、於大渡橋抽軍忠畢、

一、同十六日、法勝寺南門合戰、及散々太刀打、

一、同廿日、於室津致打出合戰、於御供下向鎮西、同三月二日、抽筑前國多々良濱軍忠畢、親

類若黨手負討死百餘人、分取頭五十四、

玖珠城攻メニ戦功ヲ抽ツ

以前條々如此、云海道、云京都合戰、抽所々軍忠、迄于鎮西御供仕、於博多給御教書、罷向玖珠城抽戰功之子細、皆以存知候上者、給御一見狀、且預御注進、浴恩賞、爲施弓箭面目、仍言上如件、

建武三年三月 日

承候畢、御判

一六 源戸朝直書下

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

「家感」

「建武三年七月廿七日」

(異筆裏書)  
「七番三ノ内」

豊後國玖珠城落人等所々蜂起閉、將軍家御祈禱事、任先例仰供僧等、可被致精誠候、仍執達如件、

建武三年七月廿七日

(戸次朝直)  
源(花押)

賀來社宮主御房

○尚八月四日付卷數返事(二〇号)アリ。

玖珠城落人所々蜂起ニツキ祈禱ヲ行ハシム



一九 種田寂圓軍忠狀

○早稲田大学所藏後藤文書  
荻野研究室収集文書下

球珠城以下ノ軍  
忠ヲ上申シ注進  
ニ預カリ恩賞ニ  
浴センコトヲ請  
フ

大手大將軍戸次  
朝直

戸次朝直証判ヲ  
与フ

將軍家祈壽ノ卷  
數ヲ請取ル

豊後國球珠郡高消寺凶徒等内、敷戸孫次郎入道普練・賀來辨阿闍梨・同舍弟孫五郎以下輩、忍出當

城、楯籠同國靈山寺、相語當山衆徒等、今月廿五日押寄種田大輔房有快之館、燒拂數十字在家等、令

打取同庄秋弘大進房父子等、擬令亂入府中高國府之閒、翌日廿六辰時、田吹圖書左衛門入道子息九

郎宗綱、屬搦手大將古庄宮内入道圓阿之手、自當山妙見之尾、至同水上山之下、為惡所之閒為步

行、致先懸、片時之閒、令責落彼凶賊等、令燒拂城塚候之條、大手大將軍筑前次郎殿、當國守護代

以下、地頭御家人等、各所被見知也、然則預巨細御注進、為浴恩賞、言上如上件、

建武三年七月廿八日

進上 御奉行所 「承了、(花押)」

(種田)  
沙彌寂圓

二〇 戸次朝直卷數請取狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

將軍家御祈禱事、卷數一枝給候了、被致丁寧之由、可令注進之候、恐々、

八月四日

(戸次)  
朝直 (花押)

賀來社宮主御房

戸次莊

三 九條道教家領目錄案

○九條家文書  
南北朝遺文九州編七二七号

左大將家政所注進 建武三年  
八月廿四日

御家領事御當知行分

山城國東九條庄一圓  
(紀伊郡)

高松殿跡地  
(山城國)

伊勢國和田庄一圓  
(鈴鹿郡)

同國林西庄領家職  
(龜茲郡) 并加納

美濃國衣斐庄領家職  
(大野郡) (地方下同)

同國岩田庄一圓

同國下有智御厨領家職  
(武芸郡) 地頭中分也、

同國岩田庄一圓

當御厨内寺地、橘并太田依澤通名等庶子分地頭職、

爲闕所、一圓被付本所早、

讚岐國子松庄領家職  
(那阿郡)

豐後國臼杵・戸次庄領家職  
(海部郡) (大分郡)

肥前國太田庄領家職  
(杵島郡)

常陸國村田庄領家職  
(筑波郡) 號下妻庄

同國田中庄領家職  
(筑波郡) 號村田・下庄

同國小鶴・南庄領家職  
(茂城郡)

備前國小豆嶋庄領家職  
(尾島郡)

肥前國彼杵庄領家職  
(彼杵郡) 地頭中分也、

攝津國輪田庄領家職  
(菟原郡)

同國生嶋庄領家職  
(川辺郡)

同國有馬・溫泉社(有馬郡) 神主職并  
湯口東西屋

武藏國船木田本庄領家職  
(珠洲郡)

能登國若山庄領家職  
(鳳至郡)

能登國町野本庄領家職  
(那賀郡)

阿波國大野新庄領家職  
(日根郡)

和泉國日根庄一圓、一村  
(沼垂郡) 有地頭

越後國白川庄領家職  
(神崎郡)

播磨國田原庄一圓  
(多可郡)

同國安田庄領家職  
(長岡郡)

土佐國片山庄一圓

北政所御領

近江國伊庭庄領家職  
(神崎郡)

一音院領

甲斐國志摩庄領家職  
(山梨郡)

建武三年八月廿四日

紀伊國井上新庄一圓  
(那賀郡)

下總國三崎庄領家職  
(海上郡) (小田郡)

備中國驛里庄領家職  
(林) (出雲郡)

出雲國材木・美淡兩庄領家職  
(談力) (職力)

備後國皇后宮勅旨田一圓

尾張國大縣社一圓  
(丹羽郡)

丹波國多紀北庄一圓  
(多紀郡)

同國蔭山庄領家職  
(神崎郡) 地頭中分

同國久留美庄領家職  
(美婁郡)

大和國清澄庄一圓  
(添下郡)

尾張國但馬保内兩郷地頭  
(知多郡) 阿和・大井

職

以上四十ヶ所

三 九條道教家領目錄案

○九条家文書  
南北朝遺文九州編七二八号

〔九条道教〕  
左大將家政所注進、

御家領事御當知行分

山城國東九條庄一圓 押紙云、  
御當知行

高松殿跡地

伊勢國和田庄一圓

同 國林西庄領家職并加納 押紙云、  
東福寺御寄進

美濃國衣斐庄領家職 地頭中分地

同 國岩田庄一圓

同 國下有智御厨領家職 地頭中分地

當御厨内寺地、橋并太田依澤通名等庶子分地頭職

一所、一圓被付本所畢、

讚岐國子松庄領家職

豐後國臼杵〔海部郡〕・戸次庄領家職〔大分郡〕

戸次庄

肥前國太田庄領家職〔杵島郡〕

常陸國村田庄號下妻庄領家職

同 國田中庄號村田下庄領家職

同 國小鶴南庄領家職

備前國小豆嶋庄領家職

肥前國彼杵庄領家職地頭中分地在之、  
〔彼杵郡〕

攝津國輪田庄領家職

同 國生嶋庄領家職

同 國有馬溫泉社神主職并湯口東西屋、

紀伊國井上新庄一圓

武藏國船木田本庄領家職

下總國三崎庄領家職

能登國若山庄領家職

同 國町野本庄領家職

出雲國林木・美淡兩庄領家職

備中國驛里庄領家職

阿波國大野新庄領家職

戸次莊

備後國皇后宮勅旨田一圓

和泉國日根庄一圓一村有地頭、

尾張國大縣社一圓

越後國白河庄領家職

丹波國多紀北庄一圓號泉、

播磨國田原庄一圓

同 國蔭山庄領家職地頭中分地、

同 國久留美庄領家職

同 國安田庄領家職

土佐國片山庄一圓

大和國清澄庄一圓

北政所御領

近江國伊庭庄領家職

尾張國但馬保内阿和・大井兩郷地頭職

一音院領

甲斐國志摩庄領家職

以上四十ヶ所

建武三年八月廿四日

入田新藏人以下  
凶徒誅伐ノタメ  
發向スルヲ告ゲ  
味方ニ馳參ゼシ  
ム

菊池武重以下退  
治ノ御教書ヲ施  
行シ肥後國ニ參  
勤セシム

三 源戶頼時軍勢催促狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

入田新藏人已下凶徒等打出入田郷、(直入郷)已及合戰之由、今日未時垣田左衛門入道馳申之聞、爲誅伐所令發向也、不廻時剋馳向、屬此手、可被抽軍忠也、仍執達如件、

建武四年十一月十二日

(言次頼時)  
源(花押)

太宮司殿

二四 戶次頼時施行狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

可爲軍勢三騎候、

爲菊池(武重力)以下凶徒等退治、(小俣道親)差置宮内少輔孫太郎入道殿於肥後國之聞、爲警固、豐後地頭御家人三百騎催進之、年内三十ヶ日可勤仕由事、今月四日・同十八日御教書如此、早任被仰下之旨、不廻時

日、可被參勤肥後國候也、仍執達如件、

建武四年十一月廿六日

(言次)  
源頼時(花押)

賀來(杜矢)太宮司殿

戶次 莊

三五 工藤致郷軍忠狀

○長野康雄文書  
大分県史料一一

工藤致郷軍忠狀  
ヲ上リ証判ヲ請  
フ

豐後國山香庄(速見郡)内廣瀬村地頭工藤九郎(致郷)申、依入田左衛門藏人・同新藏人已下凶徒等蜂起、被成御奉書候之閒、即馳參府中、罷付着到、就同十二日重御奉書、馳向入田軍陣(畢脱)、早下賜御判、欲備後日龜鏡候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年十二月五日

戸次頼時証判ヲ  
加フ

「承候了、  
(戸次頼時)  
〔花押〕」

三六 戸次頼時和與狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

和與

戸次頼時阿南莊  
光一松名所務ニ  
付キ和与ス

請所

年貢廿五貫文  
大神宝用途十貫  
文及比所役ヲ勤

豐後國阿南庄(大分郡)内光一松名領家年貢神寶以下所務條々、右、當名領家年貢以下所務事、依被訴申、彼地者、爲請所、毎年令沙汰用途拾五貫之外、不被綺所務之由、及訴陳之處、向後止訴訟、一事已上不可綺庄務之由、預所三位阿闍梨幸仙被出和與狀之上者、爲當名御年貢、毎年十一月申、可沙汰遣用途貳拾五貫文也、但六ヶ年一度卯酉神寶用途拾貫文、神輿之轅、并百姓役木屋三間・茜六斤・萱莖六枚・薦六枚・白土貳舁五合・丹貳舁五合・炭一駄調

仕ス

進之程、毎日坊仕一人在薪鹽者、無懈怠可致沙汰也、若無沙汰之時者、任武家御下知狀、可有其沙汰者也、仍和與之狀如件、

建武(五)□年十月十日

(戸次)頼時(花押)

### 三 宇佐宮神官大神小山田 宇貞申狀

○小山田文書  
大分県史料七

宇佐宮神官宇貞謹言上、

欲早預御吹擧、申成將軍家重御教書於豐前國守護所、被退戸次頼時豐前太郎不知以下輩濫妨、被沙汰付下地於本主宇貞、全月次不退神役、同國來繩鄉々司職并福成名田畠屋敷山野河海等事、

副進、

○具書略

来繩郷司職並福  
成名田畠等ニ對  
スル戸次頼時ノ  
濫妨ヲ停止セラ  
レンコトヲ請フ

右當郷者、天平 勅施之封戸、潔齋重役之地也、郷司職ハ又、宇貞相傳知行之處、戸次太郎、自鎮西大將軍(二色範氏)一色少輔 號給恩賞、分與一族等、去々年以來、依致濫妨、神役多背先規、禁塚悉令汚穢之條、冥慮尤巨測者也、爰宇貞擬申子細之刻、神官直輔宿禰、就一流之由緒、先而預本所御擧、被申

成武家御教書之聞、爲神官一躰之身、不可有確執之故、令和談畢、名字雖各別、可爲同心之沙汰之上者、早賜御擧、申成將軍家重御教書於守護所、被止戸次太郎以下輩濫妨、被沙汰付下地於宇貞、爲全有例神役、言上如件、

戸次 莊

曆應三年二月 日

三六 戸次頼時起請文

○阿蘇家文書上  
大日本古文書

御方トシテ衆中  
談合ヲ加ヘ契約  
ヲ守ルコトヲ誓  
約ス

御方においてちうをいたし、身をたつへきおもむきは、自他事ふりおハリぬ、おほやけわたくし(公)の  
大小事、一所にたんかう(談)をくわへて、一みちをさたむへし、いまよりのちハ、あいたかいに、兄弟  
のおもひをなして、いさゝかへたつる事なく、よろつこのけいやくの衆中にたんかうして、所存を  
おもひさたむへきもの也、このてういつはり申候ハ、

奉始梵天、帝尺(秋)、堅牢地神、天照大神、八幡大菩薩、春日大明神、阿蘇大明神、日本國中大小神祇  
の御罰お、頼時まかりかうふるへきもの也、よてかきかへの狀如件、

正平二年六月一日

(言次) 頼時 (花押)

三九 戸次朝直起請文

○阿蘇家文書上  
大日本古文書

南朝方ニ忠ヲ致  
シ契約ノ如ク公  
私ノ大小事ヲ談  
合スルコトヲ誓  
約ス

御方においてちうをいたし、身をたつへきおもむきハ、自他事ふりおハリぬ、おほやけわたくし  
の大小事、一所ニたんかうをくわへて、一みちをさたむへし、いまよりのちハ、あいたかいに、兄弟  
のおもひをなして、いさゝかへたつる事なく、よろつこのけいやくの衆中にたんかうして、所存を



おもひきたむきもの也、このてういつはり申候ハ、

奉始梵天、帝尺、堅牢地神、天照大神、八幡大菩薩、春日大明神、阿蘇大明神、日本國中之大小神

祇の御罰於、朝直まかりかうふるへきもの也、よてかきかへの状如件、

正平二年六月一日

朝直 (花押)

○同日付、同文ノ左中将尹房起請文・大友氏宗起請文アルモ省略。

### 三 利光成大寺寶篋印塔銘

○大分の石造美術  
大分市大字上戸次成大寺

正忠ノタメ宝篋  
印塔ヲ建ツ

〔基礎部〕  
信庵阿闍梨正忠

觀應元康<sup>〔庚〕</sup>ヲ八十<sup>〔五日巳時〕</sup>□□

○「」内ハ『大分県金石年表』ニヨル。

### 三 都甲大惟元軍忠狀

○都甲文書  
大分県史料九

〔端裏書〕  
「源」

都甲惟元足利直  
冬以下誅伐ノ軍  
忠ヲ上申ス  
大神筑前次郎

都甲彦四郎惟元申、爲直冬<sup>〔足利〕</sup>誅伐御發向之閒、去年九月十日、馳參高田以來、於所々御陣、致忠節

畢、就中同年十二月廿五日、大神筑前次郎・土岐藏人大郎<sup>〔マ〕</sup>以下御敵、打出豊前國糸口原之閒、爲前

懸之隨一、抽軍忠畢、加之、迄于同國安心院・津布佐・深見以下凶徒沒落之期、抽忠節候畢、以此

戸次莊

旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正平七年正月二日

進上 御奉行所

(証判)  
一承了、

(大友氏時)  
源(花押)」

○以下三三・三四・三五・三六・三七・四〇・四六号ハ、大神・藤原莊及ビ日出莊ニ關スル戸次氏關係史料ナリ。

三 玄收親書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

(編纂書)  
「大くららの入道」

近江孫二郎寄来ルニツキ馳參ズ戸次丹州惣領方ニ合体ス

近江孫二郎殿被寄来由、承及候間、可馳參候、たま〜戸次丹州、惣領御方合躰被申候間、一すぢニ見繼可被申候條、勿論候、即令悦喜候間、まつ啓案内候、其子細、后便禪門方へ申候了、恐々謹言、

(年未詳)  
三月五日

田原殿御事

(親宣)  
玄收(花押)

三 足利義詮袖判下文

○大友家文書録  
大分県史料三一

袖(足利義詮)  
御。判

下 豊前藏人三郎直貞 (田原) 正曇 (法師)

筑後国生葉庄ノ  
替リニ諸庄ヲ宛  
行フ  
大神・藤原庄

可令早領知、  
後國光一名 (松脱) 同國田原別府内波多方名 (國東郡) 頼時跡 (後守力) 同國大神・藤原庄 (遠見郡) 戸次筑前次郎朝直 (直力) 跡

豊前國苜 (田) 庄 (饗庭彈正左衛門・入道跡輩跡) 同國吉田村等事、

右、爲勳功之賞、筑後生葉庄替、所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、

文和元年十一月廿二日

三四 豊後守護大友氏時遵行狀

○草野文書  
大分県史料一三

豊前藏人三郎入道 (正曇甲、豊後) (阿南庄) 國光 (松名) 同國田原別府 (内渡) 多方名 (戸次丹後守) 同國 (大神・藤原) 庄朝直 (守護代カ) 頼時跡 (相共、可被沙汰付正曇代 (之状) 跡、如

種田有快ヲシテ  
大神・藤原庄等  
ヲ渡付セシム

事、任去年 (文和) 元十一月廿二日御下) 文、并同月廿四日御施行、

文和二年四月五日

種田大輔御房 (有快)

戸次庄

(大友氏時) (輔) (花押)  
刑部大

三 豊後守護大友氏時遵行狀

○草野文書  
大分県史料一三

大神・藤原莊以下ヲ渡付セシム

〔田原直貞〕  
豊前藏人三郎入道正曇申、豊後國光一松名・同國田原別府内波多方名戸次丹後守・同國大神庄・藤原庄朝直事、任去年文和十一月廿二日御下文、并同月廿四日御施行、植田大輔房相共、可沙汰付正曇代之狀、如件、

曇代之狀、如件、

文和二年四月五日

守護代

〔大友氏時〕  
刑部大輔〔花押〕

三 田原正曇直讓狀

○入江文書  
大分県史料一〇

〔端裏書〕  
「正曇讓狀」

〔異筆〕  
「一見了、

〔足利義詮〕  
〔花押〕

文和三年九月廿四日」

讓與 所領等事、

一、豊前國苅田庄地頭職〔京都郡〕

一、豊後國光一松名地頭職〔大分郡阿南莊〕

恩賞地ヲ孫徳増丸ニ讓ル

大神・藤原莊

一、同國大神(速見郡)・藤原兩莊、并田原別符内波多方名地頭職半分

右所々者、正曇爲恩賞拜領、當知行無相違、而嫡孫豐前德増丸仁、相副御下文・御施行・守護施行等、所讓與也、此外豐前國吉田村者、爲一紙御下文内雖拜領、被下 將軍家御書之閒、避與松浦十

郎左衛門尉持畢、於大神・藤原・波多方半分者、本主降參之閒、任傍例去渡畢、彼替事、可宛給之

大神・藤原莊・波多方半分ハ本主降參ニヨリ去渡ス

由、御沙汰最中也、被裁下者、同德増丸可令知行、凡正曇知行所(經目妻正曇花押アリ)一領等事、先日悉讓渡德増丸之

子貞広ハ針摺原ニ戦死

閒、自餘子孫等、不可有稀望之上、今年二月、於筑前國針摺原、貞廣以下子息氏貞等、孫子多討死

眞幸・直尚ハ義絶・不義

畢、眞幸・直尚等、雖現存、或義絶之子細達上聞、或現不義之閒、不親近、其外孫子等數輩雖在

德増丸一人ニ讓ル

之、不及分讓、其故者、令分配面々者、分限尪弱而不可補御公事之閒、嫡(氏能)々德増丸一人仁所讓給也、然則全領掌、可專御公事、仍讓狀如件、

文和二年十一月六日

沙彌正曇(花押)

(正曇自筆)「せん日の狀ハ、しひつニかきあたへ了、

この狀、たひつのうたかいあるへからず、

同日

正曇(花押)「

大友氏時証判ヲ加フ

(証判)「彼所々、被讓與嫡孫德増丸之子細、披見畢、爲後日、所望之閒、所加判形也矣、

文和二年十一月八日

(大友氏時)刑部大輔(花押)「

三七 豊後守護大友氏時舉狀

○草野文書  
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕  
「大友刑部大輔吹舉狀文和三、四、十五」

田原正曇ノ安堵  
申状ヲ举申ス

豊前藏人三郎入道正曇申、豊後國田原別府本方參分壹付次・同國大神藤原庄・波多方名各半・同國分

光一松名・豊前國荻田庄・筑前國怡土庄内末永名參分壹・筑後國田口村參分壹・肥前國山田庄・周(河南庄)

防國岩田保等地頭職、就讓與孫子(田原氏能)德増丸、可被成下安堵御下文由事、申狀具書、謹令進上之候、可

被經御沙汰候哉、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年三月廿三日

(大友)  
刑部大輔氏時(裏花押)

進上 御奉行所

三六 戸次淨心重申狀案

○大友文書  
大分県史料二六

惣領氏時ニ讓与  
セシ所領ノ安堵  
ヲ請フ

所領豊後國柴山村、(海部郡)戸次庄内壇原村、(遠見郡)由布院内荒木・山崎・石松・貞恆四箇名并香野村、(遠見郡)八坂庄内

歳田村、日向國宮崎庄内調殿村・和田村・宮崎本村半分・柏田半村、(景重)四郎丸公文龜鶴給分田

畠・萩原田地、肥前國財部村六分壹等地頭職事、相副御下文以下證狀、令讓與惣領大友刑部大輔氏

時候、可被成下安堵御下文候哉、以此旨可有御披露候、淨心恐惶謹言、

文和三年十月十六日

(戸次重慈)  
沙彌淨心

進上 御奉行所

三九 楠木生石造五重塔銘

○大分県の文化財  
大分市大字下戸次字楠木生

(基礎部南面)

一日本國豊後州

(西面)  
一從地湧出

(北面)  
一高懸佛日

(東面)  
一法阿 行妙

戸次莊寄住平幸  
広妻藤原氏ト共  
ニ五重石塔ヲ造  
立ス

戸次庄寄住

上簷蒼穹

永扇堯風

宗光 延房

平左近允幸廣

多寶如來

延文五年庚子

助氏 幸安

同妻藤原氏共、

在於其中

三月十五日

安定 爲行

施于寶財命于

恭敬之者

謹銘

助家 賴重

石工而起寶塔

罪障冰融

廣氏 玄高

景家 家廣

於楠毛生之靈

供養之者

定阿 行永

助家 廣安

場、以壯觀矣、資

福德山崇

爲家 則家

宗重 定重

助施主具列名

此功此石(后)

安繼 妙圓

爲光 重宗

銜于后、其銘曰」

長垂無窮」

玄法 正道」

藤原女廣重」

○『大分の石造文化』『大分県金石年表』ト校ス。基礎部四方ノ銘文ヲ便宜右ノ如ク配列ス。大分県指定史跡  
(昭和三十四年三月二十日)。

戸次莊

四〇 足利義詮袖判下文

○大友家文書錄  
大分県史料三一

袖(足利義詮)  
御。判

下 豊前藏人三郎(直貞)法師法名正曇

大神・藤原莊等  
ノ替トシテ安岐  
郷地頭職ヲ領知  
セシム

可令早領知豊後國安岐郷(國東郡)日田宮内少輔登永跡地頭職事、

右、爲勳功之賞、同國大神・藤原庄(遠見郡)戸次筑前次郎、豊前國吉田村(企救郡)、芥田等之替、所宛行也者、早守先

例、可致沙汰之狀如件、

貞治二年七月十二日

四一 吉弘氏輔・宇野宗經(カ)連署遵行狀(折紙)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

毛井社内平林某  
跡ヲ戸次貞元ニ  
打渡サシム

豊後國毛井社内、平林彌次郎跡事、所被預置戸次新藏人貞元也、任御奉書之旨、可被打渡下地之  
由候、仍執達如件、

貞治四年二月十七日

(宇野カ)(經カ) 宗 (吉弘) 氏  
□ (花押) 輔 (花押)



入道殿

三 足利義詮袖判下文

○大友文書  
大分県史料二六

(足利義詮)  
(花押)

下 戸次下野守頼秀

勲功賞トシテ肥  
後国大野保ヲ充  
行フ

可令早領知肥後國大野保事、  
(玉名郡)

右、爲勲功賞所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、

貞治五年九月廿二日

三 改姓築山河野家譜

○大日本史料  
六ノ二七

菊池・河野等豊  
前小倉ニ兵ヲ進  
ム

(正平) (五月) (武光) (河野) (村上) (今岡)  
同二十一年、菊池、通直俱ニ、豊前小倉ニ兵ヲ進ム、義弘、通任同ク小倉ニ押下テ、角ト云入ケレ

ハ、通直、淺海八郎五郎、小山五郎兩人ヲシテ、其貞志ヲ謝ス、同國今塔ノ合戦ニ、屬通直功ア  
(田川郡) (在)

リ、

通直帰国ノ意ア  
リ大友氏豊前宮  
熊ノ城ヲ侵ス

頃年、通直本州ヲ離レ有筑紫、與州ノ吏如何ント心元ナク思ヒケレハ、一族中各歸國ノ思ヒ有テ、  
評議萬端タリ、然ルニ、大友氏、豊後宮熊ノ城ヲ侵ス吏甚急ナリト、依之村上、今岡一族郎從ヲ相  
(豊前宇佐郡カ)

戸次莊

俱シ、城中ニ力ヲ可合ノヨシ、爲(懷良親王)征西ノ宮仰卜、兩使數々來テ令ヲ述フ、村上、今岡領掌シ、則船

ヲソ玉ハリケル、相伴一族ニハ、吉岡(分廳)宮山次郎、中川彈正、吉藤帶刀、大田(分廳)淺海、田中、蒲池掃

部、大藏又四郎、淺海八郎五郎、重見(分廳)高山、宮前左衛門太郎、森五郎、淺海(來也)、中須三郎、小山五郎、

中川隼人九郎二郎、高尾八郎左衛門、得久(能脫力)三郎、樋口尾越左衛門五郎、高山形部、鴨池新左衛門、

江見次郎、樫尾四郎、釜瀬孫十郎、今岡左衛門六郎等也、並高田ノ人數相加テ、都合三十餘艘、豐

後國(國東郡)曰野、神祓、守江、周防ノ壇ニ押寄、近里ヲ放火シ、宮熊ノ後詰タリ、雖然城中屬無異、各凱

旋、

同十月、菊池又豐後(大分郡)戸次ニ發ス、依之義弘、通任ヲ初各乙津ニ至テ、菊池ニ相會ス、然メ菊池國ニ

歸ルノ間、村上、今岡モ又佐伯(海部郡)ニ討入ル、

○「豫陽河野家譜」「豫章記」「群書類從」合戰部等ニモ、略々同内容ノ記述アルモ省略ス。

四 後圓融天皇繪旨

○山城玉鳳院文書  
增補訂正編年大友史料八

豐後國曰杵・戸次兩庄、所有御寄附玉鳳院也、早致領知、可令專造營給之由、

天氣所候也、仍執達如件、

永和元年七月五日

右少辨(花押) 奉

雲山上人御房

曰杵・戸次莊ヲ  
玉鳳院ニ寄付ス

白野・神祓・守  
江等ニ放火ス

菊池武光戸次ニ  
發ス 佐伯

戸次直光ノ申状  
ニヨリ父頼時所  
領ヲ打渡サシム

田原徳一丸ニ対  
スル父氏能ノ讓  
与ヲ安堵ス

日出莊戸次朝直  
跡

### 三 足利義滿御判教書案

○立花文書  
南北朝遺文九州編五五四一号

戸次右馬助直光申、亡父兵庫頭頼時所領等事、任康安元年八月廿七日安堵、先可沙汰付直光之狀、  
如件、

康曆元年潤四月廿八日

(足利義滿)  
御判

今河伊與入道  
(貞世・了俊)

### 四 足利義滿袖判下文

○入江文書  
大分県史料一〇

下 田原徳一丸  
(親息)

(足利義滿)  
(花押)

可令早領知、筑後國田口村内西方參分壹・同國怡土庄内末永名參分壹・豊後國田原別符半分内  
(筑前國) (怡土・志摩郡) (國東郡)  
參分壹・同國田原別符内波多方半分 戸次丹後守 周防國岩田保跡 岩田左近將監 肥前國山田庄 彈正  
(國東郡) (阿蘇郡) (熊本郡) (高来郡) 阿蘇  
少彌治・豊後國安岐郷輔詮永跡 同國光一松名・同國玖珠郡山田郷跡 原田次郎 帆足郷・古後郷  
(國東郡) (日向宮内少) (阿蘇郡) 行珍跡  
志津利孫 飯田郷・并來繩郷内福成吉久名等・同國香地庄・國東郷 信濃入道 同國武藏郷・同國  
三郎跡 (遠見郡) 戸次筑前次郎 筑後國竹野庄内東郷・山本郷 守綱跡 等地頭職事、  
榎來別符・同國日出庄 朝直跡

戸次莊

右、任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、可令領掌之狀、如件、

康曆元年十二月廿四日

四七 室町將軍義滿家御教書

○大友文書  
大分県史料二六

〔新包紙ウハ書〕  
一 大友式部丞殿江斯波左衛門佐殿奉書

御書付

〔貼紙〕  
「十五」

豊後國戸次松岡下野入道跡事、爲料所被預置也、早守先例可被致沙汰之狀、依仰執達如件、

永徳二年十一月七日

〔斯波義將〕  
左衛門佐〔花押〕

〔親世〕  
大友式部丞殿

〔異筆〕  
「永徳二年」

四八 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

戸次莊切畑名

○永徳三年七月十八日、全文ハ「植田莊史料」八一号ニ収ム。本文省略。文中ニ「同國戸次莊切畑名」アリ。  
〔豊後國〕

豊後國戸次松岡  
下野入道跡ヲ料  
所トシテ預ク

四 竹中勝光寺六面石幢銘

○大分の石造美術  
大分市大字竹中

戸次莊寄住ノ淨  
侶等石幢ヲ建ツ

(第一面)

「伏□天下太平、國泰民安、專祈信□且那各」

現世安穩、後生善處矣、

永徳第三曆癸亥十月廿二日大工正中彫造」

(第二面)

「日本國豊後州戸次庄寄住

三寶弟子等

(第三面)

「良光

□□

淨念 淨本」

(第四面)

「正光

法妙

正□ 生阿」

(第五面)

「玄本

同阿

本同

正賢 正珎」

(第六面)

「正幸

良心

覺心 正了」

戸次莊

○〔一〕内ハ白井昭一調査記録トノ校異。第三面モ同記録ニヨル。

吾 戸次直世書狀

○荒卷文書  
大分県史料一〇

(裏打紙端裏書)

「戸次治部大輔」

(附箋)  
「戸次治部大輔」

田原鶴松知行分  
内点定地外ノ地  
ヲ点定スルヲ停  
ム

田原鶴松殿知行分内、點定之地事、先日屋形より、注交名被仰候人々事、不可有是非候、其餘之地等點定事、不可然候、追尋窮、可致沙汰候之閒、暫可被閣候哉、恐々謹言、

八月十九日

(戸次)  
直世(花押)

由布河内殿

○戸次直世ハ貞光ノ子(付録一、戸次系図)トシ、又孫トモアリ(付録二、立花系図)、今後ノ検討ヲ要ス。

五 京都不審條々事書

○禰寝文書三  
九州史料叢書

京都不審條々ヲ  
注ス

京都不審條々

(異筆)

「義持也」

一若君去年十二月十七日御元服、五位中將、當日將軍之宣旨御かふり候矣、

(異筆)

「將軍義滿公」

(異筆)

「應永元年」

一御所十二月廿七日大政大臣ニ御上候、正月七日可有御拜賀云々、御代ハ悉若君ニ御讓と云々、

国地頭御家人御所奉公ノ名字  
戸次・日田・佐伯・田原・吉弘

望ノ人ハ忠節ニヨリ探題ヨリ推挙ス

戸次直世

一 探題九州地頭御家人諸侍安堵恩賞事、不可有京都注進候、可爲探題沙汰御事書云々、  
一 御感事ハ、就于注進、可有御沙汰云々、

一 兩島一諸本領當知行、大隅・薩摩兩國守護職闕所以下、悉九州靜謐御恩賞、探題御給了、  
一 島津縱雖被參洛、兩國にハ有人部、可有知行上意御判に候云々、  
(今川貞世)

一 國地頭御家人、兼日より御所奉公之名字之中ニ、百餘人小番之衆とて被書拔、若君御所番帳ニ被書候、九州之人々ニハ、探題御右筆にて三十餘人か、豊後ニハ、戸次、日田、佐伯、田原ニ三人、吉弘一人、日向ニハ、伊東大和、宮崎薩摩守永入道、土持、財部、和田、高木、薩摩ニハ、澁谷、牛屎、和泉、谷山、阿多系、大隅ニハ、税所、加治木、平山、禰寢と見えて候、是ハ遠國之習、人にひかれ、又在所ニよりにて、難立御用候間、忠ニより、公方よりも執しおほしめし、永代御所奉公名字うしなハすして、國くにふまゑ候て、たといふしきの亂世にも、不可有相違上意にて候由、御事書ニ見えて候、大かいなり書進候、若又此外も望人候ハ、忠節ニより候て、探題御注進候ハ、可取入御やくそくに候と、御書ニ見えて候、  
(異筆)  
「應永二年」

五三 家次奉書(紙折)

○奥嶽文書  
大分県史料一三

(戸次直世)  
(花押)

戸次 莊

戸次莊

智尾地忠節ヲ致  
ス由ニツキ三重  
郷内三貫文ヲ与  
フ

今度智尾地之事、致忠節之由、被聞召畢、隨而三重郷之内をもて三貫文、可有御計之由、所御沙汰候也、彌可致奉公之忠節之狀、如件、

應永八  
七月十一日

奉  
家次

奧嶽兵衛四郎入道(マ)

五三 川原寶塔銘

○大分県金石年表  
大分市大字上戸次字川原

宝塔一基ヲ建立  
ス

應永十九年八月廿日大願主玄香敬白、

五四 源戸直世寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

敬白

奉寄進

豐後國崇廟由須原八幡大菩薩御寄進狀一通事、

彼田地者三重郷同田内萩田一町二段八十了々、

右趣者、爲天長地久御願圓滿也、殊大檀那諧源朝臣治部丞輔直世現當二世悉地、別者擧弓箭文武二道於譽、鎮同始嫡子高載、弟男各奉尋此神御本地、當時爲當家源弓箭、舊父護國神明侍哉、依之我

三重郷萩田一町  
二反八十步ヲ由  
須原八幡ニ寄進  
ス



等朝(マ)更暢(マ)信力、融盛志、彌持百年數算、子孫各加壽命、而勝一門繁昌他家様者、仍寄進趣如件、  
 應永廿七歲次 庚子 八月廿三日  
 治部丞源直世(戸次) (花押)

五 大久保氏本地坪付注文

○大久保文書  
 大分県史料三五

本地つほ付之事、

一所阿南庄之内六郎丸十七貫(大分郡)

一所はたけ田名廿五貫

一所わさた庄之内卅五貫(大分郡)

一所戸次庄之内冬田山口廿貫(同右)

一所山香郷之内小缶五十貫(遠見郡)

一所高田之庄之内三川名百貫(大分郡)

一所同庄猪野字(脱アルカ)

一所同庄之内寺字六字(司)(マ)

一所同庄之内へつほう名(別)(保)

同役敷

一所筑後、ミつまの郡之内百町(三瀬郡)

戸次荘

種田荘

戸次荘内冬田山口

高田荘内三川名

猪野

寺司

別保名

戸次莊

三〇六

一所筑前志戸郡内

金丸之内五町

元岡名之内五町

本地少く、

○年次未詳。戸次莊ノ内冬田ハ、大分市（大南地区）大字竹中（付録四号参照）ノ内。

### 巽 上戸次大塔念佛坂磨崖碑銘

○大分県金石年表六  
大分市大字上戸次大塔念佛坂

南無阿彌陀佛

戸次莊天台僧榮  
壽施主トナル  
先妣妙本ノ一周  
忌ニ一石ヲ立ツ

慈堂懷惠倚門悲石佛文光日射時一路涅槃回首見元來六字照圓伊、大日本國豐之後州戸次住應當村南坊天臺苾芻施主榮壽、竊以天文十六歲丁未九月念五日先妣妙本禪尼大練忌之辰、大致情志誠謹奉造立一石、面彫刻般舟飛白之次平嶮隘羊腸路殆作發軫容□之地也、所萃善利乃致報恩謝惠之忱者也、共惟妙本禪尼女功兼備貞□隨宜蛇路法水滔鷺池除涉世橋深淺漏大箭急觀無爲空玄理夜□舟移五□障雲□八大獄離大三□景機如靈照女子二十餘歲性存華蘇如來□非□非□一靈心性明□□天涯、今日起此供養後胤繁茂、萬像之中月在波心說向□謹記爲月香梅心童男也、  
天文十六年丁未十□月□五日

○文字判読不確實ノ所多シ。

月甫宗心ノタメ  
宝篋印塔ヲ造立  
ス

五 且野原日ヶ出寶篋印塔銘

○大分県金石年表八  
大分市大字且野原宇日ヶ出

(古石ノミ存)  
「高山前但馬守平朝臣持貞公、爲捐館月甫宗心禪定門也、

天文廿年辛亥十一月廿日敬白

」

五 大友宗麟義鎮名字狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

(永祿十一年)  
正月十八日

戸次孫太郎殿  
(鎮實)

(大友義鎮)  
宗麟 在判

五 大友宗麟義鎮加冠狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

加冠 名字。事、  
之

源 鎮實

加冠シ鎮實ノ名  
字ヲ与フ

永永祿十一年正月十八日

戸次莊

戸次莊

三〇八

○『大友家文書録』ノ綱文ニ「(永祿)十一月戊辰正月十八日、宗麟令戸次孫(太)□郎、名鎮實、有加冠書」トアリ。

大友義統感狀(切紙)  
(雁皮)

○帆足市太文書  
大分県史料二六

浦部表ノ在陣軍  
忠ヲ賞ス

今度至浦部表、在陳之儀申付候處、從最前馳走、殊度々動之刻、別而軍勢之次第、感入候、彌可勵粉骨事、肝要候、必取鎮一稜可賀之候、(大友)

卯月九日

(大友)義統(花押)

○充所ヲ欠ク、「碩田叢史帆足文書」ニハ「帆足九郎殿」トアリ。

大友義統安堵狀

○帆足市太文書  
大分県史料二六

戸次庄内寺領分  
ヲ安堵ス

戸次庄之内、當寺領分之事、不可有相違之條、彌可被全寺務候、爲存知候、恐々謹言、

(天正九十一年頃)  
二月十六日

(大友)義統(花押)

青蓮寺

紹藏主

在国ニツキ分国  
中雜公事ヲ免ズ

六二 大友義統安堵狀寫

○帆足市太文書  
大分県史料二六

近年在國之儀令存候、然者、分國中津々浦々萬雜諸公事、如前々免許、聊不可有相違候、恐々謹言、

(天正十一(二年)  
二月十五日

(大友)  
義統(花押影)

帆足攝津殿

○料紙後世ノ紺紙ヲ用フ。検討ノ余地アリ。

六三 大友義統知行宛行狀寫

○帆足市太文書  
大分県史料二六

領地ヲ宛行フ

其方領地之事、申付候、可有知行候、恐々謹言、

(天正十一(二年頃)  
三月二日

(大友)  
義統(花押影)

帆足攝津殿

○知行内容ヲ記サズ。検討ヲ要ス。

六四 大友義統感狀

○戸次隆義文書  
大分県史料二六

立花道雪同心ヲ  
以テ軍忠ヲ尽ス  
ヲ賞ス

去月十九、<sup>(立花)</sup>以道雪同心、凌敵中、<sup>(筑後上妻郡)</sup>至黒木表着陣以來、於在る所々軍勢、殊分捕貳、高名之次第、感入候、彌可勵馳走事、專一候、恐々謹言、

(天正十二年九)  
九月十一日

<sup>(大友)</sup>義統(花押)

○宛所ヲ  
欠ク。

六五 大友義統跡目安堵狀

○渡辺澄夫蒐集文書  
大分県史料一二

<sup>(端裏切封)</sup>一(墨引)「

利光表及ビ日向  
出兵ノ時ノ軍忠  
ヲ賞ス

今度薩广之悪黨現形之刻、於戸次庄利光表、祖父河内入道戰死、<sup>(天正六年)</sup>先年於日州高城表、<sup>(兒湯郡)</sup>父彈正忠屈之由、旁以忠儀之次第感入候、必追而、一稜可賀之候、仍跡目之事、任讓之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(天正十四年)  
九月十九日

<sup>(大友)</sup>義統(花押)

小原新四郎殿

戸次庄利光表ニ於ケル父彈正忠ノ戦死ヲ賞シ遺跡ヲ安堵ス

### 六 大友義統跡目安堵狀

○徳丸文書  
大分県史料九

今度薩广之悪黨現形之刻、於戸次庄利光表、父彈正忠戰死、忠儀之次第感入候、必追而一段可賀之候、仍跡目之事、任讓之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(天正十四年九月十九日)

(大友) 義統 (花押)

徳丸幸市殿

### 六七 大友義統感狀寫

○岡部忠左衛門文書  
萩藩関録二

利光宗魚要害籠城ノ際ノ忠節ヲ賞ス

(宗魚) 戸次庄利光越前入道要害、登城之儀申候處、即差籠之由候、殊前廿八、悪黨取懸候之刻、遂一戦分捕高名之段、岐部左近大夫申候、心懸之儀感入候、彌兩役人被申談、可被勵忠儀事專一候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正十四年) 十月卅日

(大友) 義統判

(鎮種) 岡部佐渡守殿

戸次庄

六 豐後國志

利光宗魚戰死ス

〔大分郡墳墓項〕  
利光宗魚墓

在戸次郷利光山下成大寺中、利光越前守宗魚鶴賀城主、薩軍襲來、宗魚城樓臨之、寇至如潮、遂出戰、直斬首數百級、遂進沒于軍中、

長曾我部信親戰死

長曾我部信親墓

在戸次郷門前村山上松叢中、

戸次統常戰死

戸次統常墓

在戸次郷門前村西北山側、天正十四年冬、豐薩之戰、豐臣關白先使仙石秀久、長曾我部元親等、援豐府、尋大將將至、即而秀久將出戰、見薩兵之衆曰、不可當、宜還豐府固守城、師遂還、薩軍觀之、遂與戸次統常共率其屬、入敵地、猛氣奮擊、大亂薩軍、無人敢近、新納武藏守率衆將續後、下山側、觀而駐

馬嘆曰、壯哉長曾之子、真是將種也、二子遂死于軍中、

天連城

〔古蹟項〕  
天連城

在戸次郷伊豫林村、數山中最高峯、又作天貫、島津義久伐豐府之備、先奪此城、使柴田紹安守之、初紹安有怨宗麟而叛之、以事通于義久、且啓之以朝日城而奔、故義久命紹安、移守天連城、然義久尙疑

柴田紹安反シテ後戰死ス

之、使薩人遣送、既而紹安忽見星河城有火、驚愕心悸、意欲往救之、盖星河所寄其妻子也、軍中皆知其異志、遂謝曰、義久曰、子非吾徒、可以速去、紹安赧愧遂出、薩人追之、戰山下敗而死、

鶴賀城

在戸次郷利光山、利光越前守宗魚據之、



六九 豊後國大分郡戸次莊合戰次第

○大友家文書録  
大分県史料三三

豊後之國大分郡戸次之庄合戰之次第、

一天正拾四年丙戌十一月十五日、薩摩 [ ] 雜兵  
 貳萬餘ニ而、日向通阿津佐山ヲ越、 [ ] 宇目(大野郡)と  
 申所ニ着、陳ヲ取申候、兵庫守 [ ] 舍弟志摩嶋  
 津中書ハ申付候、其勢 [ ] 着申候、爰ニ而鑓ヲ三段  
 ニ組、壹番 [ ] 武藏、三番ハ本田主税、物見之  
 侍 [ ] 相良民部此兩人ニ申付候、連々四日ニ  
 竊(賀城カ) [ ] すへき由申、城大將利光越前入道(宗忠)  
 起るニ [ ] おこるニより、をさへ之ためニ被參候、秋成  
 [ ] 捨可申ニ、志津嶋津早速さつそく城ヲ取 [ ]  
 [ ] 弓ヲ出シ秋成鑑ヲ城ニ入、其後敵お符立討 [ ]  
 誰を [ ] たれヲ可出かと申所ニ、爰ニ越前普代ノ [ ]  
 もの年貳十あまり餘ニ而御名字ヲ給而秋成鑑 [ ]

戸次莊

渡らんと申、侍中然へしと申、彼右 [ ] 津  
 八人質しちヲ請取、馬乘貳百程はと [ ] かため  
 居申候、 [ ]

一利光越前入道鑑秋成ハ薩摩勢寄 [ ] 是歸馳り、  
 霜月廿六日夜中ニ城ニ入、殊之 [ ] こまか  
 に申、秋成聞、さらは今夜大塔 [ ] 支不便ふひ  
 んなれとも、ちからなしと [ ] とうく符討  
 取申候、いかにもして右馬助 [ ] 敵かたきハ、  
 時之聲こゑヲ聞、右馬助ヲ符申候、味 [ ] 無  
 案内なれハ、殊悉ことく討れ申候、 [ ]  
 一薩摩勢ハ思ひの外ニたはかれ、大勢 [ ] 見  
 せ、城ヲせめ可申とて、同廿八日ニ雜兵百 [ ]  
 [ ] 案内ヲ見申候、其時城よりハ大勢ヲ [ ]  
 寺ニかくし置、閑近來ル時符出ル、此さと里 [ ]  
 [ ] 長さ里也となり、上と下ヲ取きつて、薩 [ ]  
 [ ] をみ合、大勢ヲ符取、殘ルものともハ [ ]

二而符取り、九拾六人之首ヲ城下ニきり

下入事、敵前味方之下屋壹人生取

此ものちりやくものニ而、彼利光と申

而深き様なれども、中ニは、壹丁

れすと申、もし城より符而出ハ

つて申ニより、ふかくヲ取申候、

志<sup>嶋</sup>廣津中書正ハ城ヲせむへきニ、曰杵

有之ものならハ、軍之さわりニなるへく

周防・野村備中此兩人ニ馬乘百騎

曰杵おし<sup>(ア、)</sup>河、

一<sup>備</sup>中書ハ兩そなへ坂原山と城との間ニ、陰

大善有、此谷ニ右之勢ヲかくし置

けニおし出、城よりこれヲ見わ

いはらわんと、大塔之石切場ニおし

之<sup>谷</sup>間ニ小川貳ツ有、此所ニ而高橋左近と

大善ニもしふせ草や候はん、先足輕ヲ遣

貳人遣、あんのことく大勢ハ此ものと

とおつかくる、味方ハ大滴井と申小川

た、かい、かたきハ大勢なれハ、味方之城

如何と思ふ、滴井川ヲ渡シ石切

道せはく、小坂ニ而、下ハ深田、味方

而皆々此深田ニはまる、味方此所ニ而

見へし時、味方ハ待ニ原ノ源進

など申もの四五人、坂中ニ立と

炮ニ而ふせき、大勢むら

ヲ<sup>引取</sup>ひきとり申、城より

に大勢ヲ出シよこやヲ

兄弟石切場坂中ニ而

仕り候、志<sup>嶋</sup>廣津

一十一月六日之早天より城ヲ取まき、せめ

間、池田口と申所、はなぐり岩たけ

摩勢此岩より落重な

びしくせめか、

味方ハ無勢

役者ヲさしこめ、火ヲけし

候へ共、風はけ [ ] [ ] ほとに二丸ヲやかせ申候、

一同七日早天より、あらてヲ入かへ、せめけ [ ] [ ]

せめかゝる、内々つく鐘ヲハそとを取 [ ] [ ]

内より切而取、互ニ切つきられつ、 [ ] [ ] ハ、

壹ツも無御座候、城ニハ兼而より茶 [ ] [ ] 小

石・大竹ヲこめ置候へハ、彼石ヲす・茶ヲす [ ] [ ]

入れれハ、此城三町計さかし候けれハ、ふ [ ] [ ]

ける大竹之うらをときつて、かたきの [ ] [ ]

此竹ニ貳三人ほと宛つきぬきかけ [ ] [ ]

聞ニ、谷ハうもれ申候へ共、日之暮もと [ ] [ ]

す、ひきし其時、大將秋成ハ失倉 [ ] [ ] たき壹

人、彼失倉之下之木陰ニか [ ] [ ] 大將ののと

わのはつれより符通 [ ] [ ] 名乗らすニにけ申

候ヲ、鐵炮ニ而符とめ申 [ ] [ ] とハ、かたき

をしり不申候、其日暮候て [ ] [ ] 帆足・高島・

池長・上尾・但馬・原・佐藤 [ ] [ ] 貳三拾

騎打寄而、屋形様へのやかたさまの御奉 [ ] [ ] 本陳ニか

け入而、志<sup>鳴</sup>广津ヲ符取可申と申 [ ] [ ] 申ける

ハ、志<sup>鳴</sup>广津本陳ハ四方坂けわし [ ] [ ] かたき

に符れ<sup>討</sup>くちおしかるへし、 [ ] [ ] ほろほしめ

ん<sup>討</sup>くも符死仕給へと [ ] [ ] けもやみ申候、

一兩日の軍ニ、侍大將・物頭ヲ大勢符せ [ ] [ ] 使

を立ゆ<sup>言</sup>いける様ハ、侍とも數多符れ申 [ ] [ ]

取度そんし候間、失石ヲひき可給と申 [ ] [ ]、

然共御地走ために、城之つい地廻之 [ ] [ ] お

くり可申と、返事ヲ仕り、同八日之早天 [ ] [ ]

五人・三人宛死かいヲおとし、方々 [ ] [ ] ふ、

かたきも後悔仕候事、

一同八日より城ヲ取まきせむる事、同十二 [ ] [ ]

しくせめ申候、毎日之軍ニ大石・小石 [ ] [ ] か

りなし、かたきハ、少しりそかずし [ ] [ ]

七間宛切而ひき落、味方ハかまへおき  
 取、おしたてくする、右夜かけニせんと  
 かふとをちきつてすて、具そくの  
 ニなつて、ひきやふりたる、へいう  
 かい申ニより、薩摩勢ハ、不申  
 頭と見、二ノ丸ニ乗上、用  
 と名乗、弓ニ而いおとし申  
 不申候、城と志津  
 と拾四そく  
 ぬき申、や  
 一同十二月十四日ニ仙石權兵衛殿・土佐長僧  
 次川ヲへたて、竹中山と申所ニ陳ヲ  
 取かへ  
 日ニ戸次川ヲ渡  
 壹番そなへヲ彼上  
 互ニせめたゝかふ、薩  
 下までおいこめ

らるゝ、薩摩ハ新手ヲ入替  
 り東、坂ノ口と申尾立ニ上り切  
 次河原ニ引申、薩摩勢ハ三そな  
 此河原ニ而都勢の符れ申事ハ  
 河原ニ而符たれ申候、仙石權兵衛殿  
 候、薩摩勢も符内迄おい通り  
 城ヲせめ不申候、  
 一 羈——羈城と符内ハ三里御座候、  
 一 利光——利光越前入道、法名ハ宗  
 豊薩合戦記  
 豊後國大分郡戸次之庄利  
 高田之庄  
 一 天正拾四年丙戌十一月十五日、薩之大  
 騎ニテ、日向通り阿津佐  
 着、陳ヲ取、今度之軍之大將ヲハ舍弟嶋津

10 豊薩合戦記

○大友家文書録 大分県史料三四

(家心ニ)

則中書海部郡右之勢ヲ相添、同廿六日ニ三重

、爰ニテ中書被申候ハ、臼杵近所ニハ外城

、所々ノ外城ヨリ敵發向スルニイテハ、

ヲ得ルコト在之閒敷候、此陳所ヨリ

之由ニ候閉、先戸次莊羈ケ城ヲ責落シ

臼杵ヨリ見次勢可在之、左

臼杵ニ押勢ヲ遣シ置、可然

色武藏守ニ被申付、馬乘百騎

羈ケ城之寄手ヲ三番

三番ハ本田主税、物見之

輔ニ被申付、勢分ヲ

同年十二月五日ニ三方

勢發向シ、既ニ

燒拂、寄

禮能子息久藏切テ出ル、城ヨリ石火

廣勢不堪、陳ヲ引申候、其

同五日ニ先手之

戸次莊

リ下風

迄參候ヲ、城ヨリ下風懸一合戰

味方貳百程討死仕候、中

七日ヨリ羈ケ

本丸

丸之城ヲ十五六閒程引落シ候ヘハ、城

白・茶臼ヲ投懸、敵ヲ大勢打

申候、城之大將

不申候、七日ヨリ

候、然ル所

從

于

小山ニ陳ヲ取居申候、中書ハ三段之

津留ト申所ニテ、仙斛・長僧我部内

廣勢ヲ利光之村中ニ追

ヲ元之所ニ

仙斛・長僧家部本陳ニ切懸リ、中津留

三一七

三備が一度ニ操合鬪申候、此川原

千程討死仕由申候、長僧家部モ、仙斛石權兵

衛ハ馬廻リ五六十人程ニテ府内ヘ引取申候、中

書モ追懸被參、吉弘加兵衛祇園川原ニ打出陳ヲ

中書モ府内川ヲ渡シ申支不成、

小山ニ陳ヲ取居申候テ、次ノ日内上野川原六坊ニ

陳ヲ取居被申

一高田莊 鶴崎ヘノ大將ニハ伊十院美作守、同下野村備中

守、雜兵三千程ニテ押方ハ大川ニテ、琵琶ノ

頸ト申所一口ニ堀ヲ掘、外ノ堀ニハヌカルヲ立、

内ニ築地ヲ住人吉岡宗貫ト申者、鶴崎ノ御

其比宗貫ハ病死仕ルニ付、後家ヲ大將

トモ御茶屋ニ籠居申候、彼後家其日鎧ヲ着、

白絹ニテ鉢卷ヲシ、白柄ノ、給人共ト打烈、

琵琶ノ頸ノ築地ノ陰内ニ入、味方ヲハ取テ押戻

シ、軍ノ下口薩广勢鶴崎ニ打入申支不成、琵琶

白瀧山ニ陳ヲ取居申候、其日高田莊討死、

德丸加右衛門伯父德丸三郎兵衛、式部兄德丸中

書、同弟三木完、其外雜仕候、然所ニ鶴崎モ

一日斗ハ以摩勢モ引不申候、其上鶴崎ニ

耽シ候ヘハ、久々ノ籠城續不申候ニ付、無力

鶴崎ニテ越年仕居申候、然者高田仕候

ハ降參仕耳ナラス、此中敵ト一無念ニ存候、

薩广衆頓而爰元ヲ引歸、是ヲ壹人ナリ

トモ討捕、此中ノ遣閒、雜兵ニハカマハス大將

ニ切り懸リ、一女童子數陰ヨリ時ノ聲ヲ揚候

ヘ、其ト示合候、明ル三月八日ニ、薩广勢雜

申候、鶴崎勢ハ高田ノ德丸一黨徳助兵衛・

德丸加右衛門・弟德丸形部・德丸又・德丸式部・

德丸志广・向新助弟向新十人程御座候か、薩

广勢ヨリ先ニ廻り道伊十院美作守・同下野守

通り申ニ大勢、味方ハ無勢ニテ一町斗引退キ、

司ノ濱ニテ鬪申所ニ、伊十院下野白柄所ヲ、

德丸助兵衛討捕、伊十院美作鎧又兵衛渡り合

討捕申候、白濱周防ハ鑓カ徳丸式部四人張ニ二十四

束打番、周防カ振、突テ懸ルヲ引持三閒程ニ近

付、放カ兵ナレハ周防ハ只中射通ス、一足モ不

カ良黨走り合、取テ肩ニ懸ケノク所ヲハ人

ヲ射貫キ一枕カニ伏申候、野村備中妻カ侍共大勢

ニテツイテ懸ルヲ、徳丸權カ加右衛門・徳丸形カ

部・向新右衛門・徳丸志廣・中村カ切り懸リ追

詰カ々切伏、射伏、爰ヲ先途カ、靄崎ノ藪ノ陰

ニ老人或ハ女童子カ場候ヘハ、薩廣勢カ是ヲ

聞、藪陰ヨリカ來ルト心得、敵現形ヲ不見定、時

ノ聲カ彼雜兵共引退所ヲ、頻ニ追懸カ

申候、野村備中ハ被討洩、主從貳人カ歸申候、

次ノ日究竟ノ侍ノ頸六拾カ義鎮ノ御目ニ懸申

候、靄崎勢ハカ伯父ノ向新助壹人討死仕候

事、

一薩廣勢所カノ合戦ニ雜兵七千カ、中書ヘハ殘ル

勢ヲ召烈、肥後通りカ、

戸次莊

一豊後勢ハ雜兵三千餘討死仕カ

右之通ニ承傳候間、如此御座候、

七 利光羈ケ城合戰承傳覺

○大友家文書錄  
大分県史料三四

利光羈ケ崎合戰承傳覺

(天正)

十四年丙戌之年霜月十五日、薩<sup>〔</sup>先手之衆九拾六人參候を、壹人茂<sup>〔</sup>殘利光城下ニ而討取申候、同廿六日ニ大塔と申所ニ而一合戰御座候、敵味方貳百ほと討死仕由申候、羈ケ城を責申<sup>〔</sup>

島津家久鶴ケ城ヲ攻略ス

利光宗魚打死

仙石・長曾我部救援

中津留河原ノ戦  
府内ニ侵出

ハ、同年十二月七日ニ嶋津<sup>(家久)</sup>中書正<sup>〔</sup>而、大塔村梨子尾と申丸山ニ陣<sup>〔</sup>、二の丸を責おとし、本丸之つい地迄責よせ、したるつき申鑑をは、上る取候而ふせきたゝかひ、敵味方大勢討死仕候、加之大將利光宗魚と申茂、其日討<sup>〔</sup>仕候へ共、本丸はおち不申候、同八日る十一日迄城を取まき居申候處、同十二日に仙斛<sup>(石)</sup>殿・長曾我部殿被成御越候而、山崎と申所に御陣を被取申候、嶋津中書正は陣を三段ニくミ、脇の津留と申所にて、<sup>(ツ)</sup>斛<sup>(ツ)</sup>殿・長曾我部殿内衆ニ一番鑑を合被成候處、薩州衆を利光之村中ニ追こミ申候、則二番そなへえ衆荒手を入替ふせきたゝかひ申候内ニ、三番備之<sup>〔</sup>、迫の口と申所る横入を仕、仙斛殿・長曾我部殿御本陣ニきりかゝり、おいおとし申候而、其のちハ三段ニ組申候鑑茂、仙斛殿・長曾我部殿ニ一度ニもミ合、中<sup>(津)</sup>留河原と申所ニ而合戰御座候、此河原<sup>〔</sup>討死仕ものハ、石ハひの様ニ切ふせ申由承傳申候、則其日ニ府内迄進通り申候由承候、豊後<sup>(海部)</sup>白杵<sup>(郡)</sup>ニ御座候大友宗麟屋形<sup>〔</sup>被仰遣候ハ、其元ニ而希之忠節御満足<sup>〔</sup>思召候、いそき當地のことく引越可申<sup>〔</sup>れさきの儀ハ、其地ニ而如何様之粉骨仕候共、忠節ニ被思召ましく儀聞、早々白杵の様



鶴ヶ城衆白杵城  
ニ退ク

ニ罷越候へと御使御座候付、鶴ヶ城に籠居申候者共、壹人茂不殘白杵之様ニ參候事、

□保三年

卯月十二日

利光

三 大友義統書狀

○加藤敦士文書  
大分県史料三五

(端裏切封)  
「(墨引)」

戦死セル波多野  
藤次郎跡目ヲ撫  
育セシム

今度薩广之悪黨、至國中亂入之刻、波多野藤次郎事、以順儀之覺悟、於南郡表戦死之由、忠儀之段  
感入候、然者彼子孫無之之由候、定而好之人可在之之條、千壽申談、跡目之儀令撫育、一稜可賀之  
候、爲御存知候、恐々謹言、

(天正十五年)  
二月廿六日

(大友)  
義統 (花押)

戸次千壽殿

三 吉川元長書狀

○吉川家文書別集  
大日本古文書

正月十六日之御狀、我等病中到來候、其以後者、失念候て、今日申聞候之間、拜見候、

戸次莊

去四日之尊書、昨日廿一到來拜見候、

戸次ニ居陣ス

一此表之儀、自赤關關卅七里先、豊後之内戸次(大分郡)と申所ニ居陣候、今度上勢大軍之由聞及候て、豊

府内ノ島津軍ヲ  
敗ル

後府内ニ罷居候薩州衆破軍候、戸次者府内より先にて候、自爰元陣易候て行候へ者、はや日向に

て候、上衆者此口へすきにて候、此方者一列ニ秋月へ仕懸度迄候、其議定一兩日中可相澄候、日向にて候へ者、大篇之事にて候、大軍と申候て茂大事之行候、

豊臣秀吉軍近日  
中ニ着聞

一關白殿近日御關著之由候、昔之儀者不存候、大將・大臣・官位人遠國之御動座珍事候、併仲アイ(哀)天王長門府御陣無紛事候條、尤候、此度ほと多人數武具以下きれい、無申計事候、歸陣御待久敷

之由尤候、既當殿之御動座之上者、御勝利不可有程之候條、各歸國不可遅々候、可御心安候、先度茂御細書、至今日ニ御報延引迷惑候、

一某所勞得大驗候、少茂御氣遣有聞敷候、早如常々辛勞候へ共、不痛候、如仰母候者も、得驗氣之由、安堵此事候、

豊後府内ハ散々

一此表爲何遊興も無之候、豊後府内茂亂後とハ乍申、散々事候、一所茂心之留無之候、

一以別紙申儀憑存候、責老御傳を受まて候、次一種御志千萬候、則三竹と兩吟可有御推量候、  
萬々期後信之聞、不能一二候、恐惶謹言、

(天正十五年)

三月廿二日

(周伯惠應)  
西禪寺 尊報

(吉川)  
長(花押)

四 大友義統勝光寺代官職預ケ狀

○勝光寺文書  
大分県史料二六

戸次莊勝光寺代  
官職ヲ預ケ  
諸濟物陣夫定夫  
等取沙汰スベシ

戸次庄之内、勝光寺之事、連々辛勞之條、可申與之由、雖申出候、種々<sup>(之方)</sup>承<sup>(之方)</sup>條、先以爲代官職  
預進之候、諸濟物并陣夫・定夫等之儀、堅□取沙汰肝要候、萬一百姓等、一雅意之族候者、以交名  
承、一途可加下知候、爲御存知候、恐々謹言、

十月十九日

<sup>(大友)</sup>義  
統 (花押)

眞光寺壽仙

五 大友吉統一字狀

○帆足市太文書  
大分県史料二六

<sup>(端裏切封)</sup>  
「(墨引)」

一字之事、統實遣之候、恐々謹言、

<sup>(天正十六、七年)</sup>  
十一月十四日

<sup>(大友)</sup>吉  
統 (花押)

帆足角右衛門尉殿

統実ノ名字ヲ与  
フ

戸次莊

亥 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書  
大分県史料二五

○上略

戸次莊あふちノ  
里ヨリ參宮ス

(天正十八年七月廿日)  
同おいたの郡へつぎの庄あふち之里  
(大内カ)

神内源内殿 佐藤勘解由殿  
かきうち

○下略

○本卷所収大分郡莊郷關係全文ヲ、「高田莊史料」一〇六号ニ抄出ス。

壬 豊後國檢地目錄案

○大友家文書録  
大分県史料三三

○天正十九年辛卯八月吉日。「種田莊史料」一二五号ニ收ム。本文省略。

亥 帆足清續書狀(紙折)

○朝見八幡宮文書  
大分県史料一一

豊後戸次

(包紙ウハ書)

福嶋御鹽燒大夫まいる

豊後戸次より

帆足治部少輔

來翰ヲ謝シ裨ヲ  
贈ル

当国弓箭ニテ出  
張中

追而、拙者小者、去年御替しにて候、鳥目百文、彼御方に慥ニ渡進候、爲御存知候、此外不申候、

預貴札候、忝令拜見候、如仰、去年者致參宮候、別而御懇意之段、難忘存候、然者種々持せ給候、目出度候、自是茂誠左少候へ共、かゞしも一具令進覽候、誠ニ當國御弓矢にて出張仕候之條、至御使(者カ)無音、背本意候、必我等一兩年中、又々參宮可仕候間、每篇其折節、可得貴意候、恐々謹言、

(年末詳)  
八月廿四日

(帆足)  
清續(花押)

福嶋御鹽燒大夫 參御報

七 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本  
大分県地方史一〇八

(表紙)  
「豊後國着到帳」

豊後國諸侍着到次第不同

○首三百五十一名及び玖珠郡衆八十五名・国東郡衆三十  
八名・日田郡衆百十二名交名略、大分郡關係ヲ抄出。

(速見郡)  
由布院衆

右田治部少輔

怒留湯新助

右田左馬助

厚遠江守

荒木右京亮

幸野又三郎

右田刑部少輔

荒木大炊助

右田大學允

右田民部少輔

右田大炊助

荒木源右衛門尉

怒留湯中務少輔

荒木進允

厚右近允

白石刑部丞

荒木舍人允

八坂兵部少輔

右田勘解由允

右田源内允

荒木源内允

八坂七郎

厚藏人助

八坂主馬允

幸野外記允

荒木新介

針左馬助

白仁彌介

怒留湯左京亮

戸次庄衆

利光次郎

原孫十郎

今村孫次郎

帆足兵庫助

工藤彌三郎

但馬新次郎

由布彌九郎

板井左京亮

佐藤千壽

板井三郎兵衛尉

今村市進

由布和泉入道

由布孫次郎

池永新五郎

帆足何右衛門尉	岩屋彌次郎
板井新介	今村帶刀允
上尾掃部助	佐藤式部丞
今村伊勢千世	板井傳進
帆足覺右衛門尉	溝部善兵衛尉
橋本主水助	工藤六郎
板井市郎	板井右近允
原三河守	原治部丞
原鶴壽	由布彈介
今村三右衛門尉	高畑式部允
今村千千世	佐藤隼人佐
高畑右馬助入道	松岡幸千世
今村左馬助	那賀大炊助
佐藤内善允 <small>(マ)</small>	由布六郎
成松王松	原勘允
首藤三郎右衛門尉	首藤八郎

戸次莊

板井六郎	桑畑孫三郎
首藤彌次郎	高畑主計允
高畑彌四郎	首藤久介
今村三郎	板井刑部丞
板井帶刀允	板井玄番允
首藤市右衛門尉	板井播津入道
清松三郎	幸弘主膳允
原專右衛門尉	佐藤中務允
木村又四郎	但馬兵部丞
渡邊掃部助	由布藤七郎
高田庄衆	
天江治右衛門尉	賀嶋伊賀守
葛木孫八	厚因幡守
藥師寺宮内丞	能一七郎
上尾式部少輔	小原新四郎

戸次莊

德丸八郎

德丸主膳丞

德丸十右衛門尉

德丸九郎

植田將監

荒木九郎

○以下山香郷衆・井田郷衆・宇田枝衆・野津院衆交名略。直入郷衆・丹生庄衆・白杵庄衆・津久見衆ノ項アルモ交名ナシ。

右大友松野氏所藏之祕本也、

應大村源内勝安之需、謄寫之、

延享丁卯季冬日

財津太郎右衛門永倫

右着到人數

三百五十一人

八十五人 玖珠郡衆

三十八人 國東郡衆

百十二人 日田郡衆

二十九人 由布院衆

六十六人 戸次庄衆

十四人

高田庄衆

六人

山香郷衆

二十三人

緒方庄衆

四人

井田郷衆

十人

宇田枝衆

十七人

野津院衆

都合七百五十五人

右者、日田郡藤山村庄屋財津忠左衛門

於熊本書寫、予又寫之、

明和元甲申初冬吉日

佐藤新七閻眞

○本帳ハ芥川竜男氏ノ「武内本」「中島本」ヲ校合シ、完本トセシモノナリ。



八〇 檢地奉行山口宗永條書

○高橋文書  
大分県史料二五

御上使

山口玄番様(マ) 御書

戸次惣庄や村分ケ御狀  
(并ニ御法度書ニ高橋左近方へ)

當毛付之次第、

- 一 豊後國あけ散く在く悉まかりなをるへし、たるきニをひてハ、一類共にさきくおわせられ、御法度のむねにまかせ、可被成御成敗事、
- 一 此以前百姓うせ人たりといふ共、此度還住すへき事、有來用水之儀ハ不及申、新井通し候て成共勝手次第、先田を第一にうへ付可申事、
- 一 水かゝらざる田地、又ハしゆんはつれ候ハ、まめあつき あは ひへ そは、如此つくり付可申事、
- 一 今までつくり付候田地ハ不及申、たとい人の田畠た

戸次莊

りといふ共、一往其ぬしへ相届、其手まへあれへきやうに候ハ、他所たれくによらず、つくり付へき事、

一 ぬしなしの田地并奉公人手作あれ候ハ、惣つくり成共可仕、いつれのみちにてもあれ地候ハ、在所之越度たるへき事、

一 來秋立毛の上を以、見あわせの御年貢たるへし、但あしき所ハ其百姓に可被遣事、

一 此心ハ、來年(備作)まんさくにいたすへきために、如此ふれ申事、

一 かうら(高麗)いにつめ候人足、又ハ船頭水夫、悉六月中によひもとすへき事、

一 六月中ハ、右作毛(屋夜)にちうやのかきりなくとりかり、おやこをかきり、まんさく可仕事、

一 ろん所の下地候ハ、先當年ハくし取候て、追而亂明之上を以、有様に可申付事、

一 毛付之閒、借錢借米こいさいそく相延、結句ハ(愚)のう

三二九

食をもちし候ハ、來秋有様の元利共、返辨可申付事、

一 最前申ふれ候ことく、おしうり、おしかい、いつれもみたりの族有之ものハ、其所として一錢(切)きりたるへき事、

一 山林竹木、ぬすみきりも可在之候、先此刻ハたといぬし成共、きるへからざる事、

一 七月ニ入作毛方仕舞候段、申上度と存候者、庄屋年寄此二人まで可來事、

右條數者、大形ニ候、在所庄屋・年寄分令談合、萬事打置、毛付不可由(マ)斷候、申度子細候者、迫而之儀たるへき者也、

六月七日 (文禄二年カ)  
山口玄番頭(マ) (花押)(宗丞)

(談語)  
「右山口玄蕃戸次村毛付 一卷」

豊後國大分郡上戸次村高橋勝藏藏本、明治二十年十一月編  
修久米邦武文書探訪ノ時、大分縣廳ニ托シテ之ヲ謄寫ス、

八 檢地奉行山口宗永書狀(紙切)

○高橋文書  
大分県史料二五

尙以此已外、兩度まで條書を以申觸通、令相談、

可入精候、以上、

豊後國おいた郡へつき郷内とし(分)ミつ村、最前(分)肝煎由

候、依今度出入有之、かた〜在所明退由候、右任條

數旨、早速令還往、得在所奉公人百性等、何事雖恐く、

よひ返し當毛付段、可馳走候、得定指子、猶重而可聞

届者也、

文貳  
六月十一日  
山口玄番頭(マ)  
宗永(マ) (花押)

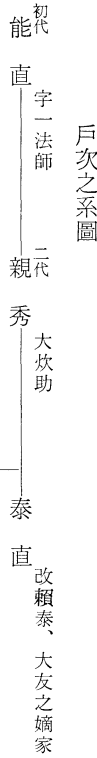
としみつむら  
高橋左近

○談語前  
号同、略

# 付 録

## 一 戸 次 系 圖

○立花家藏本(東京大学史料編纂所影写本)  
大分県史中世一



戸次氏初代重秀

時親  
鎮西評定衆

四代 時親 戸次太郎、從五位下、肥前守、相模守

平時宗爲元服、依被免諱之時字、號時親、鎮西評定衆、正應三年四月四日於筥崎執行所卒、法名道惠、母相模守平重時女、號中村禪尼珍阿、永仁四年四月廿六日卒、

直基 改直時、清田太郎

付 録

戸次莊

朝直

朝直 大神二郎、内匠頭・筑前守  
母古莊氏女

貞直

貞直 左衛門尉、相模守  
字千熊丸、戸次孫太郎

鎮西評定衆

平貞時爲元服、被免諱之貞字、號貞直、永仁七年十二月廿七日爲鎮西評定衆、元弘三年四月四日卒、  
法名玄熙、號大嵩寺、  
母藤北娘

親教 肥前四郎、刑部大輔  
號藤北、  
母貞直女

貞教 太郎、刑部  
號藤北、

氏直

貞能 攝津守、孫三郎  
右京亮

女子 大友貞宗母

高貞 於相模守平高時爲元服、號太郎高貞、  
早世、若宮靈神

六代 賴時 戸次二郎、兵庫頭、丹後守、從五位下

鎮西評定衆、應安元六月十八日卒、法名大智院玄繼  
母二階堂氏女

賴時 鎮西評定衆

直光

直時  
白杵七郎

利直  
利光彥四郎

内梨

隨保庵

七代 直光  
戶次太郎、右馬助、丹後守、從五位下

尊氏將軍落胤之男也兵衛佐直冬朝臣、爲元服、號右馬介直光、應安元年十月十七日、父丹後守所領諸職等安堵之御判令頂戴、明德三年六月十三日卒、法名玄保杉山、號大聖寺、

直時  
二郎、豐前守

號片賀瀬、

幸弘  
勘解由左衛門

成松  
式部少輔

冬田

怒留湯

井上

杉岡

付録

戸次莊

直世  
鎮西評定衆

鷓木

八代直世  
戸次五郎、右馬助、治部大輔、從五位下

鎮西評定衆、義滿將軍御時蒙勘氣、令蟄居、後赦免、所領諸職等如元返之給、將軍御判在之、法名道溫、母伊東日向守娘

利光

生善寺

僧

禪中 後生善寺

僧

西殿室大慈院

女子

大友親世室

女子

九代高載  
戸次太郎、右馬介

十代直繁  
號小河、梅壽丸

重世  
又二郎、兵庫頭

直國  
兵庫頭、伊豫守

母田原氏女

十三代能泰  
龜壽丸、新三郎  
三郎直賴之受家督

母千葉氏女

僧

生善寺

貞理 三郎藏人、號直恒、

母田原氏女

親十一代載 戶次四郎、修理亮、甥直繁ヨリ受家督、法名善心音寺

母高載下同、

親 助二郎、近江守

母貞理下同、

氏 詮 孫二郎、丹後守

母高載下同、

十一代直頼 字千鶴丸、戶次三郎  
伯父親載ヨリ受家督、

親 泰 義政將軍依鈞命、小川某爲養子、

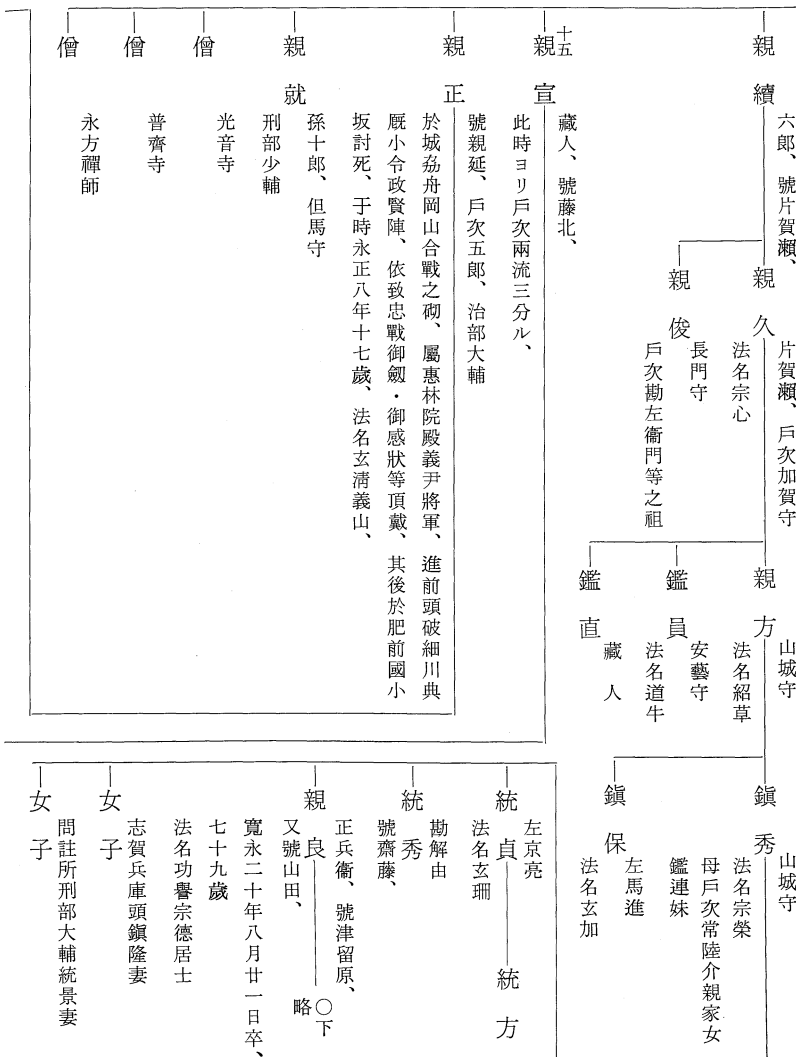
居住筑後國、

母高載下同、

女子 六人

十四代親 貞 戶次四郎、修理亮、丹後守

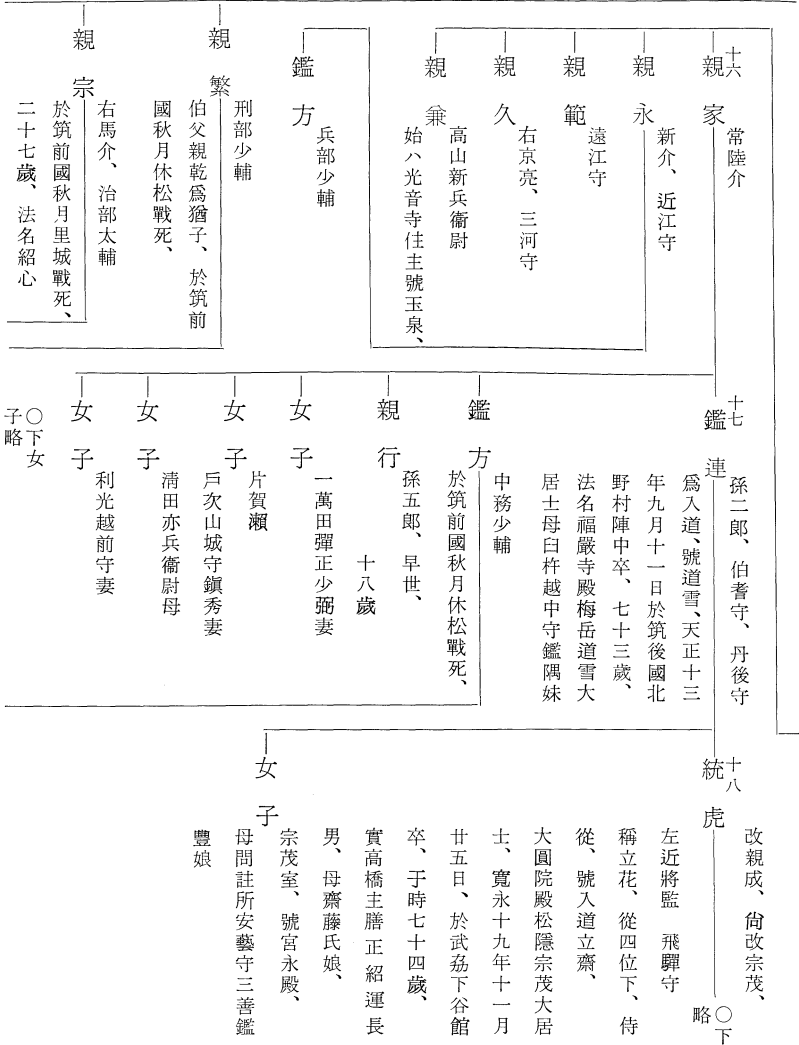
能泰ヨリ受家督、從慈照院殿義政將軍及常德院殿義尙將軍、度々御教書・御劔令頂戴、文龜元年於  
豐前國馬嵩戰死、七十三歲、法名玄心、號普齊寺、實大友親治男也、





戶次鑑連(道雪)  
立花宗茂

付  
録



戸次莊

女 田原親利妻  
 女 沓掛平左衛門鎮範妻

鎮 直 治部太輔  
 於豊後國戸次庄戰死、  
 母田北大和守鑑富入道  
 紹哲娘

鎮 榮 彌太郎 雅樂助  
 法名淨榮、元和九年十二月廿四日卒、  
 母右同、

女 子 十時新右衛門惟冬妻  
 略

統 直 治部少輔  
 右介  
 統 勝

○下女  
 子略

鎮 連 孫二郎、右近太夫  
 伯耆守、法名紹佐  
 伯父鑑連爲猶子、  
 中務少輔  
 略

鎮 林 於朝鮮國戰死、  
 戸次兵部少輔鎮比妻  
 統 利 改茂照、  
 七左衛門尉  
 略

女 子 戸次刑部少輔鎮時妻  
 女 子 大村長左衛門母

親 時 刑部少輔  
 於豊後國戸次庄戰死、  
 右衛門大夫、號立花、  
 統 昌 典右衛門

鎮 實 於筑後國戰死、  
 立花彈正忠  
 統 實 立花新右衛門、兵庫頭  
 略

直 貞 於朝鮮國戰死、  
 内田忠右衛門妻  
 親 雄 善四郎  
 於筑後國戰死、十七歲  
 立花奎之介  
 略

女 子 内田忠右衛門妻  
 親 勝 彌三右衛門  
 爲安東彦右衛門養子、  
 清

二 立花系圖

○統群書類從六  
系図部

藤原姓

大織冠鎌足

母大德冠大伴比子卿乙女、皇極天皇三甲辰年六月十四日誅大臣入鹿於大極殿、依其忠始賜藤原、  
天智天皇八辛酉年十一月十六日薨、

不比等

右大臣

○中略

光能

從四位下、左衛門尉、飛驒守

親能

正四位下、式部少輔、美濃守、掃部頭

承元二戊辰年十二月十八日卒、六十六歲、

能直

童名一法師、大友左衛門大夫

始爲古庄之姓、後號大友之姓、左近將監豐後能直、實征夷大將軍右大將賴朝公之子也、雖然依鈞命、  
親能爲養子、繼大友家督、文治四戊申年十月十四日任左近將監、有數度軍功、建久七丙辰年下向于  
豐後國、是自賴朝公依賜豐後・筑後・肥後等也、貞應二癸未年十一月七日逝去於豐後國、法名能蓮、  
行年五十二歲、

付 錄

親

董名熊王丸、利根次郎、大炊介、豊後守

秀

實治二年戊申二十四日卒於相州鎌倉、行年五十六歲、法名出雲寺殿寂秀、  
(十月脱)

賴

泰 董名師子丸、大炊介、兵庫頭、式部少輔、丹後守  
出羽守、始諱泰直、大友祖也、

正安二庚子年九月十七日卒於相州、行年七十九歲、法名常樂寺殿道忍、

重

戸次孫次郎、五右衛門尉、左近大夫

秀

弘安五壬午年五月三日卒、法名佛阿、〔後家中村禪尼法名珍阿、永仁四年七月廿六日卒〕

時

親 戸次太郎左衛門尉

重

北條相摸守平時宗爲烏帽子親、授時之一字、(應)正慶三庚寅年四月二日卒菅崎之修行庵、

賴

親 松岡左近將監、左近大夫、松岡城主

賴

親 利根次郎

賴

直竹中四郎、掃部頭

女

子大友因幡守親時室

直

時 潘田太郎

賴

直 大神次郎、筑前守

戸次重秀

戸次貞直

鎮西評定衆

貞直

童名千熊丸、戸次孫太郎左衛門尉

北條相摸守貞時加首冠、授諱一字、越後九郎、豊前前司、澁川河内守、伊勢民部少輔、

戸次左衛門尉等可爲鎮西評定衆ト云々、仍仰執達如件、

永仁七己亥年正月廿七日 相摸守貞時判

元弘三癸亥年四月四日貞直卒、法名亥熙、

孫三(五)郎、刑部少輔

貞 教孫次郎民部少

貞

能津守孫太郎

高貞

戸次孫太郎、若宮靈神

北條相摸守高時爲烏帽子親、授一字ト云々、

豊前太郎、兵庫頭、丹後守

康永四乙酉年八月二十九日天龍寺供養時ハ、

尊氏公渡御于我館、頼時供奉、其爲隨兵十二騎之内、七千貫文之地也、

貞

重白杵三郎

利

光戸次又三郎

直

景戸次孫五郎

直

末戸次彦六郎、號隨保庵

直光

戸次孫太郎、左馬頭

足利直冬卿授一字、康安元年辛丑年八月七日

將軍義詮公之御時、父頼時卿感直光忠功、

如先規賜安堵之朱印、明德三年六月十九日卒、法名亥保、

直

時次郎、豊後守、豊前守

直

昌次郎、左近大夫

時

光四郎

光

長五郎

親

矩 直

世

治部少輔

○直光ノ子直世トアリ、親矩等ノ世代ナシ

付録

三四一

戸次莊

高載 戸次孫太郎、左馬頭(右)

自將軍義教公賜御劍、數度蒙御勘云々、出家而爲法泉寺住持、其後號改生善寺、

直繁 孫太郎左衛門尉

女子四人

高長梅壽丸次郎

直賴 孫三郎、實丹後守氏詮子也、

能泰

童名龜壽丸、新三郎、實伊豫守直國子也、

女子

親續 新六郎、實丹後守親貞子也、

親久 新太郎、號方加世、

親 俊新次郎、長門守

女子

統貞 攝津守

法名玄瑠、豐後國津箇牟禮兩城守之、入田筑後守輝氏、鳴津兵庫頭義弘等爲敵、數度及合戰云々、

義員 伊兵衛、源左衛門尉

父敗軍之後、住居筑後國柳川、其後下向薩州鹿兒島、附屬鳴津、寛永五年病死、八十七歲、法名玄哲、

女子 一萬田隼人母也、

義之 戸次孫太郎、法名玄清

女子

重 世 戶次又次郎、兵庫頭

直 國 又太郎、伊豫守

能 泰童名龜壽丸

貞 理戶次三郎、藏人

親 載戶次四郎、修理亮

直 久戶次孫次郎  
出家而爲住善寺住持、

親 貞 文龜元年戰死於豐前國馬嶽、行年七十三歲、  
法名玄心、

親 續 新六郎、戶次新三郎、  
能泰爲養子、

親 次藤比又五郎  
(北)

親 宣 戶次孫次郎  
號藤藏人大夫、

親 堅 戶次助次郎、近江守

親 延 戶次孫十郎

氏 詮 戶次孫次郎、丹後守

永 方

親 泰 彥六郎

親 就 戶次孫五郎、刑部少輔  
號駒木根右近丞、

女 子

女 子

女 子

女 子

女 子

女 子

女 子

女 子

付 録

戸次鑑連

立花宗茂

鑑連 戸次孫太郎、伯耆守  
 爲筑前國立花城主、法名道雪、

道 雪戸次  
 宗 茂立花左近將監

法名立齋、實高橋紹雲子、道雪養爲子、

○戸次系図ニハ善本ナシ。『続群書類從』系図部所収「戸次系図」モ不完全ニツキ、コヽニハ同書所収「立花系図」ヲ掲グ。「入江文書」ノ「大友田原系図」中ノ戸次氏系図ト比較シ、主要ナル校異ヲ〔 〕内ニ注ス。本系図末尾ノ戸次鑑連ノ子ヲ、道雪トスルハ誤リ。兩者ハ同一人物ニシテ、宗茂ハ其ノ養子ナリ。

### 三 帆足氏系圖抄

○帆足市太文書  
 大分県史料二六

○首略。正高ノ子正通、及ビ正通ノ子三男一女ノ系ヲ、祖正高ト同列ニ横ニ配スルハ、野線ノ引方ノ誤ナリ。

正 高 少納言  
 配名但馬介

吹寄三本竹七耀等ヲ家ノ紋トス、子孫ニ至  
 リ丸ニ圓瓜ニ改ム、母方ノ紋ハ根矢一平、

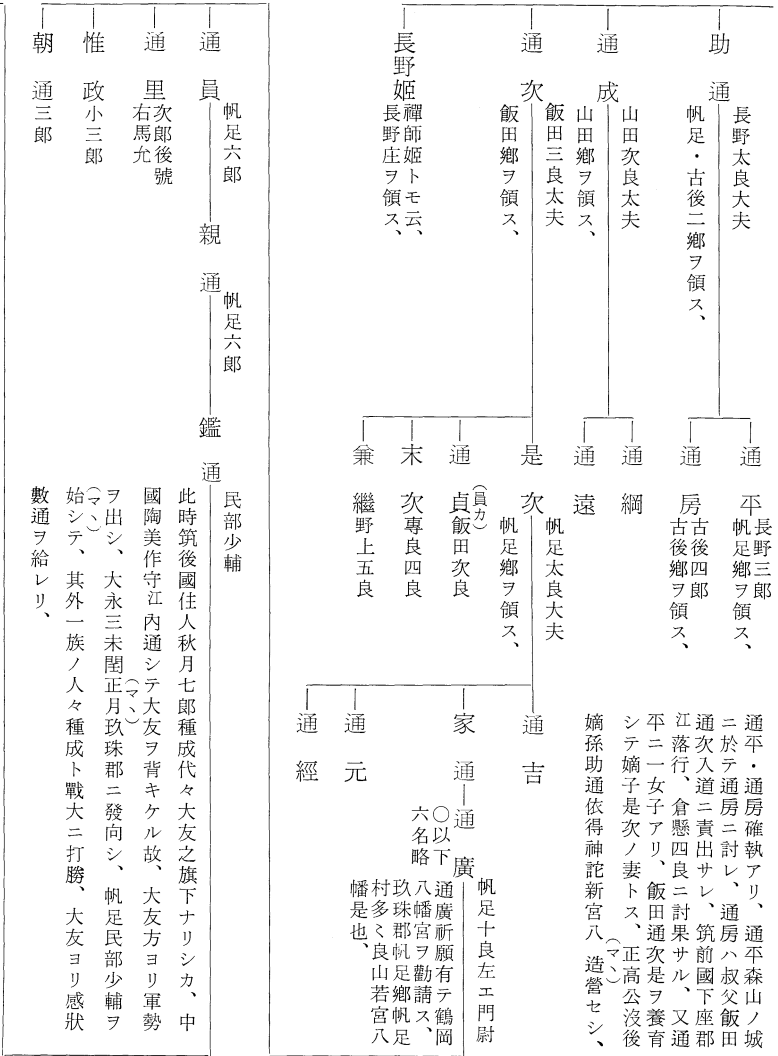
宇多天皇御宇寛平二年庚戌古辛亥、豊後國玖珠郡ニ左遷セラル、配名但馬介ト號ス、寄宿于矢筈檢校  
 久包之館、久包有女子、之ニ娶ス、其後長野庄ニ住ス、後生一子、清大夫正通ト云リ、正高眞人老後  
 ニ及其罪ヲ免レ歸洛シ給、城州山科之郷ニテ終レリ、歳六十有七、親族相謀テ建廟、今ニ至リ存ス、  
 玖珠郡船岡山ニモ亦廟堂有リ、新宮八幡是也、

正 通 清大夫ト號ス、三男一女アリ、故アツテ三男通次ニ  
 相續セシム、



通平・通房ノ確執

帆足是次



付録

鑑直

民部少輔

通久

何右エ門

通重

金十郎

統實

覺右エ門、後助作ト改ム、

初通實ト號ス、軍功ニ依テ義統ヨリ統ノ一字ヲ給ハリ、統實ト改、一字ヲ給ル感狀有テ家ニ傳、天正十四年於筑後國薩埴伊集院右エ門大夫ノ大軍ヲ追散シ、帆足ノ本城ニ歸トセシニ、城中不圖火災ニ及、正通ヨリ世々相傳之秘書、寶貨武器等悉ク灰燼ス、依之兄弟相共ニ府内ニ來リ、大友家ニ屬シ、戸次ノ市村ニ居ス、統實數軍功有リテ大友豐後守前司義統公ヨリ感狀數通賜ヘリ、就中浦邊合戰之砌、陣中ニ於テ大ニ其軍功賞セラル、將軍秀吉公朝鮮征討之節、主將義統公ノ手ニ從ヒ渡海ス、義統朝鮮國平壤城ニ於テ小西ノ急難ヲ救ハス、怯弱ノ働武門ノ汚レ越度ニ仍テ、探題及ヒ其所領ヲ沒取シ、毛利輝元ニ被預、嗚呼可歎、大友家二十一世之榮昌一朝ニ没落ス、之ニ依テ統實牢浪ノ身ト成、其後竹中采女守殿御公領預ラレシ時、暫時代官職ニ任ラル、稻葉公國ニ就カレシ後、其命ヲ蒙リ、大庄史ノ役ヲ務ム、

帆足統實戸次市村ニ移ル

統親

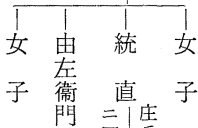
正三郎ト號ス、妻ハ同村橋本氏

ヨリ來ル、勤功不少ニ依テ太守ヨリ知行十三石ヲ賜ハル、

統治

庄次良ト號ス、

妻ハ佐柳衛藤氏ヨリ來



庄兵衛ト號ス、家貧

○下

略

由左衛門

女子

四 大分市鶴崎地区(松岡)・大南地区(除上・中)・植田地区(且野)

大字・小字一覽表

地区 大字区	鶴崎 地区	小	字	
	舟本、亀淵、下池、岩下、植田、井迫、松出、川上、川添、中ウト、僧都ヶホキ、中村、迫田、上屋敷、野末、裏、中尾、下迫、カチ地、北原、西園、南原、才本、平迫、和田平、中ス、上川添、片野境、和田下腰、久保、和田下、上和田、小牧山、井ノ元、一升谷、小牧奥、梅ヶ谷、笹越、長堂、尾平、二又、竹ノ戸、長尾、ジルクミ、京ヶ尾、尻ナシ、耳取、石原、万四郎、小迎、寺下、堀、堀ノ下、堂ノ間、大原、堀ノ前、サツユウ、大西、四別当、田淵、田淵屋敷、田中、サカウシ、三角、仲道、山田屋敷、山田、上屋敷、札ノ前、高畑、津留田、奥屋敷、法蓮寺、津留、京地、小向、大屋敷、細前、走折、塚田、堂ノ前、外園、神ノ木、薬師堂、宮地、宮地ノ下、宮ノ下、宮ノ下土手外、上出口土手根、土手根、道ノ上、道ノ下、金ノ手、浄玄塚、津留畑、大堀端、榎津留、宮畑、寺畑、舟子、佐土、江去、下出口、長池、出口、打ホキ、鶴城、巡田、南河原、池向、大石畑、江ノ上、惣垂、戸崎、猪ノ木田、下塚前、上塚、上塚前、下塚、代ノ田、上木ノ下、滝ノ下、谷川、土井内、丹生前、氷倉、丹生、中園、中園口、筒井、羽戸、瀬戸、雲園、小方、矢当田、ツル田、筒井ノ下、前津留、六反、鍛冶屋敷、上リ畑、野間、八反、斗代、池田、天神崎、鍛冶屋敷、塚原、堤ノ下、仲ノ前、土取、仲、下夕田、蔵園、亀井、四別当裏、幸田、市場、辻、九郎四郎、門前東、塔ノ本、辻ノ下、髮野地、タングワ、北ノ鼻、榎野地、岩ノ下、柳谷、権現平、			

下戸次	<p>井道、権現房、折立、林ノ上西平、北鼻道上北平、林道上、林ノ上辻、林ノ上小谷西、堤田寺田、下梨木西平、小山ノ上、小山、門前、門前上道下、上堂ノ上、外平西平、外平西、外平東、門前横道上、下柚木ノ上、下柚木、柚木、鍛冶屋上、野地、野地下、鍛冶屋、鍛冶屋下、田中裏田中、菰田、東、宮ノ下、馬場、仲道、御手洗、御手洗上、横道ノ上、梨ノ木、梨ノ木東、久保山道上、外平、スズナキ、スズナキ道上、治郎平、日平、上中尾辻、植松平、渡り上、風平道下、風平、小松、小牧北、平原、グミケ谷、植松、出水道下、一ノ谷辻、出水、二ノ谷一ノ谷北、主人ヶ平、大久保道上、鶏頭田谷田、中尾南、大久保道下、ワクノ木、穴井ノ前、穴井ノ後、惣太郎、狐平、狐平辻、ウシナケ谷、中尾尻、平原尻、下平原、妙見谷、下中尾辻、上長尾辻、鶏頭田、地藏野道北、大谷、地藏野南、長尾尻、姥ヶ谷尻、出水北、法師ツフリ南、法師ツフリ、虫食谷尻、龜甲、土喰、長尾辻、笹尾、小平辻、土牧ノ内、虫食谷、白水、牧ノ内、猫原、尾崎西、尾崎南、尾崎、尾崎東、榎原、清水、河原谷、山ノ辻、山ノ辻平、ワラヒケ尾、中平西、トビ鼻、中平東、下榎野地、芝尾、芝尾谷、マカヤノ上、カヨウ、マカヤ、内原、外原、井ノ頭、セトノ本、クシヤ、クシヤ南平、木ノ下、片峯、クシヤ北、マカヤノ下、天神ノ下、天神ノ北、向原南、向原谷、向原平、向原東、向原西、向原、向原北、早迫、久保ノ前、雀ノ木、外地、門前東、林、灰坪、大谷下、大谷上、松ヶ丘、中尾辻、池ノ尻、</p>
<p>天神木、後田、菊屋、久保、宮地、手打園、小路口、片又、六反畑、小屋、広瀬、釜場、浜子、高垣、芥畑、田崎、走り下、開キ、西中道、中姉子、東姉子、下荒内、上荒内、南荒内、東荒内、上宮園、下宮園、上中浜、不定、龜ノ甲、東中道、借シ上、池迎、大津留、河原畑、下中浜、</p>	

上戸次	中戸次	
<p>葺木、川場形、横尾、丸尾、田ノ平、尾久保、堂山、西平、勘入平、池ノ迫、清水谷、辻ノ原、ダイラ、庵屋敷、川内谷、津留、井ノ下、辻ノ平、川平、下津留、宮山、下ノ原、上園、大平、竹川内、松ケ迫、大谷、奥畑、坂原、茗ケ谷、彦物刈、田ノ尻、鉄井戸、石久良、白杵畠、前田</p>	<p>大谷、是井、無田、不動寺、中峯、鶴口、志水、平田、前田、若宮、佐柳田、西北平、六反、盤若寺、東北平、五反田、寺尾、山ノ辻、産前、由ノ木田、河内、荒平、百姓屋敷、皿ケ谷、横江、竹尾、長迫、後平、仁田原、生蓮寺、座主、潮音寺、竹ノ下、下簾、上簾、佐柳、荒内、東浦、市、東道条、西道条、西浦、上市口、不定、中川原、氏神脇、宮山小道ヨリ上、長新地、中津留上、洲鼻、中津留道ヨリ東、中津留道ヨリ西、小瀬道ヨリ下、浄染、横内、寺ノ内、柿迫、繁見、上薬、上佐久目、中佐久目、下佐久目、道生ノ原、西津留、卒土浦、桑ノ木原、三反畑、三住、逸宿庵、中西、中村、向屋敷、南小路、馬場、二本木、塔ノ元、北園、木ノ下、三角、川原畑、枇杷ノ木、小路口、東口、片又</p>	<p>八反畑、道迫、平野、申喰、中尾、西和田、東和田、岡原、前迫、半ケ久保、北迫、坊田、飛石、板井ケ久保、野平、小田ケ迫、鉾田、土屋原、小迫、代官田、駄ノ平、茅場、岩戸、尾津留ケ迫、影平、盲ケ迫、東寺山、西寺山、半ケ久保、土泥、林ノ口、前迫、小迫、堤辻、後ケ迫、障子ケ平、大平、高山、堤、池尻、佐戸、七反、中道、久保尻、鬼塚、野入、今瀬、船元、筒口、大駄ケ瀬、六反、道尻、七石、深迫、管ノ迫、平原、仲村、長畑、大遠、有知山、池ノ谷、大坪、上大内、京ノ畑、日平、夜明城、用明山、高畑、淵ノ元、ウソ平、長尾、影平、上大内向、大内山</p>

竹 中	<p>斗代、小屋、川平、鑪轡、野中、大迫、田末、瀬戸、落水、中畑、西平、山ノ谷、蕨久保、堂久保、</p>	竹	<p>脇ノ津留、ダイラ、松ノ本、山崎、大道、間ノ浜、北田、山道、東原、中原、宇土ノ口、</p>
<p>西ノ原、中園、大田、田尾、蓮ヶ池、下小谷、岩ノ上、尾原、扇原、河内、碓石、藤助、藤方、</p>	<p>神ノ迫、竹ノ上、塔ノ平、へぼ谷、銅尻、楠木原、塩木、前田、タンクワ、表、久保、王想、</p>	<p>上ノ原、寺ノ原、工ヶ谷、寺ヶ迫、座ヶ谷、北宇土、堂ノ前、井尻、東不定、西不定、下津留、</p>	<p>梨子尾、堀田ノ迫、西為成、勘野、笹尾、笹尾、池田、下池田、池田平、下津留、下夕川、中道、</p>
<p>木ノ下、太田、中尾、玉泉寺、宮田、北畑、道下、中道、畑ヶ迫、原田、経下、平野、東平、</p>	<p>小筒井、王惣田、灰迫、柳井迫、大潰、東為成、山ノ中、穴ノ尾、長谷、カヅノ迫、道周迫、</p>	<p>上ノ原、原屋敷、長迫、梶原、宮ノ前、野中、寺田、宮ノ原、中ノ原、洲崎、加丹田、下筒井、</p>	<p>東田頭、山際、田ノ尻、上大原、花香、中平原、池田、下池田、池田平、下津留、下夕川、中道、</p>
<p>錢坪原、長谷原、下長谷、上長谷、仁田原、大六、岡、内浦、久保田、辻原、地頭園、小瀬、堂下、</p>	<p>拾三畝町、権現尾、高畑、琴和ヶ平、タタラ、中野、下ノ裏、宇土、大筒井、殿畑、権現下、松場、</p>	<p>古園、中ノ原、下ノ原、前平、源八、首ノ塔、谷、弓船、大文、向山、迫ノ田、甲頭ノ谷、若山、</p>	<p>鶴ノ木、中村、一丁畑、合屋谷、中田、平原、鍛冶屋敷、伊勢前、田淵、富田、慈恩坊、寺ノ下、</p>
<p>斗代、小屋、川平、鑪轡、野中、大迫、田末、瀬戸、落水、中畑、西平、山ノ谷、蕨久保、堂久保、</p>	<p>山口、坂原、武藏、向原、奥畑、平田、柚ノ尾、高平、川平、葛木谷、津々良、川崎谷、山ノ田、</p>	<p>上ノ原、寺ノ原、工ヶ谷、寺ヶ迫、座ヶ谷、北宇土、堂ノ前、井尻、東不定、西不定、下津留、</p>	<p>東田頭、山際、田ノ尻、上大原、花香、中平原、池田、下池田、池田平、下津留、下夕川、中道、</p>

安藤	河原内	端登
<p>土山、河内、桜山、北久保、中原、新田、立畑、平床、カゲ平、田代、山口、合屋、十毛、芥神、畦畑、山田、新野地、ミツクリ、大下モ、原、六四郎、迫口、ムクノキ、神割、鳥越</p>	<p>奥谷、小畑、大平原、原、前田、平原、上平原、陣屋、神ノ平、日東、小野地、西ノ向、徳ノ尾、上ノ原、下ノ迫、坂本、南向、八木合、上川原、長迫、石原、久保、馬場、小中尾、向、産寝、端ノ木、大根畑、子所、酢田、井ノ頭、松ノ塚、萩ノ谷、神ノ脇、芝原、田代、岡鶴、尾貝、中ノ田、大辻、南平、下園、影平、前畑、向、横平、上ノ原、辻、恩地、西平、津ヶ無礼、松久保、左八、古園、西ノ田、亀ノ甲、東、鶯ノ巢、竹ノ尾、荒平、神ノ向</p>	<p>鶴、塔ノ尾、中ノ迫、猪ノ迫、北平、西受、荒平、へり山、源城、向野尾、川平、後平、鳥越、内平、塚ヶ無礼、鳥嵩、田ノ迫、下鶴、浦、仏迫、牧、徳ノ尾、奥川内、北園、舟戸平、桑鶴、花鶴、大原、清道、牛ヶ谷、横道、下田、下原、神上、上ノ原、北請、丸田、大崩、瀬戸、赤土、蒲ヶ谷、尾首谷、歩路、田原、柿ノ木、半次郎、山下、萱場、須田、城山、飯山、仁田平、長迫、市ノ迫、長畑、長谷</p>

辻つじ  
杉すぎ原はら

○上記九大字ハ旧吉野村ニ属ス。戸次莊内ト推定スルモ、本文献史料中ニ証徴ナシ。仍テ、小字ヲ省略ス。

萩はぎ尾お

志津留しづる

月つき形がた

吉野原よしのはら

宮みや尾お

福良ふくら

植田うゑだ地区ちく

旦だんノ原のはら

下ノ谷しもたに、叶かなえ、日ケ出ひがで、用作ようさく、神原かみはら、古堂原こどうばら、カキ田かきた、畑ケ追はたがさこ、大追おおまご、廻田原めぐたはら、荒蒔あらいき、  
ササコエ、山ノ口やまのくち、内追うちまご、長田ながた、菰ケ追こもがさこ、川ゴ石かわごいし、七曲ななまがり、中道なかつち、茶ガ本ちやがもと、連田れんだ、  
ハバル、

○三八号文書ノ「戸次庄内壇原村」ハ、右植田地区ノ大字旦ノ原ニ当ルカ。若シ然ラバ、コノ地区ノミ戸次莊ト離レタル飛地トナル。



丹生津留畠地史料



一 延喜式

(兵部省諸国駅伝馬)  
西海道

○筑前・筑後・豊前略

丹生駅  
高坂駅

豊後國驛馬 小野十疋、荒田、石井、直入、三重、傳馬 日田、  
丹生、高坂、長湯、由布各五疋、  
速見郡各五疋、  
球珠、大野、海部、

○肥前  
以下略

二 八幡宇佐宮御神領大鏡

○到津文書  
大分県史料二四

○首  
略

一 園々散在常見名田

豊前國

○中  
略

虫生稻光 ○中  
略

常見名田ハ治開  
田、又ハ領主奉  
寄地  
半不輸

件稱常見名田者、多分者治開田也、又甲乙領主奉寄少々有之、於半不輸之地、每年入勘檢田

丹生津留畠地

使、號起請田六百五十丁者、官物丁別准絹一疋、全田官物准絹八疋、辨濟國庫之外、一切停止他役、偏勤仕神役（彼時宮石物加地子、了別雜米（之））、爰當宮御炊殿一院、於往古國役每臨破壞、令勤造來之處、國衙寄事於左右、四十餘箇年之閒、不致彼造營之閒、及破壞之日、當國常見名田等、永爲不輸之神領、可勤造件一院之由、經 奏聞之日、以安元元年壬九月廿八日、依請被下 院廳御下文畢、則造營假殿申行還宮、勤造彼一院、及擬申行還宮之期、國司藤原朝臣成光稱申 成 院宣、擬令停廢之時、重經 奏聞日、停止國司之妨、可爲不輸之神領由、治承二年壬六月 日、重被成下 院廳御下文并大府宣畢、剩爲向後經 奏聞、以治承四年、賜官宣旨畢、以治承四年十一月 日、請宰府覆勘、同五年二月之比申行還御畢、爰文治之比、國衙可停止之由、經 奏聞之日、社家言上子細之處、永可爲不輸神領之由、被成下權中納言藤原朝臣宗家宣奉勅之官宣旨畢、仍所爲不輸之神領也、

○中略

豐後國

速見郡

（速見郡）朝見鄉 略 ○中

國東郡

（國東郡）田原別符 略 ○中

（國東郡）大田原別府 略 ○中

（國東郡）櫛來別符 略 ○中

（大分郡）勾別符 略 ○中

大分郡勾別符

丹生津留畠地

侍從中納言家領  
寛仁三年ニ奉寄

大分郡勝津留

日田郡

(丹) (大分郡)  
舟生津留畠地廿町

件津留者、侍從中納言御家領也、而寛仁三年、且公家御祈禱、且私祈禱、於御寶前始行  
理趣分所、彼祈所被奉寄也、

(大分郡)  
勝津留畠 〇中略

日田郡五箇所

三尾田 〇中略

竹田村 〇中略

田嶋別符 〇中略

今泉 〇中略

石井別符 〇中略

筑前國

〇以下略

〇豊後国ノ常見名田中、舟生津留畠地ノ所在地未詳。但シ上記ノ配列ヨリ見ルニ、郡別記述ナルコト明カナル  
ニヨリ、大分郡内ナルコト略々疑ヒナシ(解説参照)。

丹生津留畠地

三 宇佐宮神領次第案

○到津文書  
大分県史料三〇

○全文ヲ「津守莊史料」八号ニ掲グ。本文省略。但シ「以東新庄」中ニ左ノ常見名田アリ。

一 以東新庄

此外畝、  
十三丁二反、

加之畝

十二名

豊後 八名 同國 十九名 太田原 十一名  
朝見郷 田原別符 八十七丁一反

櫛來別符

同、  
丹生津留 廿五丁

同、五十丁  
勝津留

同、  
勾別符

丹生津留  
勝津留 勾別符

四 造宇佐宮課役注文案

○到津文書  
大分県史料三〇

一 造宇佐宮正殿者 九州所課、

一 假宮者

豊後國役、

一 御炊殿者

常見庄京都、  
上毛庄、下毛、築城、  
田河、規矩、  
宇佐庄等、

一 内廳者

豊後國緒方庄役、

一直相殿號客殿 日向國十八ヶ所役、

後白河院可有御參詣之由、以安元年中、被仰下之閒、大官司公通宿禰、以彼直相殿、所構于内裏也、

一馬場頓宮者

豊後國石垣庄・豊前國新開庄役、

略○下

五 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

丹生津留村

○永徳三年七月十八日。全文ヲ「種田莊史料」八二号ニ收ム。本文省略。中ニ「同国丹生津留村」アリ。

六 松岡村与毛井村堺相論ニ付毛井村庄屋書上覺

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

○綴帳、表紙  
ナシ。前欠カ

丹生津留ケ鼻ヨ  
リ対岸深迫堀ノ  
口ヲ見通ス  
松岡村ト毛井村  
境見分ケ

(大分郡) (志留)

一松岡村松平將監様御領地之時分、承應元年松岡村より、右郡分ケ之場所、双方之境之如、則前件之通丹生津留ケ鼻、深迫堀之口江見通し、毛井村地所江松岡村より新畑開發候ニ付、右荒候様、松岡村江毛井村及掛合候得共、其儀無之候、依之將監様御役人江、曰杵役筋より及懸合候處、則將監様御家來佐藤彦大[ ]見分之上、糺方有之、丹生津留ケ鼻、深迫堀之[ ]見通しより東之方ニ、作毛仕付候儀無用、自今以後新畑發し急度被差留、則其節佐藤彦大夫殿曰杵郡方役林八郎右衛門、安野平右衛門方江茂、書簡到來、後來爲證據、毛井村庄屋方江相渡し置、于今庄丹生津留畠地

屋方江持傳候事、

一萬治三年御代官小川又左衛門様、高松御陳屋江御在勤、松岡村茂

御料所ニ相成御支配被成候處、其比又々右境を越、毛井村地内江、松岡村を地發いたし候ニ付、

高松御役人水野八郎兵衛殿、吉澤次郎左衛門殿、小磯左次兵衛殿、小嶋市郎兵衛殿ニ、臼杵役人

安野平右衛門方を及懸合候之處、松平將監殿領地之節、裁許之通相心得、畑發方不致候様申付候

旨、右御役人を安野平右衛門方廻家老中江茂、連名之書簡被差越<sup>カ</sup>、是又毛井村庄屋方江持傳候

事、

○下略

七 松岡村与毛井村堺相論ニ付毛井村庄屋書上覺

○竹中家文書  
大分市大字津留諏訪一男藏

豊後國大分郡、當時

丹生津留ヶ鼻

大分・海部兩郡境

舟渡アリ深迫ニ通路

洪水ニ川瀬變ズ

御料松岡村与、同國臼杵領海部郡毛井村与之境者、毛井村之内字丹生津留ヶ鼻与申所より、辰巳之方ニ而、同領川向大分郡佐柳村之内深迫堀之口与申所ニ見通し、則大分・海部兩郡之堺ニ而御座候、右見通し往古者、往來之道筋ニ而、此道筋半分松岡村・毛井村之境ニ而御座候、右道より直ニ川ニ出、此所舟渡有之、深迫ニ通路いたし居申候由、尤本往還ニ而

上使御通行之節、深迫を毛井村江涉り候場所ニ而有之候、然處年來洪水之度ニ、川瀬變し、渡場



火振・宮河内ニ  
渡シ場下降ス

上使道筋ニ付松  
岡・毛井兩村寄  
合道造リヲ行フ

漸々川下ニ下り、自然与已前之道筋塞候得共、右境之儀往古より之通、丹生津留ケ鼻ノ深迫堀之口見通シ違變無之候、但中頃者、火振邊も渡り場有之、當時ニ而者渡り場宮河内之凡深迫、拾壹丁餘程下り候得共、やはり深迫渡り与唱來り、

上使御通行之節御道筋書上ニ茂、深迫渡り与前々より書出し來り候、右道筋以前往來有之節者、松岡村・毛井村寄合、道造り居申候由、渡り場違イ候以後者、往來無之故、自然与道造之儀茂、絶申候、將又當時松岡村与毛井村畑境之往來、川原江出候道筋、丹生津留ケ鼻迄ハ先年ノ道者、于今松岡・毛井双方、道造り申候、勿論此道筋より西之方江廻り、大分・海部兩郡之境、則松岡・毛井之境ニ而御座候、右塞り候与申ハ、丹生津留ケ鼻より、深迫堀之口へ見通シ之境道ニ而御座候、

○丹生津留鼻ノ所在地ハ大分郡内ナルコトガ判明シ、シカモ大分市鶴崎地区大字松岡内ニシテ、大字毛井トノ境界付近ナルコト明白トナルモ、明確ニソノ小字ヲ画定シ得ズ。從ツテコ、ニハ大字・小字表ハ掲ゲズ、後考ニ俟ツ。(「戸次莊史料」付録四、大字・小字一覽表、大字松岡ニ、丹生前・丹生・前津留等アリ。同表參照)。尚『大分市史』上(昭和六十二年一月刊)ハ、コノ丹生津留ノ地ニ、古代ノ海部郡丹生駅ヲ比定スル。丹生津留ガ大分郡ニ在ルコト、矛盾スルガ、丹生津留ノ所属スル大分郡松岡村ト、海部郡毛井村トガ常ニ境界争イヲ續ケテイル事實ニ徴スレバ、丹生ガ海部郡ニ含マレテイタ可能性ガアルト述ベテイル(七五七頁)。ナホ解説參照。



高  
田  
莊  
史  
料



一 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

○大分郡全文ハ「植田莊史料」一号ニ収ム。本文省略。

二 倭名類聚抄

大分郡

阿南 植田<sup>(植)</sup> 津守 荏隈 判太 跡部 武藏<sup>(マ)</sup> 笠祖 笠和 神前

○跡部・笠祖二郷ノ所在未詳。笠祖ニツキテハ、『箋釋豊後風土記』・『豊後風土記新考』ハ誤写ニヨル重出トシ、佐藤四信著『豊後國風土記の研究』ハ、慶長元年(一五九六)ノ地震ニ沈没セリト伝フル瓜生島中ニ存在セシ郷ト推定スル。一郷ニ該当スル島ノ存在ハ史料の裏付ケナク、前者ヲ妥当ト推定スル。武藏ハ誤入。

三 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏  
宇佐神宮史史料編四

○文治年中。大分郡關係部分ヲ「植田莊史料」九号ニ抄出。本文省略。

高田 莊

四 豐後國留守所下文案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

留守所下 諸庄公等、

記録所支配状ニ  
任セ造宇佐宮南  
樓作料根米ヲ勤  
濟セシム

可任 宣下狀勤濟、造 宇佐宮南樓作料根米事、

高田庄二百余丁 准絹六百廿六疋四丈  
米三十八石

右府宣狀儀、下豐後國雜掌、可任記録所支配旨勤濟、當國所課造 宇佐作新粮米町別壹斗玖升事、

右件作料、云神社佛寺、云權門庄園、(從)縦記録所平均所被下支配也、但於輕物可任先下知之旨者、任

彼支配旨、早可令催勤之狀如件者、且任記録所支配并府宣狀、且隨惣田數、(令脱力)可辨濟之由、所令支配

如件、

建久四年二月十五日

公文檢校

權介紀朝臣

權介紀朝臣

權介藤原朝臣

權介美奴朝臣

權介小野朝臣

權介小野朝臣

平均ニ支配ス

惣田數ニ隨ヒ弁  
濟スベシ

五 官宣旨案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

造宇佐宮ノ例ニ  
任セ神宝裝束等  
ヲ平均ニ宛催サ  
シム

之由有御沙汰、任造宇佐宮例、庄公平均被支配畢、神寶御裝束等又追其例、平均可被宛催歟、望請

恩裁、任例依請。

者、府宜承知、依宣行之、  
欲被下宣旨者、權大納言源朝臣通光宣、奉 勅、依請、

承元二年六月十三日

大史少槻宿禰 在判

右中辨源朝臣 在御判

六 將軍源家政所下文案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

將軍家政所下 筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後六箇國并壹岐・對馬二嶋、

九州六箇國并二  
島ニ下シテ選宮  
用途并大神寶物  
ヲ調進セシム

可令早守 宣旨狀、奉調大隅國正八幡宮用途并大神寶等事、

右、件遷宮用途并大神寶物、守 宣旨狀、無懈怠可奉調之狀、所仰如件、以下、

建保三年七月十九日

案主菅原 在判

高田 莊

高田莊

知家事(孝志)惟宗同

令圖書允(清定)清原在判

別當相模守平朝臣同(義時)

民部權少輔公遠(マ)江守源朝臣同(親広)

武藏守平朝臣同(時房)

書博士中原朝臣同(節俊)

散位藤原朝臣同(行光)

七 豐後國留守所下文案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

造 宇佐宮假殿府行事官宿房入物雜事沙汰事、

合

高田庄毎月四ケ日 九ケ月卅六日

入物

疊一帖 蕙二枚 薦一枚 簾一枚

折敷二枚 懸盤一口 金輪一本

日別雜事

宇佐宮假殿府  
行事官宿房入物雜  
事ヲ勤仕セシム

毎月四日九ケ月  
三十六日  
入物

日別雜事



宿直二人 加用二人 雜士三人<sup>(在)</sup>

秣十五束 鹽二升 味噌一升

油五合 薪十五束 松十把

蓆十五把 炭二石 酢三合

酒鹽二升 雜菜五種 土器二百

自餘略之、

右件、宿房入物并日別雜事等、守先例式數、可令勤役之狀、下知如件、

承久三年十月 日

權介大神朝臣

權介小野朝臣

權介小野朝臣

權介小野朝臣 在判

權介在國司 同

在國司

ハ 造宇佐宮豐後國行事所下文案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

豐後國行事所下 高田庄

可早任式數令勤役、造 宇佐正宮南樓御材木等事、

高田庄

造宇佐宮南樓材  
木ヲ徴下ス

柱一本 長一丈二尺  
口一尺五寸

天井桁一支 長二丈七尺  
弘八寸、厚七寸

同裏板二枚 長一丈四尺、弘九寸  
厚一寸五分

間草二支 九尺、弘八寸  
厚五寸

雁齒板一枚 長一丈、弘一尺  
厚二寸五分

大輪桁一支 長二丈一尺  
弘一尺八寸、厚一尺

冠木二支 長一丈二尺  
方九寸

登桁一支 長一丈、弘七寸  
厚七寸

角差一支 長一丈四尺  
方八寸

瓦形桁一支 長三丈、弘一尺二寸  
厚八寸、方八寸

修理裏板二枚 長一丈七尺、弘一尺五寸  
厚六寸

母屋裏板十枚 長一丈四尺、弘八寸  
厚一寸五分

比尾垂木五支 長七尺、弘六寸  
厚五寸、ソリ一寸

野桁一支 長二丈五尺  
弘八寸

木舞一支 長三丈、弘五寸  
厚三寸

卷斗三支 長三尺六寸  
弘九寸

柱貫一支 長一丈九尺  
弘八寸、厚七寸

組入子二支 長一丈九尺、弘五寸  
厚四寸

唐居敷一枚 長五尺、弘一尺五寸  
厚四寸

簀子板二枚 長二丈八尺、弘一尺五寸  
厚三寸

平桁一支 長三丈  
五六寸

腰長押一支 長二丈  
尺九寸

二階柱貫一支 長二丈、弘八寸  
厚六寸

天井桁一支 長一丈六尺  
方七寸

大垂木一支 長二丈二尺、弘一尺  
厚八寸

瓦形桁肱木一支 長一丈  
方八寸

垂木十支 長一丈四尺、弘五寸  
厚四寸、ソリ四寸

角木一支 長二丈三尺、弘一尺  
厚八寸

同裏板五枚 長六尺、弘一尺  
厚一寸五分

梁一支 長一丈六尺  
七八寸

懸肱木三支 長六尺  
方八寸

小屋形裏板五枚 長一丈二尺、弘一尺二寸  
厚一寸五分

勢家津ニ於テ國  
行事引付クベシ

檢非違所

在國司

右件御材木等、任式數所令支配也、先來十月中、付勢家津、可令國行事引付也、抑此御材木假令徵  
下之閒、定有不足歟、然者且爲用意、令下知如件、  
(笠和郷)

建長七年九月一日

檢非違所源朝臣 在判

書生小野朝臣 同

在國司藤原朝臣 同

九 造宇佐宮豐後國行事所下文案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

豐後國行事所下 高田庄

可早任先例令勤濟、造 宇佐正宮南樓博風戸立棟祭雜事等事、

一棟曇分

米三斗 粃三斗 稻三束

糸絹二兩 紙二帖 凡絹三疋

布四文 蕙薦二枚 酒一久里

饗十前 折敷一枚 祿料五疋

一戸立分 式目同前

博風立

高田庄

高田 莊

三六八

米三斗 稻三束 酒壹斗

紙貳帖 弓矢 甲冑

牛壹頭

右、件雜事等、依先例任式數、今月廿日中、無懈怠可令勤濟之狀、如件、

檢非違所

正嘉元年五月五日

檢非違所行事源朝臣 在判

書生行事小野朝臣 同

在國司藤原朝臣

在國司藤原朝臣 同

### 10 官宣旨案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

左辨官下 向大宰府路次國國、

大隅國正八幡宮  
神宝用途料ノ宣  
旨使者ヲ發遣ス

使使紀重任 從貳人

玉末次 從貳人

火長壹人

右、權大納言源朝臣通光宣、奉勅、令費支配管大隅國正八幡宮神寶并御裝束用途新之宣旨、差件等

人宛使發遣如件、府宜承知、使者經彼之聞、依例賜食馬、路次國亦宜准此、官符追下、

府並二路次國々  
ヲシテ馬食ヲ給  
セシム

## 二 關東御教書案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(端書)

「關東御下知案正八幡宮御遷宮大神寶事」

(大隅國始長郎)

正八幡宮所司神官等申條條、

一遷宮大神寶并經論以下御裝束事、

大神寶經論等ハ  
其仁ヲ定メ旧規  
ニ任セ調進セシ  
ム

右、如解狀者、六ヶ國二嶋所令勤仕其役也、寛治造替之後、康和遷宮之時、國司面々所令調進

也、又建久造替之後、貞應遷宮之時、官使・府目代已下納置用途物於府庫、雖令調進、於事不

法、今度者國衛力難及、任宇佐之例、仰守護人可令調進云々、如宰府申者、神寶以下國々勤仕之

條、不及異儀、先例或爲大府之沙汰、自京都被調進、或爲宰府之沙汰、雖令進宮、於守護人者、

一切不相續、府官爲高孫爲文爲宰府執事、當時致沙<sup>(汰)</sup>云々者、康和遷宮之時、國司面々致其沙汰

歟、貞應遷宮之時、官使・府目代已下調進之處、於事不法、今度可被仰付守護人之由、所司等雖

申之、無先例之旨宰府稱之、然者於今者、國衛之力難及、又官使・府目代調進之條、如貞應之

時、猶爲不法歟、仍所定其仁也、早任舊規可令調進矣、

一官使雜事、

官使雜事ハ国別  
官使一人トシ土  
民ノ煩ナカラシ  
ム

右、如所司神官申者、寛治・建久兩度造替之時、雜事支配不分明、任宇佐例、二百町別一度可致

沙汰之由、欲仰下云々、如宰府申者、依無先々文書、暗難令支配、而寄事於雜事、官使不及催

高田莊

促云々者、建長五年燒失之後、官使帶 宣旨下向之處、不及雜事沙汰之閒、不致催促、空歸洛之條、神慮有憚、然者一國別官使一人、定其人馬員數、土民無煩之樣、可令支配矣、

以前兩條、大友式部大夫賴泰相共、可令致沙汰者、依仰執達如件、

文永二年十二月廿六日

少式資能・大友  
賴泰兩人ヲシテ  
沙汰セシム

(北条時宗)  
相 模 守 在御判

(北条政村)  
左京權大夫 在御判

大宰少貳入道殿

(資能入道覺惠)

○「」内ハ次号ニヨリ注ス。

### 三 關東御教書案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

○文永二年十二月廿六日。前号ト本文全ク同一。但シ宛名欠。本文中ニ「大宰少貳入道覺惠相共」トアリ、大友賴泰宛ナルコト疑ナシ。本文省略。

### 三 某書狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(端裏書) (大隅)  
一 正八幡宮事 文永三

畏申上候條々、適便宜可然存候天申上候、去年も雖罷上候、道之閒ニ不令合期仕候之閒、乍恐

島津莊役ハ催寄  
ス六国ニ島ハ關東  
御教書ニヨリ少  
式・大友ヲシテ  
沙汰セシム

候、罷留候之條恐入候、

一御造宮之閒事、既催寄參候嶋津御庄役之外ハ、未□ハ最前候、今ハ大神寶沙汰之閒事、國々未□

□落居仕候之閒、不及催候、但自本所關東ニ被立雜掌、依被申候敷、六ヶ國ニ嶋之沙汰ハ、宰府

小貳入道殿并豐後國守護大友(賴泰)式部殿爲沙汰、社家ニ可被調進候之由(力)、關東御教書成給候由、社

家ニハ

### 一四 某書狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

〔端裏書〕  
「神寶事」

到來 文永四、三、廿四

關東御教書ヲ進  
覽ス

畏申上候、依(大體)正八幡宮大神寶沙汰、自關東御教書如此候、案文令進覽候、國別仁以官使一人宛  
可致催促之由、被仰下候之條、可何様候や覽、文狀次第方々不審候、且當先度之御造營之時モ、如

國別ニ官使一人  
少式・大友兩人  
ノ沙汰

此子細(マ)、不被仰下候事不承及候、又不官使許之沙汰候、宰府小貳入道殿并豐後國守護大友出羽殿、  
此兩人爲沙汰、既以國々(カ)の可致沙汰之由、自社家被申候間、此子細(カ)ヲ京都令言上仕候、後付于重

仰、宰府仁ハ可罷立候之由、官使令申候之處、自社家ハ不可有其儀候之也令申候、只任關東御教

書、不顧是非可罷立候之由申候上、剩奉違背御教書敷、無其謂之申(由カ)、令申候之閒來正月

一五 豐後守護大友賴泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

准絹粮米以下ハ  
宇佐宮例ニ準ズ

一國平均ニ付先  
ツ進濟シ後奉行  
所ニ道理ヲ申ス  
ベシ

大隅國(始良郡)正八幡宮大神寶調進開、准絹・粮米并官使豐後經府雜事等事、准造 宇佐宮例、守配符之旨、不日可令勤仕給、且如 宣旨・御教書者、不論寺社權門領、不謂先々勤否、雖爲 勅免之地、平均可催勤云々、然者縱雖有所存之所々、先進濟之後、不日向奉行所、任道理可被明申也、而稱可申子細之由、於令遁避者、更難事行者歟、仍執達如件、

文永九年十二月廿五日

(大友賴泰)  
前出羽守 在判

豐後國郡庄園地頭代沙汰人御中

一六 豐後守護大友賴泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

大神宝官使ノ訴  
ニヨリ上府陳弁  
セシム

(大隅國始良郡)  
正八幡宮大神寶官使等申狼藉由事、訴狀如此、子細何様事乎、不日企上府、可令陳申給也、仍執達如件、

文永十年三月廿三日

(大友賴泰)  
前出羽守 在判

○高田莊地頭代宛カ特定シ難キモ、シバラクコ、ニ掲グ。



參決ヲ避ケ乙津  
ヨリ逃上スルヲ  
止メ共ニ上府セ  
シム

高田莊乙津ヨリ  
逃上セントスル  
石垣莊地頭代迎  
西ヲ召上ゲ狼藉  
所犯ヲ糾明セラ  
レシム

津々浦々地頭ニ  
触レ自由上洛ヲ  
止メラルベシ

### 一七 豐後守護大友賴泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(大隅國正八幡宮)  
大神寶官使申、石垣庄地頭代、致狼藉之聞、欲令參決之處、自高田庄之船津、擬逃上由事、訴狀如  
此、所詮相尋兩方子細、爲注進言上、止當時之上洛、共可被上府也、仍執達如件、

文永十年四月十一日

(大友賴泰)  
前出羽權守 在判

石垣・高田兩庄地頭代殿

### 一八 大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(大隅國始良郡)  
正八幡宮大神寶官使等重言上、

欲早被召上其身、且被尋究惡行狼藉所犯、且預御注進、爲石垣庄地頭代迎西依難遁自科、自高  
田庄乙津、無音擬逃亡無謂子細事、  
(別府市)

件迎西事、委曲言上先畢、仍自御奉行所被尋下子細之處、或捧僞陳狀、或可迎入御使等之由、慙乍  
令承伏、不及雜事沙汰、御庄<sup>(高田)</sup><sup>(田)</sup><sup>(高田)</sup>擬令上洛之條、罪科餘于身、無陳詞之故也、此付狼藉  
之段、雖<sup>(不)</sup>及御不審、被召決兩方、被究事之淵底、爲預御注進、且相懸當在所地頭代、且被觸遺  
津々浦々地頭所、欲召止迎西自由上洛、重言上如件、

高田莊

文永十年卯月十一日

○「」内ハ『鎌倉遺文』トノ校異。下同。

一九 大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(大隅國) 正八幡宮大神寶官使等重言上、

欲早依先傍例、且爲後輩懲(カ) [ ] 爲預御注 [ ]、爲豊後國石垣庄地(頭代) [ ] 迎西并名主百姓等、依

難遁狼藉罪科、或背奉行所度々召文、或忘自身請文等、遂不及出對、將又令對捍有限所役、迎

西無音逃上聞事、

副進

三通 奉行所御書下案

右、迎西以下名主百姓等狼籍結構事、爲被糺決兩方、度々雖被成下御召文不能叙用、結句於迎西者、弃本宅依令隱居于高田庄、相懸在所地頭代、雖被成御書下、都以無出對之儀、剩去四月十九日無音逃上了、凡如先傍例者、造 宇佐宮之時、依相防官使之咎、或被沒收所領、或被行過代畢、且

其次第所謂建久造替之時、筑前國垣崎庄地頭長洲二郎・同舍弟鯉田五郎(遠賀郡)各實名不分明等、依相防官使被召

所領、且御使越中七郎左衛門入道被宛給彼領、子孫于今相傳云々、次嘉祿造替之時、肥後國木原庄

地頭木原太郎實隆、依相防官使、被。即庄三十餘丁、筑後入道并越中七郎左衛門入道宛給畢、次同

石垣莊地頭代迎  
西等召文ニ応ゼ  
ズ逃上セントス  
ルヲ止メラレン  
コトヲ請フ

本宅ヲ棄テ高田  
莊ニ隱居シ無音  
逃上ス

建久ノ例

嘉祿ノ例

有限所役ハ田所  
以下沙汰人ニ懸  
ケ同心名主百姓  
等ヲ召決セラル  
ベシ

先ツ所役ヲ勤濟  
シ然ル後所存ヲ  
申スベシ

(玉名郡)  
國野原庄地頭毛利禪門代、依同答、被進納過新米五百石於造宮所之例、先度言上了、此外傍例雖繁

多不違注進、相防官使之咎惟重、何況於打擲蹂躪乎、當大神寶役事、被守造 宇佐宮例之閒、先蹤

若斯、炳誠何及豫儀哉、(清原)且面使守國者已擬及死門之閒、自奉行所依被加看病、令繼希有身命計也、

爭迎西以下名主等、可遁重科哉、所詮於有限所役者、且任迎西請文、且相懸田所以下沙汰人等、令

致其辨、至于狼藉段者、迎西雖令迅上、被召決與力同心名主百姓等、不日爲預御注進、重言上如

件、

文永十月五月八日

### 二〇 豐後守護大友賴泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(大興正八幡宮)  
大神寶催促官使等申、難澁當役由事、申狀如此、子細何様事哉、所詮、且依傍例、且任 宣旨・御

教書、先令致其辨之後、有別存知者、可被申沙汰也、仍執達如件、

文永十年五月十一日

(大友賴泰)  
前出羽守 在

高田庄地頭代殿

高田 莊

二 高田莊地頭代藤原盛實請文案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

正地頭三浦介殿  
ノ脚力下向ヲ待  
チ左右ヲ申スベ  
シ

(大隅) 正八幡宮大神寶用途事、度々如令申奉行所候、私非計事候之閒、如此御催促次第、申正位三浦介殿  
(尾脱カ) 候之、脚力近日可罷下にて候、承其左右候て、可致沙汰候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文永十年  
五月十三日  
(高田莊地頭代)  
左衛門尉盛實 在判

三 豐後守護大友頼泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

先ゾ大神寶用途  
ノ弁ヲ致シ後ニ  
申沙汰セシム  
正員ニ寄セ難渋  
セバ其身ヲ追却  
シ交名ヲ注進ス  
ベシ  
上府問答スベシ

(大隅) 正八幡宮大神寶用途事、背 宣旨・關東御教書并奉行所施行、于今對捍之條、太不可然歟、且康  
元々年造 宇佐宮之時、如 關東御教書者、寄事於正員、令難澁者、追却其身、可注申交名云々、  
而此大神寶即所被守 宇佐宮例也、蓋成其恐乎、神寶船已纏纜之折節也、縱雖有所存、先無懈怠致  
辨之後、可有申沙汰也、此上難得其意者、今明中企上府、可令問答也、仍執達如件、

文永十年五月十四日

(盛實)  
高田莊地頭代殿

(大友頼泰)  
前出羽守 在

三 高田莊相論狼藉檢見使起請文案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

檢見

大神宝官使卜高  
田莊地頭代相論  
ノ狼藉実否ヲ実  
檢シ注進ス  
官使差申分

正八幡宮大神寶官使等与豊後國高田庄地頭代左衛門尉盛實相論狼藉實否事、

官使差申分、

一人 小使源太郎

取亂本鳥、被破損衣裝淺黃直、垂文菊、臥于泥中□□之條、明白也、但府中与當庄、已相隔壹(里力)餘上、

狼藉事者、今朝也、令下著加檢見者、爲酉剋許之閒、爲地頭代所行否之□□(不)分明矣、

一人 火長三郎大夫

於所著之火長之赤水者、弃于泥中之上、右手腫目三寸、腕五寸許也、而如火長申者、爲盛實以

下輩所行云々、而如載先條、檢見違期之閒、不知實否矣、

奉行所使差申分

奉行所使差申分、

一人 三郎入道西佛

被打擲之由、西佛雖稱之、其色目無所見候矣、

地頭代差申分

地頭代差申分、

一 地頭公文所之中隔障子壹閒、顛倒之上、障子壹枚□端(論)、假令壹尺許破損也、而如地頭代申者、

爲官使所爲云々、爰如載先條、狼藉之後、令檢見之聞、難知實否候矣、右、此等子細、若屬一方、令掠申上候者、日本<sup>(國中)</sup>大小神祇、殊正八幡宮・天滿天神御罰、罷蒙之狀如件、

文永十年五月十六日

二四 豐後守護大友賴泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

高田莊地頭代盛  
実ノ訴ニヨリ催  
使ヲシテ狼藉実  
否ヲ明シ申サシ  
ム

高田莊地頭代左衛門尉盛實申、<sup>(大隅)</sup>正八幡宮 大神實用途催促聞、打壞家内、與耻辱於妻子由事、訴狀如此、事實者、縱雖爲催使、於過分之狼藉者、太不可然者歟、早可被明申也、仍執達如件、

文永十年五月十七日

<sup>(大友賴泰)</sup>  
前出羽守 在

官使・催使等中

三五 高田莊地頭代藤原盛實申狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

高田莊地頭代左衛門尉藤原盛實謹言上、

欲被早任狼藉實行其科、稱大隅 正八幡宮大神實用途催促使、被放付數多御使、押寄當庄地頭政所、散々狼藉餘、打壞家内障子遣戸、妻子被與耻辱、無術子細事、

大神宝官使等ノ  
狼藉ニ付罪科ニ  
行ハレシコトヲ  
請フ

檢見使ハ狼藉人  
ニ与同シ檢見法  
ニ背ク

催使等盛実ノ狼  
藉ト虚言ノ由ヲ  
陳弁ス

神社仏寺權門勢  
家領一莊寸歩ヲ  
除カズ

件條、昨日十六日已尅、彼御使等、押寄地頭政所、亂入家内、破損障子遣戸、妻子與耻辱、或於門前、致種々狼藉、自引亂鬢髮、倒伏地、或投捨號火長之赤色水干於同門前、而罷還宿所小公文許之閒、即取彼火長、送遣御使宿所之處、及于同西尅、御使等又持來彼火長、投捨政所畢、所行之企、甚以存外也、此等次第、且昨日被指遣御使播磨房并九郎不知實、雖令見知之、自元令同心狼藉人之閒、不注進、併被注進彼無道申狀之條、非檢見法歟、御使之矯飭顯然者哉、然則彼狼藉難遁之上者、早任罪科實、被行其科者、尤所仰也、仍爲預憲法御裁許、粗言上如件、

文永十年五月十七日

### 三六 大隅國正八幡宮大神寶官使等陳狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(大隅)  
正八幡宮大神寶官使并 關東御奉行所御使及國衛使等謹辯申、

爲豐後國高田庄地頭代左衛門尉盛實、難澁大神寶用途餘、引率數百人勢、乍令打擲蹂躪宣旨、

御教書御使等、爲省自科、還御使等致狼藉由、構申種々虚言、無謂子細事、

副進、

二通 奉行所御書下案

右件大神寶者、朝家御重事關東御大營也、然閒且准造 宇佐宮例、且不嫌神社佛寺權門勢家領、不

除一庄寸步、縱雖爲 勅免之地、不謂先例動否、可令催勤之由、忝被下 宣旨・御教書之閒、御使等

高田庄

北条時宗・重時  
跡モ沙汰ス  
当莊ハ本役所

康元元年造宇佐  
宮ノ例

上府問答スベシ

八日間飯責ス

使者ヲ打擲蹂躪  
ス

使者ハ三人盛実  
方數百人ニ付使  
者ノ乱妨ハ不実  
石垣莊地頭代迎  
西ト与力同心

帶件狀、催廻當國庄公之閒、(北条時宗)相模守殿御領・陸奥入道殿御跡、猶以所致明沙汰也、況於自餘所々乎、就中當庄專乍爲本役所、盛實不顧先例、致自由難濟之閒、今月九日御使等入部之處、一向不令叙用、何況不及雜事沙汰之閒、申入子細於奉行所之處、如同十一日御書下者、且依傍例、且任 宣旨・御教書、先令致其辨之後、有別存知者、可被申沙汰云々、如此雖被仰下、敢無承引之儀、令處耳外之閒、重令言上事由之日、同十四日御書下云、且康元々年 造宇佐(宮)之時、如 關東御教書者、寄事於正員、令難濫者、追却其身、可注申交名云々、而此大神寶即所被守宇佐宮例也、蓋成其恐乎、先無懈怠致其辨之後、難得其意者、今明中企上府、可令問答之旨被載之、(上方)雖然盛實不及請文陳狀、八箇日之閒致飯責、剩同十六日已尅、催集數百人勢、結構狼藉之(上方)、取籠火長 關東御使等、依令打擲蹂躪、已半(死生カ)生之閒、申下實檢御使等畢、子細粗彼御(使等カ)被注進者歟、而盛實閣自身惡行、御使等亂入宿(小使火長)、打破障子遣戶、與耻辱於妻子之由、掠申之條奸謀也、其故者、所行向地頭所之御使三人内(關東御使)等也、隨盛實下知、狼藉結構之輩數百人之閒、不入立門内、何況有障子・遣戶破損之儀哉、高察可在暗歟、且如盛實自稱者、御使等自引亂鬚髮倒伏地、或投捨火長於門前云々、狼藉之條已承伏之上者、無(御カ)不審歟、爰倩案事情、石垣庄地頭代迎西、致如此(狼)藉之閒、擬被尋犯否之處、隱居高田庄、即京都逃上畢、盛實與迎西内々通計與力同心之由、粗成疑貽之處、已盛實同引出勝事之條、結構之趣令符合者歟、旁難通其咎、所詮盛實以下輩狼藉之條、實檢之狀明白之上、若御不審相貽者、不(目カ)被召決兩方、爲預御注進、仍披陳言上如件、

文永十年五月廿日



高田莊地頭代名  
主等ヲシテ出對  
セシム

大神宝役並ニ使  
者雜事ヲ勤仕セ  
シム

二七 豐後守護大友賴泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(大隅正八幡宮)  
大神寶官使等与、當庄相論狼藉由事、如訴陳狀并檢見狀者、子細不分明之閒、任道理、爲遣其道、且不日可令出對給也、仍執達如件、

文永十年五月廿二日

(大友賴泰)  
前出羽守 在 一

高田庄地頭代名主御中

○田北学ハ、廿三日トスルモ、『鎌倉遺文』・『大分県史料』ニ從フ。

二八 豐後守護大友賴泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(大隅正八幡宮)  
大神寶官使等申即役事、于今不事行之條、不穩便、忝可致其明也、且經廻之程雜事、任傍例、可有其沙汰候、仍執達如件、

文永十年  
後五月二日

(大友)  
賴泰 在 一

高田庄地頭代沙汰人御中

高田莊

二九 高田莊地頭代藤原盛實請文案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

兼又雜事者、本役未定之閒ハ、難治次第候也、

雜事ハ本役未定  
ニツキ難治  
鎌倉ノ正地頭ノ  
左右ナキ間ハ私  
ニ計リ難シ

今月二日御問狀、同日到來、委細拜見仕候了、抑大神寶用途事、先日如令言上候、令申子細於鎌倉候之閒、承其左右候之程、如何にも私難計事に候、依之度、罷蒙仰候之條、恐入候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文永十年  
閏五月五日

(藤原)  
盛 實 在判

三〇 大隅國正八幡宮大神寶催使狼藉條々注進狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

大神宝使ノ狼藉  
条々ヲ注進ス

注進 文永十年後五月日 正八幡宮大神寶用途催促御使等、入部高田庄閒、致狼藉條々事、

一 打入乙津永洲次郎家、押取麥俵(高田莊)五斗事、

一 奪取田食二積内一積 丹波五郎入道分 菊彌次郎分

一 男壹人乍持召取事、

一 亂入武藏房家内搜取古酒事、

一 毎日押取地頭家木草事、

一 押取渡邊八郎鹽事、

一 數十人御使亂入地頭政所、吐惡口致狼藉事、

一 入覺行家、押取春麥五斗事、

一 押取行重彌次郎弓箭事、

右、このほかに、人の家(垣)のかきかへをやふり、うへものを、おさへとり、路頭をもてすくる、いろくものものを、さへとる事、不違子具、仍粗注進如件、

文永十年後五月十二日

三 高田莊地頭代藤原盛實申狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

到文永十後五十二

高田莊地頭代左衛門尉盛實謹言上、

鎌倉脚力下向ノ  
程使者ヲ召立テ  
ラレンコトヲ請  
フ

脚力下向程、欲被召立御使、(大隅)正八幡宮大神寶用途催促事、

副進

爲御使等、押取色々雑物、并狼藉閑注文壹通

件條、度々如令言上、付御催促狀、粗雖令申子細於正員、不能巨細之閑、御返事定不可分明歟、依之今月五日重以飛脚令申鎌倉畢、彼脚力下向之程、欲被止御使等(苛)弃責、凡御使等亂入在家別、或破(刻)

正地頭ノ命ナク  
バ巨細スル能ハ  
ズ

高田莊

使者在家ニ乱入シ勸農ヲ妨グ

損家垣、搜取雜物、或持過路頭之色々物ヲ、押取之聞、往復<sup>(マ)</sup>不輒、土民之煩無申計者也、且罷成勸農之妨畢、御庄荒廢之基、不可有過之哉、其上今日十二日又御使等數十人、亂入地頭政所、致種々狼藉畢、所行企、古今未曾有次第也、所詮此等次第追可言上、先彼脚力下向之聞、被立御使者、尤所仰也、仍言上如件、

○〔 〕内ハ『鎌倉遺文』トノ校異。

三 大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀條

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

正八幡宮大神寶官使并催使等重言上、

高田莊地頭代盛  
実奉行所ニ参決  
セス官使等ニ対  
シ重ネテ狼藉ニ  
及ブヲ実檢シ聞  
東ニ注進セラレ  
ンコトヲ訴フ

爲豊後國高田庄地頭代左衛門尉盛實、背奉行所數ケ度御書下、不及参決、又不承伏神寶役、于置<sup>(于カ)</sup>入部御使等、剩昨日<sup>十二日</sup>引率數多人勢、打擲蹂躪火長・小使以下御使等、殆令及半死半生條、罪科已令重疊上者、早且被下檢見御使、且欲預炳誠御成敗事、

副進

四通 奉行所御書下案

五月十六日打擲  
蹂躪  
後五月五日以後  
飯責

件條、彼盛實以下名主等、背 宣旨・關東御教書、難濟當役之餘、去五月十六日取籠火長・小使等、及打擲蹂躪、令張行狼籍畢、子細先日具所令言上也、而尋究狼籍眞僞、且爲問答自由之對捍次第、今月五日重入部當庄、問答子細之日、如盛實返答者、不可依 宣旨・御教書・奉行所催促、可

同十二日打擲蹂躪

国守ノ御領モ弁  
ヲ致ス

官使等高田莊地  
頭代盛實ノ自身  
ノ悪行狼藉ヲ閣  
キ官使等ニ転稼  
スル不実ヲ訴フ

隨正員下知之聞、一切不可承引云々、參決之條、同所遁避也、而入部之後雖經八ケ日、不及一宿雜事、其上折簡降雨大洪水之聞、路次之往反不合期、仍方々之御使等、擬及餓死之處、剩昨日十二日申時率數多人勢、打擲蹂躪火長・小使以下御使等畢、凡今度之狼籍之躰、令超過于以前者也、早不日欲被下檢見御使、於盛實者、已違 勅謀叛之仁也、其故者、乍留跡於 王土、令飯責 宣旨御使等、剩令打擲蹂躪之條、違 勅之咎難遁者也、又乍爲地頭代之身、違背 關東御教書・同御使等之條、匪謀叛結構之儀哉、 宣旨・御教書嚴重之聞、造 宇佐宮役雖先々遁來、始自當國一宮賀來社、其外神社佛寺領、皆以令勤之者也、就中高田庄者、 宇佐宮本役所也、更不可遁申、又以權門之號、不可遁避、其故者、守殿御領、其外三重(大野郡)・國東(國東郡)鄉等所致其明也、忝御領權門之所々如此、何況於高田庄哉、是併盛實以下名主等結構也、無懲肅之御沙汰者、傍輩頗不見懲者歟、所詮、且不日被下檢見御使、且欲預 關東御注進、仍重言上如件、

文永十年後五月十三日

三 大隅國正八幡宮大神寶官使等陳狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(大隅)  
正八幡宮大神寶官使等辯申、

爲高田庄地頭代盛實、閣自身惡行狼藉、還官使等致狼藉由、構申種々今案、擬遁自科、無謂子細  
(事)

高田莊

官使ヲ飯責ス

田食ヲ奪イ草木ヲ押取スト云ハ不実

莊民ヲシテ御使ニ出向ハシメズ売買ヲ禁ジ家内ニ入立テズ

兩方申狀參差ノ為兩者糺明ノタメ上府セシム

件條、自今月五日、官使等雖令入部、不及一宿雜（事沙）汰、今日十五日十一ヶ日之閒、令飯責御使等、依擬及餓（死罪カ）□□、言上子細畢、且云重狼藉事、且云火長清祓之段、同載（子カ）□□兩通申狀、令進覽之畢、就

件申狀、可被尋下子細之由、訴申之處、盛實爲遁自科、構申種々今案之條、極紆謀也、爰如盛實所進注文者、或奪取田食、或押取草木云々、此條度々如令言上、入部御使等、擬及餓死之閒、縱雖有如然之企、如此之官使之習、爲助當時之身命歟、雖然、一切不存知者也、若致□□祇候雜事之上、於致過分沙汰者、可爲訴訟之潤（色カ）□□歟、十一ヶ日之閒、敢不及雜事沙汰、剩令打擲蹂躪御使等畢、其上放遣庄内之輩於方々、不可出向御使等、不可致賣買之由、令相觸之閒、不入立家内之上、爭可及押取狼藉哉、頗不調之申狀也、不日被召出盛實以下名主等、欲被糺明眞僞、仍披陳言上如件、

文永十年閏五月十五日

三三 豐後守護大友賴泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

（大隅正八幡宮）大神寶官使催使等、與高田庄地頭代名主相論、蹂躪火長以下小使、擬及餓死之事、（兩方所申參カ）差之閒、無左右難被是（非、仍尋究兩方、為カ）注進言上、相互止當時之（相論、不日可有カ）□□上府給也、仍執達如件、

文永十年後五月十八日

兩方御中

（大友賴泰）前出羽守 □□（在判）

○『鎌倉遺文』（一一三二三号）卜校合。

三五 大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

重ネテ大神宝役  
ヲ難渋シ官使等  
ヲ飯責シ火長小  
使ヲ打擲蹂躪シ  
水干ヲ剝取ル高  
田莊地頭代ヲ訴

正八幡宮大神寶官使并催使等重言上、

欲早日依先傍例、且任度々狼藉實、預御注進、爲豊後國高田庄地頭代左衛門尉盛實、背 宣旨・關東御教書、難澁大神寶役餘、入部御使等、廿三箇日閒、不與一宿雜事、及飯責上、剩打擲蹂躪 火長・小使等、剝取所着水干號火、重科難遁子細事、

副進 證文等案

四通 宣旨 建久四年七月四日 承元二年六月十三日  
文應元年八月廿三日 同日

五通 關東御教書 建久三年九月十八日 建保三年七月十九日  
嘉祿三年二月十五日 康元々年十二月十七日  
文永二年十二月廿六日

四通 造字佐宮例文 建久四年二月十五日 承久三年十月 日  
建長七年九月一日 正嘉元年五月五日

一通 奉行所御廻文 文永九年十二月廿五日

五通 同召文 文永十年五月十一日 同十四日 同廿二日  
後五月二日 同十八日

右、件盛實度々惡行狼籍結構之次第、數々度言上、事舊畢、爰於當宮大神寶役者、任造 宇佐宮 例、可令催沙汰之由、 宣旨・御教書嚴重也、依之、不嫌寺社權門領、平均依令催促、當國分太略 所有其沙汰也、而高田庄入部之日限、盛實忝不應 宣旨・御教書、募自威、度々令結構狼籍畢、且 如盛實申者、非正地頭下知者、全不可依 宣旨・御教書・奉行所催、其故者、正地頭(若不力)似人之

高田 莊

盛実正地頭ノ下

知以外ハ從ハズト云フ

廿三日間飯責

打擲蹂躪

先度造宇佐宮ノ例

肥後國野原莊地頭代ノ例

奉行所糧米下行

上裁ヲ蒙ラントス

閉、縱雖有 宣旨・御教書、彼命更難背之云々、此條立正員惡名事、以外僻事也、一天之下誰可被  
 忽緒 宣旨・御教書哉之由、官使等雖令問答、敢不能叙用、廿三ケ日之閒、不及雜事沙汰、致飯  
 責、剩引率數百人勢、令打擲蹂躪火長・小使事二ケ度也、其上剝取火長所着之水干號火、踏付不淨  
 之泥土畢、上古未聞之狼籍也、依之、彼火長之水干、于今現在于彼庄也、而閒官使等、訴申子細於  
 奉行所之日、爲被尋決兩方、日限御召文雖及數ケ度、一向處耳外、都以不能出對、凡盛實結構之  
 趣、頗未會有之次第也、且當先度造 宇佐宮之時、如所被成下御教書者、造宮用途事、寄事於正  
 員、地頭代或致懈怠、或於令難澁所役者、追却其身、可注申交名云々、懈怠難澁之輩、猶預如此之  
 禁遏、何況盛實匪啻難澁所役、於打擲蹂躪官使等哉、次嘉祿造宮之時、肥後國野原庄地頭代、依相  
 防官使之咎、正員(毛利季光・西阿)禪門者、在鎌倉之故、爲過代米五百斛、被引進造宮所之上、至彼代官者、永  
 所被改易也、盛實之振舞、令超過彼地頭代所行之上、正地頭者、不似人之旨、自稱之條、頗非普通  
 之法、縱於所役者、事於正員一旦雖支申之、帶食爲(寄脱カ) 宣旨・御教書所令入部御使等、廿三ケ日、初  
 度入部八ケ日、第二度十五ケ日之閒、令飯責、不與一宿雜事之條、云上古、云末代、難有所行也、  
 依之、御使等擬及餓死之刻、自奉行所被下行糧米、被繼希有之身命畢、而剝官使等致損物之由、掠  
 申之條存外也、於對捍所々者、少々事縱雖致、如然之沙汰、官使之習也、況於無其儀哉、世雖爲末  
 代、宣旨・御教書御使等、令逢于如此之橫災事、無先規、所詮無陳方之閒、背奉行所召文、不及  
 參決、於今者、不蒙上裁之外、難息鬱憤者歟、早爲預御注進之狀、粗恐々言上如件、

文永十年八月十五日

國衛使權介泰吉永 在 一



奉行所使沙彌西佛同  
官使李允清原守國同

四通 宣旨案 在別紙  
五通 關東御教書案 在別紙

### 三 豐後守護大友賴泰注進狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

(裏書)  
「字佐  
文永十一・四・三到來官使國重進」

(端裏書)  
「奉行所注進狀案 大神寶官使等与高田庄地頭代相論狼藉事」  
文永十年十月廿一日注進御使進覽畢、

官使等卜地頭代  
盛美ノ申狀參差  
ニ付訴陳狀目錄  
ヲ進メ上裁ヲ請  
フ

(天聘)  
正八幡宮大神寶官使等与、豐後國高田庄地頭代盛實相論仕候即役并狼藉事、兩方所申令參差候之閒、  
尋究子細、擬注進言上候之處、地頭代者不出對候、官使者又頻訴申候之故、訴陳狀具書目錄相共謹  
進覽之、委細各見狀候、此條可爲何様候哉、便宜之時有御披露、可被仰下候歟、賴泰恐惶謹言、

文永十年八月廿日  
前出羽守平賴泰 (天友) 裏一

對馬玄蕃允殿  
進上  
勘解由判官殿 用意

高田 莊

三七 大隅國正八幡宮大神寶官使等請文案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

地頭代盛実逃上  
シ名主百姓等不  
參

守護所使ヲ相語  
フト云フ

地頭ヲ重科ニ処  
セラルベシ

究淵源、爲注進言上、可遂勤□□於問答之間、擬遂其節之刻、地頭代者逃上畢、名主百姓者、  
又背召文不參決之故、于今默止之條、條令仰天者也、而爲掠自科、官使等致狼藉之由、濫訴之條、太  
猛惡也、兼又相語守護所使、及狼藉之由構申事、是又寄事於左右、爲掠給御教書也、而此大神寶  
者、全非守護所方之沙汰、一向別奉行人之准據也、然閒、件狼藉之日者、奉行所使者・官使相共、  
雖被蹂躪、存後訴、更不能敵對、所詮、云訴陳狀、云證人、頗顯然之上、於地頭等者、或對捍、本役、  
或致狼藉、或背奉行所召文、拒出對之條、重科重疊畢、爲向後傍輩、乎濫被行罪科哉、委細之旨、訴  
陳狀事舊畢、以其趣、可有御披露者歟、仍謹所請如件、

文永十年九月廿日

國衙使權介秦□□(吉丞) 在判

奉行所使宇佐信□□

官使木工允清原□□(守国力)

三八 高田莊狼藉沙汰文書目錄案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

スル地頭代官使  
進上ノ文書目錄  
ヲ注進ス  
地頭代所進分

(大隅)  
正八幡宮大神寶官使等与、豊後國高田庄地頭代左衛門尉盛實相論、當役并狼藉沙汰文書事、  
地頭代所進分

二通 訴狀 文永十年五月十七日  
到來文永十年後五月十三日

一通 狼藉注文 同年後五月十二日

二通 地頭代請文 五月十三日付文永  
閏五月五日

一通 奉行所問狀案 同年五月十七日

官使所進分

官使所進分

二通 訴狀 文永十年後五月十三日  
同年八月十五日

四通 宣旨案 建久四年七月四日 承元二年六月十三日  
文應元年八月廿三日 同月同日

五通 關東御教書案 建久三年九月十八日 建保三年七月十九日  
嘉祿三年八月十五日 康元々年十二月十七日  
文永二年十二月廿六日

四通 造宇佐宮例文案 建久四年二月十五日 承久三年十月日  
建長七年九月一日 正嘉元年五月五日

一通 奉行所廻文案 文永九年十二月廿五日

五通 同催文案 文永十年五月十一日 同十四日  
同廿二日 同十八日 同後五月二日  
同十八日

此外

二通 官使陳狀案 同年五月廿日  
同閏五月十五日

一通 檢見使申狀 同年五月十六日

都合卅通

高田 莊

高田莊

右、目錄如件、

文永十年十月 日

三九二

三九 豐後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇号

○弘安八年九月晦日。大分郡關係部分ヲ、「戸次莊史料」九号ニ収ム。本莊關係ヲ左ニ抄出シ、他ハ省略ス。

○高田庄貳百町

本庄百八十町

領家城興寺、地頭三浦入道殿

○牧村貳拾町 領家同前、

地頭 御家人牧三郎惟行法名念照、  
豐前大炊助入道孫子大炊太郎(マ)能重(木付)論申之、

四〇 豐後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。大分郡關係部分ヲ「植田莊史料」一四号ニ収ム。本莊關係部分ヲ抄出シ、他ハ省略ス。

高田庄二百町内百八拾丁 領家城興寺、地頭職三浦介殿

牧村二拾町 領家三浦介殿、地頭職(御)家人牧三郎惟行法名念昭、大炊六郎能重(木付)論申之、

高田莊

本莊

領家城興寺地頭  
三浦入道  
牧村

地頭牧惟行

高田莊

牧村

#### 四一 保曆閒記

○群書類従一五  
雜記

霜月騒動ニ三浦一族滅ボサル

終ニ泰盛法師(安達)法名・子息安景(宗イ)、弘安八年十一月十七日誅セラレケリ。兄弟天外刑部卿相範(少敷)、三浦對馬守・隱岐入道・伴野出羽守等、志有去ルベキ侍ドモ、彼ノ方人トシテ亡ニケリ。是ヲ霜月騒動ト申ケリ。○上  
下略

#### 四二 參考太平記

○金勝院本  
大日本史料六ノ二

三浦介高繼足利尊氏ニ從フ

(足利)(建武二年)尊氏ハ八月二日、京都ヲ立テ、發向セララル、相伴ヒケル人々、吉良上總入道慈仙(天文本)、足利尾張守高經、畠山上野介重國(高國)、三浦介高經(高繼)、同下野入道道章(道葦)、同織部佐高興、大多和兵衛乘續、佐々木備中守時信、同佐渡判官入道道譽、近江六角判官(江守秀詮)、同加治源太左衛門鎮信、結城七郎左衛門尉(祐)○以下三十(五名中略)上杉、畠山カ一族ヲ先トシテ、出京ノ勢五千餘騎トソ聞ヘケル、總シテ近江、美濃、尾張、參河、遠江ノ勢馳附テ、參河國ニ著給ヒケル時ハ、三萬餘ニ成ニケリ、角テ直義・尊氏ノ兩勢ヲ合テ五萬餘騎、矢矧宿ヨリ取テ歸シテ、又鎌倉ヘ發向ス、

○建武二年八月二日、北条時行討伐ノタメ、足利尊氏ノ發向セシコトニ係ル。『大日本史料』ハ二行割註トス

高田 莊

三九四

ルモ、右ノ如ク改メ、( ) 内異本ノ註記モ右ノ通り略記セリ。

### 三浦系圖傳

○三浦(權五郎)家藏  
大日本史料六ノ二

時 明

三浦介、從五位下、

時 繼

三浦介、從五位下、

建武二年秋、平時行蜂起、時繼爲一方之大將、以所帶之太刀、切鎌倉寶藏之鎖、即名其太刀號海老  
錠切、(至今爲時持之)後於尾州熱田被虜、建武三年於六條河原被誅、法名道海、

高 繼 三浦介、從五位下、

三浦時繼鎌倉寶  
庫ノ鎖ヲ切ル

建武三年熱田ニ  
テ捕ヘラレ誅セ  
ラル

三浦高繼

### 四 足利尊氏袖判下文

○宇都宮文書  
大日本史料六ノ二

(足利尊氏)  
(花押)

下 三浦介平高繼、

可令早領知相模國大介職、并三浦内三崎、松和、金田、菊名、網代、諸石名、大磯郷東坂間、三  
橋、末吉、上總國天羽郡内古谷、吉野兩郷、大貫下郷、攝津國都賀莊、豐後國高田莊、信濃國

三浦高繼ニ相模  
國大介職豊後國  
高田莊等ヲ宛行  
フ

勲功ノ賞

村井郷内小次郎知貞跡、陸奥國糠部(二戸郡)内五戸、會津河沼郡議塚、并上野新田(新田郡)父介(時繼)入道々々事、

右以人、爲勲功之賞、所宛行也者、守先例可致沙汰之狀、如件、

建武二年九月廿七日

皇 高田莊先田所覺念解狀案

○田北日出夫文書  
大分県史料一三

後藤四郎ノ非分  
押領ヲ停メ覺念  
ニ高田莊田所職  
屋敷等ヲ安堵サ  
レンコトヲ請フ

豐後國(大分郡)高田庄先田所沙彌覺念謹言上、

欲早被停止後藤四郎不知實名非分押領、且被任御下知以下次第證文、且依相傳道理、覺念如元蒙安堵

御成敗、當職并屋敷田畠等事、

副進

一通 大殿御代安堵御下文 弘安十年三月廿一日

二通 同御代執事藏人大夫殿御書下 正安二年後七月三日  
同三年八月八日

一通 祖父二郎入道蓮佛讓狀 弘安九年十一月廿八日

二通 賴綱法名讓狀 正和二年十月廿二日  
淨妙

伯父後藤賴綱ヨ  
リ相伝

右、田所職并屋敷田畠等者、覺念伯父後藤左近允賴綱法師、云相傳無相違之由緒、云奉公異于他之  
次第、大殿執事御書下載而炳焉也、隨而安堵御下文分明之閒、不能費私詞、而賴綱法師于時、

去正和二年讓與于覺念之閒、相傳知行敢無依違之處、後藤四郎不知實名、去々年元弘八月十五日號有御

正和二年相統

高田莊

元弘三年八月十五日押領

下知、押入覺念住宅之閒、乍含愁訴令退出、忽及牢籠之條、頗不便之至也、幸奉逢當御代之閒、謹所仰憲法御成敗也、然早被停止後藤四郎非分掠領、且被任御下知以下次第證文、且依相傳道理、覺念如元蒙安堵御下知、彌欲勵御公事以下勤厚、仍粗言上如件、

建武三年七月 日

四 鶴崎安達武五郎舊藏鐵鈴銘

○大化帖  
大分県金石年表

興國辛巳(二年)

○今亡失トイフ。

五 足利義詮袖判下文

○大友文書  
大分県史料二六

〔新包紙ウハ書〕  
一 從高氏義詮

大友氏時公江之御書出

〔貼紙〕  
一・二

〔足利義詮〕  
〔花押〕

大友氏時ニ肥前

下 大友近江孫三郎氏時



国与賀莊・豊後  
国高田庄ヲ充行  
フ

可令早領知、肥前國(佐賀郡)與賀庄(高懸)頼尙、豊後國高田庄(三浦介事)跡、  
右、爲勳功之賞、所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、

正平六年十二月十九日

四 大友氏時知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

高田莊徳丸名ノ  
地ヲ預ク

高田庄之内、徳丸名字之地杉貳拾貫分、任先知行之旨、預置候也、然者、早々可有領知候、恐々謹  
言、

正月廿九日

(大友)  
氏 時 在判

徳丸藤内左衛門尉殿

四 室町幕府執事仁木頼章施行狀

○大友文書  
大分県史料二六

(裏打紙端裏書)

(貼紙)  
「十七」

文和三年二月十二日筑前國事」

少式頼尚跡筑前  
国遠賀庄以下ヲ  
大友氏時ニ渡付  
セシム

筑前國(遠賀郡)遠賀庄(宗像郡)頼尙・同國宗像西郷(京郡)跡・豊前國(京郡)黒田庄(足利義隆)跡・肥前國(佐賀郡)與賀庄(高懸)跡・豊後國高田庄等事、  
任去觀應二年十一月二日・同十二月十九日號正平御下文之旨、可被沙汰付大友刑部大輔氏時狀、依

高田莊

高田莊

三九八

仰執達如件、

文和三年二月十二日  
(正年九)

右京權大夫殿  
(色直氏)

左京大夫 (花押)  
(仁木頼章)

五〇 千歳後藤碩田墓地五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分市大字千歳後藤碩田墓地

玄善逆修ノタメ  
五輪塔ヲ造立ス

(地輪)  
「右志趣者、□天長地久、

殊玄善禪門逆修菩提

也、□

乃至□(法界)衆生□(等)

利益、逆修菩提、仍

如件、□

「正平十三年十月十五日

玄善謹立之」

(塔身)  
「沙彌近賢逆修建立、正平拾三□□下旬」

○塔身部ハ『大分県金石年表』ニヨル。『大分史談』第一卷(三一頁)ニハ、「此塔は元庄内にあり、碩田翁生前庭前に置き、重愛して居たものだ相な」トアル。「庄内」ハ現庄内町(旧阿南莊)カ。検討ヲ要ス。

高田莊ハ大友氏  
時領

五 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

○貞治三年二月 日。「植田莊史料」七五号ニ全文ヲ収ム。中ニ「同国高田庄」アリ。本文省略。

三 征西大將軍宮親王令旨

○阿蘇家文書上  
大日本古文書

豊後國高田庄領家職事、爲兵糧料所、可被知行之狀、依 仰執達如件、

文中三年十月十四日

左少將(胤房)  
(花押)

阿蘇社大宮司殿(惟武)

阿蘇惟武ニ兵糧  
料所トシテ豊後  
高田莊領家職ヲ  
賜フ

三 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

○永徳三年七月十八日。全文ヲ「植田莊史料」八二号ニ収ム。中ニ「同国高田庄」アリ。本文省略。

高田莊ハ大友親  
世領

高田 莊

四〇〇

四 種具藥師堂五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分市大字種具上百堂

正祐禪門ノタメ  
ニ五輪塔ヲ建立  
ス

(地輪)  
一 明德二〇辛  
末

正祐禪門

二月十五日寅  
「尅」

五 大友親職知行預ケ狀

○種具文書  
大分県史料二六

(新包紙ツハ書)  
一三通御手洗掃部助殿

親 職

高田莊本給内三  
十貫ノ地ヲ預ク

高田庄本給内參拾貫分事、預置候、知行不可有相違候、恐々謹言、  
永享十一  
四月三日

(大友親繁)  
一 親 職 (花押)

御手洗掃部助殿

六 大友親職親  
繁名字狀

○種具文書  
大分県史料二六

求メニ応ジ名字

名字事、承候之閒、以別紙認進之候、恐々謹言、

ヲ与フ

十二月十三日

御手洗九郎殿

〔大友親繁〕  
親 藏 (花押)

毛 大友親繁知行預ケ狀

○中村文書  
大分県史料二五

〔包紙ウハ書 本包紙ハ次号ノモノナラン〕

石合兵部少輔

岐部山城守

上野藏人佐

氏 傳

高田庄政所殿

德丸名二十六貫  
分ヲ預ク

高田庄德丸名之内、貳拾六貫分之事、預申候、可有知行候、恐々謹言、

四月廿六日

〔大友〕  
親 繁 (花押)

中村次郎三郎殿

〔奥切封〕  
〔墨引〕

五 大友氏加判衆連署奉書

○中村文書  
大分県史料二五

德丸名二十六貫

高田庄德丸名之内、所分參拾陸貫分之内、貳拾陸貫分之事、任 御判之旨、可被打渡中村次郎三郎

高田 莊

高田莊

四〇二

分ヲ打渡サシム

候、恐々謹言、

四月廿七日

政所

政所殿

○『大友家文書録』一ニ写シヲ収ム。「」ハ同文書ニヨリ傍注ス。

利(上野) 貞(花押)  
泰(岐部) 弘(花押)  
氏(石合) 傳(花押)

五 高田莊政所利忠打渡狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

高田莊徳丸名闕所分之内、廿六貫分事、任御判之旨、打渡申候、可有御知行候、恐々謹言、

五月廿四日

利忠 在判

中村次郎三郎殿

六 親郷知行預ケ狀

○徳丸文書  
大分県史料九

高田莊成松十貳貫・福董地頭分五貫・名分三貫餘、預置候、可有知行候、恐々謹言、

正月八日

親郷(花押)

徳丸六郎殿

高田莊内ノ地ヲ  
預ク

六一 朝統打渡狀

○徳丸文書  
大分県史料九

高田莊成松以下  
ヲ打渡ス

高田庄内、成松十二貫分・ふくとうちとう分五貫・名分三貫、任御判旨、打渡申候、恐々謹言、

正月八日

朝 統 (花押)

徳丸六郎殿

六二 親勝祝師職補任狀寫

○碩田叢史古文章  
大分県立図書館蔵

後藤衛門次郎ヲ  
高田莊諸社祝師  
職ニ補任ス

高田庄諸社祝師職事、任先例之旨、申付所候也、於祈禱者、可致精誠狀、如件、

文明三年 辛卯八月 日

親 勝 (花押影)

乙津  
後藤衛門次郎所

六三 大友政親知行預ケ狀

○平林文書  
大分県史料二五

高田莊平林先給  
内拾貫分ヲ預ク

高田庄内 平林彈正忠先給内 拾貫分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

高 田 莊

(端裏切封)  
「(墨引)」

高田 莊

(文明十八年)

二月廿八日

(三)

平林四郎殿

(大友) 政

親 (花押)

四〇四

六四 市河繁朝打渡狀 (紙折)

○平林文書  
大分県史料二五

高田莊成松名拾貫分ヲ打渡ス

高田成松名内拾貫分事、任 御判旨、渡進之候、可有知行候、恐々謹言、

(市河) 繁

朝 (花押)

四月一日

(折返端ウハ書)

「平林四郎殿

市河新五郎」

六五 高田莊成松名内平林四郎知行分坪付注文

○平林文書  
大分県史料二五

成松名内平林四郎知行分十貫分ノ坪付ヲ注ス

(高田莊) 成松名之内平林四郎殿知行分

合 十貫分つほ付之事、

よこまくら

一所一反

あか田

中のより

一所二反

あか田

なわてそゑ

一所二反

しのみとり (マン)



田分五反

田分

畠分二丁一反

已上五反

畠分

一所一反

かけゆ屋敷

一所一反

ほかやしき

七反畠之内一所三反半

ひかしのより

一所二反

きたのより

一所三反

きたのより

一所二反

かわふち

二町畠之内一所五反

ひかしのより

一所二反半

ひなみのより  
へたうその

一所一反半不

したけのむかゑ

已上田畠二丁六反

(以下紙背)

文明十八年四月十六日

櫻井新四郎

清安(花押)

衛藤若狭守

貞廻(花押)

高田 荘

六 高田莊徳丸名内土居分坪付注文

○徳丸文書  
大分県史料九

徳丸名内土居分  
ノ坪付ヲ注ス

高田庄徳丸名内土居分

- しやうこう庵
  - 一所小
  - つるた
  - 一所大
  - もと屋敷
  - 一所二段
  - ひかし屋敷
  - 一所二段
  - くすの木
  - 一所四段
  - 左衛門九郎屋敷
  - 一所壹段
  - 竹の下
  - 一所二段
  - 五郎四郎屋敷
  - 一所壹段小
  - 柑子木屋敷
  - 一所段壹半
- 
- せんちう屋敷
  - 一所二段大
  - 彌八屋敷
  - 一所壹段
  - 竹のはな
  - 一所四段
  - 上のその
  - 一所二段
  - めうその
  - 一所大
  - 竹久
  - 一所一段
  - いちしう
  - 一所一段
  - しやうふつ
  - 一所五段
  - まへはたけ
  - 一所八段

明應九年卯月十三日

徳丸助右衛門尉殿  
(惟貞)

葛木右京亮  
公貞(花押)

德丸名扇之内居屋敷八貫分ヲ安堵ス

六七 大友親治安堵狀

○德丸文書  
大分県史料九

(高田庄) 德丸名扇之内、居屋敷八貫分之事、如前之、可有裁判候、恐々謹言、

卯月廿五日

(大友) 親 治 (花押)

德丸助右衛門尉殿  
(惟貞)

六八 專想寺方便法身尊像裏書

○專想寺藏  
大分市大字森町竜華山專想寺

大谷本願寺釋實如 (花押)

大谷本願寺実如方便法身尊像ヲ付与ス

永正二年乙丑四月廿八日

興正寺門徒

方便法身尊像

興正寺門徒豊後國

高田莊別保村惣道場

大分郡高田庄別保村

惣道場也、

六九 豊後國志

积天念初ハ台教後專修念仏

(大分郡仏寺項) 專相寺 在高田郷森村、寺記曰、釋天然淨祐防之山口人、雜染專修臺教、豁通止觀興趣、應永中、創一精舍於高田、名曰龍峯山專相寺、後染指禪味、又雲遊華洛、窺鎮西淨家之奥、是時親鸞八世蓮如上人、說專念之高

高田莊

末寺四百余寺

高田 莊

教、道俗慕化如雲、就之論義反覆、遂服法德、修其宗旨而遷豐、自是長防、及九州、偏此法流所注、蓋始于天然、於今此諸州隸于專相者、凡四百餘寺云、

高 大友親安義知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

恩賞トシテ高田  
莊内十貫分ヲ預  
ク

言、

隱謀人成敗刻、爲忠儀賞、高田庄内深町

(写三兵衛カ)

先給拾貫分 坪付別紙 在之、事、預置候、可

(有知行候、恐々謹

〔十月廿三日カ〕

(永正十四年カ)

(斎藤五郎太郎殿カ)

○後半欠部ハ『増補訂正編年大友史料』一四二ヨル。

〔親安〕

〔在判〕

(大友義鑑)

七 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書錄  
大日本史料九ノ七

(高田庄)

當庄之内深町與三兵衛先給拾貫分事、

(被充行、齊カ)

藤五郎太郎訖、任御判、追而可被打渡

(者也、依仰カ)

深町某先給拾貫  
分ヲ齊藤五郎太  
郎ニ打渡サシム

如件、

永正十四年十月廿三日

(豊饒親) 彈正

(忠)

高田庄政所殿

○後半欠部ハ『大友家文書録』『大分県史料』三二ニヨリ補フ。

(小原右並方) 左衛門尉  
(本庄右述方) 前伊  
(賀守)

三 大友親安鑑知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三四

高田庄藤嶋名魚  
返分五貫分ヲ預  
ク

隱謀人成敗之刻、忠儀感悅候、仍高田庄内藤嶋名之内

五貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十四年)  
十二月廿日

(大友義鑑)  
親安 御判

後藤新兵衛尉殿

三 大友親安鑑知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

高田庄内五貫分  
ヲ預ク

隱謀人成敗之刻、忠儀感悅候、仍高田庄

返分

五貫分事、預置候、可有知行候、恐

(十)  
二月廿日  
(永正十四年)

(大友義鑑)  
親安

高田庄

四〇九

七 大久保氏本地坪付注文

○大久保文書  
大分県史料三五

本地つほ付之事、

阿南莊内六郎丸

一 所阿南莊之内六郎丸十七貫  
(大分郡)

一 所はたけ田名廿五貫

植田莊

一 所わさた庄之内卅五貫  
(大分郡)

戸次莊内冬田山口

一 所戸次之庄之内冬田山口廿貫  
(同左)

一 所山香郷之内小岳五十貫  
(速見郡)

高田莊内三川名

一 所高田之庄内三川名百貫  
(脱アル丸)

猪野

一 所同庄猪野字  
(司)

寺司

一 所同庄之内寺字六字  
(別保)

別保名

一 所同庄之内へつほう名  
(マ)

同役敷

一 所筑後ミつまの郡之内百町  
(三藩)

一 所筑前志广郡内

金丸之内五町

元岡名之内五町

本地少く、

三 大友義鹽知行預ケ狀

○平林文書  
大分県史料二五

父戰死ニヨリ高田莊内三貫分ヲ預ク

就今度豊前國發向、親父太郎兵衛尉戰死之條、忠儀無比類候、仍高田庄之内三貫分<sup>別紙</sup>在之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文二年)  
卯月十日

(大友)  
義鹽(花押)

平林宮若殿

三 高田莊指野目内三貫分坪付注文

○平林文書  
大分県史料二五

高田庄指野目之内三貫分坪付之事、

合田地

小深山

一所一段小

二目河

一所一段南ノより

庄名

一所二十四分 保頭給

高田莊

高田莊指野目内三貫分ノ坪付ヲ注ス  
小深山  
二目河  
庄名

高田莊

合畠地

むかへ畠

むかへ畠

松原

松原

一所一段南ノより

一所一段六十分

常行口

つね行くち  
(當世)

一所一段

以上此前、田畠五段半廿四分

天文二年ミツのとの六月廿八日

長家(花押)

七 大友義鑑安堵狀

○徳丸文書  
大分県史料九

徳丸名内扇名本職ヲ裁判セシム

(高田庄) 徳丸名之内、扇名本職之事、如前々、裁判肝要候、恐々謹言、

五月廿四日

(大友) 義鑑(花押)

(惟貞) 徳丸丹後守殿

六 大友義鑑書狀

○種具文書  
大分県史料二六

(端裏切封)  
「(墨引)」

八朔ノ祝儀ヲ謝

爲八朔之儀、兩種給候、自是茂一色進之候、恐々謹言、



シ一色ヲ送ル

八月一日

種具掃部助殿

(大友) 義鑑 (花押)

高田莊内賀來某  
跡拾貫分ヲ預ク

五九 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

高田庄之内、賀來五郎太郎跡之内、拾貫分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、  
九月廿九日

(大友) 義鑑 在判

向彌三郎殿

八〇 大友義鑑知行預ケ狀

○渡辺澄夫蒐集文書  
大分県史料一二

(端裏切封)  
「(墨引)」

同ジク十貫分ヲ  
小原彈正忠ニ預  
ク

高田庄之内、賀來五郎太郎跡之内、拾貫分坪付有別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、  
九月廿九日

(大友) 義鑑 (花押)

小原彈正忠殿

高田莊

二 高田莊德丸名扇之内德丸丹後守等

拘分地檢帳

○德丸文書  
大分県史料九

天文十五年ひのへ五月十九日

高田庄德丸名扇之内德丸丹後守持分

御地檢之事

合

德丸丹後守居(屋敷カ)

- 一 所本畠貳段
- 五郎四郎屋敷
- 一 所本畠壹反見上六十歩
- しやうふつ
- 一 所本畠貳段小
- 大きい畠
- 一 所本畠三段小見出壹反
- いちやう
- 一 所本畠壹反小
- 二郎四郎屋敷
- 一 所本畠四段小
- しやうきう作
- 一 所本畠小
- かうしの木屋敷
- 一 所本畠貳段
- しりうこあん屋敷
- 一 所本畠三反
- 此内あん壹反

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

- さへもん九郎屋敷
- 一 所畠大見上小
- せんちう屋敷
- 一 所本畠三反
- なかその池
- 一 所本畠半
- やとうやしき
- 一 所本畠大
- たか久
- 一 所本畠壹反小見上小
- せきたいのまへ
- 一 所本畠七反三百歩當作貳段大
- 河成五段六十歩
- 同所
- 一 所本畠六段當作壹反半
- 四反半年不
- とたいのひら
- 一 所本畠八段小見上壹反大
- このつる
- 一 所本畠壹段小見上大
- ちやうとく
- 一 所本畠八段小
- とう畠
- 一 所本畠三反
- ひら
- 一 所本畠壹町見上壹反
- 五反小畠
- 一 所本畠壹町小見上大
- ミちそい
- 一 所本畠壹町六十歩見上壹反
- 三百歩
- ついちのはな
- 一 所本畠四段
- 一たい畠
- 一 所本畠壹反見上歩
- あかいけ
- 一 所本畠貳段此内大年不

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

たか木かくほ  
 一所本畠三反 同人  
 まへ畠  
 一所本畠八段見上貳段 同人  
 竹の下  
 一所本畠貳段 同人  
 用分畠  
 一所本畠三反 同人  
 竹の下  
 一所本畠壹反 同人  
 ミたうその  
 一所本畠壹段小 同人  
 ミすミ  
 一所本畠小 同人  
 竹の下  
 一所畠成田地壹反 同人  
 ミすミ  
 一所本畠壹段 同人  
 守の木  
 一所本畠四反小 見上小 同人  
 うへの畠 此内壹反小大明神めん 同人  
 一所本畠貳段 同人  
 ひかし屋敷  
 一所本畠貳反此内壹反あんめん 同人  
 そね畠  
 一所本畠壹段小 德丸河内守拘 (鑑貞) 同人  
 寺の下  
 一所本畠大 同人  
 にうその  
 一所本畠壹段 同人  
 うしふみ  
 一所田地四反 德丸丹後守拘 同人  
 一所田地貳段 同人

高田荘

以上田地六反、畠地十三町六十步

見上畠地壹丁壹反

惣都合拾四町七反六十步、此内寺社二三反、不・河

成壹町小除之也、

残る御徳田畠拾三町三反半

天文十五年(ひの)五月十九日

奈須和泉守 助忠(花押)

玉田美作守 惟統(花押)

今村常陸守 武安

胡摩津留上總守 利安(花押)

原尻備中守 治秀(花押)

德丸丹後守殿

八二 長勝寺寶篋印塔銘

○大分県金石年表三  
大分市大字三川長勝寺

玉峯宗泉ノタメ  
宝篋印塔ヲ建ツ

爲正法院殿前泉州太守玉峯宗泉禪定門也、  
天文十九年庚戌<sup>(初夏)</sup>首夏吉賞欽立之、

八三 大友宗麟<sup>義</sup>鎮書狀<sup>(紙切)</sup>

○法華津文書  
大分県史料二六

軍勞ヲ賞シ戸次  
鑑連ノ指南ニ從  
ハシム

長く在陳、軍勞之次第感悅候、<sup>(筑後國御原郡)</sup>殊山隈城誘奉行等、別而無緩馳走之由候、喜悅候、<sup>(戸次)</sup>彌鑑連被得指  
南、每事無油斷覺悟、肝要候、必追而可賀之候、恐く謹言、

十月十九日

<sup>(大友)</sup>宗麟<sup>(花押)</sup>

法花津隼人佐殿

八四 大友宗麟<sup>義</sup>鎮感狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

<sup>(永禄十二年)</sup>八月九日、豊後<sup>(マ)</sup>――

大友宗麟若林鎮  
興ヲシテ大内輝

船監若林中務少輔鎮興率兵船、<sup>(旨敷郡秋穂浦)</sup>到周防合尾浦、擊取敵船、斬獲許多、<sup>(若)</sup>右林彈正忠・若林藤兵衛尉・

親族被官、

弘ヲ衛リ周防合  
尾浦ニ上陸セシム

防劔合尾浦合戦  
ノ軍忠ヲ賞ス

防州合尾浦ニオ  
ケル若林鎮興及  
ビ一族郎党ノ軍  
忠状ヲ披見ス

樋口左馬助・合澤市介亦斬獲之、若林大炊助手火・木田主殿助矢・内田新十郎鎧創・仁兵衛手火被  
創、鎮興捧著到於宗麟、十六日、宗麟作感牘及袖判、

前九至防劔合尾浦取懸、無殘所被打崩、數十人被討果之由候、就中自身分捕高名、同親類被官討

捕頸注文注、被疵着到、加袖判進之候、今度忠儀之次第無比類候、殊敵船一艘被切取之由候、感悅

候、何様取靜一稜可顯其志候、彌可被勵馳走事、可爲祝着候、猶吉岡越前入道可申候、恐々謹言、

永祿十二

八月十六日

自獲首級。□ 若林中務少輔殿

### 五 大友宗麟義鎮合戦頸手負注文一見狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

(大友宗麟)  
袖判

永祿十二年八月九日、至防州合尾浦(合尾郡秋穂池)、取懸被打崩砌、若林中務少輔鎮興自身分捕高名、同親類被官

或分捕分骨(粉)、或被疵人數着到、銘々加披見畢、

頸一 若林中務少輔(鑑興) 討之、

頸一 若林彈正忠 討之、

頸一 若林藤之滿尉兵衛 討之、

頸一 樋口左馬助 討之、

高田 莊

頸一

合澤市介討之、

若林大炊助 手火矢疵、

木田主殿助 矢疵、

内田新十郎 鎧疵矢疵、

仁兵衛 手火矢疵、

以上、

八六 吉田物語

○大日本史料  
一〇ノ三

輝弘御退治之事(大内)

大内義興ノ出生ニ関スル異説

輝弘出生

大内太郎左衛門輝弘は大内政弘之(嫡下同シ)の子也、政弘年長し玉ふ迄、男子誕生なき事を常ニなけき給ふ處ニ、或年御臺懷妊ニて、満する月平産し玉ふ、又女子なれば、政弘江何と可被仰哉と、御臺苦ミ被思召候處ニ、名家之公家壹人在山口し玉ふ、其妻ニ男子誕生すると聞玉ひ、内通して取替、政弘江御男子生れ玉ふと披露有ければ、大に悦ひ、仰きかしつき給ひける、盛長し玉ひ、(成)大内左京大夫義興といふ、其後男子又誕生有、是輝弘なり、義隆之御爲には伯父なり、初は氷上山ニ居られけるか、還俗有て、氷上ニて知行し、氷上太郎高弘と名乗、我こそ大内之的孫なれば、せめて半國なりとも可被宛行處ニ、小身ニ置れ候とて、義興を恨らるゝ、義隆此等之様子を聞召、互ニ御心違ニ成

出奔

尼子氏ニ寄食ス  
ルモ豊後ニ下ル

豊後鶴崎ヨリ乗  
船ス

乱取

高田鍛治藤原美  
作ニ統行ノ一字  
ヲ与フ

不和なり、高弘も義隆と不和ニ而ハ、往末身上如何有んと思召、山口を出奔し、豊後江下り、豊後

より京江登、(義隆)光源院江しかく之様子共を申上ければ、大樹も不便ニ思召、輝之御字を贈らる、因

茲名乗を輝弘ニ改、其後雲州江下、尼子を頼、六年富田ニ有けるか、又雲州又去而豊後江下り、大

友を頼、入道則許容して彈ニとらるゝ、然るに、此度中國勢悉く立花ニ在陣し、元就父子長府ニ居

らるゝなれば、天之與る時なりと輝弘も被存、入道ハ、今輝弘を山口江發向させは、立花に對陣候

て中國勢自ら敗軍すへしと考江、松本右衛門大夫、甲斐左馬助、城井小次郎、波多野石見、戸次内

藏大夫等を宗徒之大將として、三千餘之軍卒を付而渡海せらるゝ、(天分郡)豊後鶴崎より輝弘船ニ乗而、十

月十一日、(周防)長州秋穂白松之浦ニ著岸し、不日ニ山口に打入んとす、(中)略

敵は勝ニ乘て、其日山口へ押寄る、此勢を以、直ニ城を責候はゝ、城中も小勢なれば、可得勝利候

處ニ、城をは不責して、築山に本陣をすへ候、就夫豊後勢皆亂取ニ心を移し候、(下)略

○『大日本史料』所引「陰徳記」四十六卷「大内太郎左衛門尉輝弘山口入之事」ニモ同様ノ記述アリ。

### 六七 大友義統一字狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

(大友義統)  
袖判

一字之事、統行遣もの也、仍如件、

天正二年壬十一月廿九日

高田 莊

高田莊

仲間(統行)美作とのへ

○『大友家文書録』網文ニ「豊後高田鍛冶美作藤原行平高請義統諱字、義統乃作書、名統行」トアリ。

八 高田莊間別調帳

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「天正五年丁丑」

高田之庄間別調帳之事、

一門田名開數六百四十貳間

一別保名開數七百十八間

一成松名開數五百三十七間

一德丸名開數六百四十貳間

一德丸村之内開數貳百四十間(目)

一德久名開數四百三十五間

一猪野名開數三百三十間

一猪野村之内開數百五十間(目)

一用分名開數千九十三間

一三川名開數七百六十貳間

間別帳ヲ調へ間  
別錢ヲ徴ス

門田名

別保名

成松名

德丸名

德久名

猪野名

用分名

三川名



藤嶋名  
種具名

一間一分宛  
七千五百五十三間

一藤嶋名間數千百十六間

一種具名間數四百八十八間

以上

都合一間一分宛、間數七千五百五十三間、銀子合而七百十五文目三分定、并懸出十二文目六分、何茂名々間數銘々小付有之、小役・專道爲先、調申處如件、

天正五年<sub>丁</sub>十二月十五日

後藤上總入道

宗久(花押)

種具右近充

鎮安(花押)

種具中務少輔

鎮生(花押)

御政所殿 參人々御中、

○「」内ハ久多羅木儀一郎『鶴崎町史』(七六〜七頁)ニ依リ注ス。

### 八九 某請地坪數注文

○平林文書  
大分県史料二五

請地坪付並ニ請  
錢ヲ注ス

うけ地坪數之事

壹町田

一所五段 銀子合三十四文め

きつね尾

一所大 六文め

とれい本

一所壹段小 八文め

高田 莊

高田莊  
はうせか廻

一所貳段

十六文め

川田

一所四反此内貳反半ほと年々作ふ

畠地分

川田

一所三反 是茂年々作ふ

ほり川

一所五段

廿四文め

同所

一所貳反

六文め

同所

一所壹反

貳文め

はさま

一所貳反

十文め

屋敷

一所六反

三十文め

右むかしのねにて候、

○所在地ヲ特定シ得ズ。シバラクコ、ニ収メ後考ヲ俟ツ。

六〇 大友義統安堵狀

○狭間田文書  
直入郡久住町白丹狭間田高義藏

(狭間田)

淡路守鎮貞拘分、都甲畑之内嶺名貳貫分、高田庄門田名之内壹町六反半之事、任相續之旨、

領掌不可有相違候、仍右地之事、爲檢斷不入、萬雜諸點役永々令免許候、雖然、用所之儀候者、直

可申付候、爲存知候、恐々謹言、

都甲畑・高田莊  
内ノ地ヲ安堵シ  
檢斷不入諸点役  
免許トス

十一月廿九日

義統(天友) (花押)

狹間田仁九郎殿

九一 大友義統書狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

高田庄内東井坊  
拘松坂舞童給ヲ  
直務トナサシム

於高田庄、當坊拘之地、松坂神領舞童給之事、爲名本構私用、累年諸濟物不納之由、不及是非候、所詮自今以後、被任御存分、堅固可有直務事、肝要之趣、猶吉岡越中守可申候、恐惶謹言、

(天正三年、十五年)  
十一月十五日

義統(天友) (花押)

(円寿寺)  
東井坊寛全法印  
御同宿中

九二 源大義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

東井坊跡所領ヲ  
寛清ニ安堵ス

(円寿寺)  
東井坊之跡并種田庄之内石川寺、(速見郡)石垣庄之内禪歸庵・同圓通(寺カ)□、高田庄之内松坂神領之事者、□寛全法印任讓之旨、領掌(不カ)□可有相違之狀、如件、

天正六年九月廿七日

源義統(天友) (花押)

東井坊  
寛清

高田庄

九三 大友圓齋義書狀(紙切)

○狹間田文書  
直入郡久住町白丹狹間田高義藏

統目ヲ安堵シ高田莊内知行分ノ点役ヲ免許セシム

爲御存知、狹田淡路守事、連々船等之儀、別而馳走、辛勞依無盡期、從義統續目之判形等、調遣之候、然者紹律役内、高田庄少分知行相拘候之條、諸點役以下、不被申付様、別而可被添心事、可爲祝着候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正六七年頃)  
十一月四日

(大友義鎮)  
圓齋(花押)

吉岡越中入道殿

九四 大友義統跡目安堵狀

○中村文書  
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

三十一  
鑑忠  
中村新三郎殿

(端裏切封)  
〔墨引〕

(大友)  
義統

日向高城表ニオケル父戰死ノ忠ヲ賞シ跡目ヲ安堵ス

於今度日州高城表、吉岡越中入道同前、父兵部少輔戰死、忠儀之次第、無比類候、必以時分可賀之候、仍鑑貞跡目之事、任讓之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(天正六年)  
十二月十三日

(大友)  
義統(花押)

中村新三郎殿

九 大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

(大友義統)  
(花押)

円寿寺八坊拘分  
役免等ヲ安堵ス

高田莊萩原村

植田莊

津守村

(大分郡)

圓壽寺八坊拘分并役免之事、

(大分郡)

(同上)

一笠和郷・荏隈郷之内、役免同光吉

國宗・岩丸・八郎丸

一高田莊萩原村之内、舞童給

(大分郡)

一植田莊之内、石川寺・同新大般若經田

(津守莊)

一津守村朝日寺・妙積寺・清淨寺

(遠見郡)

一石垣庄之内、禪歸庵・圓通寺

以上

右前、永々不可有相違之條、彌祈禱無怠慢、可被抽精誠者也、仍如件、

天正十年卯月十日

高田莊

大友義統判物

○大友家文書錄  
大分県史料三三

高田莊内ノ地ヲ  
安堵シ檢斷不入  
ヲ免許ス

□

□

之條、高田庄之内拾貫分、挾□

(檢)

斷不入之免許候、可被□

□

□

主膳正殿

(大友)

義統 在判

大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

笠和荘限高田萩  
原ノ内舞童給別  
当給ヲ安堵シ諸  
点役檢斷不入ト  
ス

(大分郡) (同上)

笠和・荘限・高田萩原之内、當坊領舞童給、并別當給之事、如前々可有存知候、殊諸點役檢斷不入

之儀、任先證之旨、令免除候、然者、全寺務勤行祈禱等、不可有怠慢之儀候、猶白杵四郎左衛門尉

可申候、恐々謹言、

(天正十三年九)

九月廿六日

(円寿寺)  
法性坊寛清

(大友)

義統 (花押)

六 大友府蘭義書狀

○狹間田文書  
直入郡久住町白丹狹間田高義藏

点置セシ都甲畑  
及ビ高田庄内ノ  
地ヲ還付シ点役  
免許トス

〔養父カ〕淡路入道道貞跡目、都甲畑〔國東郡カ之内〕嶺名貳貫分、高田庄門田名之内、壹町六段半之事、有子細、一兩年雖點置候、道貞別而辛勞之仁候之條、於于今者、令還附候、早々以知行、無油斷奉公、肝要候、殊諸點役免許等之事、任先證之旨、彌不可有相違候、恐々謹言、

十二月廿一日

〔大友義統〕  
府 蘭 (花押)

狹間田甚介殿

九 フロイス日本史

○豊後篇三  
松田毅一・川崎桃太訳

〔第六四章〕本年、府内とその田舎で改宗した人々、および嫡子の戦争における不首尾について、

○首略

高田では、千二百三十七名がキリシタンになった。その地のキリシタンたちは大いなる熱意を保っており、一同の模範となっているのはルカス・イサイ殿とその妻である。他の一同はその兩名の振舞いを見るだけで、(信仰上の)熱意を感じるのに十分であった。(彼らは)過日、豊後にあるうちでもっとも美しい十字架を建立させた。その十字架が建てられた時には、府内の學院の司祭や

高田ノキリシタン  
ルスカ・イサイ  
ト其ノ妻

高田 莊

修道士たちが列席して盛大に祝賀した。(ルカス夫妻)は、そこに参列したクリシタンたちを食事に招いた。またのちほど、その十字架の前に、美しく清潔な教會を建て、そこでの初ミサ(の催し)が賑わしく舉行された。

高田の他の場所では、百二十八名以上が受洗した。

大 在

(海部郡) 大在では、本年、二百八十一名が受洗した。この地もすでに異教は姿を消しつつある。というのは、その田舎では一人の給人キユウミンが、ある障害のためにクリシタンにならずにいるに過ぎぬからである。

その別の田舎では、さらに二十數名が受洗した。

成 松

成松では、本年さらに三百二十八名が受洗した。

毛 井 平林殿

毛井ケイでは、三百五十三名が受洗した。この田舎の頭かしらは、平林殿ヒラヤシドという身分のある若者である。彼

とその兄弟および親族は、過ぐる幾年か、はなはだ(信仰)熱を失った生活をして、まるで棄教者のようであった。だが平林(殿)は高田における(人々の)改宗を見て、また新しいクリシタンの心を燃え立たせる聖靈の火に照らされて、デウスのことで信心と熱意を挽回し、自分と同様に(信仰のことに)冷淡になって棄教者のような生活をしていた親戚の人々を勵まし目覺めさせた。なおまた、自分の所有地にまだいた異教徒たちを説得し、既述のように三百五十三名が受洗するに至ったのである。彼の兄弟は一基の美しい十字架を建立した。

略 ○下



專想寺門徒ノ者  
他宗ニ成ル  
狼藉ノ輩ハ吉岡  
統増閉目スベシ

寛知退出ニヨリ  
坊領ヲ寛全ニ安  
堵シ点役免許檢  
斷不入トス

100 大友義統書狀

○專想寺文書  
大分市大字森町竜華山專想寺

(高田莊)  
專想寺宗門之者共、近年他宗ニ罷成、結句彼寺申妨儀共在之由候、不云夜白、於狼藉之輩者、爲統(吉岡)  
増、能く被相閉目、肝要候、爲存知候、恐く謹言、

(天正十四年カ)  
二月十四日

(大友)  
義 統 (花押)

吉岡彌三郎殿

101 大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

當山中道坊寛知事、依□□仕合、退出之由候、然者(大分郡)荏限・笠和・高田萩原之内、坊領之儀、法印以  
(マ)御載判、(無カ)□□退轉様、可被仰付事肝要候、仍諸點□免許、檢斷不入之段、任前々之旨、永く不可有相  
違之趣、猶白杵四郎左衛門尉可□□(申候)、恐惶謹言、

(天正十四・五年頃)  
五月十七日

(大友)  
義 統 (花押)

圓寿寺  
寛全法印  
御同宿中

高田莊

101 豐薩合戰記

○大友家文書錄  
大分県史料三四

豊後國大分郡戸次之庄利□□・高田之庄(大分郡) 而薩广衆□□

一天正拾四年丙戌十一月十五日、薩广之大□(大野郡) 雜兵貳萬餘ニテ、日向通り阿津佐□□(尊) 豊後之内宇目ト申所ニ

着、陳ヲ取□□、

○羈ヶ城攻ニ係ル。中略(高田莊)

集

一羈崎へノ大將ニハ伊十院美作守・同下□□・野村備

中守、雜兵三千程ニテ押□□方ハ大川ニテ琵琶

ノ頸ト申所一口ニ□□堀ヲ掘、外ノ堀ニハヌカルヲ

立、内ニ築地ヲ□□住人吉岡宗貴ト申者、羈崎ノ

御□□、其比宗貴ハ病死仕ルニ付、後家ヲ大(妙林尼)

將□□トモ御茶屋ニ籠居申候、彼後家其日□□鎧ヲ

着、白絹ニテ鉢卷ヲシ、白柄ノ□□、給人共ト打

烈、琵琶ノ頸ノ築地ノ陰□□内ニ入、味方ヲハ取テ

押戻シ、軍ノ下口□□薩广勢羈崎ニ打入申夏不成、

琵琶□□白瀧山ニ陳ヲ取居申候、其日高田之□□討

死、徳丸加衛門伯父徳丸三郎兵衛、□□式部兄徳丸

中書、同弟三木完、其外雜□□仕候、然所ニ羈崎

モ一日斗ハ以□□(高田莊) 摩勢モ引不申候、其上羈崎

ニ耽シ□□候へハ、久々ノ籠城續不申候ニ付、無

力□□羈崎ニテ越年仕居申候、然者高田□□仕

候ハ降参仕耳ナラス、此中敵ト一□□無念ニ存

候、薩广衆頓而爰元ヲ引□□歸、是ヲ壹人ナ

リトモ討捕、此中ノ遣□□閑、雜兵ニハカマハス大

將ニ切り懸リ、一□□女童子藪陰ヨリ時ノ聲

ヲ揚候へ、其□□ト示合候、明ル三月八日ニ薩广

勢雜□□申候、羈崎勢ハ高田ノ徳丸一黨徳□助兵

衛・徳丸加右衛門・弟徳丸形部・徳丸又□□・徳丸式

部・徳丸志广・向新助・弟向新□□(高田莊) 十人程御座

候か、薩广勢ヨリ先ニ廻り道□□伊十院美作守・

同下野守通り申ニ□□大勢、味方ハ無勢ニテ一町

斗引退キ、<sup>(寺)</sup>司ノ濱ニテ鬪申所ニ、伊十院下野白柄<sup>集</sup>

所ヲ、徳丸助兵衛討捕、伊十院美作<sup>集</sup>又兵

衛渡リ合討捕申候、白濱周防ハ<sup>カ</sup>徳丸式部四人

張二十四束打番、周防<sup>カ</sup>振、突テ懸ルヲ引持

三間程ニ近付、放<sup>カ</sup>兵ナレハ周防ハ只中射通ス、

一足モ不<sup>カ</sup>良黨走り合、取テ肩ニ懸ケノク所ヲ

ハ<sup>カ</sup>人ヲ射貫キ一枕ニ伏申候、野村備中妻<sup>カ</sup>

侍共大勢ニテツイテ懸ルヲ、徳丸權<sup>カ</sup>加右衛

門・徳丸形部<sup>(マ、)</sup>向新右衛門・徳丸志<sup>カ</sup>中村<sup>カ</sup>

切リ懸リ追詰々々切伏、射伏、爰ヲ先途<sup>カ</sup>、羈

崎ノ藪ノ陰ニ老人或ハ女童子<sup>カ</sup>揚候へハ、薩

戸勢か是ヲ聞、藪陰ヨリ<sup>カ</sup>來ルト心得、敵現形

ヲ不見定、時ノ聲<sup>カ</sup>、彼雜兵共引退所ヲ、頻ニ

追懸<sup>カ</sup>申候、野村備中ハ被討洩、主從貳人

<sup>カ</sup>歸申候、次ノ日究竟ノ侍ノ頸六拾<sup>カ</sup>義

鎮ノ御目ニ懸申候、羈崎勢ハ<sup>カ</sup>伯父ノ向新助

壹人討死仕候事、

一薩戸勢所ニ<sup>(マ)</sup>合戦ニ雜兵七千<sup>カ</sup>、中書へハ殘ル

勢ヲ召烈、肥後通り<sup>カ</sup>、

一豊後勢ハ雜兵三千餘討死仕<sup>カ</sup>

右之通ニ承傳候間、如此御座候、

高田莊

103 平林兵部丞給地坪付(紙折)

○平林文書  
大分県史料二五

(大友義統)  
(花押)

坪付

高田莊内椎原帶  
刀跡十貫分ヲ平  
林兵部丞ニ預ク

高田莊之内  
一所拾貫分

椎原帶刀跡

已上

天正十五年八月十三日

平林兵部丞殿

(折返端ウハ書)  
「平林兵部丞殿」

104 若林鎮興給所坪付(紙折)

○若林文書  
大分県史料三五

(新包紙ウハ書)

「若林中務入道とのへ」

(大友義統)  
(花押)

高田莊等ノ地ヲ  
若林鎮興ニ預ク

坪付

高田莊

高田庄之内  
一所拾七貫分

森左近跡

野津院

(大野郡)  
野津院之内  
一所拾貫分

先給

木村左馬助

野津院之内  
一所拾貫分

先給

堀民部丞

已上、

天正十五年八月十三日

(鎮興)  
若林中務入道殿

(折返與ウハ書)  
「若林中務入道殿」

105 若林鎮興給所坪付(折紙)

○若林文書  
大分県史料三五

若林鎮興ニ宛行  
フ給所ノ坪付ヲ

注ス

高田莊

坪付

高田庄之内

一所廿七貫分

森左近跡

高田莊

高田莊

同庄之内

一所十貫分

挾閒田甚介跡

已上、

天正十五年八月十三日

若林中務(鎮興)入道殿

〔折返與ウハ書  
一若林中務入道殿〕

### 108 若林氏所領覺寫

○若林文書  
大分県史料三五

#### 豊後之内

臼杵莊 野津院

一(海部郡)臼杵庄之内二ヶ所

一(海部郡)野津院之内(五カ)六ヶ所

佐賀郷 高田莊

一(海部郡)佐賀郷之内三ヶ所

一高田庄之内三ヶ所

大分郡 井田郷

一(大野郡)大分郡之内一ヶ所

一井田郷之内一ヶ所

朽網郷

一(直入郡)朽網郷之内一ヶ所

合十六ヶ所、内十五ヶ所御書出有之、壹ヶ所ハ手前書付計、

豊前八カ所

豊前之内八ヶ所御書出紛失、役人中書付有之、

一京都郡之内二ヶ所 一築城郡之内六ヶ所

筑後一カ所

筑後之内 御書出有之、所付紛失、

筑前

一竹野郡之内 一ヶ所

筑前之内 御書出有之、所付紛失、

一野間口 一ヶ所 一博多之内

肥後

肥後之内、書出有之、所付紛失、

一不知(マ) 所一ヶ所十町ト斗有、別紙所付紛失、

○年次未詳。

### 107 田原親家感狀

○橋本文書  
大分県史料二五

乙津ヨリ乗船セ  
シ朽網鎮官ヲ討  
果スヲ賞ス

朽網鎮官、從(高田莊)乙津乗船候之處、以心懸被討果、懇忠之次第、無比類候、向後無忘却、可顯其賞候、(マ)  
恐く謹言、

(天正十六年頃)  
十二月五日

橋本與右衛門尉殿

(田原)  
親家(花押)

106 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書  
大分県史料二五

(表紙ウハ書) 「天正十六年 參宮帳」

(中原ウハ書) 天正十六年

豊後國惣國

福嶋大夫

肥後國惣國

御參宮帳

豊前宇佐郡

日向土持庄

○首略

天正十七年三月廿二日(乙) 豊後たか田之庄おと津・みさ衆七人 (三佐)

二郎右衛門殿 藤介殿 新十殿

さた衛門殿 源左右衛門殿 與大郎殿

一郎殿

○中略

天正十七年三月廿八日 豊後符内西わさた 主膳殿一人

○中略

天正十七年七月日(三佐) 豊後大分郡高田庄ミさ村 につきおりへ殿

いら嶋内 ミたらい内藏助殿 與十郎殿

與次郎殿 宗三郎殿

○中略

天正十七年七月十九日

大分郡 豊後なほり郡 高田 寺路(司) とさ殿

八郎殿 つる崎村宗二郎殿 (應)

○中略

天正十七年七月廿一日(海原) 豊後大分郡高田かいわら村 若杉かけゆ殿

同源十殿 やふの内こん之丞殿

同(三) 川竹内大郎左衛門殿 しゅほう

同七郎殿

○中略

天正十七年八月日(三佐) 豊後大分之郡高田ミさ 能市又左衛門殿

野上肥前殿 後藤宗二郎殿



池上内藏丞殿 楠木五郎衛門殿

三宮六丞殿 山村新左衛門殿

同源助殿 後藤徳若殿

津藏五郎殿 大郎左衛門殿

○中

天正十八年三月八日

、豊後 おとづの村みさ幸宗連入道殿

○中

天正十八年七月廿七日

、豊後大符郡はき原あたち新二郎殿

○中

天正十八年七月十四日

、豊後おいたの郡萩原衆六人 源介殿

りうの三郎衛門殿 同御うちかた

いまさいけ吉五郎殿 同大郎二郎殿

同うちかた

天正十八年七月十四日  
、豊後高田藤嶋名みさと衆四人つれ

賀藤與助殿 佐藤善九郎殿

くすきう助十郎殿 助二郎殿

高田莊

天正十八年七月十四日  
、豊後高田庄國宗之村衆六人つれ

神護庵 國宗但馬守殿 同新助殿

雷善右衛門殿 寺地加右衛門殿

同進之丞殿

天正十八年七月十四日

、豊後高田之庄門田名之内三人つれ

一井玄番允殿 三之宮作之丞殿

天正十八年七月十四日

、豊後高田之庄みつ川名かい原衆

渡りあかり内記殿 みつ川の川村三四郎殿

大鳴大郎兵衛殿 渡りあかり與助殿

あだちかけゆ殿 ちしよき はる三郎殿

○中

天正十八年七月廿日

同おいたの郡へつぎの庄あふち之里

神内源内殿 佐藤勘解由殿

○中

天正十九年三月十一日  
、豊後天部郡高田之庄おと津之里九人

四三七

高田 莊

くどう助丞殿 池上新二郎殿 山村三九郎殿

三之宮甚五郎殿 内之丞殿 池上三九郎殿

池上一郎殿 與三郎殿 いき源左衛門殿

○中

略

天正十九年三月十五日  
、豊後天部郡高田郷おと津しゆ八人つれ

幸六郎左衛門殿 川村五右衛門殿 勘衛門殿

ゑとう五郎二郎殿 二郎介殿 勘之丞殿

佐藤又三郎殿 須藤内之丞殿

○中

略

天正十九年卯月十四日  
、豊後天邊郡おとづしゆ九人

後藤右京進殿 後藤六之丞殿 幸久右衛門殿

徳丸宮内殿 惣衛門殿 六助殿 又左衛門殿

しゆせん殿 しさうゑん

○中

略

天正十九年六月十一日  
、豊後おと津しゆ五人つれ

せんさい能一 茂右衛門殿 吉岡三郎衛門殿

としのを

いゑしま殿 幸與右衛門殿 同幸善十郎殿

ありた 佐藤與一郎殿

天正十九年六月十一日  
、豊後符中つもり衆六人

梅林庵 須藤宮内殿 小野勘解由殿

孫衛門殿 孫九郎殿 えいしゆん

○中

略

天正十九年六月廿日  
、豊後高田之莊おと津、藤嶋名しゆ四人

森左近殿 安藤三吉殿

○中

略

天正十九年六月廿三日  
、豊後高田之庄しゆ五人つれ

ゆふぶ又三郎殿 もんぜん善衛門殿

同けんもつ殿 同新助殿 わた内又三郎殿

○中

略

天正十九年六月廿三日  
、豊後高田之庄しゆ三人

森之石川小左衛門殿 もとくい助二郎殿

西こうり千若殿

略○中

天正十九年六月廿四日

、豊後高田之庄(明前)もんぜんしゆ六人つれ

木之本加衛門殿 同源二郎殿

須藤二郎衛門殿 あら木三衛門殿

同十衛門殿 同三吉殿

略○中

天正十九年六月廿五日

、豊後大符之郡(秋)はき原まつさき衆九人つれ

竹之内新左衛門殿 池長内藏助殿 同六郎殿

源七郎殿 竹内彌一郎殿 安延善助殿

竹内善助殿 同宮松殿 甚三郎殿

天正十九年七月二日

、豊後天部郡(あまへ高田之庄)おとつ幸彌十郎殿 後藤藤吉殿

幸與三郎殿 三川名川村福左衛門殿

同長大郎殿 まき隼人佑殿

高田 荘

すミよしやふの權左衛門殿

略○中

天正十九年七月二日

、豊後郡天部郡高田之庄すミ吉・三ツ川名しゆ

十人つれ

やふの内内藏丞殿 新左衛門殿

宮崎 藤左衛門殿 三浦右馬丞殿 宮崎三郎殿

略○中

天正十九年七月二日

、豊後天部郡高田之庄(あまへ高田之庄)三川名之内はるしゆ九人

是閑房 安達衛門殿 木船右京助殿

土屋源兵へ殿 町藤五郎殿 三代源助殿

天正十九年七月三日

、豊後天部郡おと津(あまへ高田之庄)いゑ嶋しゆ七人

佐藤大すミ殿 幸駿河守殿 藤兵衛殿

九郎衛門殿 藤二郎殿 彌五郎殿

四三九

高田莊

略○中

天正十九年七月五日  
、豊後高田之庄三川名住吉しゆ六人

あたち  
足立三郎大郎殿 足立右京助殿 牧善九郎殿

牧甚左衛門殿 牧宗大郎殿 牧彈正殿

略○尾

(跋語)

「右天正十六年參宮帳

豊後國大分郡乙津村後藤作四郎藏本、明治二十年十一月編  
修久米邦武文書探訪ノ時、大分縣廳ニ托シテ之ヲ謄寫ス、

107 大友吉統知行宛行狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

(大友吉統)  
袖判

院内南小路ノ内  
屋敷十一間ヲ扶  
助ス

(大分郡)  
萩原村鹽濱使之儀、上表のよし、尤可然候、仍院内南小路之内、屋敷十一間加扶持候、存知すへき  
もの也、

天正十八年十一月廿日

(祐清)  
安倍右馬助入道とのへ

110 高田莊段米等徴符并請取狀

○平林文書  
大分県史料二五

(端裏ウハ書)  
「平林兵部少輔殿」

高田庄

平林某ノ拘地ニ  
反米等ヲ徴ス

田地九反七十四歩

右一反別米一舛宛、

畠地三町貳反大四十歩

屋敷五反小八十八歩

高田庄

高田莊

右二反別大豆一舛宛

右合四町七反小二步

府内ニ運送スベシ

右之前、急度相調、如府内、運送肝要之由、依御下知調符如件、

天正十八年九月廿一日

統如(花押)

仁通

(裏書) 一 米壹斗八舛四合九勺三才二合

一 大豆三斗八舛四合六勺八合

取ル 反米・大豆ヲ請

右、請取所如件、

天正十八年十一月廿五日

寒田右近大夫 鎮明(花押)

六寮 覺以(花押)

稱名寺 其阿(黒印)

二 高田莊段米等徴符并請取狀

○詫摩文書 大分県史料一二

高田庄

田地  大廿三步

右壹反別米二舛宛

高田莊田畠屋敷 課ス 二反米(豆)ヲ賦

畠地參町八反大五十六步此内下々畠五反小  
屋敷壹町九十一歩

右貳反別大豆貳舛宛

右、合六町九反大七十歩

右之前、急度被相調、如府内可有運送之由、依

御下知調府如件、

(マ)  
志賀伊勢入道

道輝(親守)  
(花押)

天正十八年九月廿八日

(裏書)  
「右田畠屋敷分

右反米大豆ヲ請  
取ル

一米四斗□升四合八勺六才八爪

一大豆四□八合貳勺三才四爪

□、此米請取所如件、

天正十□年十二月十四日

六寮

覺阿(花押)

稱□寺

其阿(黒印)

### 二三 豊後國檢地目錄

○大友家文書錄  
大分県史料三三

○天正十九年辛卯八月吉日。「植田莊史料」一二六号ニ収ム。本文省略。

高田莊

二三 大友吉統室家番衆交名

○大友家文書録  
大分県史料三三

大友吉統家臣数  
名ヲ鶴崎ニ集メ  
室家ニ陪從セシ  
メントス

(大友家文書録綱文)  
一頃聞、吉統相攸于州津留崎、

(鶴崎)  
欲使邊境家臣聚居焉、

然

(天正十九年)

○九月、吉統註記家臣數人名、

加袖判

書其書未詳事故、按  
陪從其室家者乎、

(大友吉統)

袖判

さい藤きい入道

(白杵右京)  
うすきうきやう亮

(富巻) (鎮巻)  
とみくさくゑもん尉

(田村)  
たむらこゑもん尉

(小田部)  
こたへひいのせう

(竹田津鎮満)  
たけ田つしまの守

しやうこ

(橋本)  
はしもとてん八

以上、

中けんしゆ

(間巻)  
かい  
三ゑもん

ゑはら  
二郎ゑもん

ふせの  
ないき

はる山  
とう二郎

(小巻)  
こもの

仁三郎

已上、



天正十九年九月十六日

二四 齋藤道璣起請文

○大友家文書錄  
大分県史料三三

御簾中御番ニ緩  
ナキヲ起請ス

謹而言上仕候、御簾中様以御同心、御下向付、永々被差副御番等、可被 仰付衆御著到致拜見、  
奉得其意候、拙者事茂、此節堪忍仕合候之條、始末相共、萬事副心可申之由、被 仰出候、存其旨  
候、何様所及心馳走之儀、軍神八幡茂御照覽、聊不可存緩候、爲後日捧神文申上候、此謂宜預披  
露候、恐惶謹言、

(天正十九年)  
九月十六日

高山勘左衛門尉殿

(齋藤)  
道 璣 在判 ○齋藤紀伊入  
道

二五 富來鎮泰書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

御簾中御番ニ緩  
ナキ由ヲ上申ス

就 御簾中様御下向、可<sup>被</sup>付置之由、被 仰出候、奉存其旨候、各申談、馳走不可存緩候、此等  
之趣、可然様御披露奉頼候、恐惶謹言、

(天正十九年)  
九月十六日

高山勘左衛門尉殿

(富來)  
鎮 泰 在判 ○富來作右衛  
門尉

高田 莊

二六 大友吉統安堵狀寫

○田北一六文書  
大分県史料二五

高田莊内ノ地ヲ  
安堵シ關所次第  
扶持ヲ加フルコ  
トヲ伝フ

高田庄之内、其方領地貳町九畝十三步當知行之段、令存知候、必關所次第、一稜可加扶持之條、可  
被勵奉公事、肝要候、恐々謹言、

(天正二十年)

二月三日

田北治部少輔殿

(鎮辰)

(大友)  
吉統 (花押影)

○『大友家文書録』四収録ト校合ス。

二七 大友吉統條々事書

○平林文書  
大分県史料二六

(新包紙ウハ書)  
「禁中之御事 義統公御判物」

條々

政道条々ヲ子義  
述ニ遣ス  
禁中ノコト

一禁中御事、倍可有敬崇事、

付、昇殿當家覺之條、以時分可被上位事、

一關白様 御厚恩之次第、永々不可有忘却事、

付、京家之調可相屈行、可爲國家長久之基事、

一賀來社無怠慢、可被加修理事、

付、關宮造營雖心懸、近年不得寸隙押移之條、義述可有才覺事、

賀來社修理怠ル  
ベカラズ

蔣山万壽寺ニ領地ヲ付シ再興スベシ

國中諸侍ヲ鶴崎ニ移ス  
京都路ノコト  
藏納所ニ國東郷配當ヲ禁ズ

南郡衆欠退跡目ヲ忠衆ニ充行フ  
日田親永・田原宗龜・入田義実子孫ヲ育ムベカラズ

宿老聞次・飯番及ビ右筆

文書日記・重代太刀・刀

近辺ニ移ル者ノ妻子ヲ馳走スベシ

一 依弓箭、諸寺家破却、非本意、然者蔣山付遣相應之領地、以再興立能直之牌、其外可被相定先祖之菩提所事、(分奉寺)

一 國中諸侍、爲可召置一所、既到津留崎罷移上者、普請等彌可被申付事、(高田莊鶴崎)

一 當時京都爲賂、各領地借置事誠心外、以時分代所可遣事、

付、藏納所、同國東郷配當、堅可有停止之事、

一 諸沙汰雜務以下、如先例宿老之扱勿論、以好緣者雖企內訴、不可有許容事、

一 以聞懸短慮之出言、可爲永代之嘲事、

付、賞罰之二、能可有分別事、

一 (大野・真人兩郡)南郡國之者、闕退之跡目、到當忠之衆充行訖、仍不忠之子孫、就中日田親永・田原宗龜・入田宗(親忠)  
(義)

和一筋目、永不可育置事、

一到隣國衆中、不可有隔心事、

一 宿老聞次・飯番・右筆其外諸役者、義述以分別、可被申付事、

付、集會等依不同調延引之條、向後者加判衆聞次多人數不可然事、

一 於侍者、郷庄雖爲無足之者、無差別可被加憐愍事、

付、數代之侍、於無器量者、不可有加恩、但奉公之模者、無相違可被申付事、

一 文書日記并重代之太刀・刀以下、堅固可有格謹事、(護之)

付、幡・同竿可誘置事、

一 從往古雖爲國之衆、近邊江移妻子、可有馳走之段申之條、况近習通之衆、可准國之者之由、企所

望共、不可有同心事、

高田莊

國中批判

一或新參、或雖爲無故人、全奉公於正路之心底顯然者、似合之役等被申付、可召仕事、  
 一他郡之趣、殊國中批判等、湛々被立聞可有得心、於公事題目者、何ヶ度茂被比申表、(下)無後悔可有  
 成敗事、

義統愛酒後悔

一召仕女衆、法式之儀不新、自然於犯用之輩者、男女共可被處嚴科事、  
 一於武邊者、不及稽古儀、弓馬之道、心懸不可有緩、殊諸藝連々可被嗜事、  
 一吉統愛酒後悔深重、於義述者、下戸一篇可然、雖然公儀遊慰之砌者、可有會釋事、  
 一當家立柄、代々之置書、歷々在之條、可被守其旨事、  
 一近年之置目、被得其意、於背政道者、雖爲懸目人、可有其沙汰事、  
 付、何篇油斷故、毎々惡逆出來、自他以不珍之條、可被得其意之事、  
 以上

天正廿年二月十一日

(大友) 吉統 (花押)

(大友) 義述  
まいる

## 二六 大友義述書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

朝鮮出兵ニ付家  
嶋留守番ニ心疎  
ナキヲ上申ス

(高田莊)  
 就唐入、家嶋御留守之儀、萬事添心可申之由、被仰聞候、度々如申上候、爲義述何様不可有別儀  
 候、於已來可致顯然候、殊番方之儀、無未斷可申付候、諸神八幡天神茂御照覽、聊不可有心疎候、

此由可預披露候、恐惶謹言、

(天正二十年)

二月廿八日

與切封ウハ書

(墨引)

(大友) 述 (花押)

攝津<sup>(刑)</sup>部少輔殿

義述

寒田<sup>(志)</sup>摩入道殿

○田北学ハ宛書ノ最後ニ「小原右馬助殿」ヲ並記シ、三人トセリ(『増補訂正編年大友史料』二八)。

### 二九 大友吉統書狀寫

○岡部忠右衛門文書  
萩藩閩閩録二

沖ノ浜・佐賀關  
家嶋ニ船各一艘  
遣シ置ク

如存知船數多候、臼杵<sup>(海部郡)</sup>へ候てハすりたても、成閨敷候間、おきのはま<sup>(沖ノ浜)</sup>へ壹艘、佐賀關<sup>(海部郡)</sup>へ壹艘、家嶋<sup>(高田庄)</sup>  
へ壹艘可遣置候、此由親家<sup>(田原)</sup>・壽仙談合候て、則可遣候、無申迄候へ共、日覆又はすりたてなと、不  
可有油斷之由、可被申候、臼杵へ召置候分、日々見舞可有裁判候、恐々謹言、

卯月三日

(大友) 吉統判

岡部佐渡守殿

高田庄

三〇 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本  
大分県地方史一〇八

○「戸次庄史料」七九号ニ、大分郡關係ヲ抄出ス。中ニ「高田衆」ノ着到者トシテ、十四人ノ交名アリ。關係部分ヲ左ニ掲グ。

高田庄衆

高麗陣供奉ノ為  
高田衆十四人着  
到ス

天江治右衛門尉

賀嶋伊賀守

葛木孫八

厚因幡守

薬師寺宮内丞

能一七郎

上尾式部少輔

小原新四郎

徳丸八郎

徳丸主膳丞

徳丸十右衛門尉

徳丸九郎

植田將監

荒木九郎

三一 田原親家打渡狀

○田北隆信文書  
増補訂正編年大友史料二八

高田莊内田北千

高田庄之内、田北千世壽跡十五貫分之事、任 御判之旨、堅固打渡申候、可有御知行候、恐々謹

世寿跡十五貫ヲ  
打渡ス

言、

(文祿元年)

八月廿三日

勘解由□(充)

(田愿) 親

家(花押)

(鎮辰) 田北治部少輔殿 御宿所

○「田北一六文書」(『大分県史料』二五)ニ写アリ。

### 三三 大友吉統書狀(折紙)

○平林文書  
大分県史料二五

高田懸持給人多  
ク高麗ニ出陣ス  
百姓切錢ニ反対  
兩人ニ檢使ヲ命  
ジ不納ノ百姓ハ  
妻子ヲ引カシム

高田懸持之給人、多分至高麗召列候、就夫、於領中切錢已下、雖申付候、百姓依一雅意、一圓不調之由候、然者兩人爲檢使、諸百姓馳走之有無、能々被相究、萬一於不納之人者、引妻子、可被相調候、爲存知候、恐々謹言、

(文祿二年カ)

二月廿二日

(大友) 吉

統(花押)

(折返端ウハ書) 一平林兵部丞殿

秋岡式部丞殿

高田莊

三三 豊後國大分郡高田莊家嶋村

御檢地帳寫

○渡辺澄夫藏  
大分県史料一九

(表紙表題)

文録(マ) 貳年

豊後國大分郡高田庄御檢地帳

上ノ村  
家嶋村

山口玄番帳寫

川 <small>そへ</small>	下々畠	荒	貳畝貳拾步	壹斗六升	新四郎
同所	下々畠	荒	四步	八合	四郎右衛門
同所	下々畠	荒	壹畝五步	七升	新四郎
同所	下々畠		壹反壹畝拾步	六斗八升	四郎左衛門
同所	下々畠		貳畝貳拾步	壹斗六升	新四郎
川 <small>そへ</small>	下々畠		四步	八合	四郎左衛門
しほ入	下々畠		壹畝五步	七升	新四郎
同所	下々畠		壹反壹畝拾步	六斗八升	四郎左衛門
宮下	下々畠		貳畝	壹斗貳升	マ)
同所	下々畠		四畝	貳斗四升	七郎
同所	下々畠		三畝拾八步	貳斗壹升六合	重右衛門
同所	下々畠		七畝拾貳步	四斗四升四合	同 人
同所	下々畠		壹反三畝貳拾八步	八斗三升六合	同 人
いけきわ	下々畠		三畝拾貳步	貳斗	同 人
同	下々畠		貳畝六步	壹斗三升貳合	七郎
同	下々畠		貳畝	壹斗貳升	同 人
同	下々畠		壹畝貳拾步	壹斗壹升	同 人
同所	下々畠		貳畝四步	壹斗三升	同 人



同	下 <small>マ</small> 下	八畝拾貳步	(マ)	五升四合	彌九郎
同	下 <small>マ</small> 下	壹畝拾貳步	(マ)	壹升四合	無主
同	下 <small>マ</small> 下	貳畝拾步		壹斗四升	彌九郎
同	下 <small>マ</small> 下	拾步		貳升	三助
同	下 <small>マ</small> 下	拾五步		三升	無主
同	下 <small>マ</small> 下	壹畝拾步		八升	新二郎
同	下 <small>マ</small> 下	貳拾步		四升	彌九郎
同	下 <small>マ</small> 下	壹畝拾八步		九升六合	新二郎
同	下 <small>マ</small> 下	貳畝拾八步		壹斗五升六合	八郎
	屋敷	貳拾五步		八升三合	八郎
	屋敷	壹畝六步		壹斗貳升	彌九郎
	屋敷	壹畝		壹斗	七郎
	ほりはた	四畝		貳斗四升	三郎右衛門
同	下 <small>マ</small> 下	八畝拾三步	(マ)	五升六合	同
同	下 <small>マ</small> 下	貳拾步		四升	同
同	下 <small>マ</small> 下	八畝拾五步		五斗壹升	三郎右衛門
同	下 <small>マ</small> 下	八畝拾步		五斗	同
同	下 <small>マ</small> 下	壹反壹畝貳拾步		七斗	彌九郎

高田莊

同	下 <small>マ</small> 下	壹畝拾八步	同	九升六合	三郎右衛門
同	屋敷	貳拾步	同	六升七合	同
	屋敷	壹畝		壹斗	彌九郎
	屋敷	壹畝五步	(マ)○以下	壹斗壹升	無主
	下 <small>マ</small> 下	三畝	もりのわき	壹斗八升	彌九郎
同	下 <small>マ</small> 下	壹畝五步	もりのわき	七升	無主
同	下 <small>マ</small> 下	貳拾四步	同	四升八合	同
同	下 <small>マ</small> 下	貳拾四步	同	貳升	同
同	下 <small>マ</small> 下	壹畝拾貳步	同	八升四合	彌九郎
同	下 <small>マ</small> 下	五畝	同	三斗	同
	下 <small>マ</small> 下	六步		壹升貳合	七郎太郎
	屋敷	九步		三升	彌右衛門
	もりの下	壹畝拾貳步		八升四合	同
同	下 <small>マ</small> 下	貳拾步		四升	七郎
同	下 <small>マ</small> 下	五畝貳拾步		三斗四升	新二郎
同	下 <small>マ</small> 下	八畝拾貳步		五斗四合	同
同	下 <small>マ</small> 下	七畝拾步		四斗四升	重右衛門
同	下 <small>マ</small> 下	六步		壹升貳合	七郎

同	下 <small>く</small> 中	六步	壹升貳合	無	主	同	下中	五畝拾八步	三斗三升六合	無	主
同	下 <small>く</small> 中	四畝拾三步	貳斗六升	新二郎	源五郎	同	中中	壹反四畝	壹石壹斗貳升	無	主
同	下中	壹反壹畝貳拾三步	七斗四合	新九郎	源五郎	同	下中	六畝貳拾步	四斗	無	主
同	下中	五畝貳拾步	三斗四升	同	與三郎	同	下中	九畝五步	五斗五升	與三郎	
同	下中	壹畝拾貳步	八斗四合	同	彌九郎	大木ノ下	下中	三畝八步	壹斗九升六合	彌九郎	
(A、)	屋鋪	貳拾步	六升七合	同	人	中中	中中	七畝拾五步	六斗	四郎左衛門	
	下中	壹畝五步	七升	無	主	しほ入のもと	中中	貳畝貳拾四步	貳斗貳升四合	與三郎	
	屋敷	壹畝拾步	壹斗三升三合	無	主	同所	中中	四畝拾六步	三斗六升三合	銀左衛門	
	いけのもと	壹反壹畝	八斗八升	新二郎	彌三郎	同	中中	壹反四畝貳拾步	壹石壹斗七升三合	同	
同	中中	九畝	七斗貳升	與三郎	彌三郎	同	中中	壹段四畝	壹石壹斗貳升	彌三郎	
同	中中	三畝	貳斗四升	無	主	同	中中	四段貳拾步	三石貳斗五升三合	新十良	
同	中中	貳反壹畝拾步	壹石七斗七合	太右衛門	彌九郎	同	中中	壹反六畝貳拾七步	壹石三斗五升貳合	彌九郎	
同	中中	貳反貳畝貳拾步	壹石八斗三升四合	彌九郎	彌九郎	同	中中	壹反五畝拾八步	壹石貳斗四升八合	彌三郎	
同	中中	貳拾四步	六升四合	太右衛門	彌三郎	同	中中	壹反八畝六步	壹石四斗五升六合	同	
同	中中	貳反三畝拾三步	壹石七斗九升貳合	同	彌三郎	同	中中	壹反四畝貳拾貳步	壹石壹斗七升九合	新十郎	
同	中中	壹反四畝	壹石壹斗貳升	新五	彌三郎	同	中中	壹反貳拾步	八斗五升三合	彌三郎	
同	屋かた明やしき	八反七畝	八石七斗	四郎左衛門	彌三郎	同	中中	六畝拾五步	五斗貳升	同	
同	上中	七段五步	六石	同	人	屋敷	六步	貳升	同	人	

同	下畠	壹畝拾貳步	壹斗四升	同	人
同	下畠	壹畝拾五步	七升八合	彌三郎	
同	屋敷	六步	貳升	同	人
同	屋敷	壹畝拾貳步	壹斗四升	同	人
同	中畠	七畝貳拾步	六斗壹升三合	同	人
同	下畠	貳段九畝拾步	壹石七斗六升	無	主
同	下畠	壹反四步 <small>(畝ノ誤カ)</small>	八斗四升	四郎左衛門	
同	下畠	三反貳畝拾步	壹石九斗四升	太右衛門	
同	下畠	貳畝	壹斗貳升	四郎右衛門	
同	下畠	七畝六步	四斗三升貳合	與三郎	
同	下畠	壹段	六斗	彌三郎	
同	下畠	八畝	四斗八升	銀左衛門	
同	下畠	壹反六畝貳拾步	壹石	新九郎	
同	下畠	八畝	四斗八升	與三郎	
同	下畠	壹反貳畝拾貳步	七斗四升四合	彌九郎	
同	下畠	壹段拾步	六斗貳升	銀左衛門	
同	下畠	壹段六畝八步	八斗三升七合	六良	
同	下畠	貳反貳畝六步	壹石三斗三升貳合	新十郎	

高田莊

同	下畠	壹畝拾五步	八升	同	人
同	下畠	壹畝貳拾步	壹斗 <small>(四升脫カ)</small>	無	主
同	下畠	四畝	貳斗	助左衛門	
同	中畠	六畝貳拾步	五斗三升三合	同	人
同	中畠	六畝	四斗八升	彌九郎	
同	中畠	八畝	六斗四升	助左衛門	
同	中畠	壹段六步	八斗壹升六合	新兵衛	
同	中畠	壹反六步	八斗壹升六合	三郎右衛門	
同	中畠	三反九畝貳拾步	三石壹斗七升三合	新二郎	
同	中畠	九畝三步	七斗貳升八合	七郎	
同	中畠	六畝	四斗八升	新二郎	
同	中畠	壹反貳畝	九斗六升	太左衛門	
同	中畠	五畝貳拾步	四斗五升三合	又二郎	
同	中畠	六畝	四斗八升	與三郎	
同	中畠	三畝拾五步	貳斗八升	無	主
同	中畠	壹反貳畝貳拾四步	七斗六升八合	同	人
同	下畠	壹段貳拾六步	六斗五升貳合	無	主
同	下畠	貳段五畝拾步	壹石五斗貳升	助左衛門	

同	下畠	貳反五畝拾歩	貳石壹合	與	助
同	下畠	壹反壹畝	六斗六升	新	九郎
同	中畠	壹反貳畝貳拾四歩	壹石八合	新	二郎
同	中畠	壹反六畝貳拾四歩	壹石三斗四升四合	彌左衛門	
同	中畠	壹反貳畝八歩	九斗八升貳合	孫	七郎
同	中畠	貳反	壹石六斗	彌左衛門	
同	中畠	九畝拾歩	七斗四升六合	七	郎
同	中畠	貳反三畝六歩	壹石八斗四升六合	三郎右衛門	
同	中畠	五畝貳拾歩	四斗六升貳合	源	十郎
同	中畠	四畝拾五歩	三斗六升三合	衛	門
同	中畠	壹反六畝	壹石四斗八升	同	人
同	中畠	壹反八畝貳拾四歩	壹石四斗九升三合	與	三郎
同	中畠	壹反八歩	八斗壹升六合	六	郎
同	中畠	壹反六歩	八斗壹升六合	重右衛門	
同	中畠	三畝拾歩	貳斗六升七合	與	三郎

合百三石四斗三升八合

三四 豊臣秀吉朱印狀(紙折)

○中川家文書  
神戸大学文学部日本史研究室蔵

豊後國大分郡内今鶴村四百六拾貳石五升事、令執沙汰可運上之、依爲船着、御代官被仰付候也、

文祿三  
八月廿五日 (朱印)

(秀成)  
中川修理大夫とのへ

三五 當家年中作法日記

○大友義一文書  
増補訂正編年大友史料卅一

(正月) (遠見郡) (國東・遠見郡)  
十二日、山香郷、浦部衆など、被成對面候、  
十五日、悉彖ほし、すほうにて候、祝膳の調、朔日同

前なり、  
終日方々へ禮をかへされ、碗飯の刻、

夜二入出頭候、仍碗飯ハ從山香郷調申候、高田庄馳走にもまさり申分二候、様子無替儀、山香郷ハ兩政

所にて、椀飯各年ニ被調候、○中略

三月十日の比より、方々の狩也、○中 臼杵・ひろは

(臼杵荘)

(赤)

(保戸)

(遠見郡)

(朝見カ)

江・津久見・あか崎・ほとくのくし、山香・あさミお

もて、其外鹿狩之分ハ、自身しかきに立申候、○下略

右、當家年中之規式、近代之作法、爲後代書注訖、

文祿四年乙未十月吉日

(大友吉統)

宗 嚴 (花押)

### 三三 一五九六年起つた

いくつかの奇蹟の概説

○イエズス会の通信  
大分県史料一四

○首略。慶長元年閏七月九日大地震  
ニ豊後沖ノ浜海没スルコトニ係ル。

(高田カ)

フアカタの地においては四千人以上のキリスト教徒が

おり、善良な老人イオランが殉教したところですが、

この地震のとき大河を通って、海が三哩も這入りこみ

高田荘

ました。この騒音が聞えている間に、その河の近くに  
住んでいた人たちは、家を棄てて、安全な山や田畑の  
方へ逃げて行きました。しばらくすると河はもとの河  
床に歸りましたが、大きな破壊をもたらしました。即  
ち多くの家が崩潰し、多くの人が死んだのです。しか  
しフアカタの善良なキリスト教徒が語ったところによ  
ると、むしろ良民に對して神の膺懲が向けられたよう  
です。そのキリスト教徒は、子供に洗禮を授けたり、  
死人を埋葬したり、キリスト教徒たちに神のことに關  
して道理をのべ、説得をしていた人ですが、彼の言う  
には、その地には多くの村があり、その村のあるもの  
は全員キリスト教徒であり、他の村ではキリスト教徒  
が良民に交って住んでいました。この中で良民の家が  
崩潰し、死人を出し、キリスト教徒の家は何等の損害  
も受けず立っていました。崩潰が全般的であった最初  
の地震が終ると、數名の善良なキリスト教徒及び神を  
畏れる人たちが翌朝、直ぐその村に行き、大聲をあげ

て、そこに死んだキリスト教徒がいて埋葬する必要があるか、手當をする負傷者がいるかを尋ねて行きました。この人たちは、良民の家で、死人の側で大聲で叫んだり泣いたりする聲をききました。そしてキリスト教徒については死人も負傷者も見當らず、それどころか、少しの損害も受けず立っている家を見ました。

(太 閤)

タイコウの徴税代理人で、良家の出であるが、性質極悪の男が府内に住んでいて、妾を持ち、この妾から男子をもうけていました。この妾の家が崩潰し、妾と子供を殺しました。そしてこの男にもう一人の男の子がいて、過去におけると同じ微罪をうけるのを恐れ、またこの子を預ける安全な場所が見つからなかったの で、フアカタのキリスト教徒にたのみに來ました。キリスト教徒たちはこの怖害が通りすぎるまで、彼等の許に子供を預りました。

○下略

一三七 豊後國大分郡今津留村御檢地帳

○表紙及び綴糸欠。各丁バラ／＼ナリ。編者便宜各丁ノ下段終行ニ丁番号ヲ付セリ。

○大分県立図書館蔵  
大分市荷揚町

慶長四年九月廿八日今津留村御檢地帳

川はた	中島七畝拾三步	五斗九升六合	雅	樂
同所	中島六畝九步	五斗六合	喜右エ門	
同所	中島三畝貳十三步	三斗三合	喜	介
同所	中島六畝貳十步	五斗三升四合	同	人
同所	中島九畝拾七步	七斗七升八合	雅	樂
川はた	中島九畝貳拾六步	七斗九升五合	玄	清
同所	中島六畝貳拾三步	五斗四升三合	喜	介
同所	中島壹反七畝	壹石三斗六升	藤(カ)	二郎
同所	中島七畝貳拾貳步	六斗貳升貳合	玄	清
同所	中島壹反貳步	八斗八合	與二郎	
同所	中島壹反貳拾八步	八斗七升六合	雅	樂
同所	中島五畝貳拾九步	四斗八升	同	人
同所	中島四畝貳拾五步	三斗八升七合	玄	清

同所	中畠三畝貳拾步	貳斗九升四合	喜介
同所	中畠三畝貳拾六步	三斗壹升貳合	雅樂
同所	中畠八畝貳拾步	六斗九升四合	作右工門
同所	中畠八畝拾四步	六斗七升八合	五郎左工門
同所	中畠壹反	八斗	同人
同所	中畠九畝	七斗貳升	彌七良
同所	中畠八畝貳拾步	六斗七升四合	林齊
同所	中畠九畝	七斗貳升	與二郎
同所	中畠七畝拾六步	六斗壹合	五郎左工門
同所	中畠四畝貳拾五步	三斗四升七合	雅樂
同所	中畠九畝	七斗貳升	作右工門
同所	中畠壹反五畝拾四步	壹石貳斗三升八合	同人
(4、下同)	中畠七畝拾四步	五斗九升五合	善左工門
	中畠六畝貳拾三步	五斗四升三合	善介
	中畠七畝	五斗六升	與二郎
	下畠七畝	四斗貳升	藤二郎
	下畠六畝拾步	三斗八升	甚右工門
	下畠七畝八步	四斗三升八合	五郎左工門

高田莊

	下畠七畝貳拾貳步	四斗六升四合	作右工門
	下畠八畝	四斗八升	主水
	下畠七畝貳拾貳步	四斗六升四合	藤左工門
	下畠七畝	四斗貳升	理右工門
	下畠四畝拾五步	貳斗七升	五郎左工門
	下畠壹反七畝四步	壹石貳升八合	掃部
	下畠壹反四畝拾五步	八斗七升	甚右工門
	下畠三反三畝廿五步	貳石四升	同人
	下畠九畝	五斗四升	喜右工門
	中畠壹反壹畝拾五步	九斗貳升	作右工門
	中畠壹反三畝拾步	壹石六升七合	勘左工門
	中畠壹反四畝六步	壹石壹斗三升六合	雅樂
	中畠壹反五畝	壹石貳斗	玄清
	中畠壹反四畝六步	壹石壹斗一升八合	勘左工門
	中畠壹反三畝拾六步	壹石八升三合	清左工門
	中畠壹反壹畝拾步	九斗七合	左京
	中畠壹反壹畝	八斗八升	藤二郎
	中畠壹反壹畝拾八步	九斗貳升九合	掃部
	下畠貳反三畝拾三步	壹石壹斗八升八合	同人

下畠八畝貳步	四斗八升貳合	同	人	
下畠九畝拾五步	九斗七升	惣	二郎	
下畠壹反八畝六步	壹石九升六合	彌	三郎	
下畠壹反貳步	六斗四合	作右工門	(4)	
下畠壹反貳畝廿步	七斗六升	掃	部	
下畠七畝拾壹步	四斗貳升貳合	左	京	
下畠壹反五畝拾貳步	九斗貳升八合	掃	部	
下畠壹反壹畝四分	六斗六升八合	同	人	
中畠壹反壹畝拾八步	九斗貳升九合	彌	左工門	
中畠三反拾分	貳石四斗貳升七合	左	京	
中畠壹反四畝	壹石壹斗貳升	內	藏丞	
中畠壹反壹畝貳十步	壹石壹升四合	監	物	
中畠壹反三畝拾六步	壹石八升三合	林	齊	
やしまへり 内畠九畝拾八步	九斗六升	甚	四郎	
同所	貳斗貳升	五郎	左工門	
同所	貳斗	雅	樂	
同所	三斗七升九合	宗	珎	
同所川口	九斗七升九合	雅	(5)	
同所	上畠九畝貳十四步	上畠	四畝貳拾四步	
同所	上畠四畝貳拾四步	四斗七升九合	五郎	左工門

同所	上畠五畝五分	五斗壹升七合	玄	清
同所	上畠壹反六畝貳十三步	壹石六斗七升七合	喜	右工門
同所	上畠三畝貳拾四步	三斗七升九合	喜	介
同所	內畠六畝六步	六斗貳升	玄	清
同所	內畠六畝四步	六斗壹升八合	宗	專
同所	內畠三畝拾步	三斗三升三合	藤	二郎
やしき廻り	內畠壹畝三步	壹斗壹升	二	郎兵へ
同所	內畠壹反貳十分	壹石六升七合	與	介
同所	內畠八畝拾八步	八斗六升	彥	三郎
中のその	上畠壹反壹畝五步	壹石壹斗壹升七合	彌	七良
	上畠七畝貳十貳步	七斗八升五合	彌	三郎
	上畠壹反五畝拾三步	壹石五斗四升三合	玄	清
	上畠八畝八步	八斗三升	彌	七良
	上畠壹反五畝三步	壹石五斗壹升	清	左工門
	中畠七畝	五斗六升	同	人
	中畠三反五畝拾五步	貳石八斗四合	作	右工門
	下畠壹反三畝	七斗八升	主	水
	中畠貳反貳畝貳十三步	壹石八斗貳升三合	新	四郎



下畠九畝	九斗四升	勘左エ門
下畠壹反壹畝拾壹步	六斗八升貳合	作右エ門
下畠壹反五畝拾四步	九斗三升	勘左エ門
下畠壹反壹畝	六斗六升	左馬
下畠七畝拾貳步	四斗五升	與介
下畠七畝廿二步	四斗七升八合	與十良
下畠九畝拾五步	五斗八升	うた
下畠三反貳十四分	壹石八斗四升八合	作右エ門
中畠壹反八畝拾六步	壹石四斗八升三合	勘左エ門
中畠八畝拾七分	六斗八升七合 <small>(カ)</small>	彌七郎
中畠貳畝八分	壹斗七升六合	清左エ門
中畠八畝拾貳分	六斗七升壹合	同人
中畠三畝廿六分	三斗八合	新右エ門
下畠五畝	三斗	善三郎
下畠八畝廿壹分	五斗貳升貳合	清左エ門
下畠壹反五分	六斗壹升	源三郎
下畠四畝拾六步	貳斗七升貳合	新兵へ
下畠三 <small>(畝カ)</small> 廿分	貳斗貳升	善三郎
下畠九畝拾分	五斗六升	相介

高田莊

下畠壹反壹畝廿分	七斗	清左エ門
下畠壹反貳步	六斗四合	惣二郎
下畠九畝五分	五斗五升	彌左エ門
下畠貳畝廿二分 <small>やしき廻り</small>	壹斗六升四合	相介
下畠貳畝廿 <small>(二)</small> 分 <small>同所</small>	壹斗六升四合	惣二郎
内畠壹畝拾分	壹斗三升三合	助三郎
内畠壹畝拾分	壹斗三升三合	彌三郎
内畠壹畝	壹斗	善三郎
下畠壹反貳畝拾七步	七斗五升四合	監物
下畠壹反壹畝	六斗六升	同人
下畠九畝貳拾步	五斗八升	内藏丞
下畠九畝拾步	五斗六升	一葉
下畠壹反五畝十四分	九斗貳升八合	左京
下畠壹反八畝十三步	壹石壹斗六合	監物
下畠壹反貳畝十七分	七斗五升四合	内藏丞
下畠六畝拾四步	三斗八升八合	林齊
下畠八畝拾貳步	五斗四合	左京
下畠貳反九畝拾八步	壹石七斗七升六合	一葉
下畠壹反拾貳分	六斗貳升四合	權丞



分米四拾四石壹斗六升三合五勺

合下畠六町五反壹畝拾六步

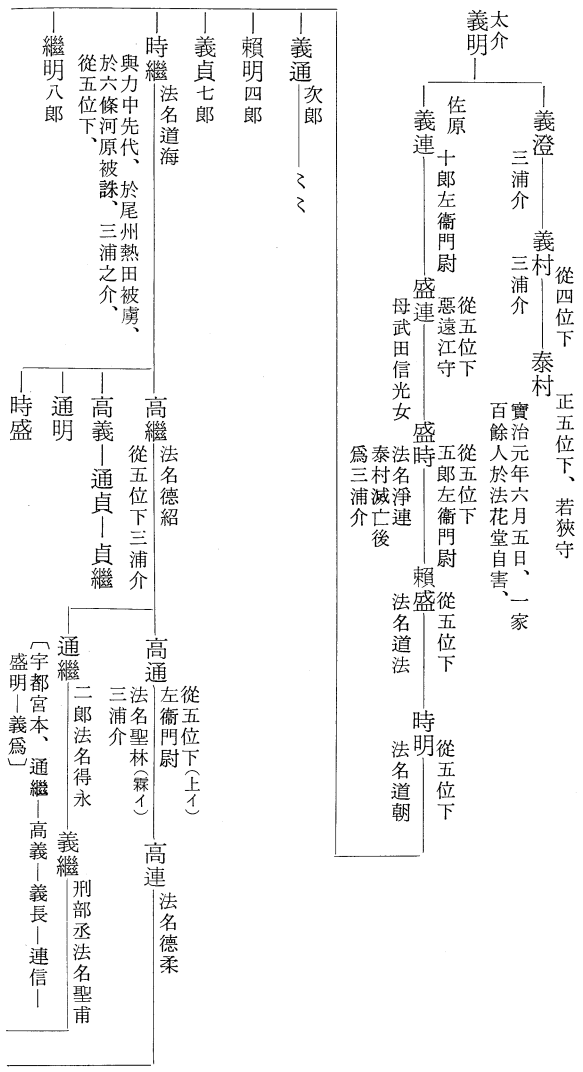
分米三十八石四斗九升貳合

都合高百四石八升六合貳勺

# 付録

## 一 三浦系圖

○統群書類從六ノ上  
系凶部



三浦時繼 高繼

義通 次郎

賴明四郎

義貞七郎

時繼 法名道海

與力中先代、於尾州熱田被虜、於六條河原被誅、三浦之介、從五位下、

繼明八郎

時盛

通明

高義 通貞 貞繼

高繼 法名德紹 從五位下三浦介

高通 從五位下(上イ) 左衛門尉 法名聖林(霖イ)

高連 法名德柔

通繼 二郎法名得永 義繼 刑部丞法名聖甫

〔宇都宮本、通繼—高義—義長—連信—盛明—義爲〕

女子  
女子  
女子  
女子

明繼 左衛門尉  
胤繼 左衛門尉

介  
高明 法名建紹

三浦介

七郎

始福山妙高僧、  
號聖睦藏主、

持長

高能

高泰六郎

依腹卑不繼家、遂遁世、號昌白、

介  
時高 法名聖龜早世

介  
高救 法名宗吳始道舍

實上杉修理大夫持朝二男、  
始號高行、

○下略

高正五郎

法名德號高明、自誅、十八歲、

○関連部分ノミ一部抄出ス。

二 大分市鶴崎地区・大分地区(原・新貝・千歳・千松・三ツ)大字・小字一覽表

大字	小字
(鶴崎地区)	西河原、竹藤、矢堂、鶴ノ前、西浦、城町、横町、国宗町、東浦、山川、奥町、堀川、新町、本町、西町、出町、南竹ノ下、岩丸、角ノ内、内浜、外浜、西浜、田ノ上、向島、浜畑、寺畑、浜屋敷、家形、前田、平素麵、下石堂屋敷、上石堂屋敷、羽佐間、南池田、池田、長畑、八反畑、芳原、前川、新堀、竹ノ下、海老海、塩田、(ナホ大字東鶴崎一ノ三丁目、南鶴崎一ノ三丁目、中鶴崎一・二丁目、北鶴崎一・二丁目アリ)
小中島	西浦、東浦、二本木、田代、新田、新二本木、江ノ道、中島、
海原	久世ヶ瀬、宗心田、新町、出町、下町、畑仲、鶴、川久保、今石、池田、黒石、山表、浜浦、秋、秋ノ下、浜田、東新田、見依、天神元、地浜、新田、風塵浜、新塩家、
三佐	本町、仲町、浦町、堀川、牛淵、板屋町、仲屋敷、薬師堂、八坂原、八坂、由原、大村、山ノ神、三佐田、地藏元、仲村、古新田、大新田、浜新地、八幡島、戎堂、遠見、新港、備中、仲洲、
家島	一本木、乱堂、源三、城ノ内、渡場、横合、上西川、船入、中船入、蛭子前、下村、中村、上村、東前田、向畑、作ノ神、江合、東松浦、内中洲、東中洲、新町、入江、鳥居前、向洲、飛島、
一ノ洲	
中ノ洲	

乙津	板屋、辻、信通寺、宮脇、貝附、内長田、田中嶋、市中、中村、東表、後浜、川端、寺ノ下、西表、木ノ下、(ナホ大字乙津港町一・二丁目・乙津町アリ)
皆春	今堤、行長、長田、四軒屋、長刀、政利、西小路、福光、江添、後田、美操、南後田、善福寺、又井、上福光、高畑、麦畑、加那、内門、鍛冶畑、土井、赤池、新田、大川淵、中ノ江、三升代、サルカキ、前川淵、北ノ浦、無田ノ上、久保、ヲン子、町、西ノ浦、下ノ土井、
森町	高四郎通、丁ノ田通、遊路、平田通御堂、平田通、海本通、藤田通、橋井手通、北斗通、無田口通、五反田通、小深田通、切戸通、ソウケケ田通、老丁田通、花木通、外園通、栗板通、西上町通、西中町通、西下町通、赤瀬通、東下町通、東町通、東中町通、表通、内中島、竹藤通、無田ノ上通、吐合通、三升田、砂原通、瀬口通、寺畑通、
森	川淵、栗越、竹ノ下、東町、大渡、浦門、荷原、太郎丸、葛木畑、簾、五郎丸、西町、嶋ノ下、大三郎、六反田、荒木、鋳原、九ノ坪、瑞正寺、道目、大嶋、烏帽子、大田、下代、出羽、美造子、斗代、赤田、多井、桑本、野入、宮田、曲尺手、芝田、追、久保山、光正寺、北原、鴨園、
横尾	幸太郎、立花、堤、久保田、岡ノ下、林ノ下、南番出、林、岡ノ浦、北番出、平ノ下、川田、池田、治郎吾、大連寺、中尾東、立平、猿喰、中尾、井ノ久保、原園、挟間、井ノ上、前田、上野地、岡原、南ノ平、岡原西、道明、タライ、長田、白水、雲川、小中尾、小池谷、論出、九池、小池山、一方平、南一ノ谷、北一ノ谷、大原西、大原、小原、年ノ神、中村、小迫、有田ノ下、折立、中須賀、宮田、江又、有田、野中、コモリ、東中尾、王子原、西寺、垣鼻、南城ノ辻、若宮、

<p>葛木</p>	<p>猪野</p>	
<p>北原、中尾、土佐屋敷、南谷、大井、東表、和泉屋敷、西上、南原、原口、中原、野地、西谷、仲村、畑中、瑞寿院、松原口、明谷庵、井ノ谷、東屋敷、奥屋敷、南屋敷、保木ノ上、宮後口、西ノ平、猪野向、志手ノ上、七本松、今在木、万代寺、長溝、御堂、北鼻、直達、北ノ崎、東鼻、堤ノ木、野中、友広、下代、</p>	<p>丸尾、正敬、三屋、西太郎塚、飛川、上河内、下河内、黒野地、高保木、新悦、野中、米良草、総慶、地蔵本、原口、馬場、勝負、東ノ平、久保、法光寺、木ノ下、東角、太下毛、大北、猪野下、小迫、東中尾、中尾、西角、小路、田淵、八坂通、栗流、正明、実操、新土井、松原、沖ノ迫、堀木、西中尾、和田、西ノ川、西原、井ノ尻、法勝寺、成原、中原、猪野原、太郎塚、無田、山野、丸尾、</p>	<p>北城ノ辻、樽井、桜谷、多武尾、利尾、芝原、無田、寺ノ下、上ノ原、一里塚、鐘撞堂、大寿寺、下横尾、大井迫、穴井、奈良原、下ノ辻、中ノ辻、上ノ辻、中尾辻、西ノ谷、中尾山、西ノ迫、鉦ノ木、大田、大田平、梶ヶ迫、上鶴園、猪野原、芝尾北、芝尾谷、芝尾、渡田迎、居葉元、土橋下、土橋、田迎、二目川、東新田、渡り、大久保、大下、西新田、下村、西門、高尾、清水迫、堂ノ久保、江ゴ、新田、小丸尾、中ノ迫、耳切、</p>
<p>小池原</p>	<p>野地前、仲原、堂ノ本、仲角、井ノ上、安蔵、北門、野賀、米竹、霜ノ下、地蔵原、久保畑、五反畑、東谷、尾崎、丸田、殿山、久保ノ辻、砂子、松原、西通、尾羽根、宮ノ平、苗ノ平、庄田迫、池ノ内、石田、三楽、富田、宮ノ下、中津、女夫池、又井、奈良原、則小池、大迫、</p>	



鶴瀬	曾根、塘附、切畠、木ノ前、松ノ木、田代、
池ノ平、園田、上河内、光恩寺、北ノ迫、茅場、向原、	
丸亀	木ノ前、中鶴、宮ノ前、新田、久田、塘外、
下徳丸	西上鶴、東上鶴、沖ノ下、菰原、屋敷、橋ノ本、竹ノ下、大畠、猪ノ畠、曾根、
南	東鶴、南屋敷、成仏、橋ノ本、出口、岸ノ上、水落、鶴ノ鶴、石原、塘外、塘平、
関園	一本木、中ノ島、堂ノ脇、川原ノ上、久保、瀬ノ口、田代、引地、寺ノ前、寺ノ脇、太郎、矢熊、
常行	中間、池ノ上、大塔、平畠、上須賀、塘外、
種具	二本木、後田、葛木、東ノ久保、権代、仲間ノ久保、寺ノ脇、横小路、板屋、福道、川辺、
追	井樋ノ口、川ノ上、
大津留	南谷、平僧都、勝ヶ平、西受、田代、台ノ上、前畑、
(大分地区)	
新貝	追谷、徳平、迫、丸山、新殿、岩下、広町、上開、新新田、
	東川端、上ノ平、道中、中木、加賀屋敷、御堂園、宮ノ下、
	灰田、田町、一コシキ、東、中、西、大新田、波除、新開、前、向原、浦、住吉、松崎、
	夏目ヶ原、大園、前田、本村、文政開、明治金郷、

高松	萩原町、仲嶋、十田、用分、横町、桐山、鈴木、仲間、本町、菜園、大乗寺、塩田、日堂、今石、野入、村東、村西、城下、東浜、揚根川、
千歳	長ノ間、鴨ヶ池、高城下、高城、中尾、丸尾、横原、岡、岡ノ下、山路、久保田、樋尻、樋口、宮ノ下、台、林、小佐川、寺山ノ下、仲西、田中、ソ子、蔵田、柿ノ木田、養根、園川ノ上、カハラケ田川添、寺崎、乙丸、小塩田、塩田、目野、坂口、八反田、芳崎、戸台、亀王、カイ口、油田、東照軒、ヨノ竹、経塚、行永、鬼塚、米竹、花畑、林地上、土井ノ畑、彦山、彦山南ノ下、身受田、メグリ、小曲、井ノ久保、上サ、中、下、庵ノ下、戸畑、土井ノ内東ノ下、土井ノ内、天神面、瀬戸、坂ノ尻、尾崎、石浦、
三ツ川	土橋、売塩、鶴、サルカキ、小笠原、鶴畑、上良田、五反田、東瀬戸口、西瀬戸口、火ノ瀬、向ノ畑、門田、土居畑、日焼、三葉柏、下浜、蟹喰、汐入、仲浜、素麴屋、海崎、三反畑、灰畑、浦畑、宮畑、小路畑、亀王、金原、西浜、金ヶ崎、西鶴嶋、中浜、東沖浜、西沖浜、
今津留	大洲、卯起、妙見山、西新地、外妙楽寺、妙楽寺、牧納場、小松、番所、大切、西丑起、作右エ門淵、西割、三本木、一本木、新割、久保利、西浜、浜田、江向、丑起、江ノ田、江淵、宮ノ前、サツコ町、サコ町、成起、古井桶、門、地藏浦、松ノ本、西木戸、西土手外、中町、横町、寺町、神ノ木、堀、外畑、本町、東町、土手下、旦竹場、中島、柳原、東妙楽寺、新東町、内西新地、
津留	浦川、上松山、中河原、牧畑、上組、下組、下ノ浦、西浜成、法度場、新地、大洲、東浦、東組、北浦、白拍子、東浜成、東浜、東大洲、西浜、蟹原、浜成、蜜柑畑、宮ノ浦、宮ノ前、北内、

北ノ浦、飛渡、西ノ浦、地藏脇、新町、西ノ内、出口、宮ノ脇、塔ノ前、城内、菜園畑、木ノ本、  
 南内、前ノ畑、塚ノ本、地藏前、前河原、東山、洗切、久保、中道、池ノ上、土手外、川田、  
 中島、西山、松根木、古ヶ鶴、下ノ段、六本松、中洲、浜、中沖、沖城ノ跡、中新町、中南町、  
 東南町、南町、

萩原  
 浦河原、荻原、河原、中ノ松、上新田、中新田、下新田、淵ノ上、西新地、玄海、大洲、西浜、  
 西中浜、中浜、沖浜、沖中浜、東中浜、東浜、東新地、中新地、御屋敷、下西町、上西町、浦町、  
 新町西、上本町、新町東、上東町、中本町、中東町、下本町、下東町、丁島、田町、飯屋島、

牧  
 外河原、七歩、森ヶ鼻、平畑、森、中屋敷、高垣、上河原、河原、裏新田、河淵裏、古屋敷、  
 宮ノ前、北ノ園、荻原、塩田、舛屋新田、西ノ構、小柳、月風、御靈面、井尻、六反田、カワラケ田、  
 丸池、新町裏、堂ノ本、新町、二反田、井出尻、白滝、松葉山下、門前口、梶原、馬場尻、門前、  
 妙観寺下、門田、鶯、陣ノ内、安藤、野添、園田、平、杉ノ木、天神面、小店、河淵、早園、  
 下屋敷、村木、大迫、井ノ平、中裏、空、大迫谷、野口、水穴井、峠、城山、蛇塚、小迫、大田、  
 添山、深迫、長迫、西ノ原、中ノ原、馬駟場、小土井、丸山、横谷、台良、桐山、松葉山、大セムダ、  
 新山、田ノ平、土屋、中納、東原、原口、向ノ原、雉子口、大久保、奥山、

○右表中ノ「大分地区」分ニツキテハ、高田荘所属ニ関シ、検討ヲ要スルモノアルモ、シバラク掲ゲ、今後ノ研  
 究ニ俟ツ。ナホ大字松岡ノ成松付近ハ高田荘内ナルモ(八八号)、字ヲ特定シ得ザルニヨリ掲ゲズ。戸次荘付録  
 四参照。

# 補遺

## 一 源治世書下寫

○碩田叢史古文章  
大分県立図書館蔵

三河右馬太夫ノ  
諸社祝職ヲ改メ  
後藤右衛門太夫  
ニ仰付ク  
右馬太夫孫所持  
ノ証状年号ハ正  
平年号  
後藤右衛門太夫  
ノ文書ニ理運ア  
リ

高田庄 諸社祝師職事、此年來三河右馬太夫流號理運、勤其役處、應永廿五年九月中、以上使社職人等事、理運相續仁、非分押領輩巨細可糺明白、就被仰下、右馬太夫子孫并右衛門太夫兩人相尋子細之處、右馬太夫孫雖證狀出帶、年號正平与書之、宮方年號三天、但於當方御代御判、奉書等不持之候、後藤右衛門太夫如文書者、利根大上御判并代々奉書明白理運之段、無其隱、然任御判等之旨、後藤右衛門太夫所仰付也、社職人一味同心、上方可致御祈禱清誠之狀、如件、

應永廿五年九月十四日

源治世 (花押影)

乙津  
後藤右衛門大夫所

## 二 大友家條々書札禮

○大友義一文書  
増補訂正編年大友史料三〇

○天文十八・正・十六。本文「種田莊史料」補遺一号ニ収ム。「高田庄政所殿」アリ。

毛  
井  
村  
史  
料



一 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

○海部郡条ヲ「大佐井郷史料」一号ニ収ム。本文省略。

二 和名類聚抄

毛井村ハ丹生郷

○海部郡条ヲ「大佐井郷史料」三号ニ収ム。本文省略。

三 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏  
宇佐神宮史料編四

毛井村宇佐宮假  
殿造營役ヲ勤仕  
ス

○文治年中。海部郡關係部分ヲ「大佐井郷史料」四号ニ抄出。本文省略。中ニ「毛井村」アリ。

四 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書  
大分県史料三〇

○建久八年ノモノナルベシ。全文ヲ「大佐井郷史料」五号ニ収ム。本文省略。

毛井村

毛井村

五 將軍藤原賴經家政所下文

○碩田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文五〇一六号

勲功賞トシテ平  
林賴宗ヲ毛井社  
地頭職ニ補任ス

將軍家政所下 豐後國毛井社海部郡住人、

補任地頭職事、

平林四郎津守賴宗

右人、勲功之賞、可爲彼職之狀、所仰如件、以下、

嘉禎二年七月廿八日

案主左近將監菅野  
知家事内舍人清原

令左衛門少尉藤原

修理權大夫兼相模守平朝臣北条時房(花押)

武藏守平朝臣北条泰時(花押)

六 六波羅施行狀

○碩田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文五〇二五号

豐後國毛井社海部郡地頭職事、

右、任去七月廿七日將軍家政所御下文、勲功之賞、可令爲平林四郎津守賴家マ賴宗彼職之狀、如件、

將軍家政所下文  
ヲ施行シ平林賴  
宗ヲ毛井社地頭  
職タラシム



嘉禎二年八月十二日

(北条時盛)  
越後守平 (花押)  
(北条重時)  
駿河守平 (花押)

### 七 豐後國志

(海部郡神祠頂) (海部郡)  
毛井祠 在佐井郷毛井村、古祠、嘉禎年中平林氏掌  
祠 見于其家乘、不知祭何神、今稱曰八幡、

### 八 平林頼念宗讓狀案

○傾田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文六二〇五号

津守頼忠ニ毛井  
社地頭職ヲ讓ル

讓與

(海部郡)  
豐後國毛井社地頭職事、

副進

將軍家御教書壹通

六波羅殿御施行壹通

家宗ニ屋敷三町  
ヲ讓ル  
五郎頼重ニ屋敷  
一所ヲ与フ

右、件地頭職者、津守頼忠所讓渡也、但此領内太郎家宗ニ屋敷參町讓與子細者、家宗之見別讓、其  
外ハ文通より異議なし、且文之宮仕頼忠關東之日者、家宗專令同身合力、可致忠勤也、□於五郎頼  
重者、兩屋敷一所、可致不便之加讓、但爲後日之代々證文、讓與狀如件、

毛井村

毛井村

寛元元年七月十九日

（平林頼念）  
沙彌頼念 在判

四七六

毛井社地頭職ヲ  
三郎頼忠ニ譲ル

太郎家宗ニ屋敷  
田畠三丁ヲ譲ル  
頼忠ノ関東公事  
ノ時ハ同心合力  
スベシ  
五郎よりしけニ  
ハ屋敷一所ヲ与  
フベシ

九 平林頼念宗讓狀案

○碩田叢史平林家古文章  
大分県立図書館蔵

ゆつりあたふ

ふこのくにけいのやしらのちとうしきの事、

そへわたす、

しやうくんけの御くたしふミ一通

六はら殿御しきやう（施行） 一つ

右、件ちとうしきハ、せうきう御かせんの時、頼念ちうをいたすにて、くんこうのしやうニ給はる

ところ也、しかるを、三郎頼忠ニゑいたをかきて、ゆつりわたすところ也、但このりやうのうち

に、大郎家宗ニ、やしき田はたけ三丁（ゆつりカ）あたふるしさいは、家宗にへちのゆつりにミゑたり、

（そのほかは）このほうさらに、わつらひあるへからず、尙又頼忠くわんとうに、ミやつかへしめん日ハ、とうし

んかうりよくせしめ、ちうきむをいたすへき也、つきに、五郎よりしけにおいてハ、やしき一所を

あたへ、ふひんのかこをいたすへき也、こゝ（不便）たいく（加護カ）のせうもんのために、ゆつりあたふるしやう

如件、

（元二年きのへ）  
七

寛  
二月十二日

（平林頼念）  
沙彌頼念

○右手印  
有リ。

○『鎌倉遺文』六四二〇号ト若干ノ異同アリ。〔内及ビ紀年ハ同書ニヨリ傍注ス。

## 10 沙彌西佛讓狀案

○碩田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文七一九四号

信濃国平林屋敷  
内ノ屋敷ヲ頼宗  
子息頼敏ニ讓ル

讓與 信濃國英多庄八郎丸名平林屋敷内桑井住枝屋敷事、  
(埴科郡) (鎌伏カ)

右、件屋敷者、舍弟故馬四郎頼宗か領也、而愈妻尼行阿かたより、あふりやうせらるゝ間、西佛子  
細を言上して、子息二郎入道西念を代舌として、(官カ)對決をとけて所拜領也、然者、西佛子とのな

に、ゆつりあたゆへしといるとん、頼宗より跡を他人にゆつりあたへん事お、たんなうさるあい  
た、頼宗の子息四郎三郎頼敏西佛に、御下知狀を相具て、なかく丸く所讓與也、向後西佛か子とい、

他人といひ、非論をいたし、さまたけをなさんものハ、事由を申上て、罪科にをこなへるべきな  
り、仍讓狀如件、

建長二年卯月廿二日

沙彌西佛 在判

## 11 平林正願讓狀案

○碩田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文一〇三二七号

嫡子津守親繼ニ  
毛井社地頭職田

讓與 豐後國毛井社地頭職田嫡子分令配分田畠屋敷等事、  
(海部郡)

毛井村

畠屋敷等ヲ讓ル

京都大番以下ハ  
親繼支配

負物借物方ト稱  
シ他人ノ所領ト  
ナスベカラズ

田畠ヲ右衛門四  
郎ニ讓ル

毛井村

合

田肆町二段 畠十一町但田畠屋敷等合帳  
坪付注文、別在也、

右、於件毛井社地頭職者、承久于合戰、正願之親父賴念宛給勳功賞畢、仍無相違正願相承之、且彼時將軍家御下文、并可宛給于正願安堵御下文已上、  
二通、與相副申二通御下文、田肆町二段・畠十一町大、

於是等者、于左衛門太郎津守親繼所讓與實也、但於京都大番以下事者、爲嫡子親繼之沙汰、自親繼于舍弟等催促、可令勤仕者也、而或稱負物・借物之方、無其謂、於成他人之所領者、縱雖帶讓狀、(有脱カ)太不可領知儀者也、何況不調不落居之意別出來、所讓得田畠於令牢籠者、至彼田畠屋敷等、爲左衛

門三郎與左衛門四郎二人經上訴、可被知行也、抑此所仁、聊非分沙汰出來時者、各同心可被致沙汰者也、於不然輩者、可存父子敵對也、仍向後龜鏡、所讓與證文之狀如件、

文永五年歲次戊辰十一月九日

(平林賴敏)  
沙彌正願

### 三 平林正願賴敏讓狀案

○碩田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文一〇三二八号

田畠云々、シレズ、

(海部郡)

右、於毛井地頭職者、去承久于合戰、正願之父賴念宛給勳功賞畢、仍無相違正願相承之、然者、於田肆町貳反大・畠拾町玖段半者、于右衛門四郎所讓與實也、但京都大番已下事者、嫡子(親)賴繼隨相權、可令勤仕也、而或稱負物・借物之方、無其謂於成他人之所領者、縱雖帶讓狀、太不可有領知之

亡父賴敏讓狀ニ  
任セ信濃國英多  
莊内ノ屋敷及ヒ  
豊後國毛井社地  
頭職ヲ親繼ニ安  
堵ス

儀者也、何況不調不落居之意若出來、所讓得田畠於牢籠者、至彼田畠屋敷等者、爲左衛門太郎與左衛門三郎二人、經上訴、可令知行也、抑此所仁、聊非分之沙汰出來時者、各同心、可被致沙汰也、於不然輩者、可存父子敵對也、仍爲向后龜鏡、所讓與證文如件、

文永五年才次辰十一月九日

沙彌正願

### 三 將軍源惟家政所下文

○碩田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文一〇九四三号

將軍家所(政脫カ)下

可令早津守親繼領知、信濃國英多庄八郎丸内平林屋敷内桑井儉仗屋敷・豊後國毛井社地頭職(海部郡)除舍弟等分事、

右、任亡父左衛門尉賴敏法師法名正願文永五年十一月九日讓狀、可領掌之狀、所仰如件、以下、

文永八年十二月廿二日

案主菅野  
知家事

令左衛門少尉藤原二階堂行忠

別當左京權大夫平朝臣(時亮)(花押)

相模守平朝臣(政村)(花押)

毛井村

一四 關東下知狀案

○碩田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文一〇九四二号

可令早今法師丸領知、豊後國毛井社内屋敷名田(海部郡)職員數事、

右、任亡父 左衛門尉頼敏法師(法名)正願(法願)文永五年十一月九日讓狀、可令領掌之狀、依鎌倉殿仰、下知如

件、

文永八年十二月廿二日

相模守平朝臣(時宗) 在判

左京權大夫平朝臣(政村) 在判

一五 津守頼繼(平林)道願讓狀案

○碩田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文一四七九五号

よりつくかみやうてん、(う脱カ)そりやうに、さりしん(事カ)つる書、そのゆゑハ、にしのたの御くうし、かたかく  
かくこしかたかく候あいた、よりつくかみやうの田畠にをいてハ、そうりやう平林さゑもん太郎殿  
に、(永)なかく(去)さりわたしまゐらせ候也、たゝし、この外、田畠三丁六反をハ、御いろいあるへから  
す、其外ハ、一ふんも、田の(他)さまたけなく、御ちきやうあるへき者也、よりつくかことものな  
かに、もしさまたけを申候はん時ハ、さいくわに申をこない候様、仍爲後日、證文狀如件、

弘安六年二月廿五日

(平林入道道願)  
津守頼繼 在判

津守頼繼名田ヲ  
左衛門太郎ニ讓  
ル  
田畠三町六反ハ  
綺フベカラズ

亡父津守頼敏ノ  
讓狀ニ任セ毛井  
社内屋敷名田ヲ  
今法師丸ニ安堵  
ス

国領毛井村十町  
地頭平林親繼

一六 豊後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇号

○弘安八年九月晦日。海部郡全文ヲ「大佐井郷史料」六号ニ収ム。末尾ニ「國領毛井村拾町地頭 信濃國御家人平林彌太郎親繼法名行願」トアリ。本文省略。

一七 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。海部郡全文ヲ「大佐井郷史料」七号ニ収ム。末尾ニ「毛井村十丁 信濃國御家人平林彌太郎脱カ」トアリ。本文省略。

一八 平林道願賴田畠去狀案

○碩田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文一六五四九号

毛井ノ地頭ニ田  
畠山野ヲ去リ渡  
ス

けい(毛井)のちとう殿にさりわたすちの事、合田反・畠反小、付り(野地)のしらなり、  
右、件田反き・はたけ二反、うつたをいてたけいの入道殿ニ、なかくさりわたし候へとも、道朝(子)  
より、こといゝ、た人といふ、いらん申さん時ハ、さいくわに申をこなはるへき也、こ日の爲に、  
をもへ(マ)のしやう、くた(ん脱)のことし、

弘安十一年三月十七日

(平林頼懸)  
道願 在判

毛井村

一九 關東下知狀

○碩田叢史平林家古文章  
鎌倉遺文一八四一〇号

舍弟道願ノ避狀  
ニ任セ毛井社内  
田畠ヲ平林親繼  
ニ安堵ス

可令早平林左衛門大郎親繼法師法名 行圓領知、豐後國毛井社内田畠員數載事、

右、任舍弟法師法名 道願弘安六年二月廿五日・同九年八月廿五日避狀、守先例、可致沙汰之狀、依仰下

知如件、

永仁久元年十一月廿九日

陸奥守平朝臣(北条宣時) (花押)  
相模守平朝臣(北条貞時) (花押)

二〇 津守平林親澄着到狀

○碩田叢史平林家古文章  
大日本史料六ノ三

平林親澄足利方  
ニ着到ス

豐後國毛井社一分地頭平林彦太郎親澄、爲致軍忠、今廿四日馳參御方、以此旨可有御披露候、恐々  
謹言、

建武三年三月廿四日

津守親澄(平林)

進上 御奉行所

承了 在御判





三 平林行本 澄頼軍忠狀寫

○碩田叢史平林家古文書  
南北朝遺文九州編五八二号

玖珠城合戦ノ軍  
忠ニヨリ將軍家  
御教書ヲ賜ハル  
ニ付弥忠勤ヲ抽  
デ恩賞ニ預カラ  
ンコトヲ請フ

平林人々申、

(海部郡)

豊後國毛井社地頭平林右衛門太郎入道行圓跡之輩等、以去月廿一日馳參球珠城、同廿四日以來、度々

(玖珠郡)

合戦仁所致軍忠也、仍將軍家御教書令拜領之聞、彌抽忠勤欲仰其賞、以此旨可有御披露候、恐惶謹

言、

建武三年卯月十九日

(平林頼澄)  
沙彌行本

二 吉弘氏輔・宇野宗經(カ)連署遵行狀(紙折)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

毛井社内平林某  
跡ヲ戸次貞元ニ  
打渡サシム

豊後國毛井社内、平林彌次郎跡事、所被預置戸次新藏人貞元也、任御奉書之旨、可被打渡下地之由候、仍執達如件、

貞治四年二月十七日

(宇野カ)(經カ)  
宗 □ (花押)  
(吉弘)  
氏 輔 (花押)

入道殿

○竹中氏ノ本領、毛井村・戸次莊松岡村ノ何レニアリシカハ未詳ナリ。検討ヲ要ス。本号及ビ二七号文書ニヨリ、以下「竹中家文書」ハ便宜上毛井村ニ掲ゲ後考ヲ俟ツ。

二五 つもりの氏女讓狀

○碩田叢史平林家古文書  
大分県立図書館蔵

嫡子とくは丸  
ヲ惣領トシテ毛  
井社地頭職ヲ讓  
ル

三分一ハ比丘尼  
ゑいゆうニ讓ル

実子アラバ相統  
スベシ  
他人ニ讓ルベカ  
ラズ  
一期ノ後ハ惣領  
知行  
とくハ丸兄弟  
ニモ一期ノ程計  
ラヒ置ク  
一期ノ後ハ惣領  
支配  
おとはう分ハ永  
代知行

ゆつりあたふ

ふんこのくにけいのやしらのしとうしきの事、  
(毛井) (社) (地頭職)

右くたんの所りやう田畠やしきらわ、つもりのうちの女、ちう代さうてんとして、たうちきやうさ

をいなき所なり、しかるに、くわんと御くたしふみ、ならひに六はら殿御しきやう、(施行) (氏)うちの女か

せんそ代々のてつきせうもんらあいそへ、ちやくしとくは丸、(手継証文) (嫡子) (惣領)そうりやうとして、ゑいたいをか

きて、ゆつりあたふ所也、たのさまたけなく、ちきやうすへし、(注文)つきに田畠やしきのちうもん、へ

つしにこれあり、又このはうりやうしきのうち、三ふん一においてわ、(比丘尼)うちの女が女子ひくくにゑい

ゆふの御房に、(子)ゑいたいをかきて、ゆつりあたふところなり、たゝし、ゑいゆふの御房、もしよの

ならいふりよの事ありて、(実子)しつしあらは、さうそくあるへし、そのきなくは、た人にゆつるへから

さる所たるあいた、(期)一このちは、(くカ)そうりやうちきやうすへし、(公方)くはう御くたしにおいてわ、せん

れいにまかせ、(カ)きんしすへし、又とくはう丸きやうたいともに、かたのことく、一このほと、はか

らいおくところなり、(カ)かれら一このちは、ことくそうりやうちきやうすへし、一このうち、

いさゝか事をさうによせ、いしんあるへからず、たゝし、(カ)おとくはうかふんにおいては、(支配カ)ゑいた

ゆつりあふとところなり、御くうしいけ、めんくふんけんにしたがい、(カ)しいすへし、又くわふん

毛井村

の御くうしを、あつへからず、そうりやうわ、はゝをふちし、はゝわ、そうりやうにしたかひ、御くうしふさたなく、しよりやうをまたくちきやうすへし、よてこ日のため、ゆつり狀如件、

貞治六年ひのとのひつし。十一月八日

(津守)  
つもりの氏女(花押)

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』八ニヨル。

### 二六 室町幕府上使景臨首座書狀

○田北要太郎文書  
大分県史料二五

日差村ノ代所ハ  
毛井村  
石州勢着府

大友親綱ト申定  
メ日差村ヲ与ヘ  
敷戸四町ヲ知行  
セシム

御奉書并京兆様御書進之候、(大友親綱)日差代所(遠見郡山香郷)ハ(毛井)けいの村にて候、石州御勢一昨日十七甲百餘着府

候、(カ)今明日三隅并周布・福屋兩人、(カ)甲百可有(方寿寺)着府候、彼是當寺甲四百餘候、於于今、敵方

甲千にて責候共、無怖畏候、此趣慈光寺・朽網殿、可有傳達候、

抑軒書記方預物嚴密送給、千萬悦喜至極候、次日差之事、重而京兆様へ申定候條、早々御知行可然

候、(大分郡)敷戸相殘四町分、可有御知行候、又芳茗廿袋・笹度々給候事、難申盡候、委細令申御使者、每

事期面謁候、恐々謹言、

(永享八年)  
壬五月十九日

景臨(花押)

田北治部少輔殿  
(親増)

(奥ウハ書)  
一

自萬壽寺

田北治部少輔殿

景臨

二七 大友親繁安堵狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

毛井村本給貳十  
貫分ヲ預ク

毛井村之内、本給貳拾貫分事、領知不可有相違候、恐々謹言、

十二月十八日

(大友)  
親繁(花押)

竹中藏人殿

二六 大友持直知行預ケ狀

○碩田叢史平林家古文章  
増補訂正編年大友史料一〇

植田某木上某跡  
毛井村一町ヲ預  
ク

(海部郡) 植田九郎  
毛井村木上大炊入道 跡壹町事、預申候、可有知行候、恐々謹言、

十月五日

(大友)  
持直(花押)

平林將監入道殿

二五 大友政親知行預ケ狀

○平林某文書  
大分県史料二五

○(文明十八年カ)二月廿八日。「高田莊史料」六三号ニ收ム。同莊内十貫分ヲ平林四郎ニ預クル事ニカ、ル。

毛井村

毛井村

四八八

本文省略。

三 市河繁朝打渡狀

○平林某文書  
大分県史料二五

○(文明十八年カ)四月一日。「高田莊史料」六四号ニ收ム。高田莊成松名十貫分ヲ、平林四郎ニ打渡スコトニ係ル。本文省略。

三 高田莊成松名内平林四郎知行分坪付注文

○平林某文書  
大分県史料二五

○文明十八年四月十六日。「高田莊史料」六五号ニ收ム。前号打渡坪付ナリ。本文省略。

三 大友政親知行預ケ狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男蔵

丹生莊拾貫分ヲ  
預ク

丹生庄内小深田左衛門尉、跡内拾貫分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十二月九日

(大友) 政親 (花押)

竹中上總介殿

山香郷内二十貫  
田染庄内十五貫  
ヲ預ク

田染庄・山香郷  
内伊美六郎跡ヲ  
平林彈正忠ニ打  
渡サシム

三三 大友親治知行預ケ狀寫

○平林文書  
大分県史料一三

(速見郡) 山香郷内貳拾貫跡

(國東郡) 田染庄内拾五貫跡 同人之事、預置候、可有知行、(候脱)恐々謹言、

(明應五年) 十二月十三日

(大友) 親治 (花押影)

平林彈正忠殿

三四 大友氏加判衆連署奉書案

○碩田叢史平林家古文章  
増補訂正編年大友史料一三

(國東郡) 田染庄之内伊美六郎跡拾五貫文、(速見郡)山香郷内同人跡貳拾貫分、(寒田親景)坪付別紙事、任御判之旨、可被打渡平林彈正忠也、依仰執達如件、

明應五年十二月十三日

(寒田親景) 兵部少輔  
(天津留繁綱) 常陸介  
(永富繁直) 上總介  
(小佐井堅永) 大和守

田染庄政所殿

山香郷兩政所殿

毛井村

三 大友氏加判衆連署奉書案

○碩田叢史平林家古文章  
大分県立図書館蔵

宇佐・下毛兩郡  
内ノ地ヲ平林頼  
貞ニ打渡サシム

豊前國宇佐郡之内守俊・是恆、(頼貞)下毛郡内拾町、被宛行平林丹後守畢、任 御判之旨、可打渡之由、  
依仰執達如件、

明應八年三月二日

(寒田親景)  
兵部少輔

(永富繁直)  
前上總介

(大津留繁綱)  
前常陸介

(朽網親満力)  
藤原(力)  
在 宅

(本庄采阿・繁茶)  
沙彌

宇佐郡代殿

下毛郡代殿

三 大友氏加判衆連署奉書

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男蔵

豊前下毛郡内拾  
町ヲ竹中河内守  
ニ打渡サシム

豊前國下毛郡之内、拾町之事、被宛行竹中河内守畢、任 御判之旨、可被打渡之由、依仰執達如  
件、



明應八年三月九日

(寒田親景)

兵部少輔 (花押)

(天津留繁綱)

常陸介 (花押)

(永富繁直)

上總介 (花押)

(本庄繁榮・榮阿)

沙彌 (花押)

(異筆)  
「大分県醍醐院公領所」

(異筆)  
「白杵」郡代殿

三七 大友氏加判衆連署奉書

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男蔵

豊前國下毛郡内  
五町ヲ竹中采女  
允ニ打渡サシム

件、  
豊前國下毛郡之内、五町之事、被宛行竹中采女允早、任 御判之旨、可被打渡之由、依仰執達如

明應八年三月十一日

(寒田親景)

兵部少輔 (花押)

(天津留繁綱)

前常陸介 (花押)

(永富繁直)

前上總介 (花押)

(本庄繁榮・榮阿)

沙彌 (花押)

下毛郡代

郡代殿

毛井村

三六 大友親治知行預ケ狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

(包紙ウハ書)  
「竹中十郎殿

親治」

於豊前國中、伍町預置候、以時分、可有知行候、恐々謹言、

(大友) 親治 (花押)

十月十一日

竹中十郎殿

豊前國中五町ヲ  
預ク

三九 賀來社遷宮等次第記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

略○上

一御遷宮・御遷宮之時、御興新造調候、雖然寛正四年癸未八月廿二日御遷宮之時者、古御興ヲ御請、

用途三百疋大工給之、

在限郷役

一菓薦百五拾枚 (大分郡) 在限郷役、

一地布三拾四端、此内一端御興疊縁用、

笠和郷役

一荒薦百五拾枚 (大分郡) 笠和郷役、

在限郷

一御棧敷三間在限郷 同疊子、

佐賀郷

下郡役

三重郷 佐賀郷

阿南郷 大佐井

直入郷 国東郷

佐賀郷 大佐井

井田郷 野津院

毛井村

一 御侍國司屋六閒 (海部郡) 佐賀郷同疊子、

一 御廐三閒 (大分郡) 下郡役、

一 警固流鏑馬之次第、

一番 (大野郡) 三重郷、二番佐賀郷、

三番 (大分郡) 阿南郷、四番大佐井、

五番 (郷ノ誤カ) 直入郷、六番國東郷、

一 埴之事

一 佐賀郷、一大佐井、

一 井田郷、一野津院、

一 遣井村、

一 永亨拾貳年 (享) 申十一月八日、

一 御遷宮之時國方御供米註文、

合壹石貳斗五舛者 半分

一 參斗 在國司方、

一 參斗 在廳次郎四郎、

一 參斗 稅所方、

一 參斗 目代方、

毛井村

在國司方  
在庁  
稅所方  
目代方

毛井村

宮師宥修 在判

四九四

宮師坊納置御炊殿檢校所ニ下行、出納・陣道・鑑取、若有米之餘者、宮師出納給之也、

文龜元年辛酉十二月十三日

愿記旃

社奉行

實相院

珪室等玉 (花押)

宮師房

増 榮 (花押)

○關係部分ノミヲ抄出。全文ヲ「種田莊史料」八五号ニ收ム。

#### 四〇 平林常頼名字狀

○平林某文書  
大分県史料二五

冠官名字ヲ与フ

冠官名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

霜月十五日

(平林カ)  
常 頼 (花押)

平林五郎四郎殿

#### 四一 大友親敦鑑書狀寫

○平林文書  
大分県史料一三

小鮎ヲ贈ラレタ

小鮎送給候、悦喜申候、則賞翫候へく候、猶以面可申候、恐々謹言、

ルヲ謝ス

二月九日

(奥ウハ書)

「平林將監殿

親 敦 (大友義經) (花押影)

親 敦

四三 大友親敦 義鑑 官途狀

○平林某文書  
大分県史料二五

太郎兵衛ノ官途  
ヲ与フ

太郎兵衛尉所望之由、承候、可存知候、恐々謹言、

二月廿二日

平林五郎四郎殿

(奥切封)

「(墨引)」

親 敦 (大友義經) (花押)

四三 田北親忠・平林尊頼(カ)連署書狀案

○永弘文書  
大分県史料五

免許ノ神領ニ間  
付ケヲナス

國東郡田染之庄之内、御拘之 御神領之事、御免許之辻、雖存知候、稠敷被仰出候之閒、以先聞付  
申候、御村中之儀、不能其儀候、以參申入候事候、  
謹言、

平林尊頼(カ)

大永三年

卯月十一日

平 (林カ)

(尊頼カ)

田北三郎兵衛

毛 井 村

毛井村

親忠

四九六

田染少宮司殿

四 正田常秀・平林尊頼連署書狀案

○永弘文書  
大分県史料五

門米ヲ申付ケザ  
ルヲ伝フ

當郡中門米之儀、御大用□、就御座、稠敷被仰出候之條、□仕候、雖然、御拘之御神領、御免  
(許之カ) 辻、存知候之閒、御村中不申付候事候、恐々謹言、

平林尊頼

神無月九日

平林丹後守(判カ)  
尊頼有形

正田掃部助(判カ)  
常秀有形

四 田北親忠・平林尊頼連署書狀

○永弘文書  
大分県史料五

腰狀

田染莊内社領段  
錢ヲ返付ス

自旅宿申入候閒、腰狀之躰爲恐候、  
(花押)

國東郡田染之庄之内、御拘之御社領之事、御代々御免許之辻、雖存知候、稠敷被仰出之閒、催促申  
候處、御馳走尤可然候、然共歸府之時遂披露、重而上意之段可申入候、(マ)以先御分錢返進申候、定  
而御代々之儀、御相違有閒敷候哉、巨細以面拜、可得御意候、恐々謹言、

平林尊頼

神無月十三日

尊頼(平林) (花押)  
親(田北) 忠(花押)

田染殿

御宿所

大友義鑿書狀

○平林家文書  
増補訂正編年大友史料一六

豊前筑前ニ出兵  
スルヲ告ゲ馳走  
セシム  
大内家ニ対スル  
遺恨

度々如申、至豊前・筑前、急度諸勢可差出候、各別而馳走頼入候、皮弓矢根元數年衆評之趣、至賀  
來加賀守、石合右京亮申含候、定而可達候、對大内家、種々遺恨、更難差捨子細候之條、爲諸侍中、  
忠儀不可有餘儀候哉、然上ハ、不謂無足不渥(渥力)、乍辛勞、以出張可被勵粉骨事、肝要候、於忠貞之厚  
薄者、永々不可有忘脚之段、猶年寄共可申候、恐々謹言、

八月二日  
(天文元年カ)

義鑿(大友) (花押)

毛井村衆中

大友義鑿感狀(紙切)

○平林某文書  
大分県史料二五

(端裏切封)  
一(墨引)

豊前国妙見岳合

今度豊前國發向之刻、於妙見岳攻口、親父太郎兵衛尉碎手、被遂防戰、剩討死候、忠儀寔無比類

毛井村

四九七

戰ニオケル親父  
太郎兵衛尉ノ討  
死ヲ賞ス

候、何様追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文元年)  
十一月十八日

平林宮若殿

(大友)  
義 鑿 (花押)

只 大友義鑿感狀 (紙切)

○平林某文書  
大分県史料二五

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

鹿越ニ来攻ノ牢  
人追却ノ功ヲ賞  
ス

至今度鹿越、牢人現形之刻、以吉岡左衛門大夫同陳、不日馳走之條、彼惡黨即時敗北、先以肝要  
候、必追而賀可申候、恐々謹言、

(天文二年)  
卯月二日

平林太郎兵衛尉殿

(大友)  
義 鑿 (花押)

只 大友義鑿知行預ケ狀

○平林某文書  
大分県史料二五

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

父太郎兵衛尉ノ  
戦死ヲ賞シ高田  
莊ノ内三貫分ヲ

就今度豊前國發向、親父太郎兵衛尉戰死之條、忠儀無比類候、仍高田庄之内三貫分 坪付在 別紙 之事、預  
置候、可有知行候、恐々謹言、



預ク

(天文三年) 卯月十日

平林宮若殿

(大友) 義 鑒 (花押)

五〇 大友義鑑感狀 (紙切)

○平林某文書  
大分県史料二五

(端裏切封)  
「(墨引)」

玖珠郡及比筑後ノ軍勞ヲ賞ス

今度名代以吉岡左衛門大夫同陣、於玖珠郡長々在陣之脇、至筑後不圖出張、旁以軍勞感悅候、彌忠貞憑入候、必取鎮、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文三年) 三月廿日

(大友) 義 鑑 (花押)

平林宮若殿

五一 大友義鑑一跡安堵狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

(包紙ウハ書) 一竹中鬼熊殿

義 鑑

(端裏切封)  
「(墨引)」

親父親利一跡ヲ安堵ス

親父親利一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

十月十一日

(大友) 義 鑑 (花押)

毛 井 村

毛井村

五〇〇

竹中鬼熊殿

三 津守頼直名字書出

○平林某文書  
大分県史料二五

津守頼直ト名乗  
ラシム

津守頼直

天文四年十二月十五日

三 大友義鎮知行預ケ狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

肥後山鹿郡内鹿  
子木某跡六町ヲ  
預ク

肥後國山鹿郡之内、鹿子木次郎左衛門尉跡、限入六町分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文廿年)  
十二月十三日

(大友)  
義鎮(花押)

○宛書ヲ欠クモ、次文書ニヨリ「竹中宮内少輔」ナリ。

四 大友氏加判衆連署奉書

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

肥後山鹿郡内鹿  
子木某跡ノ地ヲ  
竹中宮内少輔ニ

肥後國山鹿郡之内、鹿子木次郎左衛門尉跡、限入六町分之事、被宛行竹中宮内少輔早、任御判之旨、不殘段歩、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

打渡サシム

天文廿年十二月十三日

(志賀親守)

前安房守(花押)

(田北鑑生)

大和守(花押)

(吉岡長増)

越前守(花押)

(臼杵鑑純)

安房守(花押)

(雄城治景)

若狹守(花押)

大津留常陸入道殿

(長清)

吉岡三河守殿

(鑑香)

清田越後守殿

(鑑祐)

志賀左馬助殿

(守直)

清田遠江入道殿

(宗連)

夏足民部少輔殿

(鑑亮)

田吹上總介殿

(鑑忠)

岐部能登守殿

(元泰)

○人名比定ハ、「増補訂正編年大友史料」一九二ヨル。

五 宗唯書狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

肥後山鹿郡内ノ  
地ヲ知行セシム

肥州山鹿郡之内、隈入六町、御判御頂戴之由候、早々御知行肝要候、恐々謹言、

正月廿八日

宗唯(花押)

竹中宮内少輔殿

御宿所

毛井村

毛井村

五〇二

○切封ノ跡ヲ存ス。

五 大友義鎮知行預ケ狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

肥後國吉田ノ内  
ノ地ヲ預ク

肥後國吉田之内、龍泉寺・乗福寺一町四段・井上三段・森山一町分事、令分別候上者、不可有他之  
妨候、知行專要候、恐々謹言、

(天文廿一年頃)  
八月廿日

竹中宮内少輔殿

(大友)  
義鎮(花押)

毛 大友義鎮受領書出

○平林某文書  
大分県史料二五

(端裏切封)  
(墨引)

和泉守所望之由、可存知候、恐々謹言、

五月廿六日

平林兵部丞殿

(大友)  
義鎮(花押)

和泉守ノ受領名  
ヲ与フ

五 大友義鎮一字狀

○平林某文書  
大分県史料二五

一字ヲ与へ鎮□  
ト名乗ラシム

一字之事、鎮□進之候、恐々謹言、

十一月一日

平林兵部少輔殿

義鎮 (花押)

五 大友義鎮知行預ケ狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

(包紙ウハ書)  
一竹中宮内少輔殿

義鎮

肥後玉名郡白間  
野内小原遠江入  
道跡十一町ヲ預  
ク

肥後國白間野内、小原遠江入道跡眞繁分三町・千代田分八段・同國之内七町分別  
坪付在紙在事、預置候、

可有知行候、恐々謹言、

(弘治二年カ)  
十一月十九日

義鎮 (花押)

竹中宮内少輔殿

毛井村

大友氏加判衆連署奉書

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

玉名郡白間野内  
小原遠江入道跡  
十一町余ヲ打渡  
サシム

肥後國玉名郡白間野内、小原遠江入道跡、山中原口三郎丸赤字小畑分加寺社  
浮免十一町五段分事、被宛  
行竹中宮内少輔早、任 御判之旨、不殘段歩、嚴重可被打渡之由、依 仰執達如件、

弘治二年十一月十九日

肥後國檢使中

- 〔異筆〕  
前安房守〔大友〕〔志賀親守〕〔花押〕
- 〔大原〕〔田北隆生〕大和守〔花押〕
- 〔北條〕〔吉岡長増〕越前守〔花押〕
- 〔臼杵〕〔齋藤〕安房守〔花押〕
- 〔荒木〕〔雄城治景〕若狹守〔花押〕

○異筆ハ後世ノモノ。スベテ姓比定ハ誤リナリ。

六 竹中鑑直給地坪付

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

〔端裏外題〕  
一 坪付

竹中河内守

領地坪付ヲ注シ  
安堵ヲ請フ

坪付

豊前國下毛郡之内上名田  
一所壹町 小袋彈正忠跡

同郡之内下名田  
一 所壹町五段 同人跡  
規矩郡之内田原之村  
一 所七町 長野河内守跡  
筑前國嘉戸郡之内  
一 所八町 河鳴跡

以上

(異筆)

「明治七年」

十二月三日

竹中河内守

鑑直 (花押)

四老取合ノ儀ヲ  
保証ス

(裏書)

「此坪付之前、不指合在所、先以被拘留、被遂言上候者、取合之儀、聊不可有疎意候、

(吉弘鑑理)

(花押)

(戸次鑑連)

(花押)

(臼井鑑速)

(花押)

(土高長増)

(花押)

三 大友宗麟義名字狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

(包紙ウハ書)  
一 竹中三郎殿

宗麟

名字ヲ進ズ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

五月廿日

(大友義興)  
宗麟 (花押)

毛井村

竹中三郎殿

三三 大友義統書狀

○平林文書  
大分県史料一三

土持平定地ニ宗  
麟入國ニ付佐伯  
宗天ヲシテ在國  
警備セシメ平林  
氏ニ馳走ヲ命ズ

土持表擲ノタメ  
馳走セシヲ賞シ  
出勢ノ時差替フ  
ルコトヲ伝フ

今度各軍勞之故、(土持カ)上枝表輒屬案中候、大慶候、然者彼表爲擲、佐伯紀伊入道今程可有在國之由、申  
付候、(大友宗麟)乍辛勞、休庵可爲御入國之聞、以堅固之覺悟、預馳走候者、可爲祝着候、猶年寄共可申候、  
恐々謹言、

(天正六年)  
卯月廿四日

(大友)  
義統 (花押)

平林彌兵衛尉殿

三六 大友義統感狀寫

○平林文書  
大分県史料一三

爲其表擲、佐伯宗天・木付宗虎同前、可有在院之由、申候之處、無口能馳走、乍案中令悅喜候、出  
勢之砌者、可差替之條候聞、□事堅固之覺悟肝要候、委細猶光明寺被申含候、恐々謹言、

(天正六年)  
五月七日

(大友)  
義統 (花押影)

平林彌兵衛尉殿



土持表擲ノ辛勞  
ヲ賞ス

在陣ノ辛勞ヲ慰  
シ義鎮ノ出兵ヲ  
告グ

六五 大友義統感狀寫

○平林文書  
大分県史料一三

度々如申候、今度者表擲之儀申候處、無口能馳走、乍案中祝著候、來秋出勢之<sup>(マ)</sup>、雖聊非油斷候之條、其間之儀、每事堅固之格護肝要候、於委細者、疋田舍人入道被申含候、恐々謹言、

(天正六年)  
五月廿三日

(大友)  
義統(花押影)

平林彌兵衛尉殿

六六 大友義統感狀寫

○平林文書  
大分県史料一三

長々在陣辛勞之儀、不及申候、近々休庵越山之條、其方之儀、彌無油斷、堅固之格護簡要候、猶重々可申候、恐々謹言、

八月十九日

(大友)  
義統(花押影)

平林三郎殿

六七 大友義統書狀寫

○平林文書  
大分県史料一三

肥前ノ逆徒ノ事  
ニ就キ注進セシム

急度染筆候、如風聞者、肥前之逆徒、少々至黒木表滞在之由候、於事實者、當山江可成行候哉、加勢之儀、日田・玖珠・由布院衆江兼而申付聞、不日可遂其節候、適在山之事情之聞、被聞合、節々注進肝要ニ候、至山衆中、別而被遂熟談、堅固之才覺專一候、越山以後、無到來候、油斷無是非候、仍衆中江以狀申候、可心付遣候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年也)  
五月廿四日

(大友)  
義統 (花押影)

平林彈正忠殿

竹中宮内少輔殿

夏足民部少輔殿

六八 浦上宗鐵書狀 (紙切)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

(竹中)  
鎮直御先祖之證狀、具令披露候、於向後も、乍勿論、御領地分之事、毛頭不可有、御相違之由、以御書被仰出候、珍重候、彌相應之儀、(カ)不可存疎意候、(カ)旁御同名帶刀允方可被申達候、恐々謹言、

先祖ノ証狀ヲ披  
露シ領地改動ナ  
キ由ノ御書ヲ出  
サル、ヲ伝フ

卯月三日

(竹中河内守)  
鎮直

まいる御返人々

申結へ

(浦上)  
宗鐵 (花押)

六九 大友氏加判衆連署奉書 (折紙)

○平林某文書  
大分県史料二五

緒方庄宇佐免内  
役給分江上野跡  
二町四反ヲ吉良  
民部少輔ニ打渡  
サシム

(大野郡)  
緒方庄宇佐免之内、役給分江上野跡貳町四段之事、去年至吉良民部少輔、被仰付候、彼在所之事、

御間目依在之、于今無知行候、早々被打渡肝要之由、被仰出候、爲存知候、恐々謹言、

十月六日

(宗像)  
鎮續 (花押)

(斎藤)  
道璣 (花押)

鎮資 (花押)

(臼杵)  
鎮理 (花押)

(志賀)  
道輝 (花押)

(折返端ウハ書) (鎮綱)  
「平林彈正忠殿

竹迫越後入道殿」

○宛名兩人ハ緒方庄政所ナラン。田北学ハ天正十八年ニ比定ス。

毛井村

七〇 齋藤道璣書狀(紙折)

○平林某文書  
大分県史料二五

尙く彼方知行所之事、於山香御陣所、しかと所柄等相調置儀候間、口能有ましく候、爲御存知候、以上、

原尻鎮速ニ知行所ヲ打渡ス様道二ト談合シ馳走セシム

以惣連署如申<sup>(候カ)</sup>、原左事、近く爲知行、可被差越候、早く被打渡候様、道二可仰合候、萬一道二差合事共候者、一人茂「<sup>(以下折返)</sup>苦かるましく候、彼方事茂公役之儀候、其内相調候やうに、御才覺專一候、恐く謹言、

十月八日

<sup>(平林鎮總)</sup>平彈まいる  
申給へ

○道二ハ前号緒方莊政所ト推定サル、竹迫越後入道ナラン。

齋紀入

道璣(花押)

七一 緒方莊内宇佐免以下坪付注文(紙折)

○平林某文書  
大分県史料二五

坪付

緒方庄内宇佐免<sup>(マ)</sup>のま一所壹町分

同ふかまち  
一所九反

同十六  
一所六反半

同下とこう  
一所八反

同上自在名内帛田  
一所貳反

同四反田三段田  
一所六反

同たけの下  
一所六反

慶福院  
一所屋敷

軸丸名内寺田  
一所壹反

以上

十月十六日

原左允

鎮速(花押)

平彈忠

鎮綱(花押)

平林丹後守

平林丹後守殿

山香陣所ニテ坪  
付ヲ与フ

(以下折返)  
「右之前、山香於御陣所、坪付を以被成、御分別、致知行候、爲後日如件、

(遠見郡)

三 大友義統書狀(紙折)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

薩軍侵入時ノ籠

今度薩尸之惡黨、國中へ令現形、既至庄内亂入候之處、遂籠城、用心方普請等、無緩之由、乍案中

毛井村

城用心方普請等  
ノ忠節ヲ賞ス

毛井村

五二二

感悅候、(大友宗麟)休庵任下知、彌可被勵馳走事、肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

正月廿八日  
(天正十五年九)

義統(大友)  
(花押)

竹中宮内少輔殿

〔折返シ奥ウハ書〕  
「竹中宮内少輔殿」

三 大友義統感狀(紙折)

○平林某文書  
大分県史料二五

今度薩广之惡黨、國中へ亂入候之處、吉岡彌三郎以同心、(白杵甚)至丹生嶋遂籠城、用心方普請已下、無緩

之由感入候、彌可勵馳走事、肝要候、必迫而可賀之候、恐々謹言、

正月廿八日  
(天正十五年九)

義統(大友)  
(花押)

平林兵部丞殿

〔折返端ウハ書〕  
「平林兵部丞殿」

四 浦上道冊書狀(紙折)

○平林某文書  
大分県史料二五

猶々昨日御暇請不申、御殘多段、萬々以面可申達候、

從道(齋藤)瑛公御一通被遣候條、進覽候、御返事直御申專一存候、仍昨日者輒着庄申候、珍重候、乍去從

齋藤道瑛ノ書狀  
ヲ送リ返答ヲ求ム

薩軍侵攻ノ時吉  
岡氏同心ヲ以テ  
丹生嶋城籠城普  
請以下ニ馳走セ  
ルヲ賞ス

中途、大□ニあい申候而、散之之式ニテ罷走候、其故氣分不然之候、可有御察候、定而可爲御出頭候之條、(以下折返)「以面上可申承候、取急申候而大形候、可得御意候、恐々謹言、

八月六日

浦長入

道 冊 (花押)

(平林)

鎮綱老

(平林)

鎮直老 まいる

□床下

○『大分県史料』ハ宛名「鎮直老」ヲ(平林)ト注ス。竹中氏(六八号参照)ニ非ザルカ。次号モ同ジ。

### 壹 浦上道冊書狀寫

○平林某文書  
大分県史料二五

○本紙闕  
札紙書カ

(斎藤)

道躰ヨリノ書狀  
ヲ存知セザルヲ  
告グ公役ノ有無  
ヲ問フ

猶々從道躰公之貴札、乍勿論書面不存候、御役之事共御座候哉、承度候、於御出頭者、以面上可申

承候、又留守事憑奉候、二郎左衛門尉方明日ハ出庄之由、被申候、就夫も、留守之事憑申候、く、

已上、

(平林)

鎮綱老

(平林)

鎮直老 まいる

浦長入

道 冊

(奥切封)

「(墨引カ)」

○年月日ヲ欠ク。

毛 井 村

毛井村

五一四

七 竹中宮内少輔給地坪付(折紙)

○竹中家文書  
大分市大字津留諏訪一男藏

義統竹中宮内少  
輔ニ知行坪付ヲ  
与フ

(天友義統)  
(花押)

坪付

大里

大里之内

一所 五貫分

清田治部入道跡

毛井屋敷之内

一所 三段

柴田左京入道跡

已上

天正十五年八月十三日

竹中宮内少輔殿

(折返與ウハ書)

「竹中宮内少輔殿」

七 平林兵部丞給地坪付(折紙)

○平林某文書  
大分県史料二五

○天正十五年八月十三日。「高田莊史料」一〇三号ニ収ム。本文省略。



原鎮元・白杵鎮榮・野上統實連署打渡狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

清田治部入道跡  
五貫分ヲ打渡ス

坪付

一所三段 君か迫

田地さゝい河内 平野寺

一所壹段六文目 (元カ) 關所

一所壹段三文目 藤波

山野分 一所町屋敷代所五文目 佐伯右衛門尉

右之前、清田治部入道跡與大野二百三十貫内

都合五貫分渡申之所、如件、

天正十五年九月廿五日

竹中宮内少輔殿

野上左

統實 (花押)

白杵掃部助

鎮榮 (花押)

原大隅守

鎮元 (花押)

毛井村

克 大友吉統判物寫

○平林文書  
大分県史料一三

山香郷内領分ノ  
点役ヲ免ヌ

山香郷之内其方領地分、萬雜諸點役令免許、殊可爲檢斷不入候、併此方於用所者、馳走肝要候、可  
被得其意候、恐々謹言、

(天正十八年カ)  
二月廿日

平林彈正忠殿

(大友)  
吉統 (花押影)

ハ 大友吉統一字狀

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

(包紙ウハ書)  
「竹中三郎殿

吉統

一字ヲ与へ統直  
ト名乗ラシム

一字之事、統直進之候、恐々謹言、

(天正十八年)  
五月五日

(統直)  
竹中三郎殿

(大友)  
吉統 (花押)

六月十日マデニ  
參陣セシム  
廿日替

二 大友氏加判衆連署奉書(折紙)

○平林某文書  
大分県史料二五

急度申候、從御陣所、以高山新介被仰出候趣者、今月十日之内、可有參陣由候、不移時日、越山肝要候、萬一右之御日限於相違者、向後可被成御閑目之由候間、被得其意專一候、殊可爲廿日替之由、上意候、爲存知候、恐々謹言、

(天正十八年カ)  
六月一日

(土質)  
道 輝(花押)

(宗後)  
鎮 續當病

(白杵)  
鎮 理(花押)

(田原)  
紹 忍(花押)

平林彈(鎮綱)  
正忠殿

三 大友吉統書狀(紙切)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

奉行ニ任ジ國東  
郡間別錢ヲ調納  
セシム

國東郡間別之儀、號直納、不勤之人、歴々在之之由候、不及是非候、既各爲奉行、差遣候上者、堅固被請取、急度調納專一候、猶永富與右衛門尉・古庄喜右衛門尉、可申候、恐々謹言、

(天正十八年)  
八月十九日

(大友)  
吉 統(花押)

毛 井 村

毛井村

(端裏上書)

「竹中宮内少輔殿

都甲兵部少輔殿

帶刀安藝入道殿」

五一八

三 高田莊段米徴符并請取狀

○平林某文書  
大分県史料二五

○天正十八年九月廿一日、十一月廿五日。「高田莊史料」一一〇号ニ収ム。本文省略。

四 佐賀郷道作奉行任符

○平林某文書  
大分県史料二五

佐賀郷道作奉行

詫廣別當 齋藤彈正忠

平林兵部丞

天下就御下知、稠被仰下了、

右、よこ六尺、間貳間、郷役同給主申談、從來廿八可有馳走者也、

天正十八年九月廿一日

(以下紙背)

(花押)

詫磨別當等ヲ佐賀郷道作奉行ニ任ジ造作セシム

平林兵部丞

天下御下知

横六尺間二間

關東參陣ノ刻ノ  
錢馳走ヲ賞ス

關東參陣ノ刻ノ  
分錢馳走及ビ銀  
子一包ヲ送ルヲ  
謝ス

六五 大友吉統書狀(折紙)

○平林某文書  
大分県史料二五

今度至關東參陣之刻、貫涯分錢馳走、辛勞之儀候處、重々爲音信、銀子一包到來、悅入候、猶親家(田原)  
可申候、恐々謹言、

(天正十八年)  
十月十七日

平林兵部丞殿

○花押類型ハ天正十八年頃ノモノ。

(大友)  
吉 統(花押)

(志賀道輝)

(花押)

(斎藤道環)

(花押)

(花押)

(花押)

六六 大友吉統書狀(折紙)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

今度至關東參陣之刻、貫涯分錢馳走、辛勞之儀候處、雖爲音信、銀子一包到來、喜悅候、猶親家可(田原)  
申候、恐々謹言、

毛井村

毛井村

(天正十八年)  
十月十七日

竹中宮内少輔殿

(大友)  
吉統(花押)

五二〇

六七 大友吉統書狀(紙折)

○平林某文書  
大分県史料二五

爲在京音信、白布二端送給候、遠路之懇志、祝著之趣、猶林九左衛門尉可申候、恐々謹言、

(天正十九年カ)  
六月十六日

(大友)  
吉統(花押)

平林甚左衛門尉殿

○花押類型ハ天正十九年頃ノモノ。

六八 田原親家段米切符

○平林某文書  
大分県史料二五

(端裏書)

一平林□左衛門尉領

海部郡御段米

毛井村

平林甚左衛門尉領

一田九町三反五畝十步

一畠廿三町四段十步

毛井村ニ段米ヲ  
徴ス

田壹反ニ米壹斗宛<sub>（白杵）</sub>京場

畠三反ニ米壹斗宛<sub>（白杵）</sub>同

白杵祇園洲ニテ  
勘渡スベシ

右之前、十月十五日、於祇園洲可有勘渡者也、

天正十九年十月一日

親<sub>（田原）</sub>家（裏黒印）

八九 大友吉統書狀<sub>（紙折）</sub>

○平林某文書  
大分県史料二五

糧米ノ運送

猶々米之事、三人も少人數たるへく候間、一日二日ニ運上成ましく候、送日數候共、何とか  
はこひ上候へと、可被申候、其方兩人幸之儀候條、何と成共道行候様、可有才覺候、

從小西攝州<sub>（行長）</sub>黒田<sub>（黒田長政）</sub>同前、糧可渡給之由候、就。從甲<sub>（州も）</sub>遣人候、幸之儀候條、乍造作、此狀攝州へ持

小西行長ヨリ黒  
田長政同前糧ヲ  
渡スベキ由申ス

參候て、石辻を請取、佐田・橋津・飯<sub>（田カ）</sub>藏床へ運上肝要之<sub>（段）</sub>、可被申候、藏床つまり候者、此間

手火矢ノ薬調合

居候宿へ可召置候、玉英へも可被申談候、佐田・橋津。同前ニ、攝州へ可<sub>（被）</sub>越候、又手火矢之薬

合度候、右三人へ、鹽硝かけわたし調合候へと、可被申付候、兩人<sub>（以下折返）</sub>「事者、米之辻請取候て、三人

へ申渡、早々可被罷歸候、今日中途へ罷出候共、乍辛勞、此儀可被調<sub>（候）</sub>、若又藏床六かしく候ハ、

備前宰相殿内岡豊前守へ頼之由申候間、此狀被付候て、可被申候、旁爲存知候、恐々謹言、

（天正廿年カ）  
五日廿二日

吉<sub>（大友）</sub>統（花押）

怒留湯右近允殿

毛井村

毛井村

五二二

平林神左衛門尉殿

○年代比定ハ花押ニヨル。

六 大友吉統書狀寫

○平林文書  
大分県史料一三

毛井村ヨリ肴ヲ  
贈ルヲ謝シ丹生  
莊トノ河分堺目  
ヲ前々ノ如ク裁  
判セシム

毛井村河獵之儀申付候處、堅固相調、肴濟々到來祝著候、殊毛井村・丹生庄河分堺目之儀、可被令  
承知候、任前々之姿、裁判肝要候、恐々謹言、

(天正廿年頃)  
十月十八日

(大友)  
吉統(花押)

竹中宮内少輔殿

平林神左衛門尉殿

○花押類型天正廿年頃。

九 大友吉統書狀案

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

(端裏書)  
「御裏判在」

唐入供申付ニツ  
キ藏方ヲ命ズ

唐入供之儀、雖申付候、料所謂第一之儀候之條、藏方之事、申付候、萬事曰杵右京亮・富來作右衛  
門尉・竹田津志广守得指南□□、可被。其節事、肝要候、聊不可有口能候、爲存知□□、  
遂 (恐々謹言)





天正廿年たつのとし也、

(義) 統 御判有之、  
(大友)

九三 齋藤道璣書狀(折)

○平林某文書  
大分県史料二五

高麗ヨリ召文アル胡摩津留領ニ切錢ヲ申付クルニ承引ナシ不懃ノ輩ハ國家ニ對シ聊爾

胡摩津留彌介事、自高麗被成召文候、給地役之儀候條、至彼領内切錢等之事、被申付候歟、雖然一圓無承引之由候、困窮之依進退者、無餘儀事茂雖可有之候、於彼條者、馳走肝要之儀候、自然一雅意之「申事共候而、不懃之輩者、對御國家、聊爾ニ可相極候、被得其意、稠可被相達候、爲存知候、恐々謹言、

(文祿元年カ)  
六月四日  
(奥ワハ書)  
一平林兵部丞殿

(齋藤) 道 璣 (花押)

九三 大友吉統書狀(折)

○平林某文書  
大分県史料二五

高田莊百姓切錢不調ニ就キ檢使ヲシテ沙汰セシム不納者ハ妻子ヲ引クベシ

高田懸特之給人、多分至高麗召列候、就夫於領中切錢已下、雖申付候、百姓依一雅意、一圓不調之由候、然者兩人爲檢使、諸百姓馳走之有無、能々被相究、萬一於不納之人者、引妻子、可被相調候、爲存知候、恐々謹言、

毛 井 村

毛井村

(文祿二年九)

二月廿二日

(折返端ウハ書)

平林兵部丞殿

秋岡式部丞殿

(大友) 吉統 (花押)

五二四

六 平林統直書狀 (折紙)

○平林某文書  
大分県史料二五

御

高麗出陣ニツキ  
跡目ヲ相統シ裁  
判セシム  
家内小者・下女  
臧物

今度高麗供奉付跡目之事、於後日領地不殘段歩、任相續之旨、無異儀裁判肝要候、乍勿論、奉公方  
無油斷、可被遂其節候、被官百姓已下某申置候所、聊不可有相違候、殊家内小者・下女、又者臧物

之儀者、妻候者、可被任「分別候、爲存知候、恐々謹言、  
(以下折返)

文祿二年

三月十二日

(奥ウハ書)

「鹽熊殿」

(平林) 兵部少輔 統直 (花押)

七 大友吉統感狀 (紙切)

○平林某文書  
大分県史料二五

(端裏ウハ書)

平林甚左衛門尉殿

高麗国ニ於ケル  
在陣高名粉骨ヲ  
賞ス

於今度高麗國、最前以來遂在陣、別而軍勞、殊分捕高名、粉骨之次第、感悅無極候、彌可被勵馳走  
事、肝要候、必歸朝<sup>(之)</sup>刻、何様一稔可賀之候、恐々謹言、

(文禄二年)  
卯月九日

○宛書ヲ欠ク。

(大友)  
吉統 (花押)

六 大友宗巖 法名書出 (折)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

嚴守ノ法名ヲ与  
フ

法名之事、任望之旨、嚴守進之候、可存知候、恐々謹言、

(文禄二年頃)  
十月卅日

竹中宮内入道殿

(大友吉統)  
宗巖 (花押)

七 大友中菴 書狀 (折)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

新介ノ仮名ヲ与  
フ

去年退國以來、父子同前、令供辛勞之趣、感悅候、然者、任望之旨、新介進之候、可存知候、恐々

謹言、

(文禄三年カ)  
五月廿三日

竹中三郎殿

(大友吉統)  
中菴 (花押)

毛井村

九 大友義延書狀(紙切)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

来信ニ答ヘ奉公ニ緩ナカラシム山口ヘ堪忍奉公セシム

就齋藤主膳渡海、示給、令祝着候、此地無相替儀候、不可有氣仕候、其方事、耽山口ヘ以堪忍、奉公無緩之旨、案中候、此節之儀候條、彌可有辛勞事、專一候、委細、主膳可申候、恐々謹言、

十二月十四日

(大友) 義延 (花押)

(端裏ウハ書) 「竹中宮内少輔殿」

九 大友中庵吉書狀(紙折)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

(端裏ウハ書) 「竹中宮内少輔殿」

關東マデ下向セラルヲ謝シ今後ノ振方ヲ才覚セシム  
從前召列衆モ差改ム

今度凌遠國、關東迄下向之段、誠無比類候、就中耽以堪忍、可有奉公之通、連々承候、心懸之次第、感心深重候、尤此儘雖可召置候、依手前不辨、從取前召列候衆をも、差改仕合候之閒、不及力候、此節如此馳走之段、永々不可有忘却候之條、先々罷上、於何國茂、身上無恙様、才覺肝要候、猶岐部左近入道可申候、恐々謹言、

十月十日

(大友吉徳) 中庵 (花押)

竹中新介殿

見舞ノ為罷下ル  
ヲ謝シ身ノ振方  
ヲ才覚セシム

見廻ノタメ關東  
マデ下向シタル  
ヲ謝シ帰国シ身  
ヲ立テシム  
今程人数用所ナ  
シ

100 大友能乘書狀(折紙)

○竹中家文書  
大分市大字志津留諏訪一男藏

今度爲見廻、罷下候、遠國及之(カ)心懸、乍案中、寄特之儀、感悅不斜候、當時之儀候之間、於何方も、得方次第、堅忍可然候、爲存知候、恐々謹言、

十月十八日

(大友)  
能乘(花押)

竹中新介殿

101 大友中庵吉統書狀寫

○平林文書  
大分県史料一三

此方上洛ニ付而、爲見廻早々罷上候、祝著之至候、先年關東迄、凌遠國下向之段、感心無極候、就中今度直々、以堪忍可有奉公之由、心懸候趣、神妙候、於雖可召置候、(猶カ)今程人数無用所候條、先々被下候而、身上相續候之積、才覺肝要候、猶岐部左近入道可申候、恐々謹言、

十月廿日

(大友吉統)  
中庵(花押)

平林又介殿

毛井村

# 付録

## 一 平林氏毛井社地頭職相傳系圖

○碩田叢史平林家古文章  
大分県立図書館蔵

系圖 源朝臣津守氏 豊後國毛井社地頭職相傳事、

平林四郎頼宗

〔頼念〕

平林頼宗

四郎三郎頼敏

〔正願〕

太郎頼繼

〔道順〕

頼敏

四郎太郎家宗

少輔房淨然

蔭山彌二郎入道西念

四郎季宗

乙益丸、今者戒圓

彌太郎頼親

法名 行忍

孫太郎頼角

〔澄〕 法名 行本

津守氏女

竹中兵庫入道 勝勇妻也、

又次郎親頼

法名 不知

彦太郎親角

法名 圓勝

小次郎頼貞

法名 行勝

孫太郎暑貞

法名 榮秀

右近將監貞義

法名 東榮

丹後守頼家

法名 秀榮

新四郎頼貞

法名清順、後丹 後守、毛井貞也、

新四郎常頼

後常陸守、離幻濟、 法名榮眞、

新四郎鑑頼常陸守

弟連續

○本系図ハ古文書ト必ズシモ合致セザル所アリ。〔 〕内ハ文書ニ依ル。

二 大分市鶴鶴崎地区(井)大字・小字一覽表

大字	小	字
毛井	影山、颯、ソウケ田、抜間、仲村、草場、大門、向草場、寺田、片峯、原ノ下、宮ノ脇、上門田、 下門田、原ノ下、志手、松場、中久保田、上久保田、清水、仲野、野中、下久保田、谷尻、谷向、 下草場、橋ノ本、北ノ浦、横小路、表、仲原、津留田、谷川端、溝添、仲畑、江ノ端、過津留、 仲道、寺の前、下馬渡、中馬渡、上馬渡、	

○中世ノ毛井村ハ、南部ノ大字松岡ニ及ブモ（解説六六〇頁参照）、今小字ヲ以テ正確ニハ示シ難シ。仍テココニハ大字毛井ノミヲ掲グ。





大  
佐  
井  
郷  
史  
料



一 豐後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

海部郡 鄉四所  
駅一所

海部郡 鄉肆所里一 驛壹所、烽貳所、

此郡百姓並海邊白水郎也、因曰海部郡、

丹生鄉

丹生鄉 在郡西、

昔時之人、取此山沙、該朱沙、因曰丹生鄉、

佐尉鄉

佐尉鄉 在郡東、

此鄉舊名酒井、今謂佐尉鄉者訛也、

穗門鄉

穗門鄉 在郡南、

昔時纏向日代宮御宇天皇御船、泊於此門、海底多生海藻而長美、天皇即勅曰、取最勝海藻謂保都米、便令以進御、因曰最勝海漢門、今謂穗門者訛也、

二 續日本紀

(延曆四年正月)

○癸亥廿七上略 豐後國海部郡大領外正六位上海部公常山等、居職匪懈、撫民有方、於是、詔並授外從五位下、

海部常山撫民ノ功ニヨリ外從五位下ニ敍セララル

大佐井鄉

三 倭名類聚抄

海部郡

佐加 穗門 佐井 丹生

四 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏  
宇佐神宮史史料編四

(西參道南側) 西始定 廣一丈二尺  
一置略登六十八丈五尺內 略 ○中

西大門外一丈直入郷、次二丈笠和郷、次二丈丹生庄、  
次二丈戸次庄、次一丈來繩郷、若宮鳥居内五丈日田庄、  
次二丈安岐郷、

次三丈阿南郷 次二丈都甲庄 次一丈伊美庄 次一  
丈五尺八坂庄 次一丈五尺大神庄 次三丈臼杵庄

次一丈五尺小佐井郷 次三丈國東郷 次一丈田原別

符 次二丈佐伯庄 次五尺毛井村 次二丈武藏郷

次一丈井田郷 次一丈大佐井郷 次二丈由布院 次

二丈植田庄 次三丈佐賀郷 次二丈三重郷 次二丈

大野庄 次一丈朽網郷 次一丈五尺野津院 略 ○下

略 ○中

(簾垣) 一北生江垣九十間内、四十間由布庄、次三間丹生庄、

次拾間直入郷、次一開井田郷、次三間津守庄、次三

間笠和郷、次十間臼杵庄、次十間三重郷、略 ○下

略 ○中

(若宮簾垣東側) 一自鳥居南脇、迄テ未申角、釘貫九間佐賀郷」

略 ○中

(大宮外西側南部簾垣内側) 一自鳥居南脇、迄テ未申角、釘貫九間佐賀郷」

略 ○中

(西側大宮玉垣北方東部分簾垣二沿七) 一自鳥居北脇、迄テ戌亥角、釘貫十五間 脇二間 次三間

丹生庄 次十間 佐賀郷

戸次庄」

○中 略

(大宮東部朱簾垣)

〔自脱カ〕東大門北脇、迄テ丑寅<sup>(角脱カ)</sup>、釘貫十五開脇十開由布庄、

次二開植田庄、次二開、次一開佐賀郷」

○中 略

(東門ヨリ南籬垣ニ沿ヒ)

〔自東大門南脇〕迄テ辰巳角、釘貫十開佐賀郷」

○中 略

(南門南側外、籬垣ニ沿ヒ)

〔自南樓西脇〕迄テ未申角、釘貫三十五開内、脇廿開

朽網郷、次十開佐伯庄、次五開佐賀郷、<sup>但柱一本立過也、當時者</sup>

卅七開

○中 略

(南樓東西廻廊東ノ部分北側) (マ、)

〔東廻廊八開南与南樓木束

大門南中開整十四丈五尺内

六丈五尺 朝見郷

三丈 佐賀郷

二丈 笠和郷

大佐井郷

壹丈 佐伯庄

壹丈 柴山村

六丈 國東郷

廻廊与垣屋中間

二丈九尺三寸」

○中 略


(東大門ヨリ北、十四開廻廊内部)

〔自東大門北脇〕迄テ丑寅角、垣屋十四開 佐伯庄役」

○中 略

(東大門東側廻廊北角ヨリ、廻廊内北側)

〔自北大門東脇〕迄テ丑寅角、垣屋十四開、口脇五開

臼杵庄、次九開、」<sup>佐伯庄</sup>

(同南側) 行略

〔異筆〕七丈四尺佐伯庄 一丈七尺國東郷」<sup>○下</sup>

○中 略

(北大門ノ南東角)

〔衛土屋

大佐井郷」

(北大門西側)

〔自北大門西脇〕迄テ戌亥角、垣屋<sup>(加筆)</sup>「廿八開」脇<sup>(カ)</sup>「六

大佐井郷

〔加筆〕  
開笠和郷、次十間大野庄 次八間玖珠郡 次二間

朝見郷、〔加筆〕  
〔次二間佐伯庄〕

○中

〔西廻廊、西大門東北内側〕  
略

置道与御輿宿中間六丈

西大門内置道ヨリ北迄テ御

輿宿軒下贅廿六丈四尺内

除衛士屋  
一丈内定

内 五丈四尺 八坂庄

三丈五尺 來繩郷

三丈 小佐井郷

一丈 大佐井郷

一丈二尺 安岐郷

一丈四尺 伊美郷

一丈 山香郷

〔西中門北側〕  
〔衛士屋

大佐井郷〕

○中

〔南、西廻廊内〕  
〔自南樓西脇、迄テ未申角、垣屋廿八間、脇四間荏隈

郷、次三間判田郷、次十間臼杵庄、次十間佐賀郷、

次一開由布庄、

略 ○中

〔東廻廊〕  
〔東廻廊八間南樓脇一開植田庄、次四間佐賀郷、次一開笠

〔東御湯殿〕 佐伯庄  
〔東御湯殿〕 一字八尺

〔東御湯殿北側〕 妻各七尺

一御湯殿脇殿与

中開贅一丈内

五尺 玖珠郡  
五尺 佐伯庄

略 ○中

〔中殿内部〕  
一申殿 一字三開 各八尺

妻二開 各六尺

臼杵庄

略 ○中

(内殿)  
(加筆)

一東一閒半 國東郷

(同)

一西一閒半 國東郷

(同)

二内殿一字三閒各八尺

(同)

妻二閒各七尺

(同)

一東一閒 大佐井郷

(同)

一西一閒 直入郷

略

○中

(向拝前)

一殿御前竝五丈六尺内

一丈二尺 津守庄

一丈一尺 緒方庄

三丈 三重郷

四尺 臼杵庄

略

○中

(外殿)  
(加筆)

一外殿一字三閒各八尺

妻二閒各七尺

略

○中

大佐井郷

(加筆)

一東一閒 日田庄

(同)

一西一閒 朽網郷

(同)

一東一閒 丹生庄

(同)

一西一閒 丹生庄

略

○中

(三御殿向拝前)

一殿御前竝五丈二尺内

一丈三尺五寸 日田庄

一丈三尺五寸 丹生庄

一丈一尺五寸 朽網郷

一丈一尺五寸 臼杵庄

略

○中

(件地判指圖者)

太木工

貞遠文治・國貞貞應・爲貞建長・貞行弘安等所持之

古本也、而蟲喰令破損之閒、貞世新寫之、

○別ニ字佐神宮所藏「宇佐宮假殿地判差圖写」アリ。奥

書ニ、右貞世ノ写図ハ「畫様文字共磨消不分明、且非神

宮所藏」、仍テ一社僉議シ、画工ニ命ジ模写三枚ヲ作り、

宝庫ニ納ム、「于時明治八乙亥年十月卅一日」トアリ。本

文書ハ宇佐宮假殿造営ヲ豊後国一平均役トシテ、莊公

五三五

五 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書  
大分県史料三〇

姫嶋浦三丁 預所同地頭 件浦者海中之嶋也、本自非寺領、爲海人等之栖、細庭許也云々、

櫛來浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使 地頭宮沙汰

田伊太原浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使地頭宇佐宮前祝太六大夫宮兼

一 速見郡田代九百七十五丁餘

八坂郷二百餘丁 彌勒寺領 預所 地頭

竈門郷百餘丁 彌勒寺領 預所慶禪 地頭 漆嶋定房

朝見郷八十餘丁 宇佐宮領 辨濟使宇佐邦輔 地頭宮沙汰、

石垣郷百五十餘丁宇佐宮領 辨濟使神官榮定 地頭宮沙汰、

山香郷二百餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭三人云々、

由布郷六十餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭

一直入郡田代百六十餘丁 一大分郡田代千三百八十餘丁

一海部郡田代七百七十餘丁 一大野郡田代九百十餘丁

此内緒方郷三百餘丁

宇佐宮領二百四十餘丁

海部郡田代七百七十餘町



一日田郡田代五百六十餘丁 一玖珠郡田代三百十餘丁

○建久八年ノモノナルベシ。

### 六 豊後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇号

○弘安八年九月晦日。海部郡ノミヲ掲グ。首文ハ「戸次莊史料」九号ニ收ム。

一 海部郡八百參拾壹町内

臼杵莊

臼杵庄貳百町

領家 一條前殿(一) 采女登下御跡

地頭 駿河三河前司入道殿(マ)

丹生莊

丹生庄百五十町

領家 高倉宰相(茂通)

地頭 大友兵庫頭入道殿(賴泰)

佐伯莊

佐伯庄百八十町

領家 毛利判官代波彌四郎殿(マ)

地頭 御家人

本庄百貳拾町

大佐井郷

大佐井郷

佐伯總二郎政直法師法名道精

堅田村六拾町内

拾五町 領家

參拾町 佐伯八郎惟資法師法名道法

七町壹段 堅田左衛門三郎惟光法名善大

四段 小原次郎重直法師法名道佛

國領

佐賀郷

地頭 相摸守殿

(北条貞時)

佐賀關拾壹町 關宮殿

地頭 大友兵庫頭入道殿

國領

大佐井郷五拾町

龜

地頭 龜谷刑部大輔入道殿

(仲能)

國領

小佐井郷

地頭 肥前國御家人草野次郎經永

國領

柴山村拾町

地頭 戸次三郎重親

國領

毛井村拾町

國領佐賀郡

國領大佐井郡

國領小佐井郡

國領柴山村

國領毛井村

地頭 信濃國御家人平林彌太郎親繼法名行圓

七 豐後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一號

柴山村

白杵莊

丹生莊

佐伯莊

○弘安八年九月晦日。海部郡ノミヲ掲グ。首文ハ「植田莊史料」一三號ニ收ム。  
海部郡八百三拾一町他本云、柴山村十餘丁、左近大夫殿

柏杵莊二百丁 (實卷) 領家一條前殿下御跡、地頭職

丹生莊百五拾丁 (後通) 領家高倉宰相、駿河前司入道殿 (地頭脱力) (北条業時力)

佐伯百八拾丁 領家毛利判官代孫四郎殿、地頭職大友兵庫入道殿 (賴泰)

本莊百六拾丁 二 地頭御家人佐伯彌四郎政直法名道清

堅田村六拾丁内拾五丁 領家

三拾丁 佐伯八郎惟資法名道法

七町一段 堅田左衛門次郎惟光

四段 小田原次郎重直法名道佛

國領佐賀郷百五拾丁 (此間、脱文アリ) 地頭職龜谷刑部大輔

毛井村十丁 信濃國御家人平林彌入道女子 (太郎脱力)

國領佐賀領  
同毛井村

大佐井郷

大佐井郷

五四〇

八 賀來社年中行事次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○首略

五月

五日

○中略

国領諸郷流鏑馬  
大佐井・小佐井

(五月念)  
流鏑馬六騎

- 一番三重郷
- 二番佐賀郷
- 三番阿南庄
- 四番大佐井
- 五番直入郷
- 六番國東郷

○下略。放生会以下ニ「國衙沙汰郷々役」アリ。

正慶元年正月十一日

(花押)

九 後醍醐天皇綸旨(宿紙)

○阿蘇家文書上  
大日本古文書

豊後大佐井筑前  
下座郡地頭職ヲ  
宇治惟直一族ニ  
分与セシム

豊後國大佐井、筑前國下座郡等地頭職、可令支配一族等者、  
天氣如此、悉之、以狀、

元弘三年十月三日

(宇治惟直)  
阿蘇大宮司館

(中御門宣明)  
右中辨(花押)

10 北條行時安堵狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

御方ニ参ルニヨ  
リ筑前下座郡豊  
後海部郡大佐井  
郷ヲ宛行フ

御方依被參候、下座郡・大佐井郷、子細不可有候、(マ)

正平四年七月十八日

相模守行時 花押

阿蘇三社大宮司殿

11 惠良惟雄書狀

○阿蘇家文書上  
大日本古文書

禁忌ニテ判形セ  
ズ

きくちとのゝ御狀は、きんき(禁忌)のをりふしにて候ほとに、はんき(判形)やうをはせられす候よし、申さ  
れ候、これまでの御□(心)つかい、悦入候よし、申され候、

大佐井ニ入ル  
菊池ノ返狀

かしこまで申候、にたうつとのは、この十七日大さい(豊後大佐井)に入られて候、又きくちとのゝ返狀まいら  
せ候、およそこれのふしんは、たかのゝ大にとの、さんせられて候へは、さためて御申候らんと  
そんし候、

筑後ノ沙汰

一とく申入候へとも、たかた(高田伊田カ)るたそのほかの事とも、ちくこ(筑後)へかさねくも御申も候は、しかる  
へしとそんし候、ちくこの御さたのおもむきたにも、よくなり候は、これの事は、しさい候へ  
しともそんせず候、

大佐井郷

大佐井地下沙汰  
人名主参上ス

高知尾ノ人々

大佐井郷

五四二

一大さい事、(地下)ちけのさた人(名)ミやうしう、ミなさん上候、御めニかゝるへく候ところニ、あまりにせけん、つまりふしたるさほうにて候ほとに、いまゝてさん上せず候、いかさま月あひころは、ミなまいるへきにて候よし申候、

○中略

(正平四年九)  
七月十九日

(惠良)  
惟雄(花押)

二三 征西將軍宮懷良親王令旨寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

阿蘇以下ノ所領  
ヲ先朝勅裁ニ任  
セ安堵シ繪旨ヲ  
申下ス

(肥後阿蘇郡)託摩郡(益城郡)宇土郡  
阿蘇・健軍・甲佐・郡浦等社領地頭職、筑前國下座郡・豐後國大佐井郷・同國日田庄等地頭職、嶋津(実忠)豊後守跡、任先朝勅裁之旨、領掌不可有相違、且可被申下安堵繪旨者、  
征西大將軍宮御氣色、如此、仍執達如件、

正平五年十一月八日

(五條賴元)  
勘解由次官 花押

阿蘇大宮司殿

二三 五條賴元申狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

宇治惟時御方ニ

阿蘇大宮司(宇治)惟時、去十月參御方候了、仍先朝(後醍醐天皇)御代所被奉寄之阿蘇・健軍・甲佐・郡浦等社領地頭(肥後託摩郡)・(益城郡)宇土郡

参リ繪旨ニ任セ  
先朝奉寄ノ所々  
ニ対スル安堵繪  
旨ヲ下サレント  
請フヲ上申ス

繪旨令旨ヲ帶ス  
ル当他國ノ所領  
ヲ孫子義丸ニ讓  
ル

神事祭礼修理造  
當ヲ沙汰スベシ

職、并恩賞地筑前國下座郡・豐後國大佐井庄(海部郡)・同國日田庄等地頭職、嶋津豐後守實義跡、任先度(後村上天皇)

繪旨、可令領掌之由、被下 繪旨候之様、可有申御沙汰候哉、仍言上如上、

(正平五年)  
十一月八日  
勘解由次官(五条)頼元 上

進上 頭辨殿

一四 宇治惟時讓狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

讓與 孫子義丸所(宇治惟村)

肥後國鎮守一宮阿蘇・同健軍・甲佐・郡浦已上四ヶ社領、并矢部(益城郡)・碓用(同)・津守保(託摩郡)・筑前國下座郡

惣領分、豐後國大佐井郷地頭職、惣惟時帶 繪旨 令旨、當國他國庄園等事、

右、社領以下之所々、當職、同管領分、相副 繪旨 令旨代々之證文等、義丸於爲嫡子讓與訖、於

當知行之所々者、無他妨令知行之、至不知行之庄園等者、帶 繪旨致訴訟可申給也、而神事祭禮者、任先例令施行之、修理造營者、守舊規可致沙汰也、仍爲將來之龜鏡讓狀、如件、

正平六年辛卯二月十八日

阿蘇三社大宮司宇治朝臣惟時 花押

一五 惠良惟澄申條土代

○阿蘇家文書上  
大日本古文書

(端裏書)  
「土代」

阿蘇筑後守宇治惟澄謹言上、

繪旨令旨ニ任セ  
大佐井郷等ノ遵  
行ニ預カラシ  
トヲ請フ

欲早被經御沙汰、任嚴重

繪旨

令旨預御遵行、

筑前國下座郡・

豊後國大佐井郷

・同國日田

庄・肥前國

會禰崎庄

・肥後國守富庄

以下條々子細事、

副進

三通 繪旨案

二通 令旨案

一 筑前國下座郡・豊後國大佐井郷事、

右、兩所者、前大宮司惟時、

(宇治)

以去元弘三年、可支配一族之由、忝賜

繪旨之閒、

下座郡三百餘町

者、令配分親類十餘人訖、大佐井郷者、爲小所之閒、所宛行子息九郎惟成也、是則元弘之叡初致

軍忠輩也、而去正平八年、惟時爲飯盛城退治、令在津之時、配分之一族等、如元知行無相違之

(筑前唐土・早良郡)

左近

處、惟時他界以後、土田豊前權守惟基伺悲歎之隙、令掠領者也、但惟澄并光永。將監惟富知行分

者除之閒、任 繪旨配分知行之條。不可及御不審歟、  
構虚説而惣政所分以下一族知行之田藪、惟基管領之條、敢不

知其意、凡。惟基者父子共三人被支配之閒、於本知行之分者、非無其謂、至惣領并一族知行之

此配分之内

豊後國大佐井郷  
地頭職

大佐井郷ハ小所  
タル故惟成ニ宛  
ツ

土田惟基掠領ス



大佐井郷知行ノ  
惟成ハ討死

豐後國日田莊地  
頭職

日田永敏御方ニ  
參ル  
降參人半分ハ定  
法  
子息ヲ上洛セシ  
ム

村々者、惟基爭可成競望乎、而此三四ヶ年之閒、混亂知行之條、併無道之甚故也、惟基依掠申、若有被仰下之旨者、任 綸旨欲蒙御成敗、且其子細、自一族等之中、鳥子彦六入道禪道令參之閒、可言上巨細敷焉、次大佐井郷事、爲 綸旨一通之内、惟成知行訖、其身適討死之上者、御沙汰不可有豫儀者哉矣、

一 豐後國日田庄地頭職事、

右、庄蘭者、去建武三年、山門 臨幸之刻、惟時依 勅定、忝奉懷内侍所、東坂本彼岸所仁奉入

之閒、勸賞仁被行、下賜 綸旨畢、而去年十月。日田出羽守永敏、稱參御方之由、令上洛云々、

幼稚之子息雖令降參、於所領者、任傍例可有。沙汰敷、永敏縱雖令自身參上、降參人之半分安堵

者定法也、何況永敏者、始中終之御敵也、其身者乍令上洛、爲不離所領、以子息降參之儀、爭可

有一圓安堵之望哉、尤任嚴重之 綸旨、欲蒙御成敗焉、

一 肥後國守富庄地頭職事、

右、當庄者、去興國二年六月十八日、惟澄賜 令旨訖、如明文者、支配當手軍勢、令成勇、彌抽

軍忠、於自身之恩賞者、施面目之樣、別可有其沙汰云々、而當國既屬靜謐之閒、尤可預御遵行者

哉、爰當知行。河尻三河入道廣覺參御方訖、子息七郎令出仕敷、但當庄者、前代相摸國司譜代之

所領也、而廣覺以逆徒之恩補、知行之閒、闕所之條勿論也、凡 朝敵補任之庄蘭、寺社奉寄之

所々、皆以被改替畢、所謂天滿宮奉寄之肥前國曾禰崎庄、被闕所訖、高良山寄進之地、肥後國古

保里庄同前、宇土壹岐守拜領之安國寺（基肄郡） 祈所同國高樋保（筑後國御井郡） 被沒収畢、此外逆徒之補任弃破

大佐井郷

之條、傍例有限、所詮、惟澄者、依軍忠忝賜 令旨畢、廣覺者朝敵之恩補也、更難被對揚之條、  
宜仰上裁、然早預御遵行。欲令支配于軍勢等矣、

一 肥前國會禰崎庄地頭職事、

右、地頭職者、惟澄爲勳功賞、被下 綸旨者也、其子細言上事舊訖、適爲闕所之上者、令拜領之  
者、爲當參祀候之要路、愚息彌太郎惟里、欲令言上奉公之名字焉、

一 豐後國玖珠庄地頭職當時闕所事、

豐後國玖珠庄地頭職  
當庄地頭等御方  
ニ參ルモ青野村  
ハ欠所

右、闕所者、舍弟彌三郎惟賢給 令旨訖、案文備進上、而去年御對治之時、當庄地頭等大略參御  
方云々、其中青野村者、闕所也、任 令旨被經御沙汰者、彌可令致忠節者哉矣、

以前條々、大概言上若斯、凡惟澄去元弘以來多年之軍忠、世以無其隱、人皆所知也、且云御感、  
云恩賞、綸旨 令旨數通雖令拜領、未預一所之遵行之條、不便之次第也、而今條々之訴訟、若任  
綸旨 令旨、被經御沙汰者、此時定開眉目歟、然早蒙嚴蜜密之御成敗、殊致合戰之忠勤、仍粗言  
上如件、

正平十一年六月 日

一六 大友氏時書狀

○阿蘇家文書上  
大日本古文書

南軍降參ノ日田

豐後國日田郡日田出羽次郎・同庶子等

今度降參  
筑後宮

跡、同國井田(大野郡)・大佐井兩郷事、去申候、御領掌候、

次郎等跡井田大  
佐井兩郷ヲ去渡  
ス

可令致軍忠給候、其子細可注進京都候、恐々謹言、

(北朝康安二年乙未)  
二月十五日

(惟村)

阿蘇東殿

(大友)  
氏時(花押)

### 一七 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

○貞治三年二月 日。全文ヲ「植田莊史料」七五号ニ收ム。本文省略。右所領中ニ「同國佐賀郷 同國大佐井郷 同國小佐井郷」等アリ。

### 一八 惠良惟澄讓狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

所領ヲ別当丸ニ  
讓ル

大佐井郷四分一

讓與 別當丸所、

肥後國阿蘇社領南郷村々并北郷上竹原(阿蘇郡)

當時庵室禪尼并豐後國大佐井郷四分一地頭職等事、

(海部郡)

右所々、讓與于別當丸者也、但可隨惣領惟村之所勘、爰南北郷村々者、社役勤仕之地也、任先例無懈怠勤其役、可全知行、右手不叶之閒、所手印也、仍讓狀如件、

正平十九年甲辰七月十日

\*一手

阿蘇三社大宮司惟澄  
印

右手叶ハザルニ  
ヨリ手印ヲ捺ス

大佐井郷

五四七

一九 惠良惟澄讓狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

讓子惟村ニ所領  
ヲ讓ル  
大佐井郷半分

讓與

讓子字治惟村所○本号及ビ前号、稍疑フベキ点アリ、或ハ当時ノモノニアラザルベシ。

肥後國阿蘇・健軍・甲佐・郡浦(益城郡)已上四箇(益城郡)並矢部山・石用兩山(同上)

津守保(託麻郡)・豐後國大佐井郷半分・筑

前國下座郡惣領分地頭職等事、

右、惟村主得之嫡子也、仍爲嫡子、四箇社領、本家・領家・地頭兼大宮司職、并當國他國所領等、

相副 繪旨・令旨・同重代之證文等、所讓與于惟村也、爰庶子都々義丸・別當丸・菊池女房仁分讓

所々仁、不可成妨、凡社領者、專神事先修造、其外所領等者、致軍忠可知行也、右手不叶之閒、依

不及判形、所手印也、仍爲後代讓狀如件、

正平十九年 大歲 七月十日  
甲辰

阿蘇三社大宮司惟澄

○「年」及ビ「七」ノ字面ニ朱  
筆ニテ「手 印」トアリ。

二〇 足利義滿袖判下文

○大友文書  
大分県史料二六

(足利義滿)  
(花押)

大友親世ニ勲功

下

大友式部丞親世

賞トシテ佐賀郷  
大佐井郷等ヲ宛  
行フ

可令早領知、豐後國佐賀郷(海部郡)領宗・同國大佐井郷(海部郡)領得宗・同國內梨子村(大分郡)領得宗・同國朝見郷(遠見郡)立石村(古庄)信濃  
守跡・同國朽網郷半分(直入郡)朽網次郎・同與三左衛門・同國球珠郡(古後郷)内綾垣村(古後郷)綾垣掃部(古後郷)允跡 等地頭職事、

右、爲勳功之賞、所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀如件、

永和元年九月二日

### 三 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

○永徳三年七月十八日。全文ヲ「種田莊史料」八二号ニ収ム。本文省略。海部郡關係トシテ白杵莊・丹生莊・佐賀郷・大佐井郷・柴山村等アリ。

### 三 源大親綱知行宛行狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

於豐後國之内

一所井田郷(大野郡) 一所大在郷(海部郡)

一所家中名之事、任先例、可有御知行之狀、如件、

永享五年五月廿五日

(大友)  
源親綱 花押

(惟總)  
阿蘇殿

大佐井郷

大佐井郷

五五〇

三 波多繁秀・大佐井安義連署段錢請取狀

○荒木たけ文書  
増補訂正編年大友史料二二

納段錢 壹段別  
五十文通事、

伊美莊内荒木右  
京沙汰段錢且納  
分老貫文ヲ請取  
ル

合壹貫文者、目足

右、爲國東之郡伊美之庄之内、荒木右京方沙汰、且者請取申候所、如件、

文明十三年 辛丑 十二月十一日

大佐井安義

大佐井美濃守

安義 (花押)

波多攝津守

繁秀 (花押)

二四 大佐井安義・波多繁秀連署段錢請取狀

○荒木たけ文書  
増補訂正編年大友史料二二

納  
段錢 一反別  
五十文通事、

合三貫百文者、目足

右、爲國東郡田染庄内重安・末次兩名、田染少宮司方沙汰、所請取申、如件、

文明十三年 辛丑 十二月十一日

田染莊重安・末  
次兩名段錢ヲ請  
取ル

波多攝津守

繁秀 (花押)

田染莊内田染彌  
五郎沙汰段錢ヲ  
請取ル

納段錢一反別  
五十文通事、

合壹貫五百文(者)、目足

右、爲國東郡田染莊内田染彌五郎方沙汰、所請取申、如件、

文明十三年辛丑十二月十一日

波多攝津守

繁秀(花押)

大佐井美濃守

安義(花押)

大佐井美濃守  
安義(花押)

三 大佐井安義・波多繁秀連署段錢請取狀

○荒木たけ文書  
増補訂正編年大友史料一二

大佐井民部少輔  
跡ヲ添へ井田郷  
内五十七貫ヲ預  
ク

(大野郡)井田之内五十七貫、大佐井民部少輔跡相添、預之候、不可有領掌相違候、恐々謹言、

(明応七年)

壬十月十八日

(大友)親

治(花押)

志賀新藏人入道殿

大佐井郷

三七 賀來社遷宮等次第記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○文龜元年辛酉十二月十三日。全文ヲ「植田莊史料」八五号、抄文ヲ「毛井村史料」三九号ニ収ム。本文省略。「國衙郷々役」ノ名残トシテ「佐賀郷」、「大佐井」等アリ。

三六 足立伊豆守某契約狀案(紙(堅切))

○清原宣雄文書  
大分県史料二五

(端書)

「 」白布和泉堺ひのくち屋善衛門殿へ御渡可有けいやく、

かり主豊後大佐井足立伊豆殿、永祿八七月廿七日

」

堺樋口屋善衛門  
ニ渡ス

借主大佐井足立  
伊豆守

永祿八年七月廿七日  
かり

豊後國大佐井足立伊豆守

三九 豊後國檢地目錄案

○大友家文書録  
大分県史料三三

○天正十九年辛卯八月吉日。「植田莊史料」一二六号ニ収ム。本文省略。



三〇 加藤清正掟書

○安達文書  
大分県史料一三

海部郡之内

大佐井村

横田村

大佐井村横田村  
ニ掟ヲ定ム

掟

一 當村之百姓、隣郷喧嘩口論并井論・塚論一切仕へからず、若他郷より非分之族於申懸者、代官ニ  
申聞、公儀之沙汰たるへき事、

一 田畠不荒様ニ令耕作、永荒ニ至迄開作すへし、年貢等萬相定所、すこしも相違有へからざる事、

田畠耕作  
逐電百姓ノ還住  
逃散百姓

付 逐電の百姓他郷ニ於在之者、代官ニ申聞拘置、所之代官ニ相理、可令還住、又他郷を逃散之百  
姓、一切かゝへをくへからざる事、

年貢所当ノ外ハ  
自余横役アルベ  
カラズ

一年貢所當定所、速令納所上者、自餘のよこやくあるへからず、縦代官給人申付という共、非分之  
儀有之ましき事、

右條く、相定所不可有相違、若違犯之族於在之者、可爲曲事者也、

慶長六年五月三日

(加藤)  
清 正 (花押)

(殿語)

一 右清正掟書

一通

豊後國北海部郡横田村安達某藏本、明治二十年十一月編修久米邦武文書探訪ノ時、大分縣廳ニ托シテ之ヲ瞻  
寫ス、

大佐井郷

付 録

一 大分市大在地区大字・小字一覽表

大字	小	字
志村	谷ヶ追、川平、丸ノ口、西土代、東土代、須賀、北浦、村山、	
角子原	久保、田淵、江川、牛尾、大西表、尾長、西角子、花田、東角子、南角子、屋宗、谷川、西大越、東大越、夜内追、東上原、西上原、淵田、新山、	
北	久保、長福庵、村、横田、小森、大畑ヶ、浜田、吹ヶ、高松、西、牟田、大人、歳田、塩田、崩松、	
横田	松江、柳原、宮ノ後、宮ノ前、井ノ子田、間田井、此ノ間、会田、大坪、寺園、外浦、尾長、先上、柏田、山下、辻、	
政所	中上原、東上原、立岩、鷲尾、菅迫原、久保田、月平、須屋坊、宮ノ追、村田、辻、岩屋、宮田、中通、寺ノ前、門田、永来、此間、浦此間、	

付録

城原	竹下	浜
<p>湯尻<small>ゆのしり</small>、赤松<small>あかまつ</small>、中曾根<small>なかそね</small>、北畑<small>きたはたけ</small>、熊本道上<small>くまもとみちのうえ</small>、千町<small>せんちやう</small>、尾崎<small>おき</small>、蓮ヶ池<small>はすがいけ</small>、狐迫<small>きつねせき</small>、熊本<small>くまもと</small>、福田寺<small>ふくえんじ</small>、大蔵屋敷<small>おおくらやしき</small>、中尾<small>なかお</small>、土取<small>つちとり</small>、南<small>みなみ</small>、泉水<small>せんずい</small>、外長迫<small>そとながせき</small>、中原<small>なかはら</small>、原口<small>はらぐち</small>、大久保<small>おおくほ</small>、大原<small>おほはら</small>、九十歩<small>くじゅうふ</small>、平野<small>ひらの</small>、松本<small>まつもと</small>、前<small>まえ</small>、東前<small>ひがしまえ</small>、元屋敷<small>もとやしき</small>、南横塚<small>みなみよこづか</small>、横塚<small>よこづか</small>、北横塚<small>きたよこづか</small>、浜田<small>はまだ</small>、古江<small>ふるえ</small>、松江<small>まつえ</small>、蔵後<small>くらご</small>、横枕<small>よこまくら</small>、道仙久保<small>どうせんくほ</small>、切戸<small>きれと</small>、沖久保<small>おきのくほ</small>、古江<small>ふるえ</small>、大東<small>おほひし</small>、原<small>はら</small>、東<small>ひがし</small>、西<small>にし</small>、西前<small>にしのみまえ</small>、橋詰<small>はしづめ</small>、羽様<small>はさま</small>、上官<small>じやうかん</small>、長無田<small>ながむた</small>、久保鶴<small>くほつる</small></p>		



小  
佐  
井  
郷  
史  
料



一 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本  
寧樂遺文下

○海部郡条ヲ「大佐井郷史料」一号ニ収ム。本文省略。

二 續日本紀

○延暦四年正月廿七日条。「大佐井郷史料」二号ニ収ム。本文省略。

三 倭名類聚抄

○海部郡条ヲ「大佐井郷史料」三号ニ収ム。本文省略。

四 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏  
宇佐神宮史料編四

○文治年中。海部郡關係部分ヲ「大佐井郷史料」四号ニ抄出。本文省略。中ニ「小佐井郷」ノ役所アリ。

小佐井郷

五 豊後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇号

○弘安八年九月晦日。海部郡条ヲ「大佐井郷史料」六号ニ収ム。中ニ「國領小佐井郷」アリ。本文省略。

六 賀來社年中行事次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

小佐井郷国衙役  
ヲ勤仕ス

○正慶元年正月十一日。「大佐井郷史料」八号ニ収ム。本文省略。小佐井郷国衙役トシテ一宮賀來社行幸会ノ  
流鑰馬役ヲ勤仕スルコトニ係ル。

七 足利尊氏袖判下文

○大友家文書録  
大分県史料三一

袖(足利尊氏)  
御。判

下 角違一揆中

角違一揆ニ佐伯  
莊小佐井郷地頭  
職ヲ宛行フ

可令早領知豊後國佐伯莊(海部郡)佐伯山城守・同國小佐井郷(同上)草野筑後入道等地頭職事、  
跡

右、依參御方、所宛行也、守先例、可致沙汰之狀、如件、

貞和二年五月十七日



## ハ 角違一揆契約條々案

○田北政治文書  
增補訂正編年大友史料六

(藥師寺文書端書)

「尊氏公、西國御下向、大友屋形御落附被成、翌春御上洛之時、大友より之人數奉附次第」

### 契約條々

一鎮西安全者、依當家御武略之間、各被爲同心之人

(大友家)

數、堅結一揆、成英雄之思、可廻韜略之謀事、

一合戰之時者、張陣於一所、内外加談合、可調儀、於

不應衆者、敢不可拔怒儀、既背一揆之旨<sup>(つゝ)</sup>不功者、當

匪其身之楚忽、可及惣衆之調儀、然每事隨合戰奉行<sup>(敵)</sup>

之意見、守御方之大儀戰功、若於其場或者未練之仁

出來、或手負以下見棄輩者、不謂親子兄弟、令披露

衆中、速惟聊非儀、殆互嗜弓箭道、可立公方之事故

也、可守堅規式之準的事、

一諸方御籌策御勢仕之事、此衆中者、隨時宜、可有其

小佐井郷

沙汰、不可背多分之儀事、

一此衆中或討死、或病死之時、幼稚之子孫等、可加養

育、若稱幼少、就他人之所望、被沒收彼跡者、各扶

持可歎申事、

一此衆對餘人、所務以下珍事出來之時者、緞雖爲理運、<sup>(縦)</sup>

憑衆力、聊不致狼藉、謹經上訴、宜仰御裁許、若又

及不慮之御沙汰者、各成自訴思可執申事、

一此衆各守一諾之本意、永不可有異變之儀、互成水魚

之思、萬事不殘心底、可申談之、次此人數中、若不<sup>(御)</sup>

慮之儀出來時者、惣衆先馳塞中途、加諷諫、可廻和<sup>(難儀)</sup>

睦之方便、愛其仁、於未練不辨理非、不拘教訓、猶

以令強行無理之嗽儀者、一同可見繼理運之仁事、<sup>(張)</sup>

一或依遊宴之興、或就當座之儀而、致博奕輩、前々在<sup>(萬々)</sup>

之者、公私之大綱、打入馬物具、失發途之儀、職而<sup>(前)</sup>

由斯、於此衆者、堅令禁遏者也、次依酒宴、醉狂口

論以下珍事出來歟、爲鬪論之基上、外聞不可然、若<sup>(之)</sup>

有如然輩者、一篇加教訓、猶以不承引者、經惣衆

五五九

之辭儀、可出此衆事、

右、以前條々、爲勿違失、(知)所定規式也、然則各可嗜武

略之功名者也、若此衆中雖一事、(ナシ)構奸曲、存矯飭者、

神名 ○以下神文省略

年號月日

角違一揆連署(名)

次第不同(不次)

挾(マ)閉兵庫助藤原英直筑後守、木付大炊入道沙彌廣輔、

吉弘八郎入道沙彌一曇丹後守、六郷山執行僧圓藏、高

崎七郎左衛門藤原親千尾張守、矢野掃部助橋公貞長門

守、疋田左近將監藤原利重淡路守、林藤内兵衛尉秀綱(藤原秀綱)

美濃守、林小次郎入道沙彌應盛、藥師寺八郎次郎橋泰

房、長野新左衛門尉清原言房長門守、田口彦六藤原泰

貞駿河守、疋田修理亮藤原利資、帶刀右京亮藤原輔直、

廣瀬工藤三郎藤原致長兵庫助、市河五郎入道沙彌先(廣先)

都甲九郎左衛門尉大神惟輔、賀來治部丞大神惟世、松

木孫太郎清原言卿修理亮、田代兵庫助大神治綱、伊美

五郎入道沙彌一梵、木付大炊助藤原直世、田原右京亮

藤原泰隆肥前守、向三郎次郎入道沙彌正邦、宇野三郎

源朝治河内守、狹閉新藏人入道沙彌覺宗、豐前藏人太

郎藤原氏政(遠江守)、今村八郎左衛門尉藤原泰經、沼右

京亮三枝輔盛、橋(上)作古掃部助大神惟爲、矢野次郎左衛

門橋匡行、今村七郎藤原泰勝修理亮、舞三郎藤原輔光長

門守、牧兵衛三郎藤原經泰、高山又七平泰忠、御沓八

郎五郎藤原氏朝、壇五郎清原公卿、佐藤主計允藤原十

信、佐保掃部助藤原佐谷備前守、狹閉又三郎藤原友直、

恆松左衛門太郎入道覺貞、首藤八郎次郎藤原輔通、岡

屋彦太郎平時利、厚與一藤原直茂彈正忠、柴山大藏丞

大神親幸、野津七郎藏人入道寶秀、一万田太郎左衛門

尉藤原貞政、笠良木彈正左衛門尉藤原賴重イ利、野津

權五郎藤原直秀、荒木右京亮宇佐盛親、藥師寺九郎橋

清世伊豫守、下郡縫殿入道沙彌直秀、城四郎左衛門尉

源茂、江彦八大江景義八郎左衛門尉、神崎彈正忠大神惟

兼、軸丸彌三郎藤原利彦、田口彦三郎藤原氏貞(左近將、監親明)

下藤左衛門四郎大神惟行、小田原秀三郎藤原氏利新左

衛門尉、田原左京亮藤原氏高、佐保左衛門尉藤原貞作、津久見兵部左衛門入道信護、田口修理亮藤原泰直(久)世、藥師寺伊豆守橘義葉、後藤次郎藤原泰久、津

守筑前守藤原氏貞、後藤三郎藤原親明、

角違一揆御旗、並合戰奉行内談衆事、

一御旗役人、

狹閒筑前守、木付大炊入道、一萬田越前入道、田原

肥前守、

一合戰奉行

高崎尾張守、疋田淡路守、林美濃守、長野長門守、

佐藤主計入道、木付大炊助、藥師寺伊豆守、

一衆中

一萬田越前入道、木付大炊入道、狹閒筑後守、高崎

尾張守、田原肥前守、疋田淡路守、林美濃守、長野

長門守、下郡縫殿入道、宇野河内守、保保備前守、

木付大炊助、

一奉行入

下郡縫殿入道、宇野河内守、

朽網郷一揆方支配之事、

一上分廿人

狹閒筑後守、吉弘左近將監、木付大炊入道、俣見肥

前守、疋田淡路守、木付大炊助、吉弘彈正忠跡、神

崎彈正忠、賀來治部丞、伊美五郎、市川五郎、松木

修理亮、長野長門守、佐保左衛門尉、佐藤主計入

道、帶刀左京亮、津守筑前守、津久見兵部入道、疋

田修理亮、六郷山執行、

一中分九人

藥師寺次郎左衛門尉、廣瀬兵庫助、高崎尾張守、林

美濃守、田口駿河守、藥師寺伊豆守、田代兵庫助、

勾三郎入道、都甲九郎左衛門尉、

一下分三十三人

〔以下藥師寺本略〕  
一矢野長門守、佐保肥前守、宇野河内守、野津權五、

高山又七、小田原次郎、一萬田越前入道、恆松左太

郎入道、田口左近將監、首藤八郎次郎、原彈正忠、

野津七郎藏人入道、堀四郎左衛門尉、挾左馬助、矢  
野次郎左衛門尉、橋作古次郎、江右京亮、御沓掃部  
助、今村修理亮、牧兵衛三郎、荒木右京亮、岡屋  
彦太郎入道、柴山藏人入道、下郡縫殿入道、笠良木  
太良左衛門尉、今村八良左衛門尉、後藤次郎、小田  
原新左衛門尉、生石遠江守、關長門守跡、檀五郎、  
下藤左衛門四郎、沼右京亮、

○〔ハ〕内校異ハ津久見市薬師寺文書。人名・官途・受  
領名等ニ一致セザル所アリ。ナホ本文書ノ一揆契約連  
署交名人中ニ、吉弘一曇（氏輔）アリ。一曇ハ永徳二年  
（一三八二）十月七日、三十八歳ニテ戦死ストイフ（『大  
分の石造美術』二一二頁所収「渡無瀬五輪塔銘」）。コノ  
一揆契約ヲ貞和二年（一一四六）頃ノモノトセバ、一曇  
（氏輔）ノ二ノ三歳ノ時トナリ可信心ナシ。本文書ノ成  
立年代、内容共ニ疑問多キモ、参考ノタメ掲グ。

九 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

○貞治三年二月 日。全文ヲ「種田莊史料」七五号ニ収ム。中ニ「同國小佐井郷」アリ。本文省略。

一〇 足利義滿袖判下文

○大友文書  
大分県史料二六

(足利義滿)  
(花押)

下 角違一揆中

角違一揆中ニ佐  
伯莊小佐井郷地  
頭職ヲ充行フ

可令早領知豊後國佐伯庄(海部郡)城守・同國小佐井郷(同上)草野筑後  
入道跡 等地頭職事、

右、爲勳功之賞、所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、

永和元年九月二日

一一 大内持世書狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

去十四日御狀今日令披見候、抑小佐井事、重々御計策可然候、

書狀ヲ披見シコ  
レニ返報ス

小佐井郷

小佐井郷

五六四

一 玖珠勢勳之様承候、得其意候、  
(玖珠郡)

一 其面一勢可差遣之由承候、當手者共、此間豊前へ又差遣候、彌無人數候。之  
閑、乍存候、去比宰府

勢、日田へ少々通候。之  
閑、殘候武藤被官人爲釣留、筑前にも執陣候、旁軍勢不得隙候、  
(日田郡)  
(少式嘉頼)

一 其方陣替之由承候、目出候、時宜細々可申承候、恐恐謹言、

(永享八年)  
卯月十九日

(大内)  
持世在判

田北治部少輔殿  
(親曾)

三 大友氏加判衆連署書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

當郷之内 由原宮御灯油免之事、宮師増榮御坊還附候、可被得其意候、恐々謹言、

(朱書)  
「長享元」九月十日

井田郷内ノ由原  
宮灯油免ヲ宮師  
フニ選付スルヲ伝

(本當)  
繁直(花押)

(寒田)  
親景(花押)

(小佐井)  
繁次(花押)

(小佐井)  
堅永(花押)

小佐井堅永

井田郷兩役人中

田染莊・山香郷  
内伊美六郎跡ヲ  
平林彈正忠ニ打  
渡サシム

小佐井大和守

海藏寺住持職ヲ  
執務セシメ中興  
ノタメ小佐井村  
十町分ヲ寄付ス

三 大友氏加判衆連署奉書寫

○碩田叢史平林家古文章  
増補訂正編年大友史料一三

田染庄之内伊美六郎跡拾五貫文、山香郷内同人跡貳拾貫分(遠見郡)坪付別紙(国東郡)事、任御判之旨、可被打渡平林  
彈正忠也、依仰執達如件、

明應五年十二月十三日

寒田親景  
兵部少輔  
常陸介  
永高繁忠  
上總介  
小佐井堅永  
大和守

田染庄政所殿

山香郷兩政所殿

四 大友親治寄進狀寫

○碩田叢史大智寺文書  
大分県立図書館蔵

海藏寺住持職之事、可有執務狀(マ)、仍當寺中興之儀、難謝候條、小佐井村之内、拾町分之事、令寄附  
候、可被全寺務事、專一候、恐々謹言、

十月四日

備前守親治 在判(大友)

小佐井郷

小佐井郷

五六六

大智寺壽弘座元禪師

一五 大友親治書狀寫

○田北一六文書  
大分県史料二五

本一揆ノ外ノ百  
姓ノ一揆ヲ禁ズ

尙々本一揆之外の百性等、以次可爲一揆之由、申掠候條、無其謂候、何も任前々之旨、可有成敗之由、可被申候、

日差村本一揆ノ  
外ハ成敗スベシ

就田北六郎方愁訴之儀、書狀委細承候、無餘儀存候、雖然、田北御神領之事者、開陣之時、尋老中返事可申候、又日差村本一揆之外者、可有成敗事、肝要候、今程取靜候間、一段不申合候、聊非等閑之儀候、可被得其心候、恐々謹言、

十二月五日

(大友) 親 治 (花押影)

小佐井大和守

小佐井大和守殿  
寒田兵部少輔殿

一六 大友親治知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

小佐井藤十郎ニ  
知行ヲ預ケ

候、可有知行候、相副(カ) 志候、恐々謹言、

十二月六日

(大友) 親 治 在判



小佐井藤十郎殿

一七 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料一七

小佐井氏ニ筑前  
国内三町分ヲ預  
ク

筑前國之内三町分<sup>坪付在</sup>別紙ニ事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文五年)  
九月七日

(大友)  
義鑑 在判

小佐井美作守殿

一八 大友氏家臣等連署願文

○大友家文書録  
大分県史料三二

小佐井鑑永

○天文七年三月十八日。全文ヲ「判田郷史料」一九号ニ掲グ。連署者中ニ「小佐井左京亮鑑永」アリ。本文省略。

一九 大友義鑑一跡安堵狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

父小佐井永有一  
跡ヲ安堵ス

親父美作守永有一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(小佐井)  
卯月五日

(大友)  
義鑑 在判

小佐井龜千代殿

小佐井郷

三 大友二階崩亂記

○大友家文書錄  
大分県史料三四

天文十九年庚戌年

(大友)

義鑑子息三人アリ、三男鹽市丸ヲ甚愛ス、或時嫡男

五郎

○義鎮爲湯(府)國別符濱脇ト云所エ赴ク、其留主(守)

ニ義鑑家老ノ齋藤幡(長吏)守・小佐井大和守・津久見美

作守・田口藏人佐ヲ招キテ曰、義鎮ヲ廢シテ鹽市丸

ヲ家督トスヘキ由ト云々、四人ノ者不肯シク退ク、

義鑑怒之テ齋藤・小佐井ヲ誅ス、津久見・田口謀叛

シテ、館ノ裏ノ門ヨリ欠入(マ)、至二階閉鹽市丸ヲ津久

見害ス、室家ヲハ田口害シ、息女二人其外侍女數輩

切殺シ、桐ノ間ヘ切テ出ツ、義鑑拔打刀立向フ、津

久見打合セテ義鑑ヲ。疵ツク、近習ノ輩津久見・田口ヲ討

留畢、義鑑ハ被深手、明後日天文十九年庚戌二月

日逝去也、謂之二階崩國中サウ動ス。義鎮於濱脇聞之テ、急キ立

石ニ至ル、入田丹後守。初ヨリ室家ニ頼マレテ、鹽

親誠

市丸ヲ馳走セシ間、此時謀趣露顯ス、義鎮立石ニ於

テ戸次伯耆守鑑連・齋藤兵部少輔。鎮實ニ仰テ入田ヲ誅セシ

ム、入田(府)符内ヲ出奔シテ肥後國ヘ到テ、舅阿蘇惟豐

ヲ頼ム、惟豐(纂)其慕逆ヲ惡テ、入田ヲ討テ、首ヲ義鎮

ニ獻ス、於是、國中靜謐ス、義鎮ハ二月廿日ニ館ヘ

入テ續家督、

二 大友記

○群書類從一三  
合戦部

義鑑公最後之事

(大友)

左馬頭從三位義鑑入道宗玄公、ソノカミ左近將監能直

公ヨリ十七代目ニテワタラセ給フ。シカルニ義鑑公御

子三人マシ(候)ニ、惣領ノ義鎮公ニハ御代ヲユヅラ

セタマハズ。後ノ御簾中ノ御腹ニ到明子殿トテ御末子

ノ御曹司ニ御代ヲユヅラント思メシ、義鎮公ニハ常ノ

御對面モナク、到明子殿御本意不淺、高キモ賤キモ繼

子繼母ノ中程ウタテシキ事ゾナキ。義鎮公ヲウシナヒ

マイラセ、到明子殿ヲ、代ニ立タテマツラント御簾中  
日夜ニ御胸ヲクルシメ給ヒ、家老ノ入田丹後守親誠ヲ  
頼タマウ。丹後心得イツヨリモ忠ヲツクシ奉公ヲヌキ  
ンツレバ、義鑑公御前ヨクシテ何事モ丹後ハカラヒト  
ナリニケリ。アル時丹後ヲメサラレ(行敷)仰ケルハ、義鑑ハ  
ソレガシヲモウ子細アリ。到明子ニ代ヲユヅランハイ  
カニトイケンヲコイ給フ。其時丹後畏マリ、御誼ニテ  
候ヘバ申上候。御兄弟御キヨウニ御座候中ニモ、到明  
子御曹司ハ世ニ越サセ給フ處、諸人モ洽ク沙汰仕候。  
親世公ノ御再誕ニテこそ候ハメナドサマザマニホメケ  
レバ、義鑑公御機嫌ヨロシクアリケル。其後義鑑ハ湯  
治仕候ヘト仰ラレ別府へ被遣、齋藤播磨守、小佐井大  
和、津久見美作、田口ヲメサル。到明子殿ニ御代ヲ讓  
ラセ給ハン由仰イダサル。各ウケタマワリ、イカナル  
御事ニ義鑑公ヲサシヨカレ、御末子ノ到明子殿へ御代  
ヲユヅラセ玉ハントノ御意、心得ガタク存奉ルヨシ申  
上ケル。義鑑公トカクノギモ仰ラレズ。御機嫌アシク

小佐井郷

シテ各御前ヲマカリ立。義鑑公彼モノ共ヲ誅シ、御心  
ノマ、ニナサルベシトテ。其日ノ暮ホドニ、齋藤、小  
佐井兩人ヲメサレ大門ノキハニテ誅シタマウ。津久見  
田口ハ作病ヲイタシ登城不仕、此事ヲ聞、サテハ某兩  
人モ遁ベキニ非ズトテ、裏ノ御門ヨリ二階ノ間迄來  
リ、到明子御曹司ヲヒサシクオガミタテマツラズ候。  
御成人アソバサレ候ヤ。少々御目見仕度ト問モアヘズ  
奥ノ高閑ヘツトマイリ到明子殿ヲ一刀ニキリ奉リ、引  
取ル太刀ニテ御簾中ヲガイシ、其外一ノダイ御ツボ子  
一人モ不殘キリ伏ル。田口ハ二階ノ間ヨリキリ居間へ  
通り、義鑑公上ダンニ御座候ヲ急ムカヒ切奉ル。田口  
ハ御ソバ衆ヲ討取ヌ。サレ氏義鑑公フカ手ヲライタマ  
ヘバ、天文十九年庚戌二月九日ニ終ニハカナクナリ給  
フ。イカ成御分別ニヤ。アサマシカリシ事ドモ也。

○本書ハ一名「九州治乱記」トイフ。『大分県郷土史料集  
成』戦記篇(二)ニ、『群書類從』本ニヨルトスルモ、平仮名  
書キナリ。

五六九

## 三 兩 豊 記

○大分県郷土史料集成  
戦記篇二

## 大友義鑑横死之事

大友左馬頭義鑑は、其初、伏見殿貞常親王の息女を娶りて女子壹人、男子壹人を産む。嫡女は土佐國一條房基の簾中にして、兼定公の母公なり。男子は左衛門督義鎮なり。童名五郎といふ。斯て、其後北の方死去ありければ、義鑑後妻を迎へて一子を産む。童名八郎といふ。性質賢才なればとて、聽明子と號す。されば母愛せらるれば子懐かるゝ習ひにて、義鑑、後妻の色にふかく迷ひ、正しかりし國政も、いつしか錯亂して、諸臣恨を含む者多く、既に家督をさへ義鎮を指置て、末子の聽明子に譲らんと思はれける故、義鎮は次第に疎まれ對面だに閑遠に成行ぬ。北の方いかにもして、聽明子に世を繼せん事を思ひ、義鎮を失はん謀に心をくだき居られける。義鎮は若年の比、豪強を好み、柔

和の志なかりければ、父義鎮より傳ツツおかれし入田丹後守親眞、諫言度々に及びければ、忠言耳に逆ふ習ひにて、終には義鎮の氣にさかひ、不遇の恨をいだきける。北の方、是幸と思ひ、入田に金銀などあたへ、時を窺ひけるに、ある時、丹後守を閑近く召れ、義鎮を殺さん事をぞ頼まれける。入田も義鎮の行跡を疎み果たる時節なれば、此旨領掌して、其後は義鑑への奉公平生に十倍して、勤勞をいたしけり。義鑑も、今は心を打解て入田に向ひ、思ふ子細あれば、聽明子に家督を讓るべしと宜へば、尤と同意して、日夜謀を廻らしける。かくて天文十九年の秋、義鎮には湯治の爲にとて、別府へ遣し、執事齋藤播摩守(マ)、小佐井大和守、津久見美作守、田口玄蕃允を召て、八郎を嫡子に立べきよしを申渡さる。各承て、義鎮性質賢く御座候。元より御嫡子の御事なれば、何の子細もましまさぬに、末子の八郎殿に御代を譲り給ふべき内々傳へ承て候へば、入田丹後守様々の僻事を申上るに依て、御心迷はせ給ひ候

よし風聞にて候。夫は物鉢なき思し召、是亂逆の端にて御座候と、一同に申けり。義鑑以外の外に氣色を損じ、其儘座を立、奥に入給ひける。其後、又件の四人を呼出しけるに、美作守、玄蕃允は當番にて屋形に有。播磨守、大和守は私宅へ歸りけるを召寄て、近習の侍に竈門新助、小田隼人と云者に申付、登城の道にて誅せしむ。兩人城門の内に待居たり。小佐井、齋藤門へ入所を、仰ぞと言葉をかけ、一刀にと切懸る。心得たりと抜合するに、竈門飛蒐て、小佐井が弓手の肩先より乳の下まで切付る。深手なれば、其儘倒れ討れけり。隼人も齋藤を一刀にと打けるが、齋藤物馴たる老武者なれば、少し後へしざりけるに、鬢先少し切れたり。抜合て横手切に拂ひければ、隼人が乳の下をしたゝかに切付る。痛手なれば、其儘倒れぬ。齋藤は捨てて、私宅を指て歸りける。竈門新助は小佐井が首を取んとする間に、齋藤が引取を見て追かけて奔出れば、早半町餘も隔りぬ。折節、登城の十三三人向ひ來る中に、

小佐井郷

深江九郎助と云者見へければ、新助高聲に言葉をかけ、上意にて討べき者ぞ遁し給ふなと云ければ、心得たりとて三人ともに切掛る。齋藤は聞ゆる大力の者なれども、老人と云、手は負たり、多勢に取籠られ、終に深江が手に討れけり。門外の騒動、かくと有ければ、津久見、田口是を聞、扱は我身も遁れはあらじとて、案内は知たり、津久見は内所より直に簾中に走り入、八郎殿と同母義を害し、向てかゝる者ども、女童まで散々に切拂ひ、其身も腹切て死たりけり。田口は遠侍より切て入、直に義鑑の寢所、二階の間に走り入、義鑑を只一太刀に弑し、近習の者餘多手を負せ、其身も終に城後左近にぞ討れける。是を大友二階崩とぞ申ける。天文十九年九月二日の事なり。又、津久見、田口が手の者共、主を討せて歸らじと、抜連て切て入、渡り合を幸と、死物狂に切廻る。當番の侍并に城近き者ども馳走り、一人も残らず討留ける。嫡子左衛門督義鎮は、別府にて此事を聞、急ぎ府内に飯城して、戸次

五七一

伯耆守鑑連、後、任丹後守齋藤右衛門尉鎮實、後任兵部少輔を頼給

ふ。戸次、齋藤餘多の勢を卒し、時日を移さず、入田丹後守が一類を悉く誅伐す。丹後守は漸身づから逃出て、肥後國へ打越、阿蘇惟豊を頼ける。丹後守は惟豊が増なり。惟豊對面して云けるは、我は大友重代の恩を荷ふ、況や汝は大友執權の臣として不義を企、主君をも不慮の害に遇せ、剩、命惜とて是迄遁れ來る。無道者、得こそ助くまじと飛かゝり、丹後守を大袈裟に討落して、其首を豊府に遣しければ、惟豊が忠義を感じられ、即首は獄門の木にぞかけられる。

### 三 豊筑亂記

○大分県郷土史料集成  
戦記篇二

#### 義鑑公御最期の事

去程に、大友修理大夫四位少將義鑑卿は、政道正しく執行はせ給ひ、弓馬の道に於ては、九州に肩を並ぶる者もなし。文武二道の名將にて御座候故、數年逆心を

企て、大友旗下を背きし者多かりけれ共、御武運世に勝れさせ給ひける故に、諸國大名皆旗下に降参仕り、尊敬仕る事限りなし。去共、如何なる時節にや有りけん、不慮の災難起り、家臣津久見・田口と云ふ者に討れさせ給ひける。其故は、義鑑公御子息三人御座します。中にも御嫡子左衛門督義鎮公は取分て御器量餘に勝れさせ給ひける。然共、物毎に御心の儘に働きつよく渡らせ給ひ、家臣の諫をも聞召し給はざりければ、家來の士卒も御心を斗り兼て、萬民恐をなしけり。義鎮公の御代となりては、末如何成行くべきやと嘯く程にぞ有りける。御親父義鑑公は、義鎮の有様を心憂しと思召されけるにや、常々は家老近習の士卒に混り御密談有りけるが、數代の老中、入田丹後守此由を折々仰合せられければ、大友御家の世繼には御舍弟兩人御座します中に、譲らせ給ふべきよし仰せ出されければ、入田も御誼の趣御尤の御儀奉改候の由申上ぐる。其後義鑑卿齋藤播磨守、小佐井大和守、津久見美作守、

田口藏人召寄せられ、此由を被仰付けけるは、此四人の者共上意の旨計り兼て、暫し物をも言ふも言はずも有りけるが、重て御受可申上迎居たりければ、義鑑卿猶も御心豊かならず、御座を立たせ給ひけり。皆々座敷を退散して、齋藤播磨守、小佐井大和守、我宿所に歸りけり。津久見、田口は當役にて殿中に居たりけり。

義鑑卿猶も豊かならず思召す。頃は天文十九年二月十

イ十日

二日に、明朝齋藤播磨守、小佐井大和守登城可仕由にて召されける。齋藤、小佐井何心なく、早朝に登城の支度して打出でける。義鑑卿、竈門新助、小田隼人を召寄せ仰せける。齋藤播磨守、小佐井大和守登城仕らば、路にて待受け誅伐仕るの由被仰付けければ、竈門新助、小田隼人佐は畏り承て、大門の邊に立ちやすらひ、さはらぬ體にて齋藤、小佐井を今やくと待居たり。兩人の者は何心なく參りける。大門の関にて馬より下り、歩み來る所に、小田竈門出合ひ、さはらぬ體にて互に一言の挨拶して、小田、竈門方より上意にて候と

小佐井郷

て、兩人一度に太刀を抜き、唯一太刀にと打て通るを、小佐井、齋藤も物馴れたる勇士なれば、何も太刀の柄に手を掛けて抜かんとする處に、竈門新助打太刀に小佐井大和守は弓手の肩先より乳下迄切付られ、終に打取りぬ。齋藤播磨守は小田隼人佐打太刀を少し後へ退きければ、隼人佐が太刀先播磨守が鬚面ビシに斬付られ、深手ならば播磨守も太刀を拔合せ、横手斬に拂ひ斬れば、隼人佐運や盡きけん、乳下をしたたかに斬られ、仰向きに倒れける。齋藤は是を打捨て、我宿指て歸らんと引退く所に、竈門新助は小佐井大和守を討留て首を取らんとする所に、齋藤半町斗り引退く。竈門新助は播磨守を追懸討捕らんと思ひける所に、程遠く力に不及所に、折節侍數多登城、馬に乗り列て馳參る處に、其中に深柄九郎之助といふ若侍先に見へける。竈門高聲に呼で、如何に深柄殿上意にて討つべきものにて候、齋藤遁し給ふなと云ひけるが、心得候とて斬て懸る。齋藤播磨守互に言葉を懸け合ひ、一太刀二太刀打

五七三

合ひけれ共、流るゝ血、目に入れて前後分難きの所、深柄終に齋藤を討取ける。かゝる所に、門外にて齋藤、小佐井討れけると殿中に聞へければ、津久見、田口我身の上と心得て、兩人共に太刀拔持て、義鑑公を討奉り、北の方御座所二階の間へ参り、北の方御幼少の若君迄殺し奉り、扱て其後は廣縁指て躍出で、大庭に切て出で、津久見、田口が手の者共出合へよかしと高聲に呼ばり、面も振らず命も惜まず、今を最期と死者狂ひ面を合する者ぞなき。津久見、田口が手の者共、太刀を拔持て斬て出づる。かゝる所に城後左近大夫と云ふもの折節登城しけるが、此由を見るよりも、家來郎等共十四五人斗にて、太刀拔持て面も振らず馳向ふ。津久見、田口是を見て、珍敷城後殿哉、君の御所存を恨み、此趣の仕合せ、向ふ敵のあらざれば、御邊と珍敷き最期の勝負を仕らんと、高聲に鬨り討て懸る。城(前カ)後左近大夫聞くよりも、愚かなり津久見殿、田口殿、數代の厚恩を受けながら、逆意の企て身に餘り、主君

を討奉る。天罰はいかで可遁、城後が手なみの程を見給へと、○中略討て懸る。城後が方に佐藤小七郎と云ふ者進出で、田口を目に掛て打て懸る。津久見美作守が郎等清野源七と云ふ者立向ふ。源七、心は猛く思へども、戰疲れてはあり、其上痛手薄手数數ヶ所に負ひたれば、腕の力や劣りけん、打て開て一太刀にと、佐藤拜見討に斬りける太刀先を折下られ、取直さんとする所を、小七郎早業の若者なれば、躍り懸りて討つ太刀に、源七が右の腕を打落され不及力引退んとする所を、小七郎二の太刀にて討ちけるは、弓手の肩先より斬付けられ、ひるむ所を首打落し、是を始として津久見、田口が手の者三十餘人、面も振らず、○中略戰ひけるが、登城の侍、我もくと馳参る。火出る程に戦ひけるが、津久見、田口が手の者一人も不殘討死す。津久見、田口も此や彼に隔てられ討れけるが、如何なる月日にや有けん、不慮の災難出來て、天文十九年二月十二日イ十一日義鑑公の御最期、淺猿アマツマシかりける事共也。



二四 大友義鑑條々事書

○大友文書  
大分県史料二六

(大友義鑑)  
(花押)

條々 天文十九  
二十二

大友義鑑死ニ臨  
ミ政治上ノ要枢  
ヲ書キ遺ス

一 國衆・加判衆一意之事、

付、奉行之事、

一 重書并日記箱之事、

付、分國所々事、

一 當國別而治世可覺悟入事、

一 上下共ニ邪正之儀、能々可有糺明事、

一 日田郡之事、先以可爲如今事、

一 立花城可取哉否之儀、能々可有思慮事、

一 於筑後國上下之閒、一城可有覺悟事、

一 當方大内閒之事、倍無二之儀可然事、

一 當方立柄、如前々、無相違可被申付事、

一 拵物衆之儀者、義鎮能々以分別、可被相定事、

付、可爲紋之衆三人、他姓衆三人事、

一 加判衆之儀者、可爲六人事、

以上

小佐井郷

田北大和守(親員)  
一萬田彈正忠(親実力)  
白杵四郎左衛門尉(鑑速)  
吉岡越前守(長増)  
小原四郎左衛門尉

三 大友氏加判衆連署奉書

○向文書  
大分県史料九

向刑部領地ハ諸  
点役免許地ナル  
モ笠和郷ニ対ス  
ル長圀役ハ勤仕  
セシム

就至笠和郷御長圀屏之儀、被 仰付候、御免許衆之事、從役所言上之趣、遂披露候之處、貴方領地  
(大分郡)  
諸點役、雖被成御有免候、爲 御所望馳走、可爲 御祝着之由、可申旨、被 仰出候、早々勤役肝  
要候、不可有油斷之儀候、恐々謹言、

十一月一日

小佐井鎮永

鑑 林 (花押)  
小佐井藤内兵衛尉 鎮 永 (花押)

鑑 元 (花押)  
靄原兵部 疋田常陸

鑑 種 (花押)  
怒留湯主殿助

鑑 貞 (花押)

鑑 久 (花押)

向刑部殿

三 大友宗麟義 鎮知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

豊筑間ニ於テ拾  
五町ヲ預ク

於豊筑間、拾五町分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(元龜元年)  
三月二日

小佐井民部少輔殿

(大友義鎮)  
宗麟 在判

二七 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

小佐井左京亮同心ヲ以テ高良山ニ在山セシヲ賞ス

今度小佐井左京亮以同心、遂在陣、於所々軍勞、殊至高良山、(筑後國)長々在山辛勞感入候、彌可勵馳走事肝要候、必取鎮一段可賀之候、恐々謹言、

(天正十二年)  
十一月廿日

(大友)  
義統 在判

徳丸賀右衛門尉殿

二六 大友義統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

來秋義統日田郡出陣ニ就キ人数ヲ整ヘ供奉セシム

(近年無)  
□□□盡期在陣、辛勞之段、不及申候、然者、來秋(行之儀)□□□、爲可申付、義統事、日田郡迄、可差寄之條、人數等、(過分)以分過之馳走、可有供事、肝要候、來月廿七、吉日之儀候聞、聊不可有油斷候、恐々謹言、

(天正十三年)  
六月廿三日

(大友)  
義統 在判

小佐井郷

五七七

小佐井郷

五七八

小佐井民部少輔

小佐井民部少輔殿

○「」内ハ『増補訂正編年大友史料』二七ニヨリ傍注ス。

### 二元 大友義統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

薩軍侵攻ノ際ノ  
由布院畑切寄ニ  
於ケル軍忠ヲ賞

今度薩<sup>(之脱カ)</sup>广惡黨依亂入、國中<sup>(切脱カ)</sup>之者共、少く構未練處、從取前順路覺悟之由、乍案中感悅候、然者畑寄<sup>(切脱カ)</sup>挫之刻、被官之者分捕高名著到、令披見候、軍忠狀加袖判進之候間、彌被申進、可勵馳走事肝要

候、必取鎮一稜可賀之之趣、猶宗<sup>(鎮統)</sup>像掃部助可申候、恐恐謹言、

(天正十五年)  
正月十六日

(大友)  
義 統 在判

小佐井袈裟千代

小佐井袈裟千世殿

### 三元 大友吉統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

關東參陣ニ錢並  
ニ銀ヲ馳走セル  
ヲ謝ス

今度、至關東參陣之刻、貫漕分錢馳走、辛勞之儀候、重々爲音信銀子一包到來、喜入候、猶親家、<sup>(田原)</sup>

(天正十八年)  
十月十七日

(大友)  
吉 統 在判

小佐井右馬助

小佐井右馬助殿

三一 豊後國海部郡小佐井御檢地帳寫

○渡辺澄夫藏  
大分県史料一九

(表紙表題)

文録 <sup>(一)</sup> 貳年	里村与三ヶ村之内
豊後國海邊郡小佐井御檢地帳	中ノ村
	里村
山口玄 <sup>(二)</sup> 番帳寫	

小佐井郷

中田	四反拾八步	荒	四石四斗六升六合	善三郎 <sup>(カ)</sup>
中田	壹反七畝拾步	荒	壹石九斗六合七勺	喜介
下田	八畝貳拾步	荒	七斗八升	同人
同所	八畝貳拾步	荒	七斗八升	雅樂
同所	貳反壹畝壹步	荒	貳石三斗壹升三合七勺	大藏
中田	壹反壹畝半	荒	壹石貳斗壹升壹合八勺	甚介
同所	壹反六畝五步	荒	壹石七斗七升八合三勺	同人
同所	九畝拾步	荒	壹石貳升六合七勺	與介
同所	壹反八步	荒	壹石三斗三升四合七勺	同人
同所	貳畝貳拾壹步	荒	貳斗九升七合	傳丞
中田	貳畝貳拾壹步	荒	貳斗壹升六合	藏介
かつら追	貳畝四步	荒	壹斗九升五合三勺	藏介
同所	四畝四步	荒	三斗七升貳合	新八
同所	八畝拾貳步	荒	九斗貳升四合	甚介
同所	六步	荒	壹升八合	左京
同所	九畝	荒	壹石壹斗七升	藏介
同所	壹反五步	荒	壹石三斗貳升壹合七勺	左京
五段田				
里村				

小佐井郷

同所	中田	貳反九步	荒	貳石貳斗三升三合	大藏
同所	中田	貳反四畝八步	荒	貳石六斗六升九合三勺	善三郎
同所	上田	四畝貳拾步		六斗六合七勺	又四郎
同所	中田	六畝拾八步	荒	七斗貳升六合	同人
同所	中田	四畝貳拾九步	荒	五斗四升六合三勺	次郎左衛門
同所	上田	三畝貳拾四步		四斗九升四合	同人
同所	中田	貳畝拾步	荒	貳斗五升六合七勺	かう徳
同所	上田	七畝拾五步		九斗七升五合	同人
さへき田	上田	九畝三步		壹石壹斗八升三合	新三郎
同所	上田	九畝拾步		壹石貳斗三升三合	同人
同所	下田	壹反貳拾三步		九斗六升九合	助九郎
同所	下田	六畝九步		五斗六升七合	藏介
同所	上田	五反六畝		七石貳斗八升	勘介
同所	上田	壹反壹畝貳拾貳步		壹石五斗貳升五合三勺	十八郎
同所	上田	壹反壹畝六步		壹石四斗五升六合	甚兵衛
同所	上田	壹反拾五步		壹石三斗六升五合	源内
同所	上田	貳段五畝六步		三石貳斗七升六合	新左衛門
同所	下田	三畝拾九步	荒	三斗貳升七合	同人

五八〇

同所	下田	貳反壹畝拾八步	荒	壹石九斗四升四合	太郎左衛門
同所	中田	壹反貳拾四步		壹石壹斗八升八合	同人
同所	中田	壹反貳畝拾步		壹石三斗三升六合	四郎右衛門
同所	中田	九畝		九斗九升	太郎左衛門
同所	中田	壹反六步		壹石壹斗貳升貳合	圓免寺
同所	中田	五畝貳步	荒	五斗五升七合三勺	忠介
同所	中田	壹反貳拾四步		壹石壹斗八升八合	圓免寺
同所	下田	九畝	荒	八斗壹升	與次郎
同所	下田	壹反三畝貳拾貳步	荒	壹石貳斗三升六合	又四郎
寸なれり	中田	壹反九步		壹石壹斗三升三合	太郎左衛門
同所	中田	壹反五畝拾四步		壹石七斗壹合三勺	作丞
同所	上田	貳反壹畝拾貳步		貳石七斗八升貳合	新左衛門
同所	上田	六畝拾貳步		八斗三升貳合	主税
同所	上田	六畝拾貳步		八斗三升貳合	雅樂
同所	上田	九畝拾八步		壹石貳斗四升八合	忠介
同所	上田	四畝		五斗貳升	雅樂
同所	上田	九畝拾八步		壹石貳斗四升八合	宗榮

同所	上田	八畝	壹石四升	甚介
同所	上田	六畝拾貳步	八斗三升貳合	傳充 <small>(九〇以下同)</small>
同所	上田	壹反貳畝拾五步	壹石六斗貳升五合	左京
同所	上田	九畝五步	壹石壹斗九升壹合七勺	喜介
同所	上田	貳反六畝貳拾步	三石四斗六升六合七勺	勘介
同所	上田	八畝拾步	壹石八升三合三勺	甚介
同所	上田	壹反	壹石三斗	忠右衛門
同所	中田	九畝八步	壹石壹升九合三勺	小八
同所	下田	壹反七畝拾七步	壹石五斗八升壹合三勺	七良
同所	上田	壹反六畝	貳石八升	四郎右衛門
同所	上田	貳畝貳拾五步	三斗六升八合三勺	新三郎
同所	上田	九畝	壹石壹斗七升	妙前寺
同所	上田	貳反壹畝拾三步	貳石七斗八升六合三勺	傳充
同所	上田	貳反七畝拾六步	三石五斗七升九合三勺	甚助
同所	下田	三反三畝九步荒	貳石九斗九升七合	紹覺
同所	下田	四反九畝拾貳步荒	四石四斗四升六合	久越
同所	上田	壹反貳拾貳步	壹石三斗九升五合三勺	作充
同所	中田	九畝拾步	壹石貳升六合七勺	同人

小佐井郷

同所	中田	六畝八步	荒	六斗八升九合三勺	大藏
同所	中田	七畝貳拾五步荒	荒	八斗六升壹合七勺	傳充
同所	中田	壹段七畝貳拾貳步	荒	壹石九斗五升七勺	新四郎
同所	上田	壹反五步	荒	壹石三斗貳升壹合七勺	勘三郎
同所	上田	七畝四步半	荒	九斗貳升九合五勺	圓免寺
同所	上田	貳反七畝貳步	荒	三石五斗壹升八合七勺	甚介
同所	中田	壹反壹畝貳拾壹步	荒	壹石貳斗八升七合	勘三郎
同所	中田	壹反壹畝貳拾壹步	荒	壹石貳斗八升七合	小次郎
同所	下田	壹反貳畝貳拾四步	荒	壹石壹斗五升貳合	勘介
同所	上田	六畝貳拾八步	荒	九斗壹合三勺	勘三郎
同所	中田	壹反貳拾四步荒	荒	壹石壹斗八升八合	勘介
同所	上田	四畝貳拾七步	荒	六斗三升七合	作充
同所	上田	八畝拾四步	荒	壹石壹斗七勺	勘兵衛
同所	中田	壹反貳畝	荒	壹石三斗貳升	惣右衛門
同所	下田	六畝拾貳步	荒	五斗七升六合	道賀
同所	中田	六畝九步	荒	六斗九升三合	源内
同所	上田	貳反四畝貳步	荒	三石壹斗六升貳合	同人

小佐井郷

同所	中田	壹反貳拾步	壹石壹斗七升三合三勺	傳充
かいもと	上田	八畝貳拾八步	斗三升五合三勺	傳充
同所	上田	壹反九畝拾八步	貳石五斗四升八合	主税
同所	上田	壹反貳畝四步	壹石五斗七升七合三勺	惣右衛門
同所	上田	壹反八步	壹石三斗三升四合七勺	傳充
同所	上田	壹反八步	壹石三斗三升四合七勺	傳充
大つほ	上田	壹反五畝貳拾七步	貳石六升七合	新三郎
大つほ	上田	壹反五畝	壹石九斗五升	甚右衛門
同所	中田	五畝貳拾五步	六斗四升壹合七勺	同人
同所	下田	六步	壹升八合	同人
同所	下田	壹畝拾五步	壹斗三升五合	馬充
同所	下田	壹畝六步	壹斗八合	同人
うらもと	上田	九畝七步	六斗八升三勺	甚介
うらもと	上田	壹反貳畝四步	壹石五斗八升七勺	雅樂
同所	上田	貳反七畝拾六步	三石五斗七升九合三勺	宗榮
同所	上田	八畝拾貳步	壹石九升貳合	雅樂
同所	中田	貳反三畝貳拾五步	貳石六斗貳升壹合七勺	宗榮

同所	中田	九畝三步	壹石壹合	藏人
おき	中田	壹反五畝八步	壹石六斗七升九合三勺	惣右衛門
おき	中田	三反七畝拾七步	四石壹斗三升貳合三勺	雅樂
同所	下田	壹反貳步	九斗六合三勺	同人
同所	下田	貳反五步	壹石八斗壹升五合	彌右衛門
同所	下田	壹反八畝拾步	壹石六斗五升	三四郎
同所	下田	三畝貳拾貳步	三斗三升六合	彌右衛門
おき	中田	壹反拾五步	壹石壹斗五升五合	近右衛門
同所	下田	壹畝六步	壹斗九合	近右衛門
同所	中田	七畝	七斗七升	同人
同所	中田	壹段貳畝貳拾八步	壹石四斗貳升貳合七勺	四郎右衛門
同所	下田	貳畝八步	貳斗四合	同人
同所	中田	壹反五畝拾八步	壹石七斗壹升六合	藏介
同所	中田	四反七畝貳拾步	五石貳斗四升三合三勺	與一兵衛
おき	下田	壹反貳拾四步荒	九斗七升貳合	與一兵衛
同所	中田	壹反拾貳步	壹石壹斗四升四合	甚右衛門



同所	中田	壹反四畝貳拾貳步	壹石六斗貳升七勺	三郎四郎
同所	下田	九畝拾八步	八斗六升四合	甚右衛門
同所	下田	八畝貳拾貳步	七斗八升六合	同人
同所	下田	壹反八畝貳拾七步	荒 壹石七斗壹合	孫次郎
同所	中田	九畝貳拾三步	壹石七升四合三勺	勘三郎
同所	下田	貳段壹畝貳拾步	壹石九斗五升	岩見
同所	中田	貳反壹畝拾四步	貳石三斗六升壹合三勺	甚兵衛
同所	中田	壹反貳拾四步	三石三斗八升八合	同人
池のもと	下田	四畝壹步	荒 三斗六升三合	彌右衛門
同所	中田	九畝拾步	壹石貳斗六合七勺	馬充
同所	下田	貳畝拾七步	貳斗三升壹合	馬充
同所	下田	四畝	三斗六升	同人
同所	下田	壹畝貳拾五步	壹斗六升五合	同人
同所	下田	九畝拾步	八斗四升	同人
同所	中田	壹反拾八步	壹石壹斗六升六合	甚助
同所	中田	貳畝拾貳步	貳斗六升四合	源内
同所	下田	五畝拾步	四斗 <sup>(八カ)</sup> 升	源内

小佐井郷

同所	上田	壹反五畝	壹石九斗五升	相右衛門
同所	上田	壹反壹畝廿貳步	壹石五斗貳升五合三勺	甚介
同所	上田	壹反壹畝	壹石四斗三升	源内
同所	中田	壹反三畝四步	壹石四斗四升四合七勺	同人
同所	中田	九畝貳拾貳步	壹石七升七勺	忠右衛門
同所	中田	壹反六畝拾八步	荒 <sup>(六ノ誤カ)</sup> 壹石八斗壹升八合七勺	久越
同所	中田	三反壹畝拾步	荒 三石四斗四升六合七勺	紹覺
同所	中田	壹畝貳拾四步	壹斗九升八合	同人
同所	中田	壹反四畝五步	壹石五斗五升八合三勺	内記
同所	中田	四畝	四斗四升	同人
同所	中田	九畝拾六步	壹石四升八合七勺	同人
同所	中田	貳段拾貳步	貳石貳斗四升四合	内記
同所	上田	貳畝拾六步	三斗貳升九合三勺	同人
同所	上田	壹反四畝	壹石八斗貳升	同人
同所	下田	七畝六步	六斗四升八合	主膳
同所	中田	壹反五畝拾五步	壹石七斗五合	甚介
同所	下田	九畝	八斗壹升	内記
流田	下田	四畝拾貳步	三斗九升六合	甚介

小佐井郷

同所	下田	壹反貳畝廿九步荒	壹石壹斗六升七合	同人
同所	中田	壹反貳畝廿五步荒	壹石四斗壹升壹合七勺	九郎
同所	上田	七畝拾四步	九斗七升七勺	内記
同所	中田	八畝貳步	八斗八升七合三勺	小二郎
同所	中田	四畝拾八步半	五斗七合八勺	三四郎
流田	中田	五畝拾五步	六斗五合	宗榮
通ひ田	上田	八畝貳拾步	壹石壹斗貳升六合七勺	内記
かつら追	上田	貳畝拾步	三斗三合三勺	宗榮
五段田	上田	壹反壹畝壹步	壹石四斗三升四合三勺	甚介
流田	上田	三畝貳拾五步	三斗八升三合三勺	主膳
同所	上田	壹反貳畝拾八步	壹石貳斗六升	甚介
宮法師	上田	壹反三畝拾八步	壹石三斗六升	宗榮
同所	上田	八畝五步	八斗壹升六合七勺	彌右衛門 後家
同所	上田	八畝貳拾壹步	八斗七升	與三右衛門
同所	上田	壹反七畝貳步	壹石七斗六合七勺	同人
同所	上田	三畝九步	三斗三升	甚助
同所	上田	貳畝三步	貳斗壹升	同人
宮法師	上田	貳畝貳拾四步	貳斗八升	藏介

同所	上田	貳畝拾八步	貳斗六升	勘三郎
同所	上田	貳畝廿四步	貳斗八升	十八郎
いち	上田	壹反壹畝壹步半	壹石壹斗五合	傳充
同所	上田	五畝貳拾步	五斗六升六合七勺	左京
同所	中田	三畝拾五步	貳斗八升	勘介
同所	上田	八畝貳拾步	八斗六升六合七勺	作充
同所	中田	四畝	三斗貳升	同人
同所	中田	四畝拾步	三斗四升六合七勺	勘介
同所	上田	壹反貳畝廿四步	壹石貳斗八升	同人
同所	上田	貳畝拾步	貳斗三升三合三勺	同人
いち	上田	壹反拾八步	壹石六升	同人
同所	上田	壹反貳畝七步	壹石貳斗貳升三合三勺	甚介
同所	上田	壹畝拾五步	壹斗五升	源内
同所	上田	貳畝拾貳步	貳斗四升	同人
同所	上田	三畝四步	三斗壹升三合三勺	喜介
同所	上田	六畝貳拾貳步	六斗七升三合三勺	妙前寺
同所	上田	八畝廿八步	八斗九升三合三勺	忠介
同所	上田	九畝拾九步	九斗六升三合三勺	忠右衛門

上畠	同所	七畝六步	七斗貳升	妙前寺
上畠	同所	壹段貳畝	壹石貳斗	源内
下畠	同所	六畝拾六步	三斗九升貳合	勘介
中畠	同所	五畝貳拾步	四斗五升三合三勺	妙前寺
中畠	同所	七畝拾四步	五斗九升七合三勺	十八郎
中畠	同所	七畝拾步	五斗八升六合七勺	甚介
中畠	同所	九畝	七斗貳升	左京
中畠	同所	三畝貳拾四步	三斗四合	善右衛門
中畠	同所	壹反壹畝拾八步	九斗貳升八合	源内
中畠	同所	壹反壹畝拾貳步	九斗壹升貳合	同人
中畠	同所	壹反壹畝拾貳步	九斗壹升貳合	作允
中畠	同所	三反壹畝廿貳步	貳石五斗三升八合七勺	宗榮
下畠	同所	九畝三步	五斗四升六合	甚右衛門
上畠	同所	貳反貳畝	貳石貳斗	同人
中畠	同所	壹反三畝貳步	壹石四升五合三勺	藏介
中畠	同所	六畝	四斗八升	宗榮
上畠	同所	八畝拾五步	八斗五升	甚介
上畠	同所	八畝貳步	八斗六合七勺	甚助

小佐井郷

上畠	同所	五畝拾步	五斗三升三合三勺	源内
上畠	同所	五畝拾步	五斗三升三合三勺	與三右衛門
上畠	同所	五畝	五斗	藏介
上畠	同所	八畝貳拾步	八斗六升六合七勺	同人
下畠	同所	四畝八步	貳斗五升六合	新左衛門
中畠	同所	壹畝貳拾四步	壹斗四升四合	新左衛門
上畠	同所	壹畝拾步	壹斗三升三合三勺	甚右衛門
上畠	同所	五畝	五斗	小八郎
下畠	同所	四畝六步	貳斗五升貳合	同人
上畠	同所	四畝拾貳步	四斗四升	宗榮
中畠	同所	五畝拾步	四斗四升六合七勺	今朝坊
中畠	同所	七畝拾步	五斗八升六合七勺	甚右衛門
下畠	同所	五畝拾八步	三斗三升六合	源左衛門
下畠	同所	壹畝貳步	六升四合	同人
中畠	同所	壹畝拾八步	壹斗貳升八合	甚介
下畠	同所	九畝貳拾四步	五斗八升八合	千右衛門
下畠	同所	三畝六步	壹斗九升貳合	同人
下畠	同所	三步	六合	源内

小佐井郷

同所	下畠	拾貳步	貳升四合	與三右衛門
同所	下畠	拾六步	三升貳合	源内
同所	中畠	壹畝八步	壹斗壹合三勺	與三右衛門
同所	下畠	五畝拾貳步	三斗貳升四合	藏介
同所	中畠	壹反四畝廿貳步	壹石壹斗七升八合七勺	同人
同所	中畠	壹反五畝廿四步	壹石貳斗六升四合	甚右衛門
同所	中畠	五畝拾八步	三斗三升六合	勘介
同所	中畠	貳反貳畝廿貳步	壹石八斗壹升八合七勺	勘介
同所	下畠	壹反壹畝廿壹步	七斗貳合	相右衛門
同所	下畠	壹反壹畝六步	六斗七升貳合	與三右衛門
寺田	中畠	貳拾四步	六升四合	三郎四郎
寺田	下畠	壹畝六步	荒	七升貳合
方志の尾	下畠	九畝拾步	荒	五斗六升
同所	下畠	壹反	荒	六斗
同所	下畠	四畝壹步	貳斗四升貳合	三郎
同所	下畠	六步	壹升貳合	源太郎
同所	下畠	五畝拾貳步	三斗貳升四合	相右衛門
同所	下畠	貳畝拾八步	壹斗五升六合	相右衛門

五八六

同所	下畠	六畝	荒	三斗六升	五右衛門
同所	下畠	壹畝拾八步	荒	九升六合	牛少
同所	下畠	壹畝拾步	荒	八升	宗榮
同所	下畠	三畝貳拾五步	荒	貳斗三升	五右衛門
同所	下畠	八步	壹升六合	貳斗六合	甚右衛門
同所	下畠	三畝拾八步	貳斗壹升六合	主膳	
同所	下畠	貳畝拾貳步	壹斗四升四合	藏介	
同所	下畠	貳畝	壹斗貳升	主膳	
同所	下畠	壹畝四步	六升八合	藏介	
同所	下畠	七畝	四斗貳升	藏人	
同所	下畠	貳畝貳拾步	壹斗六升	宗榮	
同所	下畠	貳畝四步	壹斗貳升八合	宗榮	
同所	下畠	貳拾四步	四升八合	與三右衛門	
同所	下畠	壹畝拾步	八升	道金	
同所	下畠	拾貳步	貳升四合	三郎四郎	
同所	中畠	貳畝拾七步	貳斗五合三勺	甚介	
同所	下畠	貳拾步	四升	同人	
同所	下畠	拾貳步	貳升四合	甚介	



小佐井郷

同所	上田	七畝拾壹步	九斗五升七合七勺	四郎右衛門
同所	上田	六畝拾八步	八斗五升八合	甚右衛門
同所	上田	壹反三畝六步	壹石七斗壹升六合	勘介
同所	上田	九畝貳拾壹步	壹石貳斗六升壹合	新八
なかくほ	上田	壹反壹畝拾步	壹石四斗七升三合三勺	甚右衛門
同所	上田	九畝貳拾四步	壹石貳斗七升四合	新左衛門
同所	上田	壹反三畝廿四步	壹石七斗九升四合	同人
同所	上田	七畝拾四步	九斗七升七勺	甚右衛門
土六	上田	五反六畝	七石貳斗八升	藏介
同所	中田	貳反六畝拾九步荒	貳石九斗貳升九合七勺	與一兵衛
土六	上田	三反九畝拾八步	五石壹斗四升八合	藏充
同所	上田	九畝拾步	壹石貳斗壹升三合三勺	善右衛門
同所	上田	九畝拾步	壹石貳斗壹升三合三勺	藏介
同所	中田	貳反三畝	貳石五斗三升	相右衛門
大溝	上田	壹反拾五步	壹石三斗六升五合	久介
同所	上田	八畝拾六步	壹石壹斗九合三勺	源内
大溝	上田	三反貳拾步	三石九斗八升六合七勺	源内

五八八

同所	中田	四畝拾八步	五斗六合	甚介
同所	中田	九畝貳拾三步	壹石七升四合三勺	相右衛門
同所	中田	七畝貳拾五步	八斗六升壹合七勺	勘介
同所	中田	八畝貳拾四步	九斗六升八合	甚助
同所	上田	壹反六畝廿四步	貳石壹斗八升四合	勘介
大溝	中田	壹反六畝	荒 壹石七斗六升	甚右衛門
同所	中田	三反九畝	荒 四石貳斗九升	孫三郎
敷田	下田	四反三畝廿壹步荒	三石九斗三升四合	源内
同所	下田	九畝貳拾三步荒	八斗七升九合	宗榮
同所	中田	七畝拾壹步	荒 八斗壹升三勺	同人
同所	中田	七畝拾壹步	荒 八斗壹升三勺	相右衛門
敷田	中田	壹反四畝拾步	壹石五斗七升六合七勺	十八郎
同所	中田	六畝	六斗六升	同人
同所	中田	壹反拾九步	荒 壹石壹斗六升九合七勺	藏介
同所	上田	貳反壹畝拾九步	貳石八斗壹升貳合三勺	同人
同所	下田	九畝貳拾五步荒	八斗八升五合	甚兵衛
同所	中田	壹反壹畝廿四步荒	壹石貳斗九升八合	孫二郎
たはる	中田	九畝貳拾五步荒	壹石八升壹合七勺	雅樂

同所	上田	壹反貳畝拾八步荒	壹石六斗三升八合	作充
大溝	中田	壹反貳畝五步荒	壹石三斗三升八合三勺	甚右衛門
同所	中田	貳畝	貳斗貳升	同人
同所	上田	壹反壹畝五步	壹石四斗五升壹合七勺	藏介
同所	中田	壹反壹畝廿步荒	壹石貳斗八升三合三勺	妙前寺
大溝	上田	九畝五步	壹石壹斗九升壹合七勺	妙前寺
同所	中田	貳反六畝廿六步荒	貳石九斗五升五合三勺	三四郎
同所	下田	四段貳畝	荒 三石七斗八升	兵内
同所	中田	壹反貳畝四步荒	壹石三斗三升五合七勺	孫十郎
多原	上田	貳反貳畝七步	貳石八斗九升三勺	三郎四郎
同所	中田	貳反貳畝七步荒	貳石四斗四升五合七勺	甚右衛門
中田	中田	壹反九畝廿九步荒	貳石壹斗九升六合三勺	孫十郎
同所	中田	貳反九步	荒 貳石貳斗三升三合	加右衛門
同所	中田	九畝拾五步	荒 壹石四升五合	又右衛門
同所	下田	壹反三畝拾六步荒	壹石貳斗壹升八合	甚次郎
同所	中田	貳段	荒 貳石貳斗	新三郎
同所	中田	壹反壹畝貳拾步荒	壹石貳斗八升三合三勺	善右衛門

小佐井郷

多原	中田	壹反拾九步	荒 壹石壹斗六升九合七勺	四郎右衛門
同所	中田	壹反壹畝貳步荒	壹石貳斗壹升七合三勺	勘介
としの神	上田	壹反四步	壹石三斗壹升七合三勺	忠介
同所	上田	九畝	壹石壹斗七升	喜介
同所	上田	九畝三步	壹石壹斗八升三合	新三郎
多原	下田	八畝拾步	七斗五升	妙前寺
同所	上田	八畝拾八步	壹石壹斗壹升八合	勘介
同所	上田	六畝貳拾步	八斗六升六合七勺	新三郎
同所	上田	壹反貳畝四步	壹石五斗七升七合三勺	喜介
同所	上田	壹反七畝拾步	貳石貳斗五升三合三勺	勘介
同所	上田	九畝拾六步	壹石貳斗三升九合三勺	同人
同所	中田	壹反貳畝廿三步	壹石四斗四合三勺	作右衛門
としの神	上田	九畝貳步	壹石壹斗七升八合七勺	源内
森	上田	貳反貳畝廿六步	貳石八斗七升貳合七勺	宗榮
同所	上田	壹反壹畝拾五步	壹石四斗九升五合	又四郎
同所	上田	九畝貳步	壹石壹斗七升八合七勺	宗榮
同所	下田	四畝拾三步	三斗九升五合	忠右衛門
同所	下田	壹畝貳拾七步	壹斗七升壹合	同人

小佐井郷

森七	中田	五畝拾五歩	六斗五合	勘介
同所	中田	五畝拾八歩	六斗壹升六合	喜介
同所	中田	九畝拾九歩	壹石五升九合七勺	妙前寺
同所	中田	壹反貳歩	壹石壹斗七合三勺	勘介
同所	上田	三畝拾五歩	四斗五升五合	甚右衛門
同所	中田	三畝八歩	三斗五升九合三勺	新八
同所	中田	貳畝拾歩	貳斗五升六合七勺	宗榮
同所	上田	三畝九歩	四斗貳升九合	三郎二郎
同所	上田	壹反三畝六歩	壹石七斗壹升六合	宗榮
同所	上田	壹反四畝廿貳歩	壹石九斗壹升五合三勺	三郎二郎
同所	上田	九畝貳拾九歩	壹石貳斗九升五合七勺	藏介
同所	中田	貳反壹畝廿貳歩	貳石三斗九升七勺	同人
同所	上田	壹反六畝拾貳歩	貳石壹斗三升貳合	藏介
同所	上田	壹反四畝廿貳歩	壹石九斗壹升五合三勺	同人
同所	上田	壹反八畝四歩	貳石三斗五升七合三勺	同人
同所	上田	壹反貳畝	壹石五斗六升	甚右衛門
同所	上田	壹畝貳拾六歩	貳斗四升貳合七勺	新八
同所	中田	三畝	三斗三升	甚右衛門

五九〇

(の脱々)	中田	拾七歩半	四升貳合七勺	新八
同所	下田	貳畝拾八歩	貳斗三升四合	同人
同所	下田	壹畝貳拾貳歩	壹斗五升六合	甚右衛門
同所	下田	壹反九畝拾五歩	壹石七斗五升五合	藏介
同所	中田	壹反五畝	壹石六斗五升	同人
同所	中田	壹反壹歩	壹石壹斗三合七勺	同人
同所	上田	壹反貳畝廿四歩	壹石六斗六升四合	藏介
同所	上田	壹反壹畝八歩	壹石四斗六升四合七勺	同人
同所	下田	六畝拾六歩	五斗八升八合	同人
同所	下田	貳畝六歩	壹斗九升八合	同人
同所	中田	壹反三畝貳歩	壹石四斗三升七合三勺	甚右衛門
同所	中田	壹反四畝拾貳歩	壹石五斗八升四合	同人
同所	下田	壹反壹畝貳拾壹歩	壹石五升三合	五右衛門
同所	下田	壹畝貳拾貳歩	壹斗五升六合三勺	同人
同所	下田	壹畝拾貳歩	壹斗貳升六合	藏介
同所	中田	五畝拾歩	五斗八升六合七勺	甚右衛門
同所	中田	壹反三畝廿八歩	壹石五斗三升貳合七勺	三郎二郎



同所	中田	三畝六步	三斗五升貳合	善右衛門
同	上田	七畝拾八步	九斗八升八合	甚介
河は、	中田	三反三畝拾五步荒	三石六斗八升五合	新太郎
同所	中田	貳反壹畝拾八步荒	貳石三斗七升六合	左京
同所	上田	壹反貳畝拾八步	壹石六斗三升八合	甚兵衛
同所	上田	壹反貳拾三步	壹石三斗九升九合七勺	妙前寺
川は、	中田	八畝	八斗八升	藏介
同所	中田	貳畝拾步	貳斗五升六合七勺	藏介
同所	上田	壹反七畝八步	貳石貳斗四升四合七勺	同人
同所	上田	貳反貳畝三步	貳石八斗七升三合	新三郎
同所	中田	壹反八畝 荒	壹石九斗八升	彌十郎
同所	上田	壹反六畝拾四步	貳石壹斗四升七勺	惣十郎
門は、	上田	壹反拾貳步	壹石三斗五升貳合	甚介
同所	上田	貳畝九步	貳斗九升九合	善右衛門
同所	上田	八畝拾八步	壹石壹斗壹升八合	同人
同所	上田	貳反八畝廿四步	三石七斗四升三合	小二郎
畑は、	上田	八畝貳拾步	壹石壹斗貳升六合七勺	四郎右衛門
同所	上田	七畝拾四步	九斗七升七勺	源内

小佐井郷

同所	上田	七畝拾五步	九斗七升□合	新八
畑は、	上田	七畝貳拾四步	壹石壹升四合	甚右衛門
同所	上田	九畝五步	壹石壹斗九升壹合七勺	宗榮
同所	上田	貳反八畝拾七步	三石七斗壹升三合七勺	同人
同所	上田	三反貳畝拾五步	四石貳斗貳升五合	同人
いはの、	上田	貳段貳畝九步	貳石八斗九升九合	藏介
畑は、	中田	貳畝	貳斗貳升	新左衛門
同所	中田	三畝	三斗三升	源内
市	中田	三畝拾五步	三斗八升五合	與三右衛門
いわの、	中田	五畝	五斗五升	傳充
同所	中田	貳畝貳拾四步	三斗八合	甚右衛門
同所	中田	貳畝拾七步	貳斗八升貳合三勺	新左衛門
穴田	上田	壹反壹畝拾五步	壹石四斗九升五合	甚介
穴田	上田	九畝貳步	壹石壹斗七升八合七勺	甚介
同所	上田	壹畝拾五步	壹斗九升五合	甚右衛門
同所	上田	四畝拾貳步	五斗七升貳合	同人
同所	下田	壹畝貳拾四步荒	壹斗六升貳合	新八
同所	中田	四畝拾八步	五升六合	同人

小佐井郷

同所	中田	壹反壹畝六歩荒	壹石貳斗三升貳合	九郎
(マ)	上田	八畝	壹石四升	勘介
穴田	下田	壹反貳畝 荒	壹石八升	千徳
同所	中田	壹畝貳拾歩	壹斗八升三合三勺	與三右衛門
同所	中田	八畝四歩	八斗九升四合七勺	源内
同所	上田	貳反貳畝廿六歩	貳石九斗七升貳合七勺	宗 榮
ほり田	上田	四畝貳拾四歩	六斗壹升八合七勺	源内
同所	上田	三畝貳拾貳歩	四斗八升四合三勺 (五ノ誤カ)	同人
ほり田	上田	貳畝 (八ノ誤カ)	壹石四升	與三右衛門
同所	上田	四畝貳拾三歩	六斗壹升九合七勺	源内
同所	上田	五畝拾壹歩	六斗九升七合七勺	與三右衛門
同所	中田	五畝廿五歩	六斗四升壹合七勺	源内
同所	中田	壹反四畝廿九歩	壹石六斗四升六合三勺	與三右衛門
同所	上田	八畝	壹石四升	同人
ほり田	上田	八畝拾八歩	壹石壹斗壹升八合	源内
同所	上田	三畝廿九歩	五斗壹升五合七勺	三四郎
同所	中田	貳反七畝四歩	貳石九斗八升四合七勺	同人
同所	中田	壹畝拾貳歩	壹斗五升四合	三四郎

同所	中田	壹反三畝六歩	壹石四斗五升貳合	甚介
同所	中田	七畝六歩	七斗九升貳合	與三右衛門
ほり田	中田	壹反三畝六歩	壹石四斗五升貳合	宗 榮
同所	上田	壹反貳畝三歩	壹石五斗七升三合	四郎右衛門
同所	中田	三反九畝六歩	四石三斗壹升貳合	藏介
くもて	中田	貳畝六歩 荒	貳斗四升貳合	善右衛門
同所	上田	貳反貳畝拾壹歩	貳石九斗七合七勺	藏介
同所	上田	九畝拾七歩	壹石貳斗四升三合七勺	相右衛門
つは、	上田	三畝貳拾八歩	五斗壹升壹合三勺	次郎左衛門
同所	上田	九畝拾歩 (五ノ誤カ)	六斗九升四合三勺	相右衛門
同所	上田	七畝四歩	九斗貳升七合三勺	三郎
同所	中田	五畝三歩	五斗六升壹合	同人
同所	中田	壹反貳拾歩	壹石壹斗七升三合三勺	甚介
同所	中田	五畝拾貳歩	五斗九升四合	相右衛門
つは、	中田	壹反壹畝	壹石貳斗壹升	相右衛門
同所	上田	九畝五歩	壹石壹斗九升壹合七勺	源次郎
同所	下田	三畝七歩 荒	貳斗九升壹合	圓食寺 (命)
同所	下田	貳反壹畝廿六歩荒	壹石九斗六升八合	六郎



小佐井郷

同所	下田	三畝八步	荒	貳斗九升四合	九郎
同所	下田	貳畝拾貳步	荒	貳斗壹升六合	彌市郎
同所	下田	壹反貳畝四步	荒	壹石九升貳合	治部
寺田	下田	壹反廿八步	荒	九斗八升四合	かけゆ
同所	下田	壹反七步	荒	九斗貳升壹合	久左衛門
同所	下田	三畝拾貳步	荒	三斗六合	千熊
同所	下田	貳畝貳拾步	荒	貳斗四升	藤養寺
寸付追	下田	三畝貳拾四步		三斗四升貳合	宗榮
同所	下田	九畝拾六步		八斗五升八合	新三郎
寸付追	下田	壹反貳畝八步		壹石壹斗四合	惣次郎
同所	中田	四畝廿七步		五斗三升九合	勘介
同所	中田	貳反壹畝		貳石三斗壹升	同人
同所	下田	八畝拾壹步		七斗五升三合	相右衛門
同所	下田	壹反貳拾五步		九斗七升五合	忠介
同所	下田	壹反壹畝拾六步		壹石三升八合	六右衛門
寸付追	下田	壹反三畝四步	荒	壹石壹斗八升貳合	惣二郎
同所	下田	三畝廿步	荒	三斗三升	岩見
同所	下田	三畝拾步		三斗	同人

五九四

小田か追	下田	拾八步	荒	五升四合	藏人
同所	下田	八畝八步		七斗四升四合	又次郎
同所	下田	五畝六步		四斗六升八合	相右衛門
小太か追	下田	壹反貳畝拾六步		壹石壹斗貳升八合	新三郎
同所	中田	四畝六步		四斗六升貳合	藏人
同所	下田	貳拾八步		八升四合	同人
同所	中田	壹反四畝五步		壹石五斗五升八合三勺	十八郎
同所	中田	九畝貳拾九步		壹石九升六合三勺	又次郎
同所	中田	壹反壹畝		壹石貳斗壹升	相右衛門
寸付追	中田	壹反六畝		壹石七斗六升	甚右衛門
同所	下田	八畝拾步	荒	七斗五升	藏人
同所	下田	九畝拾步	荒	八斗四升	相右衛門
同所	下田	三畝	荒	貳斗七升	甚右衛門
同所	下田	五反七畝廿步	荒	五石壹斗九升	五右衛門
同所	下田	六畝貳拾步	荒	六斗	惣次郎
小太か追	下田	貳畝貳拾步	荒	貳斗四升	甚右衛門
同所	下田	貳畝	荒	壹斗八升	五右衛門
同所	下田	壹畝廿步		壹斗五升	三郎四郎

同所	中田	三畝貳拾貳步	四斗壹升七勺	主膳
同所	中田	壹反四畝廿八步	壹石六斗四升貳合七勺	甚介
同所	下田	三畝貳拾九步	三斗五升七合	宗榮
はりかけ	上田	壹反	壹石三斗	宗榮
同所	上田	壹反四畝	壹石八斗貳升	甚介
同所	中田	三畝	三斗三升	宗榮
同所	中田	拾八步	六升六合	三郎四郎
同所	上田	壹反九畝六步	貳石四斗九升六合	甚介
同所	中田	貳反貳畝拾壹步	貳石四斗五升三勺	宗榮
はりかけ	中田	壹反壹畝三步	壹石貳斗貳升壹合	藏人
同所	中田	壹反貳畝	壹石三斗貳升	新三郎
同所	中田	壹反五步	壹石壹斗壹升八合三勺	甚介
同所	下田	五畝六步	四斗六升八合	宗榮
同所	中田	五畝貳拾四步	六斗三升八合	同人
同所	下田	七畝	六斗三升	甚助
同所	下田	拾八步	五升四合	甚助
たちひら	下田	拾四步	四升貳合	同人
同所	下田	八步	貳升四合	圓命寺

小佐井郷

同所	中田	壹畝拾八步	壹斗七升六合	同人
同所	中田	壹段廿三步	壹石壹斗八升四合三勺	三郎四郎
岩ノ下	上田	六畝貳步	七斗八升八合七勺	圓命寺
なかくほ	上田	壹反	壹石	四郎右衛門
同所	上田	七畝九步	七斗三升	雅樂
大溝(中ノ誤カ)	上田	四畝六步	三斗三升六合	源内
としの神	下田	拾貳步	貳升四合	勘介
同所	上田	貳拾八步	九升三合三勺	同人
同所	中田	四畝	三斗貳升	源内
としの神	下田	三畝拾八步	貳斗壹升六合	忠右衛門
同所	上田	五畝八步	五斗貳升六合七勺	勘介
同所	上田	五畝拾壹步	五斗三升六合七勺	喜介
大溝	上田	壹反四步	壹石壹升三合三勺	妙前寺
同所	下田	壹反壹畝廿六步半	七斗壹升三合	馬充
同所	上田	壹反五畝四步	壹石五斗壹升三合三勺	勘介
大溝	上田	九畝拾五步	九斗五升	妙前寺
同所	上田	壹反貳拾三步	壹石七升六合七勺	源内
同所	上田	九畝拾壹步	九斗三升六合七勺	忠介

小佐井郷

同所	下畠	五畝拾貳步	荒	三斗貳升六合	左助
同所	下畠	五畝廿六步	荒	三斗五升貳合	岩見
同所	上畠	壹反五畝廿步		壹石五斗六升六合七勺	甚介
同所	上畠	壹反拾五步		壹石五升	藏介
同所	上畠	五畝四步		五斗壹合三勺	同人
同所	中畠	五畝拾八步		四斗四升八合	同人
同所	上畠	四畝八步		四斗貳升六合七勺	四郎右衛門
同所	中畠	六畝貳步		四斗八升五合三勺	甚右衛門
同所	中畠	貳畝拾貳步		壹斗九升貳合	藏介
同所	上畠	拾五步		五升	藏介
同所	下畠	壹畝貳步	荒	六升四合	四郎右衛門
同所	下畠	壹畝九步		七升九合	新八
同所	上畠	三畝廿七步		三斗九升	同人
同所	上畠	四畝四步		四斗壹升三合三勺	甚右衛門
同所	下畠	四畝貳拾步		貳斗七升六合七勺	四郎右衛門
同所	下畠	五畝拾壹步		三斗貳升貳合	市左衛門
同所	下畠	三畝八步		壹斗九升六合	甚右衛門
同所	下畠	三畝貳拾步		貳斗貳升	藏介

五九六

分田	上畠	七畝六步		七斗貳升	同人
同所	中畠	三畝拾貳步		貳斗七升貳合	勘三郎
同所	下畠	拾八步		三升六合	與三右衛門
同所	下畠	壹反五畝拾步	荒	九斗貳升	善吉
同所	上畠	壹反貳畝廿四步		壹石貳斗八升	傳充
同所	下畠	三畝壹步		壹斗八升貳合	宗榮
同所	下畠	六畝	荒	三斗六升	馬充
同所	下畠	壹畝貳步		六升四合	うた
同所	上畠	五畝貳步		五斗六合七勺	甚兵衛
同所	中畠	七畝貳拾八步		六斗三升四合七勺	宗榮
同所	下畠	貳畝貳拾步		壹斗六升	同人
同所	下畠	壹反	荒	六斗	岩見
同所	中畠	壹反四畝廿步		壹石壹斗七升三合三勺	三四郎
同所	下畠	八畝貳步		四斗八升四合	主膳
同所	中畠	壹反貳畝		九斗六升	相右衛門
同所	中畠	貳畝貳拾步		貳斗壹升三合三勺	内記
同所	中畠	壹畝貳步		壹斗六升五合三勺	甚介
同所	下畠	壹畝貳步	荒	六升四合	彌三郎

流田	下畠	壹畝拾貳步	八升四合	五郎次郎
同所	中畠	壹反三畝拾步	壹石六升六合七勺	甚兵へ
同所	中畠	壹畝貳拾貳步	壹斗三升八合七勺	三四郎
同所	中畠	三畝拾步	貳斗六升六合七勺	新三郎
同所	中畠	三畝	貳斗四升	源内
同所	中畠	壹反三畝拾六步	壹石八升貳合七勺	新三郎
同所	下畠	壹反九畝貳步	壹石壹斗四升四合	宗榮
同所	下畠	六畝貳拾步	四斗	甚介
同所	下畠	壹反八畝	壹石貳斗八升	養作
はりかけ	下畠	四畝	貳斗四升	養作
同所	中畠	四畝	三斗貳升	藏人
同所	下畠	貳拾四步	四升八合	甚介
同所	下畠	七畝拾五步	四斗五升	三八
同所	下畠	壹畝拾貳步	八升四合	同人
同所	下畠	壹畝拾五步	九升	甚介
同所	下畠	壹畝貳步	(六ノ誤カ) 五升四合	甚介
同所	下畠	壹畝拾步	八升	同人
同所	下畠	拾步	貳升	同人

小佐井郷

同所	下畠	九畝拾六步	五斗七升貳合	圓食寺
同所	下畠	拾六步	三升貳合	同人
立平	下畠	壹畝六步	七升八合	養作
たちひら	下畠	六步	壹升貳合	圓食寺
同所	下畠	壹畝貳拾四步	壹斗八合	同人
同所	下畠	貳畝四步	壹斗貳升八合	同人
同所	下畠	壹畝六步	七升貳合	甚介
同所	中畠	貳反壹畝拾步	壹石七斗六合七勺	同人
同所	上畠	貳畝	貳斗	藏人
同所	上畠	貳拾四步	八升	藏人
圓めいし	上畠	壹畝	壹斗	道金
同所	上畠	壹畝九步	壹斗三升	圓めい寺
同所	上畠	三畝拾五步	三斗五升	同人
岩ノ下	中畠	貳畝廿四步	貳斗貳升四合	甚介
宮法師(中ノ誤カ)	上畠	四畝貳拾步	三斗七升三合三勺	宗榮
通口田	下畠	壹畝拾步	八升	内記
いはの迫	下畠	拾八步	(升ノ誤カ) 三斗六合	新八
同所	下畠	壹畝廿步	壹斗	金石衛門

同所	下畠	貳拾歩	四升	新左衛門
同所	下畠	三畝貳拾貳歩	貳斗貳升四合	同人
同所	下畠	壹畝貳拾歩	壹斗	同人
同所	下畠	六畝拾五歩	三斗九升	新左衛門
同所	下畠	拾八歩	三升六合	同人
同所	下畠	貳畝拾貳歩	荒 壹斗四升四合	同人
同所	下畠	貳畝廿四歩	壹斗六升八合	宗榮
同所	下畠	貳拾壹歩	荒 四升貳合	助
同所	下畠	三歩	荒 六合	宗榮
同所	下畠	壹反七畝拾歩	荒 壹石四 <small>(升九)</small>	藏介
同所	下畠	八畝拾歩	荒 五斗	甚兵へ
同所	下原	壹畝拾貳歩	八升四合	新十郎
同所	上畠	三畝六歩	三斗貳升	新三郎
同所	上畠	貳畝貳拾壹歩	貳斗七升	四郎右衛門
同所	上畠	三畝六歩	三斗貳升	同人
同所	上畠	五畝四歩	五斗壹升三合三勺	甚右衛門
同所	上畠	四畝貳拾三歩	四斗七升六合七勺	新八
同所	中畠	四畝八歩	三斗四升壹合三勺	甚右衛門

同所	上畠	貳畝貳拾五歩	貳斗八升三合三勺	同人
同所	上畠	六畝	六斗	同人
同所	中畠	三畝	貳斗四升	又次郎
同所	下畠	壹畝貳拾歩	壹斗	源四郎
同所	下畠	八歩	荒 壹升六合	新十郎
同所	下畠	四畝拾壹歩	荒 貳斗六升貳合	甚介
同所	下畠	六畝	三斗六升	太郎二郎
同所	中畠	九畝	七斗貳升	三郎五郎
同所	中畠	七畝六歩	荒 七斗五升六合	八郎五郎
同所	上畠	壹畝拾八歩	壹斗六升	甚六
同所	中畠	壹反三畝拾八歩	壹石八升八合	又右衛門
同所	下畠	三畝貳拾貳歩	荒 貳斗貳升四合	三郎五郎
同所	下畠	四畝廿歩	荒 貳斗八升	又次郎
同所	下畠	壹畝	荒 六升	勘充
同所	下畠	貳拾四歩	四升八合	又右衛門
同所	下原	壹反八歩	荒 六斗壹升六合	勘充
同所	下畠	貳畝貳拾八歩	壹斗七升六合	太郎次郎
同所	下畠	五畝貳拾六歩	荒 三斗五升貳合	同人



同所	上畠	三畝壹歩	三斗三合三勺	太郎次郎
七上セ	下畠	拾貳歩	貳升四合	同人
同所	下畠	五畝七歩	三斗壹升四合	同人
七上セ	下畠	八歩	壹升六合	又兵衛
同所	下畠	五歩	壹升	太郎次郎
同所	上畠	壹畝六歩	壹斗貳升	同人
同所	上畠	貳畝八歩	貳斗貳升六合七勺	同人
同所	中畠	貳畝五歩 <small>(反ノ誤九)</small>	壹石六斗壹升三合三勺	同人
同所	上畠	貳畝拾歩	貳斗三升三合三勺	同人
七上セ	上畠	九畝拾三歩	九斗四升三合三勺	甚介
つるノ前	上畠	壹畝廿八歩	壹斗九升三合三勺	又右衛門
同所	上畠	壹畝拾貳歩	壹斗四升	同人
同所	中畠	壹反五畝拾四歩	壹石貳斗三升七合四勺	同人
同所	下畠	六歩	壹升貳合	同人
同所	中畠	八畝拾六歩	六斗八升貳合七勺	新二郎
同所	中畠	六畝拾五歩	五斗貳升	太郎次郎
たうノ後	下畠	壹反貳畝	七斗貳升	勘丞
同所	下畠	五畝四歩	荒 三斗八合	源四郎

小佐井郷

同所	下畠	九畝拾九歩	五斗七升八合	彌十郎
同所	下畠	九畝五歩	五斗五升	同人
東原	下畠	六畝貳拾歩	荒 四斗	彌市
東原	下畠	四畝六歩	貳斗五升貳合	藏介
同所	下畠	九畝拾八歩	五斗七升六合	三郎四郎
同所	下畠	貳畝六歩	荒 壹斗三升貳合	源四郎
同所	下畠	壹畝拾壹歩	八升貳合	新次郎
同所	中畠	三畝拾八歩	貳斗八升八合	四郎左衛門
同所	下畠	四畝廿歩	荒 貳斗八升	源四郎
東原	中畠	五畝八歩	四斗貳升壹合三勺	孫十郎
同所	上畠	貳畝	貳斗	同人
同所	上畠	三畝廿四歩	三斗八升	又二郎
同所	中畠	六畝拾貳歩	五斗壹升貳合	源次郎
同所	下畠	三畝六歩	荒 壹斗九升貳合	八郎五郎
同所	下畠	壹反貳畝拾八歩	荒 七斗五升六合	彌市
同所	屋敷	貳畝貳拾歩	貳斗六升六合七勺	甚六
同所	屋敷	四畝貳拾歩	四斗六升六合七勺	太郎二郎
同所	屋敷	貳畝廿歩	貳斗六升六合七勺	甚介

小佐井郷

屋敷	三畝廿七步	三斗九升	又右衛門	
屋敷	四畝貳拾步	四斗六升六合七勺	彌十郎	
屋敷	三畝	三斗	新二郎	
屋敷	貳畝貳拾步	貳斗六升六合七勺	四郎左衛門	
屋敷	拾六步	五升三合三勺	又右衛門	
屋敷	貳畝	貳斗	孫十郎	
屋敷	三畝拾步	三斗三升三合三勺	又次郎	
屋敷	四畝八步	四斗貳升六合七勺	八郎五郎	
□か坪	三反五畝廿八步	四石六斗七升壹合三勺	太郎二郎	
□かつほ	六畝拾貳步	八斗三升貳合	雅樂	
同所	貳拾四步	壹升四合	三郎四郎	
同所	上田	六畝八步	八斗壹升四合七勺	同人
同所	上田	五畝拾五步	七斗壹升五合	太郎次郎
同所	上田	五畝九步	六斗八升九合	新三郎
同所	上田	八畝拾七步	壹石壹斗壹升三合七勺	藏介
同所	上田	壹反拾五步	壹石三斗六升五合	新十郎
同所	上田	壹反六步	壹石三斗貳升六合	新三郎
同所	下田	九步	貳升七合	藏介

同所	中田	貳反拾五步	貳石貳斗五升五合	又二郎
同所	上田	五畝拾三步	七斗六升三合 <small>(合九勺)</small>	新十郎
下河原	上田	九畝	壹石壹斗七升	又二郎
下河原	上田	貳反九畝貳拾三步	三石八斗六升九合七勺	甚右衛門
鼻かた	上田	四畝貳拾四步	六斗貳升四合	善右衛門
同所	上田	四畝廿步	六斗七合六勺	四郎右衛門
同所	中田	壹畝六步	壹斗三升貳合	同人
同所	上田	六畝七步	八斗三勺 <small>(一升脱丸)</small>	甚右衛門
同所	中田	拾貳步	四升四合	四郎右衛門
畠田	上田	壹反三畝五步	壹石七斗壹升壹合七勺	甚右衛門
同所	上田	貳反四畝拾步	三石壹斗六升三合三勺	又二郎
五反田	上田	壹反七畝五步	貳石貳斗三升壹合七勺	同人
同所	中田	六畝貳拾步	七斗三升三合三勺	善右衛門
同所	下田	壹反壹畝三步荒	九斗九升九合	五郎太郎
同所	中田	四畝貳拾四步	五斗貳升八合	新十郎
嶋ノ本	下田	三畝拾步	三斗	七郎左衛門
同所	中田	壹畝拾四步	壹斗六升壹合三勺	源左衛門

同所	上田	壹反壹畝廿貳步	壹石五斗貳升五合三勺	甚	六
同所	上田	四畝貳拾四步	六斗貳升四合	又兵衛	
同所	上田	五畝六步	六斗七升六合	太郎次郎	
同所	上田	五畝廿步半	七斗三升八合八勺	甚	六
しまのもと	上田	七畝貳拾四步	壹石四合 (壹升脱カ)	又右衛門	
同所	中田	壹反貳畝拾八步	壹石六斗八升六合 (三カ)	三郎四郎	
同所	中田	貳畝	貳斗貳升	新十郎	
同所	中田	八畝三步	八斗九升壹合	太郎二郎	
同所	下田	拾五步	四升五合	同人	
嶋ノ本	下田	貳拾六步	七升八合	又右衛門	
同所	下田	拾六步	四升八合	甚	六
同所	下田	五畝貳拾六步	五斗貳升八合	同人	
同所	下田	貳畝拾貳步	貳斗壹升六合	三良五郎	
同所	下田	貳畝拾貳步	貳斗壹升六合	同人	
同所	下田	四畝拾八步	四斗壹升四合	與三右衛門	
同所	中田	七畝拾四步	八斗貳升壹合三勺	新次郎	
同所	中田	壹反三畝五步	壹石四斗四升八合三勺	與一兵衛	
同所	中田	六畝	六斗六升	源左衛門	

小佐井郷

南ノ下	中田	壹反三畝	壹石四斗三升	八郎五郎	
なみてのうへ	中田	貳段三畝廿四步	貳石六斗壹升八合	又次郎	
大の田	中田	五畝拾貳步	五斗九升四合	太良次郎	
なみてのうへ	下田	七畝拾六步	六斗七升□合 (八カ)	又次郎	
なみての上	上田	壹反壹畝廿七步荒	壹石五斗四升七合	又次郎	
いなほそ	上田	八畝	壹石四升	同人	
同所	下田	八畝	七斗貳升	三郎五郎	
同所	下田	貳畝三步	壹斗六升八合	又四郎	
同所	中田	貳畝貳拾步	貳斗九升三合三勺	同人	
同所	下田	壹畝拾八步	壹斗四升四合	太郎次郎	
同所	中田	三畝拾四步	三斗七升壹合四勺	又右衛門	
同所	中田	壹畝拾八步	壹斗七升六合	又次郎	
同所	中田	六畝貳步 (拾脱カ)	七斗三升三合三勺	同人	
同所	中田	四畝貳拾步	五斗壹升三合三勺	同人	
ところち	下田	四畝貳拾五步	四斗三升五合	太郎次郎	
同所	中田	七畝六步	七斗九升貳合	同人	
七七せ	中田	五畝八步	五斗七升□合三勺 (九カ)	太郎次郎	
つかノわき	中田	壹畝拾九步	壹斗八升	同人	

小佐井郷

はただ	下田	貳反七畝六步荒	貳石四斗四升八合	源二郎
同所	下田	壹段四畝廿八步荒	壹石三斗四升四合	又右衛門
同所	下田	四畝拾步	荒	三斗九升
同所	下田	壹反壹畝	荒	九斗九升
はただ	下田	三畝拾八步	荒	三斗貳升四合
たい	下田	八畝	荒	四斗八升
同所	下田	壹畝貳步	荒	六升四合
同所	下田	貳反四畝廿貳步	荒	八斗八升四合
同所	下田	貳畝拾貳步	荒	壹斗四升四合
同所	下田	三反八畝	荒	貳石貳斗八升
たい	下田	五畝貳拾六步荒	三斗五升貳合	善吉
同所	下田	八畝拾貳步	荒	五斗四合
同所	下田	三畝六步	荒	壹斗九升貳合
同所	下田	壹畝貳拾貳步	荒	壹斗四合
同所	下田	四步	荒	八合
同所	下田	壹畝	荒	六升
同所	上田	貳畝貳拾四步	荒	貳斗八升
同所	上田	八畝拾貳步	荒	八斗四升

同所	下田	貳拾步	荒	四升	同人
同所	下田	八步	荒	壹升六合	同人
城原	中田	三畝拾步	荒	貳斗六升六合七勺	同人
同所	上田	三畝壹步	荒	三斗三升三合三勺	同人
同所	下田	壹畝拾八步	荒	九升六合	相右衛門
同所	下田	拾步	荒	貳升	同人
同所	下田	九步	荒	壹升八合	同人
同所	下田	壹反四畝	荒	八斗四升	二郎左衛門
同所	中田	七畝拾步	荒	五斗八升六合七勺	同人
同所	下田	壹畝貳拾四步	荒	八升八合	同人
同所	下田	貳拾四步	荒	四升八合	次郎左衛門
同所	上田	拾五步	荒	五升	同人
同所	中田	六畝拾六步	荒	五斗貳升貳合七勺	相右衛門
同所	下田	九畝拾八步	荒	五斗七升六合	同人
同所	中田	七畝貳拾七步	荒	六斗三升貳合	同人
同所	中田	壹反廿四步	荒	八斗六升四合	藏人
城原	中田	五畝拾八步	荒	四斗四升八合	次郎左衛門
同所	下田	四畝廿四步	荒	貳斗八升八合	善吉

同所	下畠	拾貳步	荒	貳升四合	霧坊
同所	下畠	壹畝拾貳步	荒	八升四合	道賀
同所	下畠	壹反四畝	荒	八斗四升	同人
同所	下畠	壹畝拾步	荒	八升	道公 <small>〔</small>
同所	下畠 <small>〔</small>	貳拾壹步	荒	四升貳合	同人
同所	下畠	三畝貳拾壹步	荒	貳斗貳升貳合	宗榮
同所	下畠	壹畝貳拾六步	荒	壹斗壹升貳合	道公
同所	下畠	壹畝六步	荒	七升貳合	宗榮
同所	下畠	拾五步	荒	三升	同人
同所	中畠	四畝八步	荒	三斗四升壹合三勺	同人 <small>〔</small>
同所	下畠	五畝貳拾六步	荒	三斗五升貳合	宗榮
同所	下畠	貳拾四步	荒	四升八合	同人
同所	下畠	八畝貳拾四步	荒	五斗貳升八合	治部
同所	下畠	三畝廿貳步	荒	貳斗貳升四合	源六
同所	下畠	六畝貳拾步	荒	四斗	大膳
同所	下畠	貳畝	荒	壹斗貳升	新三郎 <small>〔</small>
同所	下畠	貳畝貳拾步	荒	壹斗六升	同人
同所	下畠	七畝貳拾四步	荒	四斗六升八合	雅樂

小佐井郷

同所	下畠	八畝拾步	荒	五斗	次郎右衛門
同所	下畠	貳畝拾八步	荒	壹斗五升六合	甚兵へ
同所	下畠	八畝拾九步	荒	五斗壹升八合	宗榮
同所	下畠	貳畝廿六步	荒	壹斗七升貳合	雅樂 <small>〔</small>
同所	下畠	五畝六步	荒	三斗壹升貳合	雅樂
同所	下畠	壹畝六步	荒	七升貳合	勘丞
同所	下畠	壹畝六步	荒	七升貳合	同人
同所	下畠	四畝貳拾四步	荒	貳斗八升八合	同人
同所	下畠	九畝拾八步	荒	五斗七升六合	又次郎
同所	下畠	八畝拾貳步	荒	五斗四合	又左衛門 <small>〔</small>
同所	下畠	貳畝貳拾三步	荒	壹斗六升六合	三郎五郎
同所	下畠	壹反貳拾步	荒	六斗四升	又左衛門
同所	下畠	壹反三畝拾步	荒	八斗	同人
同所	上畠 <small>〔</small>	壹畝廿四步	荒	壹斗八升	又次郎
同所	下畠	貳畝貳拾步	荒	壹斗六升	同人
同所	下畠	三畝拾步	荒	貳斗	源四郎 <small>〔</small>
同所	下畠	拾五步	荒	三升	源四郎
同所	下畠	五畝貳拾五步	荒	三斗五升	同人

小佐井郷

同所	下畠	壹畝拾八歩	荒	九升六合	同人
小迫	下畠	貳畝廿五歩	荒	壹斗七升	新三郎
同所	下畠	壹畝拾歩	荒	八升	源四郎
つゞみ	下畠	六歩	荒	壹升貳合	同人
(マ、下同)	下畠	拾六歩	荒	三升貳合	源四郎
下畠	壹畝貳拾歩	荒	壹斗	同人	
下畠	拾貳歩	荒	貳升四合	同人	
下畠	壹畝五歩	荒	七升	同人	
下畠	貳歩	荒	四合	源左衛門	
つゞみ	下畠	三畝六歩	荒	壹斗九升貳合	源四郎
同所	下畠	貳拾八歩	荒	五升六合	又次郎
同所	下畠	貳畝貳拾歩	荒	壹斗六升	同人
同所	下畠	四畝	荒	貳斗四升	藤十郎
同所	下畠	拾貳歩	荒	貳升四合	甚六
同所	下畠	四畝壹歩	荒	貳斗四升貳合	同人
同所	下畠	壹畝拾歩	荒	八升	藤十郎
小つる	畠中	五畝拾歩	荒	四斗貳升六合七勺	又二郎
同所	上畠	貳拾八歩	荒	九升三合三勺	又左衛門

つし	上畠	七畝貳拾歩	荒	七斗六升六合七勺	又二郎
同所	上畠	壹反五畝拾八歩	荒	壹石五斗六升	同人
同所	中畠	七畝四歩	荒	五斗七升七勺	同人
同所	下畠	壹畝貳拾六歩	荒	壹斗壹升貳合	同人
つし	下畠	貳畝拾八歩	荒	壹斗五升六合	太郎次郎
ひらのはた	上畠	六畝貳拾八歩	荒	六斗九升三合三勺	與三郎
長面	下畠	四畝	荒	貳斗四升	又二郎
同所	下畠	三畝廿貳歩	荒	貳斗貳升四合	五郎太郎
同所	下畠	三畝拾四歩	荒	貳斗八合	三郎五郎
同所	下畠	五畝拾歩	荒	三斗貳升	五郎太郎
中分	下畠	六畝拾六歩	荒	三斗九升貳合	三郎五郎
同所	上畠	六畝貳拾歩	荒	六斗六升六合七勺	又次郎
同所	上畠	壹反拾貳歩	荒	壹石四升	又左衛門
同所	上畠	六畝廿壹歩半	荒	六斗七升壹合七勺	新十郎
南	下畠	四畝拾歩	荒	貳斗六升	甚六
同所	下畠	貳拾四歩	荒	四升八合	源四郎
南ノ	下畠	八歩	荒	壹升六合	馬充
同所	下畠	拾六歩	荒	三升貳合	同人

同所	上畠	貳反九畝拾七步半	貳石九斗五升八合三勺	三郎四郎
同所	下畠	四畝	貳斗四升	同人
ひら	下畠	貳拾四步	四升八合	同人
同所	上畠	壹反八畝拾壹步	壹石八斗三升六合七勺	同人
ひら	下畠	拾六步	三升貳合	三郎四郎
同所	下畠	拾貳步	貳升四合	同人
同所	中畠	壹反四畝廿貳步	壹石壹斗七升八合七勺	同人
同所	下畠	貳拾步	四升	同人
同所	下畠	壹畝六步	七升貳合	同人
同所	下畠	壹畝廿六步 荒	壹斗壹升貳合	同人
ひら	下畠	壹畝貳拾六步	壹斗壹升貳合	三郎四郎
同所(畠カ)	上田	壹反貳畝	壹石貳斗	新三郎
同所	下畠	拾步	貳升	同人
同所	上畠	三畝壹步	三斗三升三合三勺	同人
ときや	上畠	貳畝拾七步	貳斗五升六合六勺	甚介
同所	中畠	六畝拾貳步	五斗壹升貳合	同人
たうノもと	上畠	壹反壹畝六步	壹石壹斗貳升	内記

小佐井郷

同所	上畠	五畝九步	五斗三升	同人
同所	上畠	五畝拾八步	五斗六升	藏充
同所	上畠	壹反貳畝十七步	壹石貳斗五升六合七勺	甚介
同所	上畠	八畝拾六步	八斗五升三合三勺	甚兵へ
同所	上畠	貳畝六步	貳斗貳升	三郎四郎
かた尻	上畠	貳畝貳拾壹步	貳斗七升	三郎四郎
同所	上畠	壹畝五步	壹斗壹升六合七勺	三郎四郎
はたけた	上畠	壹畝廿壹步	壹斗七升	市左衛門
同所	上畠	貳畝貳拾貳步	貳斗七升三合三勺	四郎右衛門
同所	上畠	三畝貳拾貳步	三斗七升三合三勺	宗十郎
同所	上畠	三畝九步半	三斗三升壹合七勺	同人
はたけ田	上畠	六畝拾六步	六斗五升三合三勺	甚右衛門
同所	上畠	三畝九步	三斗四升	同人
同所	上畠	三畝貳拾步	壹斗六升六合七勺	同人
たふち	上畠	壹反	壹石	主税
木ふし	上畠	三畝貳拾七步	三斗七升	三郎次郎
同所	上畠	五畝	五斗	藏介
木ふし	上畠	壹畝貳步	壹斗六合六勺	相右衛門

小佐井郷

同所	上畠	七畝六步	七斗貳升	同人
同所	上畠	三畝六步	三斗貳升	雅樂
同所	上畠	七畝拾四步	七斗四升六合七勺	相右衛門
同所	上畠	九畝貳步	九斗六合七勺	甚右衛門
同所	上畠	三畝七步半	三斗貳升五合	相右衛門
木ふし	上畠	七畝貳步半	七斗八合三勺	甚右衛門
同所	上畠	壹畝貳拾七步半	壹斗九升壹合七勺	前明
同所	上畠	六畝拾貳步	六斗四升	小八
同所	上畠	三畝貳拾六步	三斗八升六合七勺	新左衛門
同所	上畠	五畝貳拾步半	五斗六升八合三勺	宗榮
同所	上畠	五畝六步	五斗貳升	同人
木ふし	上畠	六畝貳拾八步	六斗七升三合三勺	藤五郎
同所	上畠	八畝拾步	八斗六升六合七勺	同人
同所	上畠	四畝壹步	四斗三合三勺	宗榮
同所	中畠	三畝貳拾九步	三斗壹升七合三勺	小八郎
同所	下畠	四畝八步	貳斗五升六合	藏二郎
同所	中畠	壹反三畝廿六步	壹石壹斗九合三勺	藏介
土くら	下畠	三畝拾八步	貳斗壹升六合	宗榮

同所	上畠	貳畝三步半	貳斗壹升壹合七勺	同人
同所	下畠	貳拾四步	四升八合	同人
同所	下畠	貳拾八步	五升六合	藤五郎
同所	下畠	三畝	壹斗八升	同人
同所	上畠	六畝拾貳步	六斗四升	宗榮
土くら	下畠	六畝四步	三斗六升八合	宗榮
同所	下畠	壹反壹畝八步	六斗七升六合	藏介
同所	下畠	三畝六步	壹斗九升貳合	甚右衛門
同所	下畠	七畝六步	四斗三升貳合	同人
(マ)	下畠	三畝六步	壹斗九升貳合	藤五郎
同所	下畠	貳拾步	四升	宗榮
土くら	中畠	貳畝貳拾五步	貳斗貳升六合七勺	新八
同所	屋敷	貳畝貳拾四步	貳斗八升	又左衛門
同所	屋敷	五畝三步	五斗壹升	又次郎
同所	屋敷	五畝拾步	五斗三升三合三勺	新十郎
同所	屋敷	四畝貳拾五步	四斗八升三合三勺	新三郎
同所	屋敷	九畝	九斗	甚介
同所	屋敷	壹畝貳拾五步	壹斗八升三合三勺	道公



屋敷	五畝拾八步	五斗六升	内記
屋敷	四畝拾貳步	四斗四升	善右衛門
屋敷	六畝拾貳步	六斗四升	甚兵衛
屋敷	貳畝六步	貳斗貳升	三郎四郎
屋敷	三畝貳拾步	三斗六升六合七勺	同人
屋敷	壹畝貳步	壹斗六合七勺	三郎四郎
屋敷	三畝貳拾步	三斗六升六合七勺	雅樂
屋敷	三畝五步	三斗壹升六合七勺	市左衛門
屋敷	四畝	四斗	四郎右衛門
屋敷	三畝貳拾六步	三斗八升三合三勺	新八
屋敷	五畝貳拾步	五斗六升六合七勺	甚右衛門
屋敷	三畝貳步	三斗六合七勺	宗十郎
屋敷	貳畝	貳斗	甚右衛門
屋敷	三畝拾步	三斗三升三合三勺	主税
屋敷	壹畝拾八步	壹斗六升	三郎次郎
屋敷	壹畝貳拾四步	六斗八升	相右衛門
屋敷	壹畝廿貳步	壹斗七升三合三勺	雅樂
屋敷	貳畝拾貳步	貳斗四升	相右衛門
屋敷	貳畝貳拾步	貳斗六升六合七勺	同人

小佐井郷

屋敷	貳畝貳拾四步	貳斗八升	前明
屋敷	四畝拾步	四斗三升三合三勺	小八郎
屋敷	四畝拾貳步	四斗四升	新左衛門
屋敷	貳畝拾五步	貳斗五升	小八郎
屋敷	八畝拾貳步	八斗四升	宗榮
屋敷	貳畝四步	貳斗壹升三合三勺	同人
屋敷	三畝六步	三斗貳升	藤五郎
屋敷	三畝貳拾五步	四斗貳升壹合七勺	惣十郎
屋敷	三畝七步半	四斗貳升貳合五勺	甚右衛門
屋敷	六畝貳拾八步	七斗六升貳合七勺	新八
屋敷	三畝拾五步	四斗五升五合	甚右衛門
屋敷	五畝貳步	六斗五升八合七勺	善右衛門
屋敷	五畝拾步	五斗八升六合七勺	甚五郎
屋敷	七步	貳升五合七勺	善右衛門
屋敷	六步	壹升八合	圓食寺 <small>(命)</small>
屋敷	壹反壹步	壹石壹斗三合七勺	新左衛門
屋敷	壹反貳畝	壹石八升	新左衛門
屋敷	三畝拾五步	三斗八升五合	同人

小佐井郷

堀ノ本	下田	貳畝貳拾五歩	貳斗五升五合	宗榮
くろ川	下田	貳反九歩	壹石八斗貳升七合	同人
たか平	下田	壹畝貳拾四歩荒	壹斗六升貳合	又二郎
同所	下田	貳拾壹歩	荒 六升四合	三郎四郎
たかひら	下田	三畝貳拾貳歩荒	三斗三升六合	又二郎
七さうし	中田	五畝貳拾六歩	六斗四升五合三勺	同人
同所	下田	拾六歩	四升八合	同人
同所	中田	四反壹畝貳歩荒	四石五斗壹升七合三勺	彌十郎
同所	上田	六畝拾歩	八斗貳升三合三勺	甚六
同所	中田	七畝拾歩	八斗六合七勺	又四郎
小迫	中田	三畝拾五歩	三斗八升五合	又次郎
同所	下田	貳畝八歩	貳斗四合	彌次郎
同所	中田	五畝貳拾五歩	六斗四升壹合七勺	又右衛門
堤	下田	壹畝拾貳歩	荒 壹斗貳升六合	源四郎
同所	下田	壹畝九歩	壹斗壹升七合	太郎二郎
同所	下田	三畝	荒 貳斗七升	彌次郎
南	下田	壹反三畝九歩	壹石壹斗九升七合	又次郎
中田	三畝貳拾歩	四斗三合三勺	新十郎	

同所	中田	壹反貳畝廿七歩	壹石四斗壹升九合	同人
同所	上田	(三九) 四畝拾五歩	四斗五升五合	同人
同所	上田	三畝貳拾歩 (貳脱カ)	四斗八升五合三勺	太郎次郎
土くら	下田	貳畝	壹斗八升	藤五郎
同所	下田	貳畝貳拾四歩	貳斗五升貳合	藤二郎
同所	下田	三畝八歩	貳斗九升四合	同人
同所	中田	七畝	七斗七升	新八

田畠屋敷共二  
合八百五拾石九斗六升

内

田方六百四拾七石七斗壹升四合

畠方貳百三石貳斗四升六合

○本号・次号トモニ、原本校合ヲナセリ。田品・面積・分米ノ計數合致セズ、誤リト思ハル、モノ間々アリ。明瞭ナル誤リハ注記セルモ、完全トハ云ヒ難キモノアリ。

三 豊後國海邊郡小佐井御檢地帳寫

○渡辺澄夫藏  
大分県史料一九

(表紙表題)

文録 <sup>(マ)</sup> 年	里村与三ヶ村之内
	下村
	市ノ尾村
	下ノ村
	屋山村
山口玄 <sup>(マ)</sup> 番帳寫	

小佐井郷

同所	上田	九畝貳拾四步	壹石壹斗七升六合	東陽寺
同所	中田	貳反拾六步	貳石五升三合	同人
同所	上田	壹反五畝六步	壹石八斗貳升四合	同人
同所	中田	壹反貳畝貳拾步	壹石貳斗六升七合	同人
同所	中田	壹反貳拾步	壹石六升七合	左助
同所	下田	拾貳步	三升壹合	左助
同所	下田	壹畝拾五步	壹斗貳升	同人
いはのさこ	上田	壹反貳拾四步	壹石貳斗九升貳合	内丞
同	中田	三畝貳拾六步	三斗七升九合	同人
同	中田	八畝拾六步	八斗五升三合	作内
とうしり	中田	七畝六步	七斗貳升	東陽寺
西光寺	中田	三畝貳步	三斗七合	同人
同	上田	壹反四畝拾貳步	壹石七斗貳升八合	同人
とうしり	上田	壹反五畝拾貳步	壹石貳斗三升貳合	同人
こゝね	上田	三畝拾八步	貳斗八升八合	彦右衛門
同	下田	五畝六步	貳斗八合	同人
同	中田	四畝	貳斗四升	同人

小佐井郷

小嶺	下畠	貳拾歩	貳升七合	彦右衛門
はしめ	中畠	四畝三步半	貳斗四升六合	左助
同	中畠	壹反壹畝六歩	六斗七升貳合	彦右衛門
同	中畠	壹畝三步	六升六合	左助
同	中畠	四畝拾貳歩	貳斗六升四合	同人
(マ)下〇以	中畠	四畝貳拾三步	貳斗八升六合	同人
かわら	下畠	九畝拾六歩	三斗八升壹合	勘解由
同	下畠	壹畝貳拾分半	七升	左助
いはのさき	上畠	拾五歩	四升	惣衛門
同	下畠	壹畝拾四歩	五升九合	同人
いてかみ	上畠	三畝拾歩	貳斗六升七合	同人
同	上畠	貳拾八歩	七升四合	同人
いてかみ	上畠	三畝六歩	貳斗五升六合	惣右衛門
同	中畠	八畝貳拾壹歩	五斗貳升貳合	同人
同	中畠	五畝貳拾四歩	三斗四升八合	作内
松原	上畠	貳拾六歩	七升	同人
同	中畠	貳拾九歩半	五升八合	同人
同	上畠	拾歩	貳升七合	同人

松原	上畠	拾歩	貳升七合	作内
同	下畠	壹畝	四升	同人
尾はた	上畠	貳畝	壹斗六升	内丞
同	上畠	九畝拾八歩	七斗六升八合	同人
同	下畠	壹畝貳拾四歩	七升貳合	同人
同	上畠	貳畝	壹斗六升	左助
松成	中畠	壹反七畝	壹石貳升	左助
同	上畠	八畝貳拾八歩	七斗壹升五合	同人
同	上畠	貳畝	壹斗六升	同人
同	中畠	五畝拾歩	三斗貳升	同人
同	下畠	四畝貳拾歩	壹斗八升六合	同人
同	上畠	三畝	貳斗四升	同人
松成	下畠	貳拾四歩	三升貳合	左助
同	上畠	拾九歩	五升七合	同人
同	上畠	貳畝拾歩	壹斗八升三合	孫次郎
同	中畠	貳畝拾八歩	壹斗五升六合	左助
同	上畠	三畝六歩	貳斗五升六合	同人
西光寺	上畠	貳畝五歩	壹斗七升三合	東陽寺

西光寺	上畠	貳拾五歩	六升六合	東陽寺
同	下畠	貳拾四歩	三升貳合	同人
いひのくち	上畠	壹畝九歩	壹斗四合	彦右衛門
同	上畠	壹畝貳拾貳歩 <small>(四ノ談カ)</small>	壹斗四升三合	同人
同	下畠	壹畝貳歩	四升貳合	同人
同	下畠	貳畝	八升	同人
こひら	上畠	五畝拾五歩	四斗四升	助三郎
お畠	上畠	壹畝貳拾壹歩	壹斗三升六合	彦右衛門
同	中畠	壹畝八歩半	七升八合	同人
同	下畠	貳拾五歩半	三升四合	同人
同	中畠	四畝貳歩半	貳斗四升五合	同人
同	上畠	六畝拾貳歩	五斗壹升貳合	左助
お畠	中畠	九畝貳歩	五斗四升四合	左助
同	下畠	四畝貳拾四歩	壹斗九升貳合	同人
同	上畠	八畝貳歩	六斗四升六合	同人
同	中畠	壹畝貳歩	六升四合	右京
同	中畠	貳畝四歩	壹斗貳升八合	左助
はしつめ	下田	六歩 <small>荒</small>	壹升六合	同人

小佐井郷

お畠	下田	壹畝貳拾六歩	壹升五升	助八郎
せと	下田	五畝	四斗	彦右衛門
同	下田	壹畝拾歩	壹斗 <small>(マ)</small>	同人
同	下田	貳畝四歩	壹斗四升 <small>(マ)</small>	同人
同	下田	三畝	貳斗四升	彌四郎
同	下田	壹畝貳歩	八升六合	甚四郎
よこひら	下田	三畝拾歩	貳斗六升七合	新九郎
うしろさき	下田	六畝貳拾八歩 <small>(四カ)</small>	五斗四升四合	和泉
とうり	下畠	壹畝六歩	四升八合	右京
はしつめ	下畠	貳畝拾貳歩	九升六合	藏吉
かわら	下畠	七畝貳拾四歩	三斗壹升貳合	勘解由
同	中畠	三畝貳拾歩半	貳斗貳升壹合	同人
同	下畠	五畝拾七歩	貳斗貳升貳合	失人 三右衛門
同	下畠	貳畝四歩	八升五合	同人
松原	下畠	四畝拾壹歩	壹斗七升五合	作内
お畠	下畠	三畝六歩	壹斗貳升八合	失人 助丞
同	下畠	五畝拾八歩	貳斗貳升四合	左助
同	下畠	三畝六歩	壹斗貳升八合	同人

小佐井郷

屋敷	下畠	七畝拾四步	貳斗九升九合	左助
屋敷	同	三畝壹步	壹斗貳升壹合	同人
屋敷	松成	三畝拾步	壹斗三升三合	同人
屋敷	お畠	四畝六步	壹斗六升八合	同人
屋敷	同	貳拾四步	三升貳合	同人
屋敷	同	九畝拾六步	三斗八升壹合	同人
屋敷	同	六畝拾八步	貳斗六升四合	同人
屋敷	同	壹畝貳拾步	六升七合	失人 助八郎
屋敷	同	壹畝貳步	四升三合	同人
屋敷	長さ 下畠	九畝拾八步	三斗八升四合	失人 石見
屋敷	同	貳拾四步	八升	惣右衛門
屋敷	同	壹畝貳拾貳步半	壹斗七升五合	作内
屋敷	同	五畝拾步	五斗三升三合	左助
屋敷	同	壹畝拾八步	壹斗六升	孫次郎
屋敷	同	貳拾貳步半	七升五合	又五郎
屋敷	同	壹畝拾貳步	壹斗四升	東陽寺
屋敷	同	壹畝貳拾五步	壹斗八升三合	彦右衛門
屋敷	同	拾八步	六升	助三郎

屋敷	屋敷	拾貳步	四升	左助内 後家
屋敷	上ノはら	貳拾七步	九升	右京
屋敷	同	貳畝貳拾四步	壹斗壹升貳合	左助
屋敷	同	三畝九步	壹斗三升貳合	彦右衛門
屋敷	同	貳畝拾貳步	九升六合	左助
屋敷	同	貳拾八步	五升六合	同人
屋敷	内その	壹反四畝五步半	八斗五升壹合	東陽寺
屋敷	同	四畝拾貳步	貳斗六升四合	同人
屋敷	同	壹反九畝貳步	七斗六升三合	同人
屋敷	同	壹反六畝拾六步	九斗九升貳合	彦右衛門
屋敷	同	壹反三畝貳拾四步	五斗五升貳合	左助
屋敷	吹上	五畝拾步	貳斗壹升三合	兵内
屋敷	同	六畝	四斗八升	兵内
屋敷	同	五畝拾步	三斗貳升	同人
屋敷	同	貳畝六步半	壹斗七升七合	同人
屋敷	同	四畝拾三步	三斗五升五合	同人
屋敷	せい力 中畠	貳反貳畝	壹石三斗貳升	新十郎
屋敷	同	九畝三步	五斗四升六合	左助

同	清力	中畠	六畝貳拾八步	四斗壹升六合	左助
同	同	下畠	八畝拾六步	三斗四升貳合	同人
同	同	上畠	貳畝	壹斗六升	新十郎
同	同	中畠	貳拾四步	四升八合	同人
同	同	下畠	三畝拾八步	壹斗四升四合	同人
同	同	下畠	壹反壹畝七步半	四斗五升	同人
同	同	下畠	六畝	貳斗四升	左助
同	同	下畠	三畝拾八步半	壹斗四升五合	新十郎
同	同	下畠	八畝	三斗貳升	同人
同	同	下畠	九畝拾六步	三斗八升壹合	同人
同上	同	下畠	壹畝五步	九升五合 <small>(マ)</small>	同人
同	同	上畠	壹畝六步	九升六合	同人
西ノ畠	同	中畠	九畝拾步半	五斗六升壹合	九郎三郎
同	同	中畠	壹反壹畝	六斗六升	同人
同	同	上畠	拾八步	四升八合	同人
同	同	上畠	貳畝九步	壹斗八升四合	同人
同	同	下畠	壹反三畝拾步	五斗三升三合	同人
同	同	下畠	貳畝壹步半	八升貳合	同人

小佐井郷

同	同	中畠	貳畝六步	壹斗三升貳合	同人
同	津留	上畠	六畝貳拾步	五斗三升四合	同人
同	同	上畠	貳畝五步	壹斗七升三合	同人
同	のち	上畠	壹反壹畝七步半	九斗	同人
同	同	中畠	壹反壹畝七步半 <small>(三ノ誤九)</small>	六斗六升七合	同人
同	同	下畠	三畝貳拾七步	壹斗五升六合	同人
同	あてはる	中畠	五畝貳拾六步	三斗五升貳合	九郎三郎
同	同	中畠	三畝拾貳步	貳斗四合	立右衛門
同	高四郎	上畠	貳畝貳拾步	貳斗壹升四合	同人
同	同	中畠	七畝七步	四斗三升四合	同人
同	同	中畠	壹畝拾五步	九升	同人
同	同	上畠	三畝	貳斗四升	同人
同	くりのき	上畠	三畝八步	貳斗六升壹合	十次郎
同	同	下畠	三畝貳拾四步	壹斗五升貳合	同人
同	むかへのまへ	中畠	四畝貳拾步	貳斗八升	三郎四郎
同	くほ畠	下畠	壹反貳畝拾四步	五斗	十次郎
同	同	下畠	壹畝拾步	五升三合	同人
同	同	下畠	壹反拾貳步	四斗壹升六合	失人 太郎二郎

小佐井郷

くほ島	下島	八畝拾六歩	三斗四升貳合	十次郎
三反島	下島	壹反貳畝拾歩	四斗九升三合	三郎次郎
つゝみとり	中島	四畝貳拾七歩	貳斗九升四合	同人
同	上島	壹反四歩	八斗壹升壹合	同人
同	上島	貳畝貳拾歩	貳斗壹升四合	同人
同	下島	七畝拾歩	貳斗九升三合	同人
同	下島	壹反三畝拾歩	五斗三升三合	失人
同	中島	壹反四畝拾貳歩	八斗六升四合	三郎次郎
同	上島	八畝拾貳歩	六斗七升貳合	同人
つかのはたけ	下島	七畝拾四歩	貳斗九升九合	小次良
中尾	中島	壹畝	六升	甚四郎
同	下島	六歩	八合	同人
中尾	上島	三畝六歩	貳斗五升六合	甚四郎
同	中島	壹反三畝六歩	七斗九升貳合	彌次郎
同	中島	壹反三畝九歩	七斗九升八合	甚四郎
同	下島	貳拾四歩	三升貳合	三郎次郎
中屋原	下島	五畝	貳斗	失人
竹ノ上	下島	五畝	貳斗	甚七
	下島		貳斗	三郎次郎

龍泉庵	下島	貳拾四歩	三升貳合	失人
同	下島	貳拾七歩	三升六合	善兵衛
同	中島	壹畝貳拾六歩	壹斗壹升貳合	同人
同	中島	三畝拾歩	貳斗	同人
同	上島	四畝貳拾四歩	三斗八升四合	同人
同	下島	六畝	貳斗四升	同人
寺ノ下	下島	壹畝貳歩	四升三合	六右衛門
同	下島	貳拾壹歩	貳升八合	三郎四郎
下かわら	下島	五畝貳拾歩	貳斗貳升六合	清四郎
同	中島	四畝八歩	貳斗五升	同人
おもてはた	上島	六畝拾歩	五斗七合	同人
同	上島	貳畝貳拾六歩	貳斗貳升七合	同人
同	中島	貳畝拾貳歩	壹斗四升四合	同人
はきめひ	中島	貳拾八歩	五升六合	同人
同	中島	壹畝五歩	七升	三郎四郎
同	下島	貳畝拾八歩	壹斗四合	六右衛門
かきうち	下島	貳畝拾壹歩	九升四合	清四郎
ひよ橋かきこ	中島	三畝四歩半	壹斗八升九合	六右衛門



ひよ鳥かさこ	下畠	三畝拾八歩	壹斗四升四合	六右衛門
おしかつ	上畠	壹畝八歩	壹斗壹合	清四郎
同	上畠	貳拾四歩	六升四合	同人
道きう	下畠	壹畝貳拾貳歩半	七升	同人
同	中畠	四畝	貳斗四升	同人
同	中畠	拾貳歩	貳升四合	同人
上ノはら	下畠	拾八歩	貳升四合	彦右衛門
同	下畠	壹反貳畝拾五歩	五斗	左助
清力	下畠	壹畝貳拾五歩	七升三合	新十郎
同	下畠	五畝拾八歩	貳斗貳升四合	同人
同	下畠	四畝	壹斗六升	同人
同	下畠	八畝貳拾四歩	三斗五升貳合	新十郎
清力	下畠	貳拾歩	貳升六合	新十郎
あをてはる	下畠	貳反五畝貳拾歩	壹石貳升六合	失人 太郎二郎
高四郎	下畠	壹畝貳歩	四升三合	立右衛門
同	下畠	壹反貳畝	四斗八升	失人 太郎二郎
同	下畠	八歩	壹升	同人
むかへのまへ	下畠	七畝拾五歩	三斗	六右衛門

小佐井郷

くほ畠	下畠	壹反貳畝	四斗八升	清四郎
□反畠	下畠	貳反貳畝拾六歩半	九斗貳合	右京
つゝまはる	下畠	三畝八歩	壹斗三升	同人
つゝまはる	下畠	壹反三畝貳拾六歩	五斗五升四合	失人 甚七
同	下畠	壹畝拾八歩	六升四合	同人
同	下畠	壹反九畝貳歩	七斗六升三合	同人
下かわら	下畠	八畝	三斗貳升	新兵衛
同	下畠	壹畝貳拾六歩	七升五合	清四郎
こうちノ下	下畠	壹反八畝拾歩	七斗三升三合	同人
清力	中田	六畝拾貳歩	六斗四升	左助
同	中田	六畝拾歩	六斗三升三合	同人
同	中田	七畝六歩	七斗貳升	同人
つる	下田	六畝六歩	五斗貳升八合	九郎三郎
同	下田	貳畝	壹斗六升	同人
から	下田	壹畝貳歩	八升五合	新次郎
同	中田	貳畝	貳斗	同人
あてをはる	下田	四畝貳拾四歩	三斗八升貳合	久助
高四郎	中田	貳畝貳拾四歩	貳斗八升	立右衛門

小佐井郷

高四郎	下田	壹畝五步	九升三合	立右衛門
同	中田	壹反貳拾四步	壹石八升	同人
つとまはる	下田	四畝貳拾四步半	三斗八升六合	三郎次郎
同	下田	貳畝拾七步	貳斗五合	同人
同	中田	壹反七畝拾八步	壹石七斗六升	同人
つろはたけ	上田	貳反壹畝	貳石五斗貳升	立右衛門
つるノさたけ	中田	五畝四步	五斗壹升三合	三郎次郎
から木かさこ	中田	五畝拾五步	五斗四升	左助
同	下田	三畝拾五步	貳斗八升	甚四郎
同	下田	六畝	四斗八升	同人
同	下々田	貳畝貳拾四步	貳斗貳升 <small>(マ)</small>	同人
同	下田	壹畝貳拾六步	壹斗四升九合	同人
つとまかさこ	上田	壹反七畝六步	貳石六升四合	三郎二郎
同	下田	五畝貳拾步	四斗五升四合	同人
竹ノ上	下田	貳畝拾貳步	壹斗九升貳合	同人
天神かさこ	中田	壹反貳畝拾五步	壹石貳斗五升	小二郎
同	下田	壹畝拾五步	壹斗貳升	同人
同	中田	貳拾四步	八升	十次郎

天神かさこ	上田	八畝貳拾步	壹石四升	彦四郎
同	下田	八畝三步	六斗四升八合	同人
同	下田	貳拾八步	七升五合	十次郎
同	下田	五畝拾八步	四斗四升八合	同人
同	上田	九畝五步	壹石壹斗	清四郎
同	中田	拾六步	五升三合	六右衛門
寺ノ下	中田	三畝八步	三斗貳升六合	六右衛門
同	中田	五畝四步	五斗壹升三合	三郎四郎
同	中田	貳畝三步	貳斗壹升	六右衛門
かきうち	下田	六畝七步 <small>(貳拾脱九)</small>	五斗五升貳合	清四郎
かきうち	中田	壹畝拾八步	壹斗貳升八合	六右衛門
かきうち	中田	三畝貳拾貳步	三斗七升三合	清四郎
かきうち	中田	壹反七畝拾步	壹石七斗三升三合	清四郎
同	中田	貳反拾六步	貳石五升三合	同人
同	上田	壹反八畝拾九步	貳石貳斗三升六合	同人
同	上田	壹畝拾八步	壹斗九升貳合	同人
同	中田	五畝拾步	五斗三升三合	同人
同	下田	貳畝拾貳步	壹斗九升貳合	同人

石わら	下田	貳反貳畝拾歩	壹石七斗八升七合	清四郎
同	下田	四畝拾貳歩	三斗五升貳合	同人
同	下田	五畝	四斗	同人
つるのかしら	下田	壹反四畝五歩	壹石壹斗三升三合	六右衛門
せまいた	中田	四畝六歩	四斗貳升	同人
同	中田	四畝六歩半	四斗貳升貳合	三郎四郎
せまいた	中田	八畝三歩	八斗壹升	立右衛門
同	下田	壹反六畝	壹石貳斗八升	同人
同	下田	壹反壹畝拾歩	九斗七合	同人
同	下田	壹畝貳拾四歩	壹斗四升四合	久助
同	中田	壹反貳拾歩	壹石六升六合	三郎四郎
同	中田	貳畝貳拾四歩	貳斗八升	六右衛門
ひよ鳥かさこ	中田	三畝六歩	三斗貳升	六右衛門
同	下田	七畝	五斗六升	同人
道きう	下田	壹反六歩	八斗壹升六合	清四郎
つるのはたけ	下田	壹反三畝六歩	壹石五升六合	二郎三郎
から木かさこ	下田	六畝五歩	四斗九升三合	甚四郎
同	下田	貳畝六歩	壹斗七升六合	彌八郎

小佐井郷

つゝみかさこ	下田	貳畝貳拾歩	貳斗壹升四合	三郎次郎
同	下田	貳畝拾八歩	貳斗八合	同人
同	下田	貳畝拾四歩	壹斗九升七合	同人
同	下田	五畝	四斗	失人
同	下田	壹畝貳拾歩	壹斗三升四合	三郎次郎
天神かさこ	下田	貳畝拾貳歩	壹斗九升貳合	彌十郎
石わり	下田	壹反六畝貳拾四歩	壹石三斗四升四合	清四郎
同(下田丸)	下田	三畝拾貳歩	貳斗七升貳合	六右衛門
よりのくほ	下田	三畝八歩	貳斗六升壹合	同人
同	下田	三畝拾五歩	貳斗八升	三郎四郎
同	下田	壹反貳畝	九斗六升	同人
同	下田	三畝六歩	貳斗五升六合	同人
よりのくほ	下田	五畝六歩	四斗壹升六合	三郎四郎
大ノ田	下田	三畝九歩	貳斗六升四合	清四郎
同	下田	壹反五畝	壹石貳斗	同人
同	下田	七畝六歩	五斗七升六合	同人
いしかさこ	下田	四畝八歩	三斗四升壹合	三郎四郎
下かわら	下田	五畝拾壹歩	四斗貳升九合	新兵衛

小佐井郷

下田 <small>下かわら</small>	三畝九步	貳斗六升四合	六右衛門	下田 <small>くた山</small>	九畝	七斗貳升	九郎三郎
屋敷	壹畝貳拾步	壹斗七升	兵内	上田	五畝拾步	六斗四升	同人
屋敷	壹畝拾八步	壹斗六升	新十郎	中田	壹反拾貳步	壹石四升	清四郎
屋敷	壹畝	壹斗	伊勢松 <small>九郎三郎内</small>	上田 <small>くほ田</small>	七畝八步半	八斗七升四合	立右衛門
屋敷	三畝拾五步	三斗五升	九郎三郎	中田	五畝拾九步	五斗六升六合	左助
屋敷	壹畝拾步	壹斗三升三合	新次郎 <small>失人</small>	中田	九畝拾步	九斗三升三合	新十郎 <small>くほ田</small>
屋敷	壹畝拾步	壹斗三升三合	久助 <small>失人</small>	中田	八畝貳拾八步	八斗九升三合	左助
屋敷	貳拾壹步	七升	立右衛門	下田	八畝貳拾四步	七斗四合	同人
屋敷	壹畝貳拾六步	壹斗八升六合	十郎次郎	中田	四畝貳拾三步	四斗七升三合	同人
屋敷	貳畝四步	貳斗壹升三合	三郎次郎	中田	壹反四畝	壹石四斗	三郎四郎
屋敷	拾六步半	五升五合	甚四郎	中田 <small>馬下</small>	五畝三步	五斗壹升	左助
屋敷	貳拾步	六升六合	善兵衛 <small>失人</small>	下田	三畝八步	貳斗六升壹合	同人
屋敷	壹畝貳步	壹斗六合六勺	善兵衛	中田	四畝拾六步半	四斗五升五合	彦四郎
屋敷	貳畝貳拾壹步	貳斗七升	清四郎	中田 <small>いのさこ</small>	五畝貳拾八步半	五斗九升五合	左助
下田 <small>正昭寺</small>	四畝拾步	三斗四升七合	道金	下田	三畝	貳斗四升	同人
下田 <small>たうのさこ</small>	六畝貳拾八步	五斗五升三合	左助	下田	貳畝四步	壹斗七升	同人
中田	六畝	六斗	三郎四郎	下田 <small>尾崎</small>	貳畝拾貳步	壹斗九升貳合	彦左衛門
下田	三畝拾四步	貳斗七升九合	同人	中田	貳畝拾三步半	貳斗四升五合	左助

尾崎	中田	六畝拾八歩	六斗六升	彦左衛門
同	中田	壹畝拾歩	壹斗三升三合	同人
御くてん	上田	九畝拾歩	壹石壹斗貳升	彌次郎
畠田	上田	壹反三畝貳拾八歩	壹石六斗七升貳合	甚四郎
同	上田	貳反四畝貳拾八歩	貳石九斗九升貳合	三郎次郎
瀧谷下	中田	七畝貳拾四歩	七斗八升	九郎三郎
同	下田	五畝貳拾歩	四斗五升四合	九郎三郎
同	上田	壹反九畝貳拾四歩半	貳石三斗七升六合	三郎次郎
同	下田	三畝拾歩	貳斗六升六合	同人
かの木の本	下田	三畝貳拾貳歩	貳斗九升九合	次郎三郎
同	中田	壹反貳畝四歩半	壹石貳斗壹升五合	同人
同	上田	三畝四歩半	三斗七升八合	同人
畠田	上田	九畝貳歩半	壹石八升九合	彌次良
はくせんてん	上田	九畝三歩	壹石九升貳合	新次良
同	中田	四畝貳拾四歩	四斗八升	彌次良
炭屋	上田	五畝貳拾五歩半	七斗貳合	新五郎
同	中田	三畝拾歩	三斗三升三合	二郎三郎
同	中田	壹畝	壹斗	立右衛門

小佐井郷

炭屋	中田	壹畝三歩	壹斗壹升	新五郎
同	中田	壹畝貳拾七歩	壹斗九升	小次良
同	上田	貳畝拾八歩	三斗壹升貳合	同人
同	中田	四畝	四斗	二郎三郎
たうのさこ	下田	壹畝貳拾貳歩	壹斗三升九合	同人
引地	下田	壹畝拾四歩	壹斗壹升七合	新五郎
炭や	中田	八畝拾貳歩	八斗四升	小次郎
同	中田	壹畝貳歩	壹斗六合	同人
同	下田	貳畝拾四歩	壹斗九升九合	源七郎
同	上田	六畝半	七斗貳升貳合	道金
炭屋原	上田	壹反八歩	壹石貳斗三升貳合	小次郎
同	下田	壹反三畝拾九歩半	壹石九升三合	新五郎
火わたし	下田	五畝拾八歩	四斗四升四合	三郎次郎
同	中田	九畝拾歩	九斗三升三合	彌次郎
同	下田	壹畝	八升	市助
同	下田	四畝六歩	三斗三升六合	同人
天腫はる	中田	九畝三歩	九斗壹升	源七郎
同	下田	五畝拾八歩	四斗四升八合	同人

小佐井郷

天神 <small>はる</small>	中田	壹反貳畝四步	壹石貳斗壹升三合	源七郎
同	上田	貳畝三步	貳斗五升貳合	立右衛門
同	中田	五畝拾八步	五斗六升	次郎三郎
同	中田	五畝四步	五斗三升三合 <small>(マ)</small>	立右衛門
同	下田	貳拾四步	六升四合	同人
同	下田	三畝貳拾七步半	三斗壹升三合	二郎三郎
同	下田 <small>のなかの下</small>	四畝	三斗貳升	三郎次郎
同	中田	壹反貳畝拾貳步 <small>(マ)</small>	壹石貳斗三升三合	同人
同	上田	四畝拾六步半	五斗四升六合	同人
同	中田	壹反拾貳步	壹石四升	源七郎
同	下田 <small>のなか</small>	壹反貳拾三步	八斗六升貳合	同人
同	下田	壹畝拾貳步	壹斗壹升貳合	同人
同	中田 <small>のなか</small>	七畝拾五步半	七斗五升壹合	九郎三郎
同	下田	壹畝貳拾八步	壹斗五升三合	同人
同	下田	壹畝	八升	新五郎
同	上田 <small>おんち</small>	壹反五步半	壹石貳斗貳升三合	彦四郎
同	中田	四畝貳步半	四斗九合	同人
同	中田	貳畝貳拾步半	貳斗六升八合	小次郎

同	上田 <small>おんち</small>	七畝拾四步	八斗九升六合	小次郎
同	下田	壹畝拾九步	壹斗三升貳合	九郎三郎
同	下田	四畝拾五步	三斗六升	市助
同	中田	六畝貳拾九步	六斗九升七合	甚四郎
同	中田	六畝貳拾步	六斗六升六合	同人
同	下田	七畝四步半	五斗七升貳合	與十郎
同	中田 <small>おんち</small>	三畝拾五步	三斗五升	與十郎
同	下田	壹畝拾步	壹斗七合	同人
同	下田 <small>五反田</small>	貳畝四步	貳斗壹升三合	同人
同	中田	八畝拾貳步	八斗四升	新次郎
同	上田	壹反	壹石貳升	市助
同	中田	七畝貳拾步	七斗六升六合	同人
同	上田 <small>とたい</small>	壹反	壹石貳斗	新五郎
同	下田	六畝貳步	四斗八升六合	同人
同	中田	八畝拾六步半	八斗五升五合	小次郎
同	中田 <small>宮その</small>	八畝貳拾步	八斗六升六合	十次郎
同	下田	七畝	五斗六升	同人
同	中田	貳畝拾七步半	貳斗五升八合	同人

宮その	中田	四畝拾六步半	四斗五升五合	十次郎
同	中田	拾六步	五升三合	同人
同	下田	八畝拾貳步	六斗七升貳合	新五郎
同	下田	貳畝貳拾四步	貳斗貳升四合	小次郎
同	下田	壹畝拾步	壹斗七合	同人
同	下田	八畝拾貳步	六斗七升貳合	立右衛門
同	下田	壹反六畝貳拾步	壹石三斗三升四合	二郎三郎
同	下田	壹畝拾四步	壹斗壹升七合	彌四郎
同	下田	壹畝九步	壹斗六合	大膳
同	下田	壹畝拾九步半	壹斗三升四合	羈若
同	下田	貳拾四步	六升四合	大膳
同	下田	貳畝拾步	壹斗八升七合	羈若
同	下田	七畝	五斗六升	九郎三郎
同	下田	四畝貳拾壹步	三斗七升七合	助進
同	下田	五畝拾八步	四斗四升八合	同人
同	下田	貳畝	壹斗六升	九郎三郎
同	下田	拾八步	四升五合	彌八郎
同	下田	貳畝三步	壹斗六升八合	彦左衛門

小佐井郷

同	下田	四畝八步	三斗四升貳合	彦左衛門
同	下田	貳拾四步	六升四合	彌次郎
同	下田	六步	壹升六合	彦左衛門
同	下田	六步	壹升六合	同人
同	下田	三畝八步	貳斗六升壹合	立右衛門
同	下田	拾畝拾步	壹斗七合	彦左衛門
同	下田	四畝	三斗貳升	二郎三郎
同	下田	貳畝拾貳步	壹斗九升貳合	彦左衛門
同	下田	壹畝貳拾貳步	壹斗三升九合	市助
同	下田	壹反五畝貳拾六步	壹石貳斗七升	次郎三郎
同	下田	三畝九步	貳斗六升四合	與十郎
同	下田	壹畝拾四步	壹斗壹升七合	次郎三郎
同	下田	壹畝七步半	壹斗	次郎三郎
同	下田	四畝貳拾四步	三斗八升四合	新五郎
同	下田	壹反三畝六步	壹石五升八合	彌八郎
同	下田	五畝拾八步	四斗四升八合	同人
同	下田	貳畝貳拾四步	貳斗貳升四合	同人
同	下田	壹反四步	八斗壹升	源七郎

小佐井郷

宮その	下田	壹反壹畝六步	八斗九升六合	小二郎
同	下田	八畝拾六步	六斗八升壹合 <small>(三カ)</small>	十次郎
同	中田	壹反拾步	壹石三升三合	彦四郎
同	下田	六畝拾步	五斗七合	市助
同	下田	壹反拾九步	八斗五升四合 <small>(念カ)</small>	三郎次郎
同	下田	壹反四畝貳拾八步	壹石壹斗九升壹合 <small>(五カ)</small>	同人
上のはら	中島	壹畝二步	六升六合	左助
宮その	中島	壹畝拾八步	七升八合	東陽寺
同	下島	貳拾貳步	貳升九合	同人
正昭寺	中島	四畝貳拾四步	貳斗八升八合	道金
同	上島	壹畝六步	九升六合	同人
同	中島	四畝六步	貳斗五升貳合	同人
正昭寺	下島	六畝三步半 <small>(マ)</small>	貳斗四升七合	道金
かわら	下島	六畝四步	貳斗四升五合	左助
同	下島	壹畝拾八步	六升四合	同人
西ひら	中島	壹反三畝拾步	八斗	同人
同	下島	壹反八畝貳拾步	七斗四升七合	同人
道きつ	上島	壹畝貳拾貳步半	壹斗四升	六右關門

道きつ	中島	貳畝拾貳步	壹斗四升四合	六右衛門
同	中島	三畝壹步 <small>(マ)</small>	壹斗八升六合	同人
同	下島	六步	八合	同人
同	上島	三畝七步半	貳斗六升	同人
同	上島	三畝壹步	貳斗四升貳合	三郎四郎
同	上島	壹畝貳拾八步	壹斗五升四合	同人
同	上島	三畝六步	貳斗五升六合	三郎四郎
同	上島	貳拾八步	七升五合	六右衛門
同	上島	壹畝拾六步半	壹斗貳升四合	同人
同	中島	三畝拾八步	貳斗壹升六合	同人
同	中島	貳拾八步	五升六合	同人
同	上島	四畝八步	三斗四升貳合	彦左衛門
同	中島	五畝八步	三斗壹升六合	彦左衛門
門はたけ	上島	六畝	四斗八升	同人
さんちく	上島	六畝拾八步	五斗貳升八合	彌次郎
同	中島	貳畝貳拾貳步半 <small>(九カ)</small>	壹斗七升九合	彦左衛門
同	上島	壹畝三步	八升八合	同人
同	上島	壹畝貳拾四步	壹斗四升四合	同人



同	上畠	貳畝	壹斗六升	彦左衛門
同上畠	貳拾壹歩	五升六合	彌次良	
同	上畠	七畝拾四歩 <small>(マ)</small>	五斗八升九合	同人
同上畠	三畝八歩	壹斗九升六合	次郎三郎	
同	上畠	七畝貳拾貳歩	六斗壹升八合	同人
同上畠	壹畝貳拾五歩	壹斗四升六合	新五郎	
同上畠	貳畝拾歩	壹斗四升	立右衛門	
同	上畠	五畝貳歩	四斗五合	小次郎
同	上畠	貳拾歩	五升七合 <small>(三カ)</small>	同人
同	中畠	貳畝貳拾八歩 <small>(マ)</small>	壹斗六升八合	同人
同	上畠	三畝六歩	貳斗五升六合	新五郎
同	中畠	貳畝拾貳歩	壹斗四升四合	同人
同上畠	六畝六歩	四斗九升六合	新五郎	
同	中畠	五畝貳拾三歩	三斗四斗六合	次郎三郎
同上畠	六畝貳歩	三斗六升四合	同人	
引地	下畠	貳拾壹歩	貳升八合	同人
同	下畠	六畝	貳斗四升	新五郎
同	下畠	壹畝拾九歩半	六升七合 <small>(六カ)</small>	同人

小佐井郷

引地	下畠	貳反壹畝拾歩	八斗五升三合	新五郎
天神 <small>はる</small>	下畠	三畝六歩	壹斗貳升八合	源七郎
同	中畠	七畝六歩	四斗三升貳合	羈若
同	中畠	貳畝貳拾四歩	壹斗六升八合	同人
天神 <small>はる</small>	中畠	九畝拾歩	五斗八升	源七良
同	上畠	五畝拾歩 <small>(五脱カ)</small>	四斗四升	同人
天神 <small>はる</small>	上畠	壹畝拾八歩	壹斗貳升八合	源七郎
同	中畠	貳畝六歩	壹斗三升貳合	同人
同	上畠	壹畝拾八歩	壹斗貳升八合	同人
同	上畠	壹畝五歩	九升三合	同人
同	上畠	貳畝拾貳歩	壹斗九升貳合	同人
同	上畠	壹畝貳拾歩	壹斗三升七合 <small>(三カ)</small>	同人
天神 <small>はる</small>	中畠	貳畝貳拾歩	壹斗六升	源七良
同	上畠	六畝拾歩	五斗七合	同人
同	下畠	八畝貳拾歩	三斗四升七合	同人
中 <small>その</small>	上畠	壹反拾貳歩	八斗三升貳合	市助
同	上畠	四畝貳拾四歩	三斗八升四合	同人
同	上畠	壹畝貳拾貳歩	壹斗四升三合	同人

小佐井郷

中 <small>中その</small> 中	壹反壹畝貳拾七步	七斗壹升四合	彦四郎
中 <small>悉こ</small> 中	壹反四畝七步半	八斗五升五合	立右衛門
同	貳拾步	五升四合	彦四郎
同	上畝	貳畝貳拾貳步半	同 人
同	下畝	六畝拾貳步	立右衛門
同	中畝	八畝	彌八郎
同	下畝	貳畝三歩	左 助
正昭寺	下畝	八升四合	道 金
下畝	三畝	壹斗貳升	失人 助 進
下畝	五畝拾八歩	貳斗貳升四合	左 助
下畝	拾六歩	貳升壹合	助 進
下畝	貳拾六歩	三升五合	同 人
下畝	四畝	壹斗六升	正徳庵
下畝	六畝	貳斗四升	正徳庵
同	下畝	五畝拾歩	同 人
龍法庵	下畝	六畝拾貳歩	龍書記
同	下畝	六畝七歩	新九良
同	下畝	六畝貳拾九歩	新九良
同	下畝	貳斗七升九合	新五良
同	下畝	壹斗六升	同 人

下畝	壹畝拾八歩	六升四合	失人 新九郎
下畝	壹畝貳拾壹歩	六升八合	同 人
下畝	六畝貳拾八歩	貳斗七升七合	失人 與十郎
下畝	貳拾四歩	三升貳合	源七良
下畝	六畝貳歩	貳斗四升三合	失人 大膳
下畝	貳畝拾歩	九升三合	失人 主膳
下畝	壹反壹畝六歩	四斗四升八合	主 膳
下畝	壹反貳畝四歩	四斗八升五合	同 人
下畝	五畝貳拾歩	貳斗貳升七合	源七良
中畝	拾貳歩	貳升四合	市 助
下畝	三畝拾五歩	壹斗四升	同 人
下畝	六畝拾貳歩	貳斗五升六合	失人 三省
下畝	四畝六歩	壹斗六升八合	失人 三省
下畝	壹畝貳歩	四升三合	同 人
下畝	壹畝貳拾六歩	七升六合	同 人
下畝	拾五歩	五升	道 金
屋敷	壹畝貳拾歩	壹斗六升七合	三郎四郎
屋敷	壹畝三歩半	壹斗壹升貳合	六右衛門

屋敷	壹畝四步	壹斗壹升三合	彌次郎
屋敷	壹畝六步	壹斗貳升	彦左衛門
屋敷	貳拾四步半	八升貳合	次郎三郎
屋敷	壹畝貳步	壹斗七合	二郎三郎内 千世坊
屋敷	壹畝拾五步	壹斗五升	小次良
屋敷	貳畝三步半	貳斗壹升五合	新五良
屋敷	貳拾四步	八升	靄若
屋敷	壹畝拾六步半	壹斗五升五合	源七良
屋敷	貳拾四步	八升	市助
屋敷	貳拾四步	八升	彦四郎
屋敷	壹反三畝貳步	壹石五斗六升八合	惣右衛門
同上	貳反九步	貳石四斗三升六合	彦右衛門
同上	七畝拾四步	七斗四升八合	右京
同上	五畝貳拾八步	五斗九升三合	作内
同上	壹反五步	壹石壹升七合	彦右衛門
かわら	八畝	六斗四升	彌七郎
きわた	六畝七步	六斗貳升三合	大藏
同	七畝拾步	五斗八升七合	同人

小佐井郷

中田	貳畝八步	貳斗貳升六合	大藏
同上	壹反壹畝六步 <small>(拾脱九)</small>	壹石三斗八升四合	勘解由
下田	四畝八步	三斗四升壹合	同人
かわはる	壹反三畝拾八步	壹石八升八合	左助
くまのてん	壹反五畝貳拾貳步	壹石五斗七升三合	同人
同上	壹反壹畝貳步	壹石三斗貳升八合	同人
くまのてん	貳反貳畝拾步 <small>(二九)</small>	貳石七斗三升三合	左助
中田	壹反八步	壹石貳升七合	助八郎
同上	三畝貳拾四步	三斗八升	兵内
中田	八畝七步	八斗貳升三合	左助
同上	八畝貳拾六步	八斗八升七合	同人
中田	貳反四畝六步	貳石四斗貳升	同人
同上	三畝貳拾貳步	貳斗九升九合	左助
中田	貳畝拾貳步	貳斗四升	助八郎
松木	壹反貳畝拾八步	壹石貳斗六升	左助
くまのてん	壹反三畝拾五步	壹石八升	同人
中田	貳反拾步	貳石三升三合	東陽寺
中田	八畝拾九步	八斗七升六合	八郎

小佐井郷

くまのてん	中田	壹反八畝六步	壹石八斗貳升	勘解由
同	中田	壹反拾貳步	壹石四升	左助
くれのこ	下田	壹反拾貳步	八斗貳升四合	同人
同	下田	七畝貳拾七步	六斗三升貳合	左衛門
同	下田	六畝貳步	四斗八升六合	左助
同	下田	壹反壹畝貳步	八斗八升六合	東陽寺
くれのみ <small>(七カ)</small>	下田	七畝六步	五斗七升六合	左衛門
同	中田	壹反貳拾四步	壹石八升	彌七郎
くらなみ	中田	三反貳畝七步	三石貳斗貳升三合	主馬
同	中田	壹反貳拾貳步	壹石七升三合	源六
同	上田	壹反壹畝拾五步	壹石三斗八升	道金
同	上田	壹反壹畝八步	壹石三斗五升貳合	彌七良
く <small>く</small> かく <small>ほ</small>	中田	九畝拾八步	九斗六升	源六
同	下田	壹反四畝	壹石壹斗貳升	同人
同	中田	壹反拾五步	壹石五升	彌七良
同	下田	壹反貳畝貳拾五步	壹石貳升七合	同人
同	中田	九畝拾八步	九斗六升	源六
中ノ井	中田	壹反壹畝拾壹步	壹石壹斗三升四合 <small>(七カ)</small>	同人

くらなみ	下田	壹畝拾五步	壹斗貳升	源六
同	上田	貳畝三歩	貳斗五升貳合	同人
同	中田	貳拾四歩	八升	同人
同	中田	貳拾六歩	八升七合	市丞
同	中田	四畝三歩	四斗壹升	兵内
同	中田	五畝貳拾六歩	五斗八升七合	彦右衛門
くらなみ	中田	壹反壹畝貳拾七步	壹石壹斗九升	左助
同	中田	三畝貳拾貳步	三斗四升三合 <small>(七カ)</small>	市丞
九郎田	上田	五畝拾貳步	六斗四升八合	同人
同	上田	五畝貳拾歩	六斗八升	同人
くらなみ	上田	四畝拾五歩	五斗四升	道金
同	中田	壹畝貳拾四歩	壹斗八升	市丞
くらなみ	中田	壹畝七歩	壹斗貳升三合	東陽寺
同	中田	貳拾四歩	八升	左助
同	上田	六歩	貳升四合	彦右衛門
同	中田	七畝貳拾五歩	七斗八升三合	市丞
同	中田	八畝	八斗	九郎三郎
同	中田	八畝貳拾四歩	八斗八升	彦右衛門

中田	八畝拾八步	八斗六升	左助
同	六畝九步	六斗三升	東陽寺
同	七畝拾步	八斗八升	九郎三郎
同	九畝貳步	壹石八升八合	彦右衛門
同	壹反壹畝五步	壹石壹斗壹升八合 <small>(七カ)</small>	九郎三郎
水丸	五畝拾八步	五斗六升	左衛門
水丸	三畝拾五步	貳斗八升	左衛門
同	六畝	四斗八升	同人
同	三畝拾八步	三斗六升	同人
同	貳反壹畝貳拾六步	貳石六斗貳升四合	同人
同	九畝貳拾四步	壹石壹斗七升六合	九郎三郎
同	三反貳畝七步	三石八斗六升八合	兵内
水丸	八畝貳拾六步	壹石六升四合	彦右衛門
同	四畝拾三步	五斗三升貳合	左助
同	九畝拾七步	壹石壹斗四升八合	半左衛門
くる田	九畝拾八步	壹石壹斗五升貳合	九郎三郎
同	七畝拾步	八斗八升	源六
瀧ノ下	五畝拾步	五斗三升三合	九郎三郎

小佐井郷

瀧ノ本	中田	壹反貳畝貳拾步	壹石貳斗七升	九郎三郎
同	中田	壹反貳畝拾四步	壹石貳斗四升七合	同人
同	上田	壹反五畝貳拾步	壹石八斗八升	同人
宮ノかひ	中田	八畝	八斗	同人
同	上田	貳反三畝	貳石七斗六升	彦右衛門
同	中田	六畝	六斗	同人
宮ノかひ	上田	三畝八步	三斗九升貳合	内丞
同	中田	七畝拾八步	七斗六升	同人
大郎 <small>(マ)</small> 太郎 <small>(カ)</small>	中田	壹反壹畝	壹石壹斗	左衛門
同	中田	九畝拾步	九斗三升三合	同人
同	中田	貳拾四步	八升	彦右衛門
くきの木田	中田	八畝拾貳步	八斗四升	道金
くきの田 <small>(木脱カ)</small>	上田	六畝九步	七斗五升六合	道金
同	中田	九畝貳拾七步	九斗九升	源六
かきの木田	上田	壹反壹畝	壹石三斗貳升	彦右衛門
同	上田	七畝拾五步	九斗	源六
同	中田	九畝	九斗	半左衛門

小佐井郷

同	下田	九畝貳步	七斗貳升六合	兵内
同	かきの木田	壹反三畝貳步	壹石三斗七合	半左衛門
同	中田	四畝拾五步	四斗五升	同人
同	井ノひら	六畝五步	四斗九升三合	小右衛門
同	下田	壹畝貳拾四步	壹斗四升四合	同人
同	うはるまこ	荒分 壹畝三歩	八升八合	東陽寺
同	下田	六畝貳拾八歩	五斗四合	惣右衛門
同	くりまこ	七畝拾八歩	六斗八合	和泉
同	いわとりかさこ	壹畝貳歩	八升六合	東陽寺
同	とうやうし	四畝	三斗貳升	同人
同	上畠	四畝拾三歩	貳斗六升六合	同人
同	中畠	三畝拾四歩	貳斗七升八合	同人
同	上畠	五畝貳拾五歩	貳斗三升四合	同人
同	きたひら	四畝拾三歩	貳斗六升三合	東陽寺
同	きたひら	拾貳歩	三升貳合	同人
同	上畠	拾三歩	三升五合	同人
同	下畠	五畝拾五歩	貳斗貳升	同人
同	かしくち	三畝拾八歩	貳斗壹升六合	同人

中尾	下畠	拾六歩	貳升壹合	同人
中尾	はつてんあん 下畠	壹畝貳歩	四升三合	彌七郎
同	下畠	四畝拾貳歩	壹斗七升六合	東陽寺
同	中畠	六畝貳歩	三斗六升四合	同人
同	中畠	貳畝拾四歩	壹斗四升八合	同人
同	井手ノ上 下畠	七畝拾四歩	貳斗九升八合	同人
同	かわら 上畠	貳拾六歩	三升五合	惣右衛門
同	上畠	五畝四歩	四斗壹升壹合	彌七郎
同	中畠	壹畝貳拾四歩	壹斗八合	同人
同	上畠	五畝拾八歩	四斗四升八合	同人
同	中畠	壹反壹畝貳歩	六斗六升四合	左衛門
同	中畠	貳畝三歩	壹斗貳升六合	大藏
同	上畠	貳拾四歩	六升四合	同人
同	中畠	四畝六歩	貳斗五升貳合	大藏
同	上畠	六畝貳拾七歩	五斗五升貳合	同人
同	上畠	三畝貳拾貳歩	三斗三合	勘解由
同	上畠	八畝拾貳歩	六斗七升貳合	同人
同	くわはる 下畠	壹反拾五歩	四斗貳升	主計

同	中畠	壹反壹畝拾歩	六斗八升	東陽寺
くまのてん	中畠	五畝貳歩	三斗四合	彌七良
くらなミ	下畠	壹畝拾六歩	六升壹合	主馬
同	上畠	壹反四畝貳拾歩	壹石壹斗七升七合	源六
同	上畠	九畝拾八歩	七斗六升八合	同人
同	下畠	七畝貳拾歩	三斗七合	古右衛門
同	上畠	壹反拾貳歩	八斗三升貳合	主馬
くらなミ	上畠	八畝貳拾歩	六斗九升七合 <small>(マ)</small>	主馬
同	中畠	七畝拾歩	四斗四升	同人
同	上畠	四畝拾七歩	三斗六升六合	市丞
同	上畠	七畝拾五歩	六斗	同人
糸の木まぢ	中畠	八畝七歩	四斗九升四合	兵内
同	中畠	壹畝貳拾六歩	壹斗壹升貳合	市丞
くらなミ	上畠	九畝拾八歩	七斗六升八合	市丞
同	上畠	貳拾五歩	七升壹合	半左衛門
同	中畠	三畝貳拾七歩	貳斗三升四合	同人
同	上畠	貳畝貳拾歩	貳斗壹升七合 <small>(三カ)</small>	同人
同	上畠	八畝	六升四升	同人

小佐井郷

たいら	上畠	貳畝八歩	壹斗八升壹合	左衛門
たいら	中畠	四畝	貳斗四升	左衛門
同	下畠	壹反貳畝	四斗八升	同人
同	上畠	六畝貳拾四歩	五斗貳升四合 <small>(四カ)</small>	同人
同	下畠	壹畝拾歩	五升三合	同人
はうてんあん	下畠	三畝	壹斗貳升	彌七郎
同	下畠	三畝	壹斗貳升	同人
はうてんあん	下畠	三畝	壹斗貳升	同人
同	下畠	貳拾三歩 <small>(四カ)</small>	三升貳合	同人
くまのてん	下畠	四畝拾四歩	壹斗七升八合	同人
くれのこ	下畠	四畝拾壹歩	壹斗七升四合	源六
同	下畠	貳拾四歩	三升貳合	彌七良
くらなミ	下畠	拾六歩	貳升壹合	主馬
くらなミ	下畠	壹反壹畝六歩	四斗四升八合	彦右衛門
西ひら	下畠	貳拾五歩 <small>(四カ)</small>	三升貳合	半左衛門
同	下畠	壹畝九歩	五升貳合	彦左衛門 <small>失人</small>
たいら	下畠	七畝	貳斗八升	同人
同	下畠	壹反拾九歩	四斗貳升六合	同人

小佐井郷

同	下畠	壹反三畝六步	五斗貳升八合	同	人
同	下畠	四畝貳拾步	壹斗八升七合	孫左衛門	失人
同	下畠	拾六步	貳升壹合	同	人
同	下畠	拾貳步	壹升六合	同	人
同	下畠	壹畝	四升	同	人
同	下畠	壹畝拾八步	六升四合	勘	八
同	下畠	貳拾八步	三升七合	同	人
同	下畠	貳畝貳拾步	貳斗六升七合	東陽寺	
同	下畠	貳畝拾貳步	貳斗四升	同人小者	(カ)
同	下畠	壹畝貳拾貳步	壹斗七升三合	彌七良	
同	下畠	壹畝貳拾六步	壹斗八升七合	大藏	
同	下畠	貳畝九步	貳斗三升	勘解由	
同	下畠	貳畝拾貳步	貳斗四升	源六	
同	下畠	壹畝壹步	壹斗三合	主馬	
同	下畠	壹畝六步	壹斗貳升	市丞	
同	下畠	壹畝拾八步	壹斗六升	半左衛門	
同	下畠	五畝貳拾六步	五斗八升七合	古右衛門	
柳谷	中田	七畝	七斗	左助	

同	下田	三畝	貳斗四升	同人	
柳谷	下田	壹畝拾五步	壹斗貳升	左助	
しりなしくち	下田	七畝	五斗六升	久三郎	
瀧かさこ	下田	壹反壹畝	八斗八升	彌次良	
笠岩	下田	壹畝三步	八升八合	彌市良	
こかくら	下田	三畝貳步	貳斗四升六合	與市良	
山ノかみ(下田カ)	下田	貳畝	壹斗貳升	久七	
あびさこ	下田	壹反	八斗	三九郎	
同(下田カ)	下田	七畝	五斗六升	甚兵衛	
同(下田カ)	下田	八畝	四斗八升	與市良	
西ノさこ	下田	九畝	七斗貳升	七良	
こ	同(下田カ)	壹反貳畝	七斗貳升	新助	
同(下田カ)	同(下田カ)	壹反	八斗	與市良	
同(下田カ)	下田	壹反三畝拾步	壹石六升五合	與市郎	
同(下田カ)	下田	貳畝	壹斗六升	甚吉	
田畠屋鋪共二	同(下田カ)	合三百六拾六石貳斗壹升貳合			



田方貳百五拾七石八斗六升  
 畠方百八石三斗五升貳合

屋山村

野 <small>の</small> 上 <small>の</small>	上畠	壹段六畝拾歩	壹石三斗六合	又兵衛
こ <small>の</small> ふ <small>け</small>	下田	六畝	荒 <small>(マ)</small> 四斗八升	音助
同所	下畠	四畝拾六歩	荒壹斗八升	三丞
同所	中田	四畝貳拾歩	荒 <small>(四カ)</small> 四斗六升六合	清右衛門
同所	上畠	拾三歩	三升三合	同人
同所	上畠	壹反四畝	壹石壹斗貳升	右馬丞
同所	中田	壹反壹畝拾歩	壹石壹斗三升三合	同人
同所	上田	九畝	壹石八升	新次郎
同所	上田	五畝拾歩	六斗四升	同人
同所	上田	四畝貳拾四歩	五斗七升六合	三丞
同所	上田	五畝拾八歩	六斗七升貳合	新次良
同所	中田	三反四畝	三石四斗	左京
同所	上田	六畝	荒七斗貳升	同人
同所	中田	壹段六畝貳拾歩	荒壹石六斗七升九合 <small>(マ)</small>	新助
同所	中田	壹段貳拾歩	荒壹石六升六合	音助

小佐井郷

同所	上田	六畝	七斗貳升	三丞
同所	上田	五畝拾八歩	六斗七升貳合	源四郎
同所	上田	壹段拾貳歩	壹石貳斗四升八合	清右衛門
同所	上田	七畝拾八歩	九斗壹升貳合	彦三郎
同所	上田	五畝拾八歩	六斗七升貳合	彌次良
ふ <small>して</small>	上田	七畝六歩	八斗六升四合	新次良
同所	上田	六畝拾歩	七斗六升	甚四良
同所	中田	六畝拾五歩	六斗五升	喜助
同所	上田	三段壹畝拾歩	三石七斗六升	同人
同所	上田	四段壹畝拾八歩	四石九斗九升 <small>(六カ)</small>	新左衛門
同所	上田	壹段六畝拾歩	壹石九斗七升 <small>(七カ)</small>	三郎太郎
同所	上田	五畝拾四歩	六斗五升六合	與右衛門
同所	上田	壹段貳拾四歩	壹石貳斗九升六合	彌三良
同所	中田	四畝八歩	荒四斗貳升八合 <small>(七カ)</small>	同人
同所	中田	貳段壹畝拾歩	荒貳石壹斗三升三合	善吉
同所	中田	六畝	六斗	與左衛門
同所	上田	貳段九畝八歩 <small>(四カ)</small>	荒三石四斗九升六合	四郎右衛門
同所	中田	壹段四畝貳拾歩	壹石四斗六升六合	同人

小佐井郷

同所	上田	七畝拾歩	八斗八升	甚助
同所	中田	九畝	九斗	甚兵衛
同所	中田	六畝	六斗	清三良
同所	上田	七畝拾五歩	九斗	乙熊
同所	上田	七畝拾歩	荒 八斗八升	勘三郎
同所	中田	七畝拾歩	七斗三升三合	乙熊
同所	上田	五畝貳拾六歩	七斗四合	甚助
同所	中田	七畝貳拾歩	荒 七斗六升六合	傳丞
同所	中田	七畝貳拾歩	七斗六升六合	甚介
同所	中田	壹段九畝六歩	荒 壹石九斗貳升	東陽寺
同所	中田	九畝拾貳歩	九斗三升三合	音介
同所	上田	八畝	荒 九斗六升	彌介
同所	中田	八畝	荒 八斗	玄丞
同所	中田	八畝	荒 八斗	甚内
同所	中田	壹段五畝拾歩	壹石五斗三升三合	次郎左衛門
同所	中田	六畝六歩	(四力) 六斗壹升三合	新三良
同所	上田	九畝拾貳歩	壹石壹斗貳升八合	忠助
同所	中田	壹段貳畝拾歩	(貳脱力) 壹石貳斗四升	彌次良

同所	中田	壹段五畝拾歩	壹石五斗三升三合	次郎左衛門
同所	中田	貳段七畝拾歩	(貳脱力) 壹石七斗六升	同人
同所	下田	貳畝拾五歩	貳斗	又兵衛
同所	上田	壹段五畝	(マ) 壹石八斗八升	半七
同所	上田	壹段拾貳歩	壹石貳斗五升	馬大夫
同所	下畠	五畝六歩	貳斗七合	三郎太郎
同所	上田	壹段貳畝	壹石四斗四升	千九郎
同所	下田	五畝四歩	荒 四斗壹升	同人
同所	上田	五畝	六斗	甚九郎
同所	上田	壹段貳畝	壹石四斗四升	與三右衛門
同所	上田	六畝拾貳歩	(マ) 七斗貳升八合	甚九郎
同所	下畠	壹段壹畝	(貳力) 四斗九升	彦三郎
同所	下畠	四畝	壹斗六升	新三郎
同所	上田	壹段四歩	壹石貳斗壹升六合	千九良
同所	中田	三畝	三斗	喜助
同所	上田	八畝	九斗六升	甚九郎
同所	上田	四畝貳拾歩	五斗六升	甚四郎
同所	上田	壹段貳畝	壹石四斗四升	治部

同所	中田	壹段貳拾步	壹石六升六合	新三郎
同所	上田	貳段五畝六步	貳石壹斗七升	源十郎
同所	中田	壹段八畝四步	三石貳升四合	治部
同所	中田	壹畝六步	壹斗六升六合	三丞
同所	下田	壹段六畝	壹石貳斗八升	新左衛門
同所	中田	四段壹畝拾步	四石壹斗六升	右馬丞
同所	中田	壹段壹畝貳拾步	壹石壹斗六升	源六
同所	中田	四段三畝貳步	四石三斗六合	新三郎
同所	中田	壹段六畝	壹石六升	源六
同	中田	壹段八步	壹石貳升六合	清右衛門
同	下田	貳段貳畝	壹石七斗六升	吸松
同	下田	貳段貳拾四步	壹石六斗六升	同人
同	下田	壹畝貳拾六步	七升三合	同人
同	下田	拾八步	貳升	音助
同	下畝	五段四畝拾步	貳石壹斗七升五合	新三郎
同	下畝	三段四畝貳拾步	壹石三斗八升	善吉
同	下畝	壹段貳拾步	四斗貳升六合	同人
同(上力)	下畝	壹段貳畝	九斗六升	同人

小佐井郷

同	上畝	貳段拾六步	壹石六斗四升	三郎兵衛
同	下畝	八畝拾貳步	六斗七升壹合	彌六
同	下田	九畝拾步	七斗四升六合	彌六
同	下畝	壹段六畝	壹石貳斗八升	彦三郎
同	下畝	四畝	壹斗六升	善七良
同	中畝	九畝拾步	五斗六升	同人
同	中畝	壹段九畝貳步	壹石壹斗四升四合	九右衛門
同	中畝	三段三畝	貳石三升六合	同人
同	下畝	壹反七畝拾步	六斗九升	勘八
同	下畝	壹段四畝貳拾八步	壹石壹斗九升	清六
同	中田	貳段三畝	貳石三斗	同人
同	下畝	五段壹畝六步	貳石四升七合	勘八
同	上田	九段	拾石八斗	新三良
同	下畝	六段五畝拾步	貳石六斗壹升	勘左衛門
同	上田	六段六畝貳拾步	八石	三郎次郎
同	中田	壹段貳拾貳步	壹石七升貳合	石見
同	上田	九段貳畝拾步	拾壹石九升	又兵衛
同	上田	三段貳畝	三石八斗四升	勘左衛門

同	上田	九畝貳步	壹石九升	三郎五郎
同	中田	貳段四畝八步	貳石四斗四升六合 <small>(貳カ)</small>	同人
おのまき	下畠	四畝貳拾步	壹斗八升六合	五郎次良
同	中畠	壹畝	六升	同人
同	下畠	壹段四畝貳拾步	荒	同人
同	上畠	四畝 <small>(段カ)</small> 貳拾四步	五斗八升六合	同人
同	中畠	壹段四畝貳拾步	三石貳斗六升三合	同人
同	上畠	壹段四畝貳拾步	八斗八升	勘左衛門
同	上畠	壹段九畝貳步	荒	同人
同	上畠	壹段三畝貳拾四步	壹石五斗貳升	同人
同	上畠	六畝	四斗八升	太郎右衛門
同	上畠	壹段四畝貳拾六步	壹石壹斗	五郎次郎
同	上畠	壹段貳畝四步	九斗七升	又兵衛
同	上畠	四段貳拾四步	荒	新九良
同	中田 <small>サト</small>	四畝	三石貳斗六升	勘左衛門
同	中畠	壹段四畝貳拾步	四斗	五郎次良
同	上畠	三畝拾步	八斗八升	又兵衛
同	中畠	壹段九畝六步	貳斗六升六合	三郎太郎
同	中畠	壹段五畝貳拾步 <small>(マ)</small>	壹石壹斗五升	石見
同	中畠	壹段五畝貳拾步 <small>(マ)</small>	九斗五升貳合	三郎太郎

同	下畠	三畝貳步	荒	太郎右衛門
同	下畠	壹畝貳步	壹斗貳升貳合 <small>(升カ)</small>	勘三郎
同	中畠	五畝拾步	三斗貳升	太郎衛門
同	下畠	貳畝四步	八升五合	彦三郎
同	下畠	壹畝貳步	荒	五郎次郎
同	下畠	貳拾四步	四升貳合	甚三良
同	下畠	九畝拾八步	荒	助進
同	下畠	五畝拾八步	三斗八升	同人
同	下畠	貳畝貳拾四步	荒	同人
同	下畠	六段六畝	壹斗壹升壹合 <small>(マ)</small>	同人
同	上畠	壹段七畝貳步	五石貳斗八升	清右衛門
同	上畠	壹段六畝	壹石三斗六升五合	音助
同	上畠	七畝拾四步	壹石貳斗八升	同人
同	上畠	六畝拾貳步	五斗九升六合	同人
同	上畠	三畝貳拾貳步	五斗壹升	十助
同	上畠 <small>(上カ)</small>	八畝貳拾步	貳斗九升八合	音助
同	中畠 <small>(上カ)</small>	三段貳畝貳拾六步	六斗九升三合	十助
同	中畠	貳段貳畝貳拾步 <small>(マ)</small>	荒	久助
同	中畠	貳段貳畝貳拾步 <small>(マ)</small>	壹石三斗六升八合	源助

同	上畠	壹段壹畝 <small>(マ)</small> 貳拾步	九斗三升八合	同人
同	中畠	貳畝拾貳步	壹斗四升四合	與兵衛 <small>〔</small>
同	中畠	貳畝拾貳步	壹斗四升四合	保國寺
同	屋敷	五畝拾八步	五斗六升	彦三良
同	中畠	壹畝六步	七升貳合	保國寺
同	屋敷	七畝六步	七斗貳升	九右衛門
同	中畠	壹段六畝 <small>(マ)</small> 廿步	壹石八合	彌三良
同	中畠	七畝六步	七斗貳升	九右衛門 <small>〔</small>
同	中畠	壹段六畝 <small>(マ)</small> 廿步	壹石八合	彌三郎
同	中畠	七畝拾四步	四斗四升八合	同人
同	屋敷	五畝	五斗	九右衛門
同	屋敷	壹段四畝貳拾八步	壹石壹斗八升三合	保國寺
同	屋敷	三段貳畝 <small>(マ)</small> 拾步	三石貳斗四升	九右衛門
同	中畠	三畝拾步 <small>(六九)</small>	壹斗九升貳合	源助 <small>〔</small>
同	屋敷	壹畝八步 <small>(マ)</small>	壹石貳升六合	五郎次良
同	中畠	壹段八步	六斗壹升六合	十助
同	屋敷	壹段八畝貳拾步	壹石八斗六升六合	七右衛門
同	中畠	九畝貳拾四步	九斗八升八合	太郎右衛門

おはたけ  
小佐井郷

同	屋敷	六畝拾六步	六斗五升三合	新右衛門
同	上畠	八畝拾貳步	六斗七升壹合	次郎左衛門 <small>〔</small>
同	屋敷	壹段貳畝四步	壹石貳斗壹升	十助
同	屋敷	六畝拾六步	六斗五升三合	新左衛門
同	下畠	七畝六步	貳斗八升七合 <small>(八九)</small>	源十郎
同	屋敷	壹段貳畝	壹石貳斗	新左衛門
同	上畠	三段九畝貳拾六步	三石貳斗六合	相助
同	屋敷	貳段七畝貳拾步	貳石七斗七升貳合	又兵衛 <small>〔</small>
同	下畠	壹段八畝	七斗貳升	又兵衛
同	下畠	壹段三畝 <small>(マ)</small>	五斗貳升貳合	源助
同	屋敷	壹段貳畝	壹石貳斗	相助
同	屋敷	五畝六步	五斗六合	源助
同	屋敷	五畝六步	五石六斗	與兵衛
同	山 <small>ノ下</small> 下畠	拾四步	三升八合	彌次良 <small>〔</small>
同	屋敷	貳畝	貳斗	保國寺
同	屋敷	壹段三畝	壹石三斗	甚三郎
同	山 <small>ノ下</small> 下畠	壹段三畝 <small>(武步脱九)</small>	壹石三斗六合	仁四郎
同	下畠	壹畝拾八步	六升三合 <small>(マ)</small>	同人
同	下畠	六畝貳步	貳斗四升貳合	同人

屋敷	貳段	貳石	彌助	屋敷	三段六畝八步	三石六斗貳升	源十郎
屋敷	壹段三畝 <sup>(マ)</sup>	壹石三斗貳升	十助	下畠	壹段貳畝貳拾步 <sup>(マ)</sup>	荒 五斗壹升七合	三省
屋敷	五畝貳步	五斗六合	音助	屋敷	壹段四畝	壹石四斗	彌次良
下畠	三畝貳拾貳步	壹斗四升九合	彌次良	下田	三段四畝	荒 貳石七斗貳升	三省
下畠	壹畝拾八步	荒 六升三合 <sup>(マ)</sup>	同人	下畠	貳畝拾貳步	荒 九升貳合 <sup>(六九)</sup>	同人
下田	四畝拾步	荒 三斗四升六合	源助	中畠	壹段九畝六步	荒 壹石壹斗五升貳合 <sup>(八九)</sup>	同人
中田	五畝拾八步	五斗六升	音助	下田	壹畝拾八步	荒 壹斗貳升七合 <sup>(八九)</sup>	同人
下田	五畝貳拾六步	四斗六升八合	同人	下畠	貳畝拾貳步	荒 九升五合 <sup>(六九)</sup>	同人
下田	三畝拾步	貳斗六升六合	彌太良	下畠	三段八畝拾步 <sup>(マ)</sup>	荒 壹石五斗四升八合	同人
下田	六畝	荒 四斗八升	同人	下田	壹段貳畝	荒 九斗六升	勘右衛門
下田	六畝貳拾八步	五斗五升	新左衛門	下畠	貳段五畝六步	荒 壹石七合	勘右衛門
下田	壹段四畝拾步	壹石壹斗五升	左助	下田	七畝六步	荒 五斗七升六合	同 人
中田	貳畝貳拾四步	貳斗八升	新左衛門	下田	三畝六步	荒 貳斗五升五合	七右衛門
中田	三畝拾八步	三斗六升	左助	中田	七畝六步	荒 七斗貳升	源十郎
中田	貳段貳畝 <sup>(マ)</sup> 拾步	貳石貳斗四升	次郎左衛門	下田	壹段九畝六步	荒 壹石五斗三升五合 <sup>(六九)</sup>	三省
中田	貳段六畝	貳石六斗	彌太良	下畠	壹段五畝拾步	荒 六斗壹升三合	十助
下田	壹段六畝	壹石貳斗八升	同人	下畠	六畝四步	荒 貳斗四升五合	五右衛門
下畠	貳段六畝貳拾步	壹石六升六合	新左衛門	中田	貳畝	貳斗	次郎左衛門
下畠	六畝貳拾四步	貳斗七升壹合	又兵衛				

下畠	貳畝 <small>(マ)</small> 貳拾四步	壹斗壹升五合	勘右衛門
下田	三畝拾步	貳斗六升六合	次郎左衛門
下田	壹段四畝	壹石壹斗貳升	音助
下田	貳畝拾八步	貳斗貳合	又兵衛
下田	貳畝貳拾步	貳斗壹升三合	五右衛門
中田	八畝	八斗	源助
上田	六畝拾貳步	七斗六升八合	同人
中田	五畝拾步	五斗三升三合	甚四郎
上田	九畝拾步	壹石壹斗貳升	源十郎
上田	壹段貳畝 <small>(マ)</small>	壹石四斗五升	與兵衛
下畠	九畝貳步	三斗六升貳合	次郎左衛門
下田	壹段五畝貳拾步	壹石貳斗四升八合	與兵衛
下田	七畝六步	五斗七升五合	三省
下畠	貳畝	八升	同人
下畠	壹段壹畝 <small>(マ)</small>	四斗七升七合	仁四良
下畠	壹畝貳拾六步	七升三合	十助
中田	貳段	貳石	甚四郎
上田	七畝六步	五斗七升七合	新左衛門
中畠	五畝貳拾六步	三斗五升四合 <small>(マ)</small>	彌助

小佐井郷

上畠	三段四畝貳拾步	貳石七斗七升	新左衛門
上畠	九畝拾八步	七斗七升貳合	彌太良
上畠	三畝貳拾步	貳斗九升三合	同人
中田	壹段四畝	壹石四斗	彌助
中田	九畝貳拾四步 <small>(マ)</small>	九斗七升六合	源助
上田	八段四畝	拾石八升	新左衛門
上畠	九畝拾步	七斗四升六合	彌次郎
中畠 <small>(上カ)</small>	八畝	六斗四升	正市
上畠	三畝五步	貳斗五升	清六
中畠	壹畝貳拾六步	壹斗壹升貳合	又次良
中畠	八畝	四斗八升	又次良
上田	六畝拾五步	七斗八升	新左衛門
下畠	壹畝貳拾八步 <small>(七カ)</small>	七升六合	新次良
上田	壹段壹畝貳拾步	壹石四斗	同人
上田	貳段五畝貳拾步	三石六升	同人
上田	壹段八畝貳拾步	貳石貳斗四升	好徳
上田	四段四畝	五石貳斗八升	清右衛門
中畠 <small>(ミセカ)</small>	三畝拾步	貳斗九升三合	好徳

小佐井郷

同	上田	七畝拾四步	八斗九升六合	源助
同	上田	五畝	六斗	新左衛門
同	上田	九畝拾步	壹石壹斗貳升	源助
同	上田	五段貳畝	六石貳斗四升	同人
同	下田	九畝拾步	七斗四升六合	新助
同	下田	七畝拾八步	六斗七合 <small>(八九)</small>	忠右衛門
同	下田	四段四畝	三石五斗貳升	同人
同	下田	六畝九步	五斗三合 <small>(四九)</small>	新三郎
同	下田	三畝拾五步	貳斗七升六合	三省
同	下田	貳畝九步	壹斗八升三合 <small>(四九)</small>	與兵衛
同	下田	四畝貳拾步	三斗八升三合 <small>(七九)</small>	勘右衛門
同	下田	四畝	三斗貳升	次郎三郎
同	中田	七畝拾五步	七斗四升九合	新三郎
同	中田	九畝拾六步	九斗五升三合	源助
同	中田	六畝九步	六斗三升	彦三郎
しるふが本	中田	壹段壹步	壹石三合	與右衛門
同	上田	四畝貳拾四步	五斗七升六合	心石
同	中田	五畝	五斗	勘左衛門

六三八

同	中田	七畝拾四步	七斗四升六合	十八良
同	下田	貳段五畝六步	貳石壹斗五合 <small>(六九)</small>	勘右衛門
同	中田	壹段壹畝	壹石壹斗壹升	馬大夫
同	中田	壹段壹畝貳拾步	壹石壹斗七升	左 <small>(近)</small>
同	中田	壹畝	壹斗	同人
同	中田	貳畝	貳斗	同人
同	中田	三畝六步	三斗貳升	馬大夫
同	中田	壹畝貳步	六升四合	同人
同	上田	貳段拾四步	壹石八斗壹升六合	同人
宮の下	上田	八段三畝六步	九石九斗八升四合	右近
さこ畠	上田	貳段七畝 <small>(貳步脱力)</small>	三石貳斗四升八合	馬大夫
同	下田	貳拾四步	三升壹合	市進
同	上田	七畝拾四步	五斗九升六合	同人
同	上田	四畝 <small>(マ)</small>	三斗六升	同人
同	中田	九畝八步 <small>(拾脱力)</small>	五斗七升六合	同人
同	中田	壹畝	六升	同人
同	下田	貳畝拾貳步	九升五合 <small>(六九)</small>	清六
同	上田	壹段貳畝拾步	壹石四斗八升九合	馬大夫



しつぎ田	中田	七畝拾八歩	七斗六升	かう徳
くわん音田	下田	九畝拾八歩	七斗六升四合 <small>(八九)</small>	津留田
三月田 <small>(九)</small>	下田	六畝貳拾歩	荒	助進
五月田 <small>(九)</small>	下田	七畝貳拾歩	六斗壹升三合	勘丞 <small>〔</small>
ぬしん田	上田	三段五畝	四石貳斗	清右衛門
同 <small>(上カ)</small>	中田	壹段貳拾歩	壹石貳斗八升	與七
同	中田	壹段六畝貳拾歩	壹石六斗九升六合	八郎次良
から木か道	上田	貳畝拾歩 <small>(八脱カ)</small>	三斗壹升貳合	清右衛門
同 <small>(上カ)</small>	中田	四反貳拾四歩	五斗七升六合	好徳
松は	下田	四畝貳拾歩	壹斗八升六合	市進 <small>〔</small>
かとのひら	下田	壹畝貳拾四歩	荒	清六
こじり	下田	貳拾歩	貳升六合	心石
おさこ	中田	五畝拾歩	三斗貳升	同人
かはや田	下田	壹反壹畝三歩	七斗貳升三合	馬大夫
かさい	下田	壹反八畝拾歩	七斗三升五合	久 <small>少</small>
同	下田	五反貳畝八歩	貳石九升	好徳 <small>〔</small>
同	下田	壹反五畝貳拾歩	荒	勘丞

小佐井郷

同所 <small>(上カ)</small>	中田	貳反八畝	三石三斗六升	清右衛門
同所	中田	壹反四歩	壹石六斗八升	宗榮
同所	中田	貳反貳畝拾歩	貳石貳斗貳升八合	清右衛門
同所	下田	三反九畝拾八歩	三石壹斗六升七合	勘八
宮ノ下	下田	四畝八歩	三斗四升壹合	勘八 <small>〔</small>
同所 <small>(上カ)</small>	下田	四畝貳拾歩	三斗七升三合	好徳
同所	中田	四畝	三斗貳升	同人
同所	中田	壹反三畝六歩	七斗九升貳合	同人
同所 <small>(上カ)</small>	中田	貳反貳畝拾歩	貳石六斗八升八合	新助
同所	中田	四畝八歩	三斗四升壹合	新五郎
同所	上田	四畝六歩	三斗三升五合	かう徳 <small>〔</small>
同所	中田	壹反壹畝	六斗六升	好徳
同所	下田	貳畝貳拾四歩	壹斗壹升壹合	道圓
同所	下田	壹畝拾歩	荒	同人
同所	下田	壹畝貳拾歩	七升三合 <small>(五カ)</small>	同人
同所	上田	貳畝貳拾歩	荒	同人
同所	中田	壹反六畝貳拾歩	八斗九升六合	かう徳 <small>〔</small>
同所 <small>(上カ)</small>	中田	貳反貳畝貳拾歩	壹石八斗壹合	同人



同所(上カ)	中畠	四畝拾八歩	三斗六升七合	同人
かねつき	下畠	壹畝貳拾歩	荒	同人
ミたらい	中畠	五畝拾八歩	六升三合	左近
同所	下畠	壹畝拾八歩	三斗三升六合	津留田
同所	下畠	貳拾七歩	六升三合	右近
同所	下畠	八歩	三升五合	同人
きと	下畠	拾歩	壹升	同人
てんかきこ	下畠	壹畝拾八歩	壹升	右近
ひきし畠	中畠	壹反五畝四歩	荒	同人
上ノはた(上畠カ)	中畠	貳畝貳拾四歩	荒	同人
あふら田	中畠	四畝貳拾歩	九斗貳升八合	同人
ミヤノわき	下畠	壹畝拾八歩	貳斗貳升三合	津留田
同所	下畠	壹畝拾歩	六升	馬大夫
あふら田	下畠	六畝貳拾歩	五升三合	同人
同所	下畠	貳畝	貳斗六升六合	喜右衛門
たうノお	下畠	三畝壹歩	八升	馬大夫
長迫	中畠	壹反貳畝拾歩	壹斗貳升壹合	同人
同所	中畠	壹畝六歩	七斗四升	津留田
	中畠	壹畝六歩	六升貳合	同人

小佐井郷

同所	中畠	拾貳歩	貳升四合	同人
同所	下畠	貳拾四歩	三升壹合	同人
同所	中畠	貳畝貳拾歩	壹斗六升	同人
同所	下畠	壹畝貳拾六歩	荒	八郎二良
同所	中畠	貳畝	荒	同人
同所	下畠	三畝拾八歩	壹斗貳升	孫左衛門
同所	下畠	壹畝六歩	荒	與七
同所	下畠	貳畝四歩	四升七合	馬大夫
同所	下畠	四畝貳拾七歩	荒	好徳
からきか迫	中畠	壹畝貳拾六歩	八升五合	同人
同所	下畠	壹畝拾四歩	壹斗九升五合	同人
同所	下畠	壹畝拾八歩	五升八合	同人
同所	下畠	貳拾四歩	六升三合	同人
同所	中畠	壹反六畝貳拾歩	三升貳合	同人
同所	中田	五畝六歩	壹右壹升	新助
同所	下畠	八畝拾貳歩	五斗壹升九合	好徳
はる	下畠	壹畝拾八歩	三斗三升五合	同人
同所	中畠	九畝拾八歩	六升三合	かう徳
	中畠	九畝拾八歩	五斗七升六合	新次郎

小佐井郷

同所	下畠	壹畝貳拾步	七升壹合	市進
同所	下畠	貳畝拾步	九升三合	かう徳
同所	中畠	四畝貳拾四步	貳斗八升八合	市進
同所	下畠	壹畝貳拾六步	七升三合	新次良
同所	上畠	七畝	五斗六升	市進
同所(中力)	下畠	壹反壹畝貳拾步	四斗七升	市進
同所	下畠	壹反五畝六步	九斗壹升貳合	同人
同所	下畠	壹畝	四升	同人
同所	下畠	貳畝四步	八升五合	同人
松葉	下畠	壹畝貳拾五步	七升貳合	同人
迫畠	下畠	壹畝拾四步	五升八合	同人
同所	下畠	六畝拾步	貳斗五升三合	和泉
同(中力)	下畠	貳畝貳拾八步	貳斗壹升六合	清六
同所	下畠	貳畝	壹斗貳升	市進
同所	下畠	貳畝貳拾五步	壹斗七合	同人
同所	下畠	九畝貳步	三斗六升貳合	勘右衛門
同所(上力)	下畠	貳畝	八升	同人
同所	中畠	五畝拾四步	四斗三升六合	同人

中田	貳反四畝八步	貳石四斗貳升八合	八郎次良	
下田	貳畝貳拾四步	壹斗六升八合	與七	
同所	中畠	九畝拾八步	七斗六升七合	八郎二良
同所	上畠	壹畝畝六步	九升六合	同人
同所	上畠	拾六步	四升壹合	同人
同所	上畠	壹畝貳步	八升五合	與七
同所	上畠	五畝貳拾步	四斗五升三合	同人
同所	中畠	貳畝六步	壹斗七升五合	同人
水丸	中畠	八畝	四斗八升	同人
同所(上力)	中畠	九畝	壹石八升	休悦
同所(中力)	上田	壹反貳畝貳拾步	壹石貳斗三合	石見
同所	中田	壹反貳畝四步	壹石貳斗壹升	勘内
同所	中田	六畝貳步	六斗六合	彦三郎
同所	下田	貳反	壹石六斗	東養
同所	下田	六反三畝	五石四升	和泉
同所	下田	六畝貳拾八步	五斗五升四合	勘内
同所	下田	貳反壹畝拾步	壹石七斗七合	東養
同所	中田	壹反壹畝貳拾步	壹石壹斗七升貳合	市進

同所	下畠	四畝	壹斗六升	東養
同所	下畠	壹畝	七升六合	同人
同所(上方)	中畠	壹畝貳拾步	壹斗三升三合	右近
同所	中畠	壹畝貳步	六升四合	同人
同所	上畠	貳拾步	五升三合	左近
同所	上畠	壹畝貳步	八升五合	同人
同所	上畠	貳畝拾貳步	壹斗九升壹合	同人
同所	上畠	貳步	五合	馬大夫
同所	上畠	壹畝六步	九升五合	同人
	屋敷	壹畝	壹斗	八郎次郎
	屋敷	貳拾四步	七升六合	與七
	屋敷	貳畝拾貳步	貳斗四升	右近
	屋敷	拾貳步	四升	馬大夫
	屋敷	貳拾八步	九升貳合	右近
	屋敷	拾六步	八升六合	左近
	屋敷	壹畝拾八步	壹斗六升	馬大夫
	屋敷	貳拾六步	六升六合	又次郎
	下畠	貳拾四步	三升壹合	新次郎

小佐井郷

	上ノはた	壹畝六步	四升七合	好徳
同所	下畠	貳拾八步	三升六合	新次郎
同所	中畠	八步	壹升六合	又次郎
同所	屋敷	貳畝貳拾步	貳斗六升六合	心石
同所(上方)	中畠	貳畝貳拾步	壹斗六升	同人
同所	中畠	貳畝	壹斗六升	同人
同所	上畠	壹反七畝貳步	壹石三斗六升五合	同人
同所	中畠	三畝六步	壹斗九升貳合	心石
同所	下田	壹畝六步	九升五合	好徳
同所	下田	四畝拾三步	三斗五升三合	與七
同所	中田	三畝拾八步	三斗六升	八郎次郎
同所	下田	壹反三畝貳拾步	壹石四斗壹合	同人
同所	下田	壹反貳拾步	八斗五升三合	勘右衛門
同所	中畠	壹反拾步	六斗四升	清六
同所	中畠	壹反貳畝	七斗貳升	彌次郎
同所	中畠	壹反四畝貳拾步	八斗八升	清六
同所	中畠	三畝拾步	貳斗	同人
	屋敷	貳畝貳拾步	貳斗六升六合	同人

小佐井郷

屋敷	六歩	貳升	道圓
屋敷	五畝六歩	五斗貳升	好徳
屋敷	壹畝拾八歩	壹斗六升	市進
屋敷 <small>かなとう</small>	貳畝貳拾四歩	壹斗六升八合	心石
中畝	壹畝貳拾六歩	壹斗八升六合	三丞
屋敷	三畝	三斗四升 <small>(マ)</small>	同人
上畝	貳畝	貳斗貳升 <small>(マ)</small>	心石
中畝	四畝拾歩	三斗四升六合	好徳
上畝 <small>(免カ)</small>	壹畝拾八歩	六升三合	右近
下畝 <small>迫畠</small>	貳畝貳拾八歩	七升六合 <small>(マ)</small>	同人
中畝	壹反貳拾四歩	八斗六升三合	右近
上畝 <small>木戸ノわき</small>	五畝拾八歩	三斗三升六合	同人
中畝	貳拾四歩	三斗壹合	同人
下畝	貳反五畝拾歩 <small>(マ)</small>	三石七升	甚助
上畝			

田畠屋敷共ニ  
合四百五拾三石六斗三升四合

内

田方貳百九拾六石九斗八合

畠方百五拾六石七斗貳升六合  
田畠屋敷共ニ  
惣合八百拾九石八斗四升六合 貳ケ村分

○田畠ノ別・田品・反別・分米ノ計數合致セザル所アリ。明瞭ナル誤リハ傍注セルモ、反別・分米ノ詳細ハ煩ヲ避ケ省略ニ從フ。

# 付録

## 大分市坂ノ市地区(市尾・屋山・里)大字・小字一覽表

大字	市尾	屋山
<p>小柳、柿ノ木田、大溝、蔵並、熊ノ田東、熊ノ田西、台良、水丸、古当陽寺、岩次郎追、栗追、井出ノ上、射場ヶ追、河原屋敷、橋詰、小舟、井樋ノ口、小畑、瀬戸、松成、西光寺、吹上、上ノ坊、正願寺、犯ヶ追、中溝、台間、塚、西平、秋手原、畑分、今山、榎木平、押河内、滝ヶ追、毛無ヶ尾、櫛木ヶ尾、竜仙庵、天神追、堤原、釜ヶ追、唐木追、猪ノ追、堂ヶ追、炭屋、久保田、笠岩、西笠岩、大平、桜越、瀬戸、諸本、白山、打木原、小ヶ倉、路木、東笠岩、野中、長尾、随光、橘、立石、粟尻、小佐井畑、一反田、宮園、天神原</p>	<p>西ノ平、後ヶ追、中園、尾崎、木ノ下、志生田、寺前、折戸、明ノ下、明ノ台、道園、小越、藤木、法音寺、平、法国寺、油田、尾畑、山ノ下、有茂、轟、扇子平、ウイラ原、上轟、諸本、高畑、池ノ谷、上ノ台、大ヒケ、道前平、久ヶ原、藤ヶ追、目原追、大迫、楠谷、石ヶ追、野地、柿添、龍門、タタラクヶ追、妙見、水丸、下妙見、高城、立中、芝尾、金道、野添、遠道、無田、武士手、田淵、柿ノ木田、桑本、水ヶ元、台ヶ追、鋤崎、外園、台、笠輪、小原、宮ノ追、宮ノ下、井手流、宮尾、下水丸、妙見田、大迫、柿木追</p>	<p>大字</p>
<p>小</p>	<p>小</p>	<p>小</p>

浜田	内浜田	高丸	王ノ瀬	下王ノ瀬	南辻	平井	後ヶ追	尾崎	左ヶ平	小追	堤ヶ追
大塚	上ノ山	片峰	二反田	下河原	土蔵	木仏師	田淵	中屋敷	板屋	土木屋	イバガ追
イバガ平	延命寺	一本松	黒川	長尾	唐ノ久保	カジケ追	台	御堂追	川田	川北	万年
二段追	八段追	野添	水口無	寺田	椿	境坪	白竹	池ノ本	高目	大坪	塚田
宮法師	下市	御屋敷	旗鉢	室ノ辻	上市	甲斐本	鼓田	砂早稻	小柳	佐伯田	河原田
倉田	左リ	東佐伯田	敷田	下鴨原	年神	森添	鴨原	大溝	三反田	カニハミ	下蔵並
文田	中ノ坪										

里

○文祿式(一五九三)年「豊後國海邊郡小佐井御檢地帳」(三一・三二号参照)ニヨレバ、里村・市ノ尾村・屋山村ノ三村ヲ小佐井トナス。コノ三村ハ明治二十二(一八八九)年四月一日町村制施行ニヨリ小佐井村トナリ、昭和十六(一九四二)年十二月三日坂ノ市町ニ合併、昭和三十八(一九六三)年三月十日大分市ニ合併シ、ソレゾレ大字トシテ今日ニ至ル。



# 解 説

## 一 所在と環境

本卷所載の莊郷を郡別に示すと、次の通りになる。

大分郡：植田莊・津守莊（同勾保）・判田郷・戸次莊・丹生津留島地・高田莊（植田莊野津原郷以外は大分市）、  
海部郡：毛井村・大佐井郷・小佐井郷（大分市）、

五卷（上）に収載しきれなかった大分郡六所に、海部郡三所を加えて五卷（下）としたものである。地域的には大分川下流域南部から東部に亘り、大野川の下流域から東部の海岸低地に至る地域を含んでいる。

国衙の所在地荏限郷を、南から東にかけてとり巻く状態に立地しており、古くから耕地に恵まれ、かつ交通が至便で、国衙領として存続するものが多いこと、莊園化したものも圧倒的に撰関家領の多いことが特徴的である。

国領領：判田郷・毛井村・大佐井郷・小佐井郷（四所）

撰関家領：植田莊（平治二年以後は後院領）・津守莊・戸次莊・高田莊（城興寺領、のち後院領・青蓮院領）（四所）

宇佐宮領：津守莊勾保・丹生津留島地（二所）

国衙領は四所を数え、数が多いが面積は三十町・十町・五十町・七十町で総計百六十町に過ぎず、撰関家領は、

三百三十五町二段・百七十町・九十町・二百町で、七百九十五町二反となり圧倒的な田積を占める。ただし右のうち植田荘は保元の乱で没収されて後院領、高田荘も後院領・青蓮院領となることは後述する。宇佐宮領二所は常見名田で、丹生津留畠地を合して当初面積は六十六町余で、前二者と比較すべくもない小所である。豊後国衙領は国府中心型分布であることは別に述べたが、<sup>(1)</sup>いずれも水陸交通の要地に立地することは、次節各荘郷の項で考えることにする。

## 注

(1) 渡辺澄夫「豊後国衙領と大友氏」〔増訂豊後大友氏の研究〕所収、第一法規出版、昭和五十七年十二月。

## 二 国領・荘園の成立と支配関係

## (一) 後院領植田荘

倭名抄郷の植田郷の荘園化したもの。初見は保元二年(一一五七)三月廿五日、保元の乱で敗死した藤原頼長領を没官し後白河天皇の後院領とした太政官符で<sup>(号六)</sup>、没官二十九か所の一所に植田荘が見える。当荘がこれ以前に藤原頼長領となっていたことを示すもので、次述の津守荘・戸次荘等が藤原忠通領となった次第を考え併せると、兄忠通と対立した頼長が競合して立券を強行したとも考えられる。

その次の所見は、文治年中とされる「宇佐宮仮殿地判指図」に、豊後国荘公に一国平均役として仮殿造営役が割り付けられた中に、植田荘が見える<sup>(号九)</sup>。後白河院は建久三年(一一九二)二月、崩御に先立って後院領以下を後鳥

羽天皇に処分されたが、承久の乱に公家方が大敗して幕府に没収された。

幕府は承久三年（一二二二）七月後院領を後堀河天皇に返献し、そのうち四条天皇を経て後嵯峨天皇に伝領された。<sup>(1)</sup> 文永九年（一二七二）正月後嵯峨上皇は御領を処分されたが、一部を持妙院統後深草上皇に譲られた外は、龜山天皇及び御弟（二品圓助法親王・圓満院宮淨助法親王）・皇后大宮院等に処分し<sup>(2)</sup>、龜山天皇が管領した。その二品圓助法親王分五か所の内に、「豊後植田庄」が見える。従って後院領植田庄は龜山天皇の管領となり、嘉元三年（一二三〇五）九月の崩御に先立ち、上皇は七月廿六日に処分されたが、今その伝領関係は明瞭ではない。ただしこれが大覚寺統に伝えられていったことは疑いない。<sup>(3)</sup>

弘安八年（一二八五）の「豊後国凶田帳案」には、「領家大納言二位御局」と見える<sup>(4)</sup>。当時は龜山院の管領中であつたから、本家職は龜山院で、領家職を御所奉公の女官等に給与していたものであろう。かつて坊門信清の女で永安門院母儀の大納言局に比定したが、<sup>(4)</sup> 確証がない。

注

- (1) 帝室林野局編『御料地史稿』一七一頁。
- (2) 「龜山院御凶事記」〔改定史籍集覽〕二四。ただしこの中には植田庄は見えない。
- (3) 『御料地史稿』一八五～二〇七頁に、龜山上皇御盛時の大覚寺統御料地一覧表があり、「豊後<sup>(禮)</sup>植田庄」が見える。
- (4) 渡辺澄夫「豊後国大分郡勝津留・津守荘・勾別符・植田荘」〔大分県地方史〕二三。

(二) 九条家領津守荘（宇佐宮領同勾保）

「倭名抄」の津守郷の荘園化したもの。治承四年（一一八〇）五月十一日の「皇嘉門院惣処分状」の九条領中に

(四) (豊後) (津守)「布こつもり」とあるのが初見。皇嘉門院は藤原忠通の第一女聖子で、崇徳天皇の皇后。仁安二年(一一六七)に父忠通から所領を譲られたことは、『兵範記』<sup>(1)</sup>に、

(仁安) 年正月廿三日条  
女院辞御封事

廿三日庚申、雨下、依召参皇嘉門院、(藤原忠通)○中又御領庄園、自入道殿被相伝、雖無当时牢籠、為備向後亀鏡、可被申

下宣旨、○中 略 参院奏聞、兩條有勅許、

と見える。忠通譲与分中に含まれていたはずの津守荘は、藤原忠通家の家司で、康治二年(一一四三)以前から久安五年(一一四九)十二月まで豊後守であった源季兼が寄進に關係しているらしい。<sup>(2)</sup> 門院は治承四年処分状を書き、翌養和元年(一一八一)に後白河法皇の閨を得て、最勝金剛院領や九条領を異母弟の九条兼実の長子良通に譲った。しかし良通は文治四年(一一八八)に早世したので、父兼実が管領した。兼実は元久元年(一一〇四)所領を処分して、津守荘等は御堂御前に譲ったが、万才の後は順孫道家に譲るべし、と付け加えている<sup>(7)</sup>。しかし如何なる事情からか、道家には伝領されなかったらしく、<sup>(3)</sup> これから後の伝領關係をたどりえない。

弘安八年(一二八五)の「豊後国田帳案」には、

津守庄百七十町 領家勤ヶ由小路中納言殿 (兼仲む)

と見える。竹内理三氏は、勤ヶ由小路中納言を兼仲に比定している。彼は弘安元年(一二七八)近衛兼平家の家司となつて<sup>(4)</sup>いる。近衛家に仕えながらどうして九条家領を知行しているかは未詳であるが、記述が事実ならば九条家が本家職、勘解由小路家が領家職を帯していたものと思う。

当荘の加納に宇佐宮領勾別符(勾保・曲保・曲別符)がある。この別符は、津守郷司勾六郎藤原貞平<sup>(仮名内)</sup> <sup>(藏富近)</sup>の所領

とあり、彼が開発申請をして私領化したものらしい。田数二十六町七反百八十歩とあって半不輪、宮召物加地子は二十石とある(三三号)。(以下同)。<sup>(1)</sup>ところが内蔵富近は官物負累のため逃去し、寛治三年(一〇八九)任の権帥藤原伊房の時、蔵司納物の代に府に進じたのを、伊房が宇佐宮小椋山の南麓宮曹子に三昧堂を建立して、寛治五年(一〇九二)に仏聖灯油料に施入して宇佐宮領となった。当時の田数は田三十六町七反百八十歩と、畠三町とある。「宇佐三昧堂料所」勾別符のことは、建武元年(一三三四)ごろまで見える(一一二号)。<sup>(2)</sup>室町時代以後は、宇佐宮番長職相伝の御菜免料所の一所として知行されている(四四二・四三三・四四・九〇号)。<sup>(3)</sup>

南北朝期以後の九条家の津守荘支配は不明で、室町時代には当荘は熊野本宮領と見え(四八八・四八九号)、新熊野社の智蓮光院経宣の知行が認められていたが(四九号)、文龜三年(一五〇三)ごろから聖護院門跡(道忠法親王)が競望し、幕府から安堵されている(五〇・五二)。<sup>(4)</sup>その後相論が続くが、永正十四年(一五一七)智蓮光院宣世に奉書が下された(六四)。<sup>(5)</sup>九条家の寄進等によって、熊野本宮領となったものであろうか。

当荘内の碓山に、熊野神社の末社が奉斎されているのは、水陸交通の要地として、熊野本宮領となったことと関係があるろう。ちなみに、当地は寛永五年(一六二八)松平忠直(一伯公)の配所となったが、熊野社には彼の奉納した熊野縁起絵巻がある。

#### 注

- (1) 『史料大成』一七。
- (2) 新川登龜男「豊後守源季兼論」(渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世社会の研究』、第一法規出版、昭和五十六年十一月)。
- (3) 田沼睦「九条家領」(『国史大辞典』四、吉川弘文館)。

(4) 『尊卑分脈』二(『新訂増補国史大系』五九、二五二頁、兼平伝)。

(三) 国領判田郷

倭名抄の判田郷の一部が国領として残存した。弘安八年(二二八五)の「凶田帳案」には「国領判田郷三拾丁」とあり(号<sup>五</sup>)、極めて小所である。「高国符者、笠和・荏隈・半太郷最中也」とあるのをみると(号<sup>四</sup>)、荏隈・笠和両郷に挟まれた現大分市元町付近に拓かれた勝津留(高国府)の対岸(大分川右岸)に判田郷の位置を想定しうる。貞治三年(一二三六)の大夫氏時、永徳三年(一三八三)の大夫親世の各所領中に、「同国下郡号判田郷」とある下郡は(七・八号)、現大分市大字下郡に当り、中世の判田郷の故地であることは疑いない。

ところで、この中世の判田郷と、倭名抄判田郷の内と考えられる大分市大字上判田・中判田・下判田とは、凡そ七キもへだたっているのはどうしてであろうか。思うに倭名抄判田郷は、下郡付近の大分川右岸から、横尾・松岡を経て上・中・下判田地区に及び、さらに大野川右岸の戸次荘一帯に至る広大な地域に亘っていたものと推定される。この倭名抄判田郷が解体して、中世の判田郷と戸次荘の二地域となった。その次第は、戸次荘が撰関家領として立券された際(述<sup>次</sup>)、大野川左岸の大字松岡地域(一部は宇佐宮領丹生津留畠地となる)から右岸の戸次地域を含む良田地帯が、同家の権威によって占定されたい。従って残りの旧判田郷部分は三十町という僅かの土地のかけらのみとなり、上述のような飛地として分断されたものと思われる。

ではこの判田郷のうち、大分川右岸の小所である下郡が、特に「判田郷と号す」と注記され、同郷の中核的性格を付与されているのは、どうしてであろうか。大分川下流域右岸の下郡が判田郷となるのは、ここが大分川下流の

要路の津済、即ち渡津として官道上の要点であったと推定されることが原因と考えられる。<sup>(2)</sup> 大化改新の際、要路の津済では渡子が利用者から渡賃を取ることを禁じ、代りに田地を給した。<sup>(3)</sup> こうした交通路の国家公營主義が要因となり、この地が国領として確保されたのではなからうか。さらに推測を重ねると、「下郡」の地名からすれば、ここに郡衙の在ったことも考えられないではない。<sup>(4)</sup>

要するに、僅か三十町の小所にすぎない判田郷が国領となっていて、しかも飛地下郡が「判田郷と号す」と特記されていること等の背後には、「莊園公領制」成立期の複雑な政治関係のからんでいることが推察される。

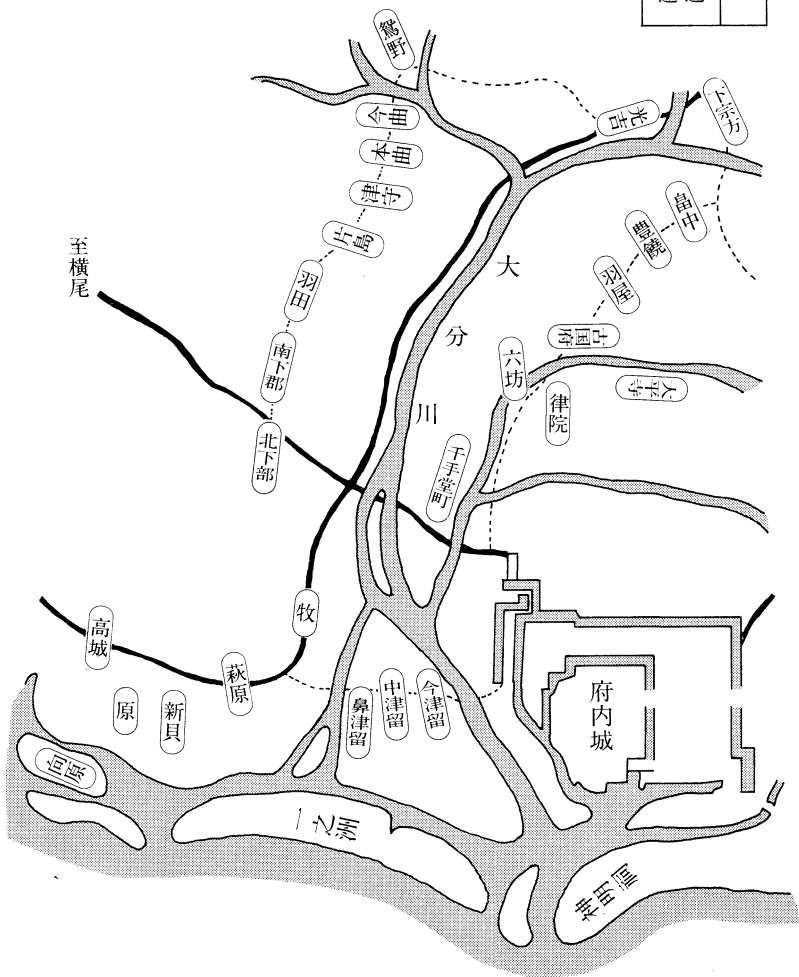
#### 注

- (1) 「令義解」雜令(『新訂増補国史大系』二二)。
- (2) 文化元年(一八〇四)作成の『豊後国志』付図「大分郡」によれば、府内城下から大分川を東向に渡河するには、(一)府内(渡河)↓今津留↓中津留↓鼻津留を経て裏河を渡り萩原に通ずる道と、(二)府内↓千手堂町↓(渡河)↓北下郡に至る二つがある。但し前者は小径で、後者が本往還らしい。大分川を渡った北下郡は横尾を経て毛井(海部郡)の丹生駅に至り、大野川を渡る往還と、光吉から牧に至る往還が交わり、又駕野から曲・津守・片島を経て下郡に合する小往還もある(次図参照)。下郡の交通上の重要性が十分に理解される。以上は江戸時代後期十九世紀初頭のことであるが、そうした基本的性格は余り変化がなかったものと考ええる。特に国府から津守に渡り日向道の丹生駅に至る官道は(『大分市史』上七五六頁)、次第に交通的価値を減じ、代わりに下郡の津が重視されるに至ったものではなからうか。
- (3) 新城常三「津」(『国史大辞典』九)。
- (4) 大分市教委が下郡遺跡を調査中。その成果が期待される。なお『大分市史』上(七二九頁)にも、「コオリのつく地名がある下郡も(郡衙の)一つの候補地としてよいであろう」と述べている。

## 大分川渡河点と下郡

(文化元年『豊後国志付団』(大分郡)に拠る)

<p>.....</p> <p>——</p>	<p>本往還</p> <p>脇往還</p>	<p>凡例</p>
------------------------	-----------------------	-----------



解  
説



#### 四 九条家領戸次荘

「倭名抄」判田郷の一部が荘園化して戸次荘の成立したことは、上記の通り。記録上に荘名が見えるのは、治承五年（一一八一）五月十一日の「皇嘉門院藤原聖子惣処分状」に、最勝金剛院領として、「（白杵）うすき・（戸次）へつき」と見えるのが初見である（号三）。最勝金剛院は久安四年（一一四八）藤原忠通の夫人准后従一位藤原宗子が法性寺内に建てた寺で、白杵・戸次荘は忠通の家司で豊後国司である源季兼が寄進したものらしい。（一） 皇嘉門院聖子は宗子の所生であるから、その所領が門院に処分されたものである。

この両荘が今後必ず一対として併称されるのは、何か事情がありそうである。成立・寄進の時期が同一であったからなのか、地理的に隣接していた為か、それとも預所職（又は領家職）が同一人であった為か、等々の場合が考えられる。もし両荘の預所職（又は領家職）兼帯が原因とするならば、国司源季兼が寄進者で、彼が「為募御勢」に、最勝金剛院に寄進したのかも知れない。（二） いずれにしても、「白杵・戸次荘」の成立の背後には、当時の中央・地方の複雑な政治のからみ合いのあることが想像される。

さて皇嘉門院は上記の処分状で、九条兼実の長子良通に譲ったが、良通早世のため兼実が管領した。兼実は元久元年（一一〇四）四月女子宜秋門院任子に譲り、女院万歳の後は順孫道家に譲り賜うべしと定めた（号五）。建長二年（一一五〇）道家は譲得の所領を、九条禅尼に譲り、一期の後は宣任門院（子彦）、その後は九条忠家に譲れと定めている（号七）。正応六年（一一九三）三月の「九条忠教家文庫文書目録」には「白杵」の名のみを記すが（号一〇）、これは従前の慣例からすれば、「白杵・戸次」の略称と考えられるので、当荘は九条禅尼↓宣任門院↓忠家↓忠教と伝領されたものと推定される。建武三年（一一三三）八月の「九条道教家領案」に「白杵・戸次庄領家職」と見える事実はこの

それを裏付けるもので、その後は、

九条忠教↓師教↓房実↓道教

と次第相伝されたものであろう。(4) 但しこれ以後の伝領関係は不明である。

永和元年(一三七五)七月、後醍醐天皇はこの両荘を、山城妙心寺内の玉鳳院に寄附しているが(四四)、その経緯や背景及び九条家との関係等、今後の研究課題として残される。

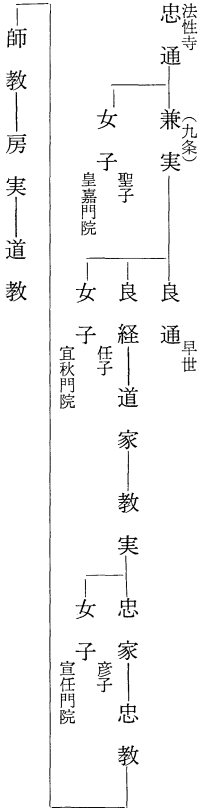
注

(1) 「東福寺文書」久安六年十一月二十六日、太政官牒案(『平安遺文』六、二七一三号)。

(2) 既掲、新川登龜男「豊後守源季兼論」(『九州中世社会の研究』)。ただしその時期は、豊後国司当任中か、解任後か判断としない。

(3) 同右。康治二年十月四日「源季兼寄進状」(『平安遺文』補六九)は、能登国若山荘を皇太后宮職(藤原聖子)に寄進した文書であるが、「為募 御勢」とある。

(4) 以上の複雑な伝領関係を、系図で示すと次の通りになる(『尊卑分脈』)。但し忠教以下は、歴代相伝であったかは不明。孫子相伝の場合がありうるからである。



(四) 宇佐宮領丹生津留畠地

宇佐宮領常見名田の一所。寛仁三年(一〇一九)待從中納言某が公家及び私の祈禱のため理趣分を始行し、その料所として家領を寄進したものの(二)号。これまで海部郡日杵莊深田に比定したり、大分郡の豊饒(在隈郷)に擬せられたりした。(一)ところが「大鏡」の「國々散在常見名田」の記載形式をみると、豊後国内では速見郡(朝見郷)、国東郡(田原別符・大田原別符・櫛来別符)、大分郡(勾別符・舟生津留畠地・勝津留)、日田郡五箇所の通り、郡別に分けて記載しており、明らかに丹生津留畠地は大分郡内にあることが示されている。形式的な類似地名の詮索よりも、史料そのものの精密な分析が優先することを示す一例であろう。

最新刊の『大分市史』は、豊後国府(古国府の高坂駅)からの官道を調査し、大野・海部郡方面の日向道に付いては、津守から米良・古城山の南を通って、大野川左岸である大分市大字松岡の字丹生(丹生前・永倉・馬場・丹生津留)に至る古道を検出し、この丹生の地に丹生駅を比定した。ここから大野川を渡河して、対岸の大分郡佐柳村深迫堀之口に上陸するというのである。(2)官道の調査から大分郡内に丹生・丹生津留の地名を発見したことによって、古代の丹生駅の所在地にはほぼ目度をつけただけでなく、宇佐宮領丹生津留畠地の所在についても有力な資料を提供した。近來まれに見る貴重な成果であった。(3)

ただ丹生駅は海部郡でなければならぬので、若干検討を要する。江戸時代初期大分郡松岡村(府内藩松平忠昭領、のち天領)と海部郡毛井村(臼杵藩領)とが、境相論をくり返している。その村界は、丹生津留ヶ鼻から対岸深迫堀之口見透しとある(六・七号)。毛井村は大分川左岸大分郡側にありながら、中世は海部郡に属し、しかも国領であった(後述)。おそらく官道上の重要渡河点(津濟)として国衙の掌握下に置かれたもので、丹生駅の所在地は毛井村に比定

すべきであろう(後述)。この地方は大野川の洪水が原因となって、河床・河岸・河道等が変化しており、そのため舟渡しや村境が移動したのである。これについては、毛井村の項で述べる。

## 注

(1) 中野幡能『八幡信仰史の研究』二四七頁に、

丹生津留は豊後臼杵郡丹生郷の低湿地の謂である。伏敵篇豊後臼杵の条に「豊後海部郡丹生郷二臼杵」とある(太宰府史料中世編二ノ二六〇)。臼杵庄深田は旧村名津留村であるので、深田は宇佐宮領丹生津留に相違ないのである。従つて石仏のある深田で豊後大神氏(臼杵氏)の所領になった地であり、石仏造立者は大神氏でその年代も寛仁三年以後という事になる。寛仁三年の宇佐大宮司は宇佐相矩である。

と述べている。なお「大神臼杵氏は蓮城の名の下に、宇佐宮領丹生津留に満月寺を造立し、石仏を彫造した(二六一頁)とも、また「丹生津留島」深田を中心とする臼杵庄」(三三六頁)とも記している。ところが氏は『大分県史』古代篇II(大分県、昭和五十九年三月)において、吉田東伍『大日本地名辞典』に従い、大分郡豊饒説に改めた(二四六頁)。

(2) 大分市史編さん委員会『大分市史』上、七五五〜七六〇頁。執筆者は西別府元日氏であるが、氏はのち「丹生駅と太宰府道・日向道をめぐって」(『大分県地方史』一二六)の論文で詳論した。

(3) 中野幡能氏は、『八幡信仰史の研究』(二八八〜二九〇頁)に、宇佐宮は荘園を立てる場合、駅家の所在地を中心とし、大宰府を押えたと述べている。この丹生津留島地は氏の説を補強する史料となろう。

## (六) 城興寺領高田荘

大野川下流左岸鶴崎地区を中心とし、海岸低地を含み牧に至る部分を占める。「倭名抄」の跡部郷の地に当るか(1)と推定するが、確証がない。弘安の「大田文案」には、城興寺領とある。城興寺は藤原道長の第二子教通の子、九条相国信長(寛治八年1194薨)が、応徳二年(1085)その館の地京都九条北鳥丸西に創建した九条堂に源を発

する。のち摂政忠通の時代に靈夢により、殿舎を改めて寺として城興寺と号した。<sup>(2)</sup>正確な年代は未詳であるが、保安二年(一一二二)から保元三年(一一五八)までの摂政時代であることに間違いない。この頃高田荘も同寺の所領として寄進されたものではあるまいか。

ただしこれより先、康和五年(一一〇三)信長後家(小野宮定頼女)は、九条堂を白河法皇に寄進して御願寺となった。<sup>(3)</sup>こうした関係を見ると、城興寺は皇室と摂関家の共同管理の観がある。城興寺はのち天台座主叡雲法親王(鳥羽院第二皇子)が伝領し、以仁王に付属し、次は天台座主明雲(叡雲弟子)が伝領した。<sup>(4)</sup>明雲死後は後白河院の管領となり、崩後は後鳥羽天皇の後院領となったらしい。<sup>(5)</sup>これ以後天台三門跡の一である青蓮院の知行となったようである。<sup>(6)</sup>同門跡は皇族・摂関家から多く出ているので、城興寺及び同寺領の寄合支配は最も自然な形で行われたものと考えられる。ただし、高田荘が青蓮院領となっていたことの確証は、遺憾ながら未だえられていない。

#### 注

- (1) 「倭名抄」の大分郡の郷名記述の順序からすれば、この地域に跡部郷(及び笠祖郷)の存在が考えられる。
- (2) 城興寺『華頂要略』八三(『大日本史料』三の三、嘉保元年九月三日条)。
- (3) 『中右記』康和五年三月十一日条(『史料大成』九)。
- (4) 『山槐記』治承三年十一月二十五日条(『史料大成』二〇)。
- (5) 『玉葉』建久三年九月二日条。
- (6) 『大日本史料』三ノ三、嘉保元年九月三日条所引「門葉記」。

#### (七) 国領毛井村

大野川左岸の大分郡側に立地しながら、飛地となって海部郡に属していることは既述。弘安の「大田文案」に

は、「国領毛井村拾町」とあり、わずか十町の小所ながら国領である(一六)。あるいは河道の変遷によるかとも考えられるが、地形的に見て、また国領海部郡柴山村(現大野郡千歳村大字柴山)の例等から類推しても、政治的要因の方がより強かったのではないかと思われる。

江戸時代初期の大分郡松岡村と海部郡毛井村との境相論に関する「毛井村庄屋書上覚」(七)によれば、

御料松岡村与、同国臼杵領海部郡毛井村与之境者、毛井村之内、字丹生津留ヶ鼻与申所より、○中同領川向大分郡

佐柳村之内深迫堀之口与申所ニ見通し、則大分・海部両郡之境ニ而御座候、右見通し往古者、往来之道筋ニ而、

此道筋半分松岡村・毛井村之境ニ而御座候、○中尤本往還ニ而 上使御通行之節、深迫る毛井村江涉り候場所ニ

而有之候、(圍点筆者)

とある。毛井村側の主張であるが、丹生津留ヶ鼻は同村の内、ここから対岸深迫を見通した線が村(郡)境で、これが往古からの道筋で、上使等が深迫から毛井村に渉る本往還であった、というのである。以上について、近來河瀬が変動し渡場が火振・宮河内付近等の下流まで下ったが、やはり「深迫渡り」とよんだ、と(七)。渡場の変動により、松岡村が境を越えて毛井村内に鼻を作り(六)、しかも上使通行の道造りは松岡村が全く協力しなくなった、というのが毛井村庄屋側の訴えの要旨である。

以上によると、丹生のつく地名は必ずしも莊園丹生津留鼻の内だけではなく、丹生津留鼻は毛井村の内といい、対岸深迫からの渉場本往還は両村界を通ったが、渡津は毛井村の方であつたらしい。この点からすれば、古代の丹生駅は毛井村側にあつたとしなければならぬ。それは同駅が海部郡に属したという「風土記」・「延喜式」等の記述と整合するもので、殆ど疑問の余地はない。

つまり毛井村は、古来から日向道の大野川の渡河点で、ここに丹生駅が置かれた津濟つゐが(津渡)としての要衝であった。そうした交通上(政治上)の必要性から、この地を豊後国衙が確保し、そのため中世まで国領として存続したのと思われる。宇佐宮領丹生津留畠地は、そうした官道の駅家付近の要地をねらって立荘されたものと見るべきであろう。<sup>(2)</sup>大分川・大野川の沿岸には、所々に小規模な国領の点在することが注意される。既述の判田郷(下郡)や柴山村等がこれであるが、これらはすべて古代以来の重要渡河点であることで一致する。

#### 注

(1) 弘安八年「豊後国大田文案」(「大佐井郷史料」六号)参照。

(2) 宇佐宮は、官道の駅家の所在地に莊園を立てたという中野氏の指摘は示唆するところが多い(『八幡信仰史の研究』二八八〜九〇頁)。尚この点については、前項『大分市史』及び西別府元日氏論文参照。

#### (八) 国領大佐井郷・同小佐井郷

いずれも海部郡に属し、大野川右岸河口より東の海岸低地から、南の洪積層台地の部分を占める。令制の佐尉郷の地で、これが大・小の二郷に分かれたものである。弘安の「大田文案」では、何れも国領で、前者は五十町、後者は七十町で、<sup>(1)</sup>何れも小所である。

この地は大野川河口右岸の海岸部で、東は佐賀関をもつ佐加郷に連なる。佐加郷が国領であることを思えば、やはり海上交通の要地として国領として残されたものであろう。

「杵原八幡宮文書」によれば、これらはすべて「国衙沙汰郷々役」として、一宮由原宮の行幸会等の祭礼には、

流鏑馬六騎 一番 三重郷 二番 佐賀郷 三番 阿南庄  
 四番 大佐井 五番 直入郷 六番 国東郷  
 小佐井

の如く(大佐井郷、史料八号)、流鏑馬役を勤仕する慣例であった。こうした国衙役の伝統は、文龜元年(二五〇二)までつづいている(種田荘史、史料八号)。右のうち阿南庄は寛喜二年(一二三〇)までは国衙領で、この年に由原宮大神宝料所として荘園化したもので、おそらくこれも国衙役勤仕の伝統を継承しているものと思われる。

注

(1) 「大田文案」には小佐井郷の面積を記さないが、「豊後国田代注進状案」諸本(『大分県史料』三六)には「七十町」と見える。

(2) 『杵原八幡宮文書』(『大分県史料』九)三三、豊後国阿南庄文書案。

### 三 下地組織と在地領主層の発展

下地収取組織である名と、小地頭職について述べ、鎌倉期を中心とした在地領主制の様相を略述する。

(一) 種田荘

弘安「岡田帳」によると、名と小地頭職は左の通りである。後の文書には「本名七名、(後)ゑた名而十名」とあり(一二一、七号)、表と一致する。

表によると、種田有秀が上義名・乙大名の二名、豊前大炊藏人能泰(吉藤又は野津原氏を称す)が吉藤名・永富名、



名	面積	小地頭職
上義名	五六、六 <small>(前)</small> 、 <small>(反)</small> 、 <small>(歩)</small>	植田大輔房有秀
乙犬名	六〇、八	同人
吉藤名	四〇	豊前大炊藏人能泰
永富名	一六、一、三二〇	同人
行弘名	三七、一	
松武名	一六、二、一八〇	松尾惟泰跡
千歳名	一八、七	相模国御家人川村清秀 <small>法名戒惠</small>
重国名	一五、三	植田有綱跡 <small>(四条侍從殿知行、長谷王入道信寛)</small>
光吉名	五二	大友頼泰
福重名	一八、二、二四〇	利根頼親

植田荘の名田と地頭職

重国名も前は植田有綱の知行とある。なお「筑後太田吉蔵本大神系図」では(付録一)、光吉名も植田実綱の時欠所、行弘名も植田親綱の知行とあり、十名中七名まで元来植田一族の所領であったことがわかる。松武名の松尾惟泰も、阿南荘松武名の松尾氏と同族らしく、八名まで大神一族が知行していたことになる。吉藤名野津原郷は植田有綱が、源平合戦に豊前路から大宰府を攻めて平家を追い落とし、その勲功の賞として賜わったとあるが(太田本大)、植田一族は郷司家として以前から当郷に蟠居していたものであろう。植田氏が地頭職を帯していた上義・乙犬・吉

藤・永富・行弘・重国・光吉の七名が本名であろうとする説は、ほぼ妥当であろう。<sup>(1)</sup>

しかし鎌倉時代に入って、大友氏の勢力が浸透し、光吉名は大友頼泰、福重名は大友一族利根氏に帰し、千歳名は相模国御家人川村清秀が小地頭職を帯している。川村氏は大友能直の祖父波多野経家の兄河村秀高四世の孫とい<sup>(2)</sup>う。大友氏の姻族として下向したものであろう。吉藤名・永富名二名を兼帯する豊前蔵人能泰は大友親秀の三男

で、吉藤(野津原)忠綱が能泰の子朝綱を養って嗣とした。ところが忠綱の死去により家臣の内紛があり、ついに大友氏に請うて朝綱の父能泰を入れて野津原城督としたものである<sup>(大神系図)</sup>。従ってこの両名も表は植田一族ながら、実は大友氏の支配下に入っていたことになる。

しかし植田一族の勢力は牢固として抜くべからざるものがあり、上義・乙犬両名兼帯の大輔房家は飛来山靈山寺の執行職を帯し、南北朝期の有快は、上義・乙犬・上乙犬・下永富・吉藤・福重渡地内知行地半分地頭職を兼ね<sup>(三七号)</sup>、同族寂円<sup>(系譜未詳)</sup>は大友氏の守護代に任じられていた<sup>(三五・三六号)</sup>。この頃が植田氏の最盛期であろう。

## 注

(1) 『角川日本地名大辞典』四四、大分県、「植田荘」条。

(2) 「豊後国岡田帳考証」(『大分県史料』三二〇)。但し「河村系図」(『続群書類従』六)と世系が若干異なる。

## (二) 津守荘

当荘の名と地頭職は、左表の通りである。表の通り、弘安「岡田帳案」の記載では「五名九拾六丁」とあるが、勾保までを集計しても百三十一町余となって全く合致せず、また同荘全体を集計しても百五十九町五反三十九歩と

荘	名田	面積	地頭職
津守莊 一七〇町 <small>集計 一六九町 一七〇町 九反三三〇歩</small>	光永名 〔恒元名〕 別作 岩屋 片島 勾保 福成名	一六、八 <small>〔反〕</small> 、九〇 <small>〔歩〕</small> 一〇、三、二一〇〕 二一、七、九〇 二六、九、二四〇 二〇、一、九〇〕 四六、一、三〇〇 二七、八、三〇	五名、九六町 地頭職御所女房輔御局 御家人勾兵衛次郎惟益 <small>法名智行</small> 同藤左衛門尉尚泰 <small>法名行日当知行不分明</small> 御家人數戸小次郎真直 <small>法名寂蓮</small>

津守荘の名田と地頭職

なって、十町余の不足を生ずる。内閣文庫蔵「豊後田帳」<sup>(1)</sup>と比較すれば、明かに「恒元名十町三段半三十ト」が脱落し、なお若干面積の異なる所がある〔表中「<sup>(1)</sup>」内数字。これを加えると、五名は完全に九十六町となり、全荘田も百六十九町九反三百三十歩となり、殆んど記述と合致する。

当荘の場合、本名と考えられる五名のうち、最後の岩屋以外にすべて地頭職の記載のないのは、如何なる理由によるのであろうか。岩屋の「地頭職御所女房輔御局」は、宮中奉仕の女房らしい。「五名九拾六丁内」として、五名と面積を記し、最後の岩屋のみに地頭職を記したのは、この地頭職が五名全体にかかることを意味するのではなからうか。とすれば、この五名は九条家と関係ある御所女房輔御局に得分を与えるため、九条家が別納名として支

配したものかとも考えられる。

勾保の地頭勾惟益(法名・智行)・同尚泰(法名・行日)は、開発領主勾六郎藤原貞平(仮名内・蔵富近)の後ではなからうか。福成名は地頭敷戸真直(法名・寂蓮)からすれば、今日の敷戸付近に立地するらしく、おそらく別名であろう。建武年中に見える敷戸寿延(一三〇号)は、その後裔であろう。勾保内一法師名半分(号滝下・未安)地頭職は、建武元年(二二三四)山内首藤俊秀が繪旨によって与えられたが(号一〇)、永享二年(二四三〇)大友一族利根幸秀が代官職を仰せ付けられている(三五・三六号)。戦国期には、勾保社納銭の社納使役・蔵方等を大友氏の重臣臼杵鑑増らが請負っている様であるが(七一・八六号)、遂には宇佐永弘家の不知行地の中に数えられるに至っている(九〇号)。

## 注

(1) 『大分県史料』三五所収。「田代注進状案」系統の写本に見える。

## (三)判田郷

「岡田帳案」の判田郷は、地頭職の記載がない。前に国領荏限郷があって地頭職は大友頼泰、後に笠和郷があって同じく大友頼泰である以上、おそらく「同人」の脱落であろう(頼田荘・一四号)。南北朝期は大友氏時・親世の所領注進状に、「同国下郷号判田郷」とある以上(七・八号)、一貫して守護領であったものと思われる。大友氏が在国司職以下の国衙諸職を掌握し、国衙領を支配する次第については、別に論じたので省略する(一)。本郷もその国衙領のうちの一所である。戦国期には大友宗麟の女婿清田鎮忠が、上・中・下判田地域を領していた(三二・三三・三六・四二号)。

## 注

(1) 渡辺澄夫「豊後国衙領と大友氏」(『増訂豊後大友氏の研究』第一法規出版)。

#### (四) 戸次荘

「凶田帳」では九十町の荘園ながら名を記さず、地頭職も戸次時頼・重頼・利根次郎頼親の「各知行難存知」とあって、戸次一族間の分領関係も全く判明しない。当荘にはもと、豊後大神氏系の戸次惟澄が地頭としていたが、大友親秀の次子重秀を養って養子とし、跡を嗣がせた(六号)。これから大友戸次氏が地頭職を伝領することになる。

鎌倉時代末期、探題北条実政の治世には、戸次貞直は引付衆(三番)に名をつらね、随時時代には一番引付衆、英時時代には戸次重頼(カ)が一番引付衆となっている。嘉暦二年(一三三七)には、戸次貞直(安熙)と同重頼(カ)が鎮西評定衆に任ぜられている(一二号)。南北朝期永和三年(一三七七)戸次浄心(重親)は、当荘内壇原村以下の当国内外の所領を、大友氏時に寄進した(三八号)。永徳三年(一三八三)の親世所領中に「戸次庄切畑名」が見えるが(四八号)、大友氏勢力の浸透は顕著ではない。戸次浄心の所領寄進が、何かこれと関連を有するのではなからうか。室町時代初期、戸次氏は日田・佐伯・田原諸氏とともに、御所奉公の小番衆として、各三人が奉公衆に任命されている(五一号)。しかし戸次直世の時、將軍義満の勘気を蒙り「直勤を止め」られたとある(田原系図)。原因は不明であるが、今後戸次氏の発展が停滞するのは、このためではあるまいか。

戦国期に大友宗麟の重臣戸次鑑連が出て、筑前立花城督となって島津軍を支え、柳川立花氏の祖となることは周知のところである。荘内利光の鶴賀城は、天正十四年(一五八六)島津軍侵入の際、守將利光宗魚が戦死し、その近くの中津留河原は大友・仙石・長曾我部軍が薩軍に大敗し、長曾我部信親の戦死の場として知られている(六五号、七二号)。

## (五) 丹生津留畠地

下地は二十町<sup>(二)</sup>号、あるいは二十五町ともあるが<sup>(三)</sup>号、下地組織・地頭等については全く所見がない。永徳三年(一三八三)の大友親世の所領中に「丹生津留村」が見えるのは<sup>(五)</sup>号、大野川渡河点の要津として守護領となつたものであろう。

## (六) 高田荘

養和元年(一一八一)二月、緒方惟栄等に呼応して挙兵した高田隆澄は、当荘の住人かと推定されるが、<sup>(一)</sup>確証を欠く。弘安「凶田帳案」では、本荘百八十町の地頭は三浦介入道殿、加納と思われる牧村二十町は牧惟行<sup>(法名)</sup>と木付能重が相論中とある<sup>(三九・四〇号)</sup>。三浦氏は宝治合戦で一族が族滅せられたが、同一族中、盛連だけが加担しなかつたため、のち子盛時が三浦介を認められ、その後、三浦介は頼盛―時明―時継―高継と子孫が相伝した。三浦介の当荘地頭職も、宝治合戦の勲功の賞として給与されたものであろう。弘安当時の三浦介は盛時の子頼盛であらう。

文永二年(一二六五)から同十年にかけて、大隅国正八幡宮遷宮大神宝等役が九州六か国二島平均役として賦課され、当荘にも使者が入部した。地頭代藤原盛実なる者が、関東御家人である正地頭の權威を仮り、官府使・催使等に對し、対捍・狼藉を強行している<sup>(一一)</sup>号。この正地頭こそ右の三浦介に他ならず<sup>(二)</sup>号、同氏は鎌倉に在勤しながら、地頭代による支配を行っていたことが判る。

建武二年(一三三五)三浦時継は北条時行に加担して滅ぼされたが、子高継は尊氏に従い大介職及び高田荘地頭職

名・村	間数	在地領主(給人)	現在地比定
門田名 <sup>(カ)</sup>	六四二	狭間田氏(九〇・九八号)	大字皆春
別保名	七一八	大久保氏(七四号)	大字皆春・森町・森
成松名	五三七	徳丸氏(六〇)一号・ 平林氏(六四)五号)	大字松岡
徳丸名	六四二	徳丸氏・中村氏(五七)九号)	大字下徳丸
徳丸村 <sup>(カ)</sup>	二四〇		同右
徳久名	四三五		
猪野名	三三〇	大久保氏(七四号)	大字猪野
猪野村 <sup>(カ)</sup>	一五〇		同右
用分名	一〇九三		大字高松 <sup>(カ)</sup>
三川名	七六二	大久保氏(七四号)	大字三ツ川
藤嶋名	一一一六	後藤氏(七二号)	大字鶴崎
種具名	四八八	種具氏?(八八号)	大字種具
牧村	二〇 <sup>(町)</sup>	牧惟行(念照)・木付能重相論	大字牧

高田荘の名・間数及び在地領主

等を宛行われている(四二)。<sup>(四二)</sup>しかし、正平六年(一三五二)將軍足利義詮が、三浦介(高繼)跡高田荘を大友氏時に勲功の賞として宛行っている事実は(四七)、三浦介の支配が終りをづけ、守護大名大友氏の所領に編入されたことを物語る。これは、大友氏時・親世の各所領注進状にも引き継がれており(五一)、<sup>(五一)</sup>大友氏の領国形成の一環をな

していることが判る。

当荘の地下組織は、戦国期天正五年（一五七七）のものながら、「間別調帳」によって知りうる。前表の通りである（但し牧村は鎌倉期の凶田帳により追加。名の給人は室町戦国期の文書中より判明するものを記入）。成松名は戸次荘に属する松岡の中であるが、もともと入組関係であったか、それとも後世的形態であるか不明である。名は大友氏の被官化した給人の給地と化し、地付きの名主の子孫は、徳丸名の徳丸氏・中村氏、種具名の種具氏、藤嶋名の後藤氏等にその面影を止めるにすぎない。

注

- (1) 『吾妻鏡』養和元年二月廿九日条。『太宰管内志』下豊後大分郡高田荘条に、「高田次郎隆證等」とある高田も、この高田を云なるべし」とあり、久多羅木儀一郎『鶴崎町史』もこれを認める（三三頁）。ただし「豊後大神系図」には、その名は見えない。
- (2) 表中「徳丸村カ」・「猪野村カ」の「村カ」は、右『豊後鶴崎町史』は、いずれも「目」としている。

(七) 毛井村

嘉禎二年（一二三六）七月廿八日「將軍家政所下文」により<sup>(五)</sup>、信濃国埴科郡英多<sup>あがた</sup>荘地頭平林（津守）頼宗が、承久乱の勲功賞として毛井社地頭職に補任された。「毛井社」とあることについては、「豊後国志」には「毛井祠」として、

古祠、嘉禎年中平林氏掌祠、<sup>○中</sup>不知祭何神、今称曰八幡、

と説明するに止まっている。大野川渡河の要津としてこれを守護する神祠が毛井社として祀られ、その社付属の所



領の管掌者が「毛井社地頭職」であろう。ところが、その社領が国領であることは、毛井社は小祠ながら国衙が奉祀していることに外ならず、従ってこれは丹生駅とも無関係ではありえないであろう。つまり毛井社地頭職は、同社の祭礼・所領の管掌を行うのみならず、丹生駅及び大野川津渡の管理責任者でもあったことになる。平林氏を別に津守姓をもって記している事実については、これまで別に気にも止めなかったが、以上の如く考える時、看過してはならない意味を有していることが判る。つまり平林氏は丹生駅のある国領毛井村の津守であったのである。<sup>(2)</sup>平林頼宗が下向土着して以来、同氏が地頭職を一姓相伝して戦国期に至ったことは、そうした社職と関係があるのではなからうか。

毛井社はその後河道の変遷によって社地を移動したことも考えられ、『国志』には「曰八幡」とある。現在の毛井八幡がこれであろうか。<sup>(3)</sup>令制の弛緩・駅制の衰頹等によって、本来の意味が失われ、毛井村の鎮守としての性格に変質したものと考える。

#### 注

- (1) 国衙奉祀とは必ずしも祭礼の勤仕を意味せず、社領が国領である以上、経済を国衙が支持するという意である。
- (2) 嘉禎二年(一二三六)の「將軍家政所下文」に「津守頼宗」と見える故、毛井に下向して後に津守の姓が生じたとは判断しえない。しかし、信濃の平林氏に津守の姓は見えないし、『姓氏家系大辞典』三、九〇九四―五頁、「豊日志」には「津守頼宗は平林四郎と称す。承久の役に関東に属し、功を以って、豊後国毛井荘の地頭職を賜ひ、因りて津守氏と称す」とある(同上、五〇九五頁)。

- (3) 『豊後国凶田帳考証』(『大分県史料』三五)において、後藤碩田は「毛井社は今の宮河内にある所、若宮八幡宮也」と注している。「深迫渡り」が宮河内付近まで下がった<sup>(4)</sup>とある事実からすれば、可能性はあるが、ここは大野川東岸で、毛井村の内であったかという問題が残る。しかも今日の宮河内の社は阿蘇社で、八幡社は存在しない。

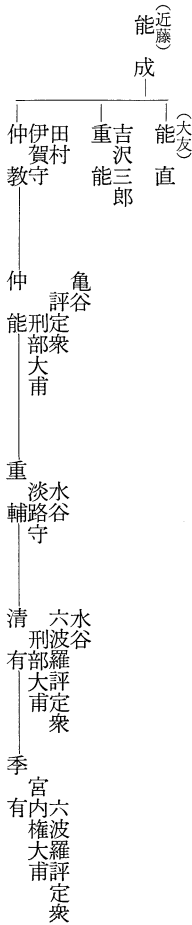
六 大佐井郷

弘安「大田文案」では、面積五十町歩、地頭は亀谷刑部大輔入道とある。亀谷刑部大輔は近藤能成の子で、大友能直の弟の田村仲教の子仲能である<sup>(1)</sup>。彼は評定衆であったから、おそらく自身は下向せず、代官を派遣していたものと思われる。元弘三年(二三三三)後醍醐天皇が大佐井郷地頭職等を阿蘇大官司宇治惟直に宛行っているのをみると<sup>(9)</sup>、亀谷氏は幕府方として滅ぼされ、没官されたものらしい。仲能の孫清有、清有の子季有とともに六波羅評定衆であったので、北条氏に殉じたものであろう<sup>(2)</sup>。

南北朝期には、征西將軍から阿蘇惟時が安堵される一方<sup>(11)</sup>、大友氏時・親世は將軍家から勲功賞として宛行われている<sup>(12)</sup>。おそらく南朝方の安堵は、最優勢期以外は実質の伴わない空手形であろう。文明年間から戦国期に見える大佐井氏は<sup>(13)</sup>、当郷生えぬきの在地領主であろうか。当郷については、下地組織や小地頭職等について知る手がかりが全くない。

注

(1)(2) 『尊卑分脈』第二、左大臣魚名公五男伊勢守藤成孫(『国史大系』五九)によると、次の通りである。



(九) 小佐井郷

「図田帳」諸写本には面積が見えないが、内閣文庫「豊後田帳」<sup>(1)</sup>等の「田代注進狀案」には「七十町」と記しており、大佐井郷よりも広大である。地頭職は肥前国御家人草野次郎経永とあるが、彼の地頭職獲得の時期・経緯等は未詳。南北朝期には、足利尊氏・同義満から、角達一揆に対し、佐伯荘(佐伯山城守跡)とともに、草野筑後入道跡小佐井郷地頭職が宛行われている(七・一〇号)。ただし角達一揆の知行の実態・知行期間等も未詳である。貞治三年(二三六四)の大友氏時の所領中に見える所からすれば(九号)、守護大友氏が代表して管領したものであろうか。天文十九年(二五五〇)の二階崩れの変に関係する小佐井大和守は、当郷小佐井氏の後裔である(二〇号)。

注

(1) 『大分県史料』三五所収。「碩田叢史所載」とある。本帳は既述津守荘「恒元名十町三段半三十歩」の脱落を補う等、参照すべき所が多い異本である。

## 四 参考文献

(一) 市町村史誌

- (1) 大分市役所編『大分市史』 大分市発行  
大正四年四月。
- (2) 大分市編『大分小史』 大分市発行  
昭和六年四月。
- (3) 伊藤正男編著『大分市誌』 全国市町村誌刊行会  
昭和十二年五月。
- (4) 大分市史編纂審議会編『大分市史』上・下 大分市役所  
昭和三十年三月～三十一年三月。

- (5) 大分市史編さん委員会『大分市史』上・中・下 大分市発行 昭和六十二年一月・十二月、同六十二年三月。
- (6) 野津原町編『郷土史野津原』野津原町発行 昭和五十五年三月。
- (7) 大分市立松岡小學校編『ふるさと松岡』同校発行 一九九〇年七月。
- (8) 久多羅木儀一郎他編『高田村史』鶴崎町 大正九年六月。
- (9) 久多羅木儀一郎著『鶴崎町史』上 鶴崎町役場発行 昭和十二年十一月(五十三年再刊)。
- (10) 安部光五郎編『鶴崎地方歴史年表』鶴崎地方歴史年表刊行会 昭和五十一年九月。
- (11) 明治村史編纂委員会編『明治村史』下郡平治 昭和五十四年十二月。

(二) 莊園関係

- (1) 渡辺澄夫「莊園制の発達」(『大分市史』上、国府時代第四章、大分市役所) 昭和三十年三月。
- (2) 同右「豊後国大分郡勝津留・津守荘・勾別符・植田荘——二豊莊園の研究六——」(『大分県地方史』二三) 昭和三十五年二月。
- (3) 中野幡能「神領と八幡信仰史の伝播」(『八幡信仰史の研究』第一部第三章、吉川弘文館) 昭和四十二年三月。
- (4) 佐藤満洋「天正末期の豊後国植田荘について——植田荘名々給人注文写の研究——」(『大分県地方史』八八) 昭和五十三年四月。
- (5) 新川登亀男「豊後守源季兼論」(『九州中世社会の研究』第一法規) 昭和五十六年十一月。
- (6) 海老沢衷・渡辺澄夫「莊園公領制の変遷と庶民生活」(『大分県史』中世篇Ⅰ、第四章、大分県) 昭和五十七年三月。
- (7) 海老沢衷・中野幡能「二豊莊園の展開と国衙領」(同右、古代篇Ⅱ、第三章、大分県) 昭和五十九年三月。
- (8) 伊藤勇人「開かれた大分の原野」(『大分市史』上、第四章三、大分市) 昭和六十二年一月。
- (9) 西別府元日「丹生駅と大宰府道・日向道をめぐって」(『大分県地方史』一二六、昭和六十二年七月)。
- (10) 橋本操六「中世の土地制度」(『大分市史』中、第二章、大分市) 昭和六十二年十一月。

(三) 戦史

- (1) 佐藤蔵太郎『鶴賀城戦史』得丸悦治刊、大正十五年五月。

(四) 社 寺

- (1) 松本浩通編『国幣中社西寒多神社略記』同社務所、昭和七年。
- (2) 西寒多神社社務所編『国幣中社西寒多神社略記』同社務所、昭和十一年。
- (3) 広瀬雄次郎編『大分郡市神社誌』若宮八幡社務所、昭和十一年。
- (4) 高原三郎『大分県内神社考集』私家版、昭和四十七年。
- (5) 大分郡寺院史頒布会『大分郡市寺院史』同会発行、昭和十二年。

(五) 金石文・文化財・美術

- (1) 日名子太郎『大分県金石年表』日名子泰蔵発行、昭和十五年七月。
- (2) 大分県教育委員会『大分県の文化財』同会発行、昭和四十年二月。
- (3) 大分市教育委員会『大分市の文化財』I～IV、同会発行、昭和四十六年三月～同六十二年三月。
- (4) 大分県総務部総務課編『大分県史美術篇』大分県、昭和五十六年三月。
- (5) 望月友善『大分の石造美術』木耳社、昭和五十九年九月。

## あとがき

本『史料集成』の編纂に着手してから、足かけ七年目になります。余り永くは大学当局に迷惑はかけられないという気持と、喜寿を通りこした年波とも考え併せますと、焦りを感じることが多い昨今です。

そこで年二冊出版の計画をたて、原稿の編集に微力を傾倒しましたところ、この方面はまずまずの進行ぶりです。すでに第六卷(海部郡)は入稿済み、第七卷(大野郡・直入郡)の大野郡はほぼ完成し、今は上・下の巻編成に頭をなやましている段階です。残るは日田・玖珠二郡の第八卷ですが、これも半ばは完成しこれらを合せて、二年以内には完成させたい計画です。

ところが、本年になって特に組版の遅滞が目だってきたことは気がかりです。本巻の完成が遅れたのも、このためです。時代の趨勢とはいえ特殊技術を要する熟練工の減少が原因とすれば、不可抗力ともいえませんが、拱手傍観はゆるされません。事情調査の上、予定計画の遂行に、諸方面の協力を仰ぎ、万全を期する覚悟であります。

引き続き、読者の御支援をお願いします。

平成二年九月七日

編者

編者略歴

明治四十五年大分県に生まれる。昭和十四年広島文理科大学史学科卒業。大分大学助教授、教授を経て、現在別府大学客員教授、文学博士。現住所―870大分市大石町四―三。主要編著書―大分県史料（共編）、大分県の歴史、増訂畿内庄園の基礎構造、大和国若槻庄史料一（四）（共編）、豊後国大野庄史料、増訂豊後大友氏の研究、豊後国田原別符史料、豊後国来繩郡・小野庄・草地庄・都甲史料、庄・真玉庄・白野庄・香々地庄、豊後国東郷・竹田津庄・伊美史料、庄・岐部庄・姫島・武蔵郷史料、豊後国安岐郷・八坂（上）史料、下・新庄・山香郷史料、豊後国日出庄・大神・藤原庄・朝見郷史料、石垣庄（同別符）・龍門庄・由布院、豊後国和郷・勝津留・笠史料、和郷・賀来庄・阿南庄史料、

『別府大学史料叢書第一期』

豊後国

莊園公領史料集成五（下）

豊後国植田庄・津守庄（同勾保）・戸次庄・丹生津留島地・高田庄史料

毛井村・大佐井郷・小佐井郷

平成二年十月三十一日発行

編者 渡辺澄夫

発行所 別府大学附属図書館

別府市北石垣八二番地

郵便番号 八七四―〇一

電話〇九七七（六七）―〇一〇一（代表）

発行者 附属図書館長

岸野晋一

印刷 佐伯印刷株式会社

大分市古国府十一組

電話〇九七五（四三）―一二二一